

福山市地域防災計画

(資料 編)

2024 年度 (令和 6 年度) 修正

福 山 市 防 災 会 議

目 次

(資 料 編)

1 各種協定・覚書

(1) 広域・相互応援協定

広島県内航空消防応援協定書（広島市）	1
広島県防災ヘリコプター応援協定（広島県）	3
災害時の相互応援に関する協定書（県内市町）	5
中核市災害時相互応援に関する協定（中核市）	9
中核市災害時相互応援に関する協定実施細目	19
災害時の相互応援に関する協定書（備後圏域連携協議会）	22
瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定 （瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会）	26
龍馬の絆で結ぶ災害時相互応援に関する協定書 （鹿児島市、霧島市、長崎市、下関市、福山市、京都市、品川区、高知市）	30
災害時の相互応援に関する協定書 ※圏域間協定 （中海・宍道湖・大山圏域市長会）	32

(2) 物資等の供給関係

災害時における物資供給に関する協定書 （株式会社エブリイ、株式会社ププレひまわり、株式会社ユーホー）	36
津波災害等大規模災害発生時における施設の使用等及び物資の供給に関する協定書 （協同組合福山卸センター）	41
災害時における物資の調達に関する協定書 （広島県LPガス協会 福山地区協議会、府中地区協議会）	44
災害時における物資供給に関する協定書（坂本電気工事株式会社）	50
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書 （株式会社アクティオ中国支店）	53
災害時における物資供給に関する協定書（株式会社イトーヨーカ堂）	55
災害時における物資供給に関する協定書（株式会社なかやま牧場）	57
災害時における物資供給に関する協定書（株式会社ハローズ）	59
災害時における物資供給に関する協定書（株式会社天満屋ストア）	61
災害時における物資供給に関する協定書（株式会社天満屋福山店）	63
災害時における物資供給に関する協定書（広島県東部パン組合）	65
災害時における物資供給に関する協定書（株式会社ミスターマックス）	67
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）	69
災害時における物資供給に関する協定書（アサヒグループ食品株式会社）	72
災害時における物資供給に関する協定書（株式会社ケンユウ）	74
災害時等における物資供給に関する協定書（株式会社寺田鉄工所）	76
災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書（株式会社ダイワテック）	78
災害時における物資供給等に関する協定書（生活協同組合ひろしま）	83

災害時における物資輸送拠点としての施設利用及び運営等の協力に関する協定書 （株式会社福山地方卸売市場、福山大同青果株式会社、株式会社福山魚市場、福山塩干荷受有限会社、備後青果株式会社、福山大協青果株式会社、福山青果株式会社、株式会社クラハシ、株式会社福山中央水産）	87
災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書（株式会社ダスキン福山）	92
災害時における畳の提供等に関する協定書 （5日で5,000枚の約束。プロジェクト実行委員会）	97
災害時における物資調達等の応援協力に関する協定書 （一般社団法人福山青年会議所）	101
災害時におけるレンタル用品の提供に関する協定書 （日立建機日本株式会社福山営業所）	105
災害時における物資供給に関する協定書 （株式会社ジュンテンドー）	107
災害時における物資供給に関する協定書（株式会社イズミ）	109
災害時における物資供給に関する協定書（NPO 法人コメリ災害対策センター）	111
災害時における物資供給に関する協定書（大東建託株式会社福山支店）	114
災害時における物資供給に関する協定書（コーナン商事株式会社）	117
災害時における物資供給に関する協定書（トウショク株式会社）	120

(3) 緊急避難場所関係

津波災害等大規模災害発生時における施設の使用に関する協定書 （福山市遊技業協同組合、福山テクノ協同組合、福山西遊技業組合、福山北遊技業組合）	123
津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書 （株式会社天満屋ストア、日本化薬株式会社）	133
津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書 （株式会社フタバ図書アルティ福山本店）	136
津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書 （株式会社ラウンドワン福山店）	138
災害時等における一時避難施設としての使用に関する協定書（株式会社フジ）	140
津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書（株式会社ハローズ）	142
津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書 （独立行政法人国立病院機構福山医療センター）	144
災害時における施設の提供協力に関する協定書（神原ロジスティクス株式会社）	146
津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書 （日本リコス株式会社）	148
津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書 （有限会社あけぼのスタジオ）	150
津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書 （株式会社エーディジャパン）	152
津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書 （株式会社エスピービー）	154
津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書 （キソメック株式会社）	156

津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書 (株式会社ミウラ)	158
津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書 (福山共同生コン株式会社)	160
津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書 (アシードホールディングス株式会社)	162
津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書 (株式会社ケンユー)	164
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書 (株式会社福山臨床検査センター)	166
災害時における施設の提供協力に関する協定書 (ツネイシホールディングス株式会社)	168
津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書 (日本化薬株式会社、株式会社イズミ)	170
災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書 (株式会社ウダテクノ、有限会社エキヤパッケージ、こだま食品株式会社、有限会社サ ブレ、株式会社ダイフク工業、有限会社ティーエスケー、トウシヨク株式会社、株式 会社なかやま牧場、ホーコス株式会社、有限会社マルエス紙工、株式会社マンセイ、 株式会社中国新聞社、株式会社中国新聞福山制作センター、富士ベンダーサービス株 式会社、株式会社富士製作、福山通運株式会社、コマツカスタマーサポート株式会社 中国カンパニー福山支店)	173
災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定 (穴吹興産株式会社)	205

(4) 応急対策関係

災害時における被災車両の撤去等に関する協定 ((社) 日本自動車連盟中国本部広島支部)	207
災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する基本協定書 (社団法人広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会)	209
災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定書 (福山市環境事業協同組合、福山市清掃事業協同組合)	211
災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書 (認定特定非営利活動法人日本レスキュー協会)	215
災害時における海上輸送及び無人航空機による 災害応急対策活動の協力に関する協定書 (ツネイシホールディングス株式会社) ..	217
災害時における無人航空機による災害応急対策活動の協力に関する協定書 (ヒロボ一株式会社)	223
災害時における無人航空機による災害応急対策活動の協力に関する協定書 (一般社団法人日本ドローンビジネスサポート協会)	225
災害時における無人航空機による災害応急対策活動の協力に関する協定書 (株式会社MITINAS)	229
災害時における無人航空機による災害応急対策活動の協力に関する協定書 (株式会社イチカ)	233

災害廃棄物の収集運搬に関する協定 （福山市委託清掃協同組合）	237
災害廃棄物の処理に関する協定書 （J&T 環境株式会社）	240
(5) 保健・福祉・医療関係	
災害時の医療救護活動に関する協定書（4 医師会）	244
災害時における葬祭資機材等の提供に関する協定書 （全日本冠婚葬祭互助協会）	247
災害時における避難所へのスタッフ派遣及び物資の提供に関する協定書 （公益財団法人中国労働衛生協会）	252
災害ボランティア活動支援に関する協定書 （一般社団法人福山青年会議所）	254
災害時の鍼灸施術活動に関する協定書 （一般社団法人広島県鍼灸師会）	256
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（福祉関連施設）	258
(6) 情報関係	
災害等情報の放送に関する協定（㈱エフエムふくやま）	262
緊急情報放送設備の使用に関する協定書（㈱エフエムふくやま）	264
災害時におけるアマチュア無線の活用に関する協定書 （福山アマチュア無線赤十字奉仕団）	266
災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	267
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書 （西日本電信電話株式会社広島支店）	269
避難場所等の情報提供に関する協定（ファーストメディア株式会社）	275
災害に係る情報発信等に関する協定書 （株式会社テレビ新広島）	276
防災パートナーシップに関する協定書 （広島テレビ放送株式会社）	278
災害時における避難施設の情報提供に関する協定書 （株式会社バカン）	280
災害時におけるアマチュア無線の活用に関する協定 （(一社) 日本アマチュア無線連盟広島県支部）	282
災害時におけるアマチュア無線の活用に関する協定 （アマチュア無線福山）	284
(7) 運送関係	
災害時における自動車輸送の協力に関する協定書 （(社) 広島県トラック協会福山支部他）	286
災害時における海上輸送の協力に関する協定書（漁業組合他）	292
災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定 （福山通運株式会社）	295

災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定 （ヤマト運輸株式会社三次主管支店）	299
--	-----

(8) 施設利用関係

災害時における施設等の提供協力に関する協定書 （株式会社ベッセル 福山ニューキャッスルホテル）	302
災害時における施設等の提供協力に関する協定書 （株式会社エム・シー福山 ホテル1-2-3福山）	305
災害時における施設の提供協力に関する協定 （株式会社靱スコレ・コーポレーション）	307
災害時における施設等の提供協力に関する協定 （有限会社TM・クロックワーク）	309
災害時における自立型可動式ハウス提供に関する協定 （トランスホームジャパン株式会社）	311
災害時における自立型可動式ハウス提供に関する協定 （株式会社マリンカンパニー）	315
災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定 （株式会社デベロップ）	319
災害時における施設等の提供協力に関する協定（株式会社シーケンス）	321
災害時における施設等の提供協力に関する協定（高山産業株式会社）	324
災害時における自立型可動式ハウス提供に関する協定（株式会社游の会）	326
災害時における自立型可動式ハウス提供に関する協定（山下産業株式会社）	328

(9) その他

災害時における福山市内郵便局、福山市間の相互協力に関する覚書	332
芦田川河口堰放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書 （国土交通省福山河川国道事務所）	334
災害時における連絡及び協力体制に関する協定書 （中国電力ネットワーク株式会社福山ネットワークセンター）	336
災害時における連絡及び協力体制に関する協定書（福山瓦斯株式会社）	338
災害時における情報交換に関する協定書（国土交通省中国地方整備局長）	340
災害時における電動車両等の支援に関する協定書 （福山三菱自動車販売株式会社、備南三菱自動車販売株式会社、 三菱自動車工業株式会社）	341
災害時における外部給電可能車両等の支援に関する協定書 （広島トヨタ自動車株式会社、広島トヨペット株式会社、トヨタカローラ広島株式会社、 ネットトヨタ広島株式会社、ネットトヨタ中国株式会社、株式会社トヨタレンタリース 広島、トヨタモビリティパーツ株式会社）	349
災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定 （広島県行政書士会）	356

2 危険区域の現況

(1) 砂防指定地	359
(2) 地すべり防止区域指定場所	368

(3)	急傾斜地崩壊危険区域指定場所	369
(4)	土石流危険溪流	373
(5)	地すべり危険箇所	388
(6)	急傾斜地崩壊危険箇所(自然斜面)	389
(6)-2	急傾斜地崩壊危険箇所(人工斜面)	420
(7)	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 指定区域	422
(8)	山地災害危険地区～山腹崩壊危険地区(民有林・国有林)	477
(8)-2	山地災害危険地区～崩壊土砂流出危険地区(民有林・国有林)	502
(8)-3	山地災害危険地区～地すべり危険地区(民有林)	514
(9)	危険ため池	515
(10)	小規模崩壊危険区域	538
3	災害備蓄物資・資材保有状況	
(1)	備蓄物資	546
(2)	海上流出油対策資材の保有状況	547
(3)	防疫用備蓄物資	548
4	医療機関	
(1)	救急病院指定医療機関	549
(2)	救急診療所指定医療機関	549
5	本庁及び各支所	550
6	災害時関連施設	
(1)	避難場所、避難所等一覧	551
(2)	要配慮者利用施設	561
(3)	ヘリポート候補地の状況	592
(4)	地下街等一覧	593
7	変電所及びガス施設の現況	594
8	福山市消防計画	596
9	自主防災組織の結成状況	619
10	条例等	
(1)	福山市防災会議条例	621
(2)	福山市災害対策本部条例	623
(3)	福山市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例	624
11	福山市防災会議委員名簿	625
12	福山市災害応急対策協力事業者名簿	629

13 参考資料

災害報告に係る用語の定義 634

広島県内航空消防応援協定書

広島市を甲とし、福山市を乙として、甲乙両当事者は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、甲の所有する回転翼航空機（以下「航空機」という。）を用いた災害の応援について、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、乙の区域内において発生した災害に甲は、航空機を活用して応援することにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害とする。

（運営経費の負担）

第3条 乙は、甲の航空機を活用することに対し、航空機の運営に要する経費を負担するものとする。

（運航の基準）

第4条 航空機による災害の応援要請その他運航について必要な事項は、別に定める「広島県航空消防の運航に関する要綱」によるものとする。

（航空機の指揮）

第5条 乙の要請に基づく航空機の運航の指揮は、乙の長又は消防長が航空機の長に対して行うものとする。

2 航空機の長は、航空機運航上、気象条件が運航に適しない場合又は航空機の性能限界をこえる場合等支障があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、必要な措置をとることができる。

（応援経費の負担）

第6条 航空機の応援に要する経費の負担は、次の各項に定めるところによるものとする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費で次に掲げる経費は、要請した乙の負担とする。ただし、甲の重大な過失により発生した損害は、甲の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する補償費

(2) 一般人の死傷に伴う損害補償

3 前項に定める乙の負担額は、航空保険により支払われる金額を控除した額とする。

4 前各項に定める経費以外の諸経費については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定施行の日から平成30年3月31日までとする。

ただし、協定期間の満了する日までに、甲又は乙からなんらの意思表示がないときは、協定の有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第8条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成29年9月1日から施行する。
- 2 広島県内航空消防応援協定書（平成18年4月1日施行）は、この協定の施行の日の前日をもって廃止する。
- 3 航空機による応援については、広島県内広域消防相互応援協定書（平成29年6月1日施行）は、適用しない。

平成29年9月1日

甲 広島市
代表者 広島市長 松井 一實

乙 福山市
代表者 福山市長 枝廣 直幹

広島県防災ヘリコプター応援協定

広島県を甲とし、福山地区消防組合を乙として、甲乙両当事者は、甲の所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を用いた災害時の応援について、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、乙が災害による被害を最小限に防止するため、航空機の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第2条 本協定に基づき乙が航空機の応援を求めることができる地域は、乙の区域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、乙の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断する場合に、広島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 乙の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急救助活動等において、航空機による活動が最も有効な場合

（応援要請の方法）

第5条 応援要請は、広島県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資器材の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

（防災航空隊の派遣）

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態等を確認の上、応援するものとする。

2 前条の規定による応援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに乙の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における広島県防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、乙の長又は消防長が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨乙の長又は消防長に通告するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、乙の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、広島県内広域消防相互応援協定(以下「相互応援協定」という。)第4条の規定に基づく応援要請があったものとする。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、甲が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、甲が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成8年7月11日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び乙の長は記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

甲 広島県
代表者 広島県知事 藤田 雄山

乙 福山地区消防組合
管理者 三好 章

災害時の相互応援に関する協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、広島県（以下「県」という。）及び広島県内の市町村は、広島県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、広島県内の他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他の都道府県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の人的応援
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（応接要請の手続等）

第2条 応援を受けようとする市町村は、原則として、次の事項を明らかにして、第4条に定める県又は市町村の連絡担当部局（以下「連絡担当部局」という。）を通じて、電話、ファクシミリ等により要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職種別人員
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人数
- (5) 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村以外の市町村は、通信の途絶等により被災市町村との連絡が取れず、災害の実態に照らし特に緊急を要し、被災市町村が前項の要請を行ういとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。

この場合には、同項の要請があったものとみなす。

3 他の都道府県の市町村の応援を受けようとする市町村は、県の連絡担当部局を通じて要請するものとする。

4 県を通じて他の都道府県の市町村から応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県に通報するものとする。

5 県は、市町村間の応援について必要な指示又は調整を行うものとする。

(応援経費の負担)

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援を受けた市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市町村から要請があった場合には、応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担基準」に定めるところによる。

(連絡担当部局)

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(連絡協議会の設置)

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、広島県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

(他の協定との関係)

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定その他災害応援に関して定められた他の手続きを排除するものではない。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は、平成8年12月2日から施行する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書87通を作成し、県及び各市町村が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成8年12月2日

広島県	代表者	広島県知事	府中町	代表者	府中町長
広島市	代表者	広島市長	海田町	代表者	海田町長
呉市	代表者	呉市長	熊野町	代表者	熊野町長
竹原市	代表者	竹原市長	坂町	代表者	坂町長
三原市	代表者	三原市長	江田島町	代表者	江田島町長
尾道市	代表者	尾道市長	音戸町	代表者	音戸町長
因島市	代表者	因島市長	倉橋町	代表者	倉橋町長
福山市	代表者	福山市長	下蒲刈町	代表者	下蒲刈町長
府中市	代表者	府中市長	蒲刈町	代表者	蒲刈町長
三次市	代表者	三次市長	大野町	代表者	大野町長
庄原市	代表者	庄原市長	湯来町	代表者	湯来町長
大竹市	代表者	大竹市長	佐伯町	代表者	佐伯町長
東広島市	代表者	東広島市長	吉和村	代表者	吉和村長
廿日市市	代表者	廿日市市長	宮島町	代表者	宮島町長

能美町	代表者	能美町長
沖美町	代表者	沖美町長
大柿町	代表者	大柿町長
加計町	代表者	加計町長
筒賀村	代表者	筒賀村長
戸河内町	代表者	戸河内町長
芸北町	代表者	芸北町長
大朝町	代表者	大朝町長
千代田町	代表者	千代田町長
豊平町	代表者	豊平町長
吉田町	代表者	吉田町長
八千代町	代表者	八千代町長
美土里町	代表者	美土里町長
高宮町	代表者	高宮町長
甲田町	代表者	甲田町長
向原町	代表者	向原町長
黒瀬町	代表者	黒瀬町長
福富町	代表者	福富町長
豊栄町	代表者	豊栄町長
大和町	代表者	大和町長
河内町	代表者	河内町長
本郷町	代表者	本郷町長
安芸津町	代表者	安芸津町長
安浦町	代表者	安浦町長
川尻町	代表者	川尻町長
豊浜町	代表者	豊浜町長
豊町	代表者	豊町長
大崎町	代表者	大崎町長
東野町	代表者	東野町長
木江町	代表者	木江町長
瀬戸田町	代表者	瀬戸田町長
御調町	代表者	御調町長
久井町	代表者	久井町長
向島町	代表者	向島町長
甲山町	代表者	甲山町長
世羅町	代表者	世羅町長
世羅西町	代表者	世羅西町長
内海町	代表者	内海町長
沼隈町	代表者	沼隈町長
神辺町	代表者	神辺町長

新市町	代表者	新市町長
油木町	代表者	油木町長
神石町	代表者	神石町長
豊松村	代表者	豊松村長
三和町	代表者	三和町長
上下町	代表者	上下町長
総領町	代表者	総領町長
甲奴町	代表者	甲奴町長
君田村	代表者	君田村長
布野村	代表者	布野村長
作木村	代表者	作木村長
吉舎町	代表者	吉舎町長
三良坂町	代表者	三良坂町長
三和町	代表者	三和町長
西城町	代表者	西城町長
東城町	代表者	東城町長
口和村	代表者	口和村長
高野町	代表者	高野町長
比和町	代表者	比和町長

応援経費の負担基準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第3条第1項に定める経費のうち、第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- ア 応援を受けた市町村が負担する経費の額は、応援をした市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援をした市町村の負担とする。
- ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた市町村が、応援を受けた市町村への往復の途中において生じたものについては応援をした市町村が賠償の責めに任ずる。
- エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた市町村及び応援をした市町村が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援をした市町村は、第3条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた市町村に請求する。

区 分	経 費
第1条第1号及び第2号の物資に係るもの	購入費及び輸送費
第1条第1号から第3号までの資機材(同条第3号の車両、舟艇及び航空機を含む。)に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第1条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第1条第5号の施設の提供に係るもの	借上料
第1条第6号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援をした市町村の市長村長名による請求書により、連絡担当部局を経由して応援を受けた市町村の市町村長に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難しいときは、応援を受けた市町村及び応援をした市町村が協議して定める。

中核市災害時相互応援に関する協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(会議)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

(事務局)

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

(雑則)

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

(その他)

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、平成31年4月1日から効力を発生するものとする。

平成31年4月1日

函	館	市	函	館	市	長	
旭	川	市	旭	川	市	長	
青	森	市	青	森	市	長	
秋	田	市	秋	田	市	長	
山	形	市	山	形	市	長	
郡	山	市	郡	山	市	長	
い	わ	き	い	わ	き	市	長
盛	岡	市	盛	岡	市	長	
宇	都	宮	宇	都	宮	市	長
川	越	市	川	越	市	長	
越	谷	市	越	谷	市	長	
八	王	子	八	王	子	市	長
甲	府	市	甲	府	市	長	
船	橋	市	船	橋	市	長	
横	須	賀	横	須	賀	市	長
柏		市	柏		市	長	
前	橋	市	前	橋	市	長	

高	崎	市	高	崎	市	長
富	山	市	富	山	市	長
福	井	市	福	井	市	長
金	沢	市	金	沢	市	長
長	野	市	長	野	市	長
岐	阜	市	岐	阜	市	長
豊	橋	市	豊	橋	市	長
岡	崎	市	岡	崎	市	長
豊	田	市	豊	田	市	長
高	槻	市	高	槻	市	長
枚	方	市	枚	方	市	長
東	大	市	東	大	市	長
寝	屋	市	寝	屋	市	長
姫	路	市	姫	路	市	長
奈	良	市	奈	良	市	長
和	歌	市	和	歌	市	長
大	津	市	大	津	市	長
西	宮	市	西	宮	市	長
尼	崎	市	尼	崎	市	長
豊	中	市	豊	中	市	長
倉	敷	市	倉	敷	市	長
福	山	市	福	山	市	長
吳		市	吳	市	長	
下	関	市	下	関	市	長
高	松	市	高	松	市	長
松	山	市	松	山	市	長
高	知	市	高	知	市	長
長	崎	市	長	崎	市	長
佐	世	市	佐	世	市	長
大	分	市	大	分	市	長
宮	崎	市	宮	崎	市	長
鹿	児	市	鹿	児	市	長
久	留	市	久	留	市	長
那	米	市	那	米	市	長
	霸	市		霸	市	長

協定締結権者

倉敷市長

(参考)

中核市市長会防災担当者会議

ブロック名称	地方	構成市
北海道・東北・関東 ブロック (23市)	北海道・東北地方	函館市、旭川市、青森市、秋田市、郡山市、いわき市、盛岡市、山形市、八戸市、福島市
	関東地方	宇都宮市、川越市、越谷市、船橋市、横須賀市、八王子市、柏市、前橋市、高崎市、藤沢市、越谷市、川口市、水戸市、つくば市
中部ブロック (13市)	北陸・甲信越地方	富山市、金沢市、長野市、福井市、甲府市、松本市
	東海地方	岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市、四日市市、津市、一宮市
近畿・中国ブロック (19市)	近畿地方	高槻市、東大阪市、姫路市、奈良市、和歌山市、大津市、枚方市、西宮市、尼崎市、豊中市、明石市、八尾市、寝屋川市
	中国地方	倉敷市、福山市、呉市、下関市、鳥取市、松江市
四国・九州ブロック (10市)	四国地方	高松市、松山市、高知市
	九州地方	長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市、久留米市、那覇市、佐世保市

(参考)

応援チーム

応援チーム番号	中核市名
①	函館市・郡山市・宇都宮市・岡崎市・奈良市・松山市・長崎市・枚方市・鳥取市・甲府市
②	いわき市・高崎市・柏市・長野市・大津市・福山市・大分市・八王子市・明石市・寝屋川市
③	青森市・横須賀市・岐阜市・豊橋市・尼崎市・倉敷市・那覇市・越谷市・八尾市・山形市
④	旭川市・前橋市・豊田市・高槻市・姫路市・高知市・鹿児島市・呉市・福島市・福井市
⑤	秋田市・船橋市・金沢市・西宮市・和歌山市・下関市・宮崎市・佐世保市・川口市
⑥	盛岡市・川越市・富山市・東大阪市・高松市・久留米市・豊中市・八戸市・松江市

応援経費の負担基準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第3条第1項に定める経費のうち、第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア 応援を受けた市町村が負担する経費の額は、応援をした市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援をした市町村の負担とする。

ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた市町村が、応援を受けた市町村への往復の途中において生じたものについては応援をした市町村が賠償の責めに任ずる。

エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた市町村及び応援をした市町村が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

(1) 応援をした市町村は、第3条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた市町村に請求する。

区 分	経 費
第1条第1号及び第2号の物資に係るもの	購入費及び輸送費
第1条第1号から第3号までの資機材（同条第3号の車両、舟艇及び航空機を含む。）に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第1条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第1条第5号の施設の提供に係るもの	借上料
第1条第6号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

(2) (1)の請求は、応援をした市町村の市町村長名による請求書により、連絡担当部局を経由して応援を受けた市町村の市町村長に請求するものとする。

(3) (1)及び(2)により難しいときは、応援を受けた市町村及び応援をした市町村が協議して定める。

(様式1)

第 号
年 月 日

中核市連絡会防災担当者会議長 様

要請市

応援要請書

中核市災害時相互応援に関する協定に基づき、次のとおり応援を要請します。

1 応援を要請する理由

2 添付書類

3 連絡先
担当課

担当者

電話番号

F A X 番号

(様式 1 - 2) (様式 2 - 1)

応援要請 (計画) 書 1 (物資の提供等)

応援要請市	市名		応援市	市名	
	所属			所属	
	担当者			担当者	
	電話番号			電話番号	
	FAX番号			FAX番号	

応援要請内容 (応援要請市が記入)							
品名	規格	数量	輸送先住所 (地図番号)	輸送先名称 : Tel	現 地 責任者	輸 送 希望日時	
				陸路 可 ・ 不可 最寄ヘリポート等			
受諾内容 (応援市が記入)							
応援市	数量	輸送予定日時	所属	担当者	電話番号	FAX 番号	備考

(様式 1 - 3) (様式 2 - 2)

応援要請 (計画) 書 2 (職員の派遣)

応援要請市	市名		応援市	市名	
	所属			所属	
	担当者			担当者	
	電話番号			電話番号	
	FAX番号			FAX番号	

応援要請内容 (応援要請市が記入)							
職種	活動内容	人員	勤務場所 (地図番号)	勤務先名称: TEL	輸送手段	現地 責任者	
					陸路 可・不可 最寄ヘリポート等		
受諾内容 (応援市が記入)							
応援市	人員	期間	派遣担当 所属	担当者	電話番号	FAX 番号	備考
		~					

(様式 2)

第 号

年 月 日

応援要請市・ブロック幹事市
(又は中核市連絡会防災担当者会議会長) 様

応援市 市長
(又は〇〇ブロック幹事市 市長)

応援計画書

中核市災害時相互応援に関する協定に基づき、次のとおり応援計画を作成したので通知します。

- 1 応援要請市名及び応援を要する理由

- 2 添付書類
 - ・ 応援要請書の写し
 - ・ 応援計画書（様式2-1、様式2-2）

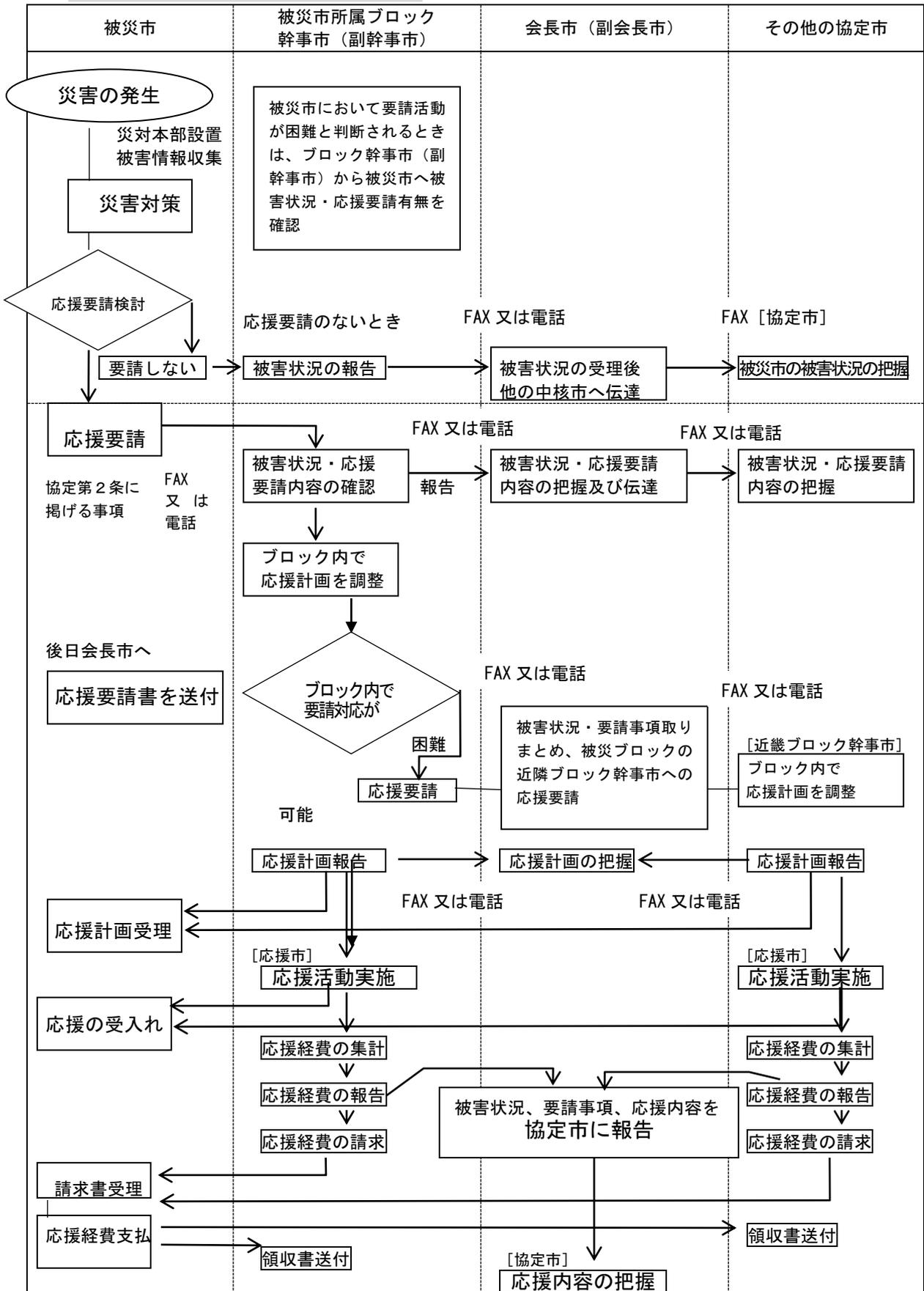
- 3 連絡先
担当課

担当者

電話番号

FAX番号

災害発生から応援活動の完了まで



中核市災害時相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 中核市災害相互応援協定第11条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費等の負担)

第2条 協定第1条第1号から第3号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市(以下「応援要請市」という。)の負担とし、その他の経費は応援をした市(以下「応援市」という。)の負担とする。

(1) 協定第1条第1号及び第2号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費

(2) 協定第1条第3号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 協定第1条第4号の応援(以下「応援業務」という。)に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援業務に従事した職員(以下「応援職員」という。)の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請市の負担とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疫病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

(3) 応援職員が応援業務中第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

3 応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

4 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

5 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書(関係書類添付)により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長に宛てて行うものとする。

2 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第4条 協定第5条の規定により協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第5条 この実施細目により難しい事項及び実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(実施細目の発効)

第6条 この実施細目は、平成28年4月1日から効力を発生するものとする。

平成28年4月1日

函 館 市	函 館 市 長
旭 川 市	旭 川 市 長
青 森 市	青 森 市 長
秋 田 市	秋 田 市 長
郡 山 市	郡 山 市 長
い わ き 市	い わ き 市 長
盛 岡 市	盛 岡 市 長
宇 都 宮 市	宇 都 宮 市 長
川 越 市	川 越 市 長
越 谷 市	越 谷 市 長
八 王 子 市	八 王 子 市 長
船 橋 市	船 橋 市 長
横 須 賀 市	横 須 賀 市 長
柏 市	柏 市 長
前 橋 市	前 橋 市 長
高 崎 市	高 崎 市 長
富 山 市	富 山 市 長
金 沢 市	金 沢 市 長
長 野 市	長 野 市 長
岐 阜 市	岐 阜 市 長
豊 橋 市	豊 橋 市 長
岡 崎 市	岡 崎 市 長
豊 田 市	豊 田 市 長
高 槻 市	高 槻 市 長
枚 方 市	枚 方 市 長
東 大 阪 市	東 大 阪 市 長
姫 路 市	姫 路 市 長
奈 良 市	奈 良 市 長
和 歌 山 市	和 歌 山 市 長
大 津 市	大 津 市 長
西 宮 市	西 宮 市 長

尼	崎	市	尼	崎	市	長	
豐	中	市	豐	中	市	長	
倉	敷	市	倉	敷	市	長	
福	山	市	福	山	市	長	
吳		市	吳	市		長	
下	関	市	下	関	市	長	
高	松	市	高	松	市	長	
松	山	市	松	山	市	長	
高	知	市	高	知	市	長	
長	崎	市	長	崎	市	長	
佐	世	保	佐	世	保	市	長
大	分	市	大	分	市	長	
宮	崎	市	宮	崎	市	長	
鹿	児	島	鹿	児	島	市	長
久	留	米	久	留	米	市	長
那	覇	市	那	覇	市	長	

協定締結権者

豊	橋	市	豊	橋	市	長
---	---	---	---	---	---	---

災害時の相互応援に関する協定書

備後圏域連携協議会を組織する市町（以下「協定市町」という。）は、いずれかの協定市町の区域内において災害が発生し、被害を受けた場合に、被害を受けた協定市町（以下「被災市町」という。）の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない協定市町が、相互に応援協力し、被災市町の応急対策及び復旧対策を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市町の区域内に災害が発生し、被災市町独自では十分に被災地の救援等応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨にのっとり、相互の応援を円滑に遂行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請等）

第2条 協定市町は、被災市町から応援の要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に被災市町における被害が甚大と認められる場合においては、協定市町は、災害の状況等を把握し、独自の判断で必要な応援を行うものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなすものとする。

（応援の種類）

第3条 この協定における応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 救援活動等に必要な車両、舟艇及び資機材の提供
- (5) 被災者を一時収容するための施設（以下「避難施設」という。）の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の窓口）

第4条 協定市町は、あらかじめこの協定に関する連絡担当部局を定め、相互に通知するとともに、災害が生じたときは、必要な情報を速やかに提供するものとする。

(応援要請の手続等)

第 5 条 応援を要請する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、協定市町に対し災害応援要請書（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出するいとまがないと認められるときは、前条に定める協定市町の連絡担当部局を通じて、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資及び資機材の品名並びに数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- (4) 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路
- (5) 避難施設に収容を要する被災者の状況及び人数並びに避難施設の提供を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

(応援経費の負担)

第 6 条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町の負担とする。

- 2 応援を受けた被災市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災市町から要請があった場合には、応援した協定市町は一時繰替支弁するものとする。
- 3 前 2 項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(連絡会議の設置)

第 7 条 この協定に基づき、災害時の相互応援が円滑に行われるよう、備後圏域自治体防災連絡会議を設置し、災害時の相互応援について定期的に研究及び協議を行うものとする。

(他の協定との関係)

第 8 条 この協定は、協定市町が別に締結した災害時の相互応援に関する協定その他災害応援に関して定められた他の手続を排除するものではない。

(その他)

第 9 条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書9通を作成し、各協定市町が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2024年（令和6年） 4月 1日

三原市長

岡 田 吉 弘

尾道市長

平 谷 祐 宏

福山市長

枝 広 直 幹

府中市長

小 野 申 人

竹原市長

今 榮 敏 彦

世羅町長

奥 田 正 和

神石高原町長

入 江 嘉 則

笠岡市長

小 林 嘉 文

井原市長

大 舌 勲

応援経費の負担基準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

災害時の相互応援に関する協定第6条第1項に定める経費のうち、第3条第3号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を受けた被災市町が負担する経費の額は、応援をした協定市町の規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援をした協定市町の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町が、応援を受けた被災市町への往復の途中において生じたものについては応援をした協定市町が賠償の責めに任ずる。
- (4) (3)に掲げるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた被災市町及び応援をした協定市町が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援をした協定市町は、第6条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた被災市町に請求する。

区 分	経 費
第3条第1号及び第2号の物資に係るもの	購入費及び輸送費
第3条第1号及び第2号並びに第4号の資機材（同条第4号の車両、舟艇を含む。）に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第3条第3号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第3条第5号の施設の提供に係るもの	借上料
第3条第6号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援をした協定市町の市町長名による請求書により、連絡担当部局を経由して応援を受けた被災市町の市町長に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難しいときは、応援を受けた被災市町及び応援をした協定市町が協議して定める。

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）を構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(地域ブロックの設置)

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府貝塚市、大阪府高石市、大阪府忠岡町、大阪府岬町 兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県洲本市、兵庫県南あわじ市、兵庫県淡路市、兵庫県播磨町 和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、和歌山県由良町 岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県浅口市 広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県大竹市、広島県東広島市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県海田町、広島県坂町 山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県上関町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町 香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県多度津町 愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、愛媛県四国中央市、愛媛県上島町、愛媛県松前町、愛媛県愛南町 大分県中津市、大分県姫島村

(地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事(以下「地域ブロック幹事等」という。)を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。

3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

(応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請理由

(2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路

(3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路

(4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目

(5) 受入港及び受入港への海上経路

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた地域ブロック幹事(以下「応援とりまとめ幹事」という。)は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

(応援の実施)

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員(以下、「応援会員」という。)との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

(協定運営協議会の設置)

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

- (1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。
 - (2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。
 - (3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。
 - (4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。
- 2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。
- (1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意
 - (2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理
 - (3) この協定の運営に係る連絡及び調整
 - (4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

(海ネット共助会員への参加及び離脱)

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定(参加・離脱)申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

- 2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

- 2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附 則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。

この協定は、平成24年10月29日から施行する。

この協定は、平成25年3月27日から施行する。

この協定は、平成25年5月22日から施行する。

この協定は、平成25年10月25日から施行する。

この協定は、平成25年12月27日から施行する。

この協定は、平成26年3月28日から施行する。

この協定は、平成26年5月29日から施行する。

龍馬の絆で結ぶ災害時相互応援に関する協定

「龍馬の絆で結ぶ都市間交流宣言」の宣言市区（以下「宣言市区」という。）は、宣言市区のいずれかにおいて災害が発生し、被害を受けた市区（以下「被災市区」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被害を受けていない市区（以下「応援市区」という。）が、龍馬の「絆」に基づき、被災市区に対して速やかに応援隊（以下「龍馬救援隊」という。）の派遣等を行うため、次のとおり協定を締結する。

（龍馬救援隊が行う応援の種類）

第1条 龍馬救援隊が行う応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等の職員の派遣
- (4) その他被災市区が特に要請した措置

（龍馬救援隊の派遣要請）

第2条 龍馬救援隊の派遣要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部局を通じて行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の名称及び数量
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人数
- (4) 龍馬救援隊の派遣期間
- (5) その他龍馬救援隊の派遣に当たって必要な事項

2 被災市区は、前項の規定に基づく派遣要請を口頭で行った場合は、後日、速やかにその旨を応援市区に文書にて提出するものとする。

（龍馬救援隊の派遣実施）

第3条 龍馬救援隊の派遣要請を受けた応援市区は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ派遣に努めるものとする。

2 応援市区は、通信の途絶等により、被災市区との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により、龍馬救援隊の派遣等を行うことができるものとする。この場合、応援市区は応援内容等を被災市区に速やかに連絡するとともに、自律的な活動に努めるものとする。

（龍馬救援隊の派遣に係る経費の負担）

第4条 龍馬救援隊の派遣に要した経費の負担は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 龍馬救援隊の派遣に要した経費については、原則として被災市区の負担とする。
- (2) 前条第2項に定める派遣に要した経費の負担は、応援市区と被災市区が協議して定める。
- (3) 前2号の規定によりがたいときは、その都度関係する宣言市区間で協議するものとする。

(平常時の協力)

第5条 宣言市区は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災関連計画に係る情報交換や調査研究に関する業務
- (2) 情報伝達訓練など防災訓練に関する業務
- (3) その他龍馬救援隊の円滑な運用に関する業務

(連絡担当部局)

第6条 宣言市区は、龍馬救援隊の速やかな派遣を行うため、それぞれこの協定に関する連絡担当部局を置くものとする。

2 連絡担当部局は、平常時における本協定の円滑な運用に関する事務を行うとともに、災害発生時には速やかに情報交換を行い、龍馬救援隊の派遣準備を整えるものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、宣言市区が別に締結する災害時相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、宣言市区が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書8通を作成し、各市区記名押印のうえ、各市区その1通を所持する。

平成26年11月15日

鹿児島市長

福山市長

霧島市長

京都市長

長崎市長

品川区長

下関市長

高知市長

災害時の相互応援に関する協定書

中海・宍道湖・大山圏域市長会と備後圏域連携協議会(以下「協定圏域」という。)とは、いずれかの圏域において災害が発生し、被害を受けた場合に、被害を受けた圏域の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない圏域が応援協力し、被災市町の応急対策及び復旧対策を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、別紙の構成市町で構成する協定圏域の区域内に災害が発生し、当該圏域では十分に被災地の救援等応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨にのっとり、相互の応援を円滑に遂行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援要請等)

第2条 協定圏域は、被災圏域から応援の要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に被災圏域における被害が甚大と認められる場合においては、協定圏域は、災害の状況等を把握し、独自の判断で必要な応援を行うものとする。

この場合には、同項の要請があったものとみなすものとする。

(応援の種類)

第3条 この協定における応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 救援活動等に必要な車両、舟艇及び資機材の提供
- (5) 被災者を一時収容するための施設（以下「避難施設」という。）の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

(避難者の受入)

第4条 協定圏域は、協定の相手方圏域（以下「相手方圏域」という。）への避難の必要があると認めるときは、相手方圏域に対して避難者の受入れを要請し、要請を受けた圏域は、当該圏域が被災又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など、正当な理由があると認められる場合を除いて、避難者の受入れに努めるものとする。

(応援要請の窓口)

第5条 協定圏域は、あらかじめこの協定に関する連絡担当部局を定め、相互に通知するとともに、災害が生じたときは、必要な情報を速やかに提供するものとする。

(応援要請の手続き等)

第6条 応援を要請する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、相手方圏域に対し、災害応援要請書(以下「要請書」という。)を提出するものとする。ただし、要請書を提出するいとまがないと認められるときは、前条に定める協定圏域の連絡担当部署を通じて、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資及び資機材の品名並びに数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- (4) 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路
- (5) 避難施設に收容を要する被災者の状況及び人数並びに避難施設の提供を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

(経費の負担等)

第7条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町が負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災市町から要請があった場合には、応援した協定圏域の市町は、一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定圏域が別に締結した災害時の相互応援に関する協定、その他災害応援に関して定められた他の手続きを排除するものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度協定圏域が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書2通を作成し、協定圏域の各代表者が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

2015年（平成27年）5月11日

中海・宍道湖・大山圏域市長会
会長 松江市長

備後圏域連携協議会
会長 福山市長

別紙

協 定 圏 域 名	構 成 市 町
中海・宍道湖・大山圏域市長会	松江市、出雲市、米子市、安来市及び境港市
備後圏域連携協議会	福山市、三原市、尾道市、府中市、世羅町、 神石高原町、笠岡市及び井原市

協議書

災害時の相互応援に関する協定書第9条に基づき、次のとおり協議します。

【変更内容】

「別紙」に記載する構成市町の「府中市」の次に「、竹原市」を加える。

【変更理由】

備後圏域連携協議会に竹原市が加入したため

変更内容を証するため、本協議書2通を作成し、中海・宍道湖・大山圏域市長会と備後圏域連携協議会が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

2024年（令和6年）4月1日

中海・宍道湖・大山圏域市長会

会長 松江市長 上定 昭仁

備後圏域連携協議会

会長 福山市長 枝広 直幹

災害時における物資供給に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社エブレイ、株式会社ププレひまわり及び株式会社ユーホー（以下「乙」という。）は、福山市地域防災計画 震災対策編 第2章 第3節「備蓄計画」に基づき、福山市内で地震、風水害、その他災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、物資の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が協力して、緑町公園等の避難住民を救援するための物資の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して乙の保有物資の供給について協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 保有物資の優先供給期間は、災害発生直後からの3日間とする。

（供給物資）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料品
- (3) 衣類
- (4) 日常生活品
- (5) 医薬品、医療材料
- (6) その他甲が指定する物資

（要請手続き）

第5条 乙に対する甲の要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（受け取り及び運搬）

第6条 物資の引渡し場所は甲が指定し、甲は指定場所へ職員を派遣し、物資を受け取るものとする。この場合において、甲は必要に応じて、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（未使用物資の引き取り）

第7条 前条の規定により甲が受け取った物資のうち、未使用のものについては、甲の求めに

より乙はこれを引き取るものとする。ただし、著しく商品価値が低下したものについては、この限りではない。

(費用の負担)

第8条 第3条の規定により乙が供給した物資の対価については、甲乙協議の上、決定する。

(連絡先確認及び報告)

第9条 この協定の万全の実行を図るため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとし、甲は乙に対して供給可能な在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

(履行の免除)

第10条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度の状況に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができる。

(協議)

第11条 この協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙双方協議を行い決定する。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

2011年(平成23年)8月29日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽田 皓

乙 福山市南蔵王町二丁目10番22号
株式会社 エブリイ
代表取締役 岡崎 雅廣

福山市西新涯町二丁目10番11号
株式会社 プレひまわり
代表取締役社長 梶原 秀樹

福山市多治米町六丁目3番5号
株式会社 ユーホー
代表取締役社長 佐藤 哲士

(様式 第5条関係)

物資供給に関する要請書

年 月 日
様
福山市長 (災害対策本部長)
災害時における物資供給に関する協定書第5条に基づき次のとおり要請します。
1 食料品
2 飲料品
3 衣類
4 日用生活品
5 医薬品、医療材料
6 その他
※ 連絡事項
市の要請担当者 所属・名前： 電 話： F A X：

(様式 第9条関係)

年 月 日

供給可能物資及び数量報告書

(年 月 日現在)

福 山 市 長 様
(企画総務局総務部危機管理防災課)

所 在 地

名 称

代 表 者

電 話 番 号

災害時における物資供給に関する協定書第9条の規定により、供給可能な物資及び数量を別紙のとおり報告します。

(記入上の注意)

- 1 数量には、単位を付けてください。
- 2 物資が、多数である場合には、概数でかまいません。

(別紙)

供給可能物資及び数量一覧

	品名	供給可能数量	主要保有場所	備考
1 食糧品				
2 飲料品				
3 衣類				
4 日用品生活品				
5 医薬品等				
6 その他				

津波災害等大規模災害発生時における施設の使用等及び物資の供給に関する協定書

津波災害等大規模災害発生時における一時避難施設等としての使用及び物資の供給に関し、福山市（以下「甲」という。）と協同組合福山卸センター（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市域に津波災害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における支援協力において、乙の組合員が管理する施設（以下「対象施設」という。）を使用すること及び乙が保有する物資を被災者支援のために供給することについての必要な事項を定めるものとする。

（施設の使用用途）

第2条 この協定による対象施設の使用用途は、一時避難施設、緊急車両の集結場所、防災資機材の一時保管場所等とする。

（使用不可の場合の報告）

第3条 乙は、何らかの事情により対象施設の一部又は全部について、前条に規定する使用用途としての使用が不可能となるときには、直ちに甲に連絡するものとする。

（施設使用の通知）

第4条 甲は、津波災害等大規模災害の発生時において、乙の組合員の第2条に規定する使用用途で甲及び地域住民等が使用するための支援協力（以下単に「支援協力」という。）が必要であると認めたときは、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲からの支援協力の要請があったときは、直ちにその組合員に対して、その旨を連絡するものとする。

3 夜間等により、乙からその組合員に対して支援協力の要請ができない場合等は、甲は直接に当該組合員に対して支援協力の要請ができるものとする。

（津波避難ビルの指定）

第5条 甲は、卸町14番1号の卸センター会館を津波避難ビルとして指定する。

(津波避難ビルの使用)

第6条 甲又は地域住民等は、津波避難ビルを大規模地震に伴い津波警報が発表され、市内に避難勧告又は避難指示が発令されたときから津波警報の解除等により津波の恐れがなくなったときまで使用できるものとする。ただし、避難勧告又は避難指示が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況であるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

(施設の使用に関する費用負担)

第7条 この協定の定めるところにより対象施設を使用する場合の使用料は、無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第8条 対象施設が第2条に規定する使用用途として使用された場合において、対象施設や備品が破損等した場合には、甲がこの復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(一時避難施設等の終了)

第10条 甲は、第2条に規定する使用用途としての使用を終了する際は、乙に対し一時避難施設等使用終了届を提出するものとする。

(物資供給の協力要請)

第11条 甲は、福山市域に津波災害等大規模災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、乙に対して、その組合員が保有する衣類及び食料品等（以下「物資」という。）の供給について、文書又は口頭で要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲からの支援協力の要請があったときは、その組合員に対し、その保有する物資を可能な範囲内で甲に供給するよう要請するものとする。

3 前2項の規定により、乙の組合員がその保有する物資を甲に供給する場合における物資の品目、数量及び対価については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(乙の組合員に対する周知徹底)

第12条 乙の組合員には、乙からこの協定の内容、趣旨等を説明し、並びにこの協定の定めるところにより対象施設を使用等すること及び物資の供給について承認・了承を得ているものとする。

(取扱窓口)

第13条 この協定の取扱窓口は、甲にあつては企画総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては協同組合福山卸センター事務局とする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に支援協力の要請時の連絡担当者及び連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲・乙双方が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2013年(平成25年) 7月12日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市長 羽田 皓

乙 福山市卸町14番1号
協同組合福山卸センター
理事長 酒井 信 孚

災害時における物資の調達に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と広島県ＬＰガス協会福山地区協議会（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資の円滑な調達に資するため、甲が乙に対し、物資の調達に係る協力の要請を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、その保有する物資の供給（借受けを含む。以下同じ。）を要請することができる。

- (1) 市内に災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
- (2) 甲が、市外の災害救助のため、国、県又は他の市町村から物資の調達のあっせんを要請され、又は特に必要を認めてあっせんを行うとき。
- (3) その他緊急に必要となったとき。

2 前項の規定による要請は、供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、口頭により行うものとし、事後、速やかに文書を交付するものとする。

3 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認の上、次項の措置をとるものとする。

4 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況について、甲に随時報告するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げる物資とし、乙は甲からの要請があれば、可能な限り調達するものとする。

- (1) ＬＰガス
- (2) その他甲が指定するもの（ガスコンロ、ガス炊飯器等）

（物資の優先供給）

第4条 乙は、甲から第2条の規定による要請を受けたときは、乙の可能な範囲内において、優先的に甲に物資を供給するものとする。

（物資の価格）

第5条 物資の取引価格（甲が乙から借り受ける物資の借受価格を含む。）は、災害発生時直前における適正な価格（乙が引渡しのための搬送を行った場合は、その運賃を含む。）とすることを基本とし、甲乙協議して決定するものとする。

（物資の搬送及び引渡し）

第6条 乙は、物資の搬送及び引渡しについては、甲の指示（物資の供給先に関する指示も含む。）に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は、乙から引渡しを受けた物資の代金は、乙からの請求書を受理した後、遅滞なく支払うものとする。

(情報の交換)

第8条 甲乙は、この協定に基づく協力を円滑に推進するため、平常時から必要な情報の交換を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、その都度解決を図るものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、甲乙いずれから、この協定を終了する旨の申出がない限り、継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成26年2月21日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽田 皓

乙 福山市一文字町3番2号
株式会社協同瓦斯内
広島県LPガス協会 福山地区協議会
福山地区協議会長 大森 正之

広島県LPガス協会
福山地区協議会長 様

福山市長
(災害対策本部)

協定書に基づく物資の供給要請書

次の内容で、物資の供給を要請します。

1 引渡し場所

2 要請する物資

物資名	数量	物資名	数量
LPガス (kg)			
LPガス (kg)			

3 その他必要とする事項

福山市の要請担当者

所属 :

名前 :

電話 :

災害時における物資の調達に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と広島県ＬＰガス協会府中地区協議会（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資の円滑な調達に資するため、甲が乙に対し、物資の調達に係る協力の要請を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、その保有する物資の供給（借受けを含む。以下同じ。）を要請することができる。

(1) 市内に災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。

(2) 甲が、市外の災害救助のため、国、県又は他の市町村から物資の調達のあっせんを要請され、又は特に必要を認めてあっせんを行うとき。

(3) その他緊急に必要となったとき。

2 前項の規定による要請は、供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、口頭により行うものとし、事後、速やかに文書を交付するものとする。

3 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認の上、次項の措置をとるものとする。

4 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況について、甲に随時報告するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げる物資とし、乙は甲からの要請があれば、可能な限り調達するものとする。

(1) ＬＰガス

(2) その他甲が指定するもの（ガスコンロ、ガス炊飯器等）

（物資の優先供給）

第4条 乙は、甲から第2条の規定による要請を受けたときは、乙の可能な範囲内において、優先的に甲に物資を供給するものとする。

（物資の価格）

第5条 物資の取引価格（甲が乙から借り受ける物資の借受価格を含む。）は、災害発生時直前における適正な価格（乙が引渡しのための搬送を行った場合は、その運賃を含む。）とすることを基本とし、甲乙協議して決定するものとする。

（物資の搬送及び引渡し）

第6条 乙は、物資の搬送及び引渡しについては、甲の指示（物資の供給先に関する指示も含む。）に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は、乙から引渡しを受けた物資の代金は、乙からの請求書を受理した後、遅滞なく支払うものとする。

(情報の交換)

第8条 甲乙は、この協定に基づく協力を円滑に推進するため、平常時から必要な情報の交換を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、その都度解決を図るものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、甲乙いずれから、この協定を終了する旨の申出がない限り、継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

2014年(平成26年)3月20日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽田 皓

乙 府中市高木町504番地1
広島ガス東中国株式会社府中支店内
広島県LPガス協会 府中地区協議会
府中地区協議会長 河面 契司

広島県LPガス協会
府中地区協議会長 様

福山市長
(災害対策本部)

協定書に基づく物資の供給要請書

次の内容で、物資の供給を要請します。

1 引渡し場所

2 要請する物資

物資名	数量	物資名	数量
LPガス (kg)			
LPガス (kg)			

3 その他必要とする事項

福山市の要請担当者

所属 :

名前 :

電話 :

災害時における物資供給に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と坂本電気工事株式会社（以下「乙」という。）は、福山市地域防災計画 震災対策編 第2章 第3節「備蓄計画」に基づき、福山市内で地震、風水害、その他災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、乙が保有している物資（以下「物資」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が協力して、市内の避難住民を救援するための物資の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して物資の供給及び運搬について協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの協力要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（供給物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次のとおりとする。

- （1）飲料水入りレギュラーボトル（以下「ボトル」という。）
- （2）ボトル用ウォーターサーバー

（供給物資の数量）

第5条 第2条の規定により、甲から協力要請があった場合、乙は最初の対応（以下「一次対応」という。）として、次の数量の物資を提供する。

- （1）ボトル 120本（1.4t）
- （2）ボトル用ウォーターサーバー 5台

2 一次対応以後の対応（以下「二次対応」という。）については、乙は可能な範囲で行うものとする。

（要請手続）

第6条 乙に対する甲の協力要請の手続は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、後日、文書を提出するものとする。

（受取及び運搬）

第7条 物資の引渡し場所は甲が指定（以下「指定場所」という。）し、甲は指定場所へ職員

を派遣し、物資を受け取るものとする。この場合において、甲は必要に応じて、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(未使用物資の引取り)

第8条 前条の規定により甲が受け取った物資のうち、未使用のものについては、甲の求めにより乙はこれを引き取るものとする。ただし、著しく商品価値が低下したものについては、この限りではない。

(費用)

第9条 第3条の規定により、乙が甲に供給した物資の費用については、次のとおりとする。

(1) 一次対応分については、無償とする。

(2) 二次対応分については、ボトルの対価のみを甲が乙に支払う。

2 第3条の規定により、乙が行う物資の運搬に係る費用については、乙が負担するものとする。

(連絡先確認及び報告)

第10条 この協定の万全な実行を図るため、甲乙は、双方の連絡先及び連絡責任者・担当者定めるものとし、甲は乙に対して供給可能な在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

(履行の免除)

第11条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度の状況に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができる。

(協議)

第12条 この協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙双方協議を行い決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

2014年（平成26年）12月3日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽田 皓

乙 福山市箕沖町36番地3
坂本電気工事株式会社
代表取締役 坂本 和政

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害等による災害時におけるレンタル機材の提供に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福山市内において地震、津波、風水害等による災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が保有する非常用電源、照明機器その他のレンタル機材（以下「機材」という。）を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において機材が必要な場合は、乙に対し機材の提供について協力を要請することができる。

2 甲は、前項の規定により要請を行う場合は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請することができるものとし、後日速やかに乙に災害時における機材の提供要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請（次項において「要請」という。）を受けた場合は、機材の優先的な提供及び運搬に協力するものとする。

2 乙は、要請を受け、機材の提供を実施したときは、災害時における機材の提供報告書を甲に提出するものとする。

3 乙は、第1項に規定する協力に的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制の維持に努めるものとする。

4 乙は、道路不通等により機材の提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対応について甲と協議するものとする。

（機材の引渡し）

第4条 機材の引渡場所は、甲乙協議の上で決定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、機材を確認の上で引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第5条 機材の対価及び運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 機材の対価及び運搬に係る費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上で決定するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2016年(平成28年)2月2日

甲 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽田 皓

乙 広島県廿日市市宮内字新屋敷379番地1
株式会社アクティオ 中国支店
支店長 浜田 喜代己

災害時における物資供給に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における物資供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、避難所等に避難した住民（以下「避難住民」という。）に対し、甲と乙が協力して物資を供給することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次のとおりとする。

- （1）食料品
- （2）飲料品
- （3）衣類
- （4）日用生活品
- （5）その他

2 甲は必要に応じ、乙に対して前項に定める物資について供給可能な在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（要請の手続）

第3条 甲は、災害時に避難住民に物資を供給する必要があると認めるときは、乙に対し、その旨を文書で要請する。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先的な供給に努めるものとする。

（受取及び運搬）

第5条 物資の引渡し場所は原則乙が指定する場所とし、運搬は甲が行うものとする。ただし、甲が運搬できない場合は、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する場合は、乙の車両を優先的に通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙が供給した物資の対価及び運搬費用については、甲が負担する。
2 甲が負担する物資の対価は、災害時等の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(代金の支払)

第7条 甲は、物資の供給を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害の発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2016年(平成28年)3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、文書をもって協定の終了の通知がない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(円滑な運用)

第9条 甲及び乙は、この協定締結時及び前条ただし書きの規定により協定を更新したときは年度当初に連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

2016年(平成28年)2月2日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽田 皓

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 亀井 淳

災害時における物資供給に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社なかやま牧場（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における物資供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、避難所等に避難した住民（以下「避難住民」という。）に対し、甲と乙が協力して物資を供給することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次のとおりとする。

- （1）食料品
- （2）飲料品
- （3）その他可能物資

2 甲は必要に応じ、乙に対して前項に定める物資について供給可能な在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（要請の手続）

第3条 甲は、災害時に避難住民に物資を供給する必要があると認めるときは、乙に対し、その旨を文書で要請する。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先的な供給に努めるものとする。

（受取及び運搬）

第5条 物資の引渡し場所は原則乙が指定する場所で引き渡すものとし、運搬は甲が行うものとする。ただし、甲が運搬できない場合は、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する場合は、乙の車両を優先的に通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙が供給した物資の対価及び運搬費用については、甲が負担する。

2 甲が負担する物資の対価は、災害時等の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(代金の支払)

第7条 甲は、物資の供給を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害の発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2016年(平成28年)3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、文書をもって協定の終了の通知がない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(円滑な運用)

第9条 甲及び乙は、この協定締結時及び前条ただし書きの規定により協定を更新したときは年度当初に連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

2016年(平成28年)2月2日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽田 皓

乙 福山市駅家町法成寺1575番地16
株式会社なかやま牧場
代表取締役社長 増成 幸子

災害時における物資供給に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社ハローズ（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における物資供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、避難所等に避難した住民（以下「避難住民」という。）に対し、甲と乙が協力して物資を供給することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次のとおりとする。

- （1）食料品
- （2）飲料品
- （3）衣類
- （4）日用生活品
- （5）その他可能物資

2 甲は必要に応じ、乙に対して前項に定める物資について供給可能な在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（要請の手続）

第3条 甲は、災害時に避難住民に物資を供給する必要があると認めたときは、乙に対し、その旨を文書で要請する。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先的な供給に努めるものとする。

（受取及び運搬）

第5条 物資の引渡し場所は原則乙が指定する場所で引き渡すものとし、運搬は甲が行うものとする。ただし、甲が運搬できない場合は、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する場合は、乙の車両を優先的に通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙が供給した物資の対価及び運搬費用については、甲が負担する。

2 甲が負担する物資の対価は、災害時等の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(代金の支払)

第7条 甲は、物資の供給を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害の発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2016年(平成28年)3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、文書をもって協定の終了の通知がない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(円滑な運用)

第9条 甲及び乙は、この協定締結時及び前条ただし書きの規定により協定を更新したときは年度当初に連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

2016年(平成28年)2月2日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽田 皓

乙 福山市南蔵王町六丁目26番7号
株式会社ハローズ
代表取締役社長 佐藤 利行

災害時における物資供給に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社天満屋ストア（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における物資供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、避難所等に避難した住民（以下「避難住民」という。）に対し、甲と乙が協力して物資を供給することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次のとおりとする。

- （1）食料品
- （2）飲料品
- （3）衣類
- （4）日用生活品
- （5）その他可能物資

2 甲は必要に応じ、乙に対して前項に定める物資について供給可能な在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（要請の手続）

第3条 甲は、災害時に避難住民に物資を供給する必要があると認めたときは、乙に対し、その旨を文書で要請する。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先的な供給に努めるものとする。

（受取及び運搬）

第5条 物資の引渡し場所は原則乙が指定する場所で引き渡すものとし、運搬は甲が行うものとする。ただし、甲が運搬できない場合は、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する場合は、乙の車両を優先的に通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙が供給した物資の対価及び運搬費用については、甲が負担する。

2 甲が負担する物資の対価は、災害時等の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(代金の支払)

第7条 甲は、物資の供給を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害の発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2016年(平成28年)3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、文書をもって協定の終了の通知がない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(円滑な運用)

第9条 甲及び乙は、この協定締結時及び前条ただし書きの規定により協定を更新したときは年度当初に連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

2016年(平成28年)2月2日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽田 皓

乙 岡山県岡山市北区岡町13番16号
株式会社 天満屋ストア
取締役社長 野口 重明

災害時における物資供給に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社天満屋福山店（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における物資供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、避難所等に避難した住民（以下「避難住民」という。）に対し、甲と乙が協力して物資を供給することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次のとおりとする。

- （1）食料品
- （2）飲料品
- （3）衣類
- （4）日用生活品
- （5）その他可能物資

2 甲は必要に応じ、乙に対して前項に定める物資について供給可能な在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（要請の手続）

第3条 甲は、災害時に避難住民に物資を供給する必要があると認めたときは、乙に対し、その旨を文書で要請する。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先的な供給に努めるものとする。

（受取及び運搬）

第5条 物資の引渡し場所は原則乙が指定する場所で引き渡すものとし、運搬は甲が行うものとする。ただし、甲が運搬できない場合は、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する場合は、乙の車両を優先的に通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙が供給した物資の対価及び運搬費用については、甲が負担する。

2 甲が負担する物資の対価は、災害時等の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(代金の支払)

第7条 甲は、物資の供給を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害の発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2016年(平成28年)3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれかより、文書をもって協定の終了の通知がない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(円滑な運用)

第9条 甲及び乙は、この協定締結時及び前条ただし書きの規定により協定を更新したときは年度当初に連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

2016年(平成28年)2月2日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽田 皓

乙 福山市元町1番1号
株式会社天満屋福山店
執行役員店長 田中 智

災害時における物資供給に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と広島県東部パン組合（以下「乙」という。）は、福山市地域防災計画 震災対策編第2章第3節「備蓄計画」に基づき、福山市内で地震、風水害、その他災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、乙からの物資（以下「物資」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が協力して、市内の避難住民を救援するための物資の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して物資の供給について協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの協力要請を受けたときは、物資の優先供給に対する協力を積極的に努めるものとする。

（供給物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次のとおりとする。

- （1）パン
- （2）その他供給が可能な物資

（要請手続）

第5条 乙に対する甲の協力要請の手続は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、後日、文書を提出するものとする。

（運搬及び受取）

第6条 物資の運搬は原則として乙が行うものとし、甲は物資の引渡場所を指定（以下「指定場所」という。）の上、指定場所へ甲の職員を派遣し、物資を受け取るものとする。

（費用）

第7条 第3条の規定により、乙が甲に供給した物資の費用については、災害前の市場価格を基に甲乙協議の上、物資の対価を甲が乙に支払う。

2 前条に規定する、乙が行う物資の運搬に係る費用については、乙が負担するものとする。

（運搬車両の通行）

第8条 甲は、乙が物資の運搬に使用する車両を緊急車両又は優先車両として通行できるように

に配慮するものとする。

(連絡先確認及び報告)

第9条 この協定の万全な実行を図るため、甲乙は、双方の連絡先及び連絡責任者・担当者
を定めるものとし、甲は乙に対して供給可能な在庫品目、数量等について報告を求め
ることができる。

(履行の免除)

第10条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度の状況に応じてこの協定による
履行義務の一部又は全部を免除することができる。

(協議)

第11条 この協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙双方協議を行
い決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有
するものとする。

2016年(平成28年)2月2日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽田 皓

乙 尾道市土堂二丁目10番3号
広島県東部パン組合
理事長 廣川 徹

災害時における物資供給に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社ミスターマックス（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における物資供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、避難所等に避難した住民（以下「避難住民」という。）に対し、甲と乙が協力して物資を供給することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次のとおりとする。

- （1）食料品
- （2）飲料品
- （3）衣類
- （4）日用生活品
- （5）その他可能物資

2 甲は必要に応じ、乙に対して前項に定める物資について供給可能な在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（要請の手続）

第3条 甲は、災害時に避難住民に物資を供給する必要があると認めたときは、乙に対し、その旨を文書で要請する。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先的な供給に努めるものとする。

（受取及び運搬）

第5条 物資の引渡し場所は原則乙が指定する場所で引き渡すものとし、運搬は甲が行うものとする。ただし、甲が運搬できない場合は、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する場合は、乙の車両を優先的に通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙が供給した物資の対価及び運搬費用については、甲が負担する。

2 甲が負担する物資の対価は、災害時等の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(代金の支払)

第7条 甲は、物資の供給を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害の発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2017年(平成29年)3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、文書をもって協定の終了の通知がない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(円滑な運用)

第9条 甲及び乙は、この協定締結時及び前条ただし書きの規定により協定を更新したときは年度当初に連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

2016年(平成28年)4月1日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽田 皓

乙 福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号
株式会社ミスターマックス
代表取締役社長 平野 能章

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）は、第1条第1号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が同法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「住宅地図」とは、福山市全域を収録した乙の住宅地図帳のことをいう。
- (2) 「広域図」とは、福山市全域を収録した乙の広域地図のことをいう。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」のことをいう。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードのことをいう。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称のことをいう。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、乙に地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図、ID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図、ID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知した上で、甲による住宅地図製品等の保管・管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興に係る資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等について、次に掲げる利用を行うことができるものとする。

(1)災害対策本部設置期間中の閲覧

(2)災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

- 2 甲は、前項の規定に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2017年(平成29年)1月26日

甲 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
市長 枝廣 直幹

乙 広島県広島市東区光町1丁目10番19号
日本生命広島光町ビル2F
株式会社ゼンリン 中国エリア統括部
統括部長 宮岡 宏典

災害時における物資供給に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）とアサヒグループ食品株式会社（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における物資供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、避難所等に避難した住民（以下「避難住民」という。）に対し、甲と乙が協力して物資を供給することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次のとおりとする。

- （1）食料品（アマノフリーズドライ商品）
- （2）その他可能物資

2 甲は必要に応じ、乙に対して前項に定める物資について供給可能な在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（要請の手続）

第3条 甲は、災害時に避難住民に物資を供給する必要があると認めたときは、乙に対し、その旨を文書で要請する。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先的な供給に努めるものとする。

（受取及び運搬）

第5条 物資の引渡し場所は原則乙が指定する場所で引き渡すものとし、運搬は甲が行うものとする。ただし、甲が運搬できない場合は、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する場合は、乙の車両を優先的に通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙が供給した物資の対価及び運搬費用については、甲が負担する。

2 甲が負担する物資の対価は、災害時等の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（代金の支払）

第7条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害の発生によ

る混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2017年(平成29年)3月の末日をもって終了とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、文書をもって協定の終了の通知がない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(円滑な運用)

第9条 甲及び乙は、この協定締結時及び毎年度当初に連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

2017年(平成29年)1月26日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 東京都渋谷区恵比寿南2-4-1
アサヒグループ食品株式会社
代表取締役社長 唐澤 範行

災害時における物資供給に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社ケンユー（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における物資供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、避難所等に避難した住民（以下「避難住民」という。）に対し、甲と乙が協力して物資を供給することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次のとおりとする。

（1）災害時用トイレ袋

（2）ポータブルトイレ（スチール製／段ボール製）

2 甲は必要に応じ、乙に対して前項に定める物資について供給可能な在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（要請の手続）

第3条 甲は、災害時に避難住民に物資を供給する必要があると認めたときは、乙に対し、その旨を文書で要請する。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先的な供給に努めるものとする。

（受取及び運搬）

第5条 物資の引渡し場所は原則乙が指定する場所で引き渡すものとし、運搬は甲が行うものとする。ただし、甲が運搬できない場合は、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する場合は、乙の車両を優先的に通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙が供給した物資の対価及び運搬費用については、甲が負担する。

2 甲が負担する物資の対価は、災害時等の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（代金の支払）

第7条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害の発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2018年(平成30年)3月の末日をもって終了とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、文書をもって協定の終了の通知がない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(円滑な運用)

第9条 甲及び乙は、この協定締結時及び毎年度当初に連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

2017年(平成29年)7月25日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市曙町四丁目7番30号
株式会社ケンユー
代表取締役社長 占部 克明

災害時等における物資供給に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社寺田鉄工所（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害、その他災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）等における、乙が保有している物資（以下「物資」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲と乙が協力して、市内の避難住民を救援するための物資の供給及び啓発活動への協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して物資の供給及び運搬について協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの協力要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（供給物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次のとおりとする。

- （1）太陽熱調理器（ソーラークッカー）
- （2）太陽熱温水器

（要請手続）

第5条 乙に対する甲の協力要請の手続は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、後日、文書を提出するものとする。

（受取及び運搬）

第6条 物資の引渡し場所は甲が指定（以下「指定場所」という。）し、甲は指定場所へ職員を派遣し、物資を受け取るものとする。この場合において、甲は必要に応じて、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（未使用物資の引取り）

第7条 前条の規定により甲が受け取った物資のうち、未使用のものについては、甲の求めにより乙はこれを引き取るものとする。ただし、著しく商品価値が低下したものについては、この限りではない。

(費用)

第8条 第3条の規定により、乙が甲に供給した物資の費用については、次のとおりとする。

(1) 一次対応分(一次要請時の在庫対応)については、無償とする。

(2) 二次対応分については、商品の対価のみを甲が乙に支払う。

2 第3条の規定により、乙が行う物資の運搬に係る費用については、乙が負担するものとする。

(連絡先確認及び報告)

第9条 この協定の万全な実行を図るため、甲乙は、双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとし、甲は乙に対して供給可能な在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

(履行の免除)

第10条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度の状況に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができる。

(協議)

第11条 この協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙双方協議を行い決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

2017年(平成29年)7月25日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市新浜町二丁目4番16号
株式会社寺田鉄工所
代表取締役社長 寺田 雅一

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社ダイワテック（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル資機材の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、福山市内において地震、津波、風水害等による災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、レンタル資機材（以下「資機材」という。）を必要とするときは、乙に対し資機材の提供を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、別紙様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に資機材を提供するものとする。

2 乙は、前項の規定により資機材の提供を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により報告するものとする。

（提供資機材）

第3条 乙が甲に提供する資機材は、別表に掲げるもののうち、乙が甲から要請を受けた時点で乙が提供可能なものとする。

2 乙は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において、災害時に提供可能な資機材の見込数量を報告するものとする。

（資機材の運搬及び引渡し）

第4条 乙は、依頼を受けた資機材の引渡場所を指定し、当該引渡場所までの資機材の運搬は、甲が行うものとする。ただし、乙による運搬が可能な場合は、この限りでない。

2 前項の規定による資機材の引渡しは、甲の職員による確認の上、行うものとする。

3 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が資機材を提供及び運搬する場合は、当該資機材の運搬に使用する車両が緊急車両又は優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が提供した資機材のレンタル料及び運搬等に係る費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上で決定するものとする。

3 乙は、前項の規定による第1項の費用の決定後に当該費用を甲に請求するものとする。

(資料の交換及び情報交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、各自が実施する防災対策及びその組織体制に関する資料その他甲及び乙が必要と認める資料を随時交換するものとする。

(平常時からの相互協力)

第8条 甲及び乙は、災害等が発生した場合に速やかに資機材の提供ができるよう、平常時から相互に協力するものとする。

(協定期間)

第9条 協定期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間の満了の日の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を所持する。

2018年(平成30年)2月8日

甲 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝 廣 直 幹

乙 名古屋市西区大野木三丁目43番地
株式会社 ダイワテック
代表取締役社長 岡 忠 志

別表 1

災害時に提供を要請する資機材
<p>[資機材]</p> <ul style="list-style-type: none">・ソーラーパネル付プレハブ（商品名：ソーラーシステムハウス）・ソーラーパネル付仮設トイレ（商品名：ソーラーバイオトイレ）・ソーラーパネル（商品名：ソラボ）・自立型ソーラー街路灯 他

様式 1 (第 1 条関係)

年 (平成 年) 月 日

株式会社ダイワテック
代表取締役社長 岡 忠志 様

福 山 市 長

災害時におけるレンタル資機材提供要請書

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書第 1 条に基づき、次の通り要請します。

必要とする資機材	数量	引渡場所	引渡日時	備考

様式2（第2条関係）

年（平成 年） 月 日

福山市長様

株式会社 ダイワテック
代表取締役社長 岡 忠志

災害時におけるレンタル資機材提供実績報告書

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書第2条に基づき、次の通り提供したレンタル資機材の実績について報告します。

引渡し資機材	数量	引渡場所	引渡日時	備考

災害時における物資供給等に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と生活協同組合ひろしま（以下「乙」という。）は、福山市内において災害等が発生した場合又は災害等が発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に避難所等に避難した住民（以下「避難住民」という。）に対し、甲と乙が協力してより速やかにかつ円滑に物資の供給ができるようにすることを目的とする。

（要請）

第2条 災害時において甲が物資を必要とする場合は、乙に対して物資の供給を要請する。
2 前項の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した要請書（別紙）をもって行うものとするが、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先的な供給に努めるものとする。

（支援体制の整備）

第4条 乙は、2条1項の要請を受けたときは、乙が加盟する生活協同組合連合会等（以下「連合会等」という。）に対し、連合会等が保有する物資の供給、輸送等について協力を要請し、連合会等と連携して、甲の要請に応えるものとする。

（物資の種類）

第5条 甲が、乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表「災害支援物資調達リスト」に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、別に甲が指定する者が行うものとする。

（損害の負担）

第7条 前条の規定に基づく運搬業務により生じた損害の補償については、甲と乙が協議をして定めるものとする。

(費用負担)

第8条 乙が供給した物資の対価及び乙が行った搬送等の費用については、甲が負担するものとし、負担範囲等に関しては、その都度、甲、乙協議の上決定する。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議して、その都度定めるものとする。

3 甲の乙に対する費用の支払方法は、甲の通常の支払方法によるものとする。

(平常時の活動)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報の交換、甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者及び事務担当者名簿等)

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(1) 甲の連絡責任者は、総務局総務部危機管理防災課長とする。

(2) 乙の連絡責任者は、総合企画室統括部長とする。

2 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿等を作成し、相互に交換するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2019年(平成31年)3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、文書をもって協定の終了の通知がない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

2018年(平成30年)5月 9日

甲 広島県福山市東桜町3番5号

福山市

市長 枝廣 直幹

乙 広島県広島市西区草津港2丁目8番42号

生活協同組合ひろしま

理事長 惠木 尚

別 紙

年 月 日

災害時における生活関連物資の供給等要請書

生活協同組合ひろしま
理事長

様

福山市長

「災害時における生活関連物資の供給等に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 協力要請業務

事 項	内 容
要 請 業 務	
実 施 日 時	
物 資 搬 送 場 所	
連 絡 先	
備 考	

2. 供給要請物資

品 目	仕 様	数 量	備 考

別表

災害支援物資調達リスト

NO	商品区分	商品事例
1	飲料水	CO水2L
2	飲料水	CO水500ml
3	飲料水	CO緑茶2L
4	飲料水	CO緑茶500ml
5	飲料水	CO烏龍茶2L
6	飲料水	CO烏龍茶500ml
7	食事の替わりになる菓子	CO応援食クッキー・バー等
8	手で食べられる果物	バナナ
9	LLパン	COモーニングクロワッサン
10	乾電池	CO乾電池：単1
11	毛布・寝具	通販取引先の毛布・寝具
12	夏向けの寝具	通販取引先のタオルケット
13	カイロ	COカイロ
14	カイロ	CO貼るカイロ
15	パックご飯	COおいしいご飯
16	カップめん	COOPヌードル
17	レトルトカレー	COレトルトビーフカレー
18	スープ類	COスープ（FD）
19	スープ類	CO即席みそ汁
20	魚缶	さば缶
21	魚缶	いわし缶
22	魚缶	ツナ缶
23	調理の火力	COカセットコンロ
24	調理の火力	COガスボンベ
25	箸	CO割り箸
26	食器	紙おわん
27	食器	紙皿
28	食器	紙コップ
29	ティッシュ類	COティッシュ
30	ティッシュ類	COウェットティッシュ
31	タオル	取引先のタオル
32	おむつ	紙おむつベビー用
33	おむつ	紙おむつ大人用

災害時における物資輸送拠点としての施設利用
及び運営等の協力に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社福山地方卸売市場ほか8社（以下「乙」という。）は、災害時における物資輸送拠点としての施設の利用及び運営等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市内で地震、風水害、その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、市内被災地に対する救援物資の緊急輸送体制の速やかな構築及び人材・資機材を活用した運営等の協力について、甲が乙に要請する事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は前条の目的を達成するため、乙に対し協力を要請することができるものとする。この場合において、乙は、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

2 前条の規定により、甲が乙に対し要請する事項は、次の各号に挙げる事項とする。

- (1) 乙が管理する施設の物資輸送拠点としての利用
- (2) 乙が管理する資機材の提供
- (3) 乙に所属する人員による物資輸送拠点運営等の協力
- (4) 乙に所属する人員による避難所等の運営支援
- (5) その他協議し合意した事項

（要請手続き）

第3条 前条に規定する要請は、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに本書を提出するものとする。

2 前項の規定により甲から乙に対して行う要請は、株式会社福山地方卸売市場を代表窓口として手続きを行うこととし、要請を受けた株式会社福山地方卸売市場が調整を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、協力業務を遂行したときは、株式会社福山地方卸売市場において次の事項を取りまとめ、後日、実績報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

- (1) 協力内容
- (2) 協力した場所
- (3) 使用した資機材
- (4) 従事者数
- (5) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 乙が実施した協力に要した経費は、その都度甲乙協議して決定し、甲が負担する。

(庶務窓口)

第6条 この協定の庶務窓口は、甲にあっては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあっては株式会社福山地方卸売市場において処理するものとする。
2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段について、相互に確認するものとする。

(協議事項)

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書10通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2018年(平成30年)6月29日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市引野町一丁目1番1号
株式会社福山地方卸売市場
代表取締役社長 池田 幸博

福山市引野町一丁目1番1号
福山大同青果株式会社
代表取締役社長 佐藤 行次

福山市引野町一丁目1番1号
株式会社福山魚市場
代表取締役社長 福井 余緒

福山市引野町一丁目1番1号
福山塩干荷受有限会社
代表取締役社長 豊田 康裕

福山市引野町一丁目1番1号
備後青果株式会社

代表取締役社長 空 博司

福山市引野町一丁目1番1号
福山大協青果株式会社
代表取締役社長 藤井 健次

福山市引野町一丁目1番1号
福山青果株式会社
代表取締役社長 高橋 康義

福山市引野町一丁目1番1号
株式会社クラハシ
代表取締役社長 天野 文男

福山市引野町一丁目1番1号
株式会社福山中央水産
代表取締役社長 笹田 博之

様式第 1 号

協力要請書

年 月 日
様
福山市長 (災害対策本部長)
災害時における物資輸送拠点としての施設の利用及び運営等の協力に関する協定書第 3 条に基づき、次のとおり要請します。
1 協力を要請する事由 第 2 条第 2 項 号
2 協力を必要とする場所
3 協力を必要とする資機材 ○資機材の名称 ○資機材の数
4 協力を必要とする人数 (※施設ごと)
5 その他必要となる事項 連絡責任者の職名・名前 電話番号 F A X

実施報告書

年 月 日
福山市長様 (災害対策本部長)
(報告者) 住 所 名 前
印
災害時における物資輸送拠点としての施設の利用及び運営等の協力に関する協定書第4条に基づき、要請のあった事項について、次のとおり報告します。
1 協力内容 第2条第2項 号
2 協力した場所
3 使用した資機材 ○資機材の名称 ○資機材の数
4 従事者数 (※施設ごと)
5 その他必要となる事項 連絡責任者の職名・名前 電話番号
F A X

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社ダスキン福山（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル資機材の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

- 第1条 甲は、福山市内において地震、津波、風水害等による災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、レンタル資機材（以下「資機材」という。）を必要とするときは、乙に対し資機材の提供を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、別紙様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

- 第2条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に資機材を提供するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により資機材の提供を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により報告するものとする。

（提供資機材）

- 第3条 乙が甲に提供する資機材は、別表に掲げるもののうち、乙が甲から要請を受けた時点で乙が提供可能なものとする。

（資機材の運搬及び引渡し）

- 第4条 乙は、依頼を受けた資機材の引渡場所を指定し、当該引渡場所までの資機材の運搬は、甲が行うものとする。ただし、乙による運搬が可能な場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定による資機材の引渡しは、甲の職員による確認の上、行うものとする。
- 3 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

（車両の通行）

- 第5条 甲は、乙が資機材を提供及び運搬する場合は、当該資機材の運搬に使用する車両が緊急車両又は優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援するものとする。

（費用の負担）

- 第6条 乙が提供した資機材のレンタル料及び運搬等に係る費用は、甲が負担する。
- 2 前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上で決定するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による第1項の費用の決定後に当該費用を甲に請求するものとする。

(平常時からの相互協力)

第7条 甲及び乙は、災害等が発生した場合に速やかに資機材の提供ができるよう、平常時から相互に協力するものとする。

(協定期間)

第8条 協定期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間の満了の日の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を所持する。

2018年(平成30年)11月6日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝 廣 直 幹

乙 福山市卸町4番15号
株式会社ダスキン福山
代表取締役社長 高 橋 良 太

別表

災害時に提供を要請する資機材		
[資機材]		
・ 玄関マットSサイズ	90 cm × 75	400枚
・ 玄関マットLサイズ	150 cm × 90	200枚
・ 玄関マットLLサイズ	180 cm × 120	60枚
・ 玄関マットWサイズ	180 cm × 150	30枚
・ 玄関マットTサイズ	240 cm × 150	30枚
・ フロアーモップ中	56 cm × 34	300枚
・ フロアーモップ大	73 cm × 34	200枚
・ 空気清浄器		10台
・ 浄水器		70台

様式 1 (第 1 条関係)

年 (平成 年) 月 日

株式会社ダスキン福山
代表取締役社長 高橋 良太 様

福 山 市 長

災害時におけるレンタル資機材提供要請書

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書第 1 条に基づき、次の通り要請します。

必要とする資機材	数量	引渡場所	引渡日時	備考

様式2（第2条関係）

年（平成 年） 月 日

福山市長様

株式会社ダスキン福山
代表取締役社長 高橋 良太

災害時におけるレンタル資機材提供実績報告書

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書第2条に基づき、次の通り提供したレンタル資機材の実績について報告します。

引渡し資機材	数量	引渡場所	引渡日時	備考

災害時における畳の提供等に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と「5日で5,000枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「乙」という。）は、災害時における避難所等に対する畳の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、福山市内において地震、津波、風水害等による災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、避難所等へ畳を必要とするときは、乙に対し畳の提供を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、別紙様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に畳を提供するものとする。ただし、緊急の場合は、乙は甲の要請がなくとも協力できるものとする。

2 乙は、前項の規定により畳の提供を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により報告するものとする。

（畳の運搬及び引渡し）

第3条 甲は、要請した畳の引渡場所を指定し、当該引渡場所までの畳の運搬は、乙が行うものとする。

2 前項の規定による畳の引渡しは、甲の職員による確認の上、行うものとする。

3 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

（車両の通行）

第4条 甲は、乙が畳を提供及び運搬する場合は、当該畳の運搬に使用する車両が緊急車両又は優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が提供した畳及び運搬等に係る費用は無償とし、利用後の畳の処分は甲が行うものとする。

（協力体制）

第6条 甲及び乙は、災害等が発生した場合に速やかに畳の提供ができるよう、平常時から相互に協力するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

3 乙は、この協定に基づく活動が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練などに積極的に参加するものとする。

(協定期間)

第7条 協定期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間の満了の日の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を所持する。

2018年(平成30年)11月6日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣直幹

乙 広島市西区三滝町17番14号
5日で5,000枚の約束。プロジェクト実行委員会
中国地区委員長 山下幸彦

様式 1 (第 1 条関係)

年 (平成 年) 月 日

5 日で 5,000 枚の約束。プロジェクト実行委員会
中国地区委員長 山下 幸彦 様

福 山 市 長

災害時における量の提供要請書

災害時における量の提供等に関する協定書第 1 条に基づき、次の通り要請します。

引渡場所 (連絡先)	引渡日時	必要枚数	備考

様式2（第2条関係）

年（平成 年） 月 日

福山市長様

5日で5,000枚の約束。プロジェクト実行委員会
中国地区委員長 山下 幸彦

災害時における畳の提供実績報告書

災害時における畳の提供等に関する協定書第2条に基づき、次の通り提供した畳の実績について報告します。

引渡場所	引渡日時	提供枚数	備考

災害時における物資調達等の応援協力に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と一般社団法人福山青年会議所（以下「乙」という。）は、災害時における応援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福山市内で地震、風水害、その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合（以下「災害時」という。）における物資調達等を円滑に遂行するための応援協力について、甲が乙に要請する事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して物資調達等について協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの協力要請を受けたときは、物資の調達等に関する協力を積極的に努めるものとする。

（協力内容）

第4条 甲が行う次の各号に掲げる物資等の調達に当たり、乙はその組織及び機能等を最大限に活用して、公益社団法人 日本青年会議所、本市以外を活動拠点とする青年会議所と連携を図り、供給等に対応できる事業者の確保や供給事業者の窓口として、調達・輸送の協力を行うものとする。

- （1）避難者等の生活に必要な物資
- （2）応急対策に必要な資機材
- （3）医療及び防疫等に必要な物資・資機材
- （4）前各号掲げるもののほか、甲乙協議して定める事項

（要請手続）

第5条 乙に対する甲の協力要請の手続は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、後日、文書を提出するものとする。

（受取及び運搬）

第6条 物資の引渡し場所は甲が指定（以下「指定場所」という。）し、甲は指定場所へ職員を派遣し、物資を受け取るものとする。この場合において、甲は必要に応じて、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用の負担）

第7条 第4条の規定により乙が供給した物資の対価及び運搬費用については、甲が負担する。
2 甲が負担する物資の対価は、災害時等の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（代金の支払）

第8条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害の発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2021年（令和3年）3月の末日をもって終了とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、文書をもって協定の終了の通知がない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（円滑な運用）

第10条 甲及び乙は、この協定締結時及び毎年度当初に連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有するものとする。

2020年（令和2年）9月4日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市西町二丁目10番1号
一般社団法人福山青年会議所
理事長 村上 達彦

支援協力要請書

様	年 月 日
	福 山 市 長 (災害対策本部長)
<p>災害時における応援協力に関する協定書第5条に基づき、次のとおり要請します。</p>	
1 協力を要請する事由	
2 協力を必要とする場所	
3 協力を必要とする物資又は資機材 ○名称 ○数量	
4 協力を必要とする人数	
5 その他必要となる事項	
<p>連絡責任者の職名・名前</p> <p>電話番号 () — FAX () —</p>	

実施報告書

<p>福山市長様 (災害対策本部長)</p> <p style="text-align: right;">(報告者) 住所 名前</p> <p>災害時における応援協力に関する協定書第7条に基づき、要請のあった事項について、次のとおり報告します。</p>	<p>年 月 日</p>
1 協力内容	
2 協力した場所	
<p>3 使用した物資又は資機材</p> <p>○名称</p> <p>○数量</p>	
4 従事者数	
<p>5 その他必要となる事項</p> <p style="margin-top: 20px;">連絡責任者の職名・名前</p> <p style="margin-top: 20px;">電話番号 () — FAX () —</p>	

災害時におけるレンタル用品の提供に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と日立建機日本株式会社福山営業所（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるレンタル用品の提供に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に応じ、乙が保有する発電機器、投光・照明機器、送風・空調機器、トイレ、安全保安用品、車両その他の用品（以下「用品等」という。）の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において用品等が必要な場合は、乙に対し用品等の提供について協力を要請することができる。

2 甲は、前項の規定により要請を行う場合は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請することができるものとし、後日速やかに口頭により要請した内容を書面で提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けた場合は、用品等の優先的な提供及び運搬に協力するものとする。

2 乙は、用品等の提供を実施したときは、災害時における用品等の提供についての書面を甲に提出するものとする。

3 乙は、用品等の供給可能な体制の維持に努めるものとする。

4 乙は、災害の影響により、用品等の提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対応について甲と協議するものとする。

（用品等の引渡し）

第4条 用品等の引渡場所は、甲乙協議の上で決定するものとし、甲は、当該引渡場所に甲が指定する者を派遣し、用品等を確認の上で引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第5条 用品等の使用及び運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に係る費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上で決定するものとする。

（用品等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した用品等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(庶務窓口)

第7条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては日立建機日本株式会社福山営業所において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2021年(令和3年) 7月 26日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 福山市曙町六丁目13番21号
日立建機日本株式会社福山営業所
福山営業所長 山田 克彦

災害時における物資供給に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害、その他災害が発生し又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、物資の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（供給物資）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次のとおりとする。

- （1）日用生活品
- （2）作業関係用品
- （3）冷暖房機器及び電気用品
- （4）その他甲が指定する物資

（要請手続）

第5条 乙に対する甲の要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後文書を提出するものとする。

（受取及び運搬）

第6条 物資の受取場所は甲が指定し、甲は指定場所へ職員を派遣し、物資を受け取るものとする。この場合において、甲は必要に応じて、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（未使用物資の引取）

第7条 前条の規定により甲が受け取った物資のうち、未使用のものについては、甲の求めにより乙は、これを引き取るものとする。ただし、著しく商品価値が低下したものについては、この限りではない。

なお、商品価値の低下の判断等の詳細な事項に関しては、甲乙協議の上、定めるものとする。

る。

(費用の負担)

第8条 第3条の規定により乙が供給した物資の対価については、甲乙協議の上、決定する。

(連絡先確認及び報告)

第9条 この協定の万全の実行を図るため、甲乙相互の連絡先、連絡責任者及・担当者を定めるものとし、甲は乙に対して供給可能な在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

(履行の免除)

第10条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度の状況に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができる。

(協議)

第11条 この協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有するものとする。

2022年(令和4年)3月1日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 島根県益田市遠田町2179番地1
株式会社 ジュンテンドー
代表取締役社長 飯塚 正

災害時における物資供給に関する協定

福山市（以下「甲」という。）と株式会社イズミ（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害、その他災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、物資の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の保有する物資の供給を文書で要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後文書を提出するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（供給物資）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次のとおりとする。

- （1）食料品
- （2）飲料品
- （3）衣類
- （4）日用生活品
- （5）その他

（受取及び運搬）

第5条 物資の受取場所は甲が指定し、甲は指定場所へ職員等を派遣し、物資を受け取るものとする。この場合において、甲は必要に応じて、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定により乙が供給した物資の対価及び運搬費用については、甲が負担する。

2 甲が負担する物資の対価は、災害時等の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(代金の支払い)

第7条 甲は、物資の供給を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害の発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(連絡先確認及び報告)

第8条 この協定の万全の実行を図るため、甲乙相互の連絡先、連絡責任者及び担当者を定めるものとし、甲は乙に対して供給可能な在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

(履行の免除)

第9条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度の状況に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができる。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の成立の証として、本書2通を作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

2023年(令和5年)8月21日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 広島県広島市東区二葉の里三丁目
3番1号
株式会社イズミ
代表取締役社長 山西 泰明

災害時における物資供給に関する協定

福山市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲に対する物資の供給について、迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が供給可能な物資とする。

- （1）作業関係（ヘルメット、長靴、軍手、スコップ 等）
- （2）日用品（毛布、タオル、割箸、ティッシュ、ライター、カイロ 等）
- （3）水関係（飲料水、生活用水用ポリタンク 等）
- （4）冷暖房機器（大型灯油ストーブ、木炭、木炭コンロ 等）
- （5）電気用品（投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ 等）
- （6）トイレ関係（救急ミニトイレ 等）
- （7）その他甲が指定する物資

（要請手続）

第4条 甲は、乙に対し、供給する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、事後文書を提出するものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の可能な範囲内において優先的に甲に物資を供給するよう努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(物資の運搬及び引渡し)

第6条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示（物資の供給先に関する指示も含む。）に従うものとする。

- 2 物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲乙協議の上、その方法を定めるものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した費用（以下「費用等」という。）は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用等は、災害発生直前時における小売価格等を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

(代金の支払)

第8条 甲は、乙から引渡しを受けた物資の代金は、乙からの請求書を受領した後、速やかに支払うものとする。

(連絡先確認及び報告)

第9条 この協定の万全の実行を図るため、甲乙相互の連絡先、連絡責任者及び担当者を定めるものとし、甲は乙に対して供給可能な在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

(平常時の連携)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

- 2 乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、この協定は更新されたものとし、1年間延長し、その後においても同様とする。

この協定の成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所

持するものとする。

2023年（令和5年）10月10日

甲 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

災害時における物資供給に関する協定

福山市（以下「甲」という。）と大東建託株式会社 福山支店（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲に対する物資の供給について、迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が供給可能なものとする。

- （1）生活必需品（簡易トイレ、ボディタオル、マスク、除菌消臭水の素 等）
- （2）食料、飲料水（保存食（アルファ米、パン 等）、保存水（ペットボトル） 等）
- （3）工具類（コードリール、パール 等）
- （4）作業関係用品（ゴムボート、水のう、安全ゴム長靴、ゴム手袋 等）
- （5）その他甲が指定する物資

（要請手続）

第4条 甲は、乙に対し、供給する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、事後文書を提出するものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の可能な範囲内において優先的に甲に物資を供給するものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(物資の運搬及び引渡し)

第6条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示（物資の供給先に関する指示も含む。）に従うものとする。

- 2 物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した費用（以下「費用等」という。）は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用等は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

(代金の支払)

第8条 甲は、乙から引渡しを受けた物資の代金は、乙からの請求書を受理した後、遅滞なく支払うものとする。

(連絡先確認及び報告)

第9条 この協定の万全の実行を図るため、甲乙相互の連絡先、連絡責任者及び担当者を定めるものとし、甲は乙に対して供給可能な在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

(平常時の連携)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

- 2 乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期限は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、この協定は更新されたものとし、1年間延長し、その後においても同様とする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

2023年（令和5年）10月10日

甲 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 東京都港区港南二丁目16番1号
大東建託株式会社
代表取締役社長執行役員 竹内 啓

災害時における物資供給に関する協定

福山市（以下「甲」という。）とコーナン商事株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲に対する物資の供給について、迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が供給可能な物資とする。

- （1）作業関係（作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク 等）
- （2）日用品（毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル 等）
- （3）水関係（飲料水、水缶、カップラーメン、菓子 等）
- （4）冷暖房機器（大型灯油ストーブ、木炭、木炭コンロ 等）
- （5）電気用品（投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ 等）
- （6）トイレ関係（救急ミニトイレ 等）
- （7）その他甲が指定する物資

（要請手続）

第4条 甲は、乙に対し、供給する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、事後文書を提出するものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の可能な範囲内において優先的に甲に物資を供給するよう努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(物資の運搬及び引渡し)

第6条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示（物資の供給先に関する指示も含む。）に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲乙協議の上、その方法を定めるものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した費用（以下「費用等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用等は、災害発生直前時における小売価格等を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

(代金の支払)

第8条 甲は、乙から引渡しを受けた物資の代金は、乙からの請求書を受理した後、速やかに支払うものとする。

(連絡先確認及び報告)

第9条 この協定の万全の実行を図るため、甲乙相互の連絡先、連絡責任者及び担当者を定めるものとし、甲は乙に対して供給可能な在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

(平常時の連携)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、この協定は更新されたものとし、1年間延長し、その後においても同様とする。

この協定の成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

2024年(令和6年)1月17日

甲 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1
コーナン商事株式会社
代表取締役社長 疋田 直太郎

災害時における物資供給に関する協定

福山市（以下「甲」という。）とトウシヨク株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲に対する物資の供給について、迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が供給可能な物資とする。

- （1）飲料品（水、お茶 等）
- （2）食料品（パック御飯、パン、カップラーメン、即席スープ、菓子 等）
- （3）日用品（割箸、ティッシュ、紙コップ、紙皿 等）
- （4）その他甲が指定する物資

（要請手続）

第4条 甲は、乙に対し、供給する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、事後文書を提出するものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の可能な範囲内において優先的に甲に物資を供給するよう努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(物資の運搬及び引渡し)

第6条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示（物資の供給先に関する指示も含む。）に従うものとする。

2 物資の運搬は、乙の可能な範囲で乙が行うものとする。甲は、甲の指定する場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲乙協議の上、その方法を定めるものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した費用（以下「費用等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用等は、災害発生直前時における小売価格等を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

(代金の支払)

第8条 甲は、乙から引渡しを受けた物資の代金は、乙からの請求書を受理した後、速やかに支払うものとする。

(連絡先確認及び報告)

第9条 この協定の万全の実行を図るため、甲乙相互の連絡先、連絡責任者及び担当者を定めるものとし、甲は乙に対して供給可能な在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

(平常時の連携)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、この協定は更新されたものとし、1年間延長し、その後においても同様とする。

この協定の成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

2024年（令和6年）7月1日

甲 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 広島県福山市駅家町法成寺大字1613番地54
トウショク株式会社
代表取締役 五殿 隆誠

津波災害等大規模災害発生時における施設の使用に関する協定書

津波災害等大規模災害発生時における一時避難施設等としての使用に関し、福山市（以下「甲」という。）と福山テクノ協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市域に津波災害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における支援協力において、乙の組合員が管理する施設（以下「対象施設」という。）を甲及び地域住民等が使用することについての必要な事項を定めるものとする。

（使用用途）

第2条 この協定による対象施設の使用用途は、一時避難施設、緊急車両の集結場所及び防災資機材の一時保管場所等とする。

（使用不可の場合の報告）

第3条 乙は、何らかの事情により対象施設の一部又は全部について、前条に規定する使用用途としての使用が不可能となるときには、直ちに甲に連絡するものとする。

（施設使用の通知）

第4条 甲は、津波災害等大規模災害の発生時において、乙の組合員の第2条に規定する使用用途で甲及び地域住民等が使用するための支援協力（以下単に「支援協力」という。）が必要であると認めたときは、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

2 乙は、前項の規定により甲からの支援協力の要請があったときは、直ちに乙の組合員に対して、その旨を通知するものとする。

3 夜間等により、乙からその組合員に対して支援協力の要請ができない場合等は、甲は直接乙の組合員に対して支援協力の要請ができるものとする。

（津波避難場所の指定）

第5条 甲は、別表に掲げる施設が属する福山テクノ工業団地一帯を津波避難場所として指定する。

（津波避難場所の使用）

第6条 甲又は地域住民等は、津波避難場所を大規模地震に伴い津波警報が発表され、市内に避難勧告又は避難指示が発令されたときから、津波警報の解除等により津波の恐れがなくなったときまで使用できるものとする。ただし、避難勧告又は避難指示が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況であるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

(費用負担)

第7条 この協定の定めるところにより対象施設を使用する場合の使用料は、無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第8条 対象施設が第2条に規定する使用用途として使用された場合において、対象施設や備品が破損等した場合には、甲がこの復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(一時避難施設等の終了)

第10条 甲は、第2条に規定する使用用途としての使用を終了する際は、一時避難施設等使用終了届を提出するものとする。

(乙の組合員に対する周知徹底)

第11条 乙の組合員には、乙からこの協定の内容、趣旨等を説明し、この協定の定めるところにより使用等することについて承認・了承を得ているものとする。

(取扱窓口)

第12条 この協定の取扱窓口は、甲にあつては企画総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては福山テクノ協同組合事務局とする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に支援協力の要請時の連絡担当者及び連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲・乙双方が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2012年(平成24年)2月7日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市長 羽田 皓

乙 福山市箕島町6280番地50
福山テクノ協同組合
代表理事 松本 眞

(別表)

	施 設 名 称	所 在 地
1	福山テクノ協同組合会館	箕島町 6280-50
2	アイアンオイル株式会社	箕島町 6280-5
3	サンレスター株式会社	箕島町 6280-40
4	シオデコーポレーション株式会社	箕島町 6280-55
5	株式会社シーケイエス・チューキ	箕島町 6280-10
6	日本ターニング株式会社	箕島町 6280-60
7	福栄鉄工株式会社	箕島町 6280-20
8	福山熱煉工業株式会社	箕島町 6280-1
9	プレコ技研工業株式会社	箕島町 6280-15
10	マルミ産業株式会社	箕島町 6280-25
11	株式会社元久保工作所	箕島町 6280-35
12	リンクス株式会社	箕島町 6280-30

津波災害等大規模災害発生時における施設の使用に関する協定書

津波災害等大規模災害発生時における一時避難施設等としての使用に関し、福山市（以下「甲」という。）と福山市遊技業協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市域に津波災害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における支援協力において、乙の組合員が管理する施設（以下「対象施設」という。）を甲及び地域住民等が使用することについての必要な事項を定めるものとする。

（使用用途）

第2条 この協定による対象施設の使用用途は、一時避難施設、緊急車両の集結場所及び防災資機材の一時保管場所等とする。

（使用不可の場合の報告）

第3条 乙は、何らかの事情により対象施設の一部又は全部について、前条に規定する使用用途としての使用が不可能となるときには、直ちに甲に連絡するものとする。

（施設使用の通知）

第4条 甲は、津波災害等大規模災害の発生時において、乙の組合員の第2条に規定する使用用途で甲及び地域住民等が使用するための支援協力（以下単に「支援協力」という。）が必要であると認めたときは、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

2 乙は、前項の規定により甲からの支援協力の要請があったときは、直ちに乙の組合員に対して、その旨を通知するものとする。

3 夜間等により、乙からその組合員に対して支援協力の要請ができない場合等は、甲は直接乙の組合員に対して支援協力の要請ができるものとする。

（津波避難ビルの指定）

第5条 甲は、対象施設のうち、別表に掲げる施設を津波避難ビルとして指定する。

（津波避難ビルの使用）

第6条 甲又は地域住民等は、津波避難ビルを大規模地震に伴い津波警報が発表され、市内に避難勧告又は避難指示が発令されたときから、津波警報の解除等により津波の恐れがなくなったときまで使用できるものとする。ただし、避難勧告又は避難指示が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況であるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

(費用負担)

第7条 この協定の定めるところにより対象施設を使用する場合の使用料は、無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第8条 対象施設が第2条に規定する使用用途として使用された場合において、対象施設や備品が破損等した場合には、甲がこの復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(一時避難施設等の終了)

第10条 甲は、第2条に規定する使用用途としての使用を終了する際は、一時避難施設等使用終了届を提出するものとする。

(乙の組合員に対する周知徹底)

第11条 乙の組合員には、乙からこの協定の内容、趣旨等を説明し、この協定の定めるところにより使用等することについて承認・了承を得ているものとする。

(取扱窓口)

第12条 この協定の取扱窓口は、甲にあつては企画総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては福山市遊技業協同組合事務局とする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に支援協力の要請時の連絡担当者及び連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲・乙双方が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2012年(平成24年)2月7日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市長 羽田 皓

乙 福山市旭町8番18号
福山市遊技業協同組合
理事長 富山 長 鎬

(別表)

	施 設 名 称	所 在 地
1	ガイア新涯店立体駐車場	新涯町 1-39-12
2	グレート・ハリウッド 800 立体駐車場、 800 アルファ立体駐車場	東深津町 4-15-1
3	セブン&エイト立体駐車場	南本庄 4-1-3
4	福山コロナ立体駐車場	一文字町 24-1
5	ラフェスタ 2 立体駐車場	南蔵王町 3-1-13
6	ローズ&ピア立体駐車場	新涯町 4-1-3
7	メガガイア福山明神町立体駐車場	明神町 2-17-22

津波災害等大規模災害発生時における施設の使用に関する協定書

津波災害等大規模災害発生時における一時避難施設等としての使用に関し、福山市（以下「甲」という。）と松永遊技業組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市域に津波災害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における支援協力において、乙の組合員が管理する施設（以下「対象施設」という。）を甲及び地域住民等が使用することについての必要な事項を定めるものとする。

（使用用途）

第2条 この協定による対象施設の使用用途は、一時避難施設、緊急車両の集結場所及び防災資機材の一時保管場所等とする。

（使用不可の場合の報告）

第3条 乙は、何らかの事情により対象施設の一部又は全部について、前条に規定する使用用途としての使用が不可能となるときには、直ちに甲に連絡するものとする。

（施設使用の通知）

第4条 甲は、津波災害等大規模災害の発生時において、乙の組合員の第2条に規定する使用用途で甲及び地域住民等が使用するための支援協力（以下単に「支援協力」という。）が必要であると認めたときは、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

2 乙は、前項の規定により甲からの支援協力の要請があったときは、直ちに乙の組合員に対して、その旨を通知するものとする。

3 夜間等により、乙からその組合員に対して支援協力の要請ができない場合等は、甲は直接乙の組合員に対して支援協力の要請ができるものとする。

（費用負担）

第5条 この協定の定めるところにより対象施設を使用する場合の使用料は、無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第6条 対象施設が第2条に規定する使用用途として使用された場合において、対象施設や備品が破損等した場合には、甲がこの復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第7条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(一時避難施設等の終了)

第8条 甲は、第2条に規定する使用用途としての使用を終了する際は、一時避難施設等使用終了届を提出するものとする。

(乙の組合員に対する周知徹底)

第9条 乙の組合員には、乙からこの協定の内容、趣旨等を説明し、この協定の定めるところにより使用等することについて承認・了承を得ているものとする。

(取扱窓口)

第10条 この協定の取扱窓口は、甲にあっては企画総務局総務部危機管理防災課、乙にあっては松永遊技業組合事務局とする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に支援協力の要請時の連絡担当者及び連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲・乙双方が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2012年(平成24年)3月14日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市長 羽田 皓

乙 福山市高西町四丁目2番34-1号
松永遊技業組合
会長 新井 城 泰

津波災害等大規模災害発生時における施設の使用に関する協定書

津波災害等大規模災害発生時における一時避難施設等としての使用に関し、福山市（以下「甲」という。）と福山北遊技業組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市域に津波災害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における支援協力において、乙の組合員が管理する施設（以下「対象施設」という。）を甲及び地域住民等が使用することについての必要な事項を定めるものとする。

（使用用途）

第2条 この協定による対象施設の使用用途は、一時避難施設、緊急車両の集結場所及び防災資機材の一時保管場所等とする。

（使用不可の場合の報告）

第3条 乙は、何らかの事情により対象施設の一部又は全部について、前条に規定する使用用途としての使用が不可能となるときには、直ちに甲に連絡するものとする。

（施設使用の通知）

第4条 甲は、津波災害等大規模災害の発生時において、乙の組合員の第2条に規定する使用用途で甲及び地域住民等が使用するための支援協力（以下単に「支援協力」という。）が必要であると認めたときは、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

2 乙は、前項の規定により甲からの支援協力の要請があったときは、直ちに乙の組合員に対して、その旨を通知するものとする。

3 夜間等により、乙からその組合員に対して支援協力の要請ができない場合等は、甲は直接乙の組合員に対して支援協力の要請ができるものとする。

（費用負担）

第5条 この協定の定めるところにより対象施設を使用する場合の使用料は、無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第6条 対象施設が第2条に規定する使用用途として使用された場合において、対象施設や備品が破損等した場合には、甲がこの復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第7条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(一時避難施設等の終了)

第8条 甲は、第2条に規定する使用用途としての使用を終了する際は、一時避難施設等使用終了届を提出するものとする。

(乙の組合員に対する周知徹底)

第9条 乙の組合員には、乙からこの協定の内容、趣旨等を説明し、この協定の定めるところにより使用等することについて承認・了承を得ているものとする。

(取扱窓口)

第10条 この協定の取扱窓口は、甲にあっては企画総務局総務部危機管理防災課、乙にあっては福山北遊技業組合事務局とする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に支援協力の要請時の連絡担当者及び連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲・乙双方が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2012年(平成24年)4月24日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市長 羽田 皓

乙 福山市旭町8番18号
福山北遊技業組合
理事長 李 浩 宰

津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時等における一時避難施設としての使用に関し、福山市（以下「甲」という。）と日本化薬株式会社（以下「乙」という。）、株式会社天満屋ストア（以下「丙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市域に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時」という。）における一時避難施設として、乙及び丙が管理する別表に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を地域住民等が使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による対象施設の使用用途は、災害発生時における一時避難施設とする。

（使用不可の場合の報告）

第3条 乙及び丙は、何らかの事情により対象施設の一部又は全部について、前条に規定する使用用途としての使用が不可能となるときには、直ちに甲に連絡するものとする。

（施設利用の通知）

第4条 甲は、災害発生時において、第2条に規定する使用用途で地域住民等が使用するための支援協力（以下単に「支援協力」という。）が必要であると認めたときは、事前に乙及び丙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

（津波避難ビルの指定）

第5条 甲は、対象施設を津波避難ビルとして指定する。

（津波避難ビルの使用）

第6条 津波避難ビルは、津波警報が発表され、市内に避難勧告又は避難指示が発令されたときから、津波警報の解除等により津波の恐れがなくなったときまで、原則甲の職員の立会いのもと使用できるものとする。ただし、避難勧告又は避難指示が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況であるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

2 乙及び丙は、避難受入れにあたっては、避難スペースと安全の確保のため、原則として立体駐車場及び屋上部分への一般車両の進入を認めないこととする。ただし、緊急車両や福祉車両等で、乙及び丙が通行を認めた場合はこの限りではない。

（費用負担）

第7条 この協定の定めるところにより対象施設を使用する場合の使用料は、無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第8条 対象施設が第2条に規定する使用用途として使用された場合において、対象施設や備品等が破損又は汚損等した場合には、甲がこの復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙及び丙は、対象施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等(以下「本件事故」という。)に対する責任を一切負わないものとする。なお、本件事故を被った地域住民等が、乙及び丙に何らかの請求をしてきた場合は、甲が自己の責任と負担において対処し、乙及び丙に一切の迷惑をかけないものとする。

(一時避難施設の終了)

第10条 甲は、第2条に規定する使用用途としての使用を終了する際は、一時避難施設使用終了届を乙及び丙に対し、提出するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間の満了する1か月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(取扱窓口)

第12条 この協定の取扱窓口は、甲にあつては企画総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては日本化薬株式会社福山事務所、丙にあつては天満屋ハピータウンポートプラザ店とする。
2 甲、乙及び丙は、毎年度当初に支援協力の要請時の連絡担当者及び連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(退店時の場合)

第13条 丙が退店したときはこの協定を無効とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(別表)

施 設 名 称	所 在 地
天満屋ハッピータウンポートプラザ店 立体駐車場 3階、屋上部分	入船町 3-1-25

この協定の締結の証として、本書を3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各1通を保有する。

2013年(平成25年) 7月12日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽 田 皓

乙 東京都千代田区富士見一丁目11番2号
日本化薬株式会社
代表取締役社長 萬 代 晃

丙 岡山県岡山市北区岡町13番16号
株式会社 天満屋ストア
取締役社長 橋 本 和 雄

津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社フタバ図書アルティ福山本店（以下「乙」という。）とは、津波時等における一時避難施設としての施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市域に津波等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び地域住民等が乙の管理する施設を緊急かつ一時的な避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、津波等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を津波避難ビルとして、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	株式会社フタバ図書アルティ福山本店の3階、4階、屋上の駐車場部分	福山市明神町一丁目14番20号

（使用不可の連絡）

第4条 乙は、前条の施設が何らかの事情により津波避難ビルとして使用できないときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（使用の通知）

第5条 甲は、津波避難ビルを使用しようとするとき、又は甲及び地域住民等が津波避難ビルを使用する必要があると認めるときは、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。津波避難ビルの使用を終了するときも同様とする。

（津波避難ビルの使用）

第6条 甲又は地域住民等は、大規模地震に伴い津波警報が発表され、市内に避難勧告又は避難指示が発令されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまで津波避難ビルを使用できるものとする。

2 避難勧告又は避難指示が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

(使用料)

第7条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を津波避難ビルとして使用する場合の使用料は、無料とする。

(原状復旧)

第8条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を津波避難ビルとして使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(避難時の事故に係る責任)

第9条 乙は、津波避難ビルに地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第11条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市企画総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては株式会社フタバ図書アルティ福山本店において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2013年(平成25年)12月 2日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽 田 皓

乙 福山市明神町1丁目14番20号
株式会社フタバ図書アルティ福山本店
統括店長 園 田 誠

津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社ラウンドワン福山店（以下「乙」という。）とは、津波時等における一時避難施設としての施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市域に津波等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び地域住民等が乙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、津波等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を津波避難ビルとして、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	株式会社ラウンドワン福山店立体駐車場の3階、4階、5階、屋上の部分	福山市明神町一丁目9番28号

（使用不可の連絡）

第4条 乙は、前条の施設が何らかの事情により津波避難ビルとして使用できないときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（使用の通知）

第5条 甲は、津波避難ビルを使用しようとするとき、又は甲及び地域住民等が津波避難ビルを使用する必要があると認めたときは、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。津波避難ビルの使用を終了するときも同様とする。

（津波避難ビルの使用）

第6条 甲又は地域住民等は、大規模地震に伴い津波警報が発表され、市内に避難勧告又は避難指示が発令されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまで津波避難ビルを使用できるものとする。

2 避難勧告又は避難指示が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

（使用料）

第7条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を津波避難ビルとして使用する場合の使用料は、無料とする。

(原状復旧)

第8条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を津波避難ビルとして使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(避難時の事故に係る責任)

第9条 乙は、津波避難ビルに地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第11条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市企画総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては株式会社ラウンドワン福山店において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2015年(平成27年)1月19日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽田 皓

乙 福山市明神町一丁目9番28号
株式会社ラウンドワン福山店
支配人 山田 右京

災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社フジ（以下「乙」という。）とは、福山市内で洪水、その他災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における一時避難施設としての施設使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲及び地域住民等が乙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「一時避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、洪水等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を一時避難施設として、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	フジグラン神辺 立体駐車場	福山市神辺町大字新道上字二丁目10-26

（使用不可の連絡）

第4条 乙は、前条の施設が何らかの事情により一時避難施設として使用できないときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（使用の通知）

第5条 甲は、一時避難施設を使用しようとするとき、又は甲及び地域住民等が一時避難施設を使用する必要があると認めたときは、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。一時避難施設の使用を終了するときも同様とする。

（一時避難施設の使用）

第6条 甲又は地域住民等は、気象に関する警報が発表され、市内に避難情報が発令されたときから、警報の解除等により洪水のおそれなくなったときまで一時避難施設を使用できるものとする。

2 避難情報が発令されていない場合であっても、災害による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

（使用料）

第7条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を一時避難施設として使用する場合の使用料は、無料とする。

(原状復旧)

第8条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を一時避難施設として使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(避難時の事故に係る責任)

第9条 乙は、避難場所に地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第11条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市企画総務局総務部危機管理防災課、乙にあつてはフジグラン神辺において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2016年(平成28年)2月2日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽田 皓

乙 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
株式会社フジ
代表取締役 尾崎 英雄

津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時等における一時避難施設としての使用に関し、福山市（以下「甲」という。）と株式会社ハローズ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市域に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙が管理する施設（以下「対象施設」という。）を甲及び地域住民等が使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設の用途）

第2条 この協定による対象施設の用途は、一時避難施設とする。

（使用不可の場合の報告）

第3条 乙は、何らかの事情により対象施設の一部又は全部について、前条に規定する使用用途としての使用が不可能となるときには、直ちに甲に連絡するものとする。

（施設利用の通知）

第4条 甲は、災害発生時において、第2条に規定する用途で甲及び地域住民等が使用するための支援協力（以下単に「支援協力」という。）が必要であると認めたときは、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

（津波避難ビルの指定）

第5条 甲は、別表に掲げる施設を津波避難ビルとして指定する。

（津波避難ビルの使用）

第6条 甲又は地域住民等は、津波避難ビルを大規模地震に伴い津波警報が発表され、市内に避難勧告又は避難指示が発令されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまで使用できるものとする。ただし、避難勧告又は避難指示が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況であるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

（費用負担）

第7条 この協定の定めるところにより対象施設を使用する場合の使用料は、無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第8条 対象施設が第2条に規定する用途として使用された場合において、対象施設や備品が破損等した場合には、甲がこの復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(一時避難施設等の終了)

第10条 甲は、第2条に規定する用途としての使用を終了する際は、一時避難施設等使用終了届を提出するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間の満了する1カ月前までに、甲又は乙からなんらの意思表示がないときは、協定の有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(取扱窓口)

第12条 この協定の取扱窓口は、甲にあつては企画総務局総務部危機管理防災課、乙にあつてはハローズ緑町店とする。

2 甲及び乙は、この協定の締結時及び毎年度当初に支援協力の要請時の連絡担当者及び連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(別表)

	施 設 名 称	所 在 地
1	ハローズ緑町店 駐車場 屋上部分	福山市緑町 一番30号

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2016年(平成28年)2月2日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽 田 皓

乙 福山市南蔵王町六丁目26番7号
株式会社ハローズ
代表取締役社長 佐 藤 利 行

津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と独立行政法人国立病院機構福山医療センター（以下「乙」という。）とは、津波時等における一時避難施設としての施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市域に津波等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び地域住民等が乙の管理する施設を緊急かつ一時的な避難施設（以下「津波避難場所」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、津波等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を津波避難場所として、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	福山医療センター職員宿舎メゾン川口（2階以上の廊下部分）	福山市川口町三丁目12番28号

（使用不可の連絡）

第4条 乙は、前条の施設が何らかの事情により津波避難場所として使用できないときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（使用の通知）

第5条 甲は、津波避難場所を使用しようとするとき、又は甲及び地域住民等が津波避難場所を使用する必要があると認めるときは、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。津波避難場所の使用を終了するときも同様とする。

（津波避難場所の使用）

第6条 甲又は地域住民等は、大規模地震に伴い津波警報が発表され、市内に避難勧告又は避難指示が発令されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまで津波避難場所を使用できるものとする。

- 2 避難勧告又は避難指示が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。
- 3 津波避難場所を使用する際には、乙に所属する者が津波避難場所の入口部分を開放するものとする。

(使用料)

第7条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を津波避難場所として使用する場合の使用料は、無料とする。

(原状復旧)

第8条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を津波避難場所として使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(避難時の事故に係る責任)

第9条 乙は、津波避難場所に地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第11条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては独立行政法人国立病院機構福山医療センター事務部企画課において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2016年(平成28年)4月1日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽 田 皓

乙 福山市沖野上町四丁目14番17号
独立行政法人国立病院機構
福山医療センター
院長 岩 垣 博 巳

災害時における施設の提供協力に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と神原ロジスティクス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、住民の避難（場）所及び他自治体から派遣される応援職員等の滞り場所（以下「避難場所等」という。）として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第2条 甲が、避難場所等として利用できる施設は、乙が管理する神原ロジスティクス福山物流センター（福山市箕沖町109番5）第1倉庫2階部分856㎡とする。

（要請内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

- （1）住民の避難（場）所
- （2）他自治体から派遣される応援職員等の滞り場所

（協力の要請）

第4条 甲は、避難場所等の施設を開設する必要があると認めるときは、乙に対しその旨を文書又は口頭で要請する。避難場所等の使用を終了するときも同様とする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、施設の安全を確認した上で、避難場所等を提供するものとする。この場合、避難場所等の開設及び運営は、乙が行うものとする。ただし、乙から要請があった場合、甲は乙と協力して対応するものとする。

（使用不可の通知）

第6条 乙は、施設が何らかの事情により避難場所等として使用できない場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、避難場所等の管理運営に関する経費を負担するものとする。

- 2 甲の責任に帰すべき事由により施設が滅失し、又はき損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。避難した住民等が施設又は乙の管理する設備器具等を滅失、又はき損したときも、同様とする。

（避難場所等解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難場所等の早期解消に努めるものとする。

（避難場所等の終了）

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難場所等としての利用を終了する際は、その施設を原状に回復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結日の属する年度の末日をもって終了とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、文書をもって協定の終了の通知がない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2017年(平成29年)10月 5日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝 廣 直 幹 印

乙 福山市箕沖町109番5
神原ロジスティクス株式会社
代表取締役 宮 崎 裕 司 印

津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と日本リコス株式会社（以下「乙」という。）とは、津波時等における一時避難施設としての施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市域に津波等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び地域住民等が乙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「津波避難場所」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、津波等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を津波避難場所として、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	日本リコス株式会社 手城倉庫屋上(150 m ²)	福山市南手城町二丁目 32 番 14 号

（使用不可の連絡）

第4条 乙は、前条の施設が何らかの事情により津波避難場所として使用できないときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（使用の通知）

第5条 甲は、津波避難場所を第6条に基づいて使用しようとするとき、又は甲及び地域住民等が津波避難場所を使用する必要があると第6条に基づいて認めたときは、乙に対し、その旨を口頭で連絡後に文書で通知する。津波避難場所の使用を終了するときも同様とする。

（津波避難場所の使用）

第6条 甲又は地域住民等は、大規模地震に伴い津波警報が発表され、市内に避難勧告又は避難指示（緊急）が発令されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまで津波避難場所を使用できるものとする。

2 避難勧告又は避難指示（緊急）が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、3日以内でこれを使用できるものとする。但し、3日を経過してもなお使用する場合には、甲は乙に対して文書で期間の延長を申請し、乙が承諾した場合に延長できる。

（目的外使用の禁止）

第7条 甲は、津波避難場所を第1条に規定する目的以外に使用しないものとする。

（使用料）

第8条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を津波避難場所として使用する場合は、使用料は、無料とする。

(原状復旧)

第9条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を津波避難場所として使用した際に、当該施設、付属設備又は物品を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(避難時の事故に係る責任)

第10条 乙は、津波避難場所に地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第12条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては総務部総務課において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2017年(平成29年)12月14日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市南手城町二丁目32番14号
日本リコス株式会社
代表取締役社長 青山 浩徳

津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と有限会社あけぼのスタジオ（以下「乙」という。）とは、津波時等における一時避難施設としての施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市域に津波等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び地域住民等が乙の管理する施設を緊急かつ一時的な避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、津波等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を津波避難ビルとして、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	有限会社あけぼのスタジオ 事務所3階～5階（約220㎡）	曙町三丁目 32番14号

（使用不可の連絡）

第4条 乙は、前条の施設が何らかの事情により津波避難ビルとして使用できないときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（使用の通知）

第5条 甲は、津波避難ビルを使用しようとするとき、又は甲及び地域住民等が津波避難ビルを使用する必要があると認めるときは、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。津波避難ビルの使用を終了するときも同様とする。

（津波避難ビルの使用）

第6条 甲又は地域住民等は、大規模地震に伴い津波警報が発表され、市内に避難勧告又は避難指示が発令されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまで津波避難ビルを使用できるものとする。

2 避難勧告又は避難指示（緊急）が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

（使用料）

第7条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を津波避難ビルとして使用する場合の使用料は、無料とする。

(原状復旧)

第8条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を津波避難ビルとして使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(避難時の事故に係る責任)

第9条 乙は、津波避難ビルに地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第11条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては有限会社あけぼのスタジオにおいて処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2018年(平成30年) 5月 9日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市曙町三丁目32番14号
有限会社あけぼのスタジオ
取締役社長 真安 健一

津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社エーディジャパン（以下「乙」という。）とは、津波時等における一時避難施設としての施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市域に津波等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び地域住民等が乙の管理する施設を緊急かつ一時的な避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、津波等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を津波避難ビルとして、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	株式会社エーディジャパン 事務所3階休憩室（約30㎡）	曙町四丁目4番8号

（使用不可の連絡）

第4条 乙は、前条の施設が何らかの事情により津波避難ビルとして使用できないときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（使用の通知）

第5条 甲は、津波避難ビルを使用しようとするとき、又は甲及び地域住民等が津波避難ビルを使用する必要があると認めるときは、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。津波避難ビルの使用を終了するときも同様とする。

（津波避難ビルの使用）

第6条 甲又は地域住民等は、大規模地震に伴い津波警報が発表され、市内に避難勧告又は避難指示が発令されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまで津波避難ビルを使用できるものとする。

2 避難勧告又は避難指示（緊急）が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

（使用料）

第7条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を津波避難ビルとして使用する場合の使用料は、無料とする。

(原状復旧)

第8条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を津波避難ビルとして使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(避難時の事故に係る責任)

第9条 乙は、津波避難ビルに地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第11条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては株式会社エーディジャパンにおいて処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2018年(平成30年) 5月 9日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市曙町四丁目4番8号
株式会社エーディジャパン
代表取締役 佐藤 奉隆

津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社エスピービー（以下「乙」という。）とは、津波時等における一時避難施設としての施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市域に津波等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び地域住民等が乙の管理する施設を緊急かつ一時的な避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、津波等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を津波避難ビルとして、乙の営業時間内（8時45分から17時45分）において甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	株式会社エスピービー 事務所倉庫2階及び3階（約1,080㎡）	曙町六丁目6番8号

（使用不可の連絡）

第4条 乙は、前条の施設が何らかの事情により津波避難ビルとして使用できないときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（使用の通知）

第5条 甲は、津波避難ビルを使用しようとするとき、又は甲及び地域住民等が津波避難ビルを使用する必要があると認めるときは、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。津波避難ビルの使用を終了するときも同様とする。

（津波避難ビルの使用）

第6条 甲又は地域住民等は、大規模地震に伴い津波警報が発表され、市内に避難勧告又は避難指示が発令されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまで津波避難ビルを使用できるものとする。

2 避難勧告又は避難指示（緊急）が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

（使用料）

第7条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を津波避難ビルとして使用する場合の使用料は、無料とする。

(原状復旧)

第8条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を津波避難ビルとして使用した際に、当該施設又は付属設備及び商品を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(避難時の事故に係る責任)

第9条 乙は、津波避難ビルに地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第11条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては株式会社エスピービーにおいて処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2018年(平成30年) 5月 9日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市曙町六丁目6番8号
株式会社エスピービー
代表取締役社長 佐藤 治男

津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）とキソメック株式会社（以下「乙」という。）とは、津波時等における一時避難施設としての施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市域に津波等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び地域住民等が乙の管理する施設を緊急かつ一時的な避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、津波等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を津波避難ビルとして、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	キソメック株式会社 本社事務所3階及び4階（約650㎡）	曙町一丁目14番24号

（使用不可の連絡）

第4条 乙は、前条の施設が何らかの事情により津波避難ビルとして使用できないときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（使用の通知）

第5条 甲は、津波避難ビルを使用しようとするとき、又は甲及び地域住民等が津波避難ビルを使用する必要があると認めたときは、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。津波避難ビルの使用を終了するときも同様とする。

（津波避難ビルの使用）

第6条 甲又は地域住民等は、大規模地震に伴い津波警報が発表され、市内に避難勧告又は避難指示が発令されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまで津波避難ビルを使用できるものとする。

2 避難勧告又は避難指示（緊急）が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

（使用料）

第7条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を津波避難ビルとして使用する場合の使用料は、無料とする。

(原状復旧)

第8条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を津波避難ビルとして使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(避難時の事故に係る責任)

第9条 乙は、津波避難ビルに地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第11条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつてはキソメック株式会社において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2018年(平成30年) 5月 9日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市曙町一丁目14番24号
キソメック株式会社
代表取締役社長 木曾 一成

津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社ミウラ（以下「乙」という。）とは、津波時等における一時避難施設としての施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市域に津波等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び地域住民等が乙の管理する施設を緊急かつ一時的な避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、津波等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を津波避難ビルとして、平日の日中に限り、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	株式会社ミウラ 曙町ビル 事務所4階及び屋上（約330㎡）	曙町五丁目9番36号

（使用不可の連絡）

第4条 乙は、前条の施設が何らかの事情により津波避難ビルとして使用できないときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（使用の通知）

第5条 甲は、津波避難ビルを使用しようとするとき、又は甲及び地域住民等が津波避難ビルを使用する必要があると認めるときは、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。津波避難ビルの使用を終了するときも同様とする。

（津波避難ビルの使用）

第6条 甲又は地域住民等は、大規模地震に伴い津波警報が発表され、市内に避難勧告又は避難指示が発令されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまで津波避難ビルを使用できるものとする。

2 避難勧告又は避難指示（緊急）が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

（使用料）

第7条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を津波避難ビルとして使用する場合の使用料は、無料とする。

(原状復旧)

第8条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を津波避難ビルとして使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(避難時の事故に係る責任)

第9条 乙は、津波避難ビルに地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第11条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては株式会社ミウラにおいて処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2018年(平成30年) 5月 9日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 広島市中区南千田東町3番9号
株式会社ミウラ
代表取締役社長 竹本 豊治

津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と福山共同生コン株式会社（以下「乙」という。）とは、津波時等における一時避難施設としての施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市域に津波等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び地域住民等が乙の管理する施設を緊急かつ一時的な避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、津波等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を津波避難ビルとして、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	福山共同生コン株式会社 事務所2階会議室及び休憩室（約200㎡）	新浜町一丁目 7番23号

（使用不可の連絡）

第4条 乙は、前条の施設が何らかの事情により津波避難ビルとして使用できないときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（使用の通知）

第5条 甲は、津波避難ビルを使用しようとするとき、又は甲及び地域住民等が津波避難ビルを使用する必要があると認めるときは、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。津波避難ビルの使用を終了するときも同様とする。

（津波避難ビルの使用）

第6条 甲又は地域住民等は、大規模地震に伴い津波警報が発表され、市内に避難勧告又は避難指示が発令されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまで津波避難ビルを使用できるものとする。

2 避難勧告又は避難指示（緊急）が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

（使用料）

第7条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を津波避難ビルとして使用する場合の使用料は、無料とする。

(原状復旧)

第8条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を津波避難ビルとして使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(避難時の事故に係る責任)

第9条 乙は、津波避難ビルに地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第11条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては福山共同生コン株式会社において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2018年(平成30年) 5月 9日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市新浜町一丁目7番23号
福山共同生コン株式会社
代表取締役 博多 充宏

津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）とアシードホールディングス株式会社（以下「乙」という。）とは、津波時等における一時避難施設としての施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市域に津波等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び地域住民等が乙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、津波等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を津波避難ビルとして、乙の営業時間内（9時から17時）において、甲及び地域住民等に使用させるものとする。ただし、事務所倉庫までの私道部分については、乙の営業時間外でも使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	アシードブリュー株式会社 事務所倉庫（約1692.40㎡）	箕島町5725番地1

（使用不可の連絡）

第4条 乙は、前条の施設が何らかの事情により津波避難ビルとして使用できないときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（使用の通知）

第5条 甲は、津波避難ビルを使用しようとするとき、又は甲及び地域住民等が津波避難ビルを使用する必要があると認めたときは、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。津波避難ビルの使用を終了するときも同様とする。

（津波避難ビルの使用）

第6条 甲又は地域住民等は、大規模地震に伴い津波警報が発表され、市内に避難勧告又は避難指示（緊急）が発令されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまで津波避難ビルを使用できるものとする。

2 避難勧告又は避難指示（緊急）が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

(使用料)

第7条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を津波避難ビルとして使用する場合の使用料は、無料とする。

(原状復旧)

第8条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を津波避難ビルとして使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(避難時の事故に係る責任)

第9条 乙は、津波避難ビルに地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第11条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつてはアシードホールディングス株式会社において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2018年(平成30年)11月6日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市船町7番23号
アシードホールディングス株式会社
代表取締役社長 河本 大輔

津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社ケンユー（以下「乙」という。）とは、津波時等における一時避難施設としての施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市域に津波等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び地域住民等が乙の管理する施設を緊急かつ一時的な避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、津波等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を津波避難ビルとして、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	株式会社ケンユー 事務所3階会議室（約35㎡）	曙町四丁目7番30号

（使用不可の連絡）

第4条 乙は、前条の施設が何らかの事情により津波避難ビルとして使用できないときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（使用の通知）

第5条 甲は、津波避難ビルを使用しようとするとき、又は甲及び地域住民等が津波避難ビルを使用する必要があると認めたときは、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。津波避難ビルの使用を終了するときも同様とする。

（津波避難ビルの使用）

第6条 甲又は地域住民等は、大規模地震に伴い津波警報が発表され、市内に避難勧告又は避難指示が発令されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまで津波避難ビルを使用できるものとする。

2 避難勧告又は避難指示（緊急）が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

(使用料)

第7条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を津波避難ビルとして使用する場合の使用料は、無料とする。

(原状復旧)

第8条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を津波避難ビルとして使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(避難時の事故に係る責任)

第9条 乙は、津波避難ビルに地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第11条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては株式会社ケンユーにおいて処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2018年(平成30年)11月6日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市曙町四丁目7番30号
株式会社ケンユー
代表取締役社長 占部 克明

災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社福山臨床検査センター（以下「乙」という。）とは、福山市内で洪水、その他災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における一時避難施設としての施設使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲及び地域住民等が乙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「一時避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、洪水等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を一時避難施設として、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	株式会社福山臨床検査センター 検査棟	福山市草戸町1丁目23-21 3階会議室・当直室 72㎡

（使用不可の連絡）

第4条 乙は、前条の施設が何らかの事情により一時避難施設として使用できないときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（使用の通知）

第5条 甲は、一時避難施設を使用しようとするとき、又は甲及び地域住民等が一時避難施設を使用する必要があると認めたときは、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。一時避難施設の使用を終了するときも同様とする。

（一時避難施設の使用）

第6条 甲又は地域住民等は、気象に関する警報が発表され、市内に避難情報が発令されたときから、警報の解除等により洪水等のおそれなくなったときまで一時避難施設を使用できるものとする。

2 避難情報が発令されていない場合であっても、災害による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

（使用料）

第7条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を一時避難施設として使用する場合の使用料は、無料とする。

(原状復旧)

第8条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を一時避難施設として使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(避難時の事故に係る責任)

第9条 乙は、避難場所に地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第11条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては株式会社福山臨床検査センターにおいて処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2018年(平成30年)11月21日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝 廣 直 幹

乙 福山市草戸町1丁目23番21号
株式会社福山臨床検査センター
代表取締役 近 本 陽 一

災害時における施設の提供協力に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）とツネイシホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、住民の避難（場）所及び他自治体から派遣される応援職員等の滞り場所（以下「避難所等」という。）として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第2条 甲が、避難所等として利用できる施設は、次の表に掲げる乙が管理する施設とする。

	施設名称	所在地
1	ツネイシホールディングス株式会社 ツネイシしまなみビレッジセンターハウス	福山市沼隈町中山南26番地1 約6,145㎡

（協力の要請）

第3条 甲は、避難所等の施設を開設する必要があると認めるときは、乙に対しその旨を文書又は口頭で要請する。避難所等の使用を終了するときも同様とする。

2 前項において、甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

- (1) 住民の避難（場）所
- (2) 他自治体から派遣される応援職員等の滞り場所

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、施設の安全を確認した上で、避難所等を提供するものとする。この場合、避難所等の開設及び運営は、乙が行うものとする。ただし、乙から要請があった場合、甲は乙と協力して対応するものとする。

（使用不可の通知）

第5条 乙は、施設が何らかの事情により避難所等として使用できない場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難所等の管理運営に関する経費を負担するものとする。

2 甲の責任に帰すべき事由により施設が滅失し、又はき損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。避難した住民等が施設又は乙の管理する設備器具等を滅失、又はき損したときも、同様とする。

（避難所等解消への努力）

第7条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

（避難所等の終了）

第8条 甲は、乙の管理する施設を避難所等としての利用を終了する際は、その施設を原状に回復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結日の属する年度の末日をもって終

了とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、文書をもって協定の終了の通知がない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2019年(平成31年) 3月28日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣直幹

乙 福山市沼隈町常石1083番地
ツネイシホールディングス株式会社
代表取締役社長 神原宏達

津波時等における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時等における一時避難施設としての使用に関し、福山市（以下「甲」という。）と日本化薬株式会社（以下「乙」という。）、株式会社イズミ（以下「丙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市域に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時」という。）における一時避難施設として、乙及び丙が管理する別表に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を地域住民等が使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による対象施設の使用用途は、災害発生時における一時避難施設とする。

（使用不可の場合の報告）

第3条 乙及び丙は、何らかの事情により対象施設の一部又は全部について、前条に規定する使用用途としての使用が不可能となるときには、直ちに甲に連絡するものとする。

（施設利用の通知）

第4条 甲は、災害発生時において、第2条に規定する使用用途で地域住民等が使用するための支援協力（以下単に「支援協力」という。）が必要であると認めるときは、事前に乙及び丙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

（津波避難ビルの指定）

第5条 甲は、対象施設を津波避難ビルとして指定する。

（津波避難ビルの使用）

第6条 津波避難ビルは、津波警報が発表され、市内に避難勧告又は避難指示が発令されたときから、津波警報の解除等により津波の恐れがなくなったときまで、原則甲の職員の立会いのもと使用できるものとする。ただし、避難勧告又は避難指示が発令されていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況であるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

（費用負担）

第7条 この協定の定めるところにより対象施設を使用する場合の使用料は、無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第8条 対象施設が第2条に規定する使用用途として使用された場合において、対象施設や備品等が破損又は汚損等した場合には、甲がこの復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙及び丙は、対象施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等(以下「本件事故」という。)に対する責任を一切負わないものとする。なお、本件事故を被った地域住民等が、乙及び丙に何らかの請求をしてきた場合は、甲が自己の責任と負担において対処し、乙及び丙に一切の迷惑をかけないものとする。

(一時避難施設の終了)

第10条 甲は、第2条に規定する使用用途としての使用を終了する際は、一時避難施設使用終了届を乙及び丙に対し、提出するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間の満了する1か月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(取扱窓口)

第12条 この協定の取扱窓口は、甲にあつては総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては日本化薬株式会社福山事務所、丙にあつてはゆめタウン福山とする。

2 甲、乙及び丙は、毎年度当初に支援協力の要請時の連絡担当者及び連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(退店時の場合)

第13条 丙が退店したときはこの協定を終了する。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(別表)

施 設 名 称	所 在 地
ゆめタウン福山 立体駐車場 3階、4階、屋上部分	入船町 3-1-60

この協定の締結の証として、本書を3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各1通を保有する。

2019年（令和元年） 6月 29日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝 廣 直 幹

乙 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
日本化薬株式会社
代表取締役社長 涌 元 厚 宏

丙 広島市東区二葉の里三丁目3番1号
株式会社イズミ
代表取締役社長 山 西 泰 明

災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社ウダテクノ（以下「乙」という。）とは、福山市内で洪水等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における一時避難施設としての施設使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、地域住民等が乙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「一時避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、洪水等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を一時避難施設として、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	駐車場（営業時間に限る）	福山市駅家町法成寺1575番地13

（一時避難施設の使用）

第4条 甲又は地域住民等は、気象に関する警報が発表され、市内に避難情報が発令されたときから、警報の解除等により洪水のおそれなくなったときまで一時避難施設を使用できるものとする。

- 2 避難情報が発令されていない場合であっても、災害による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。
- 3 一時避難施設の使用に当たり、甲から乙への連絡は不要とする。

（使用料）

第5条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を一時避難施設として使用する場合は、使用料は無料とする。

（原状復旧）

第6条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を一時避難施設として使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

（避難時の事故に係る責任）

第7条 乙は、避難場所に地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第9条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては株式会社ウダテクノにおいて処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年(令和3年)3月22日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市駅家町法成寺1575番地13
株式会社ウダテクノ
代表取締役 宇田 勝郎

災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と有限会社エキヤパッケージ（以下「乙」という。）とは、福山市内で洪水等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における一時避難施設としての施設使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、地域住民等が乙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「一時避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、洪水等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を一時避難施設として、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	駐車場	福山市駅家町法成寺1575番地24
2	トイレ（営業時間に限る）	福山市駅家町法成寺1575番地24

（一時避難施設の使用）

第4条 甲又は地域住民等は、気象に関する警報が発表され、市内に避難情報が発令されたときから、警報の解除等により洪水のおそれなくなったときまで一時避難施設を使用できるものとする。

2 避難情報が発令されていない場合であっても、災害による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

3 一時避難施設の使用に当たり、甲から乙への連絡は不要とする。

（使用料）

第5条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を一時避難施設として使用する場合の使用料は無料とする。

（原状復旧）

第6条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を一時避難施設として使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

（避難時の事故に係る責任）

第7条 乙は、避難場所に地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第9条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては有限会社エキヤパッケージにおいて処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年(令和3年)3月22日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市駅家町法成寺1575番地24
有限会社エキヤパッケージ
代表取締役 信岡 幸典

災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）とこだま食品株式会社（以下「乙」という。）とは、福山市内で洪水等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における一時避難施設としての施設使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、地域住民等が乙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「一時避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、洪水等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を一時避難施設として、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	駐車場（営業時間に限る）	福山市駅家町法成寺1575番地9

（一時避難施設の使用）

第4条 甲又は地域住民等は、気象に関する警報が発表され、市内に避難情報が発令されたときから、警報の解除等により洪水のおそれなくなったときまで一時避難施設を使用できるものとする。

2 避難情報が発令されていない場合であっても、災害による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

3 一時避難施設の使用に当たり、甲から乙への連絡は不要とする。

（使用料）

第5条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を一時避難施設として使用する場合の使用料は無料とする。

（原状復旧）

第6条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を一時避難施設として使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

（避難時の事故に係る責任）

第7条 乙は、避難場所に地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第9条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつてはこだま食品総務部において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年(令和3年)3月22日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市駅家町法成寺1575番地9
こだま食品株式会社

代表取締役 児玉 昌造

災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と有限会社サブレ（以下「乙」という。）とは、福山市内で洪水等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における一時避難施設としての施設使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、地域住民等が乙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「一時避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、洪水等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を一時避難施設として、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	駐車場（営業時間に限る）	福山市駅家町法成寺1575番地25

（一時避難施設の使用）

第4条 甲又は地域住民等は、気象に関する警報が発表され、市内に避難情報が発令されたときから、警報の解除等により洪水のおそれなくなったときまで一時避難施設を使用できるものとする。

- 2 避難情報が発令されていない場合であっても、災害による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。
- 3 一時避難施設の使用に当たり、甲から乙への連絡は不要とする。

（使用料）

第5条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を一時避難施設として使用する場合の使用料は無料とする。

（原状復旧）

第6条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を一時避難施設として使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

（避難時の事故に係る責任）

第7条 乙は、避難場所に地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第9条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては有限会社サブレにおいて処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年(令和3年)3月22日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市駅家町法成寺1575番地25
有限会社サブレ
代表取締役 高田 博文

災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社ダイフク工業（以下「乙」という。）とは、福山市内で洪水等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における一時避難施設としての施設使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、地域住民等が乙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「一時避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、洪水等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を一時避難施設として、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	駐車場（営業時間に限る）	福山市駅家町法成寺1575番地27

（一時避難施設の使用）

第4条 甲又は地域住民等は、気象に関する警報が発表され、市内に避難情報が発令されたときから、警報の解除等により洪水のおそれなくなったときまで一時避難施設を使用できるものとする。

2 避難情報が発令されていない場合であっても、災害による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

3 一時避難施設の使用に当たり、甲から乙への連絡は不要とする。

（使用料）

第5条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を一時避難施設として使用する場合の使用料は無料とする。

（原状復旧）

第6条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を一時避難施設として使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

（避難時の事故に係る責任）

第7条 乙は、避難場所に地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第9条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては株式会社ダイフク工業において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年(令和3年)3月22日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市駅家町法成寺1575番地27
株式会社ダイフク工業
代表取締役 大福 秀男

災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と有限会社ティーエスケー（以下「乙」という。）とは、福山市内で洪水等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における一時避難施設としての施設使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、地域住民等が乙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「一時避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、洪水等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を一時避難施設として、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	駐車場（営業時間に限る）	福山市駅家町法成寺1575番地7
2	トイレ（営業時間に限る）	福山市駅家町法成寺1575番地7

（一時避難施設の使用）

第4条 甲又は地域住民等は、気象に関する警報が発表され、市内に避難情報が発令されたときから、警報の解除等により洪水のおそれなくなったときまで一時避難施設を使用できるものとする。

2 避難情報が発令されていない場合であっても、災害による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

3 一時避難施設の使用に当たり、甲から乙への連絡は不要とする。

（使用料）

第5条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を一時避難施設として使用する場合の使用料は無料とする。

（原状復旧）

第6条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を一時避難施設として使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

（避難時の事故に係る責任）

第7条 乙は、避難場所に地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第9条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては有限会社ティーエスケーにおいて処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年(令和3年)3月22日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市駅家町法成寺1575番地7
有限会社ティーエスケー
代表取締役 坂井 知子

災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）とトウショック株式会社（以下「乙」という。）とは、福山市内で洪水等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における一時避難施設としての施設使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、地域住民等が乙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「一時避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、洪水等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を一時避難施設として、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	駐車場（営業時間に限る）	福山市駅家町法成寺1613番地54
2	トイレ（営業時間に限る）	福山市駅家町法成寺1613番地54

（一時避難施設の使用）

第4条 甲又は地域住民等は、気象に関する警報が発表され、市内に避難情報が発令されたときから、警報の解除等により洪水のおそれなくなったときまで一時避難施設を使用できるものとする。

2 避難情報が発令されていない場合であっても、災害による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

3 一時避難施設の使用に当たり、甲から乙への連絡は不要とする。

（使用料）

第5条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を一時避難施設として使用する場合の使用料は無料とする。

（原状復旧）

第6条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を一時避難施設として使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

（避難時の事故に係る責任）

第7条 乙は、避難場所に地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第9条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつてはトウシヨク株式会社において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年(令和3年)3月22日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市駅家町法成寺1613番地54
トウシヨク株式会社
代表取締役 五殿 隆誠

災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社なかやま牧場（以下「乙」という。）とは、福山市内で洪水等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における一時避難施設としての施設使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、地域住民等が乙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「一時避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、洪水等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を一時避難施設として、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	駐車場	福山市駅家町法成寺1575番地16
2	トイレ（屋外に限る）	福山市駅家町法成寺1575番地16

（一時避難施設の使用）

第4条 甲又は地域住民等は、気象に関する警報が発表され、市内に避難情報が発令されたときから、警報の解除等により洪水のおそれなくなったときまで一時避難施設を使用できるものとする。

2 避難情報が発令されていない場合であっても、災害による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

3 一時避難施設の使用に当たり、甲から乙への連絡は不要とする。

（使用料）

第5条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を一時避難施設として使用する場合の使用料は無料とする。

（原状復旧）

第6条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を一時避難施設として使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

（避難時の事故に係る責任）

第7条 乙は、避難場所に地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第9条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては株式会社なかやま牧場総務部において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年(令和3年)3月22日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市駅家町法成寺1575番地16
株式会社なかやま牧場
代表取締役 増成 吉彦

災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）とホーコス株式会社（以下「乙」という。）とは、福山市内で洪水等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における一時避難施設としての施設使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、地域住民等が乙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「一時避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、洪水等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を一時避難施設として、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

なお、施設の使用に当たっては、乙の守衛の指示に従うこと。

	施設名称	所在地
1	駐車場	福山市駅家町法成寺1613番地50
2	トイレ	福山市駅家町法成寺1613番地50

（一時避難施設の使用）

第4条 甲又は地域住民等は、気象に関する警報が発表され、市内に避難情報が発令されたときから、警報の解除等により洪水のおそれなくなったときまで一時避難施設を使用できるものとする。

2 避難情報が発令されていない場合であっても、災害による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

3 一時避難施設の使用に当たり、甲から乙への連絡は不要とする。

（使用料）

第5条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を一時避難施設として使用する場合の使用料は無料とする。

（原状復旧）

第6条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を一時避難施設として使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

（避難時の事故に係る責任）

第7条 乙は、避難場所に地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第9条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつてはホーコス株式会社総務部において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年(令和3年)3月22日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市草戸町二丁目24番20号
ホーコス株式会社
代表取締役社長 菅田 雅夫

災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と有限会社マルエス紙工（以下「乙」という。）とは、福山市内で洪水等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における一時避難施設としての施設使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、地域住民等が乙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「一時避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、洪水等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を一時避難施設として、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	駐車場（営業時間に限る）	福山市駅家町法成寺1575番地6

（一時避難施設の使用）

第4条 甲又は地域住民等は、気象に関する警報が発表され、市内に避難情報が発令されたときから、警報の解除等により洪水のおそれなくなったときまで一時避難施設を使用できるものとする。

2 避難情報が発令されていない場合であっても、災害による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

3 一時避難施設の使用に当たり、甲から乙への連絡は不要とする。

（使用料）

第5条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を一時避難施設として使用する場合は、使用料は無料とする。

（原状復旧）

第6条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を一時避難施設として使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

（避難時の事故に係る責任）

第7条 乙は、避難場所に地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第9条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては有限会社マルエス紙工において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年(令和3年)3月22日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市駅家町法成寺1575番地6
有限会社マルエス紙工
代表取締役 水川 信治

災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社マンセイ（以下「乙」という。）とは、福山市内で洪水等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における一時避難施設としての施設使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、地域住民等が乙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「一時避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、洪水等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を一時避難施設として、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	駐車場（営業時間に限る）	福山市駅家町法成寺1575番地17
2	トイレ（営業時間に限る）	福山市駅家町法成寺1575番地17

（一時避難施設の使用）

第4条 甲又は地域住民等は、気象に関する警報が発表され、市内に避難情報が発令されたときから、警報の解除等により洪水のおそれなくなったときまで一時避難施設を使用できるものとする。

2 避難情報が発令されていない場合であっても、災害による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

3 一時避難施設の使用に当たり、甲から乙への連絡は不要とする。

（使用料）

第5条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を一時避難施設として使用する場合の使用料は無料とする。

（原状復旧）

第6条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を一時避難施設として使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

（避難時の事故に係る責任）

第7条 乙は、避難場所に地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第9条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては株式会社マンセイ総務課において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年(令和3年)3月22日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市駅家町法成寺1575番地17
株式会社マンセイ
代表取締役 松葉 克博

災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社中国新聞社（以下「乙」という。）と株式会社中国新聞福山制作センター（以下「丙」という。）とは、福山市内で洪水等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における一時避難施設としての施設使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、地域住民等が乙及び丙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「一時避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、洪水等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙及び丙は、次の表に掲げる乙及び丙が管理する施設を一時避難施設として、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	駐車場	福山市駅家町法成寺1613番地7
2	トイレ（屋外に限る）	福山市駅家町法成寺1613番地7

（一時避難施設の使用）

第4条 甲又は地域住民等は、気象に関する警報が発表され、市内に避難情報が発令されたときから、警報の解除等により洪水のおそれなくなったときまで一時避難施設を使用できるものとする。

2 避難情報が発令されていない場合であっても、災害による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

3 甲は、一時避難施設を使用しようとするとき、又は甲及び地域住民等が一時避難施設を使用する必要があると認めるときは、丙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。一時避難施設の使用を終了するときも同様とする。ただし、甲からの通知以前に地域住民等が避難したときは、事後通知とする。

（使用料）

第5条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を一時避難施設として使用する場合の使用料は無料とする。

（原状復旧）

第6条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を一時避難施設として使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(避難時の事故に係る責任)

第7条 乙及び丙は、避難場所に地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙及び丙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第9条 この協定の庶務窓口は、甲にあっては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあっては株式会社中国新聞社総務局人事総務部、丙にあっては株式会社中国新聞福山制作センター業務部において処理するものとする。

2 甲及び乙並びに丙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年(令和3年)3月22日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 広島市中区土橋町7番1号
株式会社中国新聞社
代表取締役社長 岡畠 鉄也

丙 福山市駅家町法成寺1613番地7
株式会社中国新聞福山制作センター
取締役工場長 斎藤 隆夫

災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と富士ベンダーサービス株式会社（以下「乙」という。）とは、福山市内で洪水等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における一時避難施設としての施設使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、地域住民等が乙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「一時避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、洪水等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を一時避難施設として、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	駐車場	福山市駅家町法成寺1575番地23
2	トイレ（営業時間に限る）	福山市駅家町法成寺1575番地23

（一時避難施設の使用）

第4条 甲又は地域住民等は、気象に関する警報が発表され、市内に避難情報が発令されたときから、警報の解除等により洪水のおそれなくなったときまで一時避難施設を使用できるものとする。

2 避難情報が発令されていない場合であっても、災害による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

3 一時避難施設の使用に当たり、甲から乙への連絡は不要とする。

（使用料）

第5条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を一時避難施設として使用する場合の使用料は無料とする。

（原状復旧）

第6条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を一時避難施設として使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(避難時の事故に係る責任)

第7条 乙は、避難場所に地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第9条 この協定の庶務窓口は、甲にあっては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあっては富士ベンダーサービス株式会社において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年(令和3年)3月22日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市駅家町法成寺1575番地23
富士ベンダーサービス株式会社
代表取締役 渡邊 裕

災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社富士製作（以下「乙」という。）とは、福山市内で洪水等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における一時避難施設としての施設使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、地域住民等が乙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「一時避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、洪水等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を一時避難施設として、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	駐車場	福山市駅家町法成寺1575番地26
2	トイレ（屋外に限る）	福山市駅家町法成寺1575番地26

（一時避難施設の使用）

第4条 甲又は地域住民等は、気象に関する警報が発表され、市内に避難情報が発令されたときから、警報の解除等により洪水のおそれがなくなったときまで一時避難施設を使用できるものとする。

2 避難情報が発令されていない場合であっても、災害による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

3 一時避難施設の使用に当たり、甲から乙への連絡は不要とする。

（使用料）

第5条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を一時避難施設として使用する場合の使用料は無料とする。

(原状復旧)

第6条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を一時避難施設として使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(避難時の事故に係る責任)

第7条 乙は、避難場所に地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第9条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては株式会社富士製作において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年(令和3年)3月22日

甲 福山市東桜町3番5号

福山市

福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市駅家町法成寺1575番地26

株式会社富士製作

代表取締役社長 加藤 稜美

災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と福山通運株式会社（以下「乙」という。）とは、福山市内で洪水等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における一時避難施設としての施設使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、地域住民等が乙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「一時避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、洪水等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を一時避難施設として、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	駐車場（営業時間に限る）	福山市駅家町法成寺1613番地5
2	トイレ（営業時間に限る）	福山市駅家町法成寺1613番地5

（一時避難施設の使用）

第4条 甲又は地域住民等は、気象に関する警報が発表され、市内に避難情報が発令されたときから、警報の解除等により洪水のおそれなくなったときまで一時避難施設を使用できるものとする。

2 避難情報が発令されていない場合であっても、災害による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

3 一時避難施設の使用に当たり、甲から乙への連絡は不要とする。

（使用料）

第5条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を一時避難施設として使用する場合の使用料は無料とする。

（原状復旧）

第6条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を一時避難施設として使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(避難時の事故に係る責任)

第7条 乙は、避難場所に地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第9条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては福山通運株式会社福山北流通センターにおいて処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年(令和3年)3月22日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市東深津町四丁目20番1号
福山通運株式会社
代表取締役社長 小丸 成洋

災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）とコマツカスタマーサポート株式会社中国カンパニー福山支店（以下「乙」という。）とは、福山市内で洪水等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における一時避難施設としての施設使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、地域住民等が乙の管理する施設を緊急的かつ一時的な避難施設（以下「一時避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（施設の用途）

第2条 この協定による施設の用途は、洪水等による危険を回避するための一時避難施設とする。

（対象施設）

第3条 乙は、次の表に掲げる乙が管理する施設を一時避難施設として、甲及び地域住民等に使用させるものとする。

	施設名称	所在地
1	駐車場（営業時間に限る）	福山市駅家町法成寺1575番地12

（一時避難施設の使用）

第4条 甲又は地域住民等は、気象に関する警報が発表され、市内に避難情報が発令されたときから、警報の解除等により洪水のおそれなくなったときまで一時避難施設を使用できるものとする。

2 避難情報が発令されていない場合であっても、災害による危険が切迫した状況にあるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

3 一時避難施設の使用に当たり、甲から乙への連絡は不要とする。

（使用料）

第5条 甲が、この協定に定めるところにより第3条の施設を一時避難施設として使用する場合の使用料は無料とする。

（原状復旧）

第6条 甲又は地域住民等が、本協定の規定により第3条の施設を一時避難施設として使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(避難時の事故に係る責任)

第7条 乙は、避難場所に地域住民等が避難した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第9条 この協定の庶務窓口は、甲にあっては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあってはコマツカスタマーサポート株式会社中国カンパニー福山地区サービスセンタにおいて処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年(令和3年)4月1日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市駅家町大字法成寺1575番地12
コマツカスタマーサポート株式会社中国カンパニー福山支店
支店長 川上 浩司

災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定

福山市（以下「甲」という。）と、穴吹興産株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における施設等の提供について、次のとおり協定を締結する。なお、本協定は、「第2条」記載の乙が建設する該当施設の引渡しと同時に本物件の区分所有者で構成する管理組合へ承継されることから、乙については、「管理組合」に読み替えるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、鉄道などの公共交通機関が運行停止となり帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、乙の管理する施設の一部を、緊急的かつ一時的な避難施設（以下「一時避難施設」という。）として開放し、円滑な支援を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時において一時避難施設を確保する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 甲が乙に対し要請する事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 乙が管理する施設の一時避難施設としての利用

所在地・名称	福山市三之丸町1番（アルファゲートタワー福山駅前）
受入場所	11階ビューラウンジ（138.93㎡）
受入可能数	20名程度

(2) 一時避難施設の開設及び運営

(3) 帰宅困難者への水道水及びトイレの提供

(4) その他協議し合意した事項

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に一時避難施設を開設する必要があると認めるときは、乙に対しその旨を文書または口頭で要請する。一時避難施設の使用を終了するときも同様とする。

（協力実施）

第4条 乙は第3条の要請を受けたときから、災害のおそれがなくなったときまで一時避難施設を使用させることとする。一時避難施設の開設及び運営は、乙が行うものとするが、乙から要請があった場合、甲は、乙と協力して対応を行うものとする。

2 甲は、一時避難施設の使用が終了してもなお、施設から退去しない帰宅困難者がいる場合は、乙と協力し、退去させる措置を講じるものとする。

（使用料）

第5条 甲が、この協定に定めるところにより第2条第2項第1号の施設を一時避難施設として使用する場合の使用料は無料とする。

(原状復旧)

第6条 帰宅困難者が、本協定の規定により第2条第2項第1号の施設を一時避難施設として使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(連絡先確認及び報告)

第7条 この協定の万全の実行を図るため、甲乙相互の連絡先、連絡責任者及び担当者を定めるものとし、変更があれば、都度報告を求めることができる。

(平常時の連携)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、この協定は更新されたものとし、1年間延長し、その後においても同様とする。

この協定の成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

2024年(令和6年)3月29日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 香川県高松市鍛冶屋町7番12
穴吹興産株式会社
代表取締役社長 穴吹 忠嗣

災害時における被災車両の撤去等に関する協定

福山市（以下「甲」という。）と社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部長（以下「乙」という。）とは、被災地における被災車両の撤去等について、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、福山市内で災害が発生した場合において、甲が乙に対し、被災地における被災車両の撤去等の支援要請を行う場合の手續等について定めるものとする。

（支援要請の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に支援要請する内容は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第64条第2項に基づき甲が実施する災害時における被災車両の撤去その他甲が必要と認める業務（この協定において「被災車両の撤去等」という。）とする。

（支援要請）

第3条 甲は、被災車両の撤去等を乙に行わせる必要があると認めた場合は、乙に支援要請を行うことができる。

2 甲は、前項の規定により支援要請を行うときは次の事項を乙に連絡し、被災車両の撤去等の実施を指示するものとする。

- (1) 被災の状況と要請の内容（場所及び支援要請内容）
- (2) 担当者への連絡方法
- (3) その他必要な事項

3 乙は、甲からの支援要請があった場合は、甲の指示に基づき、速やかに被災車両の撤去等の作業を行うものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づく被災車両の撤去等に要する経費については、乙が負担する。

（災害補償）

第5条 この協定に基づく被災車両の撤去等の実施により、出勤した乙の職員が災害を受けた場合の補償は、当該職員の使用者たる乙の責において行うものとする。

（損害賠償）

第6条 本協定に基づく被災車両の撤去等の実施により、損害が発生した場合の賠償については、当該職員の使用者たる乙の責において行うものとする。

（疑義の協議）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（適用）

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、1通を保有する。

2005年（平成17年）9月30日

- 甲 福山市
代表者 福山市長 羽 田 皓

- 乙 社団法人日本自動車連盟中国本部
広島支部 支部長 藤 井 一 裕

災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する基本協定書

福山市（以下「甲」という。）と社団法人広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）とは、災害時における市民生活の速やかな復興を図るための緊急対応活動及び住民等の権利の保全に係る登記相談業務等（以下「業務」という。）を適正かつ円滑に実施する必要があるとの共通の認識に達したので、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市の区域内で災害が発生した場合において、福山市地域防災計画に基づき、甲の要請に基づき乙が支援する活動について迅速かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもの
- (2) その他前号と同程度の災害で、乙の支援が必要であると甲が認めるもの

（業務の内容）

第3条 乙が支援する業務の内容は、土地家屋調査士の職能を生かした次に掲げるものとする。

- (1) 甲が管理する公共施設等の被災状況の調査
- (2) 甲が管理する公共施設等に係る被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集又は復元
- (3) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号）に基づき、甲の職員と連携した市内家屋の調査に関すること
- (4) 登記・境界関係の相談窓口業務への人員支援
- (5) 前4号に定めるもののほか、甲及び乙が特に必要と認めるもの

（派遣の要請）

第4条 甲は、業務を実施する必要が生じたときは、乙に対して、実施に当たる土地家屋調査士（以下「支援員」という。）の派遣を要請するものとする。

（実施方法）

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに派遣計画を策定し、これを甲に提示するものとする。

- 2 乙は、前項の派遣計画に基づいて、甲が指定する場所に支援員を派遣して業務に当たらせるものとする。

（連絡調整）

第6条 業務に係る連絡調整は、甲にあつては福山市企画総務局総務部危機管理防災課長が、

乙にあっては甲の区域を管轄する乙の支所の長（以下「支所長」という。）が行う。
2 支所長は、災害時を想定した連絡網を作成し、甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が業務を実施するに当たって要した費用は、実費相当額の範囲内において甲が負担するものとする。

（定めのない事項等の取扱い）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、2012年（平成24年）3月12日から2014年（平成26年）3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から何らの申出がないときは、さらに1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙代表者記名押印の上、各1通を保管する。

2012年（平成24年）3月12日

甲 福山市東桜町3番5号

福山市

福山市長 羽 田 皓

乙 広島市東区二葉の里一丁目2番44-301号

社団法人 広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 伊 藤 宏 幸

災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と福山市環境事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害し尿等の収集運搬に関して、甲が乙に応援協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定における「応援協力」とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- (1) 災害し尿等の収集運搬に必要な乙の組合員の機材、物資等の提供
- (2) 災害し尿等の収集運搬に必要な乙の組合員の職員の派遣
- (3) 前2号に定めるもののほか、災害し尿等の収集運搬に関し必要な事項

（災害時の対応）

第3条 甲は、災害時の対応について、乙に対して被災地区の災害し尿等の収集運搬について、可能な限り迅速かつ適正な対応を図るよう要請するものとする。

（災害時の手続）

第4条 甲は、災害時の対応に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に依頼するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で依頼するものとする。

- (1) 地区名（町名等）
- (2) 応援協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

（災害し尿等の収集運搬の実施）

第5条 乙は、第3条の規定により甲からの要請があったときは、所属組合員の中から必要人員、機材、物資等を調達し、被災地区の災害し尿等の収集運搬に従事させるものとする。

2 乙は、前条の手続による応援要請への対応に当たっては、迅速かつ適正な対応を図るとともに、被災地区の状況等、甲との情報の共有を図り、連携を密にするものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、災害し尿等の収集運搬を実施したときは、甲に次の各号に掲げる事項を文書で報告するものとする。

- (1) 地区名（町名等）
- (2) 応援協力の実施内容
- (3) その他必要な事項

(経費負担)

第7条 乙は、応援協力を無償で行うものとし、甲に応援協力を要する経費負担を一切求めないものとする。

2 前項の規定により乙が応援協力を無償で行う期間は、乙が応援協力を着手した日から10日間とする。

(災害補償)

第8条 第5条の規定により災害し尿等の収集運搬に従事した乙の組合員の職員が、作業時に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に伴う事務は、甲においては福山市経済環境局環境部廃棄物対策課、乙においては福山市環境事業協同組合事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物を所管する組織を充てるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間及び更新等)

第11条 本協定の期間は、2013年（平成25年）8月27日から2014年（平成26年）3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日までに、甲乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合、又は甲乙の合意により協定内容を変更した場合を除き、本協定は1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2013年（平成25年）8月27日

甲 福山市
福山市長 羽田 皓

乙 福山市環境事業協同組合
代表理事 小林 進

災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と福山市清掃事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害し尿等の収集運搬に関して、甲が乙に応援協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定における「応援協力」とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- (4) 災害し尿等の収集運搬に必要な乙の組合員の機材、物資等の提供
- (5) 災害し尿等の収集運搬に必要な乙の組合員の職員の派遣
- (6) 前2号に定めるもののほか、災害し尿等の収集運搬に関し必要な事項

（災害時の対応）

第3条 甲は、災害時の対応について、乙に対して被災地区の災害し尿等の収集運搬について、可能な限り迅速かつ適正な対応を図るよう要請するものとする。

（災害時の手続）

第4条 甲は、災害時の対応に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に依頼するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で依頼するものとする。

- (4) 地区名（町名等）
- (5) 応援協力の要請内容
- (6) その他必要な事項

（災害し尿等の収集運搬の実施）

第6条 乙は、第3条の規定により甲からの要請があったときは、所属組合員の中から必要人員、機材、物資等を調達し、被災地区の災害し尿等の収集運搬に従事させるものとする。

2 乙は、前条の手続による応援要請への対応に当たっては、迅速かつ適正な対応を図るとともに、被災地区の状況等、甲との情報の共有を図り、連携を密にするものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、災害し尿等の収集運搬を実施したときは、甲に次の各号に掲げる事項を文書で報告するものとする。

- (1) 地区名（町名等）
- (2) 応援協力の実施内容
- (3) その他必要な事項

(経費負担)

第7条 乙は、応援協力を無償で行うものとし、甲に応援協力を要する経費負担を一切求めないものとする。

2 前項の規定により乙が応援協力を無償で行う期間は、乙が応援協力を着手した日から10日間とする。

(災害補償)

第8条 第5条の規定により災害し尿等の収集運搬に従事した乙の組合員の職員が、作業時に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に伴う事務は、甲においては福山市経済環境局環境部廃棄物対策課、乙においては福山市清掃事業協同組合事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物を所管する組織を充てるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間及び更新等)

第11条 本協定の期間は、2013年（平成25年）8月27日から2014年（平成26年）3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日までに、甲乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合、又は甲乙の合意により協定内容を変更した場合を除き、本協定は1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2013年（平成25年）8月27日

甲 福山市
福山市長 羽田 皓

乙 福山市清掃事業協同組合
代表理事 岡崎 元紀

災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と認定特定非営利活動法人日本レスキュー協会（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害現場における行方不明者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施し、又は避難所等における被災者のこころのケア（以下「セラピー活動」という。）を図るため、災害救助犬及びセラピードッグ（以下「救助犬等」という。）の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、捜索活動又はセラピー活動のため必要があると認めるときは、乙に対して、救助犬等の出動を要請するものとする。

（出動）

第2条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、特別な理由がない限り、速やかに救助犬等を出動させるものとする。この場合において、救助犬等の出動頭数及び出動人員は、災害の種類、規模等を考慮し、甲乙協議の上決定するものとする。

（捜索活動）

第3条 乙は、出動した災害現場においては、甲の指定した現場指揮者の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

（こころのケア）

第4条 乙は、出動した避難所等においては、甲の指定した現場指揮者の指示に従いセラピー活動を実施するものとする。

（費用負担）

第5条 第2条の規定による出動に要する往復交通費及び出動中の宿泊費は、原則として甲の負担とする。

（損害賠償）

第6条 この協定に基づく出動又は活動に伴って乙の出動人員、救助犬等に生じた損害賠償（第三者に対する損害賠償を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

（有効期限）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末までとする。ただし、期間終了の1か月前までに、甲乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときには、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（庶務窓口）

第8条 この協定の庶務窓口は、甲にあっては福山市企画総務局総務部危機管理防災課、乙に

あつては認定特定非営利活動法人日本レスキュー協会事務局において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定で定める連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めがない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2016年(平成28年)2月2日

甲 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽田 皓

乙 兵庫県伊丹市下河原二丁目2番13号
認定特定非営利活動法人日本レスキュー協会
理事長 吉永 和正

災害時における海上輸送及び無人航空機による
災害応急対策活動の協力に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）とツネイシホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害、その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、市民生活の早期安定を図るため応急生活物資、資機材等（以下「物資等」という。）の海上輸送手段の確保及び無人航空機による災害応急対策活動に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲が乙に協力を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、海上輸送の協力要請書（様式第1号）又は無人航空機による災害応急対策活動の協力要請書（様式第2号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに各要請書を提出するものとする。

(1) 海上輸送の協力要請書（様式第1号）

- ア 災害の状況及び協力を必要とする理由
- イ 協力を必要とする船舶数及び人数
- ウ 輸送期間及び寄港の場所
- エ 輸送物資等の種類、数量
- オ その他必要となる事項

(2) 無人航空機による災害応急対策活動の協力要請書（様式第2号）

- ア 災害の状況及び協力を必要とする理由
- イ 活動場所
- ウ 活動日時
- エ その他必要となる事項

（協力の実施）

第2条 乙は前条による甲の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

（報告）

第3条 乙は前条の規定に基づき協力した場合は、速やかに甲に海上輸送の実施報告書（様式第3号）又は無人航空機による災害応急対策活動の実施報告書（様式第4号）により、次の事項を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により報告し、その後速やかに各報告書を提出するものとする。

(1) 海上輸送の実施報告書（様式第3号）

- ア 応援に従事した船舶数及び人数
- イ 輸送の期間及び寄港の場所
- ウ 輸送物資等の種類、数量
- エ その他必要となる事項

(2) 無人航空機による災害応急対策活動の実施報告書（様式第4号）

- ア 活動場所
- イ 活動日時
- ウ 活動結果
- エ その他必要となる事項

（経費の負担）

第4条 海上輸送及び無人航空機による災害応急対策活動の協力を要した経費は、その都度甲乙協議して決定し、甲が負担する。

（輸送物資の滅失等）

第5条 乙は、本協定に基づく海上輸送中に、輸送物資の一部又は全部が滅失もしくは損壊した場合、重大な過失がある場合を除き、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

（連絡責任者）

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の伝達並びに、これに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲乙ともに連絡責任者をおくものとする。

（協議事項）

第7条 この協定の実施についての必要事項、本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から効力を有するものとし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、効力を継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

2017年（平成29年）1月26日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市沼隈町常石1083番地
ツネイシホールディングス株式会社
代表取締役 神原 宏達

海上輸送の協力要請書

年 月 日									
様 福山市長 (災害対策本部長)									
災害時における海上輸送及び無人航空機による災害応急対策活動の協力に関する協定書 第 1 条に基づき、次のとおり要請します。									
1 災害の状況及び協力を必要とする理由									
2 協力を必要とする船舶数及び人数									
3 輸送期間及び寄港場所 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">~</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">港</td> <td style="text-align: center;">~</td> <td style="text-align: center;">港</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(時 分)</td> <td style="text-align: center;">~</td> <td style="text-align: center;">(時 分)</td> </tr> </table>	年 月 日	~	年 月 日	港	~	港	(時 分)	~	(時 分)
年 月 日	~	年 月 日							
港	~	港							
(時 分)	~	(時 分)							
4 輸送物資等の種類、数量 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">物資等の種類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">数 量</td> </tr> </table>	物資等の種類	数 量							
物資等の種類									
数 量									
5 その他必要となる事項 連絡責任者の職名・名前 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">電話番号</td> <td style="text-align: right;">F A X</td> </tr> </table>	電話番号	F A X							
電話番号	F A X								

様式第2号

無人航空機による災害応急対策活動の協力要請書

年 月 日
様
福山市長 (災害対策本部長)
災害時における海上輸送及び無人航空機による災害応急対策活動の協力に関する協定書 第1条に基づき、次のとおり要請します。
1 災害の状況及び協力を必要とする理由
2 活動場所
3 活動日時 年 月 日 ~ 年 月 日 (時 分) ~ (時 分)
4 その他必要となる事項
連絡責任者の職名・名前
電話番号
F A X

海上輸送の実施報告書

年 月 日									
福山市長様 (災害対策本部長)									
(報告者) 住 所 名 前									
⑩									
災害時における海上輸送及び無人航空機による災害応急対策活動の協力に関する協定書 第3条に基づき、要請のあった事項について、次のとおり報告します。									
1 応援に従事した船舶数及び人数									
2 輸送期間及び寄港場所 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">～</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 港</td> <td style="text-align: center;">～</td> <td style="text-align: center;"> 港</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(時 分)</td> <td style="text-align: center;">～</td> <td style="text-align: center;">(時 分)</td> </tr> </table>	年 月 日	～	年 月 日	港	～	港	(時 分)	～	(時 分)
年 月 日	～	年 月 日							
港	～	港							
(時 分)	～	(時 分)							
3 輸送物資等の種類、数量 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">物資等の種類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">数 量</td> </tr> </table>	物資等の種類	数 量							
物資等の種類									
数 量									
4 その他必要となる事項 連絡責任者の職名・名前 電話番号 F A X									

無人航空機による災害応急対策活動の実施報告書

年 月 日
福山市長様 (災害対策本部長)
(報告者) 住 所 名 前
⑩
災害時における海上輸送及び無人航空機による災害応急対策活動の協力に関する協定書 第3条に基づき、要請のあった事項について、次のとおり報告します。
1 活動場所
2 活動日時
年 月 日 ~ 年 月 日 (時 分) ~ (時 分)
3 活動結果
4 その他必要となる事項
連絡責任者の職名・名前
電話番号
F A X

災害時における無人航空機による災害応急対策活動の協力に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）とヒロボ一株式会社（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害、その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合における無人航空機による災害応急対策活動に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲が乙に協力を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、無人航空機による災害応急対策活動の協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を必要とする理由
- (2) 活動場所
- (3) 活動日時
- (4) その他必要となる事項

（協力の実施）

第2条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

（報告）

第3条 乙は、前条の規定に基づき協力した場合は、速やかに無人航空機による災害応急対策活動の実施報告書（様式第2号）により、次の事項を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により報告し、その後速やかに各報告書を提出するものとする。

- (1) 活動場所
- (2) 活動日時
- (3) 活動結果
- (4) その他必要となる事項

（経費の負担）

第4条 無人航空機による災害応急対策活動の協力に要した経費は、その都度甲乙協議して決定し、甲が負担する。

（連絡責任者）

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の伝達並びに、これに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲乙ともに連絡責任者をおくものとする。

（協議事項）

第6条 この協定の実施についての必要事項、本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から効力を有するものとし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、効力を継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

2017年（平成29年）7月25日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 府中市本山町530番地214
ヒロボ一株式会社
代表取締役 中井 保

災害時における無人航空機による
災害応急対策活動の協力に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本ドローンビジネスサポート協会（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害、その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合における無人航空機による災害応急対策活動に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力内容）

第1条 甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害状況の把握
- (2) 人命捜索
- (3) 物資輸送
- (4) その他協議し合意した事項

（要請）

第2条 甲が乙に協力を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、無人航空機による災害応急対策活動の協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を必要とする理由
- (2) 活動場所
- (3) 活動日時
- (4) その他必要となる事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき協力した場合は、速やかに無人航空機による災害応急対策活動の実施報告書（様式第2号）により、次の事項を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により報告し、その後速やかに各報告書を提出するものとする。

- (1) 活動場所
- (2) 活動日時
- (3) 活動結果
- (4) その他必要となる事項

（経費の負担）

第5条 無人航空機による災害応急対策活動の協力を要した経費は、その都度甲乙協議して決定し、甲が負担する。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の伝達並びに、これに関する連絡の确实及び円滑を図るため、甲乙ともに連絡責任者をおくものとする。

(協議事項)

第7条 この協定の実施についての必要事項、本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から効力を有するものとし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、効力を継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

2018年(平成30年)11月6日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 岡山市東区政津255-2
一般社団法人
日本ドローンビジネスサポート協会
代表理事 森本 宏治・森本 亜矢子

様式第1号

無人航空機による災害応急対策活動の協力要請書

年 月 日
様
福 山 市 長 (災害対策本部長)
災害時における無人航空機による災害応急対策活動の協力に関する協定書第2条に基づき、次のとおり要請します。
1 災害の状況及び協力を必要とする理由
2 活動場所
3 活動日時 年 月 日 ~ 年 月 日 (時 分) ~ (時 分)
4 その他必要となる事項
連絡責任者の職名・名前
電話番号
F A X

無人航空機による災害応急対策活動の実施報告書

年 月 日
福 山 市 長 様 (災害対策本部長)
(報告者) 住 所 名 前
⑩
災害時における無人航空機による災害応急対策活動の協力に関する協定書第4条に基づき、要請のあった事項について、次のとおり報告します。
1 活動場所
2 活動日時 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 年 月 日 (時 分) </div> <div style="text-align: center;"> ~ </div> <div style="text-align: center;"> 年 月 日 (時 分) </div> </div>
3 活動結果
4 その他必要となる事項 連絡責任者の職名・名前 電話番号 F A X

災害時における無人航空機による
災害応急対策活動の協力に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社MITINAS（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害、その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合における無人航空機による災害応急対策活動に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力内容）

第1条 甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害状況の把握
- (2) 人命捜索
- (3) 物資輸送
- (4) その他協議し合意した事項

（要請）

第2条 甲が乙に協力を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、無人航空機による災害応急対策活動の協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を必要とする理由
- (2) 活動場所
- (3) 活動日時
- (4) その他必要となる事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき協力した場合は、速やかに無人航空機による災害応急対策活動の実施報告書（様式第2号）により、次の事項を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により報告し、その後速やかに各報告書を提出するものとする。

- (1) 活動場所
- (2) 活動日時
- (3) 活動結果
- (4) その他必要となる事項

（経費の負担）

第5条 無人航空機による災害応急対策活動の協力を要した経費は、その都度甲乙協議して決定し、甲が負担する。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の伝達並びに、これに関する連絡の确实及び円滑を図るため、甲乙ともに連絡責任者をおくものとする。

(協議事項)

第7条 この協定の実施についての必要事項、本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から効力を有するものとし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、効力を継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

2018年(平成30年)11月6日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市加茂町芦原273番地1
株式会社MITINAS
代表取締役 藤井 盛良

様式第 1 号

無人航空機による災害応急対策活動の協力要請書

年 月 日
様
福 山 市 長 (災害対策本部長)
災害時における無人航空機による災害応急対策活動の協力に関する協定書第 2 条に基づき、次のとおり要請します。
1 災害の状況及び協力を必要とする理由
2 活動場所
3 活動日時 年 月 日 ~ 年 月 日 (時 分) ~ (時 分)
4 その他必要となる事項
連絡責任者の職名・名前
電話番号
F A X

無人航空機による災害応急対策活動の実施報告書

年 月 日
福 山 市 長 様 (災害対策本部長)
(報告者) 住 所 名 前 ㊟
災害時における無人航空機による災害応急対策活動の協力に関する協定書第4条に基づき、要請のあった事項について、次のとおり報告します。
1 活動場所
2 活動日時 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 年 月 日 (時 分) </div> <div style="text-align: center;"> ~ </div> <div style="text-align: center;"> 年 月 日 (時 分) </div> </div>
3 活動結果
4 その他必要となる事項 連絡責任者の職名・名前 電話番号 F A X

災害時における無人航空機による
災害応急対策活動の協力に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社イチカ（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害、その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合における無人航空機による災害応急対策活動に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力内容）

第1条 甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害状況の把握
- (2) 人命捜索
- (3) 物資輸送
- (4) その他協議し合意した事項

（要請）

第2条 甲が乙に協力を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、無人航空機による災害応急対策活動の協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を必要とする理由
- (2) 活動場所
- (3) 活動日時
- (4) その他必要となる事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき協力した場合は、速やかに無人航空機による災害応急対策活動の実施報告書（様式第2号）により、次の事項を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により報告し、その後速やかに各報告書を提出するものとする。

- (1) 活動場所
- (2) 活動日時
- (3) 活動結果
- (4) その他必要となる事項

（経費の負担）

第5条 無人航空機による災害応急対策活動の協力を要した経費は、その都度甲乙協議して決定し、甲が負担する。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の伝達並びに、これに関する連絡の确实及び円滑を図るため、甲乙ともに連絡責任者をおくものとする。

(協議事項)

第7条 この協定の実施についての必要事項、本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から効力を有するものとし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、効力を継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

2018年(平成30年)11月6日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 広島市西区中広町二丁目4番1号
株式会社イチカ
代表取締役 長本 力

様式第 1 号

無人航空機による災害応急対策活動の協力要請書

年 月 日
様
福 山 市 長 (災害対策本部長)
災害時における無人航空機による災害応急対策活動の協力に関する協定書第 2 条に基づき、次のとおり要請します。
1 災害の状況及び協力を必要とする理由
2 活動場所
3 活動日時
年 月 日 ~ 年 月 日 (時 分) ~ (時 分)
4 その他必要となる事項
連絡責任者の職名・名前
電話番号
F A X

無人航空機による災害応急対策活動の実施報告書

年 月 日
福 山 市 長 様 (災害対策本部長)
(報告者) 住 所 名 前
㊞
災害時における無人航空機による災害応急対策活動の協力に関する協定書第4条に基づき、要請のあった事項について、次のとおり報告します。
1 活動場所
2 活動日時
年 月 日 ~ 年 月 日 (時 分) ~ (時 分)
3 活動結果
4 その他必要となる事項
連絡責任者の職名・名前
電話番号
F A X

災害廃棄物の収集運搬に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と福山市委託清掃協同組合（以下「乙」という。）は、災害により発生した一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の収集運搬について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害廃棄物の収集運搬に関して、甲が乙に対して応援協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

（定義）

第2条 本協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 本協定における「災害廃棄物」とは、次に掲げるものをいい、し尿及び浄化槽汚泥並びに災害により倒壊焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除いたものとする。

（1） 住民用仮置場等に排出された一般廃棄物（がれきを含む。）

（2） 避難所から排出された一般廃棄物

3 この協定における「応援協力」とは、次に掲げる事項をいう。

（1） 災害廃棄物の収集運搬に必要な乙の組合員の機材、物資等の提供

（2） 災害廃棄物の収集運搬に必要な乙の組合員の職員の派遣

（3） 前2号に定めるもののほか、災害廃棄物の収集運搬に関し必要な事項

（災害時の対応）

第3条 甲は、災害時の対応について、乙に対して被災地区の災害廃棄物の収集運搬について、可能な限り迅速かつ適正な対応を図るよう要請する。

2 乙は、前項の要請を受けたとき、甲、乙合意のもと、前条第3項に規定された応援協力を可能な限り実施する。

（災害時の手続）

第4条 甲は、災害時の対応に当たっては、次に掲げる事項を文書（様式第1号）で乙に依頼するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で依頼する。

（1） 地区名（町名等）

（2） 応援協力の要請内容

（3） その他必要な事項

(災害廃棄物の収集運搬の実施)

第5条 乙は、第3条の規定により甲から要請があったときは、所属組合員の中から職員を派遣するとともに、機材、物資等を提供し、被災地区の災害廃棄物の収集運搬に従事させる。

2 乙は、前条の手続による応援要請への対応に当たっては、迅速かつ適正な対応を図るとともに、被災地区の状況等、甲との情報の共有を図り、連携を密にする。

(実施報告)

第6条 乙は、災害廃棄物の収集運搬を実施したときは、甲に次に掲げる事項を文書(様式第2号)で報告する。

- (1) 地区名(町名等)
- (2) 応援協力の実施内容
- (3) その他必要な事項

(経費負担)

第7条 協定業務の遂行に要した経費の負担については、甲と乙とが協議して定める。費用については、一般社団法人広島県資源循環協会が定める災害廃棄物処理等運営要領における「災害廃棄物の処理等に要する経費」を基本とする。

(災害補償)

第8条 第5条の規定により災害廃棄物の収集運搬に従事した乙の組合員の職員が、作業時に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令によるものとする。

(連絡窓口)

第9条 本協定に伴う事務は、甲においては、福山市経済環境局環境部環境総務課、乙においては、福山市委託清掃協同組合事務局を窓口として行う。

2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の災害廃棄物の処理を所管する組織を充てる。

(協定の期間及び更新等)

第10条 本協定の期間は、2022年(令和4年)8月12日から2023年(令和5年)3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日までに、甲又は乙が本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合、若しくは甲及び乙の合意により協定内容を変更した場合を除き、本協定は1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(その他)

第11条 甲に対し、他者から本協定と同様の応援協力の申出があったときは、甲、乙協議のうえ、甲はその申出に応じる。

- 2 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度甲と乙とが協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年（令和4年）8月12日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 福山市箕沖町56番地1
福山市委託清掃協同組合
代表理事 砂原 光信

災害廃棄物の処理に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と J&T 環境株式会社（以下「乙」という。）は、災害により生じた一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）を甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設において円滑に処理するための支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害廃棄物の処理に関し、甲が乙に支援を要請するに当たり必要な事項を定めるとともに、災害に備えて日ごろから甲乙間で情報共有を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 本協定において「非常災害」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条の3に規定する非常災害として、災害廃棄物の処理に関し、被害が予防し難い程度に大きく、平時の甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設における処理体制では対処することが困難であると甲が判断したものをいう。

（支援要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、次の事業についての支援（以下「処理支援」という。）を要請することができる。

- （1） 災害廃棄物処理を円滑に実施するための計画策定に関すること。
- （2） 災害廃棄物の撤去、積込作業に関すること。
- （3） 災害廃棄物の収集運搬に関すること。
- （4） 災害廃棄物の処分に関すること。
- （5） その他災害廃棄物の処理に関して必要な事業に関すること。

2 処理支援は、甲が、乙に対し、支援要請書（様式第1号）を交付して要請する。ただし、緊急を要する場合等は、乙に対し、口頭で要請し、その後速やかに支援要請書を送付することができる。

（処理支援の実施）

第4条 乙は、甲からの要請があったときは、可能な限り処理支援を実施する。

2 乙は、処理支援に当たり、関係法令を遵守するとともに、次に掲げる事項について、適切に配慮しなければならない。

- （1） 可能な限り、分別、再生利用によって、廃棄物としての最終処分量の低減を図ること。
- （2） 周囲の生活環境の悪化を防止すること。

- (3) 「福山市災害廃棄物処理計画」等に則り作成された処理実行計画に基づき、円滑かつ迅速に処理を開始すること。

(協力会社)

第5条 甲が、非常災害が発生したと判断し、乙にその旨を通知したときは、乙は、乙と連携して処理支援をしようとする協力会社（以下「協力会社」という。）について甲に通知した上で、協力会社と連携して処理支援を実施することができる。

2 乙は、協力会社に前条第2項に規定する内容を遵守させなければならない。

(情報の共有)

第6条 甲及び乙は、処理支援の円滑な実施のため、毎年度1回以上、次に掲げる事項について、情報の共有を図る。

- (1) 担当者及び連絡先
- (2) 支援要請の手続き及び手順
- (3) 処理支援の内容
- (4) その他必要な事項

(個別契約の締結)

第7条 本協定に基づき、甲が処理支援を乙に委託する場合は、別途個別契約を締結する。

(費用の負担)

第8条 第3条に規定する支援要請に基づき、乙が実施した処理支援に要した費用については、一般社団法人広島県資源循環協会が定める災害廃棄物処理等運営要領における「災害廃棄物の処理等に要する経費」を標準とする。ただし、これにより難しい場合は、甲、乙協議の上、決定する。

(補償)

第9条 処理支援に従事したことにより、死亡、負傷、疾病又は障がいの状態となった者又はその遺族に対する補償については、乙又は協力会社が加入する労働者災害補償保険による補償給付による。

(損害賠償)

第10条 乙は、乙又は協力会社の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、本協定を解除できる。

- (1) 乙が、甲の支援要請に対し、正当な理由なく処理支援を実施しなかったとき。
- (2) 第4条第2項又は第5条第2項の規定に違反したとき。
- (3) 乙と連携する協力会社が、次の各号のいずれかに該当するとき。

ア 協力会社の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

(ア) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）。

(イ) 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）。

イ 協力会社の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

ウ 協力会社の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

エ 協力会社の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 協力会社の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 協力会社の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められたとき。

キ 協力会社が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により本協定を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定により本協定を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わない。

4 甲は、本協定を解除した場合において、乙との協議の上、個別契約について解除することができる。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。

(本協定の見直し)

第13条 甲及び乙のいずれかから、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行う。

2 他の事業者から協定の締結に関する申出があり、本協定で定める事項について変更の必要があるときは、その都度協議を行う。

(定めのない事項の取扱い)

第14条 本協定に定めのない事項及び各項に疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、解決する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

2022年(令和4年)8月12日

甲 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1
J&T環境株式会社
代表取締役 露口 哲男

災害時の医療救護活動に関する協定書

福山市を甲とし、一般社団法人福山市医師会、一般社団法人松永沼隈地区医師会、一般社団法人府中地区医師会及び一般社団法人深安地区医師会を乙として、甲乙両当事者は、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結した。

(総則)

第1条 この協定は、福山市地域防災計画に基づき甲が行う災害時の医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する大規模な事故（航空機事故、列車事故等）を含むものとする。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して、医療救護班の編成及び派遣を要請し、乙はこれに協力するものとする。

2 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

(災害医療救護計画)

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動を実施するため、あらかじめ災害医療救護計画を策定しておくものとする。

2 前項の医療救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護組織の編成に関すること。
- (2) 医療救護組織の活動に関すること。
- (3) 他地区医師会、広島県医師会及び関係機関との通信連絡に関すること。
- (4) 指揮命令系統に関すること。
- (5) 医薬品、医療資器材等に関すること。
- (6) 訓練計画に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。

(医療救護班の業務)

第4条 乙が派遣する医療救護班は、避難所、災害現場等に甲が設置する救護所において、医療救護を行うことを原則とする。

2 前項に規定する救護所のほか、甲が必要と認めた場合は、被災地周辺の医療救護活動が可能な医療機関に救護所を設置することができる。

3 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の選別
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

(医療救護班に対する指揮命令等)

第5条 乙が派遣する医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙が派遣する医療救護班の意見を尊重するものとする。

(医療救護班の輸送)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか甲が供給について必要な措置をとるものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 患者が収容された医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第9条 乙は、甲が実施する訓練に協力するものとする。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要する費用

(2) 医療救護班が携行した医療品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護班員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金

(4) 救護所が設置された医療機関において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費

(5) 前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために要した実費

(細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項については、別に甲及び乙が協議して定める。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲又は乙から何らの意思表示のないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その一通を所持するものとする。

2014年（平成26年）12月1日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽田 皓

乙 福山市三吉町南二丁目11番22号
一般社団法人 福山市医師会
会長 土屋 隆 宏

福山市南松永町二丁目8番12号
一般社団法人 松永沼隈地区医師会
会長 橘 高 英 之

府中市鵜飼町496番地1
一般社団法人 府中地区医師会
会長 池 田 純

福山市神辺町下御領682番地1
一般社団法人 深安地区医師会
会長 亀 川 陸 雄

災害時における葬祭資機材等の提供に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）とは、福山市内に地震、風水害その他の災害が発生し、福山市災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）における葬祭資機材等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が一時的かつ集中的に発生した場合における遺体の収容及び安置並びにこれらに必要な資機材、消耗品及び葬儀式場等の施設の提供について、甲の要請に基づく乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務の種類）

第2条 甲が乙に協力を要請する業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 遺体の収容及び安置
- (2) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の提供
- (3) 遺体の収容及び安置に必要な葬儀式場等の施設の提供
- (4) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等の提供
- (5) 甲が設置した避難場所における被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）

の供給

- (6) 入浴サービス・シャンプーサービス等の各種サービスの提供
- (7) その他災害時に必要な業務で乙が応じられるもの

（要請）

第3条 甲は、前条各号の業務について乙の協力を得ようとするときは、災害時における葬祭資機材等の提供要請書（別記様式第1号。以下「要請書」という。）により乙に要請するものとする。ただし、要請書により要請することが困難な場合は電話等で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、甲の指示に従い第2条各号に掲げる業務について、乙のでき得る範囲内において協力を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定により業務を実施したときは、災害時における要請業務実施報告書（別記様式第2号。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、報告書を提出することが困難な場合は電話等で報告し、後日報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 第4条の規定により乙が実施した業務（以下「実施業務」という。）に係る資機材及び消耗品の購入費及び賃借料並びに施設の使用料等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費の価格は、災害時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、実施業務が完了したときは、実施業務の実績を集計し、前条第1項の経費の支払を、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定により乙から請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に当該請求に係る経費を乙が指定する先に支払うものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、乙の広域応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(通知)

第10条 乙は、災害時における円滑な遺体の収容、安置等の協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿(別記様式第3号)を、毎年3月末までに甲に提出するものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては総務部総務課長、乙にあつては中国ブロック長とする。

(秘密の保持)

第12条 乙は実施業務により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この協定の有効期間満了後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了前1月までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2002年5月23日

甲 福山市東桜町3番5号

福山市

福山市長 三好章

乙 東京都港区虎ノ門三丁目6番2号

社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会

会長 山下宗吉

年 月 日

社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長

福山市東桜町3番5号
福山市長 印

災害時における葬祭資機材等の提供要請書

災害時における葬祭資機材等の提供に関する協定に基づいて、次のとおり要請します。

連 絡 先	電 話
電話等による連絡日時	年 月 日 時 分
要 請 理 由	
要 請 内 容 (内 訳)	
要 請 期 間	年 月 日から 年 月 日
摘 要	

年 月 日

福山市長 様

社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 印

災害時における要請業務実施報告書

災害時における葬祭資機材等の提供に関する協定に基づいて、次のとおり要請業務を実施しました。

連 絡 先	電 話
要請業務内容 (内 訳)	
従 事 者	別 紙
使用資機材 消 耗 品 施 設	
使用日数 室 数	年 月 日から 年 月 日までの間 室 年 月 日から 年 月 日までの間 室
従事日数 走行距離	年 月 日から 年 月 日までの間 日数 日、 距離 km
搬送回数 搬送人員	回数 回 人数 人
そ の 他	
摘 要	

※ 添付書類：実績内訳書

別記様式第3号（第10条関係）

社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会会員名簿

事業者名	代表者名	郵便番号	住 所	電話番号 FAX番号

災害時における避難所へのスタッフ派遣及び物資の提供に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と公益財団法人中国労働衛生協会（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所生活者の健康を確保するため、避難所へのスタッフ派遣及び物資の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が甲に対して行うスタッフ派遣及び物資の提供に関する必要な事項を定め、適宜・適切にこれを行うことにより災害時における避難生活者の健康を確保することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 市内に災害が発生し、多数の者が、市が指定する場所で避難生活を余儀なくされた場合で、甲のみでは避難所生活者の健康確保に関する対応ができなくなったとき又は対応できなくなることが予想される時は、甲は乙に対し、避難所へのスタッフ派遣及び物資の提供（以下「派遣等」という。）を要請することができるものとする。

（スタッフの派遣）

第3条 乙が甲に派遣するスタッフの職種は、次に掲げるものとする。

- (1) 保健師
- (2) 看護師
- (3) 臨床検査技師

2 派遣されたスタッフは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 避難者の健康に関する相談
- (2) 自覚症状の確認
- (3) 血圧及び脈拍の測定

（物資の提供）

第4条 乙が甲に対し提供する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 消毒用アルコール
- (2) マスク
- (3) その他、乙が提供可能なもの

（要請手続）

第5条 第2条第1項の規定による要請は、文書又は口頭により行うものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲で応じるものとする。

(物資の搬送)

第6条 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、乙は甲が指定した避難所に物資を搬送するものとする。

2 甲は避難所に職員を派遣し、乙と物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が甲に対して行った派遣等に要する費用は、乙が負担するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第9条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市企画総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては公益財団法人中国労働衛生協会福山検診所とするものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2014年(平成26年)12月3日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽田 皓

乙 福山市引野町5丁目14番2号
公益財団法人中国労働衛生協会
理事長 森政 征史

災害ボランティア活動支援に関する協定書

社会福祉法人福山市社会福祉協議会（以下「甲」という。）、一般社団法人福山青年会議所（以下「乙」という。）は、福山市内において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲、乙が、災害時において、災害ボランティア活動を支援し、効果的に活動を展開するため、相互に連携・協力する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲、乙は、次に掲げる事項について相互に各組織の機能等を最大限に活用し協力をを行う。

- （1）被災状況や災害ボランティア活動支援に関する情報等の収集及び提供
- （2）災害ボランティア活動支援用物資等の調達及び仕分け輸送の協力
- （3）災害ボランティアセンターの運営への支援

（平常時の協力）

第3条 甲と乙は、平常時から相互に連携・協力し、以下の活動を行う。

- （1）災害ボランティアセンターの設置・運営に関する情報等の共有
- （2）災害ボランティアセンターの運営に関する協力など災害時における連携体制の確立
- （3）災害ボランティアセンターの設置・運営訓練に関する協力
- （4）その他、甲、乙が必要と認めた活動

（連絡会議の運営）

第4条 甲、乙は、相互の連携・協力のため、以下の方法で連絡会議を開催する。

- （1）年1回以上の開催
- （2）甲、乙が定める者の出席
- （3）甲、乙の合意による関係者の出席

（体制の引継ぎ）

第5条 甲、乙いずれかの担当者又は災害活動に関わる体制が変更となる場合は、相互に報告するものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該期間の満了の日の3か月前までに、甲、乙のいずれからも解除又は変更の意思表示がないときは、更に1年間延長されるものとみなし、以後もこの例によるものとする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲、乙が協議のうえ、これを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2019年(令和元年)6月26日

甲 住所 福山市三吉町南二丁目11番22号
福山すこやかセンター内
社会福祉法人福山市社会福祉協議会
会長 橋本 哲之

乙 住所 福山市西町二丁目10番1号
福山商工会議所7階
一般社団法人福山青年会議所
理事長 藤本 俊

災害時の鍼灸施術活動に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と一般社団法人広島県鍼灸師会（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、被災者等を実施する鍼灸施術活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、甲の要請に基づき乙が実施する鍼灸施術活動について、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請及び協力）

第2条 甲は、災害時に被災者への援護活動を行う上で、鍼灸施術活動の必要があると認めた場合は、乙に対して協力を要請する。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲が設置する避難所、その他甲が指定する場所（以下「避難所等」という。）へ第3条に規定する活動を実施する者を派遣し、当該活動を実施するとともに、その実施結果を甲に報告するものとする。

3 前項の派遣に伴う輸送は、原則、乙が行うものとする。

（活動内容）

第3条 鍼灸施術活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 避難所等における被災者に対する鍼灸施術活動
- (2) 前号の活動に付随する健康相談及び健康状態の観察（血圧測定、体温測定）
- (3) 災害対応従事者の疲労回復の支援
- (4) その他、甲が必要と認める事項

（施設及び医療材料等）

第4条 前条の活動ために必要な施設及び設備は、甲が可能な範囲で提供するものとし、使用する医薬品、医療・衛生材料及び必要な機器は、原則、乙が準備し持参する。

（施術料）

第5条 この協定に基づく鍼灸施術活動に係る施術料は無料とする。

（協定期間）

第6条 この協定の有効期間は、2019年（令和元年）7月5日から2020年（令和2年）3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から申出がないときは、1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙代表者記名押印の上、各1通を保管する。

2019年(令和元年)7月5日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市新市町大字新市709番地
一般社団法人広島県鍼灸師会
会 長 岡田 輔治郎

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

福山市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 ○○会（以下「乙」という。）は、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難支援について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること、及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその者を介護する者をいう。

（受け入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に出来る限り応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所を設置する福祉施設は、別表のとおりとする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- （1）対象者の住所、名前、心身の状況、連絡先等
- （2）身元引受人の住所、名前、連絡先

（福祉避難所の開設）

第6条 乙は、第3条の要請を受けたときは、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

（福祉避難所の運営）

第7条 乙は、対象者への相談等に応じるとともに日常生活上の支援や状況の急変等に応じての関係機関への連絡又は斡旋を行うものとする。

（経費の負担）

第8条 福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費は、所要の実費を甲が負

担するが、介護保険法又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の例により算定したショートステイの単価を超えないものとする。

(管理運営の期間)

第9条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

(受入可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(対象者の移送)

第11条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族等が行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た対象者又はその家族等の固有の情報を、対象者等の生命身体に危険のある場合を除き外部に漏らしてはならない。

(協定の解除)

第13条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第14条 この協定の締結期間は 年（令和〇〇年）3月31日までとする。ただし、甲乙いずれかより期間満了の1月前までに異議の申し立てがない限り、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年（令和 年） 月 日

甲 広島県福山市東桜町3番5号
福山市長 枝広 直幹

乙

(協定施設一覧)

施設名	住所
宣山荘	駅家町大字大橋 1036 番地 3
悠芳苑	熊野町乙甲 1630 番地
桜	神村町 5 2 3 4 番地 3
ジョイトピアおおさ	新市町大字下安井 3500 番地
ジョイトピアしんいち	新市町大字下安井 3510 番地
静方園	神辺町字湯野 30 番地 9
鳥還荘	沼隈町大字中山南 265 番地 2
幸楽園	蔵王町字大山 159 番地 14
藤江荘	藤江町 231 番地 1
新山荘	駅家町大字新山 3578 番地 2
リーフ新市	新市町大字戸手 2327 番地
リーフ神辺	神辺町大字川北 1482 番地
手城福助苑	手城町三丁目 10 番 13 号
サンサンホーム	神辺町字東中条 610 番地 16
福山福寿園	赤坂町大字早戸 1483 番地
エクセル鞆の浦	田尻町 4115 番地
エクセル福山	水呑町 4433 番地
夢ハウス	港町二丁目 12 番 1 号
松風園	加茂町字上加茂 33 番地
むつみ苑	内海町口 2825 番地 3
プレジール箕島	箕島町 7504 番地 3
アルカディアせんだ	千田町二丁目 5 番 10 号
くさど	草戸町五丁目 8 番 24 号
しんがい	新涯町三丁目 19 番 27 号
ゆめの杜	千田町大字千田 2591 番地 1
すず	駅家町大字法成寺 108 番地 1
陽のあたる家	大門町三丁目 7 番 10 号
介護老人保健施設 めまくま	沼隈町中山南 469-3
「ゼノ」やまびこ学園成人部	沼隈町草深 1212 番地
指定障害者支援施設 「ゼノ」なごみの家	沼隈町草深 1106 番地 1
ゆめサポート・バク	神辺町東中条 301 番地 6
あかつき	神辺町八尋 951 番地 4
ゆめの木・わかば	沼隈町草深 1694 番地 1
「ゼノ」Home 青雲	沼隈町草深 1228 番地
障害者支援施設 ローズ東村	福山市東村町 130 番地 5
希望の広場	大門町六丁目 15 番 13 号
障害福祉サービス事業所 風	千田町二丁目 15 番 25 号
いこいの家	加茂町上加茂 816 番地 1
春日寮	青葉台一丁目 20 番 1 号
ウイズ	加茂町上加茂 805 番地 1
青葉	青葉台一丁目 20 番 1 号
せんだんの家	加茂町上加茂 811 番地
ほほえみ	加茂町上加茂 805 番地 1

施設名	住所
しんふおにい	三吉町五丁目1番45号
コミュニティホーム加茂	加茂町上加茂811番地
施設名	住所
社会福祉法人一れつ会 法人本部棟	加茂町上加茂811番地
指定障害福祉サービス事業所 どんぐり	新市町常1064番地4
あんずの家	御幸町上岩成845番地1
あゆみ苑成人寮	水呑町187番地
福山六方学園(多目的室)	水呑町187番地
サポートセンター友の家	水呑町2157番地
ONE-すてっぷ	卸町11番4号
さわらび	水呑町1040番地1
障害者支援施設 神辺ホーム	神辺町西中条1288番地
みゆき広場	御幸町下岩成248番地1
ジョイジョイワークたかにし	高西町四丁目3番69号
ジョイジョイワークあすか	今津町三丁目7番6号
久松共働センター	久松台三丁目1番39号
福山共働センター	御幸町上岩成731番地
広島県立福山若草園	水呑町4357番地 水呑三新田42-1
(法人所在地)	(広島県東広島市西条町田口295-3番地)
60	

災害等情報の放送に関する協定

(趣旨)

第1条 福山市(以下「甲」という。)と、(株)エフエムふくやま(以下「乙」という。)とは、各種の災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、平常時及び災害時において、甲は乙に対して放送の依頼を行い、乙はこれに協力するものとする。

(依頼内容)

第2条 甲は、次の事項に関して乙に放送依頼を行うものとする。

1 平常時における放送

災害に対する日頃からの備え等、市民の防災意識の高揚、啓発に関する放送

2 災害時における放送

各種の災害情報

(放送依頼)

第3条 甲は乙に対して放送依頼をしようとするときは、別紙様式により文書で行うものとする。但し緊急の場合は電話、FAXによることができるものとする。

(協力)

第4条 乙は、前条による依頼があった場合は、最大限これに協力するものとする。

(協議)

第5条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方協議を行い定めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除きその効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

1997年(平成9年)2月14日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
代表者 福山市長 三好 章

乙 福山市西町二丁目10番1号
株式会社エフエムふくやま
代表取締役社長 鈴木 康平

災害等放送依頼書

年 月 日	
エフエムふくやま 代表取締役社長	様
福山市長 (災害対策本部長)	
災害等情報の放送に関する協定第3条に基づき放送の依頼をします。 (郵送・電話・FAX)	
1	依頼責任者 職・氏名
2	放送依頼の理由
3	希望する放送日時
4	放送文
5	その他必要事項

緊急情報放送設備の使用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社エフエムふくやま（以下「乙」という。）とは、緊急情報放送設備の使用に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市における災害の発生を予防するとともに、災害による被害の軽減を図り、もって市民の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、台風、集中豪雨、地震、大規模火災、危険物の爆発その他の非常の事態をいう。
- (2) 「緊急情報放送」とは、第1条の目的を達成するために、甲の要請に基づき乙が必要と認めたときに、乙の所有する放送設備を使用して、乙が行う他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

（運用）

第3条 緊急情報放送の運用に当たっては、乙の放送局としての編成権を尊重し、次に定める手順により実施するものとする。

- (1) 乙の有人時間（乙の番組編成により変動するが、概ね午前7時から午後7時までの間）
 - ア 甲は、ファクシミリ又は電話連絡により、乙が運用するスタジオあてに、緊急情報放送である旨を明示してその概要を送付する。
 - イ 乙は、緊急情報放送の概要を受信したときは、その内容を甲に確認したうえで、直ちに他の放送に優先してこれを放送する。第一報以降においても状況を把握し、適時繰り返し放送を行う。
 - ウ 甲は、乙との協議により、放送中の番組に割り込み、緊急情報放送の訓練を行う。
- (2) 前号に掲げる時間以外の時間又は特別の事情によりスタジオが無人となる時間
 - ア 甲は、緊急情報放送を必要とすると認めたときは、乙の責任者に緊急情報放送の内容を連絡し、その了承を得たうえで、放送中の番組に割り込み、緊急情報放送を行う。
 - イ 甲は、緊急情報放送を行ったときは、その実施日時及び内容を速やかに文書により乙に報告するものとする。
 - ウ 緊急情報放送による災害予想規模により乙の社員が出社した場合は、乙から甲に直ちに連絡をとるものとし、その後は乙の有人時間とみなし、前号による放送に切り替え緊急情報放送を継続する。

（緊急情報放送の結果の責任）

第4条 緊急情報放送を行った結果の社会に及ぼす影響については、甲、乙ともにその責任を負うものとする。

(費用の負担)

第5条 乙に設置する緊急情報放送設備の費用は乙の負担とし、その点検、更新などに要する経費もこれに準ずる。

2 甲が乙の放送中の番組に割り込むために使用する電話機の設置及び維持に要する費用並びに回線使用料は、甲の負担とする。

3 その他緊急情報放送に要する費用負担は、甲、乙が協議し決定する。

4 緊急情報放送の実施により、同時刻に予定していたコマーシャルが放送できなかったときは、乙と当該広告主との協議によりその解決を図るものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙誠意をもって協議し決定する。

(協定の改定)

第7条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議のうえ改定することができる。

(協定の期間)

第8条 この協定の効力は、協定締結の日から2001年3月31日までとする。

ただし、協定期間の満了の1か月前までに甲又は乙から異議申立てがない場合は、引き続き1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本通2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を所有する。

2000年9月1日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 三好 章

乙 福山市西町二丁目10番1号
株式会社 エフエムふくやま
代表取締役社長 鈴木 康平

災害時におけるアマチュア無線の活用に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と、福山アマチュア無線赤十字奉仕団（以下「乙」という。）とは、福山市内で発生した災害時におけるアマチュア無線の活用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福山市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害発生時等」という。）に甲が行う情報収集等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力等）

第2条 甲は、災害発生時等に乙の協力が必要であると認められるとき、アマチュア無線を活用して災害情報の収集及び伝達（以下「災害通信」という。）に関し、乙に協力を要請する。

2 災害状況により緊急を要すると判断し、第1項の要請を待たずに乙が災害通信を行った場合、甲の要請があったものとみなす。

（災害情報等の報告）

第3条 乙は、災害通信を行った場合、甲に報告するものとし報告場所は福山市災害対策本部とする。

（補償）

第4条 甲は、乙の団員が災害情報活動等により負傷等した場合は福山市市民活動総合補償保険制度により補償する。

（協議）

第5条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方協議を行い定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除きその効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

2005年（平成17年）6月20日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
代表者 福山市長 羽 田 皓

乙 深安郡神辺町道上2062-5
福山アマチュア無線赤十字奉仕団
代表者 団長 世 良 善 美

災害に係る情報発信等に関する協定

福山市及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、福山市の区域内（以下「市内」という。）における地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、福山市がその住民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ福山市の行政機能の低下を軽減させるため、福山市とヤフーが互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

（本協定における取組）

第2条 本協定における取組の内容は、次のとおりとする。

- (1) ヤフーは、福山市が運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、福山市が運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供するものとする。
 - (2) 福山市は、市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーは、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知するものとする。
 - (3) 福山市は、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーは、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知するものとする。
 - (4) 福山市は、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーは、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知するものとする。
 - (5) 福山市は、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーは、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知するものとする。
 - (6) ヤフーは、ヤフーの提供するブログサービスにおいて、福山市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知するものとする。
 - (7) 福山市は、市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合には、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成するものとする。
- 2 前項各号の取組の具体的な内容及び方法については、災害の状況等を考慮に入れ、福山市及びヤフーの両者の協議により決定するものとする。
 - 3 福山市及びヤフーは、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。
 - 4 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、福山市及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

(費用)

第3条 前条に基づく福山市及びヤフーの取組は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの取組に係る旅費、通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 ヤフーは、福山市から提供を受けた情報について、福山市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、福山市及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し、期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、福山市とヤフーが、誠実に協議して解決を図る。

本協定締結の証として本書2通を作成し、福山市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2012年（平成24年）11月30日

福山市：広島県福山市東桜町3番5号

福山市

代表者 福山市長 羽田 皓

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号

ヤフー株式会社

代表者 代表取締役 宮坂 学

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

福山市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本契約に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本契約に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本契約にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、及び端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所・回線数等の必要な情報は、別紙1「避難所特設公衆電話一覧表」に定めて、甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名等を別紙2「情報管理責任者通知書」に定めて相互に通知することとする。

2 設置に係る費用については、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、及び端子盤、配管、引込柱等）を甲が負担し、屋外配線・屋内配線は乙の負担とする。

(特設公衆電話の移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙3「特設公衆電話の定期試験仕様書」に定める接続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙で連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、

撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第13条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

2014年(平成26年)2月7日

甲 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽田 皓 印

乙 広島県広島市中区基町6番77号
西日本電信電話株式会社
広島支店長 黒田 吉広 印

福山市 屋内避難施設 120施設 138回線

N o	地域	名称	市町村名町丁目名 ・番(番地)・号	設置場所	設置台数
1	中部	東小学校	福山市東町3-7-49	体育館	1
2	中部	西小学校	福山市西町1-14-17	体育館	1
3	中部	南小学校	福山市明治町4-1	体育館	1
4	中部	霞小学校	福山市霞町3-8-1	体育館	1
5	中部	川口小学校	福山市川口町2-2-1	体育館	1
6	中部	多治米小学校	福山市多治米町5-15-15	体育館	1
7	中部	手城小学校	福山市南手城町4-5-10	体育館	1
8	中部	深津小学校	福山市東深津町2-5-1	体育館	1
9	中部	樹徳小学校	福山市木之庄町1-1-63	体育館	1
10	中部	旭小学校	福山市入船町1-2-1	体育館	1
11	中部	光小学校	福山市草戸町4-14-1	体育館	1
12	中部	箕島小学校	福山市箕島町325	体育館	1
13	中部	曙小学校	福山市曙町5-16-3	体育館	1
14	中部	桜丘小学校	福山市北吉津町5-6-15	体育館	1
15	中部	西深津小学校	福山市西深津町5-1-1	体育館	1
16	中部	久松台小学校	福山市久松台1-9-1	体育館	1
17	中部	新涯小学校	福山市新涯町3-18-1	体育館	1
18	中部	川口東小学校	福山市東川口町5-13-46	体育館	1
19	中部	東中学校	福山市三吉町南2-10-2	体育館	1
20	中部	城北中学校	福山市木之庄町4-1-1	体育館	1
21	中部	城南中学校	福山市光南町3-4-1	体育館	1
22	中部	鷹取中学校	福山市草戸町4-4-1	体育館	1
23	中部	城東中学校	福山市東深津町3-17-33	体育館	1
24	中部	中央中学校	福山市西深津町5-22-1	体育館	1
25	中部	誠之中学校	福山市新涯町6-14-1	体育館	1
26	中部	ふくやま芸術文化ホール リーデンローズ	福山市松浜町2-1-10	文化ホール	1
27	中部	福山市体育館	福山市草戸町5-12-4	体育館	3
28	中部	市民参画センター	福山市本町1-35	その他	2
29	東部	一ツ橋中学校	福山市東手城町1-4-1	体育館	1
30	東部	引野小学校	福山市引野町4032	体育館	1
31	東部	蔵王小学校	福山市蔵王町4-16-1	体育館	1
32	東部	千田小学校	福山市千田町3-16-26	体育館	1
33	東部	御幸小学校	福山市御幸町森脇140	体育館	1
34	東部	大津野小学校	福山市大門町日之出丘3043	体育館	1
35	東部	坪生小学校	福山市坪生町1-42-1	体育館	1
36	東部	春日小学校	福山市春日町浦上2002	体育館	1
37	東部	伊勢丘小学校	福山市伊勢丘5-7-1	体育館	1
38	東部	旭丘小学校	福山市引野町南2-17-1	体育館	1
39	東部	緑丘小学校	福山市春日町5-15-1	体育館	1
40	東部	長浜小学校	福山市引野町5401	体育館	1
41	東部	野々浜小学校	福山市大門町7-13-1	体育館	1
42	東部	幕山小学校	福山市幕山台2-17-1	体育館	1
43	東部	日吉台小学校	福山市日吉台1-15-1	体育館	1
44	東部	大谷台小学校	福山市大門町大門7580	体育館	1
45	東部	幸千中学校	福山市御幸町中津原1270	体育館	1

46	東部	鳳中学校	福山市伊勢丘6-5-1	体育館	1
47	東部	培遠中学校	福山市春日町3-15-18	体育館	1
48	東部	大門中学校	福山市城興ヶ丘8-1	体育館	1
49	東部	東朋中学校	福山市幕山台7-24-1	体育館	1
50	西部	神村小学校	福山市神村町3369	体育館	1
51	西部	本郷小学校	福山市本郷町1040-1	体育館	1
52	西部	東村旧学校施設	福山市東村町2543	体育館	1
53	西部	遺芳丘小学校	福山市今津町1561	体育館	1
54	西部	松永小学校	福山市松永町6-7-11-8	体育館	1
55	西部	柳津小学校	福山市柳津町5-2-25	体育館	1
56	西部	金江小学校	福山市金江町金見3552-1	体育館	1
57	西部	藤江小学校	福山市藤江町2894	体育館	1
58	西部	大成館中学校	福山市神村町10004	体育館	1
59	西部	松永中学校	福山市松永町2-24-16	体育館	1
60	西部	精華中学校	福山市金江町金見1921	体育館	1
61	南部	泉小学校	福山市山手町7-13-63	体育館	1
62	南部	津之郷小学校	福山市津之郷町津之郷1322	体育館	1
63	南部	赤坂小学校	福山市赤坂町赤坂7267-2	体育館	1
64	南部	瀬戸小学校	福山市瀬戸町地頭分1377	体育館	1
65	南部	熊野小学校	福山市熊野町乙1132	体育館	1
66	南部	水呑小学校	福山市水呑町1919	体育館	1
67	南部	高島小学校	福山市田尻町2248	体育館	1
68	南部	鞆の浦学園（旧鞆小学校）	福山市鞆町後地1240-1	体育館	1
69	南部	旧走島小学校	福山市走島町49	体育館	1
70	南部	山手小学校	福山市山手町1-5-1	体育館	1
71	南部	明王台小学校	福山市明王台1-2-16	体育館	1
72	南部	済美中学校	福山市赤坂町赤坂7267-2	体育館	1
73	南部	向丘中学校	福山市水呑向丘107	体育館	1
74	南部	鞆の浦学園（旧鞆中学校）	福山市鞆町後地371-1	体育館	1
75	南部	旧走島中学校	福山市走島町58	体育館	1
76	南部	城西中学校	福山市山手町3000	体育館	2
77	南部	福山市立福山中・高等学校	福山市赤坂町赤坂910	体育館	2
78	南部	郷分幼稚園	福山市郷分町1434	体育館	1
79	南部	内浦旧学校施設	福山市内海町イ1780	体育館	1
80	南部	内海旧学校施設	福山市内海町口925-9	体育館	1
81	南部	山南小学校	福山市沼隈町中山南甲1254	体育館	1
82	南部	至誠中学校	福山市沼隈町上山南7484-2	体育館	2
83	南部	想青学園（旧千年中学校）	福山市沼隈町草深2058-2	体育館	1
84	南部	常石ともに学園	福山市沼隈町常石984-1	体育館	1
85	南部	能登原旧学校施設	福山市沼隈町能登原1141	体育館	1
86	南部	沼隈体育館	福山市沼隈町下山南1235	体育館	2
87	南部	福山市人権交流センター	福山市佐波町262-3	コミュニティセンター	3
88	南部	沼隈サンパル	福山市沼隈町草深1890-4	文化ホール	2
89	北部	有磨小学校	福山市芦田町上上有地388-1	体育館	1
90	北部	福相小学校	福山市芦田町福田1030	体育館	1
91	北部	旧山野北小学校	福山市山野町山野1984	体育館	1
92	北部	加茂小学校	福山市加茂町中野848	体育館	1
93	北部	宜山小学校	福山市駅家町今岡424	体育館	1
94	北部	駅家小学校	福山市駅家町倉光100	体育館	1
95	北部	駅家西小学校	福山市駅家町近田205-1	体育館	1

96	北部	服部旧学校施設	福山市駅家町助元70	体育館	1
97	北部	駅家北小学校	福山市駅家町法成寺67	体育館	1
98	北部	芦田中学校	福山市芦田町下有地928	体育館	1
99	北部	山野旧学校施設（旧山野中学校）	福山市山野町山野3776	体育館	1
100	北部	広瀬学園小・中学校（旧広瀬小学校）	福山市加茂町北山714-2	体育館	1
101	北部	加茂中学校	福山市加茂町下加茂1190	体育館	1
102	北部	駅家中学校	福山市駅家町法成寺250	体育館	2
103	北部	駅家南中学校	福山市駅家町江良247	体育館	2
104	北部	戸手小学校	福山市新市町戸手1244	体育館	1
105	北部	新市小学校	福山市新市町新市852	体育館	2
106	北部	綱引小学校	福山市新市町宮内1240	体育館	1
107	北部	常金丸小学校	福山市新市町金丸414	体育館	1
108	北部	新市中央中学校	福山市新市町新市1305	体育館	1
109	北部	新市スポーツセンター	福山市新市町新市816-3	スポーツセンター	2
111	神辺	神辺小学校	福山市神辺町川南2912-11	体育館	2
112	神辺	神辺西中学校	福山市神辺町川北1401-1	体育館	2
113	神辺	御野小学校	福山市神辺町下御領28	体育館	1
114	神辺	竹尋小学校	福山市神辺町下竹田85-1	体育館	1
115	神辺	神辺東中学校	福山市神辺町下竹田959-1	体育館	2
116	神辺	湯田小学校	福山市神辺町川北1113-1	体育館	2
117	神辺	神辺中学校	福山市神辺町湯野1313	体育館	2
118	神辺	中条小学校	神辺町東中条2304-1	体育館	1
119	神辺	旧中条小学校三谷分校	福山市神辺町三谷632-1	体育館	1
120	神辺	道上小学校	福山市神辺町道上1923-1	体育館	1

避難場所等の情報提供に関する協定

福山市（以下「甲」という。）とファーストメディア株式会社（以下「乙」という。）とは、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市内において発生する災害に備え、福山市民及び福山市に滞在する福山市民以外の者に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（協力内容）

第2条 前条の目的を達成するため、甲は、その保有する福山市内の避難場所その他災害に関する情報を乙に提供し、乙は、当該情報をスマートフォン向け総合防災アプリケーション等の自社サービス上に掲載する等により一般に広く周知するものとする。

（費用の負担）

第3条 前条の規定により甲乙それぞれが実施する作業については、原則として無償で行うものとし、その作業に係る一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の第三者提供）

第4条 乙は、この協定の規定により甲から得た情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から2018年（平成30年）3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年延長するものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第6条 この協定について疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

2018年（平成30年）2月8日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 東京都千代田区神田神保町一丁目42番4号
ファーストメディア株式会社
代表取締役社長 CEO 山崎 佳一

災害に係る情報発信等に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社テレビ新広島（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携を図り、警戒レベルや警戒レベル相当情報等の防災情報及び発災後の生活支援情報等について、市民に対して迅速かつ正確に情報発信することを目的とする。

（情報発信の内容）

第2条 甲と乙は、連携して次の事項について市民に情報発信する。

- (1) 地震、風水害その他の災害に対する「警戒レベル」、「警戒レベル相当情報」、「避難場所等の開設情報」等
- (2) 発災後における生活支援情報
- (3) 平時における土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、洪水浸水想定区域等に関する情報、防災関連の取り組みに関する情報

（情報発信の方法）

第3条 甲から乙への情報伝達は、Lアラート等により行うものとする。

2 乙は、前項で得た情報のうち特に「警戒レベル3」以上の情報については、乙の番組、速報スーパー、L字放送等のいずれかによって報道するとともに、乙のホームページ及び公式SNS等でインターネットを通じて情報発信する。

（費用の負担）

第4条 甲及び乙は、この協定の運用に要する経費負担を一切求めないこととする。

（担当者名簿の作成）

第5条 甲及び乙は、この協定の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに、甲又は乙のいずれからも各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定める事項について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が押印の上、各自その1通を所持する。

2021年（令和3年）6月9日

甲 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝 廣 直 幹

乙 広島市南区出汐二丁目3番19号
株式会社テレビ新広島
代表取締役社長 箕 輪 幸 人

防災パートナーシップに関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と広島テレビ放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の迅速な情報発信及び平常時の防災対策に資する取り組みに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携して災害の被害を軽減するため、迅速な防災情報発信、平常時の防災対策及び啓発活動に取り組むことにより、住民の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で定める原因により生ずる被害をいう。
- （2）防災とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大防止及び災害の復旧を図ることをいう。

（緊急時の情報発信の要請）

第3条 甲は、第1条に基づき、災害被害を軽減するために、住民への情報伝達が急を要すると判断した場合、アラートのほか、乙に対して電話、電子メール又はファックス等により情報発信を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、乙の番組、速報スーパー、L字放送、ホームページ等のすべて又はいずれかによって報道する。

（平常時の連携）

第4条 甲及び乙は、防災に資すると認めるときは、災害の映像、写真、画像などの防災関連資料を、相互に可能な範囲で提供する。

2 甲及び乙は、防災対策に資する取り組みを行うときは、相互に可能な範囲で協力する。

（費用の負担）

第5条 甲及び乙は、この協定の運用に要する経費負担を一切求めないこととする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第7条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては広島テレビ放送株式会社事務局において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本書2通を作成し、甲乙それぞれが押印の上、各1通を保管する。

2021年(令和3年)12月23日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 広島市東区二葉の里3丁目5番4号
広島テレビ放送株式会社
代表取締役社長 飯田 政之

災害時における避難施設の情報提供に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害時における避難施設の情報提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生に備え、甲及び乙がお互いに協力して、市民等に対して必要な避難施設の情報を提供する手段を充実させ、市民等の避難行動を促進することを目的とする。

（実施内容）

第2条 前条の目的を達成するために実施する内容は、次のとおりとする。

- （1）甲は、災害対応に関連する避難施設の情報等を乙に提供すること。
- （2）乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載すること等により、市民等に対し周知すること。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条の実施に基づく経費については、別段の合意がない限り無償とする。

（情報の二次利用）

第5条 乙は、第2条第1号に基づき得た情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（協議事項）

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく事案の実施において知り得た秘密事項（ただし、第2条第1号に基づき得た情報を除く。）を、第三者に開示又は漏えいせず、また、本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定の締結日から翌年3月31日までとし、有効期間満了の2月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による特段の申出がない場合は、有効期間が満了する日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有する。

2022年(令和4年) 4月 5日

甲 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 東京都千代田区永田町二丁目17番地3
住友不動産永田町ビル2階
株式会社バカン
代表取締役 河野 剛進

災害時におけるアマチュア無線の活用に関する協定

福山市（以下「甲」という。）と一般社団法人 日本アマチュア無線連盟（JARL） 広島県支部（以下「乙」という。）は、福山市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるアマチュア無線の活用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における甲が行う情報収集及び伝達等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力等）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要であると認められるとき、アマチュア無線を活用した災害情報の収集及び伝達（以下「災害情報に関する活動等」という。）に関し、乙に協力を要請することができる。

2 甲の要請に応じて、乙は速やかに会員、登録クラブ、中継局の利用者等（以下「各免許人」という。）に対して、被災状況に留意し可能な範囲で、災害情報に関する活動等への協力を要請する。

3 前項の協力の依頼は、各免許人の自発的な協力を期待するものである。その協力に係る経費は、各免許人の負担とする。

4 乙は、平素から地域内のアマチュア無線の状況を把握し、各免許人に対し災害情報に関する活動等の要請ができるようアマチュア無線の防災ネットワークの構築に努める。

（協力実施）

第3条 乙は、災害情報に関する活動等を行ったときは、甲に報告するものとし、報告場所は福山市災害対策本部又は危機管理防災課とする。

（連絡先確認及び報告）

第4条 この協定の万全の実行を図るため、甲乙相互の連絡先、連絡責任者及び担当者を定めるものとし、甲は乙に対して市内各免許人の状況報告を求めることができる。

（補償）

第5条 甲は、乙の協力依頼に応じた各免許人が福山市内での災害情報に関する活動等により負傷等した場合は福山市市民活動総合補償制度により補償する。

（協議）

第6条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方協議を行い定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期限は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、この協定は更新されたものとし、1年間延長し、その後においても同様とする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

2023年(令和5年)10月10日

甲 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 広島県三原市木原二丁目13-24
一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
(JARL) 広島県支部
支部長 古城 朋和

災害時におけるアマチュア無線の活用に関する協定

福山市（以下「甲」という。）とアマチュア無線福山（以下「乙」という。）は、福山市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるアマチュア無線の活用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における甲が行う情報収集及び伝達等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力等）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要であると認められるとき、アマチュア無線を活用した災害情報の収集及び伝達（以下「災害情報に関する活動等」という。）に関し、乙に協力を要請することができる。

2 甲の要請に応じて、乙は速やかに会員、登録クラブ、中継局の利用者等（以下「各免許人」という。）に対して、被災状況に留意し可能な範囲で、災害情報に関する活動等への協力を要請する。

3 前項の協力の依頼は、各免許人の自発的な協力を期待するものである。その協力に係る経費は、各免許人の負担とする。

4 乙は、平素から地域内のアマチュア無線の状況を把握し、各免許人に対し災害情報に関する活動等の要請ができるようアマチュア無線の防災ネットワークの構築に努める。

（協力実施）

第3条 乙は、災害情報に関する活動等を行ったときは、甲に報告するものとし、報告場所は福山市災害対策本部又は危機管理防災課とする。

（連絡先確認及び報告）

第4条 この協定の万全の実行を図るため、甲乙相互の連絡先、連絡責任者及び担当者を定めるものとし、甲は乙に対して市内各免許人の状況報告を求めることができる。

（補償）

第5条 甲は、乙の協力依頼に応じた各免許人が福山市市内での災害情報に関する活動等により負傷等した場合は福山市市民活動総合補償制度により補償する。

（協議）

第6条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方協議を行い定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期限は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、この協定は更新されたものとし、1年間延長し、その後においても同様とする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

2024年(令和6年)2月29日

甲 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 福山市今町2番7号
アマチュア無線福山
会長 森本 安彦

災害時における自動車輸送の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、福山市内に発生した地震、風水害、その他災害（以下「災害」という。）時等において、福山市（以下「甲」という。）が社団法人広島県トラック協会福山支部（以下「乙」という。）に自動車輸送の協力を要請する手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 福山市内に災害が発生し、甲は乙に協力を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話、FAXにより要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする車両数、車両の種類及び人員
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) その他必要となる事項

(協力の実施)

第3条 乙は前条による甲の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

(報告)

第4条 乙は前条に基づき協力した場合は、速やかに甲に文書により、次の事項を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話、FAXにより報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した車両数、車両の種類及び人員
- (2) 応援先、期間及び走行距離
- (3) 搬送物資の種類、数量等
- (4) その他必要となる事項

(経費の負担)

第5条 自動車輸送の協力を要した経費は、甲が負担する。

(連絡責任者)

第6条 第3条に掲げる要請に関する事項の伝達並びに、これに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲乙ともに連絡責任者をおくものとする。

(協議事項)

第7条 この協定の実施についての必要な事項、本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

1998年1月8日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
代表者 福山市長 三好 章

乙 福山市西町一丁目13番18号
社団法人広島県トラック協会福山支部
代表者 支部長 高橋 武三

※ 以下同様に次の機関と協定を締結

1998年1月8日

乙 福山市高西町真田字三ヶ村沖47
社団法人広島県トラック協会松永支部
代表者 支部長 渡辺 健

1998年5月20日

乙 福山市港町二丁目15番22-304号
赤帽広島県軽自動車運送協同組合
理事長 井上 武士

協定書に基づく様式

- 1 災害時における自動車輸送の協力要請書（第2条関係）
- 2 災害時における自動車輸送の実施報告書（第4条関係）
- 3 請求書（第5条関係）

災害時における自動車輸送の協力要請書

年 月 日
様
福山市長 (災害対策本部長)
災害時における自動車輸送の協力に関する協定書第2条に基づき、次のとおり要請します。
1 災害の状況及び応援を必要とする理由
2 応援を必要とする車両数、車両の種類及び人数
3 応援を必要とする場所
4 応援を必要とする期間及び活動内容
5 その他必要となる事項 連絡責任者の職・名前・電話番号・FAX

災害時における自動車輸送の実施報告書

年 月 日	
福山市長様 (災害対策本部長)	
(報告者) 住所 名前	印
災害時における自動車輸送の協力に関する協定書第4条に基づき、要請のあった事項について、次のとおり報告します。	
1 応援に従事した車両数、車両の種類及び人員	
2 応援先、期間及び走行距離	
3 搬送物資の種類、数量等	
5 その他必要となる事項 連絡責任者の職・名前・電話番号・FAX	

年 月 日

福山市長様
(災害対策本部長)

(請求者)

住所

氏名

印

請 求 書

年 月 日から 年 月 日まで、災害時における自動車輸送に関する協定書第5条に基づき、運搬業務に従事しましたので、次の金額を請求します。

請 求 金 額

円

(請求明細書は別紙のとおり)

災害時における海上輸送の協力に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と走島汽船有限会社（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害、その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、市民生活の早期安定を図るため応急生活物資、資機材等（以下「物資等」という。）の海上輸送手段の確保に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲が乙に協力を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、災害時における海上輸送の協力要請書（別記様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を必要とする理由
- (2) 協力を必要とする船舶数及び人数
- (3) 輸送期間及び寄港の場所
- (4) 輸送物資等の種類、数量
- (5) その他必要となる事項

（協力の実施）

第2条 乙は前条による甲の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

（報告）

第3条 乙は前条の規定に基づき協力した場合は、速やかに甲に災害時における海上輸送の実施報告書（別記様式第2号。以下「報告書」という。）により、次の事項を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した船舶数及び人数
- (2) 輸送の期間及び寄港の場所
- (3) 輸送物資等の種類、数量
- (4) その他必要となる事項

（経費の負担）

第4条 海上輸送の協力を要した経費は、その都度甲乙協議して決定し、甲が負担する。

（連絡責任者）

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の伝達並びに、これに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲乙ともに連絡責任者をおくものとする。

（協議事項）

第6条 この協定の実施についての必要事項、本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

2006年(平成18年)3月29日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽 田 皓

乙 福山市走島町54番地
走島汽船有限会社
取締役社長 高 橋 典 子

※ 以下同様に次の機関と協定を締結

2006年(平成18年)3月23日

乙 福山市内海町ハ236番地
田島漁業協同組合
組合長 兼 田 伯 男

2006年(平成18年)3月24日

乙 福山市内海町1102番地
横島漁業協同組合
組合長 渡 壁 金 治 郎

災害時における海上輸送の協力要請書

年 月 日
様
福 山 市 長 (災害対策本部長)
災害時における海上輸送の協力に関する協定書第 1 条に基づき、次のとおり要請します。
1 災害の状況及び協力を必要とする理由
2 協力を必要とする船舶数及び人数
3 輸送期間及び寄港場所 年 月 日～ 年 月 日 港～ 港 (時 分) ～ (時 分)
4 輸送物資等の種類、数量 物資等の種類 数 量
5 その他必要となる事項 連絡責任者の職名・名前 電話番号 FAX

災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定

福山市（以下「甲」という。）と福山通運株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の対応に資する取組に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市内で災害が発生し又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市内被災地に対する救援物資の緊急輸送体制の速やかな構築及び人材、資機材、施設等を活用した運営の協力について、甲が乙に要請する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で定めるものをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、乙に対し協力を要請することができるものとする。この場合において、乙は、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

2 甲が乙に対し要請する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所等への配送
- (2) 甲が指定する物資拠点施設から避難所等への物資配送
- (3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- (4) 乙が管理する施設の物資輸送拠点としての利用
- (5) 乙が管理する資機材の提供
- (6) 乙が管理する施設の緊急避難場所としての利用
- (7) 乙に所属する人員による物資輸送拠点運営等の協力
- (8) 乙に所属する人員による避難所等の運営支援
- (9) その他協議し合意した事項

3 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の物資輸送の継続に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 乙が物資輸送に使用する車両に対する緊急通行車両確認証明書及び災害対応従事車両証明書の速やかな発行
- (2) 罹災状況に係る情報の提供

（要請手続き）

第4条 前条に規定する要請は、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに本書を提出するものとする。

2 前項の規定により甲から乙に対して行う要請は、福山通運株式会社総務部総務課を代表窓口として手続きを行うものとする。

（事故等）

第5条 乙の提供した車両が、故障その他の理由により物資輸送等を中断したときは、乙は、速やかに代替の車両を手配し、その輸送を継続するよう努めるものとする。なお、車両の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

(報告)

第6条 乙は、協力業務を遂行したときは、次の事項を取りまとめ、後日、実績報告書(様式第2号)を甲に提出するものとする。

- (1) 協力内容
- (2) 協力した場所
- (3) 要請によって使用した車両、資機材等
- (4) 従事者数
- (5) その他必要となる事項

(経費の負担)

第7条 この協定に基づく物資輸送及び運営等に要した経費は、その都度甲乙協議して決定し、甲が負担する。

(庶務窓口)

第8条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては福山通運株式会社総務部総務課において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段について、相互に確認するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有する。

2022年(令和4年)7月26日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 福山市東深津町四丁目20番1号
福山通運株式会社
代表取締役社長 小丸 成洋

協力要請書

年 月 日
様
福 山 市 長 (災害対策本部長)
災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定書第 4 条に基づき、次のとおり要請します。
1 協力を要請する事由
2 協力を必要とする場所
3 協力を必要とする要請内容（第 3 条第 2 項） <input checked="" type="checkbox"/> をつける <input type="checkbox"/> （1）甲が管理する防災備蓄品の避難所等への配送 <input type="checkbox"/> （2）甲が指定する物資拠点施設から避難所等への物資配送 <input type="checkbox"/> （3）甲が指定する物資拠点施設の運営補助等 <input type="checkbox"/> （4）乙が管理する施設の物資輸送拠点としての利用 <input type="checkbox"/> （5）乙が管理する資機材の提供 <input type="checkbox"/> （6）乙が管理する施設の緊急避難場所としての利用 <input type="checkbox"/> （7）乙に所属する人員による物資輸送拠点運営等の協力 <input type="checkbox"/> （8）乙に所属する人員による避難所等の運営支援 <input type="checkbox"/> （9）その他協議し合意した事項 【
4 協力を必要とする人数（※施設ごと）
5 その他必要となる事項 連絡責任者の職名・名前 電話番号 FAX

実績報告書

	年 月 日
福山市長様 （災害対策本部長）	
（報告者） 住 所 名 前	
⑩	
災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定書第6条に基づき、要請のあった事項について、次のとおり報告します。	
1	協力内容 第3条第2項第 号
2	協力した場所
3	要請によって使用した車両、資機材等 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> 車両台数 <input type="checkbox"/> 資機材等の名称 <input type="checkbox"/> 資機材の数 <input type="checkbox"/> その他
4	従事者数（※施設ごと）
5	その他必要となる事項 連絡責任者の職名・名前 電話番号 F A X

災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定

福山市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社三次主管支店（以下「乙」という。）は、災害時の対応に資する取組に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市内で災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲に対する救援物資の緊急輸送体制の速やかな構築及び人材、資機材等を活用した運営の協力について、甲が乙に要請する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で定めるものをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、乙に対し協力を要請することができるものとする。この場合において、乙は、業務上の支障又はやむを得ない事由により協力することができないと乙が判断するときを除き、他の業務に優先して協力するものとする。

2 甲が乙に対し要請する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所等への配送
- (2) 甲が指定する物資拠点施設から避難所等への物資配送
- (3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- (4) 乙が管理する資機材の提供
- (5) 乙に所属する人員による物資輸送拠点運営等の協力
- (6) 乙に所属する人員による避難所等の運営支援
- (7) その他協議し合意した事項

3 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の物資輸送の継続に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 乙が物資輸送に使用する車両に対する緊急通行車両確認証明書及び災害対応従事車両証明書の速やかな発行
- (2) 罹災状況に係る情報の提供要請手続

(要請手続)

- 第4条 前条に規定する要請は、協力要請書(様式第1号)により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに本書を提出するものとする。
- 2 前項の規定により甲から乙に対して行う要請は、安全担当を代表窓口として手続を行うものとする。

(事故等)

- 第5条 乙の提供した車両が、故障その他の理由により物資輸送等を中断したときは、乙は、速やかに代替の車両を手配し、その輸送を継続するよう努めるものとする。
- 2 乙は、代替の車両が手配できない場合、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

(報告)

- 第6条 乙は、協力業務を遂行したときは、次の事項を取りまとめ、後日、実績報告書(様式第2号)を甲に提出するものとする。
- (1) 協力内容
 - (2) 協力した場所
 - (3) 要請によって使用した車両、資機材等
 - (4) 従事者数
 - (5) その他必要となる事項

(経費の負担)

- 第7条 この協定に基づく物資輸送及び運営等に要した経費は、その都度甲乙協議して決定し、甲が負担する。

(庶務窓口)

- 第8条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては、安全担当において処理するものとする。
- 2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者及び連絡手段について、相互に確認するものとする。

(協議)

- 第9条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有する。

2023年(令和5年)8月10日

甲 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 広島県三次市東酒屋町306-66
ヤマト運輸株式会社
三次主管支店長 高橋 克典

災害時における施設等の提供協力に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と、株式会社ベッセルが経営する福山ニューキャッスルホテル（以下「乙」という。）は、災害時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震又は風水害その他の災害により、本市域で鉄道などの公共交通機関が一晩中運行停止となった場合（以下「災害時」という。）において、帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、一時的に乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、甲乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第2条 乙は、次の表に掲げる乙が所有する施設を一時滞在施設として、帰宅困難者に提供するものとする。

所在地	広島県福山市三之丸町8番16号
施設名称	福山ニューキャッスルホテル
受入場所	ロビー及び宴会場

（協力内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

- (1) 帰宅困難者の受入れ
- (2) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設の一部を提供すること。
- (3) 帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時に帰宅困難者が一時滞在施設を使用する必要があると認めたときは、乙に対し、その旨を文書又は口頭で要請する。一時滞在施設の使用を終了するときも同様とする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、施設の安全を確認した上で、帰宅困難者に対し、一時滞在施設を提供するものとする。この場合、一時滞在施設の開設及び運営は、乙が行うものとする。ただし、乙から要請があった場合、甲は、乙と協力して対応を行うものとする。

- 2 帰宅困難者の受入れは、原則として一晩を経過した時点で終了するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、甲乙協議の上、受入期間の延長ができるものとする。
- 3 一時滞在施設を開設した場合、甲は、市民等に一時滞在施設の開設情報等の提供を行うものとする。

4 甲は、第2項の規定による帰宅困難者の受入れ終了後、なお施設から退去しない帰宅困難者がいるときは、乙と協力し退去させる措置を講じるものとする。

(使用料)

第6条 帰宅困難者がこの協定に定めるところにより、第2条の施設を一時滞在施設として使用する場合の使用料は、無料とする。

(原状復旧)

第7条 帰宅困難者が一時滞在施設を使用したことにより、当該施設又は付属施設に破損等(地震又は風水害その他の災害によるものを除く。)が生じた場合の復旧に要する費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(使用時の事故に係る責任)

第8条 乙は、一時滞在施設に帰宅困難者が滞在したことにより、事故が発生した場合、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結日の属する年度の末日をもって終了とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、文書をもって協定の終了の通知がない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第10条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市企画総務局総務部危機管理防災課、乙に合つては株式会社ベッセルにおいて処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定で定める連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2014年(平成26年)12月3日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽田 皓

乙 福山市三之丸町8番16号
株式会社 ベッセル
福山ニューキャッスルホテル
代表取締役 澁谷 誠

災害時における施設等の提供協力に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と、株式会社エム・シー福山（以下「乙」という。）は、災害時における施設等の提供協力に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震又は風水害その他の災害により、本市域で公共交通機関が運行停止となった場合等（以下「災害時」という。）において、帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）、災害等に対応する甲の職員（以下「甲の職員」という。）及び他県市町からの応援職員（以下「応援職員」という。）（以下これらを「帰宅困難者等」という。）に対し、一時的に乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、甲乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

（1）帰宅困難者等に対し、次の表に掲げる乙の施設を提供すること。ただし、客室にあっては、空室がある場合に限る。

所在地	広島県福山市東桜町1番41号
施設名称	ホテル1-2-3福山
受入場所	1F会議室又は共用部（帰宅困難者用）
	2F会議室（甲の職員用）
	客室（甲の職員用及び応援職員用。甲の職員用にあつては最大2室）

（2）帰宅困難者等に対し、水道水及びトイレを提供すること。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時に帰宅困難者等が乙の施設を使用する必要があると認めるときは、乙に対し、その旨を文書又は口頭で要請する。当該施設の使用を終了するときも同様とする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、施設の安全を確認した上で、帰宅困難者等に対し当該施設を提供するものとする。この場合、当該施設の開設及び運営は、乙が行うものとする。ただし、乙から要請があった場合、甲は、乙と協力して対応を行うものとする。

2 第2条の規定による帰宅困難者等の施設の利用は、帰宅困難者にあつては原則として一晩を経過した時点で終了するものとし、甲の職員にあつては原則として上限日程を1週間とする。ただし、帰宅困難者で、やむを得ない事情がある場合は、上限日程を1週間とし、甲乙協議の上、受入期間の延長ができるものとする。

3 帰宅困難者に対し、施設を開設した場合、甲は、市民等に当該施設の利用情報等の提供を行うものとする。

4 甲は、第2項の規定による上限日程を超えてなお施設から退去しない帰宅困難者がいるときは、乙と協力し退去させる措置を講じるものとする。

（使用料）

第5条 第2条の規定により施設を使用する場合の使用料は、帰宅困難者及び甲の職員にあっては無料とし、応援職員にあっては別途精算するものとする。

(原状復旧)

第6条 帰宅困難者等が施設を使用したことにより、当該施設又はその附属施設に破損等(地震又は風水害その他の災害によるものを除く。)が生じた場合の復旧に要する費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(使用に係る賠償責任)

第7条 帰宅困難者等が施設の滞在中に、乙の責めに帰すべき事由以外により、損害を生じた場合は、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結日の属する年度の末日をもって終了とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、文書をもって協定の終了の通知がない場合は、引き続き1年間更新するものとし以後も同様とする。

(庶務窓口)

第9条 この協定の庶務窓口は、甲にあっては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあっては株式会社エム・シー福山において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定で定める連絡先、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年(令和3年)6月10日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市東桜町1番41号
株式会社エム・シー福山 ホテル1-2-3福山
代表取締役 山本 攻一

災害時における施設の提供協力に関する協定

福山市（以下「甲」という。）と、株式会社 靱スコレ・コーポレーション（以下「乙」という。）は、災害時における施設の提供協力に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震又は風水害その他の災害時に、甲が乙の管理する施設の一部を、住民の緊急避難場所、避難所、他の自治体から派遣される応援職員等の滞在場所（以下「避難所等」という。）として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

所在地	福山市靱町靱136番地
施設名称	ホテル鷗風亭
受入場所	2F 大広間、コンベンションホール

所在地	福山市靱町靱421番地
施設名称	景勝館 漣亭
受入場所	別館2F 広間

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時に避難所等の施設を開設する必要があると認めるときは、乙に対しその旨を文書又は口頭で要請する。避難所等の使用を終了するときも同様とする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、施設の安全を確認した上で、避難所等を提供するものとする。この場合、避難所等の開設及び運営は、乙が行うものとする。ただし、乙から要請があった場合、甲は、乙と協力して対応を行うものとする。

（使用不可の通知）

第5条 乙は、施設が何らかの事情により避難所等として使用できない場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

（使用料）

第6条 この協定に定めるところにより、第2条の施設を一時滞在施設として使用する場合は、使用料は、無料とする。

（原状復旧）

第7条 施設の使用により、当該施設又はその附属施設に破損等（地震又は風水害その他の災害によるものを除く。）が生じた場合の復旧に要する費用の負担については、甲乙協議の上、

決定するものとする。

(使用に係る賠償責任)

第8条 施設使用者が、乙の責めに帰すべき事由以外により、損害を生じた場合は、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結日の属する年度の末日をもって終了とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、文書をもって協定の終了の通知がない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第10条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては株式会社 靱スコレ・コーポレーションにおいて処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定で定める連絡先、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2022年(令和4年)6月27日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 福山市靱町靱421番地
株式会社 靱スコレ・コーポレーション
ホテル鷗風亭、景勝館漣亭
代表取締役 村上 正高

災害時における施設等の提供協力に関する協定

福山市（以下「甲」という。）と、有限会社 TM・クロックワーク（以下「乙」という。）は、災害時における施設等の提供協力に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震又は風水害その他の災害時に、甲が乙の管理する施設の一部を、住民の緊急避難場所、避難所及び他の自治体から派遣される応援職員等の滞在場所（以下「避難所等」という。）として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

所在地	福山市鞆町鞆629番地
施設名称	汀邸 遠音近音
受入場所	1Fダイニング
	2F客室3室（ただし、空室の場合に限る。）

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時に避難所等の施設を開設する必要があると認めるときは、乙に対しその旨を文書または口頭で要請する。避難所等の使用を終了するときも同様とする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、施設の安全を確認した上で、避難所等を提供するものとする。この場合、避難所等の開設及び運営は、乙が行うものとする。ただし、乙から要請があった場合、甲は、乙と協力して対応を行うものとする。

（使用不可の通知）

第5条 乙は、施設が何らかの事情により避難所等として使用できない場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

（使用料）

第6条 この協定に定めるところにより、第2条の施設を一時滞在施設として使用する場合は、使用料は、無料とする。

（原状復旧）

第7条 施設の使用により、当該施設又はその附属施設に破損等（地震又は風水害その他の災害によるものを除く。）が生じた場合の復旧に要する費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(使用に係る賠償責任)

第8条 施設使用者が、乙の責めに帰すべき事由以外により、損害を生じた場合は、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結日の属する年度の末日をもって終了とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、文書をもって協定の終了の通知がない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第10条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては有限会社 TM・クロックワークにおいて処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定で定める連絡先、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2022年(令和4年)6月27日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 福山市鞆町後地501番地
有限会社 TM・クロックワーク
汀邸 遠音近音
代表取締役 村上 正高

災害時における自立型可動式ハウス提供に関する協定

福山市（以下「甲」という。）とトランスホームジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する災害が発生した場合、自立型可動式ハウスの提供に関し、次のとおり協定を締結する。

第 1 条（目的）

この協定は、福山市内において災害により市民生活に被害が及んだ場合又はそのおそれがある場合において、甲の要請に応じて、乙が取り扱う自立型可動式ハウスを緊急避難場所、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅、簡易医療施設及び医療従事者の休憩所として提供することにより、市民の安全確保を目的とする。

第 2 条（協力の要請及び内容）

甲は、災害が発生した場合において緊急の必要があるときは、災害救助法の適用を踏まえ、乙に自立型可動式ハウスの提供を要請することができる。

- 1 前項の規定により甲が乙に要請する事項は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 自立型可動式ハウスの提供に関すること
 - (2) 自立型可動式ハウスの運搬、設置及び撤去に関すること
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
- 2 前項の規定による自立型可動式ハウスは、移動時のハウス自体のサイズが JIS Z 1614 で、道路運送車両法等の法令で定められた車両とし、適法に公道を移動できるものとなっており移動時はシャーシ（車台）ごと牽引することができるものとする。

第 3 条（要請手続）

甲は、乙による協力の必要を認めるときは、自立型可動式ハウス提供要請書（様式第 1 号）により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭、電話等により要請し、事後速やかに要請書を交付するものとする。

第 4 条（組織、体制）

- 1 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、役割分担表・緊急連絡網等により、必要な人員、資機材等を確保するとともに、速やかに甲の応急活動に協力するものとする。
- 2 前項の規定により活動する乙の職員は、甲の指示により応急活動に従事するものとする。

第5条（費用の負担）

1 乙が自立型可動式ハウスを提供に要する次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 自立型可動式ハウスの提供に関する経費
- (2) 自立型可動式ハウスの運搬、設置及び撤去に関する経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、自立型可動式ハウスの提供に要した関係経費

2 前項の費用の算定については、甲・乙協議の上、決定するものとする。

第6条（報告）

乙は、自立型可動式ハウスを提供したときは、自立型可動式ハウス提供報告書（様式第2号）を提出するものとする。

第7条（防災訓練への参加）

乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練等に参加するものとする。

第8条（有効期間）

この協定の有効期間は、本協定締結の日から2023年（令和5年）3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、この協定は更新されたものとし、1年間延長し、以後も同様とする。

第9条（疑義の決定）

この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、相互が協議してこれを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が押印の上、それぞれ各1通を保有する。

2023年（令和5年）2月 8日

広島県福山市東桜町3番5号
甲 福山市
福山市長 枝広 直幹

広島県福山市神辺町上竹田1668-1番地
乙 トランスホームジャパン株式会社
代表取締役社長 迫田 芳正

様式第1号（第3条関係）

年（ 年） 月 日

トランスホームジャパン株式会社
代表取締役社長 迫田 芳正 様

福 山 市 長

自立型可動式ハウス提供要請書

災害発生により、次のとおり要請します。

1	災害発生日時 年 月 日（ ） 時 分
2	災害の状況及び要請理由
3	必要とする自立型可動式ハウス及び数量
4	設置場所等
5	備考 [連絡担当 氏名・電話・FAX]

年（ 年） 月 日

福 山 市 長 様

トランスホームジャパン株式会社
代表取締役社長 迫田 芳正

自立型可動式ハウス提供報告書

次のとおり、報告します。

1 災害の名称
2 提供した自立型可動式ハウス及び数量
3 設置場所及び提供期間
4 活動人員
5 備考

[連絡担当 氏名・電話・FAX]

災害時における自立型可動式ハウス提供に関する協定

福山市（以下「甲」という。）と株式会社マリンカンパニー（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する災害が発生した場合、自立型可動式ハウスの提供に関し、次のとおり協定を締結する。

第 1 条（目的）

この協定は、福山市内において災害により市民生活に被害が及んだ場合又はそのおそれがある場合において、甲の要請に応じて、乙が取り扱う自立型可動式ハウスを緊急避難場所、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅、簡易医療施設、及び医療従事者の休憩所として提供することにより、市内の住民等の安全確保を目的とする。

第 2 条（協力の要請及び内容）

甲は、災害が発生した場合において緊急の必要があるときは、災害救助法の適用を踏まえ、乙に自立型可動式ハウスの提供を要請することができる。

- 1 前項の規定により甲が乙に要請する事項は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 自立型可動式ハウスの提供に関する事
 - (2) 自立型可動式ハウスの運搬、設置及び撤去に関する事
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
- 2 前項の規定による自立型可動式ハウスは、移動時のハウス自体のサイズが JIS Z 1614 で、道路運送車両法等の法令で定められた車両とし、適法に公道を移動できるものとなっており移動時はシャーシ（車台）ごと牽引することができるものとする。

第 3 条（要請手続）

甲は、乙による協力の必要を認めるときは、自立型可動式ハウス提供要請書（様式第 1 号）により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭、電話等により要請し、事後速やかに要請書を交付するものとする。

第 4 条（組織、体制）

- 1 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、役割分担表・緊急連絡網等により、必要な人員、資機材等を確保するとともに、速やかに甲の応急活動に協力するものとする。
- 2 前項の規定により活動する乙の職員は、甲の指示により応急活動に従事するものとする。

第5条（費用の負担）

1 乙が自立型可動式ハウスを提供に要する次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 自立型可動式ハウスの提供に関する経費
- (2) 自立型可動式ハウスの運搬、設置及び撤去に関する経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、自立型可動式ハウスの提供に要した関係経費

2 前項の費用の算定については、甲・乙協議の上、決定するものとする。

第6条（報告）

乙は、自立型可動式ハウスを提供したときは、自立型可動式ハウス提供報告書（様式第2号）を提出するものとする。

第7条（防災訓練への参加）

乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練等に参加するものとする。

第8条（有効期間）

この協定の有効期間は、協定の日から2023年（令和5年）3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、この協定は更新されたものとし、1年間延長し、以後も同様とする。

第9条（疑義の決定）

この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、相互が協議してこれを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が押印の上、それぞれ各1通を保有する。

2023年（令和5年）2月 8日

広島県福山市東桜町3番5号
甲 福山市
福山市長 枝広 直幹

広島県福山市鞆町後地651番地
乙 株式会社マリンカンパニー
代表取締役社長 阿藻 好子

様式第1号（第3条関係）

年（ 年） 月 日

株式会社マリンカンパニー
代表取締役社長 阿藻 好子 様

福 山 市 長

自立型可動式ハウス提供要請書

災害発生により、次のとおり要請します。

1 災害発生日時 年 月 日（ ） 時 分
2 災害の状況及び要請理由
3 必要とする自立型可動式ハウス及び数量
4 設置場所等
5 備考 [連絡担当 氏名・電話・FAX]

年（ 年） 月 日

福 山 市 長 様

株式会社マリンカンパニー
代表取締役社長 阿藻 好子

自立型可動式ハウス提供報告書

次のとおり、報告します。

1 災害の名称
2 提供した自立型可動式ハウス及び数量
3 設置場所及び提供期間
4 活動人員
5 備考

[連絡担当 氏名・電話・FAX]

災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定

福山市(以下「甲」という。)と株式会社デベロップ(以下「乙」という。)は、災害時における移動式宿泊施設等の提供について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し又は発生するおそれがある場合に甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 災害が発生した場合において、甲から要請があったときは、乙は特段の理由がない限り、保有又は管理する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力を行うものとする。
2 移動式宿泊施設等の運営は、甲が主体となって行うものとし、乙は、可能な限り甲に協力するものとする。

(要請手続)

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、移動式宿泊施設等の提供要請書(様式 第3条関係)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、FAX、電子メール等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(移動式宿泊施設等の引渡し)

第4条 移動式宿泊施設等は、甲が指定する場所へ乙が搬入し、甲の派遣した職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(移動式宿泊施設等の返却)

第5条 甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返還するものとする。

(費用負担及び支払)

第6条 甲は、移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、移動式宿泊施設等の維持、管理費用等を勘案した上で、甲と乙とが協議し、算出した額とする。

2 甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(移動式宿泊施設等の破損等の対応)

第7条 災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲と乙の協議により、決定した復旧費用を甲が負担するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、この協定は更新されたものとし、1年間延長し、その後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名の上、それぞれ各1通を保有する。

2023年(令和5年)3月30日

甲 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 千葉県市川市市川一丁目4番10号市川ビル8階
株式会社デベロップ
代表取締役 岡村 健史

災害時における施設等の提供協力に関する協定

福山市（以下「甲」という。）と、株式会社シーケンス（以下「乙」という。）は、災害時における施設等の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部を、住民の緊急避難場所、避難所及び他の自治体から派遣される応援職員等の滞り場所（以下「緊急避難場所等」という。）として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において施設を確保する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。この場合において、乙は、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

2 甲が乙に対し要請する事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 乙が管理する施設の緊急避難場所等としての利用

所在地・名称	福山市神辺町旭丘47番地2 (株式会社シーケンス板金工場)
受入場所	2階食堂 (90㎡)
	板金工場1階組立棟、検査棟、西棟 (638㎡)

(2) 乙に所属する人員による緊急避難場所等の運営支援

(3) 乙が所有する太陽光発電を活用した電力の使用

(4) その他協議し合意した事項

（要請手続）

第3条 甲は、災害時に緊急避難場所等の施設を開設する必要があると認めるときは、乙に対しその旨を文書または口頭で要請する。緊急避難場所等の使用を終了するときも同様とする。

（使用料）

第4条 甲が、この協定に定めるところにより第2条第2項第1号の施設を緊急避難場所等として使用する場合の使用料は無料とする。

(電気料金の負担)

第5条 太陽光で発電した電力の使用に係る電気料については、無料とする。ただし、太陽光で発電した電力を上回る電気料の使用については、上回った部分を甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

(代金の支払)

第6条 甲は、乙から前条第1項に規定する費用の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(原状復旧)

第7条 甲又は住民等が、本協定の規定により第2条第2項第1号の施設を緊急避難場所等として使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(使用時の事故に係る責任)

第8条 乙は、第2条第2項第1号の施設を住民等が使用した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(連絡先確認及び報告)

第9条 この協定の万全の実行を図るため、甲乙相互の連絡先、連絡責任者及び担当者を定めるものとし、変更があれば、都度報告を求めることができる。

(平常時の連携)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、この協定は更新されたものとし、1年間延長し、その後においても同様とする。

この協定の成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

2024年(令和6年)2月2日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 福山市神辺町旭丘6番地5
株式会社シーケンス
代表取締役 小幡 武司

災害時における施設等の提供協力に関する協定

福山市（以下「甲」という。）と高山産業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における施設等の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部を、住民による施設利用及び他の自治体から派遣される応援職員等の滞在場所（以下「緊急避難場所等」という。）として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において施設を確保する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。この場合において、乙は、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。なお、費用は乙にて負担するものとする。

2 甲が乙に対し要請できる事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 乙が管理する施設の緊急避難場所等としての利用

所在地・名称	福山市大門町五丁目6番41号 (高山産業株式会社 福山支店)
受入場所	1階 大会議室・小会議室・ホール (66.5 m ²) 2階 事務所・応接室・廊下 (112 m ²)

(2) 乙に所属する人員による緊急避難場所等の運営支援

(3) 乙が所有するガスエネルギー（LPG）の使用

(4) 乙が所有する非常用発電機より供給可能な電気の使用

(5) 乙が所有するウォーターサーバーの飲料水の使用

(6) その他協議し合意した事項

（要請手続）

第3条 甲は、災害時に緊急避難場所等の施設を開設する必要があると認めたときは、乙に対しその旨を文書または口頭で要請する。緊急避難場所等の使用を終了するときも同様とする。

(原状復旧)

第4条 甲又は住民等が、本協定の規定により第2条第2項第1号の施設を緊急避難場所等として使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(連絡先確認及び報告)

第5条 この協定の万全の実行を図るため、甲乙相互の連絡先、連絡責任者及び担当者を定めるものとし、変更があれば、都度報告を求めることができる。

(平常時の連携)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、この協定は更新されたものとし、1年間延長し、その後においても同様とする。

この協定の成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

2024年(令和6年)2月29日

甲 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 岡山県岡山市北区清輝橋一丁目8番21号
高山産業株式会社
代表取締役 高山 眞司

災害時における自立型可動式ハウス提供に関する協定

福山市（以下「甲」という。）と株式会社遊の会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合、自立型可動式ハウスの提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市内において災害により市民生活に被害が及んだ場合又はそのおそれがある場合において、甲の要請に応じて、乙が取り扱う自立型可動式ハウスを緊急避難場所、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅、簡易医療施設及び医療従事者の休憩所として提供することにより、市内の住民等の安全確保を目的とする。

（協力の要請及び内容）

第2条 甲は、災害が発生した場合において緊急の必要があるときは、災害救助法の適用を踏まえ、乙に自立型可動式ハウスの提供を要請することができる。

2 前項の規定により甲が乙に要請する事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 自立型可動式ハウスの提供に関すること
- (2) 自立型可動式ハウスの運搬、設置及び撤去に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

3 前項の規定による自立型可動式ハウスは、移動時のハウス自体のサイズが JIS Z 1614 で、道路運送車両法等の法令で定められた車両とし、適法に公道を移動できるものとなっており移動時はシャーシ（車台）ごと牽引することができるものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、乙による協力の必要を認めるときは、自立型可動式ハウス提供要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭、電話等により要請し、事後速やかに要請書を交付するものとする。

（組織、体制）

第4条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、役割分担表・緊急連絡網等により、必要な人員、資機材等を確保するとともに、速やかに甲の応急活動に協力するものとする。

2 前項の規定により活動する乙の職員は、甲の指示により応急活動に従事するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が自立型可動式ハウスの提供に要する次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 自立型可動式ハウスの提供に関する経費
- (2) 自立型可動式ハウスの運搬、設置及び撤去に関する経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、自立型可動式ハウスの提供に要した関係経費

2 前項の費用の算定については、甲・乙協議の上、決定するものとする。

(報告)

第6条 乙は、自立型可動式ハウスを提供したときは、自立型可動式ハウス提供報告書(様式第2号)を提出するものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練等に参加するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2025年(令和7年)3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、この協定は更新されたものとし、1年間延長し、以後も同様とする。

(疑義の決定)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、相互が協議してこれを定めるものとする。

この協定の成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

2024年(令和6年)2月29日

甲 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 広島県福山市久松台二丁目5番8号
株式会社遊の会
代表取締役 青山 寿彦

災害時における自立型可動式ハウス提供に関する協定

福山市（以下「甲」という。）と山下産業株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合、自立型可動式ハウスの提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市内において災害により市民生活に被害が及んだ場合又はそのおそれがある場合において、甲の要請に応じて、乙が取り扱う自立型可動式ハウスを緊急避難場所、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅、簡易医療施設及び医療従事者の休憩所として提供することにより、市内の住民等の安全確保を目的とする。

（協力の要請及び内容）

第2条 甲は、災害が発生した場合において緊急の必要があるときは、災害救助法の適用を踏まえ、乙に自立型可動式ハウスの提供を要請することができる。

2 前項の規定により甲が乙に要請する事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 自立型可動式ハウスの提供に関すること
- (2) 自立型可動式ハウスの運搬、設置及び撤去に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

3 前項の規定による自立型可動式ハウスは、移動時のハウス自体のサイズが JIS Z 1614 で、道路運送車両法等の法令で定められた車両とし、適法に公道を移動できるものとなっており移動時はシャーシ（車台）ごと牽引することができるものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、乙による協力の必要を認めるときは、自立型可動式ハウス提供要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭、電話等により要請し、事後速やかに要請書を交付するものとする。

（組織、体制）

第4条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、役割分担表・緊急連絡網等により、必要な人員、資機材等を確保するとともに、速やかに甲の応急活動に協力するものとする。

2 前項の規定により活動する乙の職員は、甲の指示により応急活動に従事するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が自立型可動式ハウスの提供に要する次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 自立型可動式ハウスの提供に関する経費
- (2) 自立型可動式ハウスの運搬、設置及び撤去に関する経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、自立型可動式ハウスの提供に要した関係経費

2 前項の費用の算定については、甲・乙協議の上、決定するものとする。

(報告)

第6条 乙は、自立型可動式ハウスを提供したときは、自立型可動式ハウス提供報告書(様式第2号)を提出するものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練等に参加するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2025年(令和7年)3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、この協定は更新されたものとし、1年間延長し、以後も同様とする。

(疑義の決定)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、相互が協議してこれを定めるものとする。

この協定の成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

2024年(令和6年)2月29日

甲 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 広島県福山市入船町二丁目8番1号
山下産業株式会社
代表取締役 甲斐 聖章

様式第1号（第3条関係）

年（ 年） 月 日

山下産業株式会社
代表取締役 甲斐 聖章 様

福 山 市 長

自立型可動式ハウス提供要請書

災害発生により、次のとおり要請します。

1 災害発生日時 年 月 日（ ） 時 分
2 災害の状況及び要請理由
3 必要とする自立型可動式ハウス及び数量
4 設置場所等
5 備考 [連絡担当 氏名・電話・FAX]

年（ 年） 月 日

福 山 市 長 様

山下産業株式会社
代表取締役 甲斐 聖章

自立型可動式ハウス提供報告書

次のとおり、報告します。

1 災害の名称
2 提供した自立型可動式ハウス及び数量
3 設置場所及び提供期間
4 活動人員
5 備考

[連絡担当 氏名・電話・FAX]

災害時における福山市内郵便局、福山市間の相互協力に関する覚書

福山市内郵便局代表者福山郵便局長（以下「甲」という。）及び福山市長（以下「乙」という。）は、福山市内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、福山市及び福山市内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、福山市内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。ただし、福山市内の状況に応じ迅速に対応する必要があるときは、福山市長及び福山市を管轄する集配郵便局長が相互に協力を要請することができる。

- 1 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱及び援護対策
- 2 甲が管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての使用
- 3 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の使用
- 4 郵便局又は福山市が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- 5 甲は、必要に応じ避難場所に臨時に郵便差出箱を設置
- 6 その他前各号に定めのない事項で協力できる事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

- 2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議し、負担すべき額を決定する。

（災害情報等連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 福山市内の郵便局は、福山市若しくは各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては福山郵便局副局長、乙においては福山市総務部総務課長とする。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

1997年(平成9年)5月30日

甲 福山市内郵便局 代表者
福山郵便局長 戸井真五

乙 福山市
福山市長 三好章

芦田川河口堰放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書

国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所長（以下「甲」という。）と、福山市長（以下「乙」という。）は、乙が福山市箕島地区及び水呑町竹ヶ端地区の住民に対して、甲所管の放流警備設備（以下「警備設備」という。）により、災害情報等の伝達を要請することに関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定書は、洪水、高潮及び津波被害等の発生が予想される場合に、乙が住民に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲が自らの警報設備を利用し、支援を行うことを目的とするものである。

（伝達する情報の内容）

第2条 甲が乙に代わって住民に伝達提供する情報の内容は、芦田川における乙が自か実施する災害情報伝達及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等の伝達提供とする。

（費用負担）

第3条 費用負担については、原則次のとおりとする。

- (1) 洪水時、高潮時及び津波時に乙が行う住民等への緊急情報の伝達提供にあたり、乙を支援することを目的とすることに鑑み、伝達に係わる費用は甲の負担とする。
- (2) 伝達に関わり乙が情報の受信等を図る場合等、乙が必要とする新たな通信回線に関する工事及びその回線使用料等の費用について、乙の負担とする。

（伝達方法）

第4条 乙が住民に情報伝達するために、甲へ支援の要請を求めることができる施設及び伝達方法は次のとおりとする。

- (1) 甲が設置している放流警報設備を用いた音声放送及びサイレン放送
- 2 上記設備にて伝達する内容及び伝達の手法は、甲及び乙にて事前に調整するものとする。

（警報設備の配置）

第5条 警報設備の配置は別図—1のとおりとし、所在は別表—1に示すとおりとする。

（警備設備利用の制限）

第6条 甲が堰放流などにより警報設備を使用しているときは、乙は警報設備を利用した伝達提供はできない。

- 2 乙は、原則として芦田川が洪水時、高潮時及び津波時の場合以外には、警備設備を使用できない。

（情報伝達の責任）

第7条 乙の要請により甲が実施する警報設備を使用した情報伝達提供は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

- 2 この協定に基く警報設備等の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

(疑義の解決)

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

(有効期限)

第9条 本協定書は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示が無い場合は、継続されるものとする。

(その他)

第10条 乙は、協定書の趣旨を踏まえた内容を地域住民へ事前に周知するものとする。

(実施要領)

第11条 本協定の実施のため、必要な手続きについては、甲と乙が協議のうえ、実施要領を別途定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年(2005年)10月25日

甲 国土交通省中国地方整備局
福山河川国道事務所

齋藤 実

乙 福山市長

羽田 皓

災害時における連絡及び協力体制に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社福山ネットワークセンター（以下「乙」という。）とは、福山市内で発生した災害時の連絡及び協力体制の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福山市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）に甲と乙とが相互に連絡及び協力体制を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 甲と乙とは、災害発生時等に連絡体制が円滑に行われるよう、あらかじめ相互に連絡責任者を決めておくこと。

2 乙が社内の警戒体制もしくは非常災害体制に入った時点、及び解除になった時点で甲へ連絡する。

3 相互の連絡は、電話又はFAXにより行うものとし、その費用については、甲及び乙それぞれが負担するものとする。

（連絡内容）

第3条 乙は甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとし、必要に応じ相互に連絡をとり、市全域の停電状況等の把握に努めるものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

（協力体制）

第4条 甲と乙とは、次に掲げる内容に対して適宜相互に協力するものとする。

- (1) 被害・復旧状況の情報提供
- (2) 停電等被害状況に関する広報
- (3) 公共施設等（避難所含む。）への掲示物等（被害情報等）の設置場所の提供
- (4) 住民からの問い合わせ対応

（連携）

第5条 甲は、乙からの土砂崩れ、倒木、除雪等による道路復旧の要請事項に関して、連携をとり対応するものとする。

(要員派遣)

第6条 乙は、大規模災害が発生した場合、第4条の協力及び前条の対応を円滑に行うため、甲から要請された場合又は乙において派遣すべきと判断した場合は、甲へ要員を派遣するものとする。

(防災訓練)

第7条 甲と乙とは、災害発生時等に相互に連絡及び協力体制を確保し、災害対応を円滑に行うため、甲又は乙が実施する防災訓練に可能な限り参加するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項は、必要に応じて甲・乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、甲・乙協議の上、特別の定めをする場合を除きその効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

2020年(令和2年)4月1日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
代表者 福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市沖野上町1丁目7番28号
中国電力ネットワーク株式会社
福山ネットワークセンター
代表者 所長 安武 弘志

災害時における連絡及び協力体制に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と福山瓦斯株式会社（以下「乙」という。）とは、福山市内において災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の連絡及び協力体制の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福山市地域防災計画（基本編）2010年度（平成22年度）修正（第2章 第4節 8 相互応援協力関係及び災害応急対策実施のための協定等の締結）に基づき、災害発生時等に甲と乙とが相互に連絡及び協力体制を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 甲と乙とは、災害発生時等に連絡が円滑に行われるよう、あらかじめ相互に連絡責任者を定めておくものとする。

2 乙は、社内の警戒体制もしくは非常災害体制に入ったこと、または、解除になったことについて、甲に連絡する。

3 相互の連絡は、電話又はFAXにより行うものとし、その費用については、甲及び乙それぞれが負担するものとする。

（連絡内容）

第3条 乙は甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとし、必要に応じ相互に連絡をとりガスの供給状況等の把握に努めるものとする。

- (1) ガス導管等の損傷発生時刻
- (2) ガス導管等の損傷被害発生地域
- (3) ガス導管等の供給停止地域
- (4) ガス導管等の復旧見込み
- (5) ガス導管等の損傷原因
- (6) ガス導管等の復旧時刻

（協力体制）

第4条 甲と乙とは、次に掲げる内容に対して適宜相互に協力するものとする。

- (1) ガス導管等の被害状況の情報提供
- (2) ガス導管等の被害状況に関する広報
- (3) 公共施設等（避難所含む。）への掲示物等（被害情報等）の設置場所の提供
- (4) 住民からの問い合わせ対応

（連携）

第5条 甲は、乙からの土砂崩れ、倒木等による道路復旧の要請事項に関して、連携をとり対応するものとする。

(防災訓練)

第6条 甲と乙とは、災害発生時等に相互に連絡及び協力体制を確保し、災害対応を円滑に行うため、甲又は乙が実施する防災訓練に可能な限り参加するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項は、必要に応じて甲・乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

2011年(平成23年)1月27日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
代表者 福山市長 羽田 皓

乙 福山市南手城町二丁目26番1号
福山瓦斯株式会社
代表者 代表取締役社長 松本 茂太郎

災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と福山市長(以下「乙」という。)は、福山市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、福山市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(現地情報連絡員の派遣)

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、福山市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(平常時の連携)

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年 7月19日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 福田 功

乙 福山市 福山市長 羽田 皓

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）、福山三菱自動車販売株式会社（以下「乙1」という。）、備南三菱自動車販売株式会社（以下「乙2」という。以下両販売会社を併せて「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福山市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両等の災害の発生時における有用性を広く市民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 この協定で「電動車両等」とは、次に掲げるものをいう。

- （1）電気自動車
- （2）プラグインハイブリッド車
- （3）前2号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類、数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責事由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、乙又は丙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 乙又は、丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、福山市内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第13条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(連絡責任者)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3号)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第13条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第14条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力を要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を4通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

2020年(令和2年) 2月5日

甲 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 1 広島県福山市瀬戸町山北 1 3 0 - 2
福山三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 旗手 賢二

乙 2 広島県福山市曙町 4 丁目 3 番 1 1 号
備南三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 旗手 賢二

丙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役 CEO 加藤 隆雄

(様式 1 号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与要請書

会社名	
代表	様

福 山 市 長

災害時における電動車両等の支援に関する福山市と福山三菱自動車販売株式会社、備南三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社との協定第 3 条第 2 項の規定に基づき、次の通り要請します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
口頭・電話等による要請日時	年 月 日 時 分
貸与要請理由	
電動車両等の種類・規格・数量	種類 規格 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

(写し送付先)

三菱自動車工業株式会社 管理本部長

(様式 2 号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与報告書

福 山 市 長 様

会社名 代表

災害時における電動車両等の支援に関する福山市と福山三菱自動車販売株式会社、備南三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社との協定第 4 条第 2 項の規定に基づき、次の通り報告します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
電動車両等の種類・規格・数量	種類 規格 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

(写し送付先)

三菱自動車工業株式会社 管理本部長

(様式 3 号)

年 月 日

連絡担当部署報告書

団体・会社名
福山市

災害時における電動車両等の支援に関する福山市と福山三菱自動車販売株式会社、備南三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社との協定第 1 2 条の規定に基づき、次の通り報告します。

(年 月 日現在)

第一順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第二順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第三順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	

※電話番号については緊急時にも繋がるものが望ま

(写し送付先)

三菱自動車工業株式会社 管理本部長

(様式 3 号)

年 月 日

連絡担当部署報告書

団体・会社名
三菱自動車工業株式会社

災害時における電動車両等の支援に関する福山市と福山三菱自動車販売株式会社、備南三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社との協定第 1 2 条の規定に基づき、次の通り報告します。

(年 月 日現在)

第一順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第二順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第三順位 部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	

災害時における外部給電可能車両等の支援に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と広島トヨタ自動車株式会社、広島トヨペット株式会社、トヨタカローラ広島株式会社、ネッツトヨタ広島株式会社、ネッツトヨタ中国株式会社、株式会社トヨタレンタリース広島（以下「乙」という。）並びにトヨタモビリティパーツ株式会社広島支社（以下、「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福山市内において災害が発生した場合に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、外部給電可能な車両等の貸与について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- （1）燃料電池自動車
- （2）電気自動車
- （3）プラグイン・ハイブリッド自動車
- （4）ハイブリッド自動車
- （5）前各号に掲げるもののほか、車両からの外部給電に必要な機器

（協力の要請と協力内容）

第3条 丙は、乙の窓口及び取りまとめ役を務める。甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、丙に対し書面（様式第2号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、丙に対し電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により要請があったときは、災害の危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、甲に保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。
- 3 乙は、災害による停電の発生時に甲からの要請がない場合でも、乙又は丙の販売店等において、近隣住民への給電協力を努めるものとする（携帯の充電等へのニーズへの対応）。
- 4 丙は、甲の要請する車両台数に対して、乙の提供できる車両台数が不足する場合、本協定を締結していない県内トヨタ販売や、トヨタ自動車に対して協力を要請し、甲の要請に応えるよう努める。

（外部給電可能な車両の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙が車両運搬不可能な場合、甲乙両方で協議し、引渡しの方法を調整する。

（貸与期間）

第5条 外部給電可能な車両の貸与期間は、車両の引渡しから1週間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(報告)

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引き渡した場合は、甲に対し速やかに書面(様式第3号)を提出するものとする。

(外部給電可能な車両の返却)

第7条 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び場所については、甲及び乙が協議の上、決定する。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が行った外部給電可能な車両の貸与期間中の電気代、燃料代その他消耗品等に係る費用については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申出があった場合には、この限りではない。

2 前項の費用は、発災直前における適正価格を基礎として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、乙から前条第1項に規定する費用の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第10条 要請に基づき貸与された外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由があるものが、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、第11条の規定による。

(車両保険の扱い)

第11条 乙は、外部給電可能な車両の貸与に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意若しくは重過失によって保険の適用を受けるに至った場合又は保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(使用上の留意事項)

第12条 甲は、要請により貸与を受けた外部給電可能な車両を次のとおり使用するものとする。

(1) 使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。

(2) 原則として、福山市内で使用する。

(3) 外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第14条第3項の規定により、乙に速やかに報告する。

(連絡責任者)

第13条 甲及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め書面(様式第1号)、により互いに報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第14条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。
2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。
3 甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるに当たり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議する。

(訓練等)

第15条 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。
2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙及び丙の負担とする。

(普及・周知活動)

第16条 甲、乙及び丙は、市民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及や、災害時の車中泊の周知について、協力して取り組む。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲乙丙がそれぞれ押印の上、各1通を保有するものとする。

2020年（令和2年）9月4日

甲 : 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 : 広島県広島市中区広瀬北町2番24号
広島トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 藤井 一裕

広島県広島市西区観音町7番8号
広島トヨペット株式会社
代表取締役社長 古谷 英明

広島県広島市西区庚午中1丁目18番13号
トヨタカローラ広島株式会社
代表取締役社長 本多 功樹

広島県広島市西区南観音5丁目16番7号
ネットトヨタ広島株式会社
代表取締役社長 奥原 賢次郎

広島県広島市西区庚午中1丁目18番13号
ネットトヨタ中国株式会社
代表取締役社長 槇本 良二

広島県広島市中区白鳥北町11番14号
株式会社トヨタレンタリース広島
代表取締役会長 卜部 典昌

丙 : 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜5丁目3番37号
トヨタモビリティパーツ株式会社
広島支社支社長 平野 雅則

年 月 日

外部給電可能な車両の提供協力要請書

様

福山市長

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」
第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する理由

--

2 要請内容

(1) 外部給電場所及び車両等の情報

	受渡希望場所 (施設名・住所)	外部給電予定場所 (施設名・住所)	提供期間	台数 (台)	使用自治体担当者 (連絡先・職氏名)
1			自: 月 日 至: 月 日		
2			自: 月 日 至: 月 日		
3			自: 月 日 至: 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

(2) その他特記事項

--

3 要請に係る連絡先担当者

所属名	
職氏名	
連絡先	

外部給電可能な車両の提供協力受書

福山市長 様

会社名
代表者名

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、車両を提供しましたので、第6条の定めにより、下記のとおり報告します。

記

1 外部給電可能な車両の提供実施内容

	提供実施日	提供場所 (施設名・住所)	提供期間	車種	台数 (台)
1	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
2	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
3	月 日		自: 月 日 至: 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

2 報告に係る連絡先担当者

会社名	
職氏名	
連絡先	

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定

福山市（以下「甲」という。）と広島県行政書士会（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害等の自然災害その他の大規模災害又は大規模な火災若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害が発生したとき（以下「災害時」という。）において、乙が市民（福山市内に居住する者を含む。）への被災者支援として実施する行政書士業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において乙が実施する支援可能な行政書士業務の範囲（以下「支援業務」という。）について、必要な事項を定める。

（業務の範囲）

第2条 乙が実施する支援業務の範囲は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に掲げられた業務とする。

（支援業務の要請）

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条に規定する支援業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第4条 乙は、前条第1項の規定による支援の要請を受けたときは、要請された支援内容が行政書士業務として適格であることを確認した上で、速やかに要請内容による支援業務を実施するため、甲の要請場所に会員を派遣する等の措置を行うものとする。

2 乙は、前項の措置を行うときは、その内容を甲に通知するものとする。

（連絡調整）

第5条 甲及び乙は、前条の支援を行うための連絡体制を整え、被災者への支援に支障のないよう連絡調整に努めるものとする。

2 乙は、支援業務の実施に当たり、広島県行政書士会各支部に対して必要な調整を行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、第4条の規定により第2条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに、支援業務の状況について書面で報告を行うものとする。

（費用負担）

第7条 第4条の規定による行政書士の派遣に要する費用その他の支援の実施に要する費用は、乙の負担とする。

2 第4条の規定による支援業務以外の第2条に掲げる業務のうち、行政書士法第1条の2及び第1条の3第1号及び第2号に掲げる業務に係る費用は、相談者（業務上の依頼者）の負担とする。

（損害への対応）

第8条 この協定に基づく支援業務を行う際、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2025年（令和7年）3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲乙双方又はいずれか一方から意思表示がないときは、当該有効期間を更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めがない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定成立により、本協定書2通を作成し甲乙署名の上、各1通を保管する。

2024年（令和6年）4月3日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ10階
広島県行政書士会
会長 原田 誠

様式（第3条関係）

年（ 年） 月 日

災害時支援要請書

広島県行政書士会会長様

福山市長

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書第3条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

要請担当者 名前・電話	課名 職名 名前 電話
電話・ファクシミリ 等要請日時	年（ 年） 月 日（ ）
要請内容	
場 所	
期 間	年（ 年） 月 日（ ）から 年（ 年） 月 日（ ）まで
備 考	

【参照】 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書（抄）

（支援業務の要請）

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条に規定する支援業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

2 危険区域の現況

(1) 砂防指定地

※ 砂防指定地の区域は、指定された年の住所表記であり、現在の住所と異なる区域があります。
指定区域の確認方法は港湾河川課へ。

港湾河川課(2024年(令和6年)4月1日現在)

整理番号	水系名	幹川名	溪流名	指定年月日	告示種類	告示番号	区域	面積(ha)	延長(km)
1	芦田川	有地川	有地川	M34.7.5	内告	46	福山市芦田町大字下有地字大谷 但し字大谷の内小字(青笹山、カラ谷、御調迫、本谷東平、東山、女夫谷、一のずり、二のずり、竜王平、本谷西平、切子谷、地内国有林を除く) 同町大字福田字岩角、木屋ヶ谷、ママコ、五入道 同大字字新庄北平 但し新庄北平の内国有林を除く。 同大字字山の神 福山市芦田町大字有地字大谷、青笹山、カラ谷、御調迫、本谷	55.5	2.3
2	芦田川	有地川	有地川	M34.7.5	内告	47	東平、東山、女夫岩、龍王平、一ノズリ、二ノズリ、本谷西平、切子谷 同町大字福相岩角北平	184.9	3.3
3	芦田川	貝谷川	貝谷川	M34.7.5	内告	46	深安郡中條村大字西中條 字貝谷、字藤の森	75	1.5
4	芦田川	清水川	清水川	M34.7.5	内告	46	深安郡御野村大字上御領字扇子迫、字木屋ヶ谷、字金平、字奈良原、字三反田、字観音平	185.6	2
5	芦田川	堂々川	堂々川	M34.7.5	内告	46	深安郡御野村大字下御領 字米道 湯田村大字湯野 字迫山、字堂々谷 中條村大字西中條 字堂々谷	103	2.6
6	芦田川	箱田川	箱田川	M34.7.5	内告	46	深安郡中條村大字西中條 字大両木、字國成、字大坊、字田淵、字安光、字高井、字的場、字後谷、字光圓寺、字青木 深安郡中條村大字東中條 字大倉、字白石、字東山、字駒ヶ爪、字向山、字國地、字高田、字金晶寺、字廣山、字西谷	249.5	1.5
7	芦田川	高屋川	高屋川	M34.7.5	内告	46	深安郡御野村大字上御領 字城主山、字鳴岩、字井矢谷	48	1.3
8	芦田川	深水川	山田川	M34.7.5	内告	46	深安郡中條村大字西中條 字山田	18.6	0.6
9	芦田川	深水川	深水川	M34.7.5	内告	46	深安郡中條村大字西中條 字深水	67.5	1.2
10	芦田川	今信川	今信川	M34.7.5	内告	46	深安郡中條村大字東中條字末友、字尾用、字粟井、字大末、字土井、字高迫、字小部、字イノコギ	184.2	3
11	芦田川	加屋川	本谷川	T8.2.5	内告	7	沼隈郡 津の郷町 大字津の郷 字高増同大字字倉掛 同大字 字ワラジ峠 同大字 字吉成寺191 192-1 193を除く。 同大字 字願成寺89 91 92 94 137-3を除く。 同大字 字廣瀬	75	2.3
12	芦田川	加屋川	加屋川	T8.2.5	内告	7	沼隈郡津の郷町大字津の郷字坂部42、45、46、48、51、52、53-1、53-2、59、636、637、640、716、719、725-2、725-3を除く。 同町大字加屋字サコ田21 22を除く。 同大字 字青木12 180を除く。 同大字 字柿の小迫 同大字 字水越125~127、128-2、129~131、132-1、133、135-1、甲139、甲141、142-1、149、150を除く。	33.5	1.2
13	芦田川	加茂川	加茂川	T8.2.5	内告	7	沼隈郡加茂村大字粟根字寺谷、尾ノ上、江良谷、粟井、小池谷(309 310 313 314 1、145除く。) 大字芦原字出雲字勇言(129-2 131~134 137 138 7 59を除く。)、字安忠(甲115-1~5を除く。)、字尾中 大字中野字大惣津(59-2 甲60-2を除く。)	0.13	0.36
14	芦田川	小田川	小田川	T8.2.5	内告	7	沼隈郡山手村字鐵箇迫 同郡津の郷村大字津の郷字俄山 同大字字澤田	37.5	1.16
15	芦田川	有地川	有地川	T8.2.5	内告	7	福山市芦田町大字上有地字東田317の3 318を除く。 同大字 字水行348 351~353を除く。 同大字 字宇山 同大字 字矢部 同大字 字帯500 1、369を除く。 同大字 字矢萩 以上の土地中耕地 宅地及び墓地並びに国有林を除く。	57	1.8
16	芦田川	竹田川	竹田川	T8.2.5	内告	7	深安郡上竹田村字ハコウジ、字久熊、字宮の谷、字泰砂子谷、字泰砂子奥、字井谷(109-1を除く)、字良窪、字赤坂、字道砂子、字内砂子谷字小砂子、字海老ヶ市、字大田、字光ヤ、字正所、字名田、字鼓谷、字免田、字本林、字鼓槇ノ奥、字大熊、字粟田、字川谷、字曲り、字川谷間字岩神、槇の前(285、286、287、288、289、290、291、292、293-1、293-2、293-3、294、295、296、297、298-1、298-2を除く)、字牛の上、字池の平、字長谷(327を除く)、字芥子ヲ	154.7	2
17	芦田川	竹田川	竹田川	S2.8.18	内告	485	深安郡上竹田村 字鼓大谷213、216-1、217、218-1、218-2、218-3	28	0.5

整理 番号	水系名	幹川名	溪流名	指定 年月日	告示 種類	告示 番号	区域	面積 (ha)	延長 (km)
18	芦田川	加茂川	加茂川	S3.12.18	内告	324	深安郡加茂村大字芦原字鹿熊甲3、乙3、4-1、5、甲6、7-1、8-10、10-2、11、13-14、15-1、16-20、甲21、乙21、22-30、甲31、33-1-2、35-37、字明言38-1、38-3-5、40-2、41-43、44-1、44-4、47-1、49-1、49-3、50-53、54-1-2、55-59、61、64、65-1、66-70、字宮廻地72、73、74-1、75、77-83、甲84、甲85、甲86、87、89、88-2、91-1、字安忠甲115-1-5、字勇言12	73.5	1.4
19	芦田川	加屋川	本谷川	S4.7.25	内告	247	沼隈郡津の郷町大字津の郷 字願成寺1659、1661	4.8	1.6
20	芦田川	貝谷川	貝谷川	S4.7.25	内告	247	深安郡中條村大字西中條字深水 字相道、字藤の森	2	0.5
21	芦田川	堂々川	堂々川	S4.7.25	内告	247	深安郡湯田村大字湯野字迫山、字九反田、字市田、字兼代御野村大字下御領 字米道、字高淵町	5.2	1.3
22	芦田川	芦田川	芦田川	S5.2.19	内告	38	福山市水呑町字半坂上山73-1 同町字宮坂山19、20-1、21、22、甲23、乙23	0.56	0.6
23	芦田川	加屋川	加屋川	S5.2.19	内告	38	沼隈郡津之郷町大字加屋内水越甲125-127、130、133、135-1、甲139、甲141、149、150 同大字 字上開地31 同大字 字サコ田21 22	36.1	0.9
24	芦田川	小田川	小田川	S5.2.19	内告	38	沼隈郡山手町字壱原267、268-2、269-1、270-1、271-1、272-1、273、276、278-280、281-1	85	0.7
25	芦田川	有地川	有地川	S5.2.19	内告	38	福山市芦田町大字上有地字土井199、204-5 同町大字福田字鴻巣635-2、642-2、643、645、乙646、甲646-2	27	2
26	芦田川	服部川	服部川	S5.2.19	内告	38	芦品郡服部大字新山字十四山172、173、甲174-6-10、179-1、179-2、187-2、188-1、乙189、甲189-1-2、190-193、196、字三曾免155-1、156-167、字釋迦窪109-112、123-125、甲126、字松松89、98、100、103-108、字向平47、52、54-56、字切池1、2、甲3-1	49.7	1.4
27	芦田川	西谷川	大橋川	S5.2.19	内告	38	芦品郡宜山大字向永谷字粟江242、字奈良翰82-1 大字大橋字出尾69-71、78、79、字長迫88-91、94-96、97-1-2、98、99、字穴田100、103、106-108、字篠原 109、110、112-115、118、119、120-1、121-126、128、字十二塚129、130、131-1-2、132-138、字立石 139-1、140-142、字長久保160-194、208、209、217、218、224、246-248、251、252、字シル谷253-2	36.7	2.9
28	芦田川	加茂川	加茂川	S5.2.19	内告	38	深安郡下加茂字東字代381-384、385-1-2、86-388、390-1-2、402、403-1-3	1.8	0.4
29	芦田川	竹田川	竹田川	S5.2.19	内告	38	深安郡上竹田村字宮の端山43、字良窪山114、字鼓谷山233、字横の前285-292、293-1-3、294-297、298-1-2、字長谷327	47.5	1.6
30	芦田川	加茂川	加茂川	S6.6.27	内告	156	深安郡加茂村大字粟根字小池谷甲310、甲313、1143 大字芦原字勇言乙766-2、字出雲807 大字中野字大惣津1114、1145-2、38、19-8、19-7、19-4、20-2、乙1139、28-6、73-2、37-2、28-3、戊60、丙60、乙60、丁60 大字芦原字明言51-1、字宮廻地72-2	12.25	1.2
31	芦田川	瀬戸川	瀬戸川	S8.3.10	内告	65	沼隈郡瀬戸町大字長和字小三郎298、299	0.36	0.1
32	芦田川	箱田川	箱田川	S8.3.10	内告	65	深安郡中條村大字東中條(左岸 字才の元1849 右岸 字堂々谷1430)地先より下流今信川 落合に至る本河川敷及び両岸堤防敷	3.6	1.4
33	芦田川	加茂川	加茂川	S9.12.14	内告	600	深安郡廣瀬町大字百合字龍岩55-3、55-4	5.48	0.6
34	芦田川	加茂川	加茂川	S10.11.28	内告	600	深安郡廣瀬町大字北山字四川23-2、24-2、25-2、29-2、34-2	32.6	1.2
35	芦田川	今信川	今信川	S12.3.27	内告	149	深安郡中條村大字東中條字渡瀬、字才原、字堀、字土井、字天神ヶ端、字池ノ坊 大字東中條今信川上流(右岸 大字東中條字土井412番地 左岸 大字同字池ノ坊2151番地)地先 箱田川合流点に至る今信川国有川敷並堤防敷	2.7	0.9
36	芦田川	箱田川	箱田川	S12.3.27	内告	149	深安郡中條村大字東中條 字毛頭鳥羽 大字西中條 字大坊 大字西中條 字市場 大字西中條 字田淵 大字西中條 字水分 大字西中條 字生譚 大字東中條 箱田川と今信川との合流点より下流(右岸 大字西中條字水分704番地 左岸 大字同字生譚2301番地)地先に至る箱田川 国有川敷並堤防敷	32	1.35

整理番号	水系名	幹川名	溪流名	指定年月日	告示種類	告示番号	区域	面積(ha)	延長(km)
37	芦田川	深川	大坪川	S13.11.29	内告	489	深安郡湯田村大字湯野字馬崎1249-1、1240-2、1239、1237-2、1204-1、1290-1、1297各筆 全筆1249-3、1248、1240-1、1241、1242、1238-1、1238-2、1237-1、1233、1232、1231、1208、1207、1205、1203-1、各地番の内 大坪川、川の中心より各25mの地域。1293、1294、1295 各地番の内 大坪川 川の中心より各20mの地域。 深安郡湯田村大字湯野字九反田 761全筆、1202、1198-1	6.8	1.4
38	芦田川	深川	山田川	S15.8.17	内告	467	深安郡中條村大字西中條山田1998、1997、1985 各筆全筆 2073、2074、2075、2076-1、2076-2、1986-2、1986-1、1984、2078-1、2092、2093、2094、2095、2096、1981、1980、1967、1966、1965-1、1965-2、1964、2097、2106、2107、2108、2109、2110 各筆の内 山田川 川の中心より20mの地域。1975-2、1975-1、1970、1969、1968 各筆の内 山田川 川の中心	30	1
39	芦田川	深川	深川	S15.8.17	内告	467	深安郡中條村大字西中條深水甲1759、1755、1754、1735、1704、甲1881、1918、1921、1922-1 各筆全筆 1734、1731、1713、1711 各筆の内深川 川の中心より25mの地域。1852、1861、1864-1、1865-1、1865-3、1880-2、1880-1、1882-1、1882-2、1911、1912-1、1915、1920、1922-2 各筆の内 深川 川の中心より20mの地域。 深安郡中條村大字西中條 字相堂1327、1326、1	40	2.7
40	芦田川	服部川	助元川	S22.12.29	内告	400	服部村大字新山字大迫地内服部川合流点より上流字奈良木47番地の2地先に至る区間 助元川 国有河川敷全部並びに同上川の中心より左右各10mの地域。	45	1.5
41	芦田川	深川	大坪川	S23.10.20	建告	117	深安郡湯田村大字湯野地内 高屋川合流点より、中條村村界(湯田村、中條村)に至る区間国有河川敷全部及び同区間 川の中心線より左右各岸20mの区域。	48	1.2
42	高梁川	小田川	江谷川	S26.6.27	建告	649	深安郡 山野村 大字山野 字江谷416番地内標柱A 487番地内標柱Bを結んだ線より小田川合流点に至る区間。川の中心線より左右各岸20mの区域。	8.8	2.2
43	芦田川	加茂川	深山川	S27.7.11	建告	939	深安郡加茂村大字栗根字深山口 甲163の3、173番地内標柱自1号至5号を結んだ線内の区域、163の3、173番地内標柱1、5号を結んだ線より457番地 上流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷を除く。	0.6	0.4
44	芦田川	服部川	服部川	S27.7.11	建告	939	芦品郡服部村大字服部郷字流田官有地内標柱12号を結んだ線より雨木川合流点に至る区間国有河川敷全部。但し 道路敷を除く。	6.75	4.5
45	芦田川	瀬戸川	大風呂川	S27.7.11	建告	939	沼隈郡瀬戸村大字筒井字筒井2261 1091番地の2内標柱自1号至10号を結んだ線内の区域1091の2、2261番地内標柱1、10号を結んだ線より 乙263番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷を除く。	0.18	0.45
46	その他	その他	浅の谷川	S27.7.11	建告	939	沼隈郡鞆町大字後地字浅の谷1067の3、1068の1、1066の1、1065、1064、1070、1222、1221番地内標柱自1号至8号を結んだ線内の区域 215番地上流筆境を対岸に延長した線より1062下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷及び宅地を除く。	0.24	0.48
47	芦田川	高屋川	高屋川	S27.7.11	建告	939	深安郡中條村大字三谷字長町974番地上流筆境を対岸に延長した線より字流田8番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部。但し 道路敷を除く。	0.8	1
48	本郷川	本郷川	大谷川	S27.11.15	建告	1386	沼隈郡本郷村字奥山373番地上流筆境を対岸に延長した線より本郷川合流点に至る区間 字大谷東298番地内標柱1号を対岸に延長した線より合流点に至る区間及び字大谷396番地上流筆境を対岸に延長した線より合流点に至る区間国有河川敷全部。	10.8	2.7
49	芦田川	芦田川	草木川	S32.5.7	建告	757	福山市郷分町字中高乙638、乙640、乙641番地以下乙705番地字龍平乙824番地以上各番地内標柱1号から15号までを結んだ線内の区域 字以下乙818番地内標柱16号を対岸に延長した線から字千郷1201番地内標柱17号を対岸に延長した線までの区間の河川敷。	0.257	0.42
50	本郷川	本郷川	中野川	S32.7.5	建告	878	松永市本郷町字中野423番地内 標柱1号を対岸に延長した線から大谷川合流点までの区間の官民地境界線から左右各岸5mの区域及び同区間の河川敷。	2.574	1.411
51	芦田川	神谷川	芦浦川	S32.9.6	建告	1084	芦品郡新市町大字常字吉辺丙63番地上流筆境を対岸に延長した線から字馬地136番地地先の合流点までの区間、字カヤ草564番地の1下流筆境を対岸に延長した線から神谷川合流点までの区間、以上各区間の河川敷。	1.34	2.9
52	その他	その他	清水川	S32.10.7	建告	1257	福山市鞆町大字後地字久保甲1855の1、甲1866、乙1866、乙1864、1895番地、字宮の前乙1905、乙1907、520、1965番地以上各番地内標柱1号から13号までを結んだ線内の区域 字久保1895番地上流筆境を対岸に延長した線から字久保1846番地下流筆境を対岸に延長した線までの区間の河川敷。	129	1.5

整理 番号	水系名	幹川名	溪流名	指定 年月日	告示 種類	告示 番号	区域	面積 (ha)	延長 (km)
53	芦田川	高屋川	八尋川	S33.6.16	建告	1170	深安郡神辺町大字八尋字寺山、字信定、字瀬戸、字永徳寺、字中山、字大仁吾、字才の上、字下山、字中西、字家後屋、字家後屋上、字的場、字広畑、字土井 以上各字全部。	23.6	0.63
54	その他	その他	大常川	S35.6.10	建告	1085	福山市田尻町大字大常367番地の下流筆境を対岸に延長した線から字大井川1966番地の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の官民地境界線から左右各岸3mまでの区域及び同区間の河川敷	0.27	0.4
55	その他	その他	浦友川	S35.9.15	建告	1969	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱4号と5号を結んだ線から福山市走島町字浦友363番地の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の官民地境界線から左右各岸4.5mまでの区域及び同区間の河川敷。 福山市走島町字浦友22の33番地(1号、2号、4号)、22の1番地(3号)、33番地(5号)、331番地(6号)	1.36	0.53
56	その他	その他	奥上川	S35.9.15	建告	1969	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱1号と6号を結んだ線から沼隈郡内海町字奥上1103番地の2の上流筆境を対岸に延長した線までの区間の官民地境界線から左右各岸10mまでの区域及び同区間の河川敷。 沼隈郡内海町字奥上138番地(1号)、136番地(2号) 沼隈郡内海町字奥上132の2番地(3号 4号)、132の1番地5号	2.5	1
57	その他	その他	大浦川	S35.9.15	建告	1969	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱1号と8号を結んだ線から沼隈郡内海町字大浦口928番地の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の官民地境界線から左右各岸10mまでの区域及び同区間の河川敷。 沼隈郡内海町字大浦1490番地(1号)、1491番地(2号) 沼隈郡内海町大浦1157の1番地(3号)、1157の2番地(4号)	3	1.3
58	その他	その他	東浦友川	S35.9.15	建告	1969	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から4号までを順次結んだ線及び標柱1号と4号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱2号と3号を結んだ線から福山市走島町字浦友413番地の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の官民地境界線から左右各岸4.5mまでの区域及び同区間の河川敷。 福山市走島町字浦友22の1番地(1号 2号)、381番地(3号)、385番地(4号)	0.59	0.225
59	その他	その他	岩谷川	S35.9.15	建告	1969	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱1号と8号を結んだ線から沼隈郡内海町字岩谷2509番地の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の官民地境界線から左右各岸10mまでの区域及び同区間の河川敷。 沼隈郡内海町字岩谷621番地(1号 2号)、619番地(3号)、606番地(4号)、605番地(5号)、575番地	1.6	0.6
60	その他	その他	入双川	S35.9.15	建告	1969	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱1号と6号を結んだ線から沼隈郡内海町字入双1562番地の2の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の官民地境界線から左右各岸10mまでの区域及び同区間の河川敷。 沼隈郡内海町字入双203の2番地(1号)、202の3番地(2号)、198番地(3号 4号)、196番地(5号)	2.1	0.8
61	芦田川	見谷川	見谷川	S36.10.19	建告	2376	広島県芦品郡新市町大字金丸字板見堂856番地の下流筆境から同大字市場1898番地の2の上流筆境を対岸に延長した線までの区間の官民地境界線から左右各岸20mまでの区域及び同区間の河川敷。	12	4
62	その他	その他	白茅川	S36.10.19	建告	2376	広島県福山市鞆町大字後地字白茅乙15番地の下流筆境を対岸に延長した線から同字24番地の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の官民地境界線から左右各岸15メートルまでの区域及び同区間の河川敷。	0.7	0.195
63	芦田川	有地川	五入道川	S38.8.29	建告	2218	広島県芦品郡芦田町大字福田字新屋平甲1481番地の1の上流筆境を対岸に延長した線から有地川合流点までの区間の官民地境界線から左右各岸15mまでの区域及び同区間の河川敷。	9.83	2.712
64	手城川	手城川	平山川	S38.8.29	建告	2218	広島県福山市東深津町字原甲1896番地の1の上流筆境を対岸に延長した線から 同字甲1907番地の2の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の官民地境界線から左右各岸15mまでの区間及び同区間の河川敷	0.08	0.275
65	その他	その他	町平川	S39.6.2	建告	1377	広島県沼隈郡内海町字平2314番地の下流筆境を対岸に延長した線から同町字町口の乙2407番地の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の官民地境界線から左右各岸20mまでの区域及び同区間の河川敷。	3.07	0.75
66	その他	その他	天満川及び支川	S39.6.2	建告	1377	広島県沼隈郡内海町字小屋床山1269番地の1の上流筆境を対岸に延長した線から同町字天満口357番地の2の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の官民地境界線から左右各岸20mまでの区域及び同区間の河川敷並びに同町字立山1139番地の下流筆境を対岸に延長した線から天満川合流点までの区間の官民地境界線から左右各岸20mまでの区域及び同区間の天満川右支川河川敷。	4.04	1.015

整理 番号	水系名	幹川名	溪流名	指定 年月日	告示 種類	告示 番号	区域	面積 (ha)	延長 (km)
67	その他	その他	奥谷川	S39.7.28	建告	1871	広島県福山市走島町大字奥谷22番地の15の上流筆境を対岸に延長した線から同大字20番地の3の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の官民地境界線から左右各岸20mまでの区域及び同区間の河川敷。	2.97	0.68
68	その他	その他	南川	S40.9.27	建告	2858	広島県沼隈郡内海町字北側口の3122番地の1の上流筆境を対岸に延長した線から同町字南側口の3379番地の2の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の官民地境界線から左右各岸20mまでの区域及び同区間の河川敷。	1.66	0.42
69	その他	その他	釜谷川	S40.9.27	建告	2858	広島県沼隈郡内海町字釜谷の内イの2755番地の1の上流筆境を対岸に延長した線から同字イの2653番地の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の官民地境界線から左右各岸20mまでの区域及び同区間の河川敷。	3.03	0.76
70	本谷川	本谷川	本谷川	S41.8.1	建告	2436	広島県沼隈郡沼隈町大字能登原字大迫138番地の1の上流筆境を対岸に延長した線から同大字字山崎553番地の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の本谷川の官民地境界線から左右各岸20mまでの区域及び同区間の河川敷。	2.72	0.62
71	本谷川	本谷川	西本谷川	S42.3.31	建告	1001	次に掲げる地番の土地及びこれらの土地に接する河川、道路のうちその接している区間の河川敷、道路敷並びに広島県沼隈郡沼隈町大字能登原字うすぎ口43番地の1の上流筆境から本谷川合流点に達するまでの区間の西本谷川の川の中心から右岸30mまでの区域及び同大字字本谷奥34番地の1の上流筆境から本谷川合流点に達するまでの区間の西本谷川の川の中心から左岸30mまでの区域。 広島県沼隈郡沼隈町大字能登原字うすぎ奥東側299、300-1、301から304まで、308-1、308-2、309、310	6.32	0.51
72	その他	その他	高山川	S42.3.31	建告	1001	広島県沼隈郡内海町字明美口3255番地の1の上流筆境を対岸に延長した線から町道町南線道路敷上流側端までの区間の高山川の川の中心から左右各岸30mまでの区域。	1.8	0.45
73	その他	その他	明見川	S44.3.31	建告	810	広島県沼隈郡内海町字峰山2500番地の1の上流筆境を対岸に延長した線から海に達するまでの区間の明見川の官民地境界線から左右各岸20mまでの区域及び同区間の河川敷。	2.23	0.5
74	その他	その他	内浦川及び支川	S44.3.31	建告	810	広島県沼隈郡内海町字中曾根672番地の1の上流筆境を対岸に延長した線から海に達するまでの区間の内浦川の官民地境界線から左右各岸20mまでの区域及び同区間の河川敷並びに同字イ1906番地の1の上流筆境を対岸に延長した線から内浦川合流点に達するまでの区間の内浦川支川の官民地境界線から左右各岸20mまでの区域及び同区間の河川敷。	5.93	1.46
75	芦田川	神谷川	芦浦川及び支川	S45.11.27	建告	1708	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線に囲まれた区域 標柱1号と13号を結んだ線から神谷川合流点に達するまでの区間の芦浦川の川の中心から左右各岸20mまでの区域並びに広島県芦品郡新市町大字常3068番地の1の上流筆境を対岸に延長した線から芦浦川合流点に達するまでの区間の芦浦川支川の川の中心から左右各岸20mまでの区域。但し昭和32年9月6日建設省告示第1084号で指定した土地を除く。 広島県芦品郡新市町大字常35	53.97	0.82
76	芦田川	芦田川	水呑西川	S47.3.18	建告	474	広島県福山市水呑町字中村奥188番地の1の上流筆境を対岸に延長した線から同字187番地の1の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の水呑西川の川の中心から左右各岸20mまでの区域。	2.24	0.56
77	その他	その他	佐曾谷川	S47.3.18	建告	474	広島県福山市田尻町字佐曾谷449番地の1の上流筆境を対岸に延長した線から同字476番地の1の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の佐曾谷川の川の中心から左右各岸30mまでの区域。	2.7	0.45
78	その他	その他	番川原川	S47.3.18	建告	474	広島県沼隈郡内海町字番川原2003-1の上流筆境を対岸に延長した線から同字1999番地の1の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の番川原川の川の中心から左右各岸25mまでの区域及び同番地の1の下流筆境を対岸に延長した線から同字口2231番地の1の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の番川原川の川の中心から左右各岸5mまでの区域。	0.82	0.41
79	芦田川	高屋川	西清水川	S47.3.18	建告	474	明治34年7月5日 内務省告示第46号で指定した土地の境から広島県深安郡神辺町大字上御領 字城主山449番地の4の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の西清水川の川の中心から左右各岸30mまでの区域及び同番地の1の下流筆境を対岸に延長した線から高屋川合流点に達するまでの区間の河川敷。但し、道路敷(国道313号)を除く。	1.26	0.75
80	芦田川	高屋川	宗重川	S47.3.18	建告	474	広島県深安郡神辺町大字上御領字弥堂屋敷1164-1の上流筆境を対岸に延長した線から同大字字金光寺1165番地の1の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の宗重川の川の中心から左右各岸20mまでの区域。	0.72	0.172
81	芦田川	芦田川	山田川	S47.12.27	建告	2187	「砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。昭和47年建設省告示第2187号で指定した土地のうち、広島県福山市新市町大字相方2660番2の上流筆境を対岸に延長した線から同字2693番地の1の下流筆境までの区間の山田川の川の中心線から左右各岸20メートルまでの土地の区域」	1.55	0.86
	芦田川	芦田川	山田川	H20.8.12	国告	975	「次に掲げる土地 広島県福山市新市町大字相方1174番、2693番」	0.63	0.587

整理番号	水系名	幹川名	溪流名	指定年月日	告示種類	告示番号	区域	面積(ha)	延長(km)
82	その他	その他	八獄谷川	S47.12.27	建告	2187	広島県福山市田尻町字八石694番地の上流筆境を対岸に延長した線から同町字12口3704番地-1の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の八獄谷川の川の中心から左右各岸30mまでの区域	3.42	0.57
83	芦田川	芦田川	梅之木川	S47.12.27	建告	2187	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号と2号を結んだ線から標柱3号と4号を結んだ線までの区間の梅之木川の川の中心から左右各岸30mまでの区域。 広島県福山市水呑町字柳谷161(1号から4号まで)	1.8	0.3
84	その他	その他	平谷川	S47.12.27	建告	2187	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号と2号を結んだ線から広島県福山市鞆町大字後地字高戸365番地-1の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の平谷川の川の中心から左右各岸40mまでの区域及び同番地の下流筆境を対岸に延長した線から同大字字中ノ池2836番地の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の平谷川の川の中心から左右各岸5mの区域。 広島県福山市鞆町大字後地字高戸365-1(1号)、字宮ノ前362(2号)	1.8	0.3
85	その他	その他	古山田川	S47.12.27	建告	2187	広島県福山市田尻町字芦谷268-1の上流筆境を対岸に延長した線から権現川合流点に達するまでの区間の古山田川の川の中心から左右各岸60mまでの区域。	10.8	0.9
86	その他	その他	九所谷川	S49.2.13	建告	130	広島県福山市田尻町字大常397番地の下流筆境を対岸に延長した線から同町字横枕1853番地の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の九所谷川の川の中心から左右各岸40mまでの区域	1.31	0.164
87	その他	その他	権現川	S49.2.13	建告	130	広島県福山市田尻町字古山田254番地の8の上流筆境を対岸に延長した線から同町字天神堂乙1301番地の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の権現川の川の中心から左右各岸40mまでの区域。	6.4	0.8
88	山南川	山南川	奥組川	S50.4.26	建告	790	広島県沼隈郡沼隈町大字草深字奥北側177-1の上流筆境を対岸に延長した線から同番地の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の奥組川の川の中心から左右各岸45mまでの区域。	3.87	0.43
89	その他	その他	芦谷川	S50.11.27	建告	1499	広島県福山市田尻町字大迫241番地の4の上流筆境を対岸に延長した線から同字243番地の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の芦谷川の川の中心から左右各岸40mまでの区域及び同番地の下流筆境を対岸に延長した線から権現池に達するまでの区間の芦谷川の川の中心から左右各岸20mまでの区域。 但し昭和49年2月13日建設省告示第130号で指定した土地及び保安林を除く。	1.51	0.33
90	芦田川	吉野川	掛迫川	S52.1.22	建告	53	次に掲げる土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱1号と6号を結んだ線から広島県福山市駅家町大字法成寺2004番の土地の上流筆境を対岸に延長した線までの区間の掛迫川の中心線から左右各岸10mまでの土地の区域。 広島県福山市駅家町大字法成寺3437(1号)、3442(2号)、3355(3号)、3441(4号及び5号)、3447(6号)	0.54	0.12
91	芦田川	神谷川	金名川	S53.1.7	建告	7	広島県芦品郡新市町大字常字金名3701-7の土地の上流筆境から同字2482-5の土地の下流筆境までの区間の金名川の中心線から左右各岸10mまでの土地の区域。	1.05	0.5
92	芦田川	高屋川	西宗重川	S53.1.7	建告	7	広島県深安郡神辺町大字上御領字宗重1807番の土地の上流筆境から同大字字行政1062番3の土地の下流筆境までの区間の西宗重川の中心線から左右各岸10mまでの土地の区域。 (明治34年7月5日内務省告示第46号で指定した土地の区域を除く。)	0.58	0.347
93	芦田川	芦田川	水呑西川支川	S55.4.2	建告	790	広島県福山市水呑町字桑木山190番に存する県道後山公園洗谷線道路敷下流端から水呑西川合流点までの区間の水呑西川支川の中心線から左右各岸10mまでの土地の区域。(昭和47年3月18日建設省告示第474号で指定した土地の区域を除く。)	0.8	0.4
94	芦田川	服部川	服部川	S55.4.26	建告	934	次に掲げる土地に存する標柱1号と2号を結んだ線から広島県福山市駅家町字服部本郷862番の土地の下流筆境までの区間の服部川の中心線から左岸30m 右岸40mまでの土地の区域及び同番の土地の下流筆境から昭和27年7月11日建設省告示第939号で指定した土地の上流端までの区間の服部川の河川敷及び同字3432番1の土地の下流筆境から同字3383番の土地の上流筆境までの区間の服部川の中心線から左岸25m 右岸40mまでの土地の区域及び同番の土地の上流筆境から同字3377番の土地の上流筆境までの区間	6.43	2.32
95	その他	その他	立畑川	S55.4.26	建告	934	次に掲げる土地に存する標柱1号と2号を結んだ線から広島県沼隈郡内海町大字立畑字立畑イ成3033番の土地の上流筆境までの区間の立畑川の中心線から左右各岸40mまでの土地の区域及び同番の土地の上流筆境から同字イ2982番の土地の下流筆境までの区間の立畑川の中心線から左右各岸5mまでの土地の区域 広島県沼隈郡内海町大字立畑字立畑990番22(1号)、1000番2(2号)	0.83	0.345
96	その他	その他	大浦川及び大浦川支川	S55.4.26	建告	934	広島県沼隈郡内海町大字大浦字赤ズリ1681番の土地の上流筆境から同字口1166番の土地の下流筆境までの区間の大浦川の中心線から左右各岸40mまでの土地の区域及び同字1563番の土地の上流筆境から大浦川合流点までの区間の大浦川支川の中心線から左右各岸40mまでの土地の区域。(昭和35年9月15日建設省告示第1969号で指定した土地の区域を除く。)	6.44	0.9

整理番号	水系名	幹川名	溪流名	指定年月日	告示種類	告示番号	区域	面積(ha)	延長(km)
97	山南川	山南川	提木川	S56.7.10	建告	1265	次に掲げる土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱1号と6号を結んだ線から広島県沼隈郡大字下山南字菅野谷池の植え1836番の土地の上流筆境までの提木川の中心線から左右各岸各5mまでの土地の区域。 広島県沼隈郡沼隈町大字下山南字提木東谷438番1(1号)、479番(2号及び3号)、481番1(4号から6号まで)	1.85	0.766
98	芦田川	芦田川	草木川	S57.5.17	建告	1165	次に掲げる土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱1号と10号を結んだ線から次に掲げる土地に存する標柱11号と12号を結んだ線までの区間の草木川の中心線から左右各岸10mまでの土地の区域。(昭和32年5月7日建設省告示第757号で指定した土地の区域を除く。) 広島県福山市郷分町字草木828-2(1号)、827-1(2号)、825-3(3号から5号まで)、字千郷5	0.89	0.425
99	芦田川	芦田川	平木川	S60.2.9	建告	158	次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた土地の区域。 広島県福山市水呑町字土居1623番(1号及び2号)、字土居山168-1番(3号から5号まで)、字迫ノ奥155番(6号)、154番(7号)、字片山下南152番(8号)	0.39	0.112
100	その他	その他	高山川	S60.2.9	建告	158	次に掲げる土地に存する標柱1号から15号までを順次結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線に囲まれた土地の区域。 広島県沼隈郡内海町字乗越2462番(1号から3号まで)、2387番2(4号)、2388番1(5号)、2386番2(6号)、2390番(7号)、2389番1(8号及び9号)、2449番(10号)、2452番1(11号及び12号)、2459番(13号)、2460番(14号)、2461番(15号)	0.58	0.177
101	芦田川	加茂川	鯉谷川	S60.12.21	建告	1869	次に掲げる土地に存する標柱1号から22号までを順次結んだ線及び標柱1号と22号を結んだ線に囲まれた土地の区域。 広島県福山市加茂町字北山2408番(1号)、2414番2(2号)、4332番3(3号から5号まで)、4330番9(6号及び7号)、4330-7番(8号から10号まで)、2420-2番(11号)	1.5	0.345
102	芦田川	加茂川	鯉谷川支川	H2.2.6	建告	204	次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた土地の区域 広島県福山市加茂町字北山4411番8(1号及び2号)、4407番4(3号及び4号)、2410番(5号)、4334番1(6号から8号まで)4333番1(9号)	0.38	0.147
103	その他	その他	番川原川	H6.6.10	建告	1477	次に掲げる土地に存する標柱1号から24号までを順次結んだ線及び標柱1号と24号を結んだ線に囲まれた土地の区域(昭和47年建設省告示第474号で指定した土地の区域を除く。) 広島県沼隈郡内海町字番川原口2211番地先道路敷(1号及び2号)、字小番川原1989番地先道路敷(3号及び4号)、字番川原口2221番(5号)、口2224番1(6号)、口2227番2(7号)、口2231番2(8号)	0.39	0.33
104	芦田川	芦田川	石原川	H10.12.14	建告	2130	福山 郷分 石原90番1及び90番2、甲91番、乙91番、丙91番、516番、横路108番及び109番、110番1	1.66	0.29
105	芦田川	神谷川	芦谷川	H13.12.5	国告	1703	次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷(昭和45年建設省告示第1708号で指定した第13号に掲げる土地の区域を除く。) 広島県芦品郡新市町大字常595番1及び595番2、595番4、596番から600番2まで、602番1から605番2まで、3282番、3286番及び3287番、3310番 次に掲げる土地に存する標柱1号から30号までを順次結んだ線及び標柱1号と30号を結んだ線に囲まれた土地の区域 広島県芦品郡新市町大字常33	18.62	800
106	山南川	石亀川	石亀川支川	H14.2.13	国告	63	次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷 広島県沼隈郡沼隈町大字中山南字南迫1166番から1188番まで、1190番、2224番から2227番まで、甲2228番及び乙2228番、2229番から2236番まで、字南字子 2090番1から2090番3まで、甲2091番及び乙2091番、2092番及び2093番 次に掲げる土地に存する標柱1号から17号までを順次結んだ線及び標柱1号と17号を結んだ線に囲まれた土地	9.52	1230
107	芦田川	芦田川	平木川	H25.1.4	国告	4	広島県福山市金江町藁江619番地2地内電子基準点広島福山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた土地の区域(昭和60年建設省告示第158号で指定した同号10に掲げる土地の区域を除く。)	0.31	0.073

整理 番号	水系名	幹川名	溪流名	指定 年月日	告示 種類	告示 番号	区域	面積 (ha)	延長 (km)
108	芦田川	芦田川	丹屋奥 谷西川 左支溪	R3.12.1	国告	1480	広島県福山市水呑町字皆口南池尻二一五六番地先内四等三角 点水呑古池を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号か ら八号までを順次結んだ線、標柱八号と九号を昭和四十七年建 設省告示第四百七十四号で指定した同号一五に掲げる土地の境 界線に沿って結んだ線、標柱九号から十五号までを順次結んだ 線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域 基準点から327度55分16秒361.149メートルの地点1号 標柱1号から334度45分6秒13.061メートルの地点2号 標柱2号から6度40分35秒27.891メートルの地点3号 標柱3号から311度44分6秒137.622メートルの地点4号 標柱4号から336度50分49秒12.126メートルの地点5号 標柱5号から301度24分16秒3.876メートルの地点6号 標柱6号から265度13分4秒10.879メートルの地点7号 標柱7号から247度21分21秒12.043メートルの地点8号 標柱8号から352度36分24秒23.105メートルの地点9号 標柱9号から76度51分39秒18.786メートルの地点10号 標柱10号から128度8分19秒148.338メートルの地点11号 標柱11号から55度44分3秒69.961メートルの地点12号 標柱12号から120度50分43秒30.144メートルの地点13号 標柱13号から193度44分55秒72.265メートルの地点14号 標柱14号から233度4分51秒56.670メートルの地点15号	1.02	0.242
109	その他	その他	陰平川	R5.7.14	国告	828	広島県福山市鞆町後地字櫛坂及び字鬼王の区域内の土地のう ち、次の一点から24点までを順次結んだ線及び一点と24点を結 んだ線に囲まれた土地の区域 1点 北緯34度23分41秒5047 東経133度22分27秒2369 2点 北緯34度23分41秒5296 東経133度22分26秒8731 3点 北緯34度23分40秒3229 東経133度22分25秒9046 4点 北緯34度23分40秒5197 東経133度22分25秒2142 5点 北緯34度23分41秒5570 東経133度22分25秒5401 6点 北緯34度23分41秒9662 東経133度22分24秒8064 7点 北緯34度23分42秒5859 東経133度22分23秒7569 8点 北緯34度23分42秒6796 東経133度22分24秒3329 9点 北緯34度23分42秒7109 東経133度22分24秒5353 10点 北緯34度23分42秒6251 東経133度22分25秒5654 11点 北緯34度23分43秒2351 東経133度22分26秒3191 12点 北緯34度23分43秒1964 東経133度22分26秒8373 13点 北緯34度23分43秒0210 東経133度22分27秒6441 14点 北緯34度23分42秒1505 東経133度22分29秒7428 15点 北緯34度23分42秒4160 東経133度22分31秒9491 16点 北緯34度23分42秒4469 東経133度22分32秒2854 17点 北緯34度23分42秒2986 東経133度22分32秒6427 18点 北緯34度23分42秒2217 東経133度22分32秒7322 19点 北緯34度23分42秒0428 東経133度22分32秒8574 20点 北緯34度23分41秒6832 東経133度22分32秒8667 21点 北緯34度23分41秒8061 東経133度22分30秒0072 22点 北緯34度23分42秒8795 東経133度22分31秒2739 23点 北緯34度23分42秒6538 東経133度22分30秒0050 24点 北緯34度23分41秒6790 東経133度22分29秒3840	0.73	0.24
110	その他	その他	陰平川	R5.12.6	国告	1163	広島県福山市鞆町後地字櫛坂の区域内の土地のうち、次の一点 から六点までを順次結んだ線及び一点と六点を結んだ線に囲ま れた土地の区域 1点 北緯34度23分41秒6832 東経133度22分32秒8667 2点 北緯34度23分41秒3458 東経133度22分31秒9752 3点 北緯34度23分40秒8450 東経133度22分29秒9334 4点 北緯34度23分41秒3858 東経133度22分29秒8968 5点 北緯34度23分41秒8017 東経133度22分31秒3077 6点 北緯34度23分41秒8061 東経133度22分30秒0072	0.10	0.11

整理 番号	水系名	幹川名	溪流名	指定 年月日	告示 種類	告示 番号	区域	面積 (ha)	延長 (km)
111	その他	その他	後山川	R6.3.14	国告	160	広島県福山市鞆町後地字草谷及び字後山の区域内の土地のうち、次の一点から50点までを順次結んだ線及び一点と50点を結んだ線に囲まれた土地の区域 1点 北緯34度23分7秒4331 東経133度22分38秒7146 2点 北緯34度23分6秒9518 東経133度22分39秒7489 3点 北緯34度23分6秒3002 東経133度22分39秒3991 4点 北緯34度23分5秒7767 東経133度22分39秒0094 5点 北緯34度23分4秒9389 東経133度22分39秒1191 6点 北緯34度23分4秒8985 東経133度22分39秒2564 7点 北緯34度23分4秒8587 東経133度22分39秒2397 8点 北緯34度23分4秒8644 東経133度22分39秒1208 9点 北緯34度23分4秒1569 東経133度22分39秒1408 10点 北緯34度23分3秒4808 東経133度22分39秒3941 11点 北緯34度23分3秒4741 東経133度22分39秒4431 12点 北緯34度23分3秒4044 東経133度22分39秒4325 13点 北緯34度23分3秒3477 東経133度22分39秒4590 14点 北緯34度23分3秒1497 東経133度22分39秒4689 15点 北緯34度23分2秒7175 東経133度22分39秒3579 16点 北緯34度23分2秒3916 東経133度22分39秒3160 17点 北緯34度23分2秒1918 東経133度22分39秒4463 18点 北緯34度23分1秒8989 東経133度22分39秒6751 19点 北緯34度23分1秒6470 東経133度22分39秒8316 20点 北緯34度23分1秒1438 東経133度22分40秒0274 21点 北緯34度23分0秒9836 東経133度22分40秒0324 22点 北緯34度23分0秒9363 東経133度22分40秒0286 23点 北緯34度23分0秒7123 東経133度22分40秒0856 24点 北緯34度23分0秒7377 東経133度22分39秒8770 25点 北緯34度23分1秒1385 東経133度22分39秒8474 26点 北緯34度23分1秒4298 東経133度22分39秒7399 27点 北緯34度23分1秒5319 東経133度22分39秒7161 28点 北緯34度23分1秒6650 東経133度22分39秒6664 29点 北緯34度23分1秒8192 東経133度22分39秒5766 30点 北緯34度23分1秒8737 東経133度22分39秒4159 31点 北緯34度23分2秒2182 東経133度22分39秒1526 32点 北緯34度23分2秒4537 東経133度22分39秒0766 33点 北緯34度23分2秒8199 東経133度22分39秒1195 34点 北緯34度23分3秒1696 東経133度22分39秒2208 35点 北緯34度23分3秒3913 東経133度22分39秒1652 36点 北緯34度23分4秒0631 東経133度22分38秒7301 37点 北緯34度23分5秒1580 東経133度22分38秒6528 38点 北緯34度23分6秒0640 東経133度22分38秒8555 39点 北緯34度23分6秒0260 東経133度22分38秒2727 40点 北緯34度23分6秒2625 東経133度22分37秒7241 41点 北緯34度23分7秒5580 東経133度22分36秒5509 42点 北緯34度23分8秒3072 東経133度22分36秒5537 43点 北緯34度23分8秒9427 東経133度22分35秒7048 44点 北緯34度23分9秒3214 東経133度22分35秒7839 45点 北緯34度23分9秒0602 東経133度22分36秒7053 46点 北緯34度23分8秒7460 東経133度22分37秒4536 47点 北緯34度23分9秒2428 東経133度22分38秒1117 48点 北緯34度23分9秒1526 東経133度22分38秒5282 49点 北緯34度23分8秒1977 東経133度22分38秒7132 50点 北緯34度23分7秒8541 東経133度22分38秒8886	0.60	0.301
							合計	2589	2143

(2) 地すべり防止区域指定場所

土木管理課(2024年(令和6年)4月1日現在)

番号	地すべり防止 区域名	所在地			指定面積 (ha)	指定年月日 指定告示番号
		町	大字	字		
1	八尋川	神辺町	八尋 上御領		53.15	S34. 3.31 建告第 775号 S37.10.24 建告第 2688号 S62. 3.16 建告第 695号
2	柳津	柳津町		通坊寺・畑本・辻 中岡・林・市場	24.89	S37.10.26 建告第 2688号 S44. 3. 7 建告第 599号 H 4. 4. 9 建告 987号
3	藤江	藤江町		中組	8.46	S39. 6.26 建告第 1608号
4	本郷	本郷町		高田	7.09	S39. 6.26 建告第 1608号
5	御領	本郷町		宇根・内田・土井	8.60	S62. 3.16 建告第 695号
6	神村14区	神村町		大野ヶ原・西山	8.85	H 7. 7.24 建告第 1396号
7	小原	東村町		中宇根・矢迫・重近 菰池・法真名・漬ノ平 篠村・井ノ坪・中黒 大畑・小迫・実正	8.22	H14 8.20 国交告第 717号

(3) 急傾斜地崩壊危険区域指定場所

土木管理課(2024年(令和6年)4月1日現在)

番号	地区名	告示 年月日・番号	所在地			指定面積 (a)	人家戸数
			町	大字	字		
1	白茅地区	S.44.12.26 県告第981号	鞆町	後地	白茅 1-2	300.30	59
2	矢捨地区	S.45.03.27 県告第 281号	神村町		宮の下 41-3	79.34	9
3	向山地区	S.45.03.27 県告第 281号	田尻町		久助55番地 の1	30.00	3
4	済美中学校 地区	S.45.12.15 県告第 1058号	津之郷町	加屋	水越甲154-1	28.12	中学校
5	大津野 小学校地区	S.46.03.30 県告第 338号	大門町	大門	郷頭 72-4	60.24	33
6	松永明神北 地区	S.47.01.28 県告第 81号	松永町		上之町 627	28.50	15
7	今津中地区	S.47.01.28 県告第 81号	今津町		中 1,340-1	2.70	9
8	金崎地区	S.47.03.31 県告第 282号	田尻町		藤之棚甲 3,509-1	136.95	61
9	松永明神南 地区	S.48.02.16 県告第 109号	松永町		中之町 680	211.50	74
10	横尾地区	S.48.03.20 県告第 248号	横尾町		岩明神 427	292.37	93
11	出店地区	S.49.07.30 県告第 646号	藤江町		出店 1,596	148.60	35
12	白萩地区	S.49.07.30 県告第 646号	水呑町		白萩1,026-3	38.09	5
13	米座地区	S.50.03.25 県告第 294号	東深津町		亀の甲 2,215-3	29.25	14
14	才戸地区	S.52.07.29 県告第 561号	藤江町		才戸 3,499	22.85	9
15	入双地区	S.52.07.29 県告第 561号	内海町		入双 1,544-1	112.00	22
16	箱崎地区	S.52.07.29 県告第 561号	内海町		箱崎 295-1	79.47	8
17	横尾地区 (追加)	S.53.03.20 県告第 231号	横尾町		横尾東 甲140-1	469.12	65
18	米座地区 (追加)	S.54.03.20 県告第 235号	東深津町		亀ノ甲 2,215-3	33.83	16
19	木ノ原地区	S.54.03.20 県告第 235号	神村町		木ノ原 3,799-2	54.00	10
20	入双地区 (追加)	S.54.03.20 県告第 235号	内海町		向 1,544-1	36.16	10
21	張田地区	S.55.02.13 県告第 125号	神辺町	上御領	張田 2,079-3	54.34	12
22	志和井地区	S.55.02.13 県告第 125号	新市町	常	志和井 1,127	32.55	7
23	石井地区	S.56.06.23 県告第 603号	蔵王町		石井 2,342	11.26	6
24	三軒家地区	S.56.06.23 県告第 603号	千田町	藪路	平畑 6-2	198.11	37
25	高浦地区	S.57.07.29 県告第 793号	水呑町		高浦 924	74.89	17
26	沼田地区	S.57.07.29 県告第 793号	蔵王町		沼田 93	31.29	5
27	家廻地区	S.57.07.29 県告第 793号	内海町		家廻1,073-2	31.42	15
28	前古屋地区	S.57.10.07 県告第 1055号	引野町		前古屋 5,487	7.72	5
29	内浦地区	S.58.09.29 県告第 976号	内海町		内浦イ2,468	44.24	12
30	金崎南地区	S.59.01.17 県告第 57号	田尻町	石の塔南	灘甲3,864-2	20.88	9
31	真金屋地区	S.59.11.29 県告第 1119号	北吉津町		真金屋 甲437-2	10.91	9
32	宮近地区	S.59.11.29 県告第 1119号	瀬戸町	長和	宮近 1,948-1	36.61	7
33	仁吾地区	S.59.11.29 県告第 1119号	蔵王町		仁吾 甲2,506-1	4.52	2
34	中島地区	S.61.02.13 県告第 138号	鞆町	後地	中島 507-1	28.80	12

番 号	地区名	告示 年月日・番号	所 在 地			指定面積 (a)	人家戸数
			町	大字	字		
35	上本郷西地区	S.61.12.25 県告第 1130号	芦田町	上有地	迫ノ奥 162-1	71.53	10
36	江ノ口地区	S.61.12.25 県告第 1130号	内海町		石堂 558	48.09	17
37	東深津地区	S.62.03.09 県告第228号	東深津町		甲 20-6	15.71	8
38	北美台地区	S.62.03.09 県告第228号	北吉津町	北美台	1	41.86	13
39	上本郷地区	S.62.03.30 県告第344号	芦田町	上有地	323-2	261.33	24
40	米座地区 (追加)	S.63.02.25 県告第189号	東深津町	7丁目	2,300	3.89	4
41	蔵王地区	S.63.02.25 県告第189号	蔵王町	蔵王	沼田 15-1	53.70	11
42	坊谷地区	S.63.02.25 県告第189号	瀬戸町	山北	坊谷 754	75.92	19
43	上本郷地区 (追加)	H.1.03.27 県告第390号	芦田町	上有地	中ノ迫 84	21.70	2
44	城山地区	H.1.03.27 県告第390号	鞆町	鞆	関町518	85.68	43
45	高浦南地区	H.1.03.27 県告第390号	水呑町	高浦	986-13	18.00	7
46	尾上地区	H.1.3.27 県告第390号	木之庄町	4丁目		11.13	7
47	奥上地区	H.1.03.27 県告第390号	内海町		奥上 甲1,140-1	49.30	16
48	根引地区	H.1.03.27 県告第390号	沼隈町	常石	根引山 194-1	45.00	5
49	黒瀬地区	H.1.03.27 県告第390号	沼隈町	上山南	岡田221	130.00	11
50	浜組下地区	H.1.03.27 県告第390号	沼隈町	草深	山添 2,238-3	180.00	24
51	肥地屋地区	H.1.08.14 県告第881号	藤江町		肥地屋 202-1	36.13	13
52	天神地区	H.2.07.30 県告第848号	内海町		菅根 2,800-1	32.20	10
53	桜西地区	H.2.07.30 県告第848号	沼隈町	能登原	小桜 2346-2	91.71	15
54	近田地区	H.2.12.27 県告第1353号	駅家町	近田	3,017-2	124.58	11
55	槇原地区	H.2.12.27 県告第1353号	本郷町		山田 215	98.45	18
56	餅草地区	H.3.08.29 県告第988号	内海町		丸山 856	84.30	24
57	横引地区	H.3.11.28県告第1277号 H.26.8.14県告第547号	沼隈町	草深	樋ノ上 2,684-1	122.90	21
58	常石地区	H.3.11.28 県告第1277号	沼隈町	常石	下根引 1290-1	144.70	29
59	阿引地区	H.4.02.10 県告第159号	沼隈町	草深	金堀 2,011-11	156.35	12
60	大田地区	H.4.02.10 県告第159号	沼隈町	下山南	宮迫谷 丙1,192	255.66	26
61	中野地区	H.4.03.30 県告第442号	加茂町	中野	竹ノ下 652	65.19	12
62	出店地区 (追加)	H.4.07.30 県告第825号	藤江町		宇堤 乙 1,421	14.61	5
63	北美台西 地区	H.5.02.04 県告第99号	北美台		73-1	14.85	9
64	宗金地区	H.5.3.29県告第352号 H.29.11.6県告第595号	東村町		宗金 3,613	58.78	5
65	暁の星東 地区	H.6.03.28 県告第340号	東深津町	6丁目	2,543-2	41.55	14
66	道上地区	H.6.03.28 県告第340号	赤坂町	早戸	道上 714	18.74	5
67	菅野地区	H.6.03.28 県告第340号	沼隈町	下山南	菅野北ノ迫 1,726	180.05	16
68	江良地区	H.6.05.02 県告第511号	内海町		青山 596-1	57.30	16
69	古屋地区	H.6.05.02 県告第511号	内海町		家ノ上	46.00	9

番 号	地区名	告示 年月日・番号	所 在 地			指定面積 (a)	人家戸数
			町	大字	字		
70	釜谷地区	H.6.05.02 県告第511号	内海町		釜谷 イ2961-1	24.30	6
71	弁天地区	H.6.05.02 県告第511号	内海町		石堂 531-2	10.10	12
72	古城跡地区	H.6.06.13 県告第613号	鞆町	鞆	道越町 630	11.50	5
73	焚場地区	H.7.03.30 県告第382号	鞆町	後地	大明神 甲 1,458-6	20.27	39
74	槇尾地区	H.7.03.30 県告第382号	沼隈町	草深	畝ノ弓場 甲1,328	57.07	13
75	王子下地区	H.7.07.17 県告第779号	東深津町	5丁目	3,203-12	70.60	21
76	天当地区	H.7.11.09 県告第1170号	東手城町	2丁目	1,927-3	49.16	33
77	王子上地区	H.7.11.09 県告第1170号	東深津町	5丁目	3,150-1	19.40	10
78	長尾寺地区	H.9.03.24 県告第346号	東深津町	7丁目	2,338-1	11.20	9
79	本谷地区	H.9.04.28 県告第525号	沼隈町	能登原	谷坂 380-2	253.60	16
80	宝大寺地区	H.9.04.28 県告第525号	沼隈町	能登原	大明神 394-1	69.00	11
81	槇尾地区 (追加)	H.9.09.16 県告第964号	沼隈町	草深	畝ノ弓場 甲1,328	2.70	2
82	御幸地区	H.10.03.02 県告第257号	鞆町	後地	村内 甲745-1	88.00	31
83	正戸山地区	H.10.12.10 県告第168号	御幸町	上岩成	正戸 4-2	44.00	8
84	城山地区 (追加)	H.12.03.13 県告第237号	鞆町	後地	古城跡山 536-9	58.30	18
85	野島東 A地区	H.12.08.28 県告第809号	金江町金見		浜側2,697-3 地先 里道敷	62.35	17
86	野島東 B地区	H.12.08.28 県告第809号	金江町金見		古迫2,595 地先 市道敷	35.80	10
87	野島西地区	H.12.08.28 県告第809号	金江町金見		外浦 2,716-6	96.20	18
88	跡口地区	H.13.1.15 県告第51号	大門町	二丁目 三丁目		98.90	14
89	竹ヶ端地区	H.13.03.30 県告第373号	水呑町		潮見台 3,685-1	49.00	15
90	南浜地区	H.13.12.25 県告第1128号	大門町	津之下	水呑丙1777 地先市道敷	241.90	23
91	横路地区	H.14.02.14 県告第143号	郷分町		横路 1,418-2	206.60	25
92	正戸山地区 (追加)	H.14.02.14 県告第143号	御幸町	上岩成	正戸 15-1	24.40	2
93	小原地区	H.14.03.28 県告第343号	東村町		重近 2,754	91.20	12
94	奈良津地区	H.14.09.26 県告第973号	奈良津町	一丁目	337-1	22.70	5
95	洗谷地区	H.14.09.26 県告第973号	水呑町		洗谷 342-1	158.72	18
96	横路地区 (追加)	H.14.09.26 県告第973号	郷分町		井ノ端 626	126.66	8
97	境地区	H.14.09.26 県告第973号	郷分町		大谷 1,622-1	291.70	26
98	上丁分甲地区	H.14.12.05 県告第1240号	東深津町	五丁目	3,045	15.10	13
99	箕島A地区	H.15.01.20 県告第83号	箕島町		楠谷 4,883	13.80	6
100	箕島B地区	H.15.01.20 県告第83号	箕島町		南丘 6473	97.50	9
101	平地区	H.15.09.01 県告第1101号	鞆町後地	大明神	1,598-1	37.00	25
102	箕島A地区 (追加)	H.15.12.15 県告第1531号	箕島町	楠谷	4,879	25.00	7
103	坂田地区	H.16.02.25 県告第462号	千田町	坂田	楠木 520-2	137.60	16
104	瀬川谷地区	H.16.10.14 県告第1252号	佐波町		岩井神, 瀬谷 日和谷	66.80	

番 号	地区名	告示 年月日・番号	所 在 地			指定面積 (a)	人家戸数
			町	大字	字		
105	野島東A地区 (追加)	H16.10.14 県告第1252号	金江町	金見	外浦, 野島山, 宇根	66.8	2
106	石樋地区	H.17.03.28 県告第451号	大門町二丁目 三丁目・八丁目			171.30	26
107	大門地区	H.17.03.28 県告第451号	大門町	津之木 大門	八幡下 横田, 鳥居前	24.70	10
108	北本庄地区	H.17.08.08 県告第939号	北本庄三丁目 四丁目			121.60	18
109	こぶしが丘 学園北地区	H.17.08.08 県告第939号	加茂町	下加茂	小明	37.00	10
110	中村奥地区	H.17.09.29 県告第1086号	水呑町		中村奥	70.00	更生施設
111	東組地区	H.17.10.31 県告第1178号	柳津町		王子, 馬取	43.70	8
112	境蒲田地区	H.17.12.26 県告第1353号	郷分町		境, 境山 横路	91.50	7
113	金丸地区	H18.12.18 県告第1029号	新市町	金丸		4.60	4
114	上丁分甲地区 (追加)	H19.3.22 県告第305号	東深津町五丁目			3.00	1
115	大迫地区	H19.7.2 県告第760号	沼隈町	下山南	大迫	30.08	14
116	北本庄地区 (追加)	H19.8.9 県告第855号	北本庄四丁目			43.37	7
117	桜東地区	H20.10.23 県告第851号	沼隈町	能登原	桜東側	120.81	13
118	八反田地区	H21.7.9 県告第673号	神辺町	下竹田	欠坂	21.80	0
119	宅部地区	H22.2.18 県告第126号	引野町		天道端	30.80	13
120	砂原地区	H22.7.20 県告第629号	新市町	金丸, 常		66.50	8
121	千田地区	H22.10.14 県告第827号	千田町	千田	唐丸	13.40	6
122	永谷地区	H22.12.16 県告第992号	千田町	坂田	永谷	67.70	10
123	明王大下地区	H23.3.28 県告第288号	佐波町		城山	9.10	5
124	東深津地区	H23.12.5 県告第1098号	東深津町一 丁目・七丁目			16.23	11
125	坂田地区 (追加)	H24.3.8 県告第207号	千田町	坂田		34.60	7
126	広ノ奥地区	H25.4.18 県告第368号	沼隈町	下山南	菅野風呂奥, 菅野 前山, 広ノ奥	55.26	7
127	桜東地区 (追加)	H26.5.26 県告第428号	沼隈町	能登原	桜東側	57.80	3
128	東深津地区 (追加)	H26.6.5 県告第445号	東深津町一 丁目, 七丁目			22.10	16
129	花屋地区	H27.2.5 県告第61号	新市町	金丸		58.48	11
130	野々浜地区	H27.5.18 県告第357号	大門町八丁目			105.59	15
131	東深津西地区	H27.8.20 県告第506号	東深津町 六丁目			5.19	5
132	東深津沖地区	H29.2.27 県告第98号	東深津町 六丁目			40.07	9
133	焚場A地区	R2.3.5 県告第180号	鞆町	後地	権現堂・大明神	1,150.00	9
134	吉田地区	R4.9.5 県告第688号	春日町	吉田	西北方・大町	5.16	2
135	岡田地区	R5.2.9 県告第124号	沼隈町	上山南	岡田	54.10	9
136	法成寺地区	R5.2.13 県告第133号	駅家町	法成寺		5.55	2
137	福田地区	R5.2.20 県告第145号	芦田町	福田	才町	4.51	2
138	佐波地区	R5.2.27 県告第184号	佐波町		土居下・白地藏	13.94	6
139	二子地区	R5.2.27 県告第185号	田尻町		高野池下・高野奥・ 六郎・宮原・二子	20.76	9

(4) 土石流危険溪流

土木管理課(2024年(令和6年)4月1日現在)

	県溪流番号	水系名	河川名	溪流名	町村	字名	危険溪流区分
1	1-10-1	芦田川	手城川	佐須良谷川		水呑町向丘	I
2	1-10-2	芦田川	芦田川	丹屋奥谷西川	水呑向丘		I
3	1-10-6	芦田川	芦田川	平木川		水呑町平木	I
4	1-10-7	芦田川	芦田川	北迫川		水呑町小水呑	I
5	1-10-8	芦田川	芦田川	丸山川		水呑町小水呑	I
6	1-10-9	芦田川	芦田川	北受川	水呑町		I
7	1-10-11	芦田川	芦田川	宮坂川	水呑町		I
8	1-10-12	芦田川	芦田川	半坂	水呑町		I
9	1-10-13	芦田川	芦田川	半坂川	瀬戸町		I
10	1-10-14	芦田川	芦田川	上山地川	瀬戸町		I
11	1-10-15	芦田川	芦田川	法音寺川		水呑町上組	I
12	1-10-16	芦田川	芦田川	矢田川	郷分町		I
13	1-10-17	芦田川	草木川	草木川	郷分町		I
14	1-10-18	芦田川	芦田川	境川		郷分町境	I
15	1-10-20	芦田川	芦田川	横路川	郷分町		I
16	1-10-22	芦田川	芦田川	七社谷川	郷分町		I
17	1-10-23	芦田川	芦田川	下郷川	郷分町		I
18	1-10-24	芦田川	芦田川	中開地谷川	郷分町		II
19	1-10-25	芦田川	芦田川	下郷川	郷分町		I
20	1-10-26	芦田川	芦田川	山口東谷川		駅家町山口東谷	I
21	1-10-27	芦田川	芦田川	上郷川		駅家町郷	I
22	1-10-28	芦田川	芦田川	山口西谷川		駅家町山口西谷	I
23	1-10-29	芦田川	芦田川	金鋼寺谷川		駅家町金鋼寺谷	I
24	1-10-80	芦田川	瀬戸川	別所右川		瀬戸町別所	I
25	1-10-82	芦田川	瀬戸川	梅之木川	瀬戸町		I
26	1-10-83	芦田川	福川	桜川		山手町前組	I
27	1-10-86	芦田川	小田川	江良川		山手町江良	I
28	1-10-87	芦田川	小田川	柰原川		山手町柰原	I
29	1-10-88	芦田川	小田川	柰原川		山手町柰原	I
30	1-10-92	芦田川	加屋川	本谷川		津ノ郷町本谷	I
31	1-10-93	芦田川	加屋川	加屋川		津ノ郷町川谷	I
32	1-10-94	芦田川	河手川	正明寺川		赤坂町一番組	I
33	1-10-95	芦田川	河手川	スベリ谷川		赤坂町一番組	I
34	1-10-96	芦田川	河手川	大本川		赤坂町一番組	I
35	1-10-97	芦田川	河手川	宮の前川		赤坂町鈴谷	I
36	1-10-98	芦田川	河手川	正田川		赤坂町鈴谷	I
37	1-10-100	芦田川	向永谷川	新庄川	芦田町		I
38	1-10-101	芦田川	向永谷川	新庄南川	芦田町		I
39	1-10-102	芦田川	向永谷川	新庄南川	芦田町		I
40	1-10-103	芦田川	論田川	鴨尾川		熊野町鴨尾	I
41	1-10-104	芦田川	加茂川	木原川		熊野町木原	I
42	1-10-105	芦田川	論田川	北迫川		熊野町北迫	I
43	1-10-106	芦田川	論田川	光林寺川		熊野町甲谷	I
44	1-10-107	芦田川	論田川	池之内川		熊野町池之内	I
45	1-10-108	芦田川	論田川	夜手谷川		熊野町両谷	I
46	1-10-109	芦田川	論田川	畑奥川	熊野町		I
47	1-10-111	芦田川	論田川	黒岩川		熊野町両谷	準
48	1-10-112	芦田川	論田川	亀ヶ迫川		熊野町中組	II
49	1-10-113	芦田川	論田川	金山川		熊野町中組	II
50	1-10-114	芦田川	論田川	北浦川		熊野町花咲	II
51	1-10-115	芦田川	論田川	大谷川		熊野町久師	I
52	1-10-119	芦田川	論田川	岡山川	瀬戸町		I
53	1-10-123	芦田川	高屋川	後谷川		千田町後谷	I
54	1-10-124	芦田川	高屋川	飯の山川		千田町丸池	I
55	1-10-146	芦田川	加茂川	明言川		加茂町明言	I
56	1-10-148	芦田川	加茂川	加茂川		加茂町明言	I
57	1-10-149	芦田川	加茂川	安忠川		加茂町安忠	I

	県溪流番号	水系名	河川名	溪流名	町村	字名	危険渓流区分
58	1-10-150	芦田川	加茂川	勇言川		加茂町勇言	I
59	1-10-151	芦田川	加茂川	小池谷川		加茂町小池	I
60	1-10-152	芦田川	深山川	深山川		加茂町土井	I
61	1-10-153	芦田川	深山川	深山川		加茂町深山口	I
62	1-10-154	芦田川	加茂川	加茂川		加茂町栗根	I
63	1-10-155	芦田川	加茂川	加茂川		加茂町刈光	I
64	1-10-156	芦田川	百谷川	猪子川		加茂町猪子	I
65	1-10-157	芦田川	百谷川	一ノ井出川		加茂町一ノ井出	I
66	1-10-158	芦田川	百谷川	広畑川		加茂町広畑	I
67	1-10-159	芦田川	百谷川	真光寺川		加茂町真光	I
68	1-10-160	芦田川	百谷川	真光寺川		加茂町真光	I
69	1-10-161	芦田川	深山川	深山川		加茂町下郷	I
70	1-10-189	芦田川	竹田川	仁井川		坪生町仁井	I
71	1-10-190	芦田川	竹田川	池平下川		坪生町東池	I
72	1-10-191	芦田川	竹田川	池平西川		坪生町西池	I
73	1-10-198	芦田川	狭間川	宇山川	春日町	宇山	I
74	1-10-201	芦田川	助元谷川	下足水川		駅家町下足	I
75	1-10-202	芦田川	助元谷川	仲間川		駅家町仲間	II
76	1-10-203	芦田川	服部川	市場川		駅家町市場	I
77	1-10-204	芦田川	服部川	市場川		駅家町市場	I
78	1-10-205	芦田川	服部川	門前川		駅家町門前	I
79	1-10-206	芦田川	服部川	門前川		駅家町門前	I
80	1-10-207	芦田川	服部川	本郷下川		駅家町本郷	I
81	1-10-208	芦田川	服部川	本郷中川		駅家町本郷	I
82	1-10-209	芦田川	服部川	上長砂谷川		駅家町上長	I
83	1-10-210	芦田川	服部川	宇根谷川		駅家町宇根	I
84	1-10-211	芦田川	服部川	梨ヶ峠川		駅家町梨ヶ峠	I
85	1-10-213	芦田川	本永谷川	明字谷川		駅家町明字谷	I
86	1-10-214	芦田川	本永谷川	平林川		駅家町平林	II
87	1-10-215	芦田川	芦田川	小池川		駅家町小池	I
88	1-10-216	芦田川	今岡川	八反田川		駅家町八反田谷	I
89	1-10-218	芦田川	有地川	割石中川		芦田町中割石	I
90	1-10-219	芦田川	有地川	割石奥川		芦田町上割石	I
91	1-10-220	芦田川	五入道川	別所谷川		芦田町別所	I
92	1-10-221	芦田川	有地川	市迫川		芦田町山方	I
93	1-10-222	芦田川	有地川	近玉谷川		芦田町天満	I
94	1-10-223	芦田川	有地川	殿の奥川		芦田町神谷	I
95	1-10-224	芦田川	有地川	下江窪川		芦田町上本郷	I
96	1-10-225	芦田川	有地川	宇山川		芦田町本郷	I
97	1-10-226	芦田川	有地川	西上谷川		芦田町下谷	I
98	1-10-227	芦田川	有地川	有地川		芦田町柞磨	I
99	1-10-228	芦田川	芦田川	西才町川		芦田町西才町	I
100	1-10-229	芦田川	向永谷川	栗江奥谷川		駅家町栗江奥谷	I
101	1-10-230	芦田川	向永谷川	本谷川		駅家町本谷	I
102	1-10-231	芦田川	向永谷川	本谷川		駅家町本谷	I
103	1-10-232	芦田川	市原川	小丸子谷川	芦田町		I
104	1-10-233	芦田川	久田谷川	表谷川		芦田町土壁	I
105	1-10-234	芦田川	堀町川	堀町川		芦田町大谷	I
106	1-10-235	芦田川	堀町川	ヒエダ奥川		芦田町大谷	I
107	1-10-236	芦田川	堀町川	石ヶ迫奥川		芦田町峠	I
108	1-10-237	芦田川	堀町川	宇山川		芦田町堀町	I
109	1-10-429	芦田川	平谷川	竹ヶ橋下川		水呑町竹ヶ端	I
110	1-10-430	芦田川	平谷川	竹ヶ橋下川		水呑町鍛冶屋	I
111	1-10-431	芦田川	論田川	池之内川		熊野町池之内	I
112	1-10-432	芦田川	論田川	後西川		熊野町後西	I
113	1-10-433	芦田川	論田川	高下川		熊野町高下	I
114	1-10-434	芦田川	安井川	道上川		赤坂町道上	I
115	1-10-435	芦田川	川手川	早戸二組川		赤坂町早戸	I
116	1-10-436	芦田川	安井川	上組川		赤坂町上組	I

	県溪流番号	水系名	河川名	溪流名	町村	字名	危険溪流区分
117	1-10-437	芦田川	西谷川	西谷川	駅家町	今岡	I
118	1-10-441	芦田川	有地川	上三斗木川2		芦田町上有地	I
119	1-10-442	芦田川	有地川	中郡川	芦田町	柞磨	I
120	1-10-443	芦田川	有地川	別所川	芦田町		I
121	1-10-444	芦田川	有地川	迫谷川	芦田町		I
122	1-10-445	芦田川	有地川			芦田町柞磨迫谷	II
123	1-10-480	芦田川	服部川	小山田川		駅家町小田	II
124	1-10-481	芦田川	服部川	本郷下川		駅家町服部本郷下	I
125	1-10-482	芦田川	服部川	本郷下川		駅家町服部本郷下	I
126	1-10-483	芦田川	服部川	服部永谷川	駅家町	服部永谷	II
127	1-10-484	芦田川	百谷川	百谷川		加茂町百谷	I
128	1-10-485	芦田川	百谷川	芦原川		加茂町芦原	I
129	1-10-486	芦田川	加茂川	刈光川		加茂町北山芦原	I
130	1-10-487	芦田川	百谷川	中野川		加茂町中野	I
131	1-10-510	芦田川	高屋川	烏山下川		千田町烏山	I
132	1-11-1	高梁川	小田川	大原川		山野町大原	I
133	1-11-2	高梁川	小田川	江谷川		山野町江谷	I
134	1-11-3	高梁川	小田川	東免川		山野町東免	I
135	1-11-8	高梁川	高尾川	角屋川		山野町角屋	II
136	1-11-57	高梁川	小田川	殿川内川		山野町殿川内	I
137	1-11-58	高梁川	矢川	下厚谷川		山野町下厚谷	I
138	1-11-59	高梁川	小田川	東免2		山野町東免	I
139	1-11-60	高梁川	小田川	下市川		山野町下市	I
140	2-12-2	本郷川	本郷川	長波川		今津町長波	I
141	2-12-3	本郷川	本郷川	木の迫川		東村町小原	I
142	2-12-4	本郷川	本郷川	高畑川		東村町小原	I
143	2-12-5	本郷川	本郷川	立神奥川		本郷町立神	I
144	2-12-6	本郷川	本郷川	住尾迫川		本郷町尾越	I
145	2-12-7	本郷川	本郷川	城山川		本郷町市	I
146	2-12-8	本郷川	本郷川	山手川		本郷町横山	I
147	2-12-10	本郷川	本郷川	中野川		本郷町横山	I
148	2-12-13	本郷川	本郷川	納屋川		本郷町納屋	I
149	2-12-14	本郷川	本郷川	大迫川		本郷町納屋	I
150	2-12-26	本郷川	本郷川	瀬儀川		東村町瀬儀	I
151	2-12-27	本郷川	本郷川	大谷川	東村町		I
152	2-12-28	本郷川	本郷川	尾越川	東村町		I
153	2-12-30	本郷川	本郷川	吉田上川		本郷町吉田	I
154	2-12-31	本郷川	本郷川	吉田下川		本郷町吉田	II
155	2-12-32	本郷川	本郷川	横山川		本郷町横山	I
156	2-12-33	本郷川	本郷川	納屋上川		本郷町納屋	I
157	2-12-34	本郷川	土井川	御領川		本郷町御領	I
158	2-13-1	羽原川	羽原川	大野ヶ原川	神村町		I
159	2-13-3	羽原川	羽原川	奥田西平川		神村町十三区	I
160	2-13-4	羽原川	羽原川	奥田西平川		神村町十三区	I
161	2-13-5	羽原川	羽原川	奥田西平川		神村町十三区	I
162	2-13-6	羽原川	羽原川	奥田東平川		神村町十三区	I
163	2-13-7	羽原川	羽原川	畑本二川		柳津町西組	I
164	2-13-8	羽原川	鍋田川	荻之尾川		赤坂町小原	I
165	2-13-10	羽原川	鍋田川	入江川		神村町七区	I
166	2-13-11	羽原川	羽原川	奥田川		神村町奥田	II
167	2-13-12	羽原川	鍋田川	小原川		赤坂町小原	I
168	2-13-13	羽原川	鍋田川	二区川		神村町二区	I
169	2-13-14	羽原川	鍋田川	八区川		神村町八区	I
170	2-14-1	新川	新川	市場組川		柳津町市場組	I
171	2-14-2	新川	新川	東組川		柳津町東組	I
172	2-14-3	新川	藁江川	田中川		金江町田中	I
173	2-14-4	新川	新川	中組川		柳津町中組	I
174	2-15-36	山南川	山南川	通畑1		藤江町通畑	I
175	2-33-1	才戸川	才戸川	才戸川	金江町		I

	県溪流番号	水系名	河川名	溪流名	町村	字名	危険渓流区分
176	2-33-2	才戸川	才戸川	瀬丸川		藤江町瀬丸	I
177	2-35-1	手城川	手城川	奈良津川	奈良津町		I
178	2-35-2	手城川	手城川	綱木川	蔵王町		I
179	2-35-3	手城川	手城川	綱木川	蔵王町		I
180	2-35-4	手城川	手城川	蔵王川		蔵王町良	I
181	2-35-5	手城川	手城川	大山川	蔵王町		I
182	2-35-6	手城川	手城川	横田川	蔵王町		I
183	2-35-7	手城川	手城川	竹工川	春日町		I
184	2-35-8	手城川	手城川	堂砂子川	春日町		I
185	2-35-9	手城川	手城川	弥ヶ迫川	春日町		I
186	2-35-10	手城川	手城川	弥ヶ迫川	春日町		I
187	2-35-11	手城川	手城川	宅部川		引野町宅部	I
188	2-35-12	手城川	手城川	長浜上川		引野町長浜	I
189	2-35-13	手城川	手城川	長浜川		引野町長浜	I
190	2-35-14	手城川	手城川	千田大峠川	千田町		I
191	2-35-15	手城川	手城川			蔵王町	I
192	2-35-16	手城川	手城川	小松川		春日町浦上	II
193	3-208-343	その他	平谷川	平谷川		鞆町宮前	I
194	3-209-344	その他	清水川	清水川		ヒ宮前	I
195	3-210-345	その他		後山川		鞆町後地	I
196	3-211-346	その他		後山川		鞆町後地	I
197	3-212-347	その他	浅の谷川	ギオン川		鞆町後地	I
198	3-213-348	その他		陰平川		鞆町	I
199	3-214-352	その他				鞆御幸町	I
200	3-215-353	その他		中取川		鞆御幸町白茅	I
201	3-216-354	その他	白茅川	白茅川		鞆町後路	I
202	3-217-355	その他	八獄谷川	八獄谷川		田尻町西中	I
203	3-218-356	その他	佐層谷川	佐層谷川		田尻町西中	I
204	3-219-357	その他	九所谷川	大常川		田尻町大浜	I
205	3-220-358	その他	大常川	大常川		田尻町大浜	I
206	3-221-359	その他	古山田川	古山田川		田尻町別所	I
207	3-221-360	その他	古山田川	権現川瑠		田尻町別所	I
208	3-222-362	その他		二子川		田尻町二子	I
209	3-223-363	その他		高島川		田尻町高島	I
210	3-224-364	その他		竹ヶ淵上川	田尻町		I
211	3-225-365	その他		竹ヶ淵下川	田尻町		I
212	3-226-366	その他	皿山川	長崎川		引野町長崎	I
213	3-539-854	その他		田ノ浦川		鞆田ノ浦	I
214	3-540-855	その他		走山		走島町中村	I
215	3-541-857	その他		浦友川		走島町浦友	I
216	3-708-1201	その他		鞆後地川		鞆後地	II
217	3-709-1202	その他		丸山川		田尻町丸山	I
218	3-718-1206	その他		浦友川		走島町浦友	I
219	3-719-1207	その他		浜川		走島町浜	I
220	1-10-5001	芦田川	芦田川	長和	瀬戸町	長和	II
221	1-10-5002	芦田川	芦田川	梅の木原	瀬戸町		II
222	1-10-5003	芦田川	論田川	久師	熊野町		II
223	1-10-5004	芦田川	論田川	中組	熊野町		II
224	1-10-5005	芦田川	論田川	壇原	熊野町		II
225	1-10-5006	芦田川	論田川	黒木	熊野町		準
226	1-10-5007	芦田川	芦田川	金持	熊野町		II
227	1-10-5008	芦田川	河手川	鈴谷	赤坂町		I
228	1-10-5009	芦田川	河手川	鈴谷	赤坂町		II
229	1-10-5010	芦田川	向谷川	長者ヶ原	赤坂町		II
230	1-10-5011	芦田川	河手川	鈴谷	赤坂町		II
231	1-10-5012	芦田川	西谷川	今岡	駅家町	今岡	II
232	1-10-5013	芦田川	西谷川	大橋	駅家町	大橋	II
233	1-10-5014	芦田川	向永谷川	本谷	駅家町		II
234	1-10-5015	芦田川	服部川	川西	芦田町		I

	県溪流番号	水系名	河川名	溪流名	町村	字名	危険溪流区分
235	1-10-5016	芦田川	有地川	上三斗木	芦田町		Ⅱ
236	1-10-5017	芦田川	有地川	中柞間	芦田町	柞磨	Ⅰ
237	1-10-5018	芦田川	有地川	中村	芦田町		Ⅱ
238	1-10-5019	芦田川	芦田川	久田谷	芦田町		Ⅱ
239	1-10-5084	芦田川	服部川	小山田	駅家町		Ⅱ
240	1-10-5085	芦田川	服部川	新山	駅家町	新山	Ⅱ
241	1-10-5086	芦田川	服部川	新造	駅家町	助元	Ⅱ
242	1-10-5087	芦田川	服部川	下組	駅家町	雨木	Ⅱ
243	1-10-5088	芦田川	服部川	下組	駅家町	雨木	Ⅱ
244	1-10-5089	芦田川	服部川	下組	駅家町	雨木	準
245	1-10-5090	芦田川	服部川	中組	駅家町	雨木	Ⅱ
246	1-10-5091	芦田川	服部川	中組	駅家町	雨木	Ⅱ
247	1-10-5092	芦田川	服部川	中組	駅家町	雨木	Ⅱ
248	1-10-5093	芦田川	服部川	中組	駅家町	雨木	Ⅰ
249	1-10-5094	芦田川	服部川	下組	駅家町	雨木	Ⅰ
250	1-10-5095	芦田川	服部川	下組	駅家町	雨木	Ⅱ
251	1-10-5096	芦田川	服部川	下組	駅家町	雨木	Ⅱ
252	1-10-5097	芦田川	服部川	本郷中	駅家町		Ⅱ
253	1-10-5098	芦田川	服部川	本郷中	駅家町		Ⅱ
254	1-10-5099	芦田川	服部川	本郷中	駅家町		Ⅱ
255	1-10-5100	芦田川	服部川	服部本郷	駅家町		Ⅱ
256	1-10-5101	芦田川	服部川	本郷中	駅家町		Ⅰ
257	1-10-5103	芦田川	服部川	本郷中	駅家町		Ⅱ
258	1-10-5104	芦田川	服部川	本郷中	駅家町		Ⅰ
259	1-10-5105	芦田川	服部川	本郷下	駅家町		Ⅰ
260	1-10-5106	芦田川	服部川	本郷下	駅家町		Ⅰ
261	1-10-5107	芦田川	服部川	服部本郷	駅家町	服部本郷	Ⅰ
262	1-10-5108	芦田川	服部川	平林	駅家町		Ⅱ
263	1-10-5109	芦田川	服部川	川西	駅家町	法成寺	Ⅱ
264	1-10-5111	芦田川	百谷川	姫谷1	加茂町		Ⅱ
265	1-10-5112	芦田川	百谷川	百谷	加茂町	百谷	Ⅱ
266	1-10-5116	芦田川	百谷川	井手	加茂町		Ⅰ
267	1-10-5117	芦田川	四川	四川	加茂町		Ⅰ
268	1-10-5118	芦田川	四川	四川	加茂町		Ⅱ
269	1-10-5119	芦田川	四川	四川	加茂町		Ⅱ
270	1-10-5120	芦田川	深山川	種	加茂町	北山	Ⅱ
271	1-10-5121	芦田川	深山川	楠田	加茂町	北山	Ⅱ
272	1-10-5122	芦田川	鯉谷川	刈光	加茂町	北山	Ⅱ
273	1-10-5131	芦田川	竹田川	宇山	春日町	宇山	Ⅱ
274	1-10-5137	芦田川	高屋川	烏山上	千田町		Ⅱ
275	1-10-8100	芦田川	加茂川	土井	加茂町	粟根	Ⅱ
276	1-10-8101	芦田川	加茂川	江良	加茂町	粟根	Ⅰ
277	1-10-8102	芦田川	百谷川	加茂川	加茂町	百谷	Ⅰ
278	1-10-8103	芦田川	百谷川	鳥越	加茂町	下加茂	準
279	1-10-8104	芦田川	百谷川	下加茂	加茂町	下加茂	準
280	1-10-8105	芦田川	百谷川	猪の子	加茂町	下加茂	Ⅰ
281	1-10-8106	芦田川	服部川	助本川	駅家町	新山	Ⅰ
282	1-10-8107	芦田川	西川	掛追	駅家町	法成寺	Ⅰ
283	1-10-8108	芦田川	西川	掛追	駅家町	法成寺	Ⅰ
284	1-10-8109	芦田川	小山田川	服部川	駅家町	新山	準
285	1-10-8110	芦田川	小山田川	服部川	駅家町	新山	準
286	1-10-8111	芦田川	小山田川	服部川	駅家町	新山	準
287	1-10-8112	芦田川	久田谷川	久田谷川	芦田町	下有地	Ⅱ
288	1-10-8113	芦田川	久田谷川	久田谷2	芦田町	下有地	Ⅰ
289	1-10-8114	芦田川	久田谷川	久田谷	芦田町	下有地	Ⅱ
290	1-10-8115	芦田川	久田谷川	久田谷4	芦田町	下有地	Ⅱ
291	1-10-8116	芦田川	久田谷川	下有地	芦田町	下有地	Ⅱ
292	1-10-8117	芦田川	久田谷川	下有地川	芦田町	下有地	Ⅰ
293	1-10-8118	芦田川	久田谷川	久田谷川	芦田町	下有地	準

	県溪流番号	水系名	河川名	溪流名	町村	字名	危険渓流区分
294	1-10-8119	芦田川	有地川	下割石	芦田町	福田	I
295	1-10-8120	芦田川	有地川	西才2	芦田町	福田	I
296	1-10-8121	芦田川	有地川	西才	芦田町	福田	I
297	1-10-8122	芦田川	久田谷川	土壁	芦田町	柞磨	I
298	1-10-8123	芦田川	久田谷川	土壁2	芦田町	柞磨	準
299	1-10-8124	芦田川	久田谷川	柞磨2	芦田町	柞磨	準
300	1-10-8125	芦田川	久田谷川	柞磨3	芦田町	柞磨	準
301	1-10-8126	芦田川	有地川	柞磨4	芦田町	柞磨	I
302	1-10-8127	芦田川	芦田川	森脇	御幸町	森脇	準
303	1-10-8128	芦田川	芦田川	森脇2	御幸町	森脇	準
304	1-10-8129	芦田川	高屋川	千田2	千田町	千田	I
305	1-10-8130	芦田川	高屋川	千田	千田町	千田	I
306	1-10-8131	芦田川	有地川	有地川	芦田町	上有地	II
307	1-10-8132	芦田川	有地川	別所	芦田町	柞磨	準
308	1-10-8133	芦田川	有地川	上柞磨2	芦田町	柞磨	準
309	1-10-8134	芦田川	有地川	追谷	芦田町	柞磨	II
310	1-10-8135	芦田川	西谷川	大橋川	駅家町	大橋	準
311	1-10-8136	芦田川	西谷川	大橋川	駅家町	大橋	準
312	1-10-8137	芦田川	向永谷川	向永谷川	駅家町	向永谷	準
313	1-10-8138	芦田川	向永谷川	本谷川	駅家町	向永谷	II
314	1-10-8139	芦田川	向永谷川	本谷	駅家町	向永谷	準
315	1-10-8140	芦田川	市原川	市原川	芦田町	福田	I
316	1-10-8141	芦田川	市原川	市原2	芦田町	福田	II
317	1-10-8142	芦田川	有地川	下有地	芦田町	下有地	準
318	1-10-8143	芦田川	有地川	下有地2	芦田町	福田	I
319	1-10-8144	芦田川	有地川	柞磨1	芦田町	柞磨	II
320	1-10-8145	芦田川	有地川	追谷2	芦田町	柞磨	II
321	1-10-8146	芦田川	有地川	柞磨橋	芦田町	柞磨	準
322	1-10-8147	芦田川	有地川	柞磨5	芦田町	柞磨	I
323	1-10-8148	芦田川	有地川	下谷	芦田町	柞磨	II
324	1-10-8149	高梁川			芦田町	柞磨	II
325	1-10-8150	芦田川	有地川	中柞磨	芦田町	柞磨	準
326	1-10-8151	芦田川	掘町川	峠4	芦田町	柞磨	準
327	1-10-8152	芦田川	掘町川	峠3	芦田町	柞磨	準
328	1-10-8153	芦田川	掘町川	峠2	芦田町	柞磨	I
329	1-10-8154	芦田川	有地川	下三斗木	芦田町	上有地	II
330	1-10-8155	芦田川	高屋川	坂田	千田町	坂田	I
331	1-10-8156	芦田川	高屋川	中津原	御幸町	中津原	I
332	1-10-8157	芦田川	芦田川	藪路	千田町	藪路	I
333	1-10-8158	芦田川	瀬戸川	志田原	瀬戸町	長和	II
334	1-10-8159	芦田川	芦田川	坂田	千田町	坂田	I
335	1-10-8160	芦田川	芦田川	久松台	千田町	坂田	I
336	1-10-8161	芦田川	芦田川	北本庄	北本庄四丁目		I
337	1-10-8162	芦田川	芦田川	境	山手町		I
338	1-10-8163	芦田川	河手川	長者ヶ原	赤坂町	赤坂	II
339	1-10-8164	芦田川	河手川	長ヶ原	赤坂町	赤坂	II
340	1-10-8165	芦田川	竹田川	仁井	坪生町		I
341	1-10-8166	芦田川	竹田川	瀬戸川	坪生町		II
342	1-10-8167	芦田川	狭間川	宇山	春日町	宇山	準
343	1-10-8168	芦田川	狭間川	宇山2	春日町	宇山	準
344	1-10-8169	芦田川	狭間川	宇山3	春日町	宇山	準
345	1-10-8170	芦田川	狭間川	宇山4	春日町	宇山	II
346	1-10-8171	芦田川	狭間川	宇山5	春日町	宇山	II
347	1-10-8172	芦田川	狭間川	宇山6	春日町	宇山	準
348	1-10-8173	芦田川	狭間川	宇山7	春日町	宇山	準
349	1-10-8174	芦田川	向永谷川	長者ヶ原 2	赤坂町	赤坂	準
350	1-10-8175	芦田川	向永谷川	長者ヶ原 1	赤坂町	赤坂	準
351	1-10-8176	芦田川	小田川	本谷上	津之郷町	津之郷	II
352	1-10-8177	芦田川			赤坂町	赤坂	準

	県溪流番号	水系名	河川名	溪流名	町村	字名	危険溪流区分
353	1-10-8178	芦田川			赤坂町	赤坂	準
354	1-10-8179	芦田川	瀬戸川	赤坂1	赤坂町	赤坂	I
355	1-10-8180	芦田川			赤坂町	赤坂	準
356	1-10-8181	芦田川			赤坂町	赤坂	準
357	1-10-8182	芦田川			赤坂町	赤坂	準
358	1-10-8183	芦田川			赤坂町	赤坂	準
359	1-10-8184	芦田川	河手川	赤坂4	赤坂町	赤坂	準
360	1-10-8185	芦田川	河手川	赤坂6	赤坂町	赤坂	I
361	1-10-8186	芦田川	猪之子川	高浦	瀬戸町	長和	I
362	1-10-8187	芦田川	芦田川	上組②	草戸町		I
363	1-10-8188	芦田川	芦田川	上組①	草戸町		I
364	1-10-8189	芦田川	芦田川	半坂1	草戸町		II
365	1-10-8190	芦田川	猪之子川	長和③	瀬戸町	長和	I
366	1-10-8191	芦田川	猪之子川	栗ヶ迫	瀬戸町	長和	I
367	1-10-8192	芦田川	猪之子川	栗ヶ迫	瀬戸町	長和	I
368	1-10-8193	芦田川	猪之子川	矢迫	瀬戸町	長和	II
369	1-10-8194	芦田川	猪之子川	田平	瀬戸町	長和	準
370	1-10-8195	芦田川	猪之子川	田平	瀬戸町	長和	準
371	1-10-8196	芦田川	芦田川	長和	瀬戸町	長和	準
372	1-10-8197	芦田川	芦田川	半坂②	草戸町		準
373	1-10-8198	芦田川		長和	瀬戸町	長和	準
374	1-10-8199	芦田川	芦田川	梓田	瀬戸町	長和	I
375	1-10-8200	芦田川	芦田川	梓田②	瀬戸町	長和	I
376	1-10-8201	芦田川		松山	瀬戸町	長和	準
377	1-10-8202	芦田川	瀬戸川	松山	瀬戸町	長和	I
378	1-10-8203	芦田川	芦田川	梓田③	瀬戸町	長和	I
379	1-10-8204	芦田川	芦田川	梓田④	瀬戸町	長和	I
380	1-10-8205	芦田川	河手川	早戸	赤坂町	早戸	II
381	1-10-8206	芦田川	芦田川	長和④	瀬戸町	長和	II
382	1-10-8207	芦田川	瀬戸川	田中	瀬戸町	長和	II
383	1-10-8208	芦田川	瀬戸川	虎②	瀬戸町		II
384	1-10-8210	芦田川	芦田川	小水呑②	水呑町		I
385	1-10-8211	芦田川	芦田川	小水呑	水呑町		I
386	1-10-8212	芦田川	瀬戸川	地頭分	瀬戸町	長和	準
387	1-10-8213	芦田川	瀬戸川	地頭分	瀬戸町	長和	II
388	1-10-8214	芦田川			瀬戸町	長和	準
389	1-10-8215	芦田川			赤坂町	早戸	準
390	1-10-8216	芦田川	瀬戸川	西谷②	瀬戸町	長和	I
391	1-10-8217	芦田川			瀬戸町	長和	準
392	1-10-8218	芦田川	論田川	筒井	瀬戸町	長和	I
393	1-10-8219	芦田川	論田川	高下	熊野町		I
394	1-10-8220	芦田川	論田川	坂根	熊野町		II
395	1-10-8221	芦田川	河手川	道上	赤坂町	早戸	II
396	1-10-8222	芦田川	芦田川	水呑向丘	水呑町		I
397	1-10-8223	芦田川	論田川	上之原上⑤	熊野町		I
398	1-10-8224	芦田川	論田川	上之原上⑥	熊野町		I
399	1-10-8225	芦田川	論田川	上之原上⑦	熊野町		II
400	1-10-8226	芦田川			熊野町		準
401	1-10-8227	芦田川	芦田川	日之出ヶ丘	水呑町		II
402	1-10-8228	芦田川	論田川	上之原上1	熊野町		準
403	1-10-8229	芦田川	論田川	上之原上2	熊野町		準
404	1-10-8230	芦田川	論田川	上之原上3	熊野町		準
405	1-10-8231	芦田川	論田川	上之原上4	熊野町		準
406	1-10-8232	芦田川	論田川	上山田	熊野町		準
407	1-10-8233	芦田川	論田川	中組2	熊野町		II
408	1-10-8234	芦田川	論田川	中組1	熊野町		準
409	1-10-8235	芦田川	論田川	寺迫上	熊野町		II
410	1-10-8236	芦田川	論田川	久師3	熊野町		準
411	1-10-8237	芦田川	論田川	久師2	熊野町		準

	県溪流番号	水系名	河川名	溪流名	町村	字名	危険溪流区分
412	1-10-8238	芦田川	論田川	久師1	熊野町		準
413	1-10-8239	芦田川	狭間川	小池	千田町	千田	I
414	1-10-8240	芦田川	掘町川	末元	芦田町	上有地	準
415	1-10-8241	芦田川	高屋川	横尾	千田町	坂田	I
416	1-10-8242	芦田川			津之郷町		準
417	1-10-8243	芦田川	有地川	清水池	芦田町	下有地	II
418	1-10-8244	芦田川	論田川	下山田	熊野町		II
419	1-10-8245	芦田川	有地川	上柞磨			II
420	1-10-8246	芦田川	向永谷川	長者ヶ原	赤坂町	赤坂	準
421	1-10-8247	芦田川	今地川	東田池	芦田町	上有地	I
422	1-10-8259	芦田川	論田川	北浦	熊野町		準
423	1-10-8260	芦田川	論田川	北浦川	熊野町		I
424	1-10-8261	芦田川	有地川	猪谷池	芦田町	柞磨	II
425	1-10-8262	芦田川	有地川	下たる磨	芦田町	柞磨	準
426	1-11-9	高梁川	高尾川	竹の丸	山野町		II
427	1-11-5001	高梁川	小田川	高尾川	山野町		II
428	1-11-5002	高梁川	大谷川	山野	山野町	山野	II
429	1-11-5003	高梁川	大谷川	山野	山野町	山野	II
430	1-11-5004	高梁川	大谷川	大谷上	山野町		準
431	1-11-5005	高梁川	大谷川	山野1	山野町	山野	II
432	1-11-5006	高梁川	大谷川	山野2	山野町	山野	II
433	1-11-5007	高梁川	大谷川	山野3	山野町	山野	II
434	1-11-5008	高梁川	大谷川	山野4	山野町	山野	II
435	1-11-5009	高梁川	大谷川	山野4	山野町	山野	II
436	1-11-5010	高梁川	大谷川	山野	山野町	山野	II
437	1-11-5011	高梁川	大谷川	山野	山野町	山野	II
438	1-11-5012	高梁川	大谷川	山野4	山野町	山野	II
439	1-11-5013	高梁川	大谷川	山野	山野町	山野	I
440	1-11-5014	高梁川	高尾川	山野	山野町	山野	II
441	1-11-5015	高梁川	高尾川	大正	山野町		II
442	1-11-5016	高梁川	高尾川	大正	山野町		II
443	1-11-5017	高梁川	高尾川	大正	山野町		II
444	1-11-5018	高梁川	高尾川	大正	山野町		II
445	1-11-5019	高梁川	高尾川	高尾	山野町		I
446	1-11-5020	高梁川	小田川	田原	山野町		II
447	1-11-5021	高梁川	矢川	中原谷	山野町		II
448	1-11-5022	高梁川	矢川	矢川下	山野町	矢川	II
449	1-11-5023	高梁川	矢川	矢川	山野町	矢川	I
450	1-11-5024	高梁川	矢川	矢川	山野町	矢川	II
451	1-11-5025	高梁川	矢川	矢川3	山野町	矢川	II
452	1-11-5026	高梁川	矢川	矢川4	山野町	矢川	II
453	1-11-5027	高梁川	矢川	中厚谷	山野町		II
454	1-11-5028	高梁川	矢川	下原谷	山野町		II
455	1-11-5029	高梁川	小田川	東免1	山野町		I
456	2-11-5001	藤井川	藤井川	川尻	高西町		II
457	2-11-5002	藤井川	藤井川	横谷	東村町		II
458	2-11-5003	藤井川	藤井川	宗政	東村町		I
459	2-11-8100	藤井川	藤井川	川尻2	高西町		I
460	2-11-8101	藤井川	藤井川	川尻3	高西町		I
461	2-12-5001	本郷川	本郷川	小原	東村町		I
462	2-12-5002	本郷川	本郷川		本郷町		II
463	2-12-5003	本郷川	土井川	御領	本郷町		I
464	2-12-8100	本郷川	本郷川	本郷	本郷町		準
465	2-12-8101	本郷川	本郷川	本郷2	本郷町		準
466	2-12-8102	本郷川	本郷川		本郷町		準
467	2-12-8103	本郷川	本郷川		本郷町		準
468	2-12-8105	本郷川	本郷川	中野川	本郷町		I
469	2-12-8106	本郷川	本郷川	中野川	本郷町		準
470	2-13-5001	羽原川	鍋田川	三区	神村町		準

	県溪流番号	水系名	河川名	溪流名	町村	字名	危険溪流区分
471	2-13-8100	羽原川	羽原川	十三区①	神村町		Ⅱ
472	2-13-8101	羽原川	羽原川		神村町		準
473	2-13-8102	羽原川	羽原川		神村町		準
474	2-13-8103	羽原川	羽原川	十三区④	神村町		Ⅱ
475	2-13-8104	羽原川	羽原川	十三区⑤	神村町		Ⅱ
476	2-13-8105	羽原川	羽原川		神村町		準
477	2-13-8106	本郷川	本郷川		神村町		準
478	2-13-8107	本郷川	本郷川		神村町		準
479	2-13-8108	羽原川	羽原川	十一区③	神村町		Ⅰ
480	2-13-8110	羽原川	羽原川		神村町		準
481	2-13-8111	羽原川	鍋田川	八区②	神村町		Ⅱ
482	2-13-8112	羽原川	羽原川	八区	松永町		Ⅰ
483	2-13-8113	羽原川	鍋田川	五区	神村町		Ⅰ
484	2-14-5001	新川	夕力江川	田中	金江町		Ⅱ
485	2-14-5002	新川	新川	本谷	金江町		Ⅱ
486	2-14-5003	新川	夕力江川	本谷	金江町		Ⅰ
487	2-14-8100	新川	藁江川	道上②	金江町	藁江	Ⅰ
488	2-14-8101	新川	新川		金江町	藁江	準
489	2-14-8102	新川	新川		金江町	藁江	準
490	2-14-8103	新川	新川		金江町	藁江	準
491	2-14-8104	新川	新川		金江町	藁江	準
492	2-14-8105	新川	新川		金江町	藁江	準
493	2-14-8106	新川	新川		金江町	藁江	準
494	2-14-8107	新川	新川	平田	金江町	藁江	Ⅰ
495	2-14-8108	新川	新川	市場組	柳津町		Ⅰ
496	2-14-8109	新川	新川		金江町	藁江	準
497	2-14-8110	新川	新川		金江町	藁江	準
498	2-14-8111	新川	新川		金江町	藁江	準
499	2-14-8112	新川	新川		金江町	藁江	準
500	2-14-8113	新川	新川		金江町	藁江	準
501	2-14-8114	新川	新川		金江町	藁江	準
502	2-14-8115	新川	新川		金江町	藁江	準
503	2-14-8116	新川	新川	幸田②	金江町	金見	Ⅱ
504	2-14-8117	新川	新川	幸田	金江町	金見	Ⅱ
505	2-14-8118	新川	新川		金江町	金見	準
506	2-14-8119	新川	新川		金江町	金見	準
507	2-14-8120	新川	新川		金江町	金見	準
508	2-14-8121	新川	新川		金江町	金見	準
509	2-14-8122	新川	新川	本谷①	金江町	金見	Ⅱ
510	2-15-8100	山南川	山南川	大富東	熊野町		Ⅰ
511	2-15-8101	山南川	山南川		熊野町		準
512	2-15-8102	山南川	山南川	通畑1	藤江町		準
513	2-15-8103	山南川	山南川	通畑2	藤江町		Ⅱ
514	2-15-8104	山南川	山南川	通畑3	藤江町		準
515	2-33-5001	才戸川	才戸川	藤江	藤江町		Ⅰ
516	2-33-8100	才戸川	才戸川		藤江町		準
517	2-35-8100	手城川	手城川	大門	大門町	大門	Ⅱ
518	2-35-8102	手城川	手城川		春日町	浦上	準
519	2-35-8103	手城川	手城川	浦上	春日町	浦上	準
520	2-35-8104	手城川	手城川		春日町	浦上	準
521	2-35-8105	手城川	手城川		春日町	浦上	準
522	2-35-8106	手城川	手城川	浦上	春日町	浦上	準
523	2-35-8107	手城川	手城川	浦上6	春日町	浦上	準
524	2-35-8108	手城川	手城川	上池	春日町	浦上	Ⅰ
525	2-35-8110	手城川	手城川	大門	大門町	大門	Ⅰ
526	3-222-8100	その他	その他	二子	田尻町		Ⅰ
527	3-710-5174	その他	平谷川	平谷	田尻町		Ⅱ
528	3-714-5177	その他		小松浦	鞆町後地		準
529	3-715-5178	その他	その他		走島町		Ⅱ

	県溪流番号	水系名	河川名	溪流名	町村	字名	危険溪流区分
530	3-716-5179	その他	その他	ギボウシ	走島町		Ⅱ
531	3-717-5180	その他	その他	キボシ	走島町		Ⅱ
532	3-521-831	その他	奥上川	江良川	内海町	江良	Ⅰ
533	3-522-832	その他	奥上川	奥上川	内海町	奥上	Ⅰ
534	3-523-833	その他	入双川	入双川	内海町	入双	Ⅰ
535	3-524-834	その他	町平川	町平川	内海町	番川原	Ⅰ
536	3-524-835	その他	番川原川	番川原川	内海町	番川原	Ⅰ
537	3-525-836	その他	大浦川	大浦川1	内海町	大浦	Ⅰ
538	3-526-837	その他	天満川	天満川	内海町	天満	Ⅰ
539	3-526-838	その他	天満川	天満川	内海町	天満	Ⅰ
540	3-526-839	その他	天満川	天満川	内海町	天満	Ⅰ
541	3-527-840	その他	立畑川	立畑川	内海町	立畑	Ⅰ
542	3-528-841	その他	釜谷川	釜谷川	内海町	釜谷	Ⅰ
543	3-529-842	その他	内浦川	内浦川2	内海町	内浦	Ⅰ
544	3-530-843	その他	寺山川1	寺山川1	内海町	寺山	Ⅰ
545	3-531-844	その他	小箱川	小箱川	内海町	小箱	Ⅰ
546	3-532-845	その他	箱崎川1	箱崎川1	内海町	箱崎	Ⅰ
547	3-533-846	その他	小用地川2	小用地川	内海町	小用地	Ⅰ
548	3-534-847	その他	小畑川2	小畑川2	内海町	小畑	Ⅰ
549	3-535-848	その他	大畑川2	大畑川2	内海町	大畑	Ⅰ
550	3-535-849	その他	大畑川1	大畑川1	内海町	大畑	Ⅰ
551	3-536-850	その他	明見川	明見川	内海町	明見	Ⅰ
552	3-537-851	その他	高山川	高山川	内海町	南	Ⅰ
553	3-537-852	その他		南川	内海町	南	Ⅰ
554	3-538-853	その他	町平川	町平川	内海町	平	Ⅰ
555	3-712-1205	その他		沖川	内海町	沖	Ⅰ
556	3-711-5175	その他		寺山川	内海町	寺山	Ⅱ
557	3-942-8421	その他	寺山川	寺山谷川	内海町	寺山	Ⅱ
558	3-713-5176	その他		平川	内海町	平	Ⅱ
559	1-10-31	芦田川	芦田川	青目寺川	新市町	上戸手	Ⅰ
560	1-10-32	芦田川	芦田川	相方下川	新市町	下組	Ⅰ
561	1-10-33	芦田川	芦田川	相方中川	新市町	中組	Ⅰ
562	1-10-34	芦田川	芦田川	相方上川	新市町	上組	Ⅰ
563	1-10-238	芦田川	木曾丸川	別所川	新市町	宮内	Ⅰ
564	1-10-239	芦田川	神谷川	出絵川	新市町	連下	Ⅰ
565	1-10-240	芦田川	芦浦川	光明寺川	新市町	芦浦	Ⅰ
566	1-10-241	芦田川	芦浦川	岡谷川	新市町	芦浦	Ⅰ
567	1-10-242	芦田川	芦浦川	畑谷川	新市町	畑谷	Ⅰ
568	1-10-243	芦田川	金名川	金黒川	新市町	沖組	Ⅰ
569	1-10-244	芦田川	神谷川	神仁久下川	新市町	平田	Ⅰ
570	1-10-245	芦田川	神谷川	神仁久上川	新市町	平田	Ⅰ
571	1-10-246	芦田川	神谷川	志和井川	新市町	常	Ⅰ
572	1-10-247	芦田川	神谷川	砂原川	新市町	砂原	Ⅰ
573	1-10-248	芦田川	神谷川	森の上川	新市町	森の上	Ⅰ
574	1-10-249	芦田川	神谷川	梅本川	新市町	花屋	Ⅰ
575	1-10-253	芦田川	木曾丸川	宮内谷川	新市町	宮内	Ⅰ
576	1-10-255	芦田川	木曾丸川	輪蔵川	新市町	宮内	Ⅰ
577	1-10-256	芦田川	木曾丸川	宮内中川	新市町	宮内	Ⅰ
578	1-10-257	芦田川	金名川	大久保川	新市町	平田	Ⅰ
579	1-10-259	芦田川	金名川	権現川	新市町	前金名	Ⅰ
580	1-10-260	芦田川	金名川	杭地川	新市町	後金名	Ⅰ
581	1-10-261	芦田川	金名川	南迫川	新市町	森の上	Ⅰ
582	1-10-262	芦田川	見谷川	宇藤木川	新市町	市場	Ⅰ
583	1-10-263	芦田川	見谷川	宮宅谷川	新市町	市場	Ⅰ
584	1-10-264	芦田川	見谷川	見谷川	新市町	奥見谷	Ⅱ
585	1-10-265	芦田川	父尾川	龍王川	新市町	父尾	Ⅰ
586	1-10-468	芦田川	神谷川	宮内川	新市町	宮内	Ⅰ
587	1-10-469	芦田川	神谷川	真光寺谷川	新市町	真光寺谷	Ⅰ
588	1-10-471	芦田川	神谷川	常川	新市町	常	Ⅰ

	県溪流番号	水系名	河川名	溪流名	町村	字名	危険溪流区分
589	1-10-472	芦田川	見谷川	金丸川	新市町	金丸	I
590	1-10-473	芦田川	神谷川	向金丸川	新市町	向金丸	II
591	1-10-474	芦田川	芦浦川	畑谷川	新市町	畑谷	I
592	1-10-475	芦田川	芦浦川	芦浦川	新市町	芦浦	I
593	1-10-476	芦田川	芦浦川	常川	新市町	常	I
594	1-10-477	芦田川	芦浦川	川原川	新市町	川原	I
595	1-10-478	芦田川	芦浦川	新市川	新市町	新市	I
596	1-10-479	芦田川	芦田川	戸手川	新市町	戸手	I
597	1-10-5020	芦田川	芦田川	相方	新市町	相方	II
598	1-10-5067	芦田川	神谷川	真光寺谷2	新市町	真光寺谷	I
599	1-10-5021	芦田川	芦田川	相方2	新市町	相方	II
600	1-10-5076	芦田川	藤尾川	父尾	新市町	藤尾	II
601	1-10-5077	芦田川	神谷川	芦浦1	新市町	芦浦	II
602	1-10-5078	芦田川	神谷川	芦浦2	新市町	芦浦	II
603	1-10-5080	芦田川	神谷川	畑谷	新市町	畑谷	II
604	1-10-5081	芦田川	神谷川	下安井	新市町	下安井	II
605	1-10-5082	芦田川	神谷川	下安井	新市町	下安井	II
606	1-10-5068	芦田川	神谷川	金丸	新市町	金丸	I
607	1-10-5069	芦田川	神谷川	花屋	新市町	花屋	II
608	1-10-5070	芦田川	神谷川	奥見谷	新市町	奥見谷	II
609	1-10-5071	芦田川	神谷川	奥見谷	新市町	奥見谷	II
610	1-10-5072	芦田川	見谷川	金丸	新市町	金丸	I
611	1-10-5073	芦田川	見谷川	板橋	新市町	板橋	II
612	1-10-5075	芦田川	藤尾川	父尾	新市町	藤尾	II
613	1-10-5083	芦田川	戸手川	戸手	新市町	戸手	II
614	1-10-8275	芦田川	神谷川	紺屋	新市町	下安井	I
615	1-10-8292	芦田川	神谷川	赤奴川	新市町	藤尾瀬原	II
616	1-10-8293	芦田川	見谷川	奥見谷	新市町	金丸	II
617	1-10-8280	芦田川	神谷川	芦浦川	新市町	常	II
618	1-10-8281	芦田川	神谷川	芦浦川	新市町	常	I
619	1-10-8282	芦田川	神谷川	芦浦川	新市町	常	II
620	1-10-8283	芦田川	芦田川	下組	新市町	下組	準
621	1-10-8285	芦田川	神谷川	木曾丸川	新市町	宮内	I
622	2-15-1	山南川	山南川	矢野川	沼隈町	矢川	II
623	2-15-2	山南川	山南川	矢野川	沼隈町	矢川	II
624	2-15-3	山南川	土生川	大林川2	沼隈町	大林	I
625	2-15-4	山南川	土生川	大林川3	沼隈町	大林	I
626	2-15-5	山南川	山南川	奥江川	沼隈町	奥江	I
627	2-15-6	山南川	山南川	奥江川	沼隈町	奥江	I
628	2-15-7	山南川	山南川	開谷川	沼隈町	開谷	I
629	2-15-8	山南川	堂尾川	猶原川	沼隈町	開谷	I
630	2-15-9	山南川	山南川	矢繰谷川	沼隈町	矢繰	I
631	2-15-10	山南川	山南川	平迫池迫川	沼隈町	平迫	I
632	2-15-11	山南川	山南川	岩竹谷川1	沼隈町	平迫	I
633	2-15-12	山南川	山南川	森迫迫谷川	沼隈町	下森迫	I
634	2-15-13	山南川	山南川	風呂ノ奥川	沼隈町	上森迫	I
635	2-15-14	山南川	山南川	大迫谷川	沼隈町	櫻隈	I
636	2-15-15	山南川	大迫川	銅山川	沼隈町	銅山	I
637	2-15-16	山南川	山南川	小坂川	沼隈町	矢繰	I
638	2-15-17	山南川	山南川	宮迫谷川	沼隈町	下山南	I
639	2-15-18	山南川	山南川	太田川	沼隈町	片山	I
640	2-15-19	山南川	山南川	黒迫川	沼隈町	宮本	I
641	2-15-20	山南川	山南川	黒迫川	沼隈町	宮本	I
642	2-15-21	山南川	山南川	五呂木川	沼隈町	宮本	I
643	2-15-22	山南川	山南川	山南川	沼隈町	菅野	I
644	2-15-23	山南川	山南川	菅野西久保川	沼隈町	菅野	I
645	2-15-24	山南川	山南川	堤木川	沼隈町	下山南	I
646	2-15-25	山南川	菅野川	広の奥川3	沼隈町	広の奥	I
647	2-15-26	山南川	奥組川	奥組川	沼隈町	草深	I

	県溪流番号	水系名	河川名	溪流名	町村	字名	危険渓流区分
648	2-15-27	山南川	山南川	塚田川	沼隈町	槇尾	I
649	2-15-28	山南川	横倉川	石亀川2	沼隈町	石亀	I
650	2-15-29	山南川	横倉川	寺坂川3	沼隈町	上横倉	II
651	2-15-31	山南川	山南川	土生川	沼隈町	土生	I
652	2-15-32	山南川	山南川	新川	沼隈町	新川	I
653	2-15-33	山南川	山南川	奥江川	沼隈町	奥江	I
654	2-15-34	山南川	山南川	開谷川	沼隈町	開谷	I
655	2-15-35	山南川	堂尾川	堂尾川	沼隈町	堂尾	I
656	2-15-37	山南川	山南川	上山南川	沼隈町	上山南	II
657	2-15-38	山南川	山南川	菅田川	沼隈町	菅田	II
658	2-15-39	山南川	横倉川	石亀川	沼隈町	中横倉	II
659	2-15-40	山南川	横倉川	石亀川	沼隈町	中横倉	II
660	2-15-41	山南川	堂尾川	中山南川	沼隈町	中山南	I
661	2-15-42	山南川	山南川	菅野川	沼隈町	菅野	II
662	2-15-43	山南川	山南川	奥組川	沼隈町	奥組	I
663	2-34-1	本谷川	本谷川	殿坂川	沼隈町	下組	I
664	2-34-2	本谷川	本谷川	殿坂川	沼隈町	本谷	I
665	2-34-3	本谷川	本谷川	大明神川	沼隈町	本谷	I
666	2-34-4	本谷川	本谷川	谷坂川2	沼隈町	谷坂	I
667	2-34-5	本谷川	本谷川	西本谷川	沼隈町	本谷	I
668	2-34-6	本谷川	本谷川	本谷川	沼隈町	能登原	I
669	2-34-7	本谷川	靱路川	靱路川	沼隈町	靱路	I
670	2-34-8	本谷川	本谷川	海後川	沼隈町	海後	I
671	2-34-9	本谷川	本谷川	靱路川1	沼隈町	靱路	II
672	2-34-10	本谷川	本谷川	靱路川2	沼隈町	靱路	I
673	3-199-328	その他		根引川	沼隈町	大越根引	I
674	3-200-329	その他		根引川	沼隈町	大越根引	I
675	3-200-330	その他		尾越川	沼隈町	大越根引	I
676	3-200-331	その他		尾越川	沼隈町	大越根引	I
677	3-201-332	その他		小尾越奥川	沼隈町	小尾越	I
678	3-201-333	その他		小尾越奥川	沼隈町	小尾越	I
679	3-202-334	その他		柿木迫川	沼隈町	阿北	I
680	3-203-335	その他	阿引川	前阿引川5	沼隈町	前阿引	I
681	3-203-336	その他	阿引川	前阿引川5	沼隈町	前阿引	I
682	3-204-337	その他	鍋床川	桜深山川	沼隈町	桜	I
683	3-204-338	その他	鍋床川	桜東側川	沼隈町	桜東側	I
684	3-204-339	その他	鍋床川	桜東側川	沼隈町	桜東側	I
685	3-205-340	その他		白浜川	沼隈町	白浜	I
686	3-206-341	その他		田ノ浜川	沼隈町	立河内	I
687	3-207-342	その他		立河内川	沼隈町	立河内	I
688	3-705-1197	その他		中組川1	沼隈町	中組	I
689	3-705-1198	その他		中組川2	沼隈町	中組	I
690	3-706-1199	その他		常石川	沼隈町	常石	I
691	3-707-1200	その他		常石川	沼隈町	常石	I
692	2-15-5001	山南川	山南川	矢川川	沼隈町	矢川	II
693	2-15-5003	山南川	山南川	岡田川	沼隈町	岡田	II
694	2-15-5004	山南川	山南川	菅田川	沼隈町	菅田	II
695	2-15-5005	山南川	横倉川	下横倉川	沼隈町	下横倉	II
696	2-15-5006	山南川	横倉川	後迫川	沼隈町	中山南	II
697	2-15-5007	山南川	山南川	菅野池ノ上川	沼隈町	鍛冶屋谷	II
698	2-15-5009	山南川	山南川	沖城川	沼隈町	沖城	II
699	2-15-5010	山南川	山南川	柏迫川	沼隈町	柏迫	II
700	2-15-5008	山南川	山南川	若竹川	沼隈町	若竹	I
701	2-34-5001	本谷川		室間川	沼隈町	室間	II
702	2-34-5002	本谷川		明神川	沼隈町	明神	II
703	3-204-8363	その他	鍋床川	桜谷川	沼隈町	桜	準
704	3-940-8364	その他		小桜谷川	沼隈町	小桜	I
705	2-15-8365	山南川	山南川	槇尾谷川	沼隈町	槇尾	準
706	3-942-8367	その他		宮寺谷川2	沼隈町	宮寺	準

	県溪流番号	水系名	河川名	溪流名	町村	字名	危険渓流区分
707	2-15-8368	山南川	山南川	小坂谷川	沼隈町	小坂	I
708	2-15-8369	山南川	山南川	矢繰谷川	沼隈町	矢繰	II
709	2-15-8371	山南川	堂尾川	中山南谷川1	沼隈町	中山南	I
710	2-15-8372	山南川	山南川	中山南谷川2	沼隈町	中山南	I
711	2-15-8373	山南川	山南川	上山南谷川1	沼隈町	上山南	I
712	2-15-8374	山南川	山南川	上山南谷川2	沼隈町	上山南	I
713	2-15-8375	山南川	山南川	黒瀬谷川	沼隈町	黒瀬	II
714	2-15-8376	山南川	山南川	岡田谷川	沼隈町	岡田	I
715	2-15-8377	山南川	山南川	上山南谷川3	沼隈町	上山南	II
716	2-15-8378	山南川	横倉川	上八日谷谷川	沼隈町	上八日谷	II
717	2-15-8379	山南川	山南川	下山南谷川	沼隈町	下山南	II
718	2-15-8380	山南川	横倉川	平尾谷川	沼隈町	平尾	準
719	2-15-8381	山南川	横倉川	中横倉谷川	沼隈町	中横倉	II
720	2-15-8382	山南川	横倉川	寺坂川1	沼隈町	上横倉	準
721	2-15-8385	山南川	横倉川	上横倉谷川	沼隈町	上横倉	準
722	2-34-8386	本谷川	本谷川	本谷谷川	沼隈町	本谷	II
723	3-941-8366	その他		宮寺谷川1	沼隈町	宮寺	II
724	1-10-126	芦田川	高屋川	ナメラ谷川	神辺町	ナメラ谷	I
725	1-10-127	芦田川	高屋川	岩田奥川	神辺町	岩田奥	I
726	1-10-128	芦田川	高屋川	吉野山川	神辺町	川北	I
727	1-10-129	芦田川	高屋川	婦川	神辺町	婦	I
728	1-10-130	芦田川	高屋川	ヒジヤ川	神辺町	ヒジヤ	I
729	1-10-131	芦田川	高屋川	岡川	神辺町	岡	I
730	1-10-132	芦田川	堂々川	堂々川	神辺町	米道	I
731	1-10-133	芦田川	堂々川	堂々川	神辺町	米道	I
732	1-10-134	芦田川	堂々川	堂々川	神辺町	米道	I
733	1-10-135	芦田川	堂々川	堂々川	神辺町	米道	I
734	1-10-136	芦田川	高屋川	宗重川1	神辺町	米道	I
735	1-10-137	芦田川	高屋川	西清水川	神辺町	握ヶ谷	I
736	1-10-138	芦田川	高屋川	宗重川2	神辺町	城主山	I
737	1-10-139	芦田川	高屋川	西宗重川	神辺町	鳴石	I
738	1-10-140	芦田川	高屋川	宗重川3	神辺町	鳴石	I
739	1-10-141	芦田川	高屋川	宮地川	神辺町	江木谷	I
740	1-10-142	芦田川	高屋川	三谷川	神辺町	三谷	I
741	1-10-143	芦田川	高屋川	小山川	神辺町	小山	I
742	1-10-144	芦田川	新川	丁谷川	神辺町	丁	I
743	1-10-145	芦田川	新川	長畦山川	神辺町	丁	I
744	1-10-163	芦田川	箱田川	大坊川	神辺町	安光	I
745	1-10-164	芦田川	箱田川	一対川	神辺町	大坊	I
746	1-10-165	芦田川	箱田川	箱田川	神辺町	中組	I
747	1-10-166	芦田川	箱田川	国地川	神辺町	国地	I
748	1-10-167	芦田川	今信川	今信川	神辺町	木之内	I
749	1-10-168	芦田川	今信川	今信川	神辺町	後ヶ市	II
750	1-10-169	芦田川	今信川	今信川	神辺町	上木之内	II
751	1-10-170	芦田川	高屋川	古市川	神辺町	古市	I
752	1-10-171	芦田川	高屋川	古市川	神辺町	古市	I
753	1-10-172	芦田川	高屋川	名越川	神辺町	名越	I
754	1-10-173	芦田川	高屋川	名越川	神辺町	名越	I
755	1-10-174	芦田川	高屋川	名越川	神辺町	名越	I
756	1-10-175	芦田川	高屋川	道城川	神辺町	足永	I
757	1-10-176	芦田川	高屋川	道城川	神辺町	道城	I
758	1-10-177	芦田川	高屋川	道城川	神辺町	道城	I
759	1-10-178	芦田川	深水川	深水川	神辺町	深水	I
760	1-10-179	芦田川	山田川	山田川	神辺町	山田	I
761	1-10-180	芦田川	山田川	山田川	神辺町	山田	I
762	1-10-181	芦田川	貝谷川	貝谷川	神辺町	藤森	I
763	1-10-182	芦田川	堂々川	堂々川	神辺町	湯野	I
764	1-10-184	芦田川	八尋川	八尋川	神辺町	山田	II
765	1-10-186	芦田川	竹田川	竹田川	神辺町	川谷	I

	県溪流番号	水系名	河川名	溪流名	町村	字名	危険溪流区分
766	1-10-187	芦田川	竹田川	上竹田川	神辺町	泰砂子	I
767	1-10-188	芦田川	竹田川	正畑川	神辺町	正畑	I
768	1-10-193	芦田川	竹田川	絵下川	神辺町	塔谷	I
769	1-10-194	芦田川	竹田川	二重坂川	神辺町	二重坂	I
770	1-10-195	芦田川	竹田川	狭間川	神辺町	狭間	I
771	1-10-196	芦田川	竹田川	轟川	神辺町	轟	I
772	1-10-197	芦田川	竹田川	鳥越川	神辺町	鳥越	I
773	1-10-199	芦田川	清水川	清水川	神辺町	大倉	II
774	1-10-200	芦田川	高屋川	宇根川	神辺町	宇根	I
775	1-10-488	芦田川	六反田川	道上川	神辺町	道上	I
776	1-10-489	芦田川	六反田川	後谷川	神辺町	後谷	I
777	1-10-490	芦田川	今信川	木之内川	神辺町	木之内	I
778	1-10-491	芦田川	箱田川	伊地川1	神辺町	伊地	I
779	1-10-492	芦田川	箱田川	伊地川2	神辺町	伊地	I
780	1-10-493	芦田川	箱田川	東中条川1	神辺町	東中条	I
781	1-10-494	芦田川	箱田川	東中条川2	神辺町	東中条	I
782	1-10-495	芦田川	箱田川	東中条川3	神辺町	東中条	I
783	1-10-496	芦田川	高屋川	上三谷川	神辺町	上三谷	I
784	1-10-497	芦田川	高屋川	平砂川	神辺町	平砂	I
785	1-10-498	芦田川	高屋川	本湯野川	神辺町	本湯野	準
786	1-10-499	芦田川	高屋川	上滝山川	神辺町	上滝山	I
787	1-10-500	芦田川	高屋川	上滝山川	神辺町	上滝山	I
788	1-10-501	芦田川	高屋川	横路川	神辺町	横路	I
789	1-10-502	芦田川	竹田川	仁伍川	神辺町	仁伍	I
790	1-10-503	芦田川	竹田川	粟田川	神辺町	粟田	I
791	1-10-504	芦田川	竹田川	鼓川	神辺町	鼓	I
792	1-10-505	芦田川	竹田川	上竹田川	神辺町	上竹田	I
793	1-10-506	芦田川	竹田川	内砂子川	神辺町	内砂子	I
794	1-10-507	芦田川	竹田川	上竹田川	神辺町	泰砂子	I
795	1-10-508	芦田川	竹田川	鳥越川	神辺町	梅谷	I
796	1-10-509	芦田川	竹田川	流田川	神辺町	流田	I
797	1-10-5132	芦田川	竹田川	轟川	神辺町	轟	II
798	1-10-5133	芦田川	高屋川	岡下川	神辺町	岡	I
799	1-10-5134	芦田川	高屋川	平野川	神辺町	平野	I
800	1-10-5135	芦田川	高屋川	古城川	神辺町	古城	I
801	1-10-5136	芦田川	高屋川	古城川	神辺町	古城下	I
802	1-10-8406	芦田川	高屋川	丙谷川	神辺町	丙	I
803	1-10-8408	芦田川	竹田川	轟川	神辺町	轟	II
804	1-10-8411	芦田川	狭間川	小角谷川	神辺町	小角	I
805	1-10-8412	芦田川	竹田川	八尋谷川	神辺町	八尋	II
806	1-10-8413	芦田川	竹田川	和名木谷川	神辺町	和名木	II
807	1-10-8415	芦田川	竹田川	鼓谷川	神辺町	鼓	I
808	1-10-8416	芦田川	竹田川	内砂子川	神辺町	内砂子	I
809	1-10-8417	芦田川	竹田川	泰砂子谷川	神辺町	泰砂子	I
810	1-10-8419	芦田川	狭間川	梅谷谷川	神辺町	梅谷	II
811	1-10-8394	芦田川	清水川	上御領谷川1	神辺町	上御領	準
812	1-10-8396	芦田川	清水川	奈良原谷川	神辺町	奈良原	準
813	1-10-8399	芦田川	清水川	上御領谷川2	神辺町	上御領	準
814	1-10-8400	芦田川	清水川	張田谷川	神辺町	張田	準
815	1-10-8401	芦田川	清水川	上御領谷川3	神辺町	上御領	準
816	1-10-8403	芦田川	清水川	上御領谷川5	神辺町	上御領	準
817	1-10-8409	芦田川	高屋川	平野谷川1	神辺町	平野	準
818	1-10-8410	芦田川	高屋川	平野谷川2	神辺町	平野	準
819	1-10-8418	芦田川	竹田川	下竹田谷川	神辺町	下竹田	準
820	1-10-8420	芦田川	狭間川	轟谷川	神辺町	轟	準
821	1-10-8395	芦田川	清水川	三反田谷川	神辺町	三反田	II
822	1-10-8397	芦田川	清水川	堂砂子谷川1	神辺町	堂砂子	II
823	1-10-5123	芦田川	箱田川	道々原川	神辺町	道々原	II
824	1-10-5124	芦田川	高屋川	三谷川	神辺町	三谷	II

	県溪流番号	水系名	河川名	溪流名	町村	字名	危険溪流区分
825	1-10-5125	芦田川	高屋川	平砂川	神辺町	平砂	Ⅱ
826	1-10-5126	芦田川	高屋川	三谷川3	神辺町	三谷	Ⅱ
827	1-10-5127	芦田川	高屋川	下三谷川	神辺町	下三谷	Ⅱ
828	1-10-5128	芦田川	箱田川	国地川1	神辺町	国地	Ⅰ
829	1-10-5129	芦田川	箱田川	国地川3	神辺町	国地	Ⅱ
830	1-10-5130	芦田川	高屋川	深水川	神辺町	深水	Ⅱ
831	1-10-8388	芦田川	今信川	高迫谷川	神辺町	高迫	Ⅰ
832	1-10-8389	芦田川	高屋川	友定谷川	神辺町	友定	Ⅱ
833	1-10-8390	芦田川	高屋川	栗元谷川1	神辺町	栗元	Ⅱ
834	1-10-8391	芦田川	高屋川	栗元谷川2	神辺町	栗元	Ⅱ
835	1-10-8392	芦田川	高屋川	栗元谷川3	神辺町	栗元	Ⅱ
836	1-10-8404	芦田川	貝谷川	藤森谷川	神辺町	藤森	Ⅰ

分類

「Ⅰ」保全人家5戸以上、または、保全人家5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、発電所等の場所に流入する溪流。

「Ⅱ」保全人家戸数が1戸以上5戸未満の場所に流入する溪流。

「準」土石流危険溪流に準ずる溪流。

現在保全人家戸数0戸であるが、今後住宅等の新築の可能性があると考えられる区域に流入する溪流。

(5) 地すべり危険箇所

土木管理課(2024年(令和6年)4月1日現在)

番号	整理番号	箇所名	河川名			位置	
			水系名	河川名	溪流名	町村	字
1	31	本郷	本郷川	本郷川		本郷町	高田
2	32	小原	本郷川	本郷川		本郷町	小原
3	33	御領	本郷川	本郷川		本郷町	宇根・内田・土井
4	34	西山	羽原川	羽原川		神村町	西山
5	35	柳津				柳津町	遯坊寺
6	36	藤江	才戸川	才戸川		藤江町	中組
7	39	黒瀬	山南川	山南川		沼隈町	黒瀬
8	40	八尋	芦田川	高屋川		神辺町	八尋・上御領
9	78	槇原	本郷川	本郷川		本郷町	納屋
10	79	中横倉	山南川	山南川		沼隈町	中横倉
11	80	鞆				鞆町	後地

※地すべりが発生している、あるいは地すべりが発生する恐れがある区域のうち、河川、道路、公共建物、人家等に被害を与える恐れがある箇所

(6)急傾斜地崩壊危険箇所(自然斜面)

土木管理課(2024年(令和6年)4月1日現在)

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
1	5406	青葉台	青葉台	1丁目		110	40	10	7
2	10700	長者ヶ原	赤坂町	赤坂	長者ヶ原	170	50	30	1
3	10714	鈴谷	赤坂町	赤坂	鈴谷	150	60	40	1
4	10716	道上	赤坂町	早戸	道上	80	55	20	1
5	10904	赤坂町	赤坂町			60	40	20	1
6	10905	赤坂町	赤坂町			60	50	30	1
7	10935	赤坂町	赤坂町			100	60	40	1
8	10936	赤坂町	赤坂町			100	50	40	2
9	2009	長者ヶ原	赤坂町	赤坂	長者ヶ原	10	35	20	
10	2010	長者ヶ原	赤坂町	赤坂	長者ヶ原	190	30	20	
11	2011	長者ヶ原	赤坂町	赤坂	長者ヶ原	220	40	30	
12	2122	江木	赤坂町	早戸	江木	100	30	30	
13	2163	長者ヶ原	赤坂町	赤坂	長者ヶ原	100	30	20	
14	2164	長者ヶ原	赤坂町	赤坂	長者ヶ原	140	35	30	
15	2174	赤坂	赤坂町	赤坂		120	30	20	
16	2175	鈴谷	赤坂町	赤坂	鈴谷	110	30	20	
17	2176	鈴谷	赤坂町	赤坂	鈴谷	120	30	30	
18	2177	鈴谷	赤坂町	赤坂	鈴谷	220	30	30	
19	2180	加屋平	赤坂町	赤坂	加屋平	140	30	30	
20	2248	道上	赤坂町	早戸	道上	150	30	30	
21	2659	長者原	赤坂町	赤坂	長者原	250	50	9	4
22	2669	加屋平	赤坂町	赤坂	加屋平	100	35	10	4
23	2670	蓮花寺	赤坂町	早戸	蓮花寺	50	55	9	4
24	2799	赤坂町	赤坂町			100	50	30	4
25	3503	正明寺	赤坂町		正明寺	300	30	5	19
26	3504	正田B	赤坂町		正田	120	35	8	7
27	3505	鹿田	赤坂町		鹿田	300	60	5	24
28	3506	坊坂A	赤坂町		坊坂	30	45	6	1
29	3509	道上	赤坂町	早戸	道上	250	45	10	9
30	3681	長者ヶ原	赤坂町	長者ヶ原		80	50	20	1
31	3747	一番組	赤坂町	一番組		200	50	30	17
32	3748	赤坂	赤坂町	赤坂		500	50	20	31
33	3749	赤坂	赤坂町	赤坂		300	50	40	11
34	3750	赤坂	赤坂町	赤坂		200	50	20	
35	3751	赤坂	赤坂町	赤坂		200	50	30	
36	3752	加屋平	赤坂町	加屋平		300	60	40	6
37	5229	坊迫B	赤坂町	早戸	坊坂	130	55	6	3
38	5230	岡田	赤坂町	早戸	岡田	95	50	6	2
39	6742	中組	赤坂町	赤坂	中組	90	50	60	0
40	6783	青木	赤坂町	早戸	青木	90	60	6	5
41	10676	東才町	芦田町	福田	東才町	140	50	25	3
42	10681	久田谷	芦田町	下有地	久田谷	160	60	80	1
43	10682	久田谷	芦田町	下有地	久田谷	210	60	50	2
44	10683	中村	芦田町	上有地	中村	150	50	60	1
45	10684	堀町	芦田町	上有地	堀町	150	40	60	1
46	10685	堀町	芦田町	上有地	堀町	140	40	50	1
47	10686	山方	芦田町	下有地	山方	110	50	50	3
48	10687	中柞麿	芦田町	柞麿	中柞麿	45	45	20	1
49	10688	迫谷	芦田町	柞麿	迫谷	150	40	15	1
50	10689	埜	芦田町	柞麿	埜	90	55	30	1
51	10865	久田谷A	芦田町	下有地		150	60	10	3
52	10866	下本郷	芦田町	上有地		120	70	8	4
53	10867	横内	芦田町	上有地		100	60	15	2
54	10868	土壁	芦田町	柞麿		240	70	9	4
55	10875	芦田町西才町	芦田町	西才町		80	45	8	1

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
56	10907	芦田町市原	芦田町	市原		50	40	16	1
57	10908	芦田町市原	芦田町	市原		70	60	8	1
58	10909	福田別所	芦田町	別所		40	40	7	1
59	10910	下東之面	芦田町	下東之面		50	45	5	1
60	1978	坊原	芦田町	柞磨	坊原	130	40	40	
61	1979	坊原	芦田町	柞磨	坊原	200	40	30	
62	1980	坊原	芦田町	柞磨	坊原	10	40	50	
63	1981	湯舟	芦田町	柞磨	湯舟	120	40	40	
64	1982	湯舟	芦田町	柞磨	湯舟	220	30	10	
65	1983	湯舟	芦田町	柞磨	湯舟	330	30	20	
66	1984	湯舟	芦田町	柞磨	湯舟	350	35	30	
67	1985	迫谷	芦田町	柞磨	迫谷	110	40	40	
68	1986	下柞磨	芦田町	柞磨	下柞磨	290	45	40	
69	1987	下柞磨	芦田町	柞磨	下柞磨	160	30	30	
70	1988	土壁	芦田町	柞磨	土壁	230	35	30	
71	1989	土壁	芦田町	柞磨	土壁	130	35	30	
72	1990	土壁	芦田町	柞磨	土壁	170	30	20	
73	1991	中柞磨	芦田町	柞磨	中柞磨	180	35	20	
74	1992	峠	芦田町	柞磨	峠	450	35	30	
75	1993	峠	芦田町	柞磨	峠	100	40	20	
76	1994	久田谷	芦田町	下有地	久田谷	200	30	20	
77	1995	久田谷	芦田町	下有地	久田谷	220	30	30	
78	1996	中村	芦田町	上有地	中村	10	35	30	
79	1997	中村	芦田町	上有地	中村	150	40	50	
80	1998	末元	芦田町	上有地	末元	150	30	30	
81	1999	末元	芦田町	上有地	末元	380	30	30	
82	2000	上三斗木	芦田町	上有地	上三斗木	120	40	40	
83	2001	上三斗木	芦田町	上有地	上三斗木	150	45	40	
84	2002	上三斗木	芦田町	上有地	上三斗木	180	30	20	
85	2003	大谷	芦田町	上有地	大谷	240	30	10	
86	2004	大谷	芦田町	上有地	大谷	100	40	50	
87	2005	大谷池	芦田町	下有地		250	40	40	
88	2006	下有地	芦田町	下有地		150	40	40	
89	2007	別所	芦田町	福田	別所	120	35	40	
90	2008	市原	芦田町	福田	市原	160	30	20	
91	2226	東才町	芦田町	福田	東才町	180	40	20	
92	2234	久田谷	芦田町	下有地	久田谷	180	30	10	
93	2235	堀町	芦田町	上有地	堀町	110	30	10	
94	2236	上三斗木	芦田町	上有地	上三斗木	170	35	30	
95	2237	大谷	芦田町	上有地	大谷	10	35	30	
96	2238	横内	芦田町	上有地	横内	150	35	30	
97	2239	別所	芦田町	福田	別所	100	30	20	
98	2678	下割石	芦田町	福田		80	76	15	3
99	2679	中郡B	芦田町	柞磨		200	60	12	3
100	2734	上福田寺	芦田町	福田	上福田寺	60	60	7	2
101	2735	西才町	芦田町	西才町		50	45	8	2
102	3571	才町	芦田町	福田		250	70	8	6
103	3572	割石A	芦田町	福田		160	40	6	6
104	3573	割石B	芦田町	福田		130	70	8	5
105	3574	上福田地A	芦田町	福田		150	70	6	7
106	3575	上福田地B	芦田町	福田		150	80	15	6
107	3577	市原	芦田町	福田		150	50	5	5
108	3578	別所A	芦田町	福田		240	70	7	5
109	3583	久田谷B	芦田町	下有地		370	70	10	10
110	3585	上本郷A	芦田町	上有地		350	70	15	13
111	3587	本郷下	芦田町	上有地		150	50	8	6
112	3588	中村A	芦田町	上有地		140	50	12	6

	箇所番号	箇所名	位置		地形			人家
					延長m	傾斜度	斜面高さ	
113	3592	末本C	芦田町	上有地	90	70	18	3
114	3593	末本D	芦田町	上有地	300	50	10	8
115	3594	大谷	芦田町	上有地	100	60	30	5
116	3597	下谷	芦田町	柞磨	240	70	15	8
117	3598	中郡A	芦田町	柞磨	180	80	6	4
118	3599	迫谷	芦田町	柞磨	260	50	10	5
119	3600	上柞磨	芦田町	柞磨	360	70	10	9
120	3601	峠	芦田町	柞磨	150	65	20	5
121	3655	柞磨	芦田町		170	45	8	6
122	3683	下東之面	芦田町	下東之面	200	55	7	5
123	5206	下有地	芦田町	下有地	110	62	5	2
124	5207	柞磨	芦田町	柞磨	110	70	5	2
125	5208	柞磨	芦田町	柞磨	80	68	10	1
126	5209	三斗	芦田町	三斗	110	58	7	1
127	5210	市原	芦田町	市原	90	45	10	4
128	5235	別所B	芦田町	福田	80	70	15	2
129	5236	久田谷下B	芦田町	下有地	140	70	10	3
130	5237	久田谷下B	芦田町	下有地	100	70	10	3
131	5238	中村B	芦田町	上有地	300	60	15	4
132	5239	未元A	芦田町	上有地	100	60	12	2
133	5240	未元B	芦田町	上有地	280	60	8	2
134	5246	本郷	芦田町	上本郷	100	55	10	2
135	5396	上有地	芦田町	上有地	100	70	15	6
136	5397	下割石	芦田町	下割石	60	50	15	5
137	5407	伊勢丘	伊勢丘	6丁目	250	35	20	45
138	10710	今津	今津町		100	50	20	1
139	3609	今津中	今津町	中	100	50	9	6
140	3718	長波	今津町	長波	120	40	20	13
141	3719	長波	今津町	長波	90	45	15	9
142	6741	今津	今津町		160	60	20	8
143	6884	今津西	今津町	西	70	65	6	14
144	10847	入双2	内海町	入双	100	40	20	1
145	10848	賽ノ神	内海町	賽ノ神	110	70	10	1
146	10849	小番川原	内海町	小番川原	100	45	20	2
147	10850	平	内海町	平	130	45	20	1
148	10851	大畑2	内海町	大畑	150	50	20	2
149	10852	大浦	内海町	大浦	90	30	10	1
150	10853	寺山	内海町	寺山	120	40	15	3
151	10854	馬場崎	内海町	馬場崎	50	50	10	3
152	10855	番川原	内海町	番川原	220	60	20	1
153	2604	新道	内海町	新道	150	30	20	
154	2605	横引	内海町	横引	100	30	20	
155	2606	岩谷	内海町	岩谷	110	30	30	
156	2607	岩谷	内海町	岩谷	10	30	20	
157	2608	岩谷	内海町	岩谷	10	30	40	
158	2609	大浜	内海町	大浜	130	30	20	
159	2610	大浜	内海町	大浜	180	30	30	
160	2611	釜戸	内海町	釜戸	180	30	30	
161	2612	己ノ浜	内海町	己ノ浜	100	30	30	
162	2613	グイビ	内海町	グイビ	120	30	30	
163	2614	地蔵鼻	内海町	地蔵鼻	180	30	30	
164	2615	小入僧	内海町	小入僧	80	30	20	
165	2616	天満	内海町	天満	110	30	20	
166	2617	大浦	内海町	大浦	10	30	30	
167	2618	釜谷	内海町	釜谷	350	30	20	
168	2619	釜谷	内海町	釜谷	220	30	30	
169	2620	釜谷	内海町	釜谷	230	30	20	

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
170	2621	小用地	内海町	小用地		140	30	30	
171	2622	小畑	内海町	小畑		120	30	20	
172	2623	大畑	内海町	大畑		130	30	20	
173	2624	新涯	内海町	新涯		90	30	20	
174	2625	新涯	内海町	新涯		130	30	30	
175	2626	寺山	内海町	寺山		160	30	30	
176	2627	寺山	内海町	寺山		160	30	30	
177	2628	寺山	内海町	寺山		0	30	20	
178	2629	明神	内海町	明神		150	35	30	
179	2876	内浦	内海町	内浦		50	45	8	2
180	2877	曾根	内海町	曾根		100	45	15	4
181	2878	幸崎	内海町	幸崎		35	55	10	2
182	2879	入双	内海町	入双		30	40	8	2
183	3845	入双	内海町	入双		360	46	15	28
184	3846	家廻	内海町	家廻		165	50	10	8
185	3847	奥上	内海町	奥上		120	45	10	7
186	3848	江ノ口	内海町	石堂		120	60	10	21
187	3849	箱崎	内海町	箱崎		185	46	13	9
188	3850	内浦	内海町	内浦		210	55	15	8
189	3851	寺山	内海町	寺山		80	40	7	5
190	3852	天神	内海町	天神		120	46	20	6
191	3853	小箱	内海町	小箱		63	45	10	5
192	3854	餅草	内海町	餅草		120	47	10	7
193	3855	江良	内海町	江良		180	45	11	5
194	3856	立畑	内海町	立畑		80	35	7	7
195	3857	古屋	内海町	古屋		210	35	7	7
196	3859	江良	内海町	江良		110	50	5	5
197	3860	江ノ口	内海町	石堂		90	55	9	8
198	3861	志垣	内海町	志垣		120	45	15	6
199	3862	釜屋	内海町	釜屋		90	45	13	5
200	6779	天満	内海町	天満		120	45	30	5
201	6780	箱崎2	内海町	箱崎		130	30	15	5
202	6781	岩谷	内海町	岩谷		90	70	15	1
203	6891	新涯	内海町	新涯		200	40	8	5
204	10665	百谷	駅家町	服部永谷	百谷	60	50	80	1
205	10666	百谷	駅家町	服部永谷	百谷	90	50	50	3
206	10667	本郷上	駅家町	服部本郷	本郷上	70	50	60	1
207	10668	本郷下	駅家町	服部本郷	本郷下	90	50	50	4
208	10669	中組	駅家町	雨木	中組	90	50	60	1
209	10670	門前	駅家町	助元	門前	100	60	50	1
210	10671	市場	駅家町	服部永谷	市場	90	60	25	1
211	10672	助元	駅家町	助元		200	45	20	1
212	10673	琴森	駅家町	服部永谷	琴森	150	60	50	2
213	10674	琴森	駅家町	服部永谷	琴森	120	40	50	1
214	10675	大迫	駅家町	新山	大迫	90	50	25	2
215	10678	東中	駅家町	法成寺	東中	70	35	15	1
216	10679	東谷	駅家町	新山	東谷	50	50	20	1
217	10680	東谷	駅家町	新山	東谷	40	40	15	1
218	10695	本谷	駅家町	向永谷	本谷	150	45	30	2
219	10696	大橋	駅家町	大橋		200	40	30	4
220	10697	今岡	駅家町	今岡		120	40	50	1
221	10862	明字	駅家町	服部永谷		180	45	20	4
222	10863	下組	駅家町	丙木		160	30	10	4
223	10864	池の内	駅家町	中島		80	40	8	4
224	10889	雨木	駅家町	雨木		30	40	10	1
225	10890	下組	駅家町	下組		40	60	8	1
226	10891	服部本郷	駅家町	服部本郷		40	60	10	1

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
227	10893	雨木	駅家町	雨木		40	50	10	1
228	10897	助元	駅家町	助元		40	60	15	1
229	10898	本永谷	駅家町	本永谷		30	40	7	1
230	10906	本谷	駅家町	本谷		80	60	20	1
231	10911	今岡	駅家町			60	30	10	1
232	10922	横谷	駅家町			50	50	40	1
233	1872	服部本郷	駅家町	服部本郷		280	30	20	
234	1875	服部本郷	駅家町	服部本郷		150	45	30	
235	1894	服部永谷	駅家町	服部永谷		170	40	30	
236	1895	石鎚神社	駅家町	石鎚神社		100	40	20	
237	1896	服部本郷	駅家町	服部本郷		110	35	20	
238	1902	明字	駅家町	服部永谷	明字	120	40	40	
239	1903	服部本郷	駅家町	服部本郷		20	45	40	
240	1904	服部本郷	駅家町	服部本郷		20	40	30	
241	1905	服部本郷	駅家町	服部本郷		220	35	30	
242	1906	服部本郷	駅家町	服部本郷		20	40	40	
243	1907	服部本郷	駅家町	服部本郷		150	35	30	
244	1908	服部本郷	駅家町	服部本郷		150	50	60	
245	1909	服部本郷	駅家町	服部本郷		100	40	40	
246	1910	服部本郷	駅家町	服部本郷		150	35	20	
247	1911	本郷中	駅家町	服部本郷	本郷中	100	30	10	
248	1912	本郷中	駅家町	服部本郷	本郷中	10	45	40	
249	1913	本郷下	駅家町	服部本郷	本郷下	450	35	20	
250	1914	本郷下	駅家町	服部本郷	本郷下	170	30	10	
251	1915	上組	駅家町	雨木	上組	20	30	10	
252	1916	上組	駅家町	雨木	上組	190	30	10	
253	1917	中組	駅家町	雨木	中組	10	40	20	
254	1918	下組	駅家町	雨木	下組	110	35	30	
255	1919	下組	駅家町	雨木	下組	80	50	40	
256	1920	下組	駅家町	雨木	下組	130	40	30	
257	1921	中組	駅家町	雨木	中組	100	35	20	
258	1922	中組	駅家町	雨木	中組	10	35	10	
259	1923	中組	駅家町	雨木	中組	10	30	20	
260	1924	中組	駅家町	雨木	中組	30	35	10	
261	1925	中組	駅家町	雨木	中組	120	40	20	
262	1926	中組	駅家町	雨木	中組	20	30	20	
263	1927	中組	駅家町	雨木	中組	40	35	20	
264	1928	下組	駅家町	雨木	下組	120	35	20	
265	1929	正覚寺	駅家町	雨木		100	40	40	
266	1930	雨木奥池	駅家町	雨木		170	35	20	
267	1931	中組	駅家町	雨木	中組	10	35	20	
268	1932	中組	駅家町	雨木	中組	120	30	20	
269	1933	仲間	駅家町	助元	仲間	140	50	40	
270	1934	仲間	駅家町	助元	仲間	150	40	30	
271	1935	仲間	駅家町	助元	仲間	180	40	20	
272	1936	新造	駅家町	助元	新造	110	35	30	
273	1937	新造	駅家町	助元	新造	170	35	30	
274	1938	新造	駅家町	助元	新造	130	40	30	
275	1939	助元	駅家町	助元		160	30	20	
276	1940	助元	駅家町	助元		230	40	40	
277	1941	助元	駅家町	助元		10	35	30	
278	1942	助元	駅家町	助元		110	40	30	
279	1943	服部本郷	駅家町	服部本郷		120	40	30	
280	1944	門前	駅家町	助元	門前	140	30	10	
281	1945	門前	駅家町	助元	門前	150	35	20	
282	1946	門前	駅家町	助元	門前	150	40	30	
283	1947	服部永谷	駅家町	服部永谷		220	35	20	

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
284	1948	服部永谷	駅家町	服部永谷		230	35	30	
285	1949	市場	駅家町	服部永谷	市場	180	35	30	
286	1950	市場	駅家町	服部永谷	市場	150	45	40	
287	1951	大山神社	駅家町	服部永谷		120	35	20	
288	1952	荒神社	駅家町	服部永谷		120	35	20	
289	1953	新山	駅家町	新山		100	40	30	
290	1954	明字	駅家町	服部永谷	明字	170	40	20	
291	1955	明字	駅家町	服部永谷	明字	160	35	20	
292	1956	明字	駅家町	服部永谷	明字	120	35	30	
293	1957	服部永谷	駅家町	服部永谷		10	30	20	
294	1958	服部永谷	駅家町	服部永谷		120	30	20	
295	1959	砂池	駅家町	服部永谷		120	30	10	
296	1960	本永谷	駅家町	服部永谷	本永谷	160	40	30	
297	1961	服部永谷	駅家町	服部永谷		150	30	10	
298	1969	大迫	駅家町	新山	大迫	120	35	20	
299	1970	大迫	駅家町	新山	大迫	120	35	20	
300	1971	大迫	駅家町	新山	大迫	100	35	30	
301	1972	大迫	駅家町	新山	大迫	140	30	20	
302	1973	西組上	駅家町	法成寺	西組上	30	30	20	
303	1974	鳥羽	駅家町	法成寺	鳥羽	10	50	30	
304	1975	上組	駅家町	中島	上組	120	50	40	
305	1976	小山田	駅家町	新山	小山田	110	30	30	
306	2012	向永谷	駅家町	向永谷		180	30	20	
307	2013	本谷	駅家町	向永谷	本谷	170	35	30	
308	2014	本谷	駅家町	向永谷	本谷	100	40	20	
309	2015	竹ノ追	駅家町	大橋		130	30	20	
310	2016	西谷	駅家町	今岡		330	40	30	
311	2017	西谷	駅家町	今岡		150	35	30	
312	2018	西谷	駅家町	今岡		140	35	30	
313	2019	西谷	駅家町	今岡		170	30	20	
314	2020	西谷	駅家町	今岡		250	35	30	
315	2030	七社	駅家町	下山守	七社	100	35	40	
316	2031	七社	駅家町	下山守	七社	250	35	30	
317	2224	中組	駅家町	雨木	中組	10	40	20	
318	2225	中組	駅家町	雨木	中組	60	35	10	
319	2231	法成寺	駅家町	法成寺		170	30	20	
320	2232	服部永谷	駅家町	服部永谷		30	30	20	
321	2241	大橋	駅家町	大橋		150	30	30	
322	2688	雨木	駅家町	雨木		80	45	10	3
323	2689	雨木	駅家町	雨木		60	60	10	2
324	2691	本郷下	駅家町	本郷下		100	50	12	2
325	2692	雨木	駅家町	雨木		100	45	12	3
326	2693	雨木	駅家町	雨木		130	40	12	2
327	2695	服部本郷	駅家町	服部本郷		140	60	15	2
328	2696	服部本郷	駅家町	服部本郷		80	60	13	3
329	2697	平林	駅家町	平林		100	50	8	3
330	2699	服部本郷	駅家町	服部本郷		50	40	8	2
331	2706	助元	駅家町	助元		50	40	7	2
332	2707	服部永谷	駅家町	服部永谷		60	70	20	2
333	2709	服部本郷	駅家町	服部本郷		130	45	20	4
334	2710	服部永谷	駅家町	服部永谷		70	60	15	2
335	2711	服部永谷	駅家町	服部永谷		50	45	10	2
336	2712	法成寺	駅家町	法成寺		120	40	15	4
337	2713	本永谷	駅家町	本永谷		60	35	7	2
338	2719	峠	駅家町	峠		50	50	10	1
339	2720	柞磨	駅家町	柞磨		70	40	8	3
340	2721	下有地	駅家町	下有地		60	50	10	2

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
341	2730	本谷	駅家町	向永谷	本谷	70	30	10	2
342	2731	本谷	駅家町	向永谷	本谷	60	45	15	2
343	2732	下有地	駅家町	下有地		80	65	10	3
344	2733	下有地	駅家町	下有地		120	45	8	4
345	2736	今岡	駅家町	今岡		70	45	15	2
346	2737	上山守	駅家町	上山守		60	45	20	3
347	3546	琴森	駅家町	服部永谷		100	45	10	8
348	3547	本郷下	駅家町	本郷		180	45	6	9
349	3551	新造	駅家町	助元		300	55	90	5
350	3555	下足水B	駅家町	助元		200	30	20	10
351	3556	大迫	駅家町	新山		200	50	20	13
352	3557	掛迫	駅家町	法成寺		400	45	20	11
353	3558	東法成寺	駅家町	法成寺		250	50	10	11
354	3559	川西	駅家町	法成寺		300	40	8	18
355	3560	中谷	駅家町	新山		180	50	8	6
356	3561	刈山	駅家町	新山		110	40	10	6
357	3562	上組	駅家町	中島		100	40	6	5
358	3565	下郷A	駅家町	上山守		170	30	30	7
359	3566	下郷B	駅家町	上山守		200	45	20	5
360	3567	中郷	駅家町	上山守		310	35	10	15
361	3568	東谷	駅家町	今岡		150	40	13	7
362	3569	中組	駅家町	大橋		250	30	5	6
363	3570	吹上B	駅家町	向永谷		180	45	5	1
364	3635	本郷下	駅家町	本郷下		150	50	15	5
365	3636	本郷中	駅家町	本郷中		210	35	10	6
366	3642	弥生ヶ丘	駅家町	弥生ヶ丘		450	50	7	63
367	3643	服部永谷	駅家町	服部永谷		110	50	15	5
368	3644	門前	駅家町	門前		100	40	10	2
369	3646	服部本郷	駅家町	服部本郷		70	60	15	2
370	3647	本永谷	駅家町	本永谷		180	40	10	5
371	3685	駅家町大橋	駅家町	大橋		70	50	7	2
372	3780	近田	駅家町	近田		200	60	12	8
373	5201	助元	駅家町	助元		70	64	12	3
374	5202	下足水A	駅家町	助元		150	40	10	3
375	5211	大橋	駅家町	大橋		80	60	15	4
376	5212	大橋	駅家町	大橋		90	60	12	3
377	5232	峠	駅家町	助元		200	40	15	4
378	5233	仲間	駅家町	助元		100	40	15	2
379	5234	市場	駅家町	服部	永谷	100	30	8	3
380	5243	上山守	駅家町	上山守		80	45	30	3
381	5392	助元	駅家町	助元		170	82	6	5
382	5395	法成寺	駅家町	法成寺	のうじま	270	70	7	11
383	6732	大迫	駅家町	新山	大迫	110	50	10	3
384	6734	今岡	駅家町	今岡		170	45	30	6
385	6878	大橋	駅家町	大橋		80	60	15	6
386	10702	宇山	春日町	宇山		140	40	20	1
387	10703	宇山	春日町	宇山		100	40	30	1
388	10856	通り	春日町		通り	150	50	7	3
389	10876	春日町浦上	春日町	浦上		70	40	10	4
390	10886	通り谷	春日町		通り谷	120	40	6	2
391	10912	浦上	春日町	浦上		110	50	8	1
392	10913	鍛冶屋	春日町	鍛冶屋		60	42	10	1
393	2041	宇山	春日町	宇山		200	30	40	
394	2042	宇山	春日町	宇山		200	30	30	
395	2043	宇山	春日町	宇山		250	30	30	
396	2044	浦上	春日町	浦上		120	35	30	
397	2045	西平	春日町	浦上	西平	130	40	20	

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
398	2046	浦上	春日町	浦上		120	35	30	
399	2047	通り	春日町	浦上	通り	100	30	30	
400	2048	通り	春日町	浦上	通り	120	30	20	
401	2242	浦上	春日町	浦上		10	30	30	
402	2740	浦上	春日町	浦上		100	35	10	2
403	2741	鍛冶屋	春日町	鍛冶屋		60	40	10	1
404	2743	宇山	春日町	宇山		100	35	10	1
405	3423	野崎	春日町		野崎	150	45	6	5
406	3425	宇山	春日町		宇山	200	50	8	8
407	3426	大谷	春日町		大谷	100	40	8	6
408	3427	鳥居七目	春日町		鳥居七目	120	70	8	10
409	3691	春日町滝山	春日町	滝山		110	40	10	5
410	3692	春日町浦上	春日町	浦上		100	35	10	5
411	3694	春日町浦上	春日町	浦上		80	30	8	5
412	3695	春日町浦上	春日町	浦上		100	40	10	5
413	3699	春日町宇山	春日町	宇山		180	33	15	5
414	3700	春日町宇山	春日町	宇山		150	30	10	5
415	5404	吉田	春日町	吉田		110	40	10	5
416	5405	能島	春日町	能島	北山ノ内	80	40	20	8
417	5417	能島	春日町		能島	100	60	7	20
418	10717	幸田	金江町	金見	幸田	150	50	60	3
419	10885	金江	金江町			250	50	20	4
420	10937	金江町	金江町			80	40	40	2
421	10943	本谷	金江町	本谷		80	30	15	1
422	2189	藁江	金江町	藁江		160	30	30	
423	2190	藁江	金江町	藁江		130	35	30	
424	2191	藁江	金江町	藁江		220	30	20	
425	2192	藁江	金江町	藁江		120	35	30	
426	2193	藁江	金江町	藁江		110	30	20	
427	2194	藁江	金江町	藁江		190	30	10	
428	2195	本谷	金江町	金見	本谷	160	30	20	
429	2196	金見	金江町	金見		120	30	20	
430	2197	本谷	金江町	金見	本谷	130	30	20	
431	2198	本谷	金江町	金見	本谷	300	30	20	
432	2199	金見	金江町	金見		100	30	20	
433	2200	金見	金江町	金見		120	35	30	
434	2201	金見	金江町	金見		260	30	20	
435	2202	金見	金江町	金見		140	30	20	
436	2203	金見	金江町	金見		150	30	20	
437	2249	藁江	金江町	藁江		230	30	30	
438	2820	近居	金江町	近居		80	50	20	4
439	2821	金江町	金江町	近居		60	60	60	2
440	3602	平田	金江町			170	46	9	10
441	3772	本谷	金江町	本谷		120	50	40	5
442	3773	近居	金江町	近江		430	50	40	15
443	3774	奈良木	金江町	奈良木		300	40	60	14
444	5218	野島	金江町	野島		110	45	10	4
445	5413	野島	金江町	野島		330	50	10	15
446	5423	奈良木	金江町	奈良木		100	60	20	6
447	6744	山庄	金江町	藁江	山庄	180	40	40	9
448	10692	十四区	神村町		十四区	30	45	5	1
449	10693	十四区	神村町		十四区	40	40	5	1
450	10694	十四区	神村町		十四区	40	50	10	1
451	10709	十区	神村町		十区	50	45	10	2
452	10713	十四区	神村町		十四区	40	45	7	1
453	10873	神村	神村町			120	60	80	3
454	10883	神村8	神村町	八区		100	35	20	4

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
455	10916	神村町	神村町			60	40	20	1
456	10917	神村町	神村町			150	40	15	2
457	10918	神村町	神村町			60	40	10	1
458	2165	十三区	神村町		十三区	170	30	30	
459	2166	十三区	神村町		十三区	200	30	20	
460	2167	十三区	神村町		十三区	200	30	30	
461	2168	十三区	神村町		十三区	100	30	20	
462	2169	十三区	神村町		十三区	200	30	20	
463	2170	十三区	神村町		十三区	120	45	40	
464	2171	十三区	神村町		十三区	140	30	20	
465	2172	十三区	神村町		十三区	100	30	10	
466	2173	十三区	神村町		十三区	130	40	30	
467	2178	四区	神村町		四区	180	30	20	
468	2179	四区	神村町		四区	100	30	20	
469	2181	八区	神村町		八区	260	30	20	
470	2182	二区	神村町		二区	20	30	30	
471	2183	二区	神村町		二区	140	30	20	
472	2184	二区	神村町		二区	150	30	20	
473	2185	二区	神村町		二区	110	30	30	
474	2186	二区	神村町		二区	100	35	30	
475	2187	二区	神村町		二区	10	35	30	
476	2188	二区	神村町		二区	140	30	10	
477	2246	八区	神村町		八区	160	30	10	
478	2753	神村町	神村町			140	60	15	1
479	2754	神村町	神村町			380	40	15	3
480	2792	神村町	神村町			200	60	20	3
481	2793	神村町	神村町			70	40	20	2
482	2794	神村町	神村町			50	40	20	2
483	2795	神村町	神村町			100	40	20	4
484	3607	高屋	神村町		高屋	100	65	6	13
485	3608	矢捨	神村町		宮ノ木	120	36	20	5
486	3715	神村町	神村町			90	50	20	5
487	3716	神村町	神村町			260	40	15	6
488	3717	神村町	神村町			120	30	60	8
489	3754	神村町1区	神村町		1区	250	50	30	9
490	3755	神村町	神村町			280	50	60	6
491	3756	神村町	神村町			140	50	40	7
492	3757	神村町	神村町			100	40	20	11
493	5215	神村12区	神村町		十二区	100	60	20	3
494	5241	木ノ原	神村町		木ノ原	140	41	13	4
495	5410	神村2区	神村町		二区	150	50	20	5
496	6740	七区	神村町		七区	100	40	40	6
497	10658	楠田	加茂町		北山 楠田	280	40	20	2
498	10659	菅町	加茂町		北山 菅町	110	60	20	1
499	10660	東側	加茂町		粟根 東側	50	45	30	1
500	10661	東側	加茂町		粟根 東側	120	50	60	1
501	10662	東側	加茂町		粟根 東側	80	50	60	1
502	10663	小池	加茂町		粟根 小池	170	60	70	2
503	10664	四川	加茂町		粟根 四川	90	50	70	1
504	10677	上組	加茂町		中野 上組	50	40	30	1
505	10872	芦原	加茂町		芦原	200	40	15	4
506	10882	中野	加茂町		中野	250	60	12	4
507	10892	百谷	加茂町		百谷	40	45	8	1
508	10894	粟根	加茂町		粟根	50	50	10	2
509	10895	北山	加茂町		北山	30	60	8	1
510	1865	菅町	加茂町		北山 菅町	200	30	10	
511	1866	菅町	加茂町		北山 菅町	130	30	10	

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
512	1867	菅町	加茂町	北山	菅町	140	40	40	
513	1868	菅町	加茂町	北山	菅町	230	30	30	
514	1869	菅町	加茂町	北山	菅町	110	30	30	
515	1870	百谷	加茂町	百谷		190	30	20	
516	1871	百谷	加茂町	百谷		150	30	10	
517	1873	百谷	加茂町	百谷		170	30	20	
518	1874	百谷	加茂町	百谷		170	35	10	
519	1876	百谷	加茂町	百谷		10	30	10	
520	1877	百谷	加茂町	百谷		30	30	10	
521	1878	楠田	加茂町	北山	楠田	230	35	20	
522	1879	楠田	加茂町	北山	楠田	160	30	10	
523	1880	楠田	加茂町	北山	楠田	150	30	10	
524	1881	北山	加茂町	北山		130	30	10	
525	1882	北山	加茂町	北山		150	30	10	
526	1883	龍王橋	加茂町	北山		110	35	20	
527	1884	北山	加茂町	北山		350	30	20	
528	1885	刈光	加茂町	北山	刈光	130	40	40	
529	1886	望海	加茂町	北山	望海	10	35	10	
530	1887	神末	加茂町	栗根	神末	100	30	20	
531	1888	西側	加茂町	栗根	西側	130	30	20	
532	1889	西側	加茂町	栗根	西側	220	35	20	
533	1890	西側	加茂町	栗根	西側	200	35	20	
534	1891	四川	加茂町	北山	四川	350	40	30	
535	1892	四川	加茂町	北山	四川	180	40	40	
536	1893	百谷	加茂町	百谷		140	30	20	
537	1897	百谷	加茂町	百谷		150	30	20	
538	1898	百谷	加茂町	百谷		110	30	20	
539	1899	百谷	加茂町	百谷		200	30	20	
540	1900	百谷	加茂町	百谷		170	35	20	
541	1901	百谷	加茂町	百谷		110	35	10	
542	1962	広畑	加茂町	百谷	広畑	150	40	30	
543	1963	井手	加茂町	下加茂	井手	170	35	20	
544	1964	井手	加茂町	下加茂	井手	180	40	30	
545	1965	吉和	加茂町	下加茂	吉和	140	30	20	
546	1966	猪ノ子	加茂町	下加茂	猪ノ子	150	40	30	
547	1967	猪ノ子	加茂町	下加茂	猪ノ子	30	30	20	
548	1968	猪ノ子	加茂町	下加茂	猪ノ子	100	30	10	
549	1977	稲付	加茂町	下加茂	稲付	20	35	20	
550	2229	菅町	加茂町	北山	菅町	90	30	10	
551	2230	四川	加茂町	北山	四川	90	45	40	
552	2233	片側	加茂町	上加茂	片側	10	40	30	
553	2698	百谷	加茂町	百谷		110	45	8	4
554	2700	百谷	加茂町	百谷		130	50	10	4
555	2701	栗根	加茂町	栗根		100	50	12	3
556	2702	栗根	加茂町	栗根		100	60	12	3
557	2703	栗根	加茂町	栗根		70	50	10	3
558	3539	種	加茂町	北山		30	40	10	1
559	3540	神末	加茂町	栗根		250	40	20	6
560	3640	芦原	加茂町	芦原		150	65	15	5
561	3641	北山	加茂町	北山		150	60	15	5
562	3649	中組	加茂町	中組		80	60	20	5
563	3650	栗根	加茂町	栗根		120	45	15	16
564	3781	中野	加茂町	中野		150	60	15	6
565	5197	北山	加茂町	北山		70	50	15	2
566	5198	栗根	加茂町	栗根		70	45	8	2
567	5199	百谷	加茂町	百谷		150	60	12	3
568	5204	大附	加茂町	中野		60	80	8	4

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
569	5205	片側	加茂町	上加茂		80	78	10	4
570	5231	下加茂	加茂町	下加茂		80	30	15	3
571	5393	加茂ハイツ	加茂町	内山		120	50	15	13
572	6733	猪子	加茂町	下賀茂	猪手	150	50	30	5
573	6877	芦原	加茂町	芦原		90	65	6	7
574	10798	友定	神辺町	三谷	友定	110	40	10	1
575	10799	上三谷	神辺町	三谷	上三谷	150	60	20	1
576	10800	平砂2	神辺町	三谷	平砂	70	40	10	3
577	10801	平砂3	神辺町	三谷	平砂	110	60	10	1
578	10802	栗元	神辺町	三谷	栗元	110	70	10	2
579	10803	大倉	神辺町	東中条	大倉	90	45	10	1
580	10804	池之坊	神辺町	東中条	池之坊	90	70	15	2
581	10805	伊地	神辺町	東中条	伊地	110	30	10	1
582	10806	山田1	神辺町	西中条	山田	100	30	10	2
583	10807	藤森	神辺町	西中条	藤森	70	40	10	1
584	10808	片山2	神辺町	川南	片山	50	50	20	1
585	10809	丙3	神辺町	川南	丙	40	30	80	1
586	10810	観音寺	神辺町	平野	観音寺	100	40	30	1
587	10811	小角2	神辺町	下竹田	小角	100	40	10	2
588	10812	梅谷	神辺町	下竹田	梅谷	60	35	20	1
589	10813	芥子	神辺町	八尋	芥子	80	70	10	1
590	10814	久熊1	神辺町	上竹田	久熊	120	45	30	1
591	10815	久熊2	神辺町	上竹田	久熊	40	60	20	3
592	10816	久熊3	神辺町	上竹田	久熊	165	50	20	2
593	10817	名田	神辺町	上竹田	名田	100	60	20	4
594	10818	内砂子	神辺町	上竹田	内砂子	150	50	15	4
595	10819	山田2	神辺町	西中条	山田	120	40	15	2
596	10978	金行	神辺町	三谷	是定	200	30	17	3
597	10979	栗元	神辺町	三谷	栗元	150	30	12	4
598	10980	大倉	神辺町	東中条	大倉	150	60	20	2
599	14311	帰	神辺町	川北	帰	30	35	20	1
600	14312	帰	神辺町	川北	帰	200	50	35	3
601	14313	家ノ下	神辺町	三谷	家ノ下	80	30	25	1
602	14314	光屋	神辺町	上竹田	光屋	60	40	40	1
603	14315	長谷	神辺町	上竹田	長谷	70	45	20	1
604	14316	道城	神辺町	平野	道城	100	45	10	3
605	2397	友定	神辺町	三谷	友定	150	30	20	
606	2398	上三谷	神辺町	三谷	上三谷	250	30	20	
607	2399	森ヶ市	神辺町	三谷	森ヶ市	140	35	20	
608	2400	三谷	神辺町	三谷	三谷	200	30	30	
609	2401	平佐	神辺町	三谷	平佐	180	30	10	
610	2402	安那	神辺町	三谷	釜久保	190	30	30	
611	2403	安那	神辺町	三谷	釜久保	150	30	20	
612	2404	高迫	神辺町	東中条	高迫	200	30	20	
613	2405	高迫	神辺町	東中条	高迫	220	30	30	
614	2406	木之内	神辺町	東中条	木之内	210	30	30	
615	2407	軒田	神辺町	東中条	軒田	170	30	20	
616	2408	栗井	神辺町	東中条	栗井	180	30	30	
617	2409	伊地	神辺町	東中条	伊地	300	30	20	
618	2410	木之内	神辺町	東中条	木之内	90	30	30	
619	2411	中組	神辺町	東中条	中組	20	30	10	
620	2412	秀工地	神辺町	東中条	秀工地	110	30	20	
621	2413	田淵	神辺町	西中条	田淵	160	30	10	
622	2414	後谷	神辺町	西中条	後谷	120	30	30	
623	2415	後谷	神辺町	西中条	後谷	150	30	20	
624	2416	的場	神辺町	西中条	的場	190	30	10	
625	2417	十念	神辺町	道上	十念	150	30	20	

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
626	2418	山田	神辺町	西中条	山田	160	30	20	
627	2419	陽光台	神辺町	湯野	陽光台	140	30	20	
628	2420	深水	神辺町	西中条	深水	100	30	20	
629	2421	藤森	神辺町	西中条	藤森	130	35	30	
630	2422	藤森	神辺町	西中条	藤森	100	30	20	
631	2423	帰	神辺町	川北	帰	120	35	20	
632	2424	丙	神辺町	川南	丙	150	35	40	
633	2425	丙	神辺町	川南	丙	100	35	40	
634	2426	丙	神辺町	川南	丙	150	30	30	
635	2427	丙	神辺町	川南	丙	140	30	30	
636	2428	丙	神辺町	川南	丙	120	30	30	
637	2429	岩田	神辺町	川南	岩田	140	30	30	
638	2430	岩田	神辺町	川南	岩田	100	30	20	
639	2431	岩田	神辺町	川南	岩田	120	30	30	
640	2432	轟	神辺町	下竹田	轟	190	30	20	
641	2433	流田	神辺町	下竹田	流田	140	30	30	
642	2434	流田	神辺町	下竹田	流田	70	30	20	
643	2435	小角	神辺町	下竹田	小角	150	30	20	
644	2436	中島	神辺町	上御領	中島	450	30	20	
645	2437	横路	神辺町	上御領	横路	160	30	30	
646	2438	横路	神辺町	上御領	横路	80	30	30	
647	2439	上滝山	神辺町	上御領	上滝山	200	30	20	
648	2440	下滝山	神辺町	上御領	下滝山	140	35	30	
649	2441	高鳥	神辺町	八尋	高鳥	150	30	20	
650	2442	森	神辺町	八尋	森	250	40	30	
651	2443	和名木	神辺町	八尋	和名木	10	30	30	
652	2444	大内	神辺町	下竹田	大内	110	30	30	
653	2445	田村	神辺町	下竹田	田村	140	40	30	
654	2446	山田	神辺町	八尋	山田	260	30	20	
655	2447	権田	神辺町	八尋	権田	270	30	20	
656	2448	芥子	神辺町	上竹田	芥子	200	30	20	
657	2449	芥子	神辺町	上竹田	芥子	150	30	30	
658	2450	三田地	神辺町	上竹田	三田地	200	35	30	
659	2451	三田地	神辺町	上竹田	三田地	180	30	20	
660	2452	三田地	神辺町	上竹田	三田地	120	35	30	
661	2453	沼迫	神辺町	下竹田	沼迫	180	30	30	
662	2454	仁伍	神辺町	上竹田	仁伍	370	35	30	
663	2455	長谷	神辺町	上竹田	長谷	140	30	20	
664	2456	長谷	神辺町	上竹田	長谷	280	30	20	
665	2457	川谷	神辺町	上竹田	川谷	250	30	30	
666	2458	川谷	神辺町	上竹田	川谷	170	30	30	
667	2459	鼓	神辺町	上竹田	鼓	150	35	40	
668	2460	鼓	神辺町	上竹田	鼓	120	35	40	
669	2461	泰砂	神辺町	上竹田	泰砂	100	35	30	
670	2893	山王前町	神辺町	下御領	山王前町	130	35	10	4
671	2894	足苺	神辺町	三谷	足苺	70	40	40	3
672	2895	阿坂	神辺町	三谷	阿坂	260	35	50	2
673	2896	広山	神辺町	東中条	広山	80	35	30	2
674	2897	丙谷	神辺町	川南	丙谷	120	40	60	3
675	2900	塔谷	神辺町	下竹田	塔谷	120	35	50	3
676	2901	流田	神辺町	下竹田	流田	120	45	30	3
677	2902	境前	神辺町	上竹田	境前	100	35	40	3
678	2903	上竹田	神辺町	上竹田	長谷	80	35	10	4
679	2904	芥子	神辺町	上竹田	芥子	50	45	10	2
680	2905	三田地	神辺町	上竹田	三田地	60	30	10	1
681	2906	板屋子	神辺町	上竹田	板屋子	80	45	20	2
682	2907	和名木	神辺町	八尋	和名木	270	35	20	3

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
683	2908	森	神辺町	八尋	森	150	35	20	4
684	2909	高鳥	神辺町	八尋	高鳥	200	30	20	4
685	2910	鳴岩	神辺町	上御領	鳴岩	150	40	30	4
686	2911	米道	神辺町	下御領	米道	70	45	20	3
687	2912	深水	神辺町	西中条	深水	130	35	20	4
688	2914	土井	神辺町	東中条	土井	80	35	20	2
689	2915	安光	神辺町	西中条	安光	60	35	20	2
690	3931	王子	神辺町	川南	二ノ丁	100	70	9	19
691	3932	岩田	神辺町	川南	岩田北側	850	45	20	41
692	3933	丙	神辺町	川南	丙北側	510	40	30	57
693	3934	長畑	神辺町	川南	長畑山	370	60	22	28
694	3935	丁	神辺町	川南	丁谷	140	45	13	60
695	3937	片山	神辺町	川南	片山	580	50	13	25
696	3938	秋丸	神辺町	川北	秋丸	300	35	14	30
697	3939	久原	神辺町	湯野	古寺	100	30	10	5
698	3940	田渕	神辺町	西中条	田渕	210	65	15	6
699	3942	安那	神辺町	三谷	釜久保	350	30	17	8
700	3946	宇根	神辺町	上御領	宇根	180	65	15	12
701	3947	張田	神辺町	上御領	境	280	45	31	8
702	3948	張田A	神辺町	上御領	上苗代	0	50	13	36
703	3950	大仁五	神辺町	八尋	大仁五	90	40	15	40
704	3951	大内	神辺町	下竹田	大内	250	35	14	12
705	3952	田村	神辺町	下竹田	田村	300	40	20	10
706	3953	三田地	神辺町	上竹田	三田地	150	50	10	9
707	3954	川谷	神辺町	上竹田	川谷	70	40	20	15
708	3955	栗田	神辺町	上竹田	栗田	200	40	15	19
709	3956	名田	神辺町	上竹田	名田	270	40	12	5
710	3957	内砂子上	神辺町	上竹田	海老ヶ市	260	35	14	9
711	3958	内砂子	神辺町	上竹田	内砂子	140	30	9	6
712	3959	仲間	神辺町	上竹田	仲間	600	40	12	22
713	3961	久熊	神辺町	上竹田	久熊	300	40	10	8
714	3962	長迫	神辺町	下竹田	長迫	300	40	13	16
715	3963	岸	神辺町	下竹田	岸	300	40	10	8
716	3964	辺木	神辺町	下竹田	辺木	150	40	17	12
717	3965	観音寺	神辺町	平野	観音寺	120	50	10	6
718	3967	梨ノ木	神辺町	八尋	梨ノ木	900	30	12	34
719	3969	小角	神辺町	下竹田	小角	400	40	9	14
720	3970	天満	神辺町	三谷	荒神後	200	30	15	5
721	3972	城主山	神辺町	上御領	城主山	130	40	25	6
722	3973	内砂子	神辺町	上竹田	内砂子	200	40	50	13
723	3974	仁五	神辺町	上竹田	仁五	280	40	25	9
724	3975	城主山	神辺町	上御領	城主山	220	45	20	9
725	3976	米道	神辺町	下御領	米道	100	40	20	7
726	3977	深水	神辺町	西中条	深水	500	30	30	15
727	3978	大両木	神辺町	西中条	大両木	70	30	30	7
728	3979	高田	神辺町	東中条	高田	50	40	30	7
729	3981	十念	神辺町	道上	十念	100	35	20	14
730	3982	八反田	神辺町	上御領	八反田	120	40	25	6
731	5170	土井	神辺町	東中条	土井	70	45	20	2
732	5364	徳田	神辺町	徳田	徳田	80	40	15	4
733	5365	中陣団地	神辺町	湯野	中陣	70	45	7	6
734	5366	静方園	神辺町	湯野	陽光台	90	40	15	
735	5367	中谷	神辺町	道上	中谷	140	40	7	3
736	6753	貞本	神辺町	東中条	貞本	110	30	10	4
737	6754	片山	神辺町	川南	片山	120	70	25	9
738	6755	丙1	神辺町	川南	丙	120	30	20	21
739	6756	丙2	神辺町	川南	丙	130	45	50	28

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
740	6757	帰2	神辺町	川北	帰	190	45	10	10
741	6758	名越1	神辺町	平野	名越	230	30	20	14
742	6759	名越2	神辺町	平野	名越	240	45	20	7
743	6760	上滝山	神辺町	上御領	上滝山	220	70	50	8
744	6761	城之端	神辺町	下竹田	城之端	360	40	30	5
745	6762	誠和ハイツ	神辺町	下竹田	誠和ハイツ	80	40	20	9
746	6763	轟	神辺町	下竹田	轟	250	40	30	4
747	6764	泰砂子	神辺町	上竹田	泰砂子	220	40	30	6
748	6765	丙3	神辺町	川南	丙	50	30	20	1
749	6766	平砂1	神辺町	三谷	平砂	270	70	20	1
750	6767	梨ノ木	神辺町	八尋	梨ノ木	80	30	10	
751	6768	上竹田下	神辺町	上竹田	上竹田下	140	45	30	9
752	6889	国成	神辺町	西中条	国成	150	30	30	5
753	2057	北本庄	北本庄	四丁目		10	30	20	
754	3656	北本庄4	北本庄	4丁目		300	40	20	32
755	3659	北本庄5丁目	北本庄	4丁目		100	40	20	1
756	3660	北本庄6丁目	北本庄	4丁目		110	50	10	
757	5398	木之庄3	木之庄町	3丁目		70	40	12	11
758	10719	半坂	草戸町		半坂	50	60	25	1
759	10924	草戸町	草戸町			100	50	20	1
760	2109	草戸	草戸町			100	30	10	
761	2663	半坂	草戸町		半坂	120	60	5	4
762	2664	落	草戸町	長和	落	130	70	7	4
763	3488	山地A	草戸町		山地	100	70	5	8
764	3489	山地B	草戸町		山地	150	70	10	9
765	3490	中山地B	草戸町		中山地	150	60	15	8
766	3491	下山地A	草戸町		下山地	250	60	15	17
767	3730	草戸町	草戸町			250	50	40	5
768	3731	草戸町	草戸町			150	40	20	
769	6782	中山地A	草戸町		中山地	130	60	15	7
770	6789	草戸町	草戸町			200	40	40	6
771	10729	池之内	熊野町		池之内	50	60	40	1
772	10730	中組	熊野町		中組	100	40	15	1
773	10731	寺迫上	熊野町		寺迫上	70	50	30	3
774	10732	久師	熊野町		久師	80	55	25	1
775	10861	上ノ原上	熊野町		上ノ原上	200	50	5	3
776	10881	熊野	熊野町			100	50	30	4
777	10945	熊野町	熊野町			120	40	10	2
778	10946	寺迫上	熊野町	寺迫上		200	50	20	2
779	10947	寺迫上	熊野町	寺迫上		100	40	20	1
780	10948	寺迫上	熊野町	寺迫上		100	40	20	1
781	2074	夜打ヶ谷池	熊野町			140	30	10	
782	2075	夜打ヶ谷池	熊野町			110	30	10	
783	2076	夜打ヶ谷池	熊野町			130	30	20	
784	2127	高下	熊野町		高下	130	30	20	
785	2128	延谷	熊野町		延谷	140	30	20	
786	2129	田中	熊野町		田中	120	35	30	
787	2130	田中	熊野町		田中	250	35	20	
788	2131	六本堂	熊野町		六本堂	110	30	30	
789	2132	原	熊野町		原	200	40	30	
790	2133	甲谷	熊野町		甲谷	150	30	20	
791	2134	中山田	熊野町		中山田	300	30	20	
792	2135	池之内	熊野町		池之内	240	30	10	
793	2136	池之内	熊野町		池之内	100	30	20	
794	2137	池之内	熊野町		池之内	10	35	20	
795	2138	上ノ原上	熊野町		上ノ原上	100	30	20	
796	2139	寺迫下	熊野町		寺迫下	80	40	40	

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
797	2140	寺迫下	熊野町		寺迫下	110	40	30	
798	2141	寺迫下	熊野町		寺迫下	140	35	30	
799	2142	寺迫中	熊野町		寺迫中	60	35	30	
800	2143	寺迫中	熊野町		寺迫中	140	40	30	
801	2144	前谷	熊野町		前谷	200	30	20	
802	2145	寺迫中	熊野町		寺迫中	140	35	20	
803	2146	寺迫上	熊野町		寺迫上	10	35	20	
804	2147	寺迫上	熊野町		寺迫上	10	30	20	
805	2148	寺迫上	熊野町		寺迫上	170	30	30	
806	2149	寺迫上	熊野町		寺迫上	160	30	30	
807	2150	寺迫上	熊野町		寺迫上	10	35	20	
808	2151	寺迫上	熊野町		寺迫上	10	35	30	
809	2152	久師	熊野町		久師	100	30	20	
810	2153	久師	熊野町		久師	10	35	30	
811	2154	寺迫上	熊野町			150	35	20	
812	2155	寺迫上	熊野町			120	40	30	
813	2156	寺迫上	熊野町			110	30	20	
814	2251	鴨尾	熊野町		鴨尾	120	30	10	
815	2665	高尼	熊野町		高尼	120	50	6	4
816	2666	西之丸ノ上	熊野町		西丸ノ上	70	55	6	3
817	2673	神論田A	熊野町		神論田A	100	60	5	3
818	2674	神論田B	熊野町		神論田B	150	45	7	4
819	2675	黒木	熊野町		黒木	100	50	7	2
820	2676	禎神	熊野町		禎神	150	50	6	3
821	2677	間谷	熊野町		間谷	120	60	7	4
822	2778	熊野町	熊野町			250	60	20	4
823	2779	甲谷	熊野町	甲谷		150	60	30	3
824	2780	岡之丸	熊野町	岡之丸		100	50	200	3
825	2781	下山田	熊野町	下山田		100	60	40	2
826	2800	熊野	熊野町			100	50	30	4
827	2829	久師	熊野町	久師		180	50	10	3
828	3499	高下	熊野町		高下	150	50	6	5
829	3500	坂根	熊野町		坂根	150	50	6	11
830	3526	松尾	熊野町		松尾	150	60	10	1
831	3740	金持	熊野町	金持		100	50	30	10
832	5223	池之内	熊野町	池之内		140	50	10	4
833	5224	寺迫下	熊野町	寺迫下		60	45	20	2
834	5225	間谷	熊野町	間谷		80	50	30	2
835	5414	上の原	熊野町	上の原		80	45	10	1
836	5426	土手尻	熊野町		土手尻	500	50	6	13
837	6883	土城	熊野町		土城	150	60	5	6
838	2801	鋼管町	鋼管町			500	50	10	1
839	10698	境	郷分町		境	100	50	25	1
840	10699	境	郷分町		境	100	45	30	1
841	10857	佐古	郷分町		佐古	150	50	6	4
842	10874	草木	郷分町	草木		120	40	20	2
843	2021	八反田	郷分町		八反田	230	30	30	
844	2022	八反田	郷分町		八反田	100	30	30	
845	2023	境	郷分町		境	120	40	50	
846	2024	大田志	郷分町		大田志	220	30	30	
847	2025	大田志	郷分町		大田志	120	45	50	
848	2026	草木	郷分町		草木	180	35	30	
849	2027	草木	郷分町		草木	160	30	20	
850	2028	横路	郷分町		横路	200	30	20	
851	2029	石原	郷分町		石原	170	40	40	
852	2033	石原	郷分町		石原	100	30	30	
853	2724	郷分町	郷分町			100	40	20	2

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
854	3463	横路	郷分町		横路	500	50	5	27
855	3464	境	郷分町		境	100	65	8	2
856	3668	横路	郷分町	横路		130	50	30	7
857	3669	郷分町境	郷分町	境		450	50	70	24
858	3671	郷分町境	郷分町	境		180	50	50	5
859	3672	草木	郷分町	草木		80	50	20	6
860	3673	草木	郷分町	草木		160	50	30	12
861	3674	草木	郷分町	草木		120	50	70	7
862	5418	境	郷分町	境		130	50	20	3
863	10707	蔵王	蔵王町		五丁目	60	70	5	3
864	10914	蔵王町	蔵王町			50	40	5	1
865	2040	蔵王霊苑	蔵王町			100	40	20	
866	3440	石井	蔵王町		石井	100	70	9	9
867	3698	蔵王町	蔵王町			140	30	10	23
868	6738	蔵王	蔵王町			100	40	50	7
869	10701	佐波	佐波町			60	60	10	3
870	10877	佐波町	佐波町			150	50	20	4
871	2107	佐波	佐波町			180	30	30	
872	2771	佐波町	佐波町			100	60	20	4
873	3473	瀬谷	佐波町		瀬谷	120	60	6	9
874	3487	日和谷	佐波町		日和谷	150	50	7	8
875	3734	佐波町	佐波町			100	50	20	5
876	5411	明王台下	佐波町			60	60	12	11
877	6743	佐波	佐波町			50	60	15	5
878	10820	藤尾	新市町	藤尾		100	40	20	1
879	10821	小林区	新市町	金丸		70	60	50	1
880	10822	花屋	新市町	花屋		510	30	15	1
881	10823	金丸2	新市町	金丸		90	40	10	3
882	10824	志輪井	新市町	常		90	60	10	2
883	10825	川原	新市町	上安井		150	45	30	4
884	10826	芦浦2	新市町	芦浦		70	45	30	3
885	10827	宮内2	新市町	宮内		130	35	10	1
886	10828	紺屋	新市町	下安井		200	60	20	2
887	10829	連下	新市町	宮内		50	50	30	2
888	10830	宮内3	新市町	宮内		55	60	10	2
889	10831	宮内4	新市町	宮内		40	40	20	2
890	10832	戸手2	新市町	戸手		45	40	15	2
891	10833	相方	新市町	相方		50	40	5	1
892	14317	臼原	新市町	藤尾		120	60	120	4
893	14318	父尾	新市町	藤尾		25	40	35	1
894	14319	臼原	新市町	藤尾		60	50	40	2
895	14320	臼原	新市町	藤尾		60	50	70	1
896	14321	山形	新市町	金丸		35	35	20	1
897	14322	瀬原	新市町	藤尾		40	38	50	1
898	14323	板橋	新市町	藤尾		60	43	40	1
899	14324	宮内	新市町	宮内		15	60	20	1
900	14325	芦浦	新市町	常		50	45	30	1
901	14326	奥見谷金丸	新市町	金丸		125	50	60	1
902	14327	公明寺芦浦	新市町	芦浦		50	35	15	1
903	14328	平田	新市町	芦浦		120	65	40	1
904	14329	金丸	新市町	金丸		60	40	20	1
905	2462	西門木	新市町	藤尾	西門木	10	30	20	
906	2463	西門木	新市町	藤尾	西門木	100	35	30	
907	2464	西門木	新市町	藤尾	西門木	120	30	30	
908	2465	西門木	新市町	藤尾	西門木	120	35	40	
909	2466	中門木	新市町	藤尾	中門木	200	30	30	
910	2467	白曾根	新市町	藤尾	白曾根	100	30	20	

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
911	2468	白曾根	新市町	藤尾	白曾根	100	40	40	
912	2469	白曾根	新市町	藤尾	白曾根	100	30	20	
913	2470	白曾根	新市町	藤尾	白曾根	140	30	20	
914	2471	藤尾	新市町	藤尾	藤尾	40	40	40	
915	2472	苔原	新市町	藤尾	苔原	220	40	40	
916	2473	苔原	新市町	藤尾	苔原	200	40	30	
917	2474	山形	新市町	金丸	山形	120	20	30	
918	2475	瀬原	新市町	藤尾	瀬原	120	35	20	
919	2476	瀬原	新市町	藤尾	瀬原	150	35	40	
920	2477	瀬原	新市町	藤尾	瀬原	120	40	40	
921	2478	瀬原	新市町	藤尾	瀬原	110	45	60	
922	2479	瀬原	新市町	藤尾	瀬原	140	40	40	
923	2480	藤尾	新市町	藤尾	藤尾	200	35	40	
924	2481	山形	新市町	金丸	山形	200	30	30	
925	2482	山形	新市町	金丸	山形	220	40	30	
926	2483	山形	新市町	金丸	山形	100	35	20	
927	2484	山形	新市町	金丸	山形	110	30	30	
928	2485	山形	新市町	金丸	山形	100	30	30	
929	2486	藤尾	新市町	藤尾	藤尾	30	35	40	
930	2487	父尾	新市町	藤尾	父尾	120	35	30	
931	2488	奥見谷	新市町	金丸	奥見谷	230	40	40	
932	2489	奥見谷	新市町	金丸	奥見谷	80	30	30	
933	2490	奥見谷	新市町	金丸	奥見谷	100	30	30	
934	2491	奥見谷	新市町	金丸	奥見谷	170	35	30	
935	2492	見谷	新市町	金丸	見谷	280	30	20	
936	2493	市場	新市町	金丸	市場	160	30	20	
937	2494	川井	新市町	金丸	川井	110	45	40	
938	2495	厚山	新市町	金丸	厚山	110	30	30	
939	2496	厚山	新市町	金丸	厚山	260	35	40	
940	2497	金丸	新市町	金丸	金丸	230	35	20	
941	2498	砂原	新市町	常	砂原	170	40	30	
942	2499	砂原	新市町	常	砂原	120	30	30	
943	2500	金名	新市町	常	金名	120	30	30	
944	2501	金名	新市町	常	金名	300	30	30	
945	2502	父尾	新市町	藤尾	父尾	150	35	30	
946	2503	父尾	新市町	藤尾	父尾	120	35	30	
947	2504	畑谷	新市町	常	畑谷	100	40	40	
948	2505	畑谷	新市町	常	畑谷	120	30	20	
949	2506	芦浦	新市町	常	芦浦	10	30	30	
950	2507	芦浦	新市町	常	芦浦	150	35	30	
951	2508	芦浦	新市町	常	芦浦	140	30	20	
952	2509	上安井	新市町	上安井	上安井	180	35	20	
953	2510	上安井	新市町	上安井	上安井	110	30	20	
954	2511	上安井	新市町	上安井	上安井	170	30	20	
955	2512	紺屋	新市町	下安井	紺屋	130	30	20	
956	2513	紺屋	新市町	下安井	紺屋	0	30	10	
957	2514	紺屋	新市町	下安井	紺屋	170	30	20	
958	2515	紺屋	新市町	下安井	紺屋	140	30	10	
959	2516	紺屋	新市町	下安井	紺屋	270	30	10	
960	2517	大森	新市町	下安井	大森	100	35	30	
961	2518	大森	新市町	下安井	大森	110	30	20	
962	2519	大森	新市町	下安井	大森	100	30	10	
963	2520	大森	新市町	下安井	大森	0	30	20	
964	2521	下安井	新市町	下安井	下安井	170	30	10	
965	2522	真光寺谷	新市町	宮内	真光寺谷	180	35	20	
966	2523	木曾丸谷	新市町	宮内	木曾丸谷	110	35	30	
967	2524	下安井	新市町	下安井	下安井	200	45	50	

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
968	2525	大佐山	新市町	新市	大佐山	100	35	30	
969	2526	新市	新市町	新市	新市	0	30	20	
970	2527	戸手	新市町	戸手	戸手	110	30	20	
971	2528	戸手	新市町	戸手	戸手	180	30	20	
972	2529	戸手	新市町	戸手	戸手	110	30	30	
973	2530	戸手	新市町	戸手	戸手	110	40	40	
974	2531	下戸手	新市町	戸手	下戸手	0	30	20	
975	2532	相方	新市町	相方	相方	100	30	20	
976	2533	相方	新市町	相方	相方	100	35	40	
977	2534	汐首	新市町	相方	汐首	120	35	40	
978	2535	汐首	新市町	相方	汐首	0	35	40	
979	2916	金丸	新市町	金丸		75	68	10	3
980	2918	山形	新市町	金丸		160	45	40	2
981	2919	戸手	新市町	戸手		80	40	50	2
982	2921	下安井	新市町	下安井		50	30	12	2
983	2922	明見	新市町	下安井		40	30	10	2
984	2923	下安井	新市町	下安井		30	30	10	2
985	2924	金丸	新市町	金丸		50	50	25	1
986	2925	金丸	新市町	金丸		120	45	30	4
987	2926	吉備津神社宮内	新市町	常		20	40	20	1
988	2927	上安井	新市町	上安井		20	30	20	1
989	2928	常	新市町	常		40	48	20	2
990	2929	常	新市町	常		250	70	40	2
991	3983	金丸	新市町	金丸		120	45	15	7
992	3984	金丸	新市町	金丸		100	50	10	5
993	3985	金丸	新市町	金丸		40	40	5	5
994	3986	上安井	新市町	上安井		20	30	10	6
995	3988	下江忠夫	新市町	新市		16	45	130	8
996	3989	新市	新市町	新市		40	50	25	8
997	3990	新市	新市町	新市		300	45	50	48
998	3992	公民館	新市町	新市		150	30	30	4
999	3993	信岡竜二	新市町	新市		150	35	70	6
1000	3994	相方	新市町	相方		45	50	55	7
1001	3995	相方	新市町	相方		35	40	70	7
1002	3997	相方	新市町	相方		70	55	70	6
1003	3998	志和井	新市町	常		80	70	8	6
1004	3999	臼原	新市町	藤尾		90	60	80	6
1005	4000	汐首	新市町	相方		150	30	50	
1006	4001	汐首	新市町	相方		250	30	30	10
1007	4002	山田団地	新市町	相方		40	50	40	11
1008	4003	相方	新市町	相方		50	55	80	7
1009	4004	戸手	新市町	戸手		300	30	50	28
1010	4006	下安井	新市町	下安井		80	50	60	5
1011	4007	大森	新市町	下安井		40	35	15	6
1012	4008	大森	新市町	下安井		120	45	18	6
1013	4009	中央中学校	新市町	新市		100	35	30	
1014	4010	宮内	新市町	宮内		20	30	20	10
1015	4011	宮内	新市町	宮内		30	30	15	8
1016	4012	連下公会堂	新市町	宮内		30	35	20	2
1017	4013	荒神社宮内	新市町	宮内		150	30	20	27
1018	4014	下安井	新市町	下安井		80	30	15	17
1019	4016	常	新市町	常		150	40	35	9
1020	4017	宮内	新市町	宮内		60	65	35	7
1021	4018	砂原	新市町	常		140	70	30	6
1022	4019	金丸	新市町	金丸		80	70	60	5
1023	4021	金丸	新市町	金丸		350	50	60	10
1024	4022	志和井	新市町	常		280	60	30	8

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
1025	4023	金丸	新市町	金丸		170	65	30	5
1026	4024	新市	新市町	新市		70	35	100	5
1027	5171	相方	新市町	相方		30	50	16	2
1028	5172	上戸手	新市町	戸手		60	58	12	4
1029	5173	戸手	新市町	戸手		130	43	9	2
1030	5174	大森	新市町	下安井		30	30	18	1
1031	5175	下安井	新市町	下安井		40	55	10	4
1032	5176	常	新市町	常		50	48	12	2
1033	5177	金丸	新市町	金丸		100	60	30	3
1034	5178	芦浦	新市町	芦浦		20	45	20	3
1035	5368	戸手	新市町	戸手		170	40	9	12
1036	5369	新市	新市町	新市		150	50	25	9
1037	5370	新市	新市町	新市		100	52	15	7
1038	5371	宮内	新市町	宮内		90	62	15	10
1039	5372	宮ノ力	新市町	宮ノ力		70	55	10	9
1040	5373	宮内	新市町	宮内		100	30	20	7
1041	5374	上安井	新市町	常		150	38	8	6
1042	5375	前金名	新市町	常		410	63	16	16
1043	6769	川原1	新市町	上安井		130	45	25	5
1044	6770	川原2	新市町	上安井		260	60	40	8
1045	6771	宮内2	新市町	宮内		160	60	20	8
1046	6772	山形2	新市町	金丸		100	60	10	
1047	10718	別所	瀬戸町	地頭分	別所	120	55	25	2
1048	10721	長和	瀬戸町	長和		130	40	10	4
1049	10878	長和	瀬戸町	長和		150	50	20	3
1050	10879	長和	瀬戸町	長和		150	60	20	3
1051	10926	長和	瀬戸町	長和		150	60	20	3
1052	10927	長和	瀬戸町	長和		200	50	20	1
1053	10928	長和	瀬戸町	長和		100	50	20	1
1054	10929	長和	瀬戸町	長和		150	50	30	3
1055	10930	長和	瀬戸町	長和		100	40	30	1
1056	10931	長和	瀬戸町	長和		100	60	20	2
1057	10932	地頭分	瀬戸町	地頭分		200	50	20	1
1058	10934	地頭分	瀬戸町	地頭分		100	50	40	1
1059	2108	長和	瀬戸町	長和		100	30	20	
1060	2115	梅ノ木原	瀬戸町	長和	梅ノ木原	140	40	30	
1061	2116	梅ノ木原	瀬戸町	長和	梅ノ木原	160	30	20	
1062	2117	梓田	瀬戸町	長和	梓田	270	30	30	
1063	2118	松山	瀬戸町	地頭分	松山	100	35	30	
1064	2119	松山	瀬戸町	地頭分	松山	240	30	20	
1065	2120	虎	瀬戸町	地頭分	虎	140	30	20	
1066	2121	別所	瀬戸町	地頭分	別所	120	30	20	
1067	2123	志田原	瀬戸町	長和	志田原	130	30	20	
1068	2124	西谷	瀬戸町	長和	西谷	140	30	20	
1069	2125	筒井	瀬戸町	長和	筒井	200	30	20	
1070	2126	筒井	瀬戸町	長和	筒井	200	30	20	
1071	2250	長和	瀬戸町	長和		100	30	20	
1072	2770	長和	瀬戸町	長和		100	60	20	2
1073	2774	長和	瀬戸町	長和		100	50	20	2
1074	2776	長和	瀬戸町	長和		100	60	20	2
1075	2777	長和	瀬戸町	長和		100	60	20	4
1076	2782	長和	瀬戸町	長和		200	50	20	4
1077	2783	地頭分	瀬戸町	地頭分		50	60	20	2
1078	2784	地頭分	瀬戸町	地頭分		100	60	20	2
1079	2785	地頭分	瀬戸町	地頭分		250	60	30	3
1080	2786	地頭分	瀬戸町	地頭分		200	60	20	4
1081	2787	地頭分	瀬戸町	地頭分		150	60	20	4

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
1082	2797	地頭分	瀬戸町	地頭分		100	50	40	2
1083	2798	地頭分	瀬戸町	地頭分		100	50	20	4
1084	3494	宮近西ヶ迫	瀬戸町	長和	西ヶ迫	120	45	5	6
1085	3495	立屋板	瀬戸町	地頭分	立屋板	180	45	5	6
1086	3496	坊谷	瀬戸町	山北	坊谷	180	50	14	9
1087	3497	松山A	瀬戸町	地頭分	松山	200	40	5	17
1088	3498	松山B	瀬戸町	地頭分	松山	200	50	6	8
1089	3732	長和	瀬戸町	長和		200	50	20	5
1090	3735	長和	瀬戸町	長和		100	40	20	7
1091	3737	長和	瀬戸町	長和		200	50	20	5
1092	3738	長和	瀬戸町	長和		150	50	20	3
1093	3741	地頭分	瀬戸町	地頭分		100	50	20	6
1094	3742	地頭分	瀬戸町	地頭分		250	50	20	12
1095	3743	地頭分	瀬戸町	地頭分		200	50	20	6
1096	3760	地頭分	瀬戸町	地頭分		300	60	40	5
1097	3761	地頭分	瀬戸町	地頭分		200	50	30	9
1098	5216	長和	瀬戸町	長和		70	40	20	2
1099	5422	長和	瀬戸町	長和		200	40	20	6
1100	6790	長和	瀬戸町	長和		100	50	20	5
1101	10915	千田町	千田町			130	30	12	1
1102	2035	中条防	千田町	千田	中条防	100	30	10	
1103	2036	鳥山	千田町	千田	鳥山	180	35	20	
1104	2037	鳥山	千田町	千田	鳥山	120	35	30	
1105	2038	千田大峠	千田町	千田	千田大峠	130	30	20	
1106	2243	向谷	千田町	千田	向谷	180	40	20	
1107	2722	坂田北	千田町	坂田北		80	50	40	4
1108	2745	後谷	千田町	後谷		120	42	10	3
1109	2747	奥谷	千田町	奥谷		50	30	5	1
1110	3443	三軒家	千田町		三軒家	400	75	15	26
1111	3444	天満下	千田町		天満下	400	50	6	24
1112	3445	大峠東	千田町		大峠東	250	50	6	20
1113	3455	永谷	千田町		永谷	100	50	8	12
1114	3456	荒神谷	千田町		荒神谷	250	60	5	8
1115	3457	楠本	千田町		楠本	150	50	6	6
1116	3461	平畑B	千田町		平畑	300	70	6	16
1117	3666	千田町坂田	千田町	坂田		140	40	20	6
1118	3701	千田町	千田町			80	45	10	16
1119	3702	千田町	千田町			200	30	7	11
1120	3704	千田大峠	千田町	千田大峠		190	40	10	9
1121	3705	千田大峠	千田町	千田大峠		130	40	8	5
1122	6787	鳥山	千田町	鳥山		150	40	10	2
1123	10705	東谷	大門町	大門	東谷	150	40	70	2
1124	10708	東谷	大門町	大門	東谷	60	50	80	2
1125	2053	野々浜	大門町	野々浜		200	30	20	
1126	2054	津之下	大門町	津之下		180	30	20	
1127	2055	津之下	大門町	津之下		280	35	30	
1128	2658	皿山A	大門町		皿山	50	50	9	1
1129	2752	野々浜	大門町	野々浜		170	40	10	2
1130	3428	大津野小学校	大門町		大門	100	60	14	8
1131	3429	石樋	大門町		野々浜	250	55	10	5
1132	3430	水の前	大門町		野々浜	90	70	11	6
1133	3431	跡口	大門町		北浜	250	50	7	6
1134	3432	大門	大門町		大門	140	65	10	11
1135	3433	南浜	大門町		南浜	350	70	10	18
1136	3434	四山	大門町		四山	50	70	6	6
1137	3436	前古屋A	大門町		沼田	100	45	15	5
1138	3437	前古屋B	大門町		前古屋	300	70	6	4

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
1139	3713	野々浜	大門町	野々浜		120	35	10	6
1140	3714	野々浜	大門町	野々浜		290	40	10	
1141	5408	大門	大門町			130	45	20	3
1142	10923	川尻	高西町	川尻		80	60	60	1
1143	2223	川尻	高西町	川尻		100	35	40	
1144	2767	川尻	高西町	川尻		200	50	15	4
1145	3610	鷹ノ口	高西町		鷹ノ口	300	30	6	13
1146	10733	高島	田尻町		高島	70	60	60	1
1147	10734	沖新涯	田尻町		沖新涯	80	50	20	1
1148	10739	中東	田尻町		中東	70	30	50	2
1149	10944	高島	田尻町	高島		100	50	10	1
1150	2070	勘定池	田尻町			150	35	30	
1151	2071	高島	田尻町		高島	10	30	30	
1152	2072	高島	田尻町		高島	10	30	20	
1153	2073	田尻	田尻町			120	35	30	
1154	2077	西中	田尻町			10	30	30	
1155	2078	西中	田尻町		西中	10	35	40	
1156	2079	西中	田尻町		西中	250	40	40	
1157	2080	丸山	田尻町		丸山	20	30	30	
1158	2081	丸山	田尻町		丸山	10	35	30	
1159	2082	丸山	田尻町		丸山	170	30	10	
1160	2812	田尻町二子	田尻町	二子		100	50	10	2
1161	2822	高島	田尻町	高島		100	40	20	3
1162	2825	西中	田尻町	西中		100	50	10	3
1163	3486	石亀	田尻町		石亀	300	40	5	16
1164	3510	高浜A	田尻町	高島	高浜	150	40	7	7
1165	3511	向山	田尻町	高島	向山	100	60	15	5
1166	3512	高浜B	田尻町		高浜	130	50	8	6
1167	3513	金崎	田尻町		金崎	400	48	15	17
1168	3514	西中	田尻町		西中	300	70	10	15
1169	3515	金崎南	田尻町		金崎南	150	60	8	8
1170	5415	古山田	田尻町	古山田		130	50	10	5
1171	5416	西中	田尻町	西中		130	50	10	5
1172	6873	田尻町二子	田尻町	二子		250	50	10	5
1173	10715	加屋	津之郷町		加屋	90	80	20	1
1174	10858	夕倉	津之郷町		夕倉	100	50	5	3
1175	10880	加屋	津之郷町	加屋		150	50	30	4
1176	10901	本谷上	津之郷町	本谷上		150	40	20	1
1177	10902	本谷上	津之郷町	本谷上		170	50	20	1
1178	10903	津之郷町	津之郷町			60	40	10	1
1179	10933	坂部	津之郷町	坂部		100	50	40	3
1180	2104	本谷上	津之郷町	津之郷	本谷上	250	30	20	
1181	2105	本谷上	津之郷町	津之郷	本谷上	100	30	30	
1182	2106	大池	津之郷町	津之郷		180	30	20	
1183	2789	加屋	津之郷町	加屋		100	50	30	2
1184	2790	加屋	津之郷町	加屋		100	50	40	1
1185	3470	山根	津之郷町		山根	250	60	8	6
1186	3502	済美中学校	津之郷町		水越	80	60	10	
1187	3677	津之郷町小山	津之郷町	小山		190	50	20	2
1188	3678	津之郷町小山	津之郷町	小山		130	50	10	
1189	3680	津之郷町本谷上	津之郷町	本谷上		180	40	10	5
1190	3745	加屋	津之郷町	加屋		300	50	30	9
1191	5399	本谷上	津之郷町	本谷上		110	60	17	5
1192	6871	青木	津之郷町	青木		150	50	30	5
1193	2049	松崎	坪生町		松崎	150	35	30	
1194	2050	松崎	坪生町		松崎	250	40	30	
1195	2051	松崎	坪生町	松崎		230	40	30	

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
1196	2052	松崎	坪生町	松崎		300	35	30	
1197	2738	松崎	坪生町	松崎		70	30	60	1
1198	2739	西池平	坪生町	西池平		160	32	20	3
1199	3420	仁井	坪生町		仁井	300	60	8	10
1200	3421	松崎	坪生町		松崎	250	60	5	8
1201	3422	池平	坪生町		池平	70	40	5	5
1202	3687	坪生町青木	坪生町	青木		100	40	40	12
1203	3688	坪生町青木	坪生町	青木		170	35	40	7
1204	3690	坪生町松崎	坪生町	松崎		120	30	60	5
1205	10735	白茅	鞆町	後地	白茅	120	50	60	2
1206	10736	中島	鞆町	後地	中島	250	60	50	3
1207	10737	中島	鞆町	後地	中島	80	50	60	1
1208	10738	御幸	鞆町	後地	御幸	150	60	80	1
1209	2083	後地	鞆町	後地		190	30	20	
1210	2084	後地	鞆町	後地		100	30	30	
1211	2085	後地	鞆町	後地		10	35	30	
1212	2086	後地	鞆町	後地		120	30	30	
1213	2087	後地	鞆町	後地		150	30	30	
1214	2088	田ノ浦	鞆町	後地	田ノ浦	110	30	20	
1215	2089	田ノ浦	鞆町	後地	田ノ浦	120	30	20	
1216	2090	彦浦	鞆町	後地		120	30	20	
1217	2091	小松浦	鞆町	後地	小松浦	10	30	20	
1218	2092	小松浦	鞆町	後地		10	30	20	
1219	2157	宮前	鞆町		宮前	100	35	40	
1220	2158	宮前	鞆町		宮前	50	30	20	
1221	2159	中ノ池	鞆町		中ノ池	180	30	20	
1222	2160	中ノ池	鞆町		中ノ池	110	30	30	
1223	2161	室浜	鞆町	後地	室浜	170	30	20	
1224	2162	室浜	鞆町	後地	室浜	140	35	40	
1225	3516	白茅	鞆町		白茅	250	60	38	14
1226	3517	中島A	鞆町		中島	200	60	5	18
1227	3518	中島B	鞆町		中島	100	70	5	5
1228	3519	御幸A	鞆町		御幸	250	60	15	26
1229	3521	草谷	鞆町		草谷	80	80	10	
1230	3522	城山	鞆町		城山	500	40	20	81
1231	3523	古城跡	鞆町		古城跡	200	60	10	16
1232	3524	焚場	鞆町		焚場	100	70	10	13
1233	3525	平	鞆町		平	100	80	10	8
1234	3775	祇園町	鞆町	後地	祇園町	100	50	20	6
1235	6747	中島	鞆町	後地	中島	150	70	90	0
1236	6876	後地	鞆町	後地		120	40	10	6
1237	6881	後地	鞆町	後地		60	65	10	5
1238	10706	奈良津	奈良津町	1丁目		120	30	20	4
1239	2039	奈良津町	奈良津町	3丁目		120	30	10	
1240	2058	奈良津町	奈良津町	1丁目		170	30	20	
1241	2748	奈良津町	奈良津町			150	35	10	4
1242	3446	才ノ峠A	奈良津町		才ノ峠	200	60	5	6
1243	3447	才ノ峠B	奈良津町		才ノ峠	100	60	5	15
1244	3449	原A	奈良津町		原	100	50	6	6
1245	3450	原B	奈良津町		原	150	50	6	5
1246	3708	奈良津町2丁目	奈良津町	2丁目		200	40	20	23
1247	5400	奈良津	奈良津町	1丁目		100	55	20	2
1248	6735	奈良津	奈良津町		二丁目	160	50	20	6
1249	6736	奈良津	奈良津町		三丁目	140	55	7	7
1250	3472	東小屋	西神島町		東小屋	100	60	9	4
1251	6737	西深津	西深津町		七丁目	50	45	20	5
1252	10834	高野迫②	沼隈町	上山南	高野迫	110	45	30	3

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
1253	10835	岩竹②	沼隈町	下山南	岩竹	80	50	30	1
1254	10836	大迫	沼隈町	中山南	大迫	60	45	10	3
1255	10837	矢川	沼隈町	常石	矢川	70	40	20	4
1256	10838	土居	沼隈町	草深	土居	90	60	20	2
1257	10839	横倉	沼隈町	中山南	横倉	120	50	50	1
1258	10840	丸池	沼隈町	能登原	丸池	30	60	6	1
1259	10841	大越	沼隈町	常石	大越	20	60	10	1
1260	10842	北迫	沼隈町	上山南	北迫	100	60	10	3
1261	10843	名郷	沼隈町	上山南	名郷	20	45	5	1
1262	10844	岩竹	沼隈町	下山南	岩竹	20	60	20	1
1263	10845	土橋	沼隈町	上山南	土橋	30	50	20	1
1264	10846	石鎚神社	沼隈町	能登原	石鎚神社	50	60	15	2
1265	14330	大越(2)	沼隈町	常石	大越	50	35	25	4
1266	14331	下片山	沼隈町	常石	片山	200	35	20	4
1267	14332	室間	沼隈町	能登原	室間	50	40	30	1
1268	2536	北迫	沼隈町	上山南	北迫	80	30	20	
1269	2537	菅田	沼隈町	上山南	菅田	180	30	20	
1270	2538	菅田	沼隈町	上山南	菅田	30	30	10	
1271	2539	高野迫	沼隈町	上山南	高野迫	200	40	30	
1272	2540	高野迫	沼隈町	上山南	高野迫	150	30	10	
1273	2541	高野迫	沼隈町	上山南	高野迫	200	30	20	
1274	2542	高野迫	沼隈町	上山南	高野迫	150	35	30	
1275	2543	高野迫	沼隈町	上山南	高野迫	290	30	20	
1276	2544	水落	沼隈町	上山南	水落	360	30	20	
1277	2545	岡田	沼隈町	上山南	岡田	200	30	10	
1278	2546	水落	沼隈町	上山南	水落	120	30	10	
1279	2547	岡田	沼隈町	上山南	岡田	10	30	10	
1280	2548	黒瀬	沼隈町	上山南	黒瀬	180	40	30	
1281	2549	下森迫	沼隈町	中山南	下森迫	200	30	20	
1282	2550	下森迫	沼隈町	中山南	下森迫	80	30	40	
1283	2551	下森迫	沼隈町	中山南	下森迫	110	30	20	
1284	2552	下森迫	沼隈町	中山南	下森迫	150	30	20	
1285	2553	下森迫	沼隈町	中山南	下森迫	160	35	40	
1286	2554	カジヤ谷	沼隈町	中山南	カジヤ谷	180	30	20	
1287	2555	カジヤ谷	沼隈町	中山南	カジヤ谷	230	30	20	
1288	2556	開谷	沼隈町	常石	開谷	100	30	20	
1289	2557	平迫	沼隈町	下山南	平迫	320	30	30	
1290	2558	矢操	沼隈町	下山南	矢操	50	35	20	
1291	2559	矢操	沼隈町	下山南	矢操	110	30	20	
1292	2560	奥江	沼隈町	常石	奥江	10	40	40	
1293	2561	カジヤ	沼隈町	中山南	カジヤ	150	30	30	
1294	2562	菅野	沼隈町	下山南	菅野	140	40	30	
1295	2563	柏迫	沼隈町	草深	柏迫	110	30	40	
1296	2564	常石	沼隈町	常石	常石	220	30	20	
1297	2565	常石	沼隈町	常石	常石	10	35	40	
1298	2566	土生	沼隈町	常石	土生	170	30	20	
1299	2567	奥組	沼隈町	草深	奥組	120	35	40	
1300	2568	奥組	沼隈町	草深	奥組	150	30	20	
1301	2569	奥組	沼隈町	草深	奥組	180	35	40	
1302	2570	阿北	沼隈町	草深	阿北	200	30	30	
1303	2571	樋之上	沼隈町	能登原	樋之上	140	40	40	
1304	2572	樋之上	沼隈町	能登原	樋之上	240	30	30	
1305	2573	樋之上	沼隈町	能登原	樋之上	200	30	20	
1306	2574	白浜	沼隈町	能登原	白浜	230	45	50	
1307	2575	立河内	沼隈町	能登原	立河内	150	35	30	
1308	2576	鷹ノ巣	沼隈町	中山南	鷹ノ巣	180	30	20	
1309	2577	カジヤ	沼隈町	中山南	カジヤ	10	30	20	

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
1310	2578	菅野	沼隈町	下山南	菅野	20	30	30	
1311	2579	上八日谷	沼隈町	中山南	上八日谷	120	40	50	
1312	2580	上八日谷	沼隈町	中山南	上八日谷	120	30	30	
1313	2581	下横倉	沼隈町	中山南	下横倉	150	35	20	
1314	2582	平尾	沼隈町	中山南	平尾	170	30	30	
1315	2583	中横倉	沼隈町	中山南	中横倉	130	35	40	
1316	2584	中横倉	沼隈町	中山南	中横倉	280	35	40	
1317	2585	中横倉	沼隈町	中山南	中横倉	520	35	30	
1318	2586	中横倉	沼隈町	中山南	中横倉	190	40	40	
1319	2587	上横倉	沼隈町	中山南	上横倉	240	40	30	
1320	2588	上横倉	沼隈町	中山南	上横倉	180	40	40	
1321	2589	上横倉	沼隈町	中山南	上横倉	360	40	50	
1322	2590	春日	沼隈町	能登原	春日	530	35	30	
1323	2591	阿伏兎	沼隈町	能登原	阿伏兎	100	30	10	
1324	2592	本谷	沼隈町	能登原	本谷	170	40	40	
1325	2593	本谷	沼隈町	能登原	本谷	180	30	30	
1326	2594	本谷	沼隈町	能登原	本谷	140	30	20	
1327	2595	本谷	沼隈町	能登原	本谷	170	35	40	
1328	2596	靱路	沼隈町	能登原	靱路	120	40	50	
1329	2597	靱路	沼隈町	能登原	靱路	200	40	50	
1330	2598	靱路	沼隈町	能登原	靱路	160	40	40	
1331	2599	靱路	沼隈町	能登原	靱路	150	35	30	
1332	2600	能登原	沼隈町	能登原	能登原	130	30	20	
1333	2601	能登原	沼隈町	能登原	能登原	120	30	30	
1334	2602	槇尾	沼隈町	草深	槇尾	120	30	30	
1335	2603	上横倉	沼隈町	中山南	上横倉	120	35	30	
1336	2881	岡田	沼隈町	上山南	岡田	300	40	15	4
1337	2882	八日谷(1)	沼隈町	中山南	八日谷	150	45	15	3
1338	2883	八日谷(2)	沼隈町	中山南	八日谷	200	30	20	4
1339	2884	黒瀬	沼隈町	上山南	黒瀬	100	45	30	2
1340	2886	上森迫	沼隈町	中山南	上森迫	200	35	15	2
1341	2887	岩竹	沼隈町	下山南	岩竹	80	40	15	3
1342	2888	檜隈	沼隈町	下山南	檜隈	100	35	20	2
1343	2889	小坂	沼隈町	下山南	小坂	50	35	20	2
1344	2890	太田	沼隈町	下山南	太田	50	45	20	3
1345	2891	下横倉	沼隈町	中山南	下横倉	200	40	15	2
1346	2892	上横倉	沼隈町	中山南	上横倉	100	45	15	4
1347	3863	別館東	沼隈町	能登原	阿伏兎	80	32	20	3
1348	3864	靱路	沼隈町	能登原	靱路	350	40	25	13
1349	3865	本谷	沼隈町	能登原	本谷	300	33	25	12
1350	3866	宝大寺	沼隈町	能登原	下組	200	35	25	6
1351	3867	能登原保育所	沼隈町	能登原	下組	200	30	20	11
1352	3868	立河内	沼隈町	能登原	立河内	250	35	20	11
1353	3869	宮前	沼隈町	能登原	立河内	230	35	5	6
1354	3871	白浜	沼隈町	能登原	白浜	160	35	30	14
1355	3872	斧子	沼隈町	能登原	桜	200	40	15	8
1356	3873	桜東	沼隈町	能登原	桜	160	35	20	7
1357	3874	岩船	沼隈町	草深	岩船	100	30	10	5
1358	3875	横引(1)	沼隈町	草深	横引	110	30	10	6
1359	3876	樋ノ上	沼隈町	草深	樋ノ上	150	35	20	9
1360	3878	平石	沼隈町	草深	阿引	200	35	25	9
1361	3879	寄ノ宮	沼隈町	草深	浜組	80	40	15	5
1362	3880	塚田	沼隈町	草深	槇尾	100	30	20	6
1363	3881	槇尾	沼隈町	草深	槇尾	250	30	20	11
1364	3882	奥組	沼隈町	草深	奥組	190	38	25	8
1365	3883	南泉坊裏	沼隈町	草深	奥組	160	30	20	7
1366	3884	林崎東平	沼隈町	草深	林崎	140	40	25	6

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
1367	3885	林崎西平	沼隈町	草深	林崎	400	30	15	21
1368	3886	敷名	沼隈町	常石	敷名	500	40	25	40
1369	3887	小尾越	沼隈町	常石	小尾越	50	30	20	7
1370	3888	大越浜	沼隈町	常石	大越	130	30	25	5
1371	3890	大越(1)	沼隈町	常石	大越	100	30	25	12
1372	3892	根引	沼隈町	常石	根引	500	35	25	26
1373	3893	大神裏	沼隈町	常石	大神	140	30	25	9
1374	3894	辻	沼隈町	常石	宮寺	100	35	15	7
1375	3895	中組	沼隈町	常石	中組	140	30	20	6
1376	3896	土生西	沼隈町	常石	土生	130	30	20	10
1377	3897	矢川	沼隈町	常石	矢川	220	35	20	7
1378	3899	開谷団地	沼隈町	常石	開谷	170	30	15	16
1379	3900	開谷	沼隈町	常石	開谷	100	30	15	8
1380	3901	蓮池団地	沼隈町	常石	開谷	100	30	30	8
1381	3902	蓮池	沼隈町	常石	開谷	130	30	20	11
1382	3903	松尾団地	沼隈町	常石	松尾	100	35	20	12
1383	3904	片山	沼隈町	常石	片山	220	35	20	5
1384	3906	黒迫	沼隈町	草深	黒迫	140	35	25	7
1385	3907	広ノ奥	沼隈町	下山南	広ノ奥	200	30	20	7
1386	3908	菅野	沼隈町	下山南	菅野	400	35	15	14
1387	3909	平迫	沼隈町	下山南	平迫	80	30	20	6
1388	3910	大迫	沼隈町	下山南	大迫	150	35	20	9
1389	3911	下森迫	沼隈町	中山南	下森迫	200	32	15	10
1390	3912	塚ノ口	沼隈町	中山南	塚ノ口	250	38	20	13
1391	3913	勝負迫	沼隈町	中山南	勝負迫	250	30	20	12
1392	3916	上横倉(1)	沼隈町	中山南	上横倉(1)	150	35	20	5
1393	3917	上横倉(2)	沼隈町	中山南	上横倉(2)	100	30	20	8
1394	3918	原	沼隈町	上山南	菅田	100	30	20	8
1395	3919	寺尾	沼隈町	上山南	菅田	200	30	30	16
1396	3921	大池団地	沼隈町	上山南	大池	200	35	30	32
1397	3923	八日谷(3)	沼隈町	中山南	八日谷	200	40	10	5
1398	3924	上森迫(2)	沼隈町	中山南	上森迫	300	45	40	9
1399	3925	檜隈(3)	沼隈町	下山南	檜隈	120	40	25	5
1400	3926	太田	沼隈町	下山南	宮本	450	35	15	19
1401	3927	常石公民館裏	沼隈町	常石	西組	50	45	30	3
1402	3928	菅野(1)	沼隈町	下山南	菅野	300	40	20	5
1403	3929	難民救援センター裏	沼隈町	草深	奥組	150	40	25	
1404	3930	桜	沼隈町	能登原	桜	150	30	20	8
1405	5160	阿北	沼隈町	草深	阿引	130	35	18	3
1406	5161	敷名上	沼隈町	常石	敷名	100	40	30	3
1407	5162	矢野	沼隈町	常石	矢川	50	30	25	4
1408	5163	中横倉	沼隈町	中山南	横倉	200	30	35	3
1409	5164	檜隈(1)	沼隈町	上山南	檜隈	100	40	20	3
1410	5165	山南	沼隈町	中山南	山南	100	35	10	3
1411	5166	下八日谷	沼隈町	中山南	八日谷	120	35	20	4
1412	5167	高野迫	沼隈町	上山南	高野迫	300	40	20	2
1413	5168	稲木	沼隈町	上山南	稲木	50	40	10	2
1414	5169	名郷	沼隈町	上山南	菅田	160	40	20	2
1415	5357	桜西	沼隈町	能登原	桜	300	35	25	10
1416	5358	横引(2)	沼隈町	草深	横引	200	35	20	20
1417	5359	浜組下	沼隈町	草深	浜組	430	38	25	20
1418	5360	ゼノ少年牧場	沼隈町	草深	奥組	500	50	30	
1419	5361	土居	沼隈町	下山南	土居	130	40	20	7
1420	5362	黒瀬	沼隈町	上山南	黒瀬	250	35	20	11
1421	6773	矢操	沼隈町	下山南	矢操	170	30	30	5
1422	6774	菅野	沼隈町	下山南	菅野	210	45	30	5
1423	6775	土生	沼隈町	常石	土生	150	40	40	5

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
1424	6776	沖城	沼隈町	下山南	沖城	200	35	20	8
1425	6777	北迫	沼隈町	上山南	北迫	130	50	20	8
1426	6778	大越	沼隈町	常石	大越	150	45	20	48
1427	6890	片山	沼隈町	常石	片山	70	45	30	1
1428	10740	本浦	走島町		本浦	120	30	35	1
1429	10741	浦友	走島町		浦友	60	30	50	2
1430	10742	唐舟	走島町		唐舟	80	30	40	3
1431	10743	唐舟	走島町		唐舟	60	45	40	3
1432	2093	走島	走島町		走島	100	30	20	
1433	2094	本浦	走島町		本浦	20	30	10	
1434	2095	中村	走島町		中村	10	30	20	
1435	2096	浦友	走島町		浦友	110	30	20	
1436	2097	浦友	走島町		浦友	70	30	10	
1437	2098	本浦	走島町		本浦	100	30	20	
1438	2099	本浦	走島町		本浦	10	30	10	
1439	2100	ギボウシ	走島町		ギボウシ	100	30	20	
1440	2101	ギボウシ	走島町		ギボウシ	90	30	20	
1441	2102	ギボウシ	走島町		ギボウシ	100	30	10	
1442	2103	唐船	走島町		唐船	10	30	20	
1443	2832	浦友	走島町	浦友		180	60	30	2
1444	3528	村間堂A	走島町		村間堂A	100	50	7	18
1445	3529	村間堂B	走島町		村間堂B	80	60	8	17
1446	3530	道閉A	走島町		道閉	200	70	15	2
1447	3532	唐船	走島町		唐船	100	70	10	24
1448	3776	本浦	走島町	本浦		60	50	20	16
1449	3778	走島	走島町	走島		110	40	40	6
1450	3779	走島	走島町	走島		250	50	30	16
1451	5425	唐船	走島町	唐船		85	60	30	5
1452	6748	浦友	走島町		浦友	180	30	50	7
1453	3451	米座	東深津町		米座	550	60	10	37
1454	3452	沖	東深津町		沖	200	70	10	10
1455	3453	西	東深津町		西	100	60	5	23
1456	3454	王子下	東深津町		王子下	400	80	10	9
1457	5401	東深津	東深津町	7丁目		130	50	15	18
1458	5402	東深津	東深津町	5丁目		90	50	5	6
1459	6739	東深津	東深津町	6丁目		70	70	20	6
1460	10711	延江	東村町		延江	55	60	20	1
1461	10712	延江	東村町		延江	40	50	10	2
1462	10921	東村町	東村町			120	60	15	1
1463	2218	小原	東村町		小原	120	30	20	
1464	2219	横谷	東村町		横谷	150	35	30	
1465	2220	横谷	東村町		横谷	30	30	10	
1466	2221	宗金	東村町		宗金	240	30	20	
1467	2222	松永古墳	東村町			10	30	20	
1468	2244	瀬儀	東村町		瀬儀	140	30	20	
1469	2762	東村町	東村町			120	40	20	4
1470	2765	宗政	東村町	宗政		160	50	40	2
1471	3605	宗金	東村町		宗金	100	45	8	5
1472	3726	東村町	東村町			100	35	20	7
1473	3727	東村町	東村町			100	50	30	5
1474	3728	東村町	東村町			220	50	40	11
1475	3729	東村町	東村町			300	45	20	13
1476	5420	宗政	東村町	宗政		170	40	20	12
1477	6788	向山	東村町	向山		70	40	15	26
1478	2056	引野	引野町			170	30	20	
1479	2749	引野町	引野町			300	40	10	4
1480	2751	引野町	引野町			70	40	7	1

	箇所番号	箇所名	位置		地形			人家	
					延長m	傾斜度	斜面高さ		
1481	3438	宅部	引野町		宅部	100	45	7	8
1482	3439	梶島山	引野町		梶島山	60	35	8	14
1483	3474	長崎	引野町		長崎	250	40	5	7
1484	3475	沖浦	引野町		沖浦	130	40	7	7
1485	3709	沖浦	引野町	沖浦		320	35	10	22
1486	3710	引野町	引野町			250	40	10	22
1487	3711	引野3丁目	引野町	3丁目		70	35	8	17
1488	3712	引野町	引野町			180	40	10	9
1489	5419	引野	引野町			100	40	10	8
1490	3661	久松台2	久松台	2丁目		320	40	20	32
1491	3696	日吉台	日吉台			110	50	20	11
1492	3697	日吉台	日吉台			80	35	10	17
1493	5403	日吉台	日吉台	5丁目		150	40	15	5
1494	10724	通畑	藤江町		通畑	80	45	20	2
1495	10725	通畑	藤江町		通畑	50	50	30	1
1496	10726	郷頭	藤江町		郷頭	190	60	20	2
1497	10727	瀬丸	藤江町		瀬丸	70	60	20	2
1498	10728	八反	藤江町		八反	120	70	20	3
1499	10869	横木A	藤江町		横木	100	45	5	3
1500	10942	八反	藤江町	八反		60	40	15	1
1501	2204	八反	藤江町		八反	200	30	10	
1502	2205	通畑	藤江町		通畑	140	40	30	
1503	2206	通畑	藤江町		通畑	200	35	20	
1504	2207	通畑	藤江町		通畑	200	30	10	
1505	2208	通畑	藤江町		通畑	200	30	30	
1506	2681	小仁五	藤江町		小仁五	50	30	5	4
1507	2817	中組	藤江町	中組		150	40	40	2
1508	3622	出店	藤江町		出店	350	36	20	18
1509	3623	堤	藤江町		堤	150	45	5	10
1510	3624	才戸	藤江町		才戸	80	45	10	6
1511	3626	横木B	藤江町		横木	50	60	10	6
1512	3627	中組	藤江町		中組	250	30	5	36
1513	3771	通畑	藤江町	通畑		150	50	60	9
1514	5221	瀬丸	藤江町	瀬丸		160	45	10	4
1515	5222	中組	藤江町	中組		60	60	10	1
1516	6875	中組	藤江町	中組		110	40	20	6
1517	6879	有立	藤江町	有立		250	50	20	5
1518	6880	有立	藤江町	有立		100	50	15	5
1519	10690	上組	本郷町		上組	80	60	20	1
1520	10691	吉田	本郷町		吉田	150	50	40	2
1521	10899	本郷	本郷町	本郷		50	60	80	1
1522	10919	本郷町	本郷町			60	35	15	1
1523	10920	御領	本郷町	御領		80	50	20	1
1524	2209	横山	本郷町		横山	180	35	40	
1525	2210	二ノ宮	本郷町			400	35	20	
1526	2211	上組	本郷町		上組	100	45	90	
1527	2212	横山	本郷町		横山	400	35	20	
1528	2213	横山	本郷町		横山	200	35	30	
1529	2214	横山	本郷町		横山	120	30	20	
1530	2215	横山	本郷町		横山	10	30	30	
1531	2216	横山	本郷町		横山	160	30	10	
1532	2217	横山	本郷町		横山	120	35	30	
1533	2245	二ノ宮	本郷町			300	30	20	
1534	2715	本郷	本郷町	本郷		80	50	40	2
1535	2716	本郷	本郷町	本郷		110	50	60	2
1536	2756	御領	本郷町	御領		120	40	20	2
1537	2759	本郷町	本郷町			120	40	50	3

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
1538	2760	本郷町	本郷町			70	50	40	2
1539	2761	本郷町	本郷町			120	50	30	3
1540	3603	槇原	本郷町			400	45	40	17
1541	3604	本郷	本郷町		尾越	500	30	6	25
1542	3651	本郷	本郷町	本郷		160	40	60	5
1543	3652	本郷	本郷町			230	50	80	5
1544	3653	本郷	本郷町			320	50	120	7
1545	3720	本郷町	本郷町			570	50	30	9
1546	3721	本郷町	本郷町			180	35	80	6
1547	3722	本郷町	本郷町			280	40	30	9
1548	3725	尾越	本郷町	尾越		60	40	20	7
1549	5244	尾越	本郷町	尾越		120	40	30	4
1550	6784	盛岡	本郷町		森岡	60	48	12	5
1551	6785	本郷	本郷町	本郷		220	50	40	6
1552	3458	大谷	本庄町		大谷	98	69	5	8
1553	3459	池尻	本庄町		池尻	250	69	10	
1554	3462	宮本	本庄町		宮本	150	50	6	11
1555	3612	松永明神北	松永町		上之町	100	45	15	14
1556	3613	松永明神南	松永町		中之町	300	45	30	107
1557	10722	栗ノ木	箕島町		栗ノ木	90	50	40	2
1558	10723	栗ノ木	箕島町		栗ノ木	90	40	40	2
1559	10938	箕島町	箕島町			100	40	20	1
1560	2059	茶山	箕島町		茶山	130	30	20	
1561	2060	茶山	箕島町		茶山	120	30	20	
1562	2061	釜屋	箕島町		釜屋	20	45	10	
1563	2062	箕島	箕島町			100	30	20	
1564	2661	栗ノ栖	箕島町		栗ノ栖	200	45	8	3
1565	2803	箕島町	箕島町			200	40	20	4
1566	2804	箕島町	箕島町			200	40	30	3
1567	2805	箕島町	箕島町			100	40	30	3
1568	3476	釜屋A	箕島町		釜屋	250	45	6	17
1569	3478	釣ヶ端	箕島町		釣ヶ端	200	45	6	11
1570	3479	瀬戸	箕島町		瀬戸	200	45	7	9
1571	3763	箕島町	箕島町			200	50	20	20
1572	3764	箕島町	箕島町			100	60	20	5
1573	5217	箕島	箕島町			80	60	10	1
1574	6872	箕島町	箕島町			150	40	20	5
1575	10720	洗谷	水呑町		洗谷	80	55	10	2
1576	10859	西郷	水呑町		西郷	240	50	6	2
1577	10860	竹ヶ端	水呑町		竹ヶ端	150	70	15	4
1578	10884	宮迫	水呑町	宮迫		100	40	20	3
1579	10925	水呑	水呑町			100	50	20	1
1580	10939	水呑町	水呑町			60	45	30	2
1581	10940	水呑町	水呑町			220	45	10	1
1582	10941	水呑町	水呑町			150	45	30	1
1583	2063	西	水呑町		西	110	30	20	
1584	2064	竹ヶ端	水呑町		竹ヶ端	50	40	20	
1585	2065	竹ヶ端	水呑町		竹ヶ端	30	30	20	
1586	2066	竹ヶ端	水呑町		竹ヶ端	120	30	20	
1587	2067	佐須良池	水呑町			250	35	30	
1588	2068	水呑	水呑町			130	30	10	
1589	2069	水呑	水呑町			20	35	30	
1590	2110	洗谷	水呑町		洗谷	120	30	20	
1591	2111	洗谷	水呑町		洗谷	120	30	30	
1592	2112	水呑	水呑町			100	35	30	
1593	2113	水呑	水呑町			110	30	30	
1594	2114	洗谷	水呑町		洗谷	110	35	40	

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
1595	2808	水呑町	水呑町			100	40	20	2
1596	2809	水呑町	水呑町			100	45	20	2
1597	2811	水呑町	水呑町			100	50	20	2
1598	2813	水呑町	水呑町			150	50	20	1
1599	2815	水呑町	水呑町			200	40	10	4
1600	3480	高浦	水呑町		高浦	150	70	15	7
1601	3481	白萩	水呑町		白萩	320	70	10	5
1602	3483	中村奥	水呑町		中村奥	100	50	10	
1603	3493	洗谷	水呑町		洗谷	300	60	7	13
1604	3765	水呑町	水呑町			100	40	20	7
1605	3767	水呑町	水呑町			150	50	10	13
1606	3768	水呑町	水呑町			150	50	10	14
1607	3769	水呑町	水呑町			250	45	10	11
1608	5245	水呑	水呑町			230	45	30	2
1609	5412	向丘	水呑町	向丘		220	45	15	17
1610	6746	水呑向丘	水呑町		水呑向丘	200	50	20	8
1611	6874	水呑町	水呑町			100	40	30	
1612	6882	竹ヶ端B	水呑町	竹ヶ端		150	70	15	5
1613	2032	西光寺	御幸町	森脇	西光寺	170	40	30	
1614	2034	牧谷	御幸町	中津原	牧谷	100	35	30	
1615	2240	中津原	御幸町	中津原		140	35	30	
1616	3419	正戸山	御幸町	上岩成		100	60	14	5
1617	3663	御幸町牧台	御幸町	牧台		160	50	20	5
1618	2247	中組	柳津町		中組	10	30	20	
1619	3615	柳津A	柳津町		劔平	300	45	15	67
1620	3617	西組	柳津町		久井平	400	45	30	61
1621	3619	柳津C	柳津町		明池	150	45	15	2
1622	3620	中岡	柳津町		中岡	60	45	6	13
1623	3621	市場組	柳津町		林	40	45	6	11
1624	6745	東組	柳津町		東組	200	45	30	3
1625	10900	山手町	山手町			100	40	20	1
1626	2727	山手町	山手町			70	40	10	3
1627	3466	天田	山手町		天田	200	50	5	7
1628	3467	坊坂	山手町		坊坂	200	65	10	3
1629	3468	江良	山手町		江良	150	50	10	12
1630	3469	小田	山手町		小田	300	60	10	6
1631	6786	山手町	山手町			70	40	20	7
1632	10621	田原	山野町	山野	田原	70	50	20	1
1633	10622	田原	山野町	山野	田原	130	55	30	1
1634	10623	田原	山野町	山野	田原	220	50	80	3
1635	10624	中原谷	山野町	山野	中原谷	110	35	70	1
1636	10625	中原谷	山野町	山野	中原谷	120	50	10	1
1637	10626	中原谷	山野町	山野	中原谷	90	40	80	1
1638	10627	矢川	山野町	矢川		100	40	50	2
1639	10628	矢川	山野町	矢川		90	50	40	1
1640	10629	矢川	山野町	矢川		100	50	50	1
1641	10630	池尻	山野町	山野	池尻	200	50	60	2
1642	10631	池尻	山野町	山野	池尻	90	55	40	1
1643	10632	大正	山野町	山野	大正	100	50	20	1
1644	10633	大正	山野町	山野	大正	80	50	50	1
1645	10634	大正	山野町	山野	大正	90	60	50	1
1646	10635	小迫	山野町	山野	小迫	220	60	30	1
1647	10636	高尾	山野町	山野	高尾	120	40	50	1
1648	10637	高尾	山野町	山野	高尾	60	50	60	1
1649	10638	米山	山野町	山野	米山	60	50	30	1
1650	10639	江谷	山野町	山野	江谷	70	50	30	1
1651	10640	江谷	山野町	山野	江谷	180	40	50	1

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
1652	10641	上市	山野町	山野	上市	80	40	50	1
1653	10642	殿川内	山野町	山野	殿川内	70	40	30	1
1654	10643	町組	山野町	山野	町組	120	60	40	2
1655	10644	小迫	山野町	山野	小迫	90	50	60	1
1656	10645	大谷	山野町	山野	大谷	240	45	30	2
1657	10646	大谷	山野町	山野	大谷	150	40	30	1
1658	10647	大谷	山野町	山野	大谷	190	50	30	1
1659	10648	大谷	山野町	山野	大谷	210	50	30	2
1660	10649	大谷	山野町	山野	大谷	100	60	40	1
1661	10650	大谷	山野町	山野	大谷	120	50	60	1
1662	10651	大谷	山野町	山野	大谷	100	50	40	1
1663	10652	大谷	山野町	山野	大谷	120	40	20	1
1664	10653	大谷	山野町	山野	大谷	160	50	30	2
1665	10654	大谷	山野町	山野	大谷	100	50	50	1
1666	10655	大谷	山野町	山野	大谷	100	60	50	1
1667	10656	大谷	山野町	山野	大谷	180	50	25	1
1668	10657	大谷	山野町	山野	大谷	200	50	30	1
1669	10870	下原谷	山野町	下原谷		120	60	10	4
1670	10871	山野下市	山野町	下市		100	40	10	3
1671	10887	矢川	山野町	矢川		20	50	10	1
1672	10888	山野	山野町	山野		30	40	10	1
1673	10896	山野	山野町			30	60	12	1
1674	1821	鳥串	山野町	山野	鳥串	110	30	20	
1675	1822	鳥串	山野町	山野	鳥串	100	35	20	
1676	1823	田原	山野町	山野	田原	120	40	20	
1677	1824	田原	山野町	山野	田原	120	35	30	
1678	1825	下原谷	山野町	山野	下原谷	150	45	50	
1679	1826	下原谷	山野町	山野	下原谷	120	50	60	
1680	1827	下原谷	山野町	山野	下原谷	120	35	20	
1681	1828	下原谷	山野町	山野	下原谷	200	35	20	
1682	1829	下原谷	山野町	山野	下原谷	180	35	40	
1683	1830	中原谷	山野町	山野	中原谷	100	30	20	
1684	1831	中原谷	山野町	山野	中原谷	170	35	30	
1685	1832	岩屋	山野町	山野	中原谷	180	30	20	
1686	1833	中原谷	山野町	山野	中原谷	200	40	40	
1687	1834	矢川	山野町	矢川	矢川	450	35	30	
1688	1835	矢川	山野町	矢川	矢川	150	35	20	
1689	1836	矢川	山野町	矢川	矢川	10	30	30	
1690	1837	甲橋	山野町	矢川	矢川	100	35	30	
1691	1838	塩川	山野町	矢川	矢川	10	30	30	
1692	1839	入谷橋	山野町	矢川	矢川	180	40	20	
1693	1840	矢川	山野町	矢川	矢川	130	40	20	
1694	1841	田原	山野町	山野	田原	170	40	30	
1695	1842	池尻	山野町	山野	池尻	170	40	30	
1696	1843	池尻橋	山野町	山野	池尻	100	45	20	
1697	1844	小田原橋	山野町	山野	池尻	270	35	20	
1698	1845	西ノ免橋	山野町	山野	池尻	190	30	20	
1699	1846	上市橋	山野町	山野	上市	100	30	20	
1700	1847	池尻	山野町	山野	池尻	300	40	20	
1701	1848	池尻	山野町	山野	池尻	170	30	20	
1702	1849	大正	山野町	山野	大正	110	40	20	
1703	1850	大正	山野町	山野	大正	130	30	30	
1704	1851	大正	山野町	山野	大正	140	30	20	
1705	1852	大正	山野町	山野	大正	40	30	10	
1706	1853	下市	山野町	山野	下市	350	35	20	
1707	1854	町組	山野町	山野	町組	380	30	20	
1708	1855	高尾	山野町	山野	高尾	120	30	20	

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
1709	1856	日南橋	山野町	山野	高尾	90	30	30	
1710	1857	出口橋	山野町	山野	高尾	150	40	30	
1711	1858	出口橋	山野町	山野	高尾	30	35	30	
1712	1859	広間	山野町	山野	広間	100	35	20	
1713	1860	広間	山野町	山野	広間	120	35	30	
1714	1861	大谷橋	山野町	山野		130	35	30	
1715	1862	大正	山野町	山野	大正	150	35	30	
1716	1863	大谷	山野町	山野		20	35	30	
1717	1864	大谷	山野町	山野		100	30	20	
1718	2227	大正	山野町	山野	大正	120	30	30	
1719	2228	高尾	山野町	山野	高尾	120	35	20	
1720	2685	山野東免	山野町	東免		120	45	10	3
1721	2686	島串	山野町	島串		150	40	8	2
1722	3535	田原B	山野町	山野		120	40	25	5
1723	3537	原谷B	山野町	山野		190	50	15	3
1724	3538	殿河内	山野町	山野		80	40	30	1
1725	3630	田原	山野町	田原		300	55	15	9
1726	3632	池尻	山野町	池尻		150	50	10	5
1727	5194	田原	山野町	田原		300	60	12	4
1728	5195	東免	山野町	東免		150	40	10	3
1729	5196	高尾	山野町	高尾		30	60	8	2
1730	5391	竜頭	山野町	田原		100	60	40	
1731	6731	高尾	山野町	山野	高尾	190	50	30	5
1732	10704	横尾	横尾町			140	40	30	3
1733	2723	横尾2丁目	横尾	2丁目		90	40	20	4
1734	3441	横尾C	横尾町		横尾東	900	60	8	69
1735	3664	横尾2	横尾	2丁目		110	50	30	8
1736	3706	緑陽町2丁目	緑陽町	2丁目		180	45	7	8
1737	3449	西深津	西深津町		七丁目	100	50	8	6
1738	3474	長崎	引野町			400	50	30	14
1739	3438	宅部川	引野町			100	50	8	6
1740	10856	通り	春日町	浦上		100	45	6	5
1741	2179	四区	神村町			150	38	30	10
1742	435	早戸二組川	赤坂町	早戸		60	50	7	3

※ 傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地の箇所

6713

(6)-2急傾斜地崩壊危険箇所(人工斜面)

土木管理課(2024年(令和6年)4月1日現在)

	箇所番号	箇所名	位置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
1	1432	青葉台	青葉台	2丁目		60	40	30	4
2	1436	市原	芦田町			110	35	5	4
3	768	伊勢丘8丁目	伊勢丘	8丁目		150	60	10	11
4	1171	弥生ヶ丘	駅家町	弥生ヶ丘		200	50	15	23
5	524	大橋	駅家町	大橋		90	40	10	2
6	774	金江町	金江町			120	60	20	6
7	1178	神村町	神村町			120	40	15	7
8	1438	神村町	神村町			220	60	30	1
9	1439	神村町	神村町			50	60	10	1
10	403	神村町	神村町			190	60	10	2
11	773	神村町	神村町			240	40	40	9
12	1172	加茂ハイツ	加茂町	中野	加茂ハイツ	90	50	20	6
13	1446	長畑山	神辺町	川南	長畑山	120	40	80	1
14	790	森ヶ市	神辺町	三谷	森ヶ市	200	45	50	7
15	791	大両ノ木	神辺町	西中条	大両ノ木	80	50	7	6
16	792	中谷	神辺町	道上	中谷	200	70	15	22
17	793	松茸山	神辺町	川南	松茸山	100	70	10	30
18	794	古城	神辺町	川北	古城	100	80	14	15
19	795	古市	神辺町	平野	古市	100	60	20	40
20	796	井迫	神辺町	平野	井迫	220	40	7	7
21	797	沼坂	神辺町	下竹田	沼坂	100	40	60	10
22	798	長坂	神辺町	下竹田	長坂	150	40	30	6
23	1437	高下	熊野町			140	50	15	3
24	1442	池之内	熊野町	池之内		150	40	20	1
25	1443	寺迫下	熊野町	寺迫下		100	40	30	1
26	1444	中組	熊野町	中組		100	50	20	1
27	1445	中組	熊野町	中組		100	50	10	1
28	410	寺迫下	熊野町	寺迫下		100	40	10	2
29	1173	蔵王ハイツ	蔵王町	蔵王ハイツ		170	35	50	12
30	1174	蔵王	蔵王町		四丁目	200	45	12	5
31	926	宮内	新市町	宮内		100	74	12	16
32	930	長和	瀬戸町			140	50	20	9
33	1431	憩ヶ丘	千田町	千田	憩ヶ丘団地	100	45	20	4
34	1433	緑ヶ丘	千田町	藪路	緑ヶ丘団地	60	50	30	3
35	1175	大門	大門町	大門		80	50	20	10
36	1177	旭	大門町	旭		80	35	10	1
37	1435	大門	大門町	大門		100	60	5	4
38	399	馬場	大門町		馬場	70	30	6	3
39	763	かじや	大門町		かじや	70	60	8	5
40	771	野々浜	大門町	野々浜		130	35	10	21
41	772	野々浜	大門町	野々浜		180	40	10	
42	406	金崎	田尻町	金崎		140	50	20	2
43	1179	南	坪生町	南		100	35	10	16
44	1441	鞆町後地	鞆町	後地		100	50	10	1
45	408	宝城	鞆町	後地	宝城	140	50	10	4
46	776	後地	鞆町			110	40	20	7
47	765	深津調3丁目	奈良津町	3丁目		120	40	15	12
48	766	西深津町7丁目	西深津町	7丁目		280	60	10	31
49	786	亀山	沼隈町	草深	浜組	200	35	15	9
50	787	下根引	沼隈町	常石	根引	200	30	25	20
51	1440	瀬丸	藤江町	瀬丸		170	50	20	1
52	528	通畑	藤江町			150	60	50	3
53	769	幕山台	幕山台	3丁目		390	63	7	33
54	770	幕山台	幕山台	4丁目		240	65	8	21

	箇所番号	箇所名	位 置			地形			人家
						延長m	傾斜度	斜面高さ	
55	929	幕山台	幕山台	4丁目		110	40	20	6
56	1434	六平谷	箕島町		六平谷	100	45	6	4
57	1180	妙見団地	水呑町	宮迫		80	55	20	12
58	932	洗谷	水呑町			90	55	10	7
59	1176	明王台	明王台		1丁目	150	40	10	5
60	525	江良	山手町	江良		80	50	12	3

※ 傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地の箇所

519

(7) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 指定区域

土木管理課(2024年(令和6年)4月1日現在)

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
1	田尻町	高島(10733)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成16年3月29日広島県告示第501号
2	"	高島(2071)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3	"	高島(10944)	急傾斜地の崩壊	○	○	
4	"	高島(2072)	急傾斜地の崩壊	○	○	
5	"	高浜(3510)	急傾斜地の崩壊	○	○	
6	"	高浜(3512隣a)	急傾斜地の崩壊	○	○	
7	"	高浜(3512)	急傾斜地の崩壊	○	○	
8	"	向山(3511)	急傾斜地の崩壊	○	○	
9	"	沖新涯(10734)	急傾斜地の崩壊	○	○	
10	"	高島(2822)	急傾斜地の崩壊	○	○	
11	"	栗林池(6873隣b)	急傾斜地の崩壊	○	○	
12	"	田尻町二子(6873)	急傾斜地の崩壊	○	○	
13	"	賽の峠(6873隣a)	急傾斜地の崩壊	○	○	
14	"	賽の峠(3486隣b)	急傾斜地の崩壊	○	○	
15	"	賽の峠(3486隣a)	急傾斜地の崩壊	○	○	
16	"	石亀(3486b)	急傾斜地の崩壊	○	○	
17	"	石亀(3486a)	急傾斜地の崩壊	○	○	
18	"	石亀(3486)	急傾斜地の崩壊	○	○	
19	"	勘定池(2070b)	急傾斜地の崩壊	○	○	
20	"	勘定池(2070)	急傾斜地の崩壊	○	○	
21	"	勘定池(2070a)	急傾斜地の崩壊	○	○	
22	"	古山田(5415)	急傾斜地の崩壊	○	○	
23	"	大常(10739隣a)	急傾斜地の崩壊	○	○	
24	"	中東(10739)	急傾斜地の崩壊	○	○	
25	"	金崎(406)	急傾斜地の崩壊	○	○	
26	"	西中(5416)	急傾斜地の崩壊	○	○	
27	"	西中(2077)	急傾斜地の崩壊	○	○	
28	"	西中(2825)	急傾斜地の崩壊	○	○	
29	"	西中(2078)	急傾斜地の崩壊	○	○	
30	"	西中(2079)	急傾斜地の崩壊	○	○	
31	"	丸山(2080)	急傾斜地の崩壊	○	○	
32	"	丸山(2080隣a)	急傾斜地の崩壊	○	○	
33	"	丸山(2081)	急傾斜地の崩壊	○	○	
34	"	金崎(3513)	急傾斜地の崩壊	○	○	
35	"	西中(3514)	急傾斜地の崩壊	○	○	
36	"	金崎南(3515)	急傾斜地の崩壊	○	○	
37	"	金崎南(3515a)	急傾斜地の崩壊	○	○	
38	"	金崎南(3515b)	急傾斜地の崩壊	○	○	
39	"	丸山(2082)	急傾斜地の崩壊	○	○	
40	"	八獄谷川(355)	土石流	○	○	
41	"	西中川(1204)	土石流	○	○	
42	"	佐層谷川(356)	土石流	○	○	
43	"	高島川(363)	土石流	○	○	
44	"	丸山川左支川(1202b)	土石流	○	○	
45	水呑町	妙見団地(527)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成17年3月31日広島県告示第516号
46	"	洗谷(932)	急傾斜地の崩壊	○	○	
47	"	竹ヶ端(2064a)	急傾斜地の崩壊	○	○	
48	"	竹ヶ端(2064b)	急傾斜地の崩壊	○	○	
49	"	竹ヶ端(2064c)	急傾斜地の崩壊	○	○	
50	"	竹ヶ端(2064d)	急傾斜地の崩壊	○	○	
51	"	竹ヶ端(2064e)	急傾斜地の崩壊	○	○	
52	"	竹ヶ端(2065a)	急傾斜地の崩壊	○	○	
53	"	水呑町(2067)	急傾斜地の崩壊	○	○	
54	"	佐須良池(2068a)	急傾斜地の崩壊	○	○	
55	"	佐須良池(2068b)	急傾斜地の崩壊	○	○	
56	"	水呑町(2083a)	急傾斜地の崩壊	○	○	
57	"	洗谷(2110)	急傾斜地の崩壊	○	○	
58	"	洗谷(2111)	急傾斜地の崩壊	○	○	
59	水呑町	水呑(2112a)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成17年3月31日広島県告示第516号
60	"	水呑(2112b)	急傾斜地の崩壊	○	○	
61	"	水呑(2113a)	急傾斜地の崩壊	○	○	
62	"	水呑(2113b)	急傾斜地の崩壊	○	○	
63	"	水呑町(2808)	急傾斜地の崩壊	○	○	
64	"	水呑町(2809)	急傾斜地の崩壊	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
65	"	水呑町(2811)	急傾斜地の崩壊	○	○	
66	"	水呑町(2813)	急傾斜地の崩壊	○	○	
67	"	水呑町(2814)	急傾斜地の崩壊	○	○	
68	"	水呑町(2815a)	急傾斜地の崩壊	○	○	
69	"	水呑(3327a)	急傾斜地の崩壊	○	○	
70	"	水呑(3327b)	急傾斜地の崩壊	○	○	
71	"	水呑(3327c)	急傾斜地の崩壊	○	○	
72	"	水呑町(3343)	急傾斜地の崩壊	○	○	
73	"	水呑町(3344a)	急傾斜地の崩壊	○	○	
74	"	水呑町(3344b)	急傾斜地の崩壊	○	○	
75	"	水呑町(3345)	急傾斜地の崩壊	○	○	
76	"	高浦(3480)	急傾斜地の崩壊	○	○	
77	"	高浦(3480隣)	急傾斜地の崩壊	○	○	
78	"	白萩(3481)	急傾斜地の崩壊	○	○	
79	"	西郷(3482)	急傾斜地の崩壊	○	○	
80	"	中村奥(3483)	急傾斜地の崩壊	○	○	
81	"	竹ヶ端(3484)	急傾斜地の崩壊	○	○	
82	"	洗谷(3493a)	急傾斜地の崩壊	○	○	
83	"	洗谷(3493b)	急傾斜地の崩壊	○	○	
84	"	洗谷(3493c)	急傾斜地の崩壊	○	○	
85	"	水呑町(3765)	急傾斜地の崩壊	○	○	
86	"	水呑町(3767)	急傾斜地の崩壊	○	○	
87	"	水呑町(3768)	急傾斜地の崩壊	○	○	
88	"	竹ヶ端(5227)	急傾斜地の崩壊	○	○	
89	"	水呑(5245)	急傾斜地の崩壊	○	○	
90	"	向丘(5412a)	急傾斜地の崩壊	○	○	
91	"	向丘(5412b)	急傾斜地の崩壊	○	○	
92	"	宮迫(5421a)	急傾斜地の崩壊	○	○	
93	"	宮迫(5421b)	急傾斜地の崩壊	○	○	
94	"	宮迫(5421c)	急傾斜地の崩壊	○	○	
95	"	水呑町(2067隣a)	急傾斜地の崩壊	○	○	
96	"	水呑町(2067隣b)	急傾斜地の崩壊	○	○	
97	"	水呑町(2067隣c)	急傾斜地の崩壊	○	○	
98	"	水呑町(2067隣d)	急傾斜地の崩壊	○	○	
99	"	水呑町(2067隣e)	急傾斜地の崩壊	○	○	
100	"	水呑町(2067隣f)	急傾斜地の崩壊	○	○	
101	"	竹ヶ橋下川(430)	土石流	○	○	
102	"	小水呑(8211)	土石流	○	○	
103	"	水呑向丘(8222)	土石流	○	○	
104	"	丹屋奥谷西川(8518a)	土石流	○	○	
105	"	北受川(8523a)	土石流	○	○	
106	"	北受川(8523b)	土石流	○	○	
107	"	北受川(8523c)	土石流	○	○	
108	"	竹ヶ淵上川(364)	土石流	○	○	
109	赤坂町	新庄川(100a)	土石流	○	○	平成18年3月27日広島県告示第351号
110	"	新庄川(100b)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
111	"	新庄川(100c)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
112	"	新庄川(100d)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
113	"	新庄川(100e)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
114	"	新庄川(100f)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
115	"	新庄南川(101)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
116	"	新庄南川(102a)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
117	"	新庄南川(102b)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
118	"	新庄南川(102b隣)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
119	"	道上川(434)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
120	"	早戸二組川(435)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
121	"	上組川(436a)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
122	"	上組川(436b)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
123	"	上組川(436c)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
124	"	上組川(436d)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
125	"	上組川(436e)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
126	"	鈴谷(5008)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
127	"	鈴谷(5008隣a)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
128	"	鈴谷(5008隣b)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
129	"	赤坂(8179)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
130	"	赤坂(8184)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
131	〃	赤坂(8184隣)	土石流	○	○	
132	〃	正田川(8521a)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
133	〃	正田川(8521b)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
134	〃	正明寺川(94)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
135	〃	正明寺川(94隣a)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
136	〃	正明寺川(94隣b)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
137	〃	正明寺川(94隣c)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
138	〃	スベリ谷川(95)	土石流	○	○	
139	〃	大本川(96)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
140	〃	宮の前川(97)	土石流	○	○	
141	〃	青木(2671a)	がけ崩れ	○	○	
142	〃	青木(2671b)	がけ崩れ	○	○	
143	〃	済美中学校(3502)	がけ崩れ	○	○	
144	〃	正明寺(3503a)	がけ崩れ	○	○	
145	〃	正明寺(3503b)	がけ崩れ	○	○	
146	〃	正田B(3504a)	がけ崩れ	○	○	
147	〃	正田(3504b)	がけ崩れ	○	○	
148	〃	鹿田(3505a)	がけ崩れ	○	○	
149	〃	鹿田(3505b)	がけ崩れ	○	○	(R2.12.24解除・指定)
150	〃	坊坂A(3506a)	がけ崩れ	○	○	
151	〃	道上(3509a)	がけ崩れ	○	○	
152	〃	道上(3509b)	がけ崩れ	○	○	
153	〃	長者ヶ原(3681a)	がけ崩れ	○	○	
154	〃	長者ヶ原(3681b)	がけ崩れ	○	○	
155	〃	赤坂(3748a)	がけ崩れ	○	○	
156	〃	赤坂(3748b)	がけ崩れ	○	○	
157	〃	赤坂(3748c)	がけ崩れ	○	○	
158	〃	赤坂(3748d)	がけ崩れ	○	○	
159	〃	赤坂(3748e)	がけ崩れ	○	○	(R5.12.31解除・指定)
160	〃	赤坂(3749a)	がけ崩れ	○	○	
161	〃	赤坂(3749b)	がけ崩れ	○	○	
162	〃	赤坂(3750)	がけ崩れ	○	○	
163	〃	加屋平(3752)	がけ崩れ	○	○	
164	〃	中組(6742a)	がけ崩れ	○	○	
165	〃	赤坂(6742b)	がけ崩れ	○	○	
166	〃	鈴谷(5009a)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
167	〃	鈴谷(5009a隣)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
168	〃	鈴谷(5009b)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
169	〃	長者ヶ原(5010)	土石流	○	○	
170	〃	鈴谷(5011)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
171	〃	長者ヶ原(8163a)	土石流	○	○	
172	〃	長者ヶ原(8163b)	土石流	○	○	
173	〃	長者ヶ原(8164)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
174	〃	赤坂(8185)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
175	〃	赤坂(8185隣)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
176	〃	早戸(8205)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
177	〃	道上(8221)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
178	〃	鈴谷(10714a)	がけ崩れ	○	○	
179	〃	鈴谷(10714b)	がけ崩れ	○	○	
180	〃	赤坂(10714c)	がけ崩れ	○	○	
181	〃	道上(10716a)	がけ崩れ	○	○	
182	〃	道上(10716b)	がけ崩れ	○	○	
183	〃	早戸(10716c)	がけ崩れ	○	○	
184	〃	早戸(10716d)	がけ崩れ	○	○	
185	〃	早戸(10716e)	がけ崩れ	○	○	
186	〃	早戸(10716f)	がけ崩れ	○	○	
187	〃	長者ヶ原(2659a)	がけ崩れ	○	○	
188	〃	長者ヶ原(2659b)	がけ崩れ	○	○	
189	〃	長者ヶ原(2659c)	がけ崩れ	○	○	
190	〃	長者ヶ原(2659d)	がけ崩れ	○	○	
191	〃	長者ヶ原(2659e)	がけ崩れ	○	○	
192	〃	赤坂(2659f)	がけ崩れ	○	○	
193	〃	加屋平(2669a)	がけ崩れ	○	○	
194	〃	加屋平(2669b)	がけ崩れ	○	○	
195	〃	鹿田(2669c)	がけ崩れ	○	○	
196	〃	鈴谷(2669d)	がけ崩れ	○	○	
197	〃	赤坂(2669e)	がけ崩れ	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
198	〃	赤坂(2669f)	がけ崩れ	○	○	
199	〃	赤坂(2669g)	がけ崩れ	○	○	
200	〃	蓮花寺(2670)	がけ崩れ	○	○	
201	〃	早戸(2799a)	がけ崩れ	○	○	
202	〃	早戸(2799b)	がけ崩れ	○	○	
203	〃	早戸(2799c)	がけ崩れ	○	○	
204	〃	赤坂(2799d)	がけ崩れ	○	○	
205	〃	赤坂(3303a)	がけ崩れ	○	○	
206	〃	赤坂(3303b)	がけ崩れ	○	○	
207	〃	赤坂(3303c)	がけ崩れ	○	○	
208	〃	赤坂(3304a)	がけ崩れ	○	○	
209	〃	赤坂(3304b)	がけ崩れ	○	○	
210	〃	赤坂(3338a)	がけ崩れ	○	○	
211	〃	赤坂(3338b)	がけ崩れ	○	○	
212	〃	赤坂(3338c)	がけ崩れ	○	○	
213	〃	早戸(3339a)	がけ崩れ	○	○	
214	〃	早戸(3339b)	がけ崩れ	○	○	
215	〃	早戸(5229a)	がけ崩れ	○	○	
216	〃	早戸(5229b)	がけ崩れ	○	○	
217	〃	早戸(5229c)	がけ崩れ	○	○	
218	〃	早戸(5229d)	がけ崩れ	○	○	
219	〃	早戸(5229e)	がけ崩れ	○	○	
220	〃	早戸(5229f)	がけ崩れ	○	○	
221	〃	早戸(5229g)	がけ崩れ	○	○	
222	〃	早戸(5229h)	がけ崩れ	○	○	
223	〃	赤坂(5229i)	がけ崩れ	○	○	
224	〃	赤坂(5229j)	がけ崩れ	○	○	
225	〃	赤坂(5229k)	がけ崩れ	○	○	
226	〃	赤坂(5229l)	がけ崩れ	○	○	
227	〃	赤坂(5229m)	がけ崩れ	○	○	
228	〃	早戸(5229n)	がけ崩れ	○	○	
229	〃	赤坂(5229o)	がけ崩れ	○	○	
230	〃	赤坂(5229p)	がけ崩れ	○	○	
231	〃	正明寺(5229隣-2)	がけ崩れ	○	○	
232	〃	正明寺(5229隣-3)	がけ崩れ	○	○	
233	〃	正明寺(5229隣-4)	がけ崩れ	○	○	
234	〃	早戸(5230b)	がけ崩れ	○	○	
235	〃	小原川(12)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
236	〃	小原川(12隣)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
237	〃	長者ヶ原(2010)	がけ崩れ	○	○	
238	〃	長者ヶ原(2011)	がけ崩れ	○	○	
239	〃	江木(2122a)	がけ崩れ	○	○	
240	〃	早戸(2122b)	がけ崩れ	○	○	
241	〃	早戸(2122c)	がけ崩れ	○	○	
242	〃	早戸(2122d)	がけ崩れ	○	○	
243	〃	早戸(2122e)	がけ崩れ	○	○	
244	〃	早戸(2122f)	がけ崩れ	○	○	
245	〃	早戸(2122g)	がけ崩れ	○	○	
246	〃	早戸(2122h)	がけ崩れ	○	○	
247	〃	早戸(2122i)	がけ崩れ	○	○	
248	〃	早戸(2122j)	がけ崩れ	○	○	
249	〃	早戸(2122k)	がけ崩れ	○	○	
250	〃	早戸(2122l)	がけ崩れ	○	○	
251	〃	早戸(2122m)	がけ崩れ	○	○	
252	〃	長者ヶ原(2163a)	がけ崩れ	○	○	
253	〃	長者ヶ原(2163b)	がけ崩れ	○	○	
254	〃	長者ヶ原(2164a)	がけ崩れ	○	○	
255	〃	長者ヶ原(2164b)	がけ崩れ	○	○	
256	〃	長者ヶ原(2165a)	がけ崩れ	○	○	
257	〃	赤坂(2165b)	がけ崩れ	○	○	
258	〃	赤坂(2165c)	がけ崩れ	○	○	
259	〃	赤坂(2174a)	がけ崩れ	○	○	
260	〃	赤坂(2174b)	がけ崩れ	○	○	
261	〃	赤坂(2174c)	がけ崩れ	○	○	
262	〃	赤坂(2174d)	がけ崩れ	○	○	
263	〃	赤坂(2174e)	がけ崩れ	○	○	
264	〃	赤坂(2174f)	がけ崩れ	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
265	"	赤坂(2174g)	がけ崩れ	○	○	
266	"	鈴谷(2175a)	がけ崩れ	○	○	
267	"	鈴谷(2176)	がけ崩れ	○	○	
268	"	鈴谷(2177a)	がけ崩れ	○	○	
269	"	鈴谷(2177b)	がけ崩れ	○	○	
270	"	鈴谷(2177c)	がけ崩れ	○	○	
271	"	鈴谷(2177d)	がけ崩れ	○	○	
272	"	赤坂(2177e)	がけ崩れ	○	○	
273	"	加屋平(2180a)	がけ崩れ	○	○	
274	"	加屋平(2180b)	がけ崩れ	○	○	
275	"	赤坂(2180c)	がけ崩れ	○	○	
276	"	道上(2248b)	がけ崩れ	○	○	
277	"	道上(2248c)	がけ崩れ	○	○	
278	"	赤坂(2248d)	がけ崩れ	○	○	
279	"	赤坂(2248e)	がけ崩れ	○	○	
280	"	赤坂(2248f)	がけ崩れ	○	○	
281	"	赤坂(2248g)	がけ崩れ	○	○	
282	"	長者ヶ原(8174)	がけ崩れ	○	○	(R元.10.24解除・指定)
283	"	長者ヶ原(8174隣)	がけ崩れ	○	○	(R元.10.24解除・指定)
284	"	長者ヶ原(8175)	がけ崩れ	○	○	(R元.10.24解除・指定)
285	"	長者ヶ原(8177)	がけ崩れ	○	○	
286	"	長者ヶ原(8178)	土石流	○	○	
287	"	赤坂(8180)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
288	"	赤坂(8180隣)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
289	"	赤坂(8181)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
290	"	赤坂(8182)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
291	"	赤坂(8183a)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
292	"	赤坂(8183b)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
293	"	江木(8215)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
294	"	江木(8215隣)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
295	"	長者ヶ原(8246)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
296	今津町	今津中地区(3609)	がけ崩れ	○	○	
297	"	長波(3718a)	がけ崩れ	○	○	
298	"	長波(3718b)	がけ崩れ	○	○	
299	"	長波(3718c)	がけ崩れ	○	○	
300	"	長波(3718d)	がけ崩れ	○	○	
301	"	長波(3718e)	がけ崩れ	○	○	
302	"	長波(3718f)	がけ崩れ	○	○	
303	"	長波(3718g)	がけ崩れ	○	○	
304	"	長波(3718h)	がけ崩れ	○	○	
305	"	長波(3718i)	がけ崩れ	○	○	
306	"	今津西(3718隣-1)	がけ崩れ	○	○	
307	"	今津西(3718隣-2)	がけ崩れ	○	○	
308	"	今津西(3718隣-3)	がけ崩れ	○	○	
309	"	今津(3718隣-4)	がけ崩れ	○	○	
310	"	今津(6741)	がけ崩れ	○	○	
311	"	長場川(2)	土石流	○	○	
312	"	今津(10710隣-1)	がけ崩れ	○	○	
313	"	今津(10710隣-2)	がけ崩れ	○	○	
314	"	鷹ノ口(3610a)	がけ崩れ	○	○	
315	"	鷹ノ口(3610b)	がけ崩れ	○	○	
316	"	鷹ノ口(3610c)	がけ崩れ	○	○	
317	"	川尻(3610d)	がけ崩れ	○	○	
318	"	川尻(8100)	土石流	○	○	
319	"	川尻(8101)	土石流	○	○	
320	高西町	川尻(8101隣)	土石流	○	○	平成19年12月25日広島県告示第1236号
321	"	川尻(10923)	がけ崩れ	○	○	
322	"	川尻(2767a)	がけ崩れ	○	○	
323	"	川尻(2767b)	がけ崩れ	○	○	
324	"	川尻(5001)	土石流	○	○	
325	"	川尻(2223)	がけ崩れ	○	○	
326	松永町	松永明神北地区(3612)	がけ崩れ	○	○	
327	"	松永明神南地区(3613a)	がけ崩れ	○	○	
328	"	中之町(3613b)	がけ崩れ	○	○	
329	柳津町	柳津A(3615a)	がけ崩れ	○	○	
330	"	柳津(3615b)	がけ崩れ	○	○	
331	"	柳津(3615c)	がけ崩れ	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号	
332	〃	柳津(3615d)	がけ崩れ	○	○		
333	〃	柳津(3615e)	がけ崩れ	○	○		
334	〃	西組(3617)	がけ崩れ	○	○		
335	〃	柳津C(3619)	がけ崩れ	○	○		
336	〃	中岡(3620a)	がけ崩れ	○	○		
337	〃	中岡(3620b)	がけ崩れ	○	○		
338	〃	中岡(3620c)	がけ崩れ	○	○		
339	〃	中岡(3620d)	がけ崩れ	○	○		
340	〃	市場組(3621b)	がけ崩れ	○	○		
341	〃	市場組(3621c)	がけ崩れ	○	○		
342	〃	市場組(3621d)	がけ崩れ	○	○		
343	〃	市場組(3621e)	がけ崩れ	○	○		
344	〃	市場組(3621f)	がけ崩れ	○	○		
345	〃	東組(6745a)	がけ崩れ	○	○		
346	〃	柳津(6745b)	がけ崩れ	○	○		
347	〃	柳津(6745c)	がけ崩れ	○	○		
348	〃	柳津(6745d)	がけ崩れ	○	○		
349	〃	東山田(6745e)	がけ崩れ	○	○		
350	〃	東山田(6745f)	がけ崩れ	○	○		
351	〃	畑本二川(7)	土石流	○	○		
352	〃	市場組川(1)	土石流	○	○		
353	〃	東組川(2)	土石流	○	○		
354	〃	中組川(4)	土石流	○	○		
355	〃	市場組(8500a)	土石流	○	○		
356	〃	市場組(8500b)	土石流	○	○		
357	沼隈町	敷名(3886)	急傾斜地の崩壊	○	○		平成20年3月27日広島県告示第326号
358	〃	小尾越(3887)	急傾斜地の崩壊	○	○		(R2.2.27解除・指定)
359	〃	敷名(3887隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
360	〃	敷名(3887隣-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
361	〃	大越浜(3888)	急傾斜地の崩壊	○	○		
362	〃	大越(1)(3890)	急傾斜地の崩壊	○	○		
363	〃	大越(1)(3890隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
364	〃	根引(3892)	急傾斜地の崩壊	○	○		
365	〃	根引(3892隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
366	〃	根引(3892隣-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
367	〃	辻(3894)	急傾斜地の崩壊	○	○		
368	〃	辻(3894隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
369	〃	辻(3894隣-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
370	〃	辻(3894隣-3)	急傾斜地の崩壊	○	○		
371	〃	辻(3894隣-4)	急傾斜地の崩壊	○	○		
372	〃	中組(3895)	急傾斜地の崩壊	○	○		
373	〃	矢川(3897)	急傾斜地の崩壊	○	○		
374	〃	矢川(3897隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
375	〃	矢川(3897隣-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
376	〃	開谷団地(3899)	急傾斜地の崩壊	○	○		
377	〃	開谷団地(3899隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
378	〃	開谷団地(3899隣-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
379	〃	開谷(3900)	急傾斜地の崩壊	○	○		
380	〃	蓮池団地(3900隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
381	〃	蓮池団地(3901)	急傾斜地の崩壊	○	○		
382	〃	蓮池(3902)	急傾斜地の崩壊	○	○		
383	〃	蓮池(3902隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
384	〃	蓮池(3902隣-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
385	〃	松尾団地(3902隣-3)	急傾斜地の崩壊	○	○		
386	〃	松尾団地(3902隣-4)	急傾斜地の崩壊	○	○		
387	〃	松尾団地(3903)	急傾斜地の崩壊	○	○		
388	〃	片山(3904)	急傾斜地の崩壊	○	○		
389	〃	片山(3904隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
390	〃	松尾団地(3904隣-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
391	〃	常石公民館裏(3927)	急傾斜地の崩壊	○	○		
392	〃	土生(6775)	急傾斜地の崩壊	○	○		
393	〃	土生(6775隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
394	〃	大越(6778)	急傾斜地の崩壊	○	○		
395	〃	下根引(0787)	急傾斜地の崩壊	○	○		
396	〃	矢川(10837)	急傾斜地の崩壊	○	○		
397	〃	大越(10841隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
398	〃	土生(10841隣-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
399	"	大越(2)(14330)	急傾斜地の崩壊	○	○	
400	"	根引(14330隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
401	"	下片山(14331)	急傾斜地の崩壊	○	○	
402	"	矢川(5162)	急傾斜地の崩壊	○	○	
403	"	敷名(5162隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
404	"	敷名(5162隣-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
405	"	開谷(2556)	急傾斜地の崩壊	○	○	
406	"	奥江(2560)	急傾斜地の崩壊	○	○	
407	"	松尾団地(2560隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
408	"	松尾団地(2560隣-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
409	"	奥江(2560隣-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
410	"	常石(2564)	急傾斜地の崩壊	○	○	
411	"	常石(2565)	急傾斜地の崩壊	○	○	
412	"	宮寺谷川(8367)	土石流	○	○	
413	"	宮寺谷川(8366)	土石流	○	○	
414	"	開谷川(7)	土石流	○	○	
415	"	中組川(1197)	土石流	○	○	
416	"	開谷川(34)	土石流	○	○	
417	"	檜原川(8)	土石流	○	○	
418	"	堂尾川(35)	土石流	○	○	
419	"	奥江川(33a)	土石流	○	○	
420	"	奥江川(33b)	土石流	○	○	
421	"	中組川(1198a)	土石流	○	○	
422	"	中組川(1198b)	土石流	○	○	
423	"	奥江川(6a)	土石流	○	○	
424	"	奥江川(6b)	土石流	○	○	
425	"	常石川(1199)	土石流	○	○	
426	"	常石川(1200)	土石流	○	○	
427	"	根引川(328)	土石流	○	○	
428	"	根引川(329)	土石流	○	○	
429	"	尾越川(330)	土石流	○	○	
430	"	奥江川(5)	土石流	○	○	
431	"	尾越川(331)	土石流	○	○	
432	"	奥江川(5隣a)	土石流	○	○	
433	"	奥江川(5隣b)	土石流	○	○	
434	"	奥江川(5隣c)	土石流	○	○	
435	"	奥江川(5隣d)	土石流	○	○	
436	"	奥江川(5隣e)	土石流	○	○	
437	"	新川(32)	土石流	○	○	
438	"	土生川(31隣)	土石流	○	○	
439	"	土生川(31)	土石流	○	○	
440	"	大林川(4)	土石流	○	○	
441	"	大林川(3)	土石流	○	○	
442	"	小尾越奥川(333)	土石流	○	○	
443	"	小尾越奥川(332)	土石流	○	○	
444	"	矢川川(5001)	土石流	○	○	
445	"	矢野川(2)	土石流	○	○	
446	"	矢野川(1)	土石流	○	○	
447	千田町	千田町(3702)	急傾斜地の崩壊	○	○	
448	神辺町	王子(3931)	急傾斜地の崩壊	○	○	
449	"	岩田(3932)	急傾斜地の崩壊	○	○	
450	"	岩田(3932-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
451	"	丙(3933)	急傾斜地の崩壊	○	○	
452	"	長畑(3934)	急傾斜地の崩壊	○	○	
453	"	丁(3935)	急傾斜地の崩壊	○	○	
454	"	片山(3937)	急傾斜地の崩壊	○	○	
455	"	丙1(6755)	急傾斜地の崩壊	○	○	
456	"	丙2(6756)	急傾斜地の崩壊	○	○	
457	"	婦2(6757)	急傾斜地の崩壊	○	○	
458	"	丙3(6765)	急傾斜地の崩壊	○	○	
459	"	松茸山(793)	急傾斜地の崩壊	○	○	
460	"	古城(794)	急傾斜地の崩壊	○	○	
461	"	丙谷(2897)	急傾斜地の崩壊	○	○	
462	"	婦(2423)	急傾斜地の崩壊	○	○	
463	"	婦(2423-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
464	"	婦(2423-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
465	"	丙(2425)	急傾斜地の崩壊	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
466	"	丙(2426)	急傾斜地の崩壊	○	○	
467	"	丙(2428)	急傾斜地の崩壊	○	○	
468	"	丙(2428-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
469	"	岩田(2429)	急傾斜地の崩壊	○	○	
470	"	岩田(2429-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
471	"	岩田(2430)	急傾斜地の崩壊	○	○	
472	"	婦川(129)	土石流	○	○	
473	"	婦川(129隣2)	土石流	○	○	
474	"	小山川(143)	土石流	○	○	
475	"	小山川(143隣3)	土石流	○	○	
476	"	丁谷川(144)	土石流	○	○	
477	"	丁谷川(144隣2)	土石流	○	○	
478	"	長畦山川(145隣3)	土石流	○	○	
479	"	長畦山川(145隣4)	土石流	○	○	
480	"	長畦山川(145隣5)	土石流	○	○	
481	"	丙谷川(8406隣1)	土石流	○	○	
482	"	丙谷川(8406隣2)	土石流	○	○	
483	"	丙谷川(8406隣3)	土石流	○	○	
484	沼隈町	岩船(3874)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年1月13日広島県告示第25号
485	"	横引(1)(3875)	急傾斜地の崩壊	○	○	
486	"	樋之上(3876)	急傾斜地の崩壊	○	○	
487	"	樋之上(3876隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
488	"	平石(3878)	急傾斜地の崩壊	○	○	
489	"	寄ノ宮(3879)	急傾斜地の崩壊	○	○	
490	"	塚田(3880)	急傾斜地の崩壊	○	○	
491	"	槇尾(3881)	急傾斜地の崩壊	○	○	
492	"	奥組前(3881隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
493	"	奥組(3882)	急傾斜地の崩壊	○	○	
494	"	南泉坊裏(3883)	急傾斜地の崩壊	○	○	
495	"	林崎東平(3884)	急傾斜地の崩壊	○	○	
496	"	林崎上(3884隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
497	"	柏迫(3884隣-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
498	"	柏迫(3884隣-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
499	"	柏迫(3884隣-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
500	"	林崎西平(3885)	急傾斜地の崩壊	○	○	
501	"	林崎西平(3885隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
502	"	黒迫(3906)	急傾斜地の崩壊	○	○	
503	"	黒迫(3906隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
504	"	難民救援センター裏(3929)	急傾斜地の崩壊	○	○	
505	"	横引(2)(5358)	急傾斜地の崩壊	○	○	(R2.2.27解除・指定)
506	"	横引(5358隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
507	"	浜組下(5359)	急傾斜地の崩壊	○	○	
508	"	セノ少年牧場(5360)	急傾斜地の崩壊	○	○	
509	"	槇尾(5360隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
510	"	土居(5361)	急傾斜地の崩壊	○	○	
511	"	柏迫(5361隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
512	"	柏迫(5361隣-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
513	"	柏迫(5361隣-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
514	"	柏迫(5361隣-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
515	"	亀山(0786)	急傾斜地の崩壊	○	○	
516	"	阿北(5160)	急傾斜地の崩壊	○	○	
517	"	阿北(5160隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
518	"	阿北(5160隣-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
519	"	土居(10838)	急傾斜地の崩壊	○	○	
520	"	柏迫(10838隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
521	"	柏迫(10838隣-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
522	"	柏迫(2563)	急傾斜地の崩壊	○	○	
523	"	柏迫(2563隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
524	"	柏迫(2563隣-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
525	"	奥組(2567)	急傾斜地の崩壊	○	○	
526	"	奥組(2567隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
527	"	奥組(2567隣-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
528	"	奥組(2568)	急傾斜地の崩壊	○	○	
529	"	奥組(2568隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
530	"	奥組(2569)	急傾斜地の崩壊	○	○	
531	"	阿北(2570)	急傾斜地の崩壊	○	○	
532	"	阿北(2570隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号	
533	〃	槇尾(2602)	急傾斜地の崩壊	○	○		
534	〃	槇尾(2602隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
535	〃	広の奥川(25)	土石流	○	○		
536	〃	広の奥川(25隣a)	土石流	○	○		
537	〃	柏迫(5010)	土石流	○	○		
538	〃	奥組川(26a)	土石流	○	○		
539	〃	奥組川(26b)	土石流	○	○		
540	〃	奥組川(26c)	土石流	○	○		
541	〃	奥組川(26d)	土石流	○	○		
542	〃	奥組川(26e)	土石流	○	○		
543	〃	奥組川(26f)	土石流	○	○		
544	〃	奥組川(26g)	土石流	○	○		
545	〃	奥組川(26h)	土石流	○	○		
546	〃	奥組川(26i)	土石流	○	○		
547	〃	前阿引川(335)	土石流	○	○		
548	〃	前阿引川(336)	土石流	○	○		
549	〃	柿木迫川(334)	土石流	○	○		
550	〃	奥組川(43)	土石流	○	○		
551	〃	槇尾谷川(8365)	土石流	○	○		
552	〃	塚田川(27)	土石流	○	○		
553	沼隈町	別館東(3863)	急傾斜地の崩壊	○	○		平成21年3月12日広島県告示第222号
554	〃	別館東(3863隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
555	〃	鞆路(3864)	急傾斜地の崩壊	○	○		
556	〃	鞆路(3864隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
557	〃	鞆路(3864隣-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
558	〃	本谷(3865)	急傾斜地の崩壊	○	○		
559	〃	宝大寺(3866)	急傾斜地の崩壊	○	○		
560	〃	下組(3866隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
561	〃	下組(3866隣-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
562	〃	下組(3866隣-3)	急傾斜地の崩壊	○	○		
563	〃	能登原保育所(3867)	急傾斜地の崩壊	○	○		
564	〃	立河内(3868)	急傾斜地の崩壊	○	○		
565	〃	宮前(3869)	急傾斜地の崩壊	○	○		
566	〃	白浜(3871)	急傾斜地の崩壊	○	○		
567	〃	白浜(3871隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
568	〃	斧子(3872)	急傾斜地の崩壊	○	○		
569	〃	桜東(3873)	急傾斜地の崩壊	○	○	(R.2.2.13解除・指定)	
570	〃	桜東(3873隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
571	〃	岩船(3874隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	(R.12.24解除・指定)	
572	〃	桜(3930)	急傾斜地の崩壊	○	○		
573	〃	室間(14332)	急傾斜地の崩壊	○	○		
574	〃	桜西(5357)	急傾斜地の崩壊	○	○		
575	〃	能登原(5357隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
576	〃	能登原(5357隣-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
577	〃	丸池(10840)	急傾斜地の崩壊	○	○		
578	〃	石鎚神社(10846)	急傾斜地の崩壊	○	○		
579	〃	樋ノ上(2571)	急傾斜地の崩壊	○	○		
580	〃	樋ノ上(2571隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
581	〃	樋ノ上(2572)	急傾斜地の崩壊	○	○		
582	〃	樋ノ上(2573)	急傾斜地の崩壊	○	○		
583	〃	樋ノ上(2573隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
584	〃	白浜(2574)	急傾斜地の崩壊	○	○		
585	〃	白浜(2574隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
586	〃	立河内(2575)	急傾斜地の崩壊	○	○		
587	〃	本谷(2593)	急傾斜地の崩壊	○	○		
588	〃	本谷(2594)	急傾斜地の崩壊	○	○		
589	〃	本谷(2595)	急傾斜地の崩壊	○	○		
590	〃	本谷(2596)	急傾斜地の崩壊	○	○		
591	〃	鞆路(2596隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
592	〃	鞆路(2597)	急傾斜地の崩壊	○	○		
593	〃	鞆路(2598)	急傾斜地の崩壊	○	○		
594	〃	鞆路(2599)	急傾斜地の崩壊	○	○		
595	〃	能登原(2600)	急傾斜地の崩壊	○	○		
596	〃	能登原(2601)	急傾斜地の崩壊	○	○		
597	〃	子桜谷川(8364)	土石流	○	○		
598	〃	桜谷川(8363)	土石流	○	○		
599	〃	桜深山川(337a)	土石流	○	○		

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
600	"	桜深山川(337b)	土石流	○	○	
601	"	桜深山川(337c)	土石流	○	○	
602	"	桜東側川(338)	土石流	○	○	
603	"	桜東側川(339)	土石流	○	○	
604	"	白浜川(340隣)	土石流	○	○	
605	"	白浜川(340)	土石流	○	○	
606	"	田ノ浜(341)	土石流	○	○	
607	"	立河内川(342)	土石流	○	○	
608	"	殿坂川(1)	土石流	○	○	
609	"	殿坂川(2)	土石流	○	○	
610	"	大明神川(3)	土石流	○	○	
611	"	谷坂川(4)	土石流	○	○	
612	"	谷坂川(4隣)	土石流	○	○	
613	"	本谷谷川(8386)	土石流	○	○	
614	"	西本谷川(5a)	土石流	○	○	
615	"	西本谷川(5b)	土石流	○	○	
616	"	西本谷川(5c)	土石流	○	○	
617	"	西本谷川(5d)	土石流	○	○	
618	"	西本谷川(5e)	土石流	○	○	
619	"	本谷川(6隣)	土石流	○	○	
620	"	本谷川(6a)	土石流	○	○	
621	"	本谷川(6b)	土石流	○	○	
622	"	本谷川(6c)	土石流	○	○	
623	"	本谷川(6d)	土石流	○	○	
624	"	本谷川(6e)	土石流	○	○	
625	"	本谷川(6f)	土石流	○	○	
626	"	本谷川(6g)	土石流	○	○	
627	"	本谷川(6h)	土石流	○	○	
628	"	本谷川(6i)	土石流	○	○	
629	"	鞆路川(9)	土石流	○	○	
630	"	鞆路川(7)	土石流	○	○	
631	"	鞆路川(10)	土石流	○	○	
632	"	室間川(5001)	土石流	○	○	
633	"	海後川(8)	土石流	○	○	
634	"	明神川(5002)	土石流	○	○	
635	"	明神川(5002隣)	土石流	○	○	
636	千田町	後谷川(123)	土石流	○	○	平成21年3月26日広島県告示第287号
637	"	後谷川(123隣)	土石流	○	○	
638	"	飯の山川(124)	土石流	○	○	
639	"	烏山下川(510)	土石流	○	○	
640	"	烏山下川(510隣)	土石流	○	○	
641	"	千田2(8129)	土石流	○	△	
642	"	千田(8130)	土石流	○	○	
643	"	坂田(8155)	土石流	○	△	
644	"	藪路(8157a)	土石流	○	○	
645	"	藪路(8157b)	土石流	○	○	
646	"	藪路(8157c)	土石流	○	○	
647	"	藪路(8157隣)	土石流	○	○	
648	"	藪路(8157隣2)	土石流	○	△	
649	"	藪路(8157隣3)	土石流	○	△	
650	"	坂田(8159)	土石流	○	○	
651	"	坂田(8159隣1)	土石流	○	△	
652	"	大迫小池(8239隣)	土石流	○	△	
653	"	小池(8239隣2)	土石流	○	○	
654	"	大迫(8239隣a)	土石流	○	○	
655	"	横尾(8241)	土石流	○	○	
656	"	烏山上(5137)	土石流	○	○	
657	横尾町	横尾C(3441)	急傾斜地の崩壊	○	○	
658	"	横尾C(3441-1)	急傾斜地の崩壊	○	△	
659	"	横尾C(3441-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
660	"	横尾C(3441-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
661	"	横尾C(3441-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
662	"	三軒家(3443)	急傾斜地の崩壊	○	○	
663	"	三軒家(3443-1)	急傾斜地の崩壊	○	△	
664	"	天満下(3444)	急傾斜地の崩壊	○	○	
665	"	天満下(3444-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
666	"	天満下(3444-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	

(R2.12.24解除・指定)

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
667	〃	天満下(3444-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
668	〃	大峠東(3445)	急傾斜地の崩壊	○	○	
669	〃	大峠東(3445-5)	急傾斜地の崩壊	○	〃	
670	〃	大峠東(3445-6)	急傾斜地の崩壊	○	〃	
671	〃	大峠東(3445-7)	急傾斜地の崩壊	○	〃	
672	〃	才ノ峠A(3446-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
673	〃	才ノ峠A(3446-2)	急傾斜地の崩壊	○	〃	
674	〃	才ノ峠B(3447-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
675	〃	楠本(3457)	急傾斜地の崩壊	○	○	
676	〃	平畑B(3461)	急傾斜地の崩壊	○	○	
677	〃	平畑B(3461-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
678	〃	千田町坂田(3666)	急傾斜地の崩壊	○	○	
679	〃	千田町坂田(3666-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
680	〃	千田町(3701)	急傾斜地の崩壊	○	○	
681	〃	千田町(3701-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
682	〃	千田町(3701-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
683	〃	千田町(3702-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
684	〃	千田町(3702-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
685	〃	千田町(3702-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
686	〃	千田町(3702-4)	急傾斜地の崩壊	○	〃	
687	〃	千田町(3702-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	
688	〃	千田町(3702-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	
689	〃	千田町(3702-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	
690	〃	千田大峠(3704)	急傾斜地の崩壊	○	○	
691	〃	千田大峠(3705)	急傾斜地の崩壊	○	○	
692	〃	千田大峠(3705-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
693	〃	千田大峠(3705-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
694	緑陽町二丁目	緑陽町2丁目(3706-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
695	神辺町	片山(6754)	急傾斜地の崩壊	○	○	
696	〃	片山(6754-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
697	〃	片山(6754-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
698	〃	片山(6754-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
699	〃	片山(6754-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
700	〃	片山(6754-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
701	千田町	烏山(6787)	急傾斜地の崩壊	○	○	
702	〃	烏山(6787-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
703	〃	千田町(10915)	急傾斜地の崩壊	○	○	
704	〃	千田町(10915-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
705	〃	千田町(10915-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
706	〃	坂田北(2722)	急傾斜地の崩壊	○	○	
707	〃	後谷(2745)	急傾斜地の崩壊	○	○	
708	〃	後谷(2745-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
709	〃	奥谷(2747-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
710	〃	奥谷(2747-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
711	〃	奥谷(2747-3)	急傾斜地の崩壊	○	〃	
712	〃	憩ヶ丘(1431)	急傾斜地の崩壊	○	○	
713	〃	緑ヶ丘(1433)	急傾斜地の崩壊	○	○	
714	〃	緑ヶ丘(1433-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
715	〃	緑ヶ丘(1433-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
716	〃	緑ヶ丘(1433-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
717	〃	緑ヶ丘(1433-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
718	〃	緑ヶ丘(1433-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
719	〃	緑ヶ丘(1433-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	
720	〃	烏山(2036)	急傾斜地の崩壊	○	○	
721	〃	烏山(2036-1)	急傾斜地の崩壊	○	〃	
722	〃	烏山(2036-2)	急傾斜地の崩壊	○	〃	
723	〃	烏山(2036-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
724	〃	烏山(2037)	急傾斜地の崩壊	○	○	
725	〃	千田大峠(2038)	急傾斜地の崩壊	○	○	
726	〃	向谷(2243-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
727	〃	向谷(2243-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
728	〃	向谷(2243-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
729	〃	向谷(2243-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
730	神辺町	岩田(2429-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
731	〃	岩田(2429-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
732	春日町	鳥居七目(3427-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年4月16日広島県告示第415号
733	〃	鳥居七目(3427-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号	
734	大門町	大津野小学校(3428)	急傾斜地の崩壊	○	○	(R2.2.27解除・指定)	
735	"	大津野小学校(3428-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
736	"	石樋(3429-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
737	"	石樋(3429-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
738	"	水の前(3430)	急傾斜地の崩壊	○	○		
739	"	水の前(3430-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
740	"	水の前(3430-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
741	"	水の前(3430-3)	急傾斜地の崩壊	○	○		
742	"	水の前(3430-4)	急傾斜地の崩壊	○	○		
743	"	跡口(3431)	急傾斜地の崩壊	○	○		
744	"	跡口(3431-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
745	"	跡口(3431-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
746	"	跡口(3431-3)	急傾斜地の崩壊	○	○		
747	"	跡口(3431-4)	急傾斜地の崩壊	○	○		
748	"	大門(3432)	急傾斜地の崩壊	○	○		
749	"	南浜(3433)	急傾斜地の崩壊	○	○		
750	"	四山(3434)	急傾斜地の崩壊	○	○		
751	"	野々浜(3713)	急傾斜地の崩壊	○	○		
752	"	野々浜(3714-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
753	"	大門(5408)	急傾斜地の崩壊	○	○		
754	"	大門(5408-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
755	"	旭(1177-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
756	"	旭(1177-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
757	"	かじや(763)	急傾斜地の崩壊	○	○		
758	"	かじや(763-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
759	"	かじや(763-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
760	"	野々浜(771)	急傾斜地の崩壊	○	○		
761	"	野々浜(771-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
762	"	野々浜(771-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
763	"	野々浜(771-3)	急傾斜地の崩壊	○	○		
764	"	野々浜(771-4)	急傾斜地の崩壊	○	○		
765	"	野々浜(772)	急傾斜地の崩壊	○	○		
766	"	東谷(10705)	急傾斜地の崩壊	○	○		
767	"	東谷(10705-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
768	"	東谷(10705-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
769	"	東谷(10708)	急傾斜地の崩壊	○	○		
770	"	東谷(10708-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
771	"	大門(1175)	急傾斜地の崩壊	○	○		
772	"	皿山A(2658)	急傾斜地の崩壊	○	○		
773	"	皿山A(2658-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
774	"	野々浜(2752)	急傾斜地の崩壊	○	○		
775	鋼管町	鋼管町(2801)	急傾斜地の崩壊	○	○		
776	"	鋼管町(2801-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
777	大門町	大門(1435)	急傾斜地の崩壊	○	○		
778	"	大門(1435-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
779	"	大門(1435-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
780	"	馬場(399)	急傾斜地の崩壊	○	○		
781	"	津之下(2054-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
782	大門町	大門(8110)	土石流	○	○		(R元.5.30解除・指定)
783	"	大門(8110隣)	土石流	○	○		(R元.5.30解除・指定)
784	引野町	長崎川(366隣1)	土石流	○	○		(R元.5.30解除・指定)
785	"	長崎川(366隣2)	土石流	○	○		
786	郷分町	石原(2029-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		平成22年3月29日広島県告示第279号
787	"	石原(2033)	急傾斜地の崩壊	○	○		
788	"	石原(2033-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
789	"	石原(2033-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
790	"	郷分町(2724)	急傾斜地の崩壊	○	○		
791	"	横路(3463)	急傾斜地の崩壊	○	○		
792	"	横路(3463-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
793	"	境(2023)	急傾斜地の崩壊	○	○		
794	"	境(2023-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
795	"	境(3464、3668、2028)	急傾斜地の崩壊	○	○		
796	"	境(3464-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
797	"	境(3669、3671)	急傾斜地の崩壊	○	○		
798	"	境(5418)	急傾斜地の崩壊	○	○		
799	"	境(5418-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
800	"	境(10698)	急傾斜地の崩壊	○	○		

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
801	〃	境(10698-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
802	〃	境(10699)	急傾斜地の崩壊	○	○	
803	〃	境(10699-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
804	〃	境(10699-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
805	〃	八反田(2021-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
806	〃	草木(3672)	急傾斜地の崩壊	○	○	
807	〃	草木(3672-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
808	〃	草木(3673)	急傾斜地の崩壊	○	○	
809	〃	草木(3674、2026)	急傾斜地の崩壊	○	○	
810	〃	草木(10874)	急傾斜地の崩壊	○	○	
811	〃	佐古(10857)	急傾斜地の崩壊	○	○	
812	〃	佐古(10857-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
813	〃	大田志(2024)	急傾斜地の崩壊	○	○	
814	〃	大田志(2024-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
815	〃	大田志(2025)	急傾斜地の崩壊	○	○	
816	〃	大田志(2025-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
817	山手町	矢田(3466)	急傾斜地の崩壊	○	○	
818	〃	矢田(3466-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
819	〃	前奥(3466-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
820	〃	前奥(3466-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
821	〃	前奥(3466-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
822	〃	前奥(3466-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
823	〃	前奥(3466-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	
824	郷分町	石原川(20a)	土石流	○	△	(H30.6.28解除・指定)
825	〃	石原川(20b)	土石流	○	△	(H30.6.28解除・指定)
826	〃	石原川(20隣)	土石流	○	△	(H30.6.28解除・指定)
827	〃	横路川(18隣)	土石流	○	○	(H30.6.28解除・指定)
828	〃	境川(18a)	土石流	○	○	(H30.6.28解除・指定)
829	〃	境川(18b)	土石流	○	○	(H30.6.28解除・指定)
830	〃	境川(18c)	土石流	○	○	(H30.6.28解除・指定)
831	〃	境川(18d)	土石流	○	○	(H30.6.28解除・指定)
832	〃	境川(18e)	土石流	○	○	(H30.6.28解除・指定)
833	〃	境川(18f)	土石流	○	○	(H30.6.28解除・指定)
834	〃	境川(18g)	土石流	○	△	(H30.6.28解除・指定)
835	〃	境川(18h)	土石流	○	○	
836	〃	草木川(17a)	土石流	○	○	(H30.6.28解除・指定)
837	〃	草木川(17b)	土石流	○	○	(H30.6.28解除・指定)
838	〃	草木川(17c)	土石流	○	○	
839	〃	草木川(17隣)	土石流	○	○	(H30.6.28解除・指定)
840	山手町	矢田川(16)	土石流	○	○	(H30.6.28解除・指定)
841	〃	矢田川(8162)	土石流	○	○	(H30.6.28解除・指定)
842	〃	矢田川(8162隣a)	土石流	○	○	
843	〃	矢田川(8162隣b)	土石流	○	○	(H30.6.28解除・指定)
844	〃	桜川(83a)	土石流	○	○	(H30.6.28解除・指定)
845	〃	桜川(83b)	土石流	○	○	(H30.6.28解除・指定)
846	〃	桜川(83c)	土石流	○	○	
847	〃	桜川(83d)	土石流	○	○	
848	千田町	千田町2(3661-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年7月22日広島県告示第640号
849	〃	千田町2(3661-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	
850	〃	千田町2(3661-10)	急傾斜地の崩壊	○	○	
851	向陽町二丁目	向陽町2(3661-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	
852	向陽町二丁目	向陽町2(3661-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	
853	久松台二丁目	久松台2(3661)	急傾斜地の崩壊	○	○	
854	〃	久松台2(3661-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
855	〃	久松台2(3661-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
856	〃	久松台2(3661-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
857	〃	久松台2(3661-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
858	〃	久松台2(3661-9)	急傾斜地の崩壊	○	△	
859	〃	久松台2(3661-11)	急傾斜地の崩壊	○	○	
860	〃	久松台3(5398-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
861	〃	久松台3(5459-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
862	北本庄二丁目	北本庄(5459-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
863	北本庄四丁目	北本庄4(3656)	急傾斜地の崩壊	○	○	
864	〃	北本庄4(3656-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
865	〃	北本庄四丁目(3660)	急傾斜地の崩壊	○	○	
866	〃	北本庄四丁目(3660-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
867	〃	北本庄四丁目(3660-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号	
868	〃	北本庄四丁目(3660-3)	急傾斜地の崩壊	○	○		
869	〃	北本庄(2057)、北本庄5丁目(3659)	急傾斜地の崩壊	○	○		
870	〃	池尻(3459)	急傾斜地の崩壊	○	○		
871	〃	大谷(3458)	急傾斜地の崩壊	○	○		
872	〃	大谷(3458-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
873	〃	大谷(3458-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
874	〃	大谷(3458-3)	急傾斜地の崩壊	○	○		
875	〃	大谷(3458-4)	急傾斜地の崩壊	○	○		
876	〃	大谷(3458-5)	急傾斜地の崩壊	○	○		
877	〃	大谷(3458-6)	急傾斜地の崩壊	○	○		
878	北本庄二丁目	宮本(3462)	急傾斜地の崩壊	○	○		
879	〃	宮本(3462-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
880	〃	宮本(3462-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
881	〃	宮本(3462-3)	急傾斜地の崩壊	○	○		
882	〃	宮本(3462-4)	急傾斜地の崩壊	○	○		
883	〃	宮本(3462-5)	急傾斜地の崩壊	○	○		
884	木之庄町三丁目	木之庄3(5398)	急傾斜地の崩壊	○	○		
885	〃	木之庄3(5398-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
886	〃	木之庄3(5398-3)	急傾斜地の崩壊	○	○		
887	〃	木之庄3(5398-4)	急傾斜地の崩壊	○	○		
888	〃	木之庄3(5398-5)	急傾斜地の崩壊	○	○		
889	〃	木之庄3(5398-7)	急傾斜地の崩壊	○	○		
890	〃	木之庄3(5398-8)	急傾斜地の崩壊	○	○		
891	〃	木之庄3(5398-9)	急傾斜地の崩壊	○	○		
892	〃	木之庄3(5398-10)	急傾斜地の崩壊	○	○		
893	〃	木之庄3(5398-13)	急傾斜地の崩壊	○	○		
894	北吉津町一丁目	北吉津(5398-11)	急傾斜地の崩壊	○	○		
895	〃	北吉津(5398-12)	急傾斜地の崩壊	○	○		
896	久松台二丁目	久松台(8160隣a)	土石流	○	○		
897	新市町新市	2525(大佐山)、3989(新市)	急傾斜地の崩壊	○	○		平成24年6月21日広島県告示第583号
898	〃	大佐山(2525-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
899	〃	大佐山(2525-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
900	〃	大佐山(2525-3)	急傾斜地の崩壊	○	○		
901	〃	新市(2526)	急傾斜地の崩壊	○	○		
902	〃	3988(下江忠夫)、4024(新市)	急傾斜地の崩壊	○	○		
903	〃	新市(3989-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
904	〃	3990(新市)、5172(上戸手)	急傾斜地の崩壊	○	○		
905	〃	新市(3990-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
906	〃	中央中学校(4009)	急傾斜地の崩壊	○	○		
907	〃	新市(5369)	急傾斜地の崩壊	○	○		
908	〃	新市(5370)	急傾斜地の崩壊	○	○		
909	〃	新市川(478)	土石流	○	○		(R元.10.24解除・指定)
910	〃	新市川(478隣1)	土石流	○	○		(R元.10.24解除・指定)
911	〃	新市川(478隣2)	土石流	○	○		(R元.10.24解除・指定)
912	新市町戸手	下戸手(2531)	急傾斜地の崩壊	○	○		
913	〃	戸手(2919)	急傾斜地の崩壊	○	○		
914	〃	戸手(4004)	急傾斜地の崩壊	○	○		
915	〃	戸手(5173)	急傾斜地の崩壊	○	○		
916	〃	戸手(5368)	急傾斜地の崩壊	○	○		
917	〃	戸手(5368-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
918	〃	戸手(5368-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
919	〃	戸手(5368-3)	急傾斜地の崩壊	○	○		
920	〃	公民館(3992)	急傾斜地の崩壊	○	○		
921	〃	公民館(3992-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
922	〃	公民館(3992-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
923	〃	公民館(3992-3)	急傾斜地の崩壊	○	○		
924	〃	公民館(3992-4)	急傾斜地の崩壊	○	○		
925	〃	信岡竜二(3993)	急傾斜地の崩壊	○	○		
926	〃	信岡竜二(3993-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
927	〃	上戸手-1(5172-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
928	〃	戸手2(10832)	急傾斜地の崩壊	○	○		
929	〃	戸手2(10832-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
930	〃	青目寺池(31隣1)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)	
931	〃	青目寺池(31隣2)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)	
932	〃	戸手川(479)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)	
933	〃	戸手(5083)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)	
934	〃	戸手(5083隣1)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
935	"	戸手(5083隣2)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
936	"	戸手(5083隣3)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
937	"	戸手(5083隣4)	土石流	○	○	
938	"	戸手(5083隣5)	土石流	○	○	
939	新市町相方	2533(相方)、4002(山田団地)	急傾斜地の崩壊	○	○	
940	"	相方(3994)	急傾斜地の崩壊	○	○	
941	"	相方(3995)	急傾斜地の崩壊	○	○	
942	"	相方(3997)	急傾斜地の崩壊	○	○	
943	"	相方(3997-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
944	"	相方(3997-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
945	"	相方(4003)	急傾斜地の崩壊	○	○	
946	"	5171(相方)、10833(相方)	急傾斜地の崩壊	○	○	
947	"	相方(5171-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
948	"	相方(5171-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
949	"	相方(5171-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
950	"	相方(5171-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
951	"	相方(5171-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
952	"	相方(10833-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
953	"	2534(汐首)、4000(汐首)	急傾斜地の崩壊	○	○	
954	"	汐首(4000-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
955	"	汐首(4001)	急傾斜地の崩壊	○	○	
956	"	汐首(4001-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
957	"	汐首(4001-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
958	"	汐首(4001-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
959	"	汐首(4001-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
960	"	汐首(4001-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
961	"	汐首(4001-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	
962	"	山田団地(4002-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
963	"	相方下川(32)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
964	"	相方下川(32隣1)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
965	"	相方中川(33)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
966	"	相方上川(34)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
967	"	相方(5020)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
968	"	相方(5020隣1)	土石流	○	○	
969	"	相方2(5021)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
970	"	下組(8283)	土石流	○	○	(R元.10.24解除・指定)
971	"	下組(8283隣1)	土石流	○	○	
972	"	下組(8283隣2)	土石流	○	○	
973	神辺町道上	中谷(5367)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年2月23日広島県告示第114号
974	"	中谷(5367-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
975	"	中谷(5367-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
976	"	中谷(5367-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
977	"	中谷(792)	急傾斜地の崩壊	○	○	
978	"	中谷(792-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
979	"	中谷(792-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
980	"	十念(3981)	急傾斜地の崩壊	○	○	
981	"	十念(3981-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
982	"	十念(3981-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
983	"	十念(3981-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
984	"	大附(2415)	急傾斜地の崩壊	○	○	
985	"	大附(2415-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
986	"	大附(2415-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
987	神辺町西中条	後谷(2414-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
988	"	後谷(2414-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
989	"	後谷(2414-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
990	"	的場(2416)	急傾斜地の崩壊	○	○	
991	"	的場(2416-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
992	"	的場(2416-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
993	"	的場(2416-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
994	"	的場(2416-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
995	"	的場(2416-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
996	"	安光(2915)	急傾斜地の崩壊	○	○	
997	"	安光(2915-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
998	"	安光(3940)	急傾斜地の崩壊	○	○	
999	"	安光(3940-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1000	"	安光(3940-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1001	"	田淵(2413-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号	
1002	〃	田淵(2413-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1003	〃	大両木(3978)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1004	〃	大両ノ木(791)、国成(6889)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1005	〃	大両ノ木(791-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1006	〃	山田(2418)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1007	〃	山田2(10819)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1008	〃	山田2(10819-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1009	〃	山田1(10806)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1010	〃	深水(3977)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1011	〃	深水(3977-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1012	〃	深水(2912)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1013	〃	藤森(10807)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1014	〃	藤森(10807-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1015	〃	藤森(10807-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1016	〃	藤森(10807-3)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1017	神辺町湯野	陽光台(2419)、静方園(5366)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1018	〃	陽光台(2419-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1019	〃	静方園(5366-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1020	〃	静方園(5366-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1021	〃	久原(3939)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1022	〃	久原(3939-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1023	〃	中陣団地(5365)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1024	〃	中陣団地(5365-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1025	神辺町箱田	中陣団地(5365-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1026	〃	中陣団地(5365-3)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1027	〃	中陣団地(5365-4)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1028	〃	中陣団地(5365-5)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1029	神辺町川北	秋丸(3938)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1030	神辺町徳田	徳田(5364)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1031	神辺町西中条	後谷川(489a)	土石流	○	〰		
1032	〃	後谷川(489b)	土石流	○	〰		
1033	〃	大坊川(163)	土石流	○	〰		
1034	〃	大坊川(163隣)	土石流	○	〰		
1035	〃	一對川(164a)	土石流	○	〰		
1036	〃	一對川(164b)	土石流	○	〰		
1037	〃	一對川(164c)	土石流	○	〰		
1038	〃	山田川(180)	土石流	○	〰		
1039	〃	山田川(180隣a)	土石流	○	〰		
1040	〃	山田川(180隣b)	土石流	○	〰		
1041	〃	深水川(178a)	土石流	○	〰		
1042	〃	深水川(178b)	土石流	○	〰		
1043	〃	深水川(178c)	土石流	○	〰		
1044	〃	深水川(178隣a)	土石流	○	〰		
1045	〃	深水川(178隣b)	土石流	○	〰		
1046	〃	深水川(5130)	土石流	○	〰		
1047	〃	貝谷川(181)	土石流	○	〰		
1048	〃	貝谷川(181隣)	土石流	○	〰		
1049	〃	藤森谷川(8404)	土石流	○	〰		
1050	神辺町下御領	米道(3976)	急傾斜地の崩壊	○	○		平成27年3月12日広島県告示第153号
1051	〃	米道(3976-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		(H28.8.4解除・指定) (H28.8.4解除・指定)
1052	〃	山王前町(2893)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1053	〃	米道(2911)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1054	〃	堂々川(134b)	土石流	○	○		
1055	〃	堂々川(134a)	土石流	○	○		
1056	神辺町上御領	宇根(3946)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1057	〃	宇根(3946-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1058	〃	張田(3947)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1059	〃	張田A(3948)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1060	神辺町上御領	張田A(3948-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1061	〃	張田A(3948-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1062	〃	張田A(3948-3)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1063	〃	張田A(3948-4)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1064	〃	張田A(3948-5)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1065	〃	張田A(3948-6)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1066	〃	張田A(3948-7)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1067	〃	張田A(3948-8)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1068	〃	張田A(3948-9)	急傾斜地の崩壊	○	○		

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
1069	〃	張田A(3948-10)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1070	〃	張田A(3948-11)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1071	〃	張田A(3948-12)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1072	〃	張田A(3948-13)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1073	〃	上滝山(6760)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1074	〃	鳴岩(2910)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1075	〃	城主山(3975)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1076	〃	城主山(3972)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1077	〃	八反田(3982)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1078	神辺町平野	古市(795)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1079	〃	古市(795-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1080	〃	古市(795-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1081	〃	古市(795-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1082	〃	井迫(796)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1083	〃	井迫(796-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1084	〃	観音寺(3965)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1085	〃	観音寺(3965-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1086	〃	観音寺(3965-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1087	〃	名越(6758)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1088	〃	名越(6758-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1089	〃	名越(6759)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1090	〃	名越(6759-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1091	〃	名越(6759-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1092	〃	観音寺(10810)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1093	〃	婦(14311)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1094	〃	道城(14316)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1095	〃	道城(14316-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1096	〃	道城(14316-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1097	〃	道城(14316-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1098	〃	道城(14316-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1099	神辺町下竹田	沼坂(797)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1100	〃	長坂(798)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1101	〃	長坂(798-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1102	〃	長坂(798-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1103	〃	大内(3951)	急傾斜地の崩壊	○	○	(R5.9.30解除・指定)
1104	〃	大内(3951-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1105	〃	大内(3951-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1106	〃	大内(3951-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1107	〃	大内(3951-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1108	〃	田村(3952)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1109	〃	長迫(3962)	急傾斜地の崩壊	○	○	(R3.4.26解除・指定)
1110	〃	長迫(3962-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1111	〃	長迫(3962-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1112	〃	岸(3963)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1113	〃	岸(3963-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1114	〃	岸(3963-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1115	〃	岸(3963-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1116	〃	辺木(3964)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1117	〃	辺木(3964-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1118	〃	辺木(3964-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1119	〃	辺木(3964-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1120	〃	小角(3969)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1121	〃	城之端(6761)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1122	〃	城之端(6761-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1123	〃	城之端(6761-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1124	〃	城之端(6761-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1125	〃	城之端(6761-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1126	〃	誠和ハイツ(6762)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1127	〃	誠和ハイツ(6762-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1128	〃	誠和ハイツ(6762-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1129	〃	轟(6763)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1130	〃	轟(6763-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1131	〃	轟(6763-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1132	〃	塔谷(2900)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1133	〃	流田(2901)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1134	〃	流田(2901-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1135	〃	板屋子(2906)	急傾斜地の崩壊	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
1136	"	高鳥(2909)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1137	"	小角2(10811)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1138	"	梅谷(10812)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1139	"	梅谷(10812-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1140	"	梅谷(10812-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1141	"	梅谷(10812-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1142	"	梅谷(10812-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1143	"	梅谷(10812-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1144	"	梅谷(10812-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1145	"	流田(2433)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1146	"	流田(2434)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1147	"	流田(2434-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1148	"	小角(2435)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1149	"	大内(2444)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1150	"	大内(2445)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1151	神辺町八尋	大仁五(3950)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1152	"	大仁五(3950-1)	急傾斜地の崩壊	○	△	
1153	"	大仁五(3950-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1154	"	大仁五(3950-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1155	"	梨ノ木(3967)	急傾斜地の崩壊	○	△	
1156	"	梨ノ木(3967-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1157	"	梨ノ木(3967-2)	急傾斜地の崩壊	○	△	
1158	"	梨ノ木(3967-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1159	"	梨ノ木(6767)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1160	"	和名木(2907)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1161	"	森(2908)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1162	"	森(2908-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1163	"	森(2908-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1164	"	横路(2438)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1165	"	上滝山(2439)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1166	"	上滝山(2439-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1167	"	下滝山(2440)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1168	"	森(2442)	急傾斜地の崩壊	○	○	(R5.9.30解除・指定)
1169	"	森(2442-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1170	"	森(2442-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1171	"	和名木(2443)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1172	"	山田(2446)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1173	"	山田(2446-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1174	"	権田(2447)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1175	"	権田(2447-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1176	神辺町下竹田	絵下川(193)	土石流	○	△	
1177	"	二重坂川(194)	土石流	○	△	
1178	"	狭間川(195)	土石流	○	△	
1179	"	狭間川(195隣)	土石流	○	△	
1180	"	轟川(196)	土石流	○	△	
1181	"	轟川(196隣)	土石流	○	△	
1182	"	鳥越川(197)	土石流	○	△	
1183	"	鳥越川(197隣)	土石流	○	△	
1184	"	鳥越川(508)	土石流	○	△	
1185	"	流田川(509)	土石流	○	△	
1186	"	流田川(509隣)	土石流	○	△	
1187	"	轟川(5132)	土石流	○	△	
1188	"	梅谷谷川(8419)	土石流	○	△	
1189	神辺町八尋	八尋(40)	地すべり	○	△	
1190	"	八尋(40-1)	地すべり	○	△	
1191	"	八尋(40-2)	地すべり	○	△	
1192	"	八尋(40-3)	地すべり	○	△	
1193	"	八尋(40-4)	地すべり	○	△	
1194	西深津町七丁目	西深津町七丁目(3449)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年3月26日広島県告示第220号(R2.5.28解除・指定)
1195	"	西深津町七丁目(3450)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1196	"	西深津町七丁目(3450-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1197	西深津町六丁目	西深津町六丁目(3450-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1198	"	西深津町六丁目(3450-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1199	西深津町四丁目	西深津町四丁目(3450-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1200	"	西深津町四丁目(3450-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	(R3.6.24解除・指定)
1201	西深津町三丁目	西深津町三丁目(3450-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1202	"	西深津町三丁目(3450-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
1203	東深津町七丁目	米座(3451)	急傾斜地の崩壊	○	○	(R2.5.28解除・指定)
1204	東深津町一丁目	東深津町一丁目(3451-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1205	"	東深津町一丁目(3451-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1206	東深津町七丁目	東深津町七丁目(3451-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1207	東深津町六丁目	東深津町六丁目(3452)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1208	"	東深津町六丁目(3453)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1209	"	暁の星東(3453-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1210	東深津町七丁目	長尾寺(3453-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1211	東深津町五丁目	王子下(3454)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1212	"	上丁分甲(3454-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1213	"	東深津町五丁目(5402)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1214	"	王子上(5402-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1215	東深津町六丁目	東深津町六丁目(6739)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1216	蔵王町三丁目	石井(3440)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1217	南蔵王町一丁目	南蔵王町一丁目(3440-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1218	"	南蔵王町一丁目(3440-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1219	蔵王町一丁目	蔵王町一丁目(3440-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1220	"	蔵王町一丁目(3440-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1221	蔵王町二丁目	蔵王町二丁目(3440-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1222	"	仁吾(3440-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1223	"	蔵王町二丁目(3440-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1224	"	蔵王町二丁目(3440-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1225	蔵王町一丁目	蔵王町一丁目(3440-9)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1226	"	蔵王町一丁目(3440-10)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1227	蔵王町三丁目	蔵王町三丁目(3440-11)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1228	"	蔵王町三丁目(3440-12)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1229	蔵王町	蔵王町(3440-13)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1230	蔵王町五丁目	蔵王町五丁目(5403)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1231	蔵王町	蔵王町(5403-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1232	"	蔵王町(5403-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1233	"	蔵王町(5403-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1234	"	蔵王町(6738)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1235	"	蔵王町(6738-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1236	蔵王町六丁目	蔵王町六丁目(6738-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1237	蔵王町五丁目	蔵王町五丁目(10707)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1238	"	蔵王町五丁目(10707-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1239	"	蔵王町五丁目(10707-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1240	蔵王町五丁目	蔵王町五丁目(10707-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1241	蔵王町	蔵王町(10914)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1242	西深津町七丁目	平山川(1b隣)	土石流	○	○	平成28年3月10日広島県告示第140号
1243	神辺町湯野	本湯野川(498)	土石流	○	○	平成28年3月10日広島県告示第141号
1244	千田町	飯の山川(124隣)	土石流	○	○	平成28年3月31日広島県告示第280号
1245	蔵王町一丁目	蔵王町一丁目(2)	土石流	○	○	平成28年3月31日広島県告示第281号
1246	"	蔵王町一丁目(2隣)	土石流	○	○	
1247	"	綱木川(3)	土石流	○	○	
1248	蔵王町	蔵王町(4)	土石流	○	○	
1249	"	蔵王町(5)	土石流	○	○	
1250	"	蔵王町(5隣)	土石流	○	○	
1251	"	蔵王町(15)	土石流	○	○	
1252	"	蔵王町(15隣)	土石流	○	○	
1253	神辺町道上	道上川(488a)	土石流	○	○	平成28年3月31日広島県告示第282号
1254	"	道上川(488b)	土石流	○	○	
1255	"	後谷川(489隣)	土石流	○	○	
1256	神辺町平野	古城川(5135)	土石流	○	○	平成28年8月4日広島県告示第502号
1257	"	古城川(5136)	土石流	○	○	
1258	神辺町下御領	堂々川(135)	土石流	○	○	平成28年8月4日広島県告示第503号
1259	"	堂々川(134b)	土石流	○	○	
1260	"	堂々川(134a)	土石流	○	○	
1261	"	堂々川(133)	土石流	○	○	
1262	"	堂々川(132)	土石流	○	○	
1263	"	堂々川(182d)	土石流	○	○	
1264	"	堂々川(182c)	土石流	○	○	
1265	"	堂々川(182b)	土石流	○	○	
1266	神辺町西中条	堂々川(182a)	土石流	○	○	
1267	神辺町上御領	三反田谷川(8395隣)	土石流	○	○	
1268	"	奈良原谷川(8396)	土石流	○	○	
1269	"	堂砂子谷川(8397b)	土石流	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
1270	〃	堂砂子谷川(8397a)	土石流	○	○	
1271	〃	宇根川(200)	土石流	○	○	
1272	〃	張田谷川(8400)	土石流	○	○	
1273	〃	宮地川(141隣)	土石流	○	○	
1274	〃	宮地川(141)	土石流	○	○	
1275	〃	宗重川(140b)	土石流	○	△	
1276	〃	宗重川(140a)	土石流	○	○	
1277	〃	西宗重川(139)	土石流	○	○	
1278	〃	宗重川(138)	土石流	○	○	
1279	〃	西清水川(137)	土石流	○	○	
1280	〃	宗重川(136)	土石流	○	○	
1281	〃	上滝山川(499)	土石流	○	○	
1282	〃	上滝山川(500)	土石流	○	○	
1283	〃	横路川(501)	土石流	○	△	
1284	神辺町平野	岡下川(5133)	土石流	○	○	
1285	〃	平野谷川(8410)	土石流	○	○	
1286	〃	平野谷川(8409隣a)	土石流	○	△	
1287	〃	平野谷川(8409隣b)	土石流	○	○	
1288	〃	ヒジヤ川(130)	土石流	○	○	
1289	〃	道城川(177)	土石流	○	○	
1290	〃	道城川(176b)	土石流	○	○	
1291	〃	道城川(176a)	土石流	○	○	
1292	〃	道城川(175)	土石流	○	○	
1293	〃	名越川(174)	土石流	○	○	
1294	〃	名越川(173)	土石流	○	○	
1295	〃	名越川(172)	土石流	○	○	
1296	〃	古市川(171)	土石流	○	○	
1297	津之郷町加屋	加屋(3745)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年2月9日広島県告示第58号
1298	〃	加屋(2790)、加屋(10880)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1299	〃	加屋(2789)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1300	〃	加屋(10715)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1301	〃	加屋(10715-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1302	〃	加屋(10715-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1303	〃	加屋(10903)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1304	〃	加屋(10903-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1305	〃	加屋(10903-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1306	〃	青木(6871)、坂部(10933)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1307	津之郷町津之郷	本谷上(3680)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1308	〃	本谷上(2105)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1309	〃	本谷上(10902)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1310	〃	山根(3470)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1311	〃	山根(3470-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1312	〃	本谷上(5399)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1313	〃	小山(3677)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1314	〃	小山(3677-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1315	〃	小山(3677-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1316	〃	名倉(10858)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1317	〃	本谷上(8176-1)	土石流	○	○	
1318	〃	本谷上(8176-2)	土石流	○	○	
1319	津之郷町加屋	加屋川(93a)	土石流	○	○	
1320	〃	加屋川(93b)	土石流	○	○	
1321	〃	加屋川(93c-1)	土石流	○	○	
1322	〃	加屋川(93c-2)	土石流	○	○	
1323	〃	加屋川(93d)	土石流	○	○	
1324	〃	加屋川(93e)	土石流	○	○	
1325	〃	加屋川(93f)	土石流	○	○	
1326	〃	加屋川(93隣a)	土石流	○	○	
1327	〃	加屋川(93隣b)	土石流	○	△	
1328	〃	加屋川(93隣c)	土石流	○	○	
1329	津之郷町津之郷	加屋川(93隣d)	土石流	○	○	
1330	山手町	山手町(6786)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年2月23日広島県告示第92号
1331	〃	山手町(6786-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1332	〃	山手町(6786-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1333	〃	小田(3469)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1334	〃	江良(525)、江良(3468)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1335	〃	山手町(2727)	急傾斜地の崩壊	○	△	
1336	〃	坊坂(3467)	急傾斜地の崩壊	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
1337	〃	李原川(86)	土石流	○	○	
1338	〃	李原川(87)	土石流	○	○	
1339	〃	李原川(88a)	土石流	○	○	
1340	〃	李原川(88b)	土石流	○	○	
1341	〃	李原川(88c)	土石流	○	○	
1342	田尻町	白茅(3516)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年6月1日広島県告示第333号 (R2.12.24解除・指定)
1343	鞆町	後地(6881)、白茅(10735)	急傾斜地の崩壊	○	○	(R2.12.24解除・指定)
1344	〃	後地(2083)、後地	急傾斜地の崩壊	○	○	
1345	〃	中島(10737)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1346	〃	後地(2084)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1347	〃	中島A(3517)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1348	〃	後地(2085)、中島	急傾斜地の崩壊	○	○	
1349	〃	後地(776)、御幸A(3519)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1350	〃	鞆町後地(1441)、	急傾斜地の崩壊	○	○	
1351	〃	城山(3522)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1352	〃	古城跡(3523)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1353	〃	古城跡(3523-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1354	〃	後地(2086)、焚場(3524)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1355	〃	平(3525)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1356	〃	宮前(2158)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1357	〃	室城(408)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1358	〃	室城(408-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1359	〃	室城(408-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1360	〃	室浜(2161)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1361	〃	室浜(2161-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1362	〃	中ノ池(2160-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1363	〃	田ノ浦(2089)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1364	〃	平谷川(343)	土石流	○	○	
1365	〃	清水川(344)	土石流	○	○	
1366	〃	後山川(345)	土石流	○	○	
1367	〃	後山川(346)	土石流	○	○	
1368	〃	ギオン川(347)	土石流	○	○	
1369	〃	陰平川(348-1)	土石流	○	○	
1370	〃	陰平川(348-2)	土石流	○	○	
1371	〃	陰平川(348-3)	土石流	○	○	
1372	〃	陰平川(348-4)	土石流	○	○	
1373	〃	御幸川(352)	土石流	○	○	
1374	〃	鞆後地川(1201)	土石流	○	○	
1375	〃	中取川(353)	土石流	○	○	
1376	〃	白茅川(354)	土石流	○	○	
1377	〃	田ノ浦川(854)	土石流	○	○	
1378	〃	鞆(81)	地滑り	○	○	
1379	田尻町	九所谷川(357)	土石流	○	○	平成29年9月7日広島県告示第481号
1380	〃	大常川(358)	土石流	○	○	
1381	〃	古山田川(359)	土石流	○	○	
1382	〃	権現川(360)	土石流	○	○	
1383	〃	大迫川(361)	土石流	○	○	
1384	〃	二子川(362)	土石流	○	○	
1385	〃	二子(8100)	土石流	○	○	
1386	〃	丸山川左支川(1202a)	土石流	○	○	
1387	〃	平谷川(5174)	土石流	○	○	
1388	千田町	坂田(8160)	土石流	○	○	平成29年9月7日広島県告示第482号
1389	久松台二丁目	北本庄(8160隣b)	土石流	○	○	
1390	北本庄四丁目	北本庄川(8161)	土石流	○	○	
1391	北本庄四丁目	北本庄川(8161隣)	土石流	○	○	
1392	水呑町	佐須良谷川(1)	土石流	○	○	平成29年9月21日広島県告示第503号
1393	〃	丹屋奥谷西川(8518b)	土石流	○	○	
1394	〃	丹屋奥谷西川(8518c)	土石流	○	○	
1395	〃	丹屋奥谷西川(8518d)	土石流	○	○	
1396	〃	平木川(6)	土石流	○	○	
1397	〃	北迫川(7)	土石流	○	○	
1398	〃	丸山川(8)	土石流	○	○	
1399	〃	北受川(8523d)	土石流	○	○	
1400	〃	北受川(8523e)	土石流	○	○	
1401	〃	北受川(8523f)	土石流	○	○	
1402	〃	宮坂川(11)	土石流	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
1403	〃	半坂(12)	土石流	○	○	
1404	〃	竹ヶ橋下川(429b)	土石流	○	○	
1405	〃	竹ヶ橋下川(429c)	土石流	○	○	
1406	〃	竹ヶ橋下川(429d)	土石流	○	○	
1407	〃	小水呑(8210)	土石流	○	○	
1408	〃	竹ヶ淵下川(365)	土石流	○	○	
1409	〃	日之出ヶ丘(8227)	土石流	○	○	
1410	神辺町	ナメラ谷川(126)	土石流	○	○	平成29年9月21日広島県告示第504号
1411	〃	岩田奥川(127隣1)	土石流	○	○	
1412	〃	岩田奥川(127隣2)	土石流	○	○	
1413	〃	岩田奥川(127隣3)	土石流	○	○	
1414	〃	岩田奥川(127隣4)	土石流	○	○	
1415	〃	婦川(129隣1)	土石流	○	○	
1416	〃	小山川(143隣1)	土石流	○	○	
1417	〃	小山川(143隣2)	土石流	○	○	
1418	〃	丁谷川(144隣1)	土石流	○	○	
1419	〃	長畦山川(145)	土石流	○	○	
1420	〃	長畦山川(145隣1)	土石流	○	○	
1421	〃	長畦山川(145隣2)	土石流	○	○	
1422	〃	長畦山川(145隣6)	土石流	○	○	
1423	〃	丙谷川(8406)	土石流	○	○	
1424	〃	吉野山川(128-1)	土石流	○	○	
1425	〃	吉野山川(128-2)	土石流	○	○	
1426	東村町	馬場(6579-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年10月5日広島県告示第521号
1427	千田町	永谷(3455)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年10月19日広島県告示第550号
1428	〃	荒神谷(3456)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1429	〃	飯の山川(124a)	土石流	○	○	
1430	〃	千田2(8129隣)	土石流	○	○	
1431	〃	千田(8130隣)	土石流	○	○	
1432	〃	坂田(8155隣)	土石流	○	○	
1433	〃	坂田(8159隣2)	土石流	○	○	
1434	〃	小池(8239)	土石流	○	○	
1435	〃	小池(8239隣1)	土石流	○	○	
1436	〃	烏山上川(5137隣)	土石流	○	○	
1437	駅家町	琴森(3546)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年10月19日広島県告示第551号
1438	〃	本郷下(3547)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1439	〃	新造(3551)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1440	〃	下足水B(3555)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1441	〃	大迫(3556)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1442	〃	中谷(3560)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1443	〃	中谷(3560-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1444	〃	中谷(3560-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1445	〃	中谷(3560-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1446	〃	中谷(3560-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1447	〃	本郷下(3635)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1448	〃	本郷中(3636)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1449	〃	服部永谷(3643)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1450	〃	門前(3644)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1451	〃	本永谷(3647)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1452	〃	助元(5392)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1453	〃	大迫(6732)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1454	〃	大迫(6732-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1455	〃	雨木(2688)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1456	〃	雨木(2689)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1457	〃	本郷下(2691)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1458	〃	服部本郷(2695)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1459	〃	平林(2697)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1460	〃	服部本郷(2709)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1461	〃	服部永谷(2710)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1462	〃	本永谷(2713)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1463	〃	峠(5232)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1464	〃	本郷上(10667)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1465	〃	中組(10669)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1466	〃	助元(10672)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1467	〃	琴森(10673)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1468	〃	大迫(10675)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1469	〃	東谷(10679)	急傾斜地の崩壊	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
1470	〃	東谷(10679-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1471	〃	東谷(10679-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1472	〃	東谷(10679-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1473	〃	明字(10862)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1474	〃	下組(10890)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1475	〃	助元(10897)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1476	〃	服部本郷(1906)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1477	〃	本郷中(1911)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1478	〃	本郷下(1913)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1479	〃	上組(1915-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1480	〃	上組(1915-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1481	〃	中組(1925)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1482	〃	正覚寺(1929)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1483	〃	雨木奥池(1930)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1484	〃	中組(1932)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1485	〃	仲間(1933)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1486	〃	仲間(1933-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1487	〃	仲間(1934-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1488	〃	新造(1938)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1489	〃	助元(1939)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1490	〃	助元(1941)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1491	〃	門前(1945-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1492	〃	市場(1949)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1493	〃	市場(1950)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1494	〃	明字(1954)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1495	〃	服部永谷(1958-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1496	〃	本永谷(1960-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1497	〃	本永谷(1960-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1498	〃	服部永谷(1961-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1499	〃	大迫(1969)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1500	〃	迫谷(1985-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1501	〃	迫谷(1985-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1502	〃	法条寺(2231)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1503	〃	下足水川(201)	土石流	○	○	
1504	〃	市場川(203)	土石流	○	○	
1505	〃	市場川(204)	土石流	○	△	
1506	〃	門前川(205-1)	土石流	○	○	
1507	〃	門前川(205-2)	土石流	○	△	
1508	〃	本郷下川(207)	土石流	○	○	
1509	〃	本郷下川(207隣)	土石流	○	○	
1510	〃	本郷中川(208)	土石流	○	○	
1511	〃	上長砂谷川(209)	土石流	○	○	
1512	〃	上長砂谷川(209隣a)	土石流	○	△	
1513	〃	上長砂谷川(209隣b)	土石流	○	○	
1514	〃	宇根谷川(210)	土石流	○	○	
1515	〃	梨ヶ峠川(211-1)	土石流	○	○	
1516	〃	梨ヶ峠川(211-2)	土石流	○	○	
1517	〃	本郷下川(481-1)	土石流	○	○	
1518	〃	本郷下川(481-2)	土石流	○	○	
1519	〃	本郷下川(482-1)	土石流	○	○	
1520	〃	本郷下川(482-2)	土石流	○	○	
1521	〃	中組(5093)	土石流	○	○	
1522	〃	下組(5094)	土石流	○	○	
1523	〃	下組(5094隣)	土石流	○	○	
1524	〃	本郷中(5101)	土石流	○	○	
1525	〃	本郷中(5104-1)	土石流	○	○	
1526	〃	本郷中(5104-2)	土石流	○	○	
1527	〃	本郷下(5106)	土石流	○	○	
1528	〃	助元川(8106)	土石流	○	○	
1529	〃	仲間川(202隣a)	土石流	○	○	
1530	〃	仲間川(202隣b)	土石流	○	△	
1531	〃	平林川(214)	土石流	○	△	
1532	〃	服部永谷川(483)	土石流	○	○	
1533	〃	新造(5086隣)	土石流	○	△	
1534	〃	下組(5087)	土石流	○	○	
1535	〃	下組(5087隣)	土石流	○	○	
1536	〃	下組(5088)	土石流	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
1537	〃	中組(5090)	土石流	○	〃	
1538	〃	中組(5092)	土石流	○	○	
1539	〃	下組(5096)	土石流	○	○	
1540	〃	本郷中(5097-1)	土石流	○	〃	
1541	〃	本郷中(5097-2)	土石流	○	○	
1542	〃	本郷中(5098)	土石流	○	○	
1543	〃	本郷中(5098隣)	土石流	○	○	
1544	〃	本郷中(5099)	土石流	○	○	
1545	〃	本郷中(5103)	土石流	○	○	
1546	〃	平林(5108)	土石流	○	○	
1547	〃	下組(5089)	土石流	○	○	
1548	〃	服部川(8109)	土石流	○	○	
1549	千田町	千田大峠川(14)	土石流	○	○	平成29年11月30日広島県告示第652号
1550	〃	千田大峠川(14隣)	土石流	○	○	
1551	御幸町	正戸山(3419)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年11月30日広島県告示第653号
1552	〃	西光寺(2032)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1553	〃	横尾二丁目(2723-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1554	〃	横尾二丁目(2723)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1555	〃	御幸町牧台(3663)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1556	〃	牧谷(2034)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1557	〃	森脇(8127隣)	土石流	○	○	
1558	〃	中津原(8156-1)	土石流	○	○	
1559	〃	中津原(8156-2)	土石流	○	○	
1560	〃	中津原(8156隣)	土石流	○	○	
1561	高美台	高美台(3445-10)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年11月30日広島県告示第654号
1562	〃	高美台(3445-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1563	〃	高美台(3445-9)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1564	〃	高美台(2058-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1565	〃	高美台(2058-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1566	北美台	北美台(3445-11)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1567	〃	北美台(3445-12)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1568	〃	北美台(3445-13)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1569	〃	北美台(3445-14)	急傾斜地の崩壊	○	〃	
1570	〃	北美台(3445-18)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1571	北吉津町三丁目	北吉津町三丁目(3445-15)	急傾斜地の崩壊	○	〃	
1572	〃	北吉津町三丁目(3445-16)	急傾斜地の崩壊	○	〃	
1573	〃	北吉津町三丁目(3445-17)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1574	北吉津町五丁目	北吉津町五丁目(10706-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1575	〃	北吉津町五丁目(10706-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1576	〃	北吉津町五丁目(10706-5)	急傾斜地の崩壊	○	〃	
1577	〃	北吉津町五丁目(10706-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1578	〃	北吉津町五丁目(10706-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1579	奈良津町一丁目	奈良津町一丁目(3446)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1580	奈良津町二丁目	奈良津町二丁目(3447)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1581	〃	奈良津町二丁目(3708)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1582	〃	奈良津町二丁目(3708-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1583	〃	奈良津町二丁目(3708-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1584	奈良津町一丁目	奈良津町一丁目(5400)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1585	〃	奈良津町一丁目(5400-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1586	奈良津町二丁目	奈良津町二丁目(6735)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1587	〃	奈良津町二丁目(6735-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1588	奈良津町三丁目	奈良津町三丁目(6736)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1589	〃	奈良津町三丁目(6736-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1590	〃	奈良津町三丁目(6736-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1591	〃	奈良津町三丁目(766)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1592	〃	奈良津町三丁目(765)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1593	〃	奈良津町三丁目(765-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1594	奈良津町一丁目	奈良津町一丁目(10706)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1595	〃	奈良津町一丁目(10706-10)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1596	〃	奈良津町一丁目(10706-11)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1597	〃	奈良津町一丁目(10706-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1598	〃	奈良津町一丁目(10706-9)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1599	奈良津町	奈良津町(2039)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1600	〃	奈良津町(2039-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1601	奈良津町一丁目	奈良津町一丁目(2058)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1602	〃	奈良津町一丁目(2058-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1603	〃	奈良津町一丁目(2058-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
1604	〃	奈良津町一丁目(2058-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1605	〃	奈良津町一丁目(2058-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1606	奈良津町	奈良津川(1a)	土石流	○	○	
1607	奈良津町三丁目	奈良津川(1b)	土石流	○	○	
1608	芦田町	東才町(2226)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年12月7日広島県告示第680号
1609	〃	東才町(10676)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1610	〃	才町(3571)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1611	〃	西才町(2735-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1612	〃	芦田町西才町(10875-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1613	〃	芦田町西才町(10875-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1614	〃	割石A(3572)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1615	〃	割石A(3572-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1616	〃	割石A(3572-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1617	〃	割石A(3572-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1618	〃	下割石(5397)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1619	〃	下割石(2678)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1620	〃	下割石(2678-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1621	〃	割石B(3573)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1622	〃	割石B(3573-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1623	〃	上福田地A(3574)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1624	〃	上福田地A(3574-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1625	〃	上福田地A(3574-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1626	〃	上福田地B(3575)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1627	〃	上福田寺(2734)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1628	〃	上福田寺(2734-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1629	〃	上福田寺(2734-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1630	〃	上福田寺(2734-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1631	〃	下東之面(3683)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1632	〃	下東之面(3683-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1633	〃	芦田町市原(10907)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1634	〃	市原(1436)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1635	〃	市原(1436-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1636	〃	市原(1436-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1637	〃	市原(1436-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1638	〃	市原(1436-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1639	〃	市原(3577)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1640	〃	市原(5210)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1641	〃	市原(2008-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1642	〃	別所A(3578)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1643	〃	別所A(3578-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1644	〃	別所A(3578-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1645	〃	別所(2239)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1646	〃	別所(2239-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1647	〃	別所(2239-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1648	〃	別所B(5235)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1649	〃	別所(2007)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1650	〃	福田別所(10909)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1651	〃	福田別所(10909-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1652	〃	福田別所(10909-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1653	〃	市原(1436-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1654	〃	市原(1436-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1655	〃	西才(8121隣)	土石流	○	○	
1656	〃	小丸子谷川(232隣a)	土石流	○	△	
1657	〃	小丸子谷川(232隣b)	土石流	○	○	
1658	〃	小丸子谷川(232隣c)	土石流	○	△	
1659	〃	割石中川(218)	土石流	○	○	
1660	〃	割石奥川(219)	土石流	○	△	
1661	〃	別所谷川(220-1)	土石流	○	○	
1662	〃	別所谷川(220-2)	土石流	○	○	
1663	〃	西才町川(228)	土石流	○	○	
1664	〃	小丸子谷川(232-2)	土石流	○	○	
1665	〃	小丸子谷川(232-1)	土石流	○	○	
1666	〃	小丸子谷川(232-3)	土石流	○	○	
1667	〃	下割石(8119)	土石流	○	△	
1668	〃	西才(8121)	土石流	○	△	
1669	〃	下有地2(8143)	土石流	○	○	
1670	駅家町	本永谷(1960-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年12月21日広島県告示第711号

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
1671	〃	本永谷(1960-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1672	〃	本永谷(1960-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1673	〃	掛迫(3557-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1674	〃	掛迫(3557)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1675	〃	掛迫(3557-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1676	〃	川西(3559)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1677	〃	川西(3559-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1678	〃	西組上(1973-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1679	〃	西組上(1973-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1680	〃	西組上(1973-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1681	〃	東中(10678)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1682	〃	東中(10678-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1683	〃	法成寺(5395)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1684	〃	法成寺(5395-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1685	〃	法成寺(5395-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1686	〃	法成寺(5395-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1687	〃	法成寺(5395-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1688	〃	東法成寺(3558)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1689	〃	東法成寺(3558-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1690	〃	東法成寺(3558-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1691	〃	東法成寺(3558-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1692	〃	東法成寺(3558-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1693	〃	川西(5109隣)	土石流	○	○	
1694	〃	掛迫(8107)	土石流	○	○	
1695	駅家町	七社(2031)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年1月18日広島県告示第35号
1696	〃	上山守(5243)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1697	〃	下郷B(3566)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1698	〃	中郷(3567)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1699	〃	中郷(3567-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1700	〃	中郷(3567-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1701	〃	今岡(2736)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1702	〃	今岡(10911-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1703	〃	今岡(10697-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1704	〃	西谷(2019)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1705	〃	今岡(10697)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1706	〃	大橋(6878)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1707	〃	大橋(6878-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1708	〃	大橋(6878-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1709	〃	大橋(6878-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1710	〃	大橋(6878-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1711	〃	中組(3569)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1712	〃	駅家町大橋(3685)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1713	〃	大橋(5211-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1714	〃	駅家町大橋(3685-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1715	〃	大橋(5211)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1716	〃	大橋(5212)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1717	〃	大橋(524)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1718	〃	吹上B(3570-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1719	〃	吹上B(3570-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1720	〃	吹上B(3570)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1721	〃	吹上B(3570-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1722	〃	大橋(10696)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1723	〃	大橋(10696-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1724	〃	今岡(6734)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1725	〃	大橋(10696-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1726	〃	本谷(2731-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1727	〃	本谷(2731)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1728	〃	本谷(2731-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1729	〃	芦田町市原(10907-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1730	〃	芦田町市原(10907-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1731	〃	芦田町市原(10907-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1732	〃	芦田町市原(10907-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1733	〃	芦田町市原(10907-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1734	〃	向永谷(2012)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1735	〃	本谷(2730)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1736	〃	本谷(10695)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1737	〃	本谷(2013)	急傾斜地の崩壊	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号	
1738	〃	今岡(2736-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1739	〃	大橋(524-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1740	〃	本谷川(230隣)	土石流	○	○		
1741	〃	本谷(5014隣a)	土石流	○	○		
1742	〃	本谷(5014隣b)	土石流	○	○		
1743	〃	本谷(5014隣c)	土石流	○	○		
1744	〃	本谷(5014隣d)	土石流	○	○		
1745	〃	本谷(5014隣e)	土石流	○	○		
1746	〃	本谷(5014隣f)	土石流	○	○		
1747	〃	七社谷川(22)	土石流	○	○		
1748	〃	下郷川(23)	土石流	○	○		
1749	〃	中開地谷川(24)	土石流	○	○		
1750	〃	下郷川(25)	土石流	○	○		
1751	〃	山口東谷川(26)	土石流	○	○		
1752	〃	上郷川(27)	土石流	○	○		(R2.11.12指定・解除)
1753	〃	山口西谷川(28)	土石流	○	○		
1754	〃	金鋼寺谷川(29-1)	土石流	○	○		
1755	〃	金鋼寺谷川(29-2)	土石流	○	○		
1756	〃	金鋼寺谷川(29-3)	土石流	○	○		
1757	〃	小池川(215)	土石流	○	○		
1758	〃	八反田川(216)	土石流	○	○		
1759	〃	栗江奥谷川(229)	土石流	○	○		
1760	〃	本谷川(230)	土石流	○	○		
1761	〃	本谷川(231)	土石流	○	△		
1762	〃	今岡(5012)	土石流	○	△		
1763	〃	本谷(5014)	土石流	○	○		
1764	駅家町	大迫(1971)	急傾斜地の崩壊	○	○		平成30年1月18日広島県告示第36号
1765	〃	大迫(1972-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1766	〃	大迫(1972-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1767	〃	刈山(3561)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1768	〃	刈山(3561-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1769	〃	上組(1975)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1770	〃	上組(3562)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1771	〃	上組(3562-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1772	〃	上組(3562-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1773	〃	上組(3562-3)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1774	〃	上組(3562-4)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1775	〃	池の内(10864)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1776	〃	池の内(10864-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1777	〃	池の内(10864-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1778	〃	池の内(10864-3)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1779	〃	小山田(1976-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1780	〃	小山田(1976-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1781	〃	小山田(1976-3)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1782	〃	小山田(1976-4)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1783	〃	小山田(1976-5)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1784	〃	小山田(1976-6)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1785	〃	弥生ヶ丘(3642-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1786	〃	弥生ヶ丘(3642-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1787	〃	弥生ヶ丘(3642-3)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1788	〃	弥生ヶ丘(1171)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1789	〃	弥生ヶ丘(1171-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1790	〃	弥生ヶ丘(1171-3)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1791	〃	弥生ヶ丘(1171-4)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1792	〃	弥生ヶ丘(1171-5)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1793	〃	弥生ヶ丘(1171-6)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1794	〃	弥生ヶ丘(1171-8)	急傾斜地の崩壊	○	△		
1795	〃	近田(3780)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1796	〃	近田(3780-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1797	〃	新山(5085隣)	土石流	○	○		
1798	〃	小山田川(480隣)	土石流	○	○		
1799	〃	小山田川(480)	土石流	○	△		
1800	〃	新山(5085)	土石流	○	○		
1801	瀬戸町	長和(3735)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年2月1日広島県告示第84号	
1802	〃	長和(3735-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1803	〃	長和(10926)	急傾斜地の崩壊	○	○		
1804	〃	長和(10926-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
1805	"	長和(2108-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1806	"	長和(10927)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1807	"	長和(10927-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1808	"	長和(5422-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1809	"	宮近西ヶ迫(3494)、 長和(2774)、 長和(5422)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1810	"	長和(10878)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1811	"	長和(10878-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1812	"	長和(10721)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1813	"	長和(3737-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1814	"	地頭分(2786-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1815	"	地頭分(2786)、 地頭分(2787)、 地頭分(10932)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1816	"	地頭分(3743)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1817	"	立屋板(3495)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1818	"	地頭分(3742)、松山(2118)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1819	"	地頭分(3742-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1820	"	坊迫B(5229-1)	急傾斜地の崩壊	○	△	(R5.12.31解除・指定)
1821	"	坊谷(3496)	急傾斜地の崩壊	○	○	(R5.9.29解除・指定)
1822	"	地頭分(2797)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1823	"	松山A(3497)、松山B(3498)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1824	"	地頭分(10934)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1825	"	地頭分(3761-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1826	"	地頭分(3760)、 地頭分(3741)、 地頭分(3761)、 別所(10718)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1827	"	地頭分(2785)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1828	"	地頭分(2783)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1829	"	長和(930)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1830	"	長和(930-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1831	"	長和(3737)、長和(10928)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1832	"	長和(6790)、梓田(2117)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1833	"	長和(10928-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1834	"	長和(6790-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1835	"	長和(6790-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1836	"	志田原(2123)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1837	"	長和(2777)、長和(10879)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1838	"	長和(3732)、 落(2664)、 長和(3738)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1839	"	長和(3732-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1840	"	梅之木原(2116)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1841	"	梅之木原(2116-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1842	"	梅之木原(2116-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1843	"	長和(2770)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1844	"	長和(2770-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1845	"	長和(10930-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1846	"	長和(2782)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1847	"	長和(5216)、長和(10931)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1848	"	梅之木原(2116-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1849	"	松山A(3497-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1850	"	長和(3738)、 落(2664)、 長和(2776)、 長和(10929)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1851	"	地頭分(2785-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1852	"	地頭分(2783-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1853	"	高浦(8186)	土石流	○	○	
1854	"	長和③(8190)	土石流	○	△	
1855	"	長和③(8190隣)	土石流	○	△	
1856	"	栗ヶ迫(8191)	土石流	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
1857	〃	栗ヶ迫(8192)	土石流	○	○	
1858	〃	矢迫(8193)	土石流	○	○	
1859	〃	田平(8194)	土石流	○	△	
1860	〃	田平(8195)	土石流	○	○	
1861	〃	長和(8196)	土石流	○	○	
1862	〃	梓田(8199)	土石流	○	△	
1863	〃	梓田②(8200-1)	土石流	○	○	
1864	〃	梓田②(8200-2)	土石流	○	○	
1865	〃	梓田③(8203隣a)	土石流	○	○	
1866	〃	梓田③(8203隣b)	土石流	○	○	
1867	〃	梓田③(8203隣c)	土石流	○	○	
1868	〃	梓田④(8204)	土石流	○	○	
1869	〃	梓田④(8204隣)	土石流	○	△	
1870	〃	長和④(8206)	土石流	○	○	
1871	〃	長和(5001)	土石流	○	○	
1872	〃	梅之木原(5002-2)	土石流	○	○	
1873	〃	梅之木原(5002-1)	土石流	○	○	
1874	〃	梅之木原(5002隣-1)	土石流	○	○	
1875	〃	梅之木原(5002隣-2)	土石流	○	○	
1876	〃	松山(8201)	土石流	○	○	
1877	〃	松山(8202)	土石流	○	△	
1878	〃	別所右川(80隣b-2)	土石流	○	△	
1879	〃	別所右川(80隣b-1)	土石流	○	○	
1880	〃	別所右川(80隣a-3)	土石流	○	△	
1881	〃	別所右川(80隣a-2)	土石流	○	○	
1882	〃	別所右川(80隣a-1)	土石流	○	○	
1883	〃	別所右川(80隣c)	土石流	○	○	
1884	〃	別所右川(80)	土石流	○	○	
1885	〃	田中(8207)	土石流	○	○	
1886	〃	虎②(8208)	土石流	○	△	
1887	〃	虎②(8208隣)	土石流	○	△	
1888	〃	地頭分(8213)	土石流	○	○	
1889	〃	地頭分(8212)	土石流	○	○	
1890	〃	志田原(8158)	土石流	○	○	
1891	〃	志田原(8158隣a)	土石流	○	○	
1892	〃	志田原(8159隣b)	土石流	○	○	
1893	〃	地頭分(8214)	土石流	○	○	
1894	〃	地頭分(8214隣a)	土石流	○	○	
1895	〃	地頭分(8214隣b)	土石流	○	○	
1896	〃	西谷②(8216)	土石流	○	○	
1897	〃	梅之木川(82-1)	土石流	○	○	
1898	〃	梅之木川(82-2)	土石流	○	○	
1899	〃	梅之木川(82隣)	土石流	○	○	
1900	芦田町	土壁(1989)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年2月1日広島県告示第85号
1901	〃	土壁(1990-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1902	〃	土壁(1990-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1903	〃	土壁(10868-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1904	〃	土壁(10868-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1905	〃	柞磨(10868-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1906	〃	柞磨(5207-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1907	〃	柞磨(5208)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1908	〃	柞磨(3655-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1909	〃	下谷(3655-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1910	〃	末元B(5240-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1911	〃	下谷(3597)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1912	〃	末元B(5240-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1913	〃	柞磨(1986-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1914	〃	下柞磨(1986-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1915	〃	柞磨(2720)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1916	〃	中郡A(3598)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1917	〃	迫谷(3599)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1918	〃	上柞磨(3600)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1919	〃	湯舟(1982)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1920	〃	湯舟(1983)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1921	〃	湯舟(1984)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1922	〃	迫谷(1985)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1923	〃	中郡B(2679)	急傾斜地の崩壊	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
1924	〃	中柞磨(10687)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1925	〃	下柞磨(1986-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1926	〃	末元D(3593-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1927	〃	末元D(3593-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1928	〃	峠(1992)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1929	〃	峠(2719-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1930	〃	峠(2719-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1931	〃	峠(10689)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1932	〃	横内(10867-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1933	〃	横内(10867-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1934	〃	中村B(5238-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1935	〃	下有地(2721)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1936	〃	久田谷(10682)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1937	〃	久田谷A(10865-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1938	〃	久田谷A(10865-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1939	〃	久田谷B(3583-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1940	〃	下有地(5206-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1941	〃	下有地(5206-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1942	〃	下有地(5206-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1943	〃	久田谷B(3583-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1944	〃	久田谷B(3583-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1945	〃	久田谷(1995-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1946	〃	久田谷(1995-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1947	〃	久田谷下B(5237)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1948	〃	久田谷下B(5236-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1949	〃	久田谷下B(5236-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1950	〃	久田谷下B(5236-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1951	〃	久田谷下B(5236-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1952	〃	久田谷下B(5236-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1953	〃	下有地(2733-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1954	〃	下有地(2733-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1955	〃	下有地(2733-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1956	〃	下有地(2733-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1957	〃	下有地(2732)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1958	〃	下東之面(10910-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1959	〃	下東之面(10910-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1960	〃	下東之面(10910-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1961	〃	上有地(5396-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1962	〃	上有地(5396-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1963	〃	上有地(5396-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1964	〃	上有地(5396-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1965	〃	下本郷(10866-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1966	〃	下本郷(10866-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1967	〃	下本郷(10866-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1968	〃	下本郷(10866-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1969	〃	久田谷下B(5236-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1970	〃	久田谷下B(5236-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1971	〃	久田谷(1995-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1972	〃	久田谷(1995-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	(R元.6.6解除・指定)
1973	〃	上本郷A(3585-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1974	〃	久田谷(1995-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1975	〃	上本郷A(3585-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1976	〃	上本郷A(3585-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1977	〃	本郷(5246-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1978	〃	本郷下(3587-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1979	〃	中村B(5238-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1980	〃	中村B(5238-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1981	〃	中村(1997)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1982	〃	中村(1996-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1983	〃	中村(1996-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1984	〃	本郷下(3587-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1985	〃	上本郷A(3585-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1986	〃	末元A(5239-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1987	〃	末元A(5239-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1988	〃	末元A(5239-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1989	〃	堀町(2235)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1990	〃	堀町(10685-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
1991	〃	末元B(5240-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1992	〃	末元C(3592)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1993	〃	堀町(10685-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1994	〃	堀町(10685-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1995	〃	山方(10686-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1996	〃	山方(10686-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1997	〃	山方(10686-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1998	〃	山方(10686-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	
1999	〃	山方(10686-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2000	〃	山方(10686-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2001	〃	山方(10686-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2002	〃	山方(10686-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2003	〃	大谷(2003-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2004	〃	大谷(2003-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2005	〃	大谷(3594-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2006	〃	大谷(2004)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2007	〃	大谷池(2005)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2008	〃	大谷(3594-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2009	〃	大谷(3594-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2010	〃	大谷(3594-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2011	〃	三斗(5209-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2012	〃	三斗(5209-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2013	〃	三斗(5209-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2014	〃	三斗(5209-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2015	〃	三斗(5209-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2016	〃	上三斗木(2236)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2017	〃	上三斗木(2002)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2018	〃	三斗(5209-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2019	〃	下有地(2733-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2020	〃	柞磨(5207-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2021	〃	西上谷川(226隣)	土石流	○	○	
2022	〃	峠3(8152隣a)	土石流	○	○	
2023	〃	峠3(8152隣b)	土石流	○	○	
2024	〃	下柞磨(8149隣)	土石流	○	○	
2025	〃	末元(8240隣a)	土石流	○	○	
2026	〃	末元(8240隣b)	土石流	○	○	
2027	〃	宇山川(237隣)	土石流	○	△	
2028	〃	上三斗木(5016隣)	土石流	○	○	
2029	〃	上三斗木川2(441隣)	土石流	○	○	
2030	〃	ヒエダ奥川(235隣)	土石流	○	○	
2031	〃	堀町川(234)	土石流	○	○	
2032	〃	市迫川(221隣)	土石流	○	△	
2033	〃	市迫川(221)	土石流	○	○	
2034	〃	近玉谷川(222)	土石流	○	△	
2035	〃	西上谷川(226)	土石流	○	△	
2036	〃	表谷川(233)	土石流	○	○	
2037	〃	ヒエダ奥川(235)	土石流	○	○	
2038	〃	石ヶ迫奥川(236)	土石流	○	○	
2039	〃	石ヶ迫奥川(236隣)	土石流	○	○	
2040	〃	宇山川(237)	土石流	○	△	
2041	〃	上三斗木川2(441)	土石流	○	○	
2042	〃	中郡川(442隣)	土石流	○	△	
2043	〃	中郡川(442)	土石流	○	○	
2044	〃	別所川(443)	土石流	○	○	
2045	〃	迫谷川(444)	土石流	○	○	
2046	〃	川西(5015)	土石流	○	○	
2047	〃	上三斗木(5016)	土石流	○	○	
2048	〃	中柞磨(5017)	土石流	○	○	
2049	〃	中村(5018)	土石流	○	○	
2050	〃	久田谷(8114)	土石流	○	△	
2051	〃	下有地川(8117)	土石流	○	○	
2052	〃	土壁(8122)	土石流	○	△	
2053	〃	土壁(8122隣)	土石流	○	△	
2054	〃	土壁2(8123)	土石流	○	○	
2055	〃	柞磨3(8125)	土石流	○	○	
2056	〃	柞磨4(8126)	土石流	○	○	
2057	〃	別所(8132)	土石流	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
2058	〃	上柞磨2(8133)	土石流	○	○	
2059	〃	追谷(8134)	土石流	○	○	
2060	〃	下有地(8142)	土石流	○	○	
2061	〃	柞磨1(8144)	土石流	○	○	
2062	〃	柞磨5(8147)	土石流	○	△	
2063	〃	下柞磨(8149)	土石流	○	△	
2064	〃	中柞磨(8150)	土石流	○	○	
2065	〃	峠3(8152)	土石流	○	○	
2066	〃	下三斗木(8154)	土石流	○	○	
2067	〃	末元(8240)	土石流	○	○	
2068	〃	清水池(8243)	土石流	○	△	
2069	〃	東田池(8247)	土石流	○	△	
2070	〃	東田池(8247隣)	土石流	○	○	
2071	加茂町	神末(3540)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月15日広島県告示第247号
2072	〃	芦原(3640)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2073	〃	芦原(3640-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2074	〃	芦原(3640-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2075	〃	芦原(3640-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2076	〃	北山(3641)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2077	〃	中組(3649)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2078	〃	中組(3649-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2079	〃	粟根(3650)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2080	〃	中野(3781)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2081	〃	中野(3781-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2082	〃	中野(3781-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2083	〃	加茂ハイソ(5393)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2084	〃	猪子(6733)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2085	〃	猪子(6733-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2086	〃	猪子(6733-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2087	〃	芦原(6877)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2088	〃	芦原(6877-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2089	〃	百谷(2698)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2090	〃	百谷(2698-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2091	〃	百谷(2698-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2092	駅家町	服部本郷(2699)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2093	加茂町	粟根(2703)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2094	〃	北山(5197)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2095	〃	北山(5197-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2096	〃	粟根(5198)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2097	〃	百谷(5199)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2098	〃	百谷(5199-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2099	〃	百谷(5199-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2100	〃	大附(5204)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2101	〃	大附(5204-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2102	〃	大附(5204-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2103	〃	大附(5204-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2104	〃	大附(5204-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2105	〃	片側(5205)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2106	〃	片側(5205-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2107	〃	下加茂(5231)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2108	〃	下加茂(5231-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2109	〃	下加茂(5231-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2110	〃	東側(10660)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2111	〃	東側(10660-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2112	〃	東側(10661)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2113	〃	東側(10661-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2114	〃	東側(10662)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2115	〃	四川(10664)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2116	〃	百谷(10665)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2117	〃	百谷(10666)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2118	〃	中野(10882)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2119	〃	中野(10882-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2120	〃	百谷(10892)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2121	〃	北山(10895)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2122	〃	百谷(1877-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2123	〃	西側(1889-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2124	〃	西側(1889-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
2125	〃	西側(1890)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2126	〃	西側(1890-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2127	〃	西側(1890-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2128	〃	百谷(1893)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2129	駅家町	服部永谷(1894)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2130	加茂町	百谷(1898)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2131	〃	百谷(1898-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2132	〃	百谷(1898-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2133	〃	百谷(1901)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2134	駅家町	百谷(1901-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2135	加茂町	広畑(1962)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2136	〃	広畑(1962-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2137	〃	吉和(1965-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2138	〃	吉和(1965-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2139	〃	猪子(1968-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2140	〃	稲付(1977)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2141	〃	稲付(1977-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2142	〃	四川(2230-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2143	〃	片側(2233)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2144	〃	明言川(146)	土石流	○	○	
2145	〃	明言川(146隣)	土石流	○	△	
2146	〃	加茂川(148)	土石流	○	○	
2147	〃	安忠川(149)	土石流	○	○	
2148	〃	勇言川(150)	土石流	○	△	
2149	〃	小池谷川(151)	土石流	○	△	
2150	〃	小池谷川(151隣)	土石流	○	△	
2151	〃	深山川(152)	土石流	○	○	
2152	〃	深山川(152隣)	土石流	○	○	
2153	〃	深山川(153)	土石流	○	○	
2154	〃	深山川(153隣)	土石流	○	△	
2155	〃	加茂川(154-1)	土石流	○	○	
2156	〃	加茂川(154-2)	土石流	○	○	
2157	〃	加茂川(154隣)	土石流	○	○	
2158	〃	猪子川(156隣)	土石流	○	○	
2159	〃	一ノ井出川(157)	土石流	○	○	
2160	〃	広畑川(158)	土石流	○	○	
2161	〃	真光寺川(159)	土石流	○	○	
2162	〃	真光寺川(159隣)	土石流	○	○	
2163	〃	真光寺川(160)	土石流	○	○	
2164	〃	深山川(161)	土石流	○	○	
2165	〃	百谷川(484)	土石流	○	○	
2166	〃	百谷川(484隣)	土石流	○	○	
2167	〃	芦原川(485)	土石流	○	△	
2168	〃	刈光川(486)	土石流	○	○	
2169	〃	中野川(487)	土石流	○	○	
2170	〃	中野川(487隣)	土石流	○	△	
2171	〃	井出(5116)	土石流	○	○	
2172	〃	四川(5117)	土石流	○	○	
2173	〃	江良(8101)	土石流	○	○	
2174	〃	加茂川(8102)	土石流	○	○	
2175	〃	猪の子(8105)	土石流	○	○	
2176	〃	姫谷(511隣)	土石流	○	○	
2177	〃	四川(5118)	土石流	○	○	
2178	〃	四川(5119)	土石流	○	○	
2179	〃	刈光(5122)	土石流	○	○	
2180	〃	土井(8100)	土石流	○	○	
2181	〃	下加茂(8104隣)	土石流	○	○	
2182	新市町	上安井(3986)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年3月15日広島県告示第248号
2183	〃	上安井(3986-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2184	〃	下安井(4006)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2185	〃	大森(4007)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2186	〃	大森(4008)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2187	〃	宮内(4010)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2188	〃	連下公会堂(4012)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2189	〃	荒神社宮内(4013)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2190	〃	荒神社宮内(4013-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2191	〃	荒神社宮内(4013-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
2192	〃	荒神社宮内(4013-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2193	〃	下安井(4014)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2194	〃	宮内(5373)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2195	〃	川原1(6769)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2196	〃	川原1(6769-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2197	〃	川原2(6770)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2198	〃	東谷(10679-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2199	〃	東谷(10679-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2200	〃	川原(10825)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2201	〃	宮内2(10827)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2202	〃	連下(10829)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2203	〃	連下(10829-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2204	〃	下安井(2921)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2205	〃	下安井(2921-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2206	〃	吉備津神社宮内(2926)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2207	〃	吉備津神社宮内(2926-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2208	〃	上安井(2927-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2209	〃	下安井(5175)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2210	〃	下安井(5175-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2211	〃	上安井(2509-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2212	〃	上安井(2511)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2213	〃	大森(2518-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2214	〃	大森(2520)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2215	〃	下安井(2521)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2216	〃	真光寺谷(2522)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2217	〃	木曾丸谷(2523)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2218	〃	別所川(238)	土石流	○	〃	
2219	〃	神仁久下川(244)	土石流	○	〃	
2220	〃	神仁久下川(245)	土石流	○	○	
2221	〃	宮内川(468)	土石流	○	○	
2222	〃	真光寺谷川(469-1)	土石流	○	○	
2223	〃	真光寺谷川(469-2)	土石流	○	○	
2224	〃	真光寺谷川(469-3)	土石流	○	○	
2225	〃	真光寺谷川(469隣a-1)	土石流	○	○	
2226	〃	真光寺谷川(469隣a-2)	土石流	○	○	
2227	〃	真光寺谷川(469隣b)	土石流	○	〃	
2228	〃	川原川(477)	土石流	○	○	
2229	〃	紺屋(8275隣a)	土石流	○	○	
2230	〃	紺屋(8275隣b)	土石流	○	○	
2231	〃	紺屋(8275隣c)	土石流	○	〃	
2232	〃	木曾丸川(8285)	土石流	○	○	
2233	〃	下安井(5081)	土石流	○	○	
2234	〃	下安井(5082)	土石流	○	○	
2235	〃	下安井(5082隣)	土石流	○	○	
2236	神島町	東小屋(3472)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年5月17日広島県告示第460号
2237	佐波町	佐波町(3734)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2238	〃	瀬谷(3473)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2239	〃	日和谷(3487)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2240	〃	佐波町(2771-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2241	〃	日和谷(3487-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2242	〃	佐波町(2771)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2243	〃	佐波(6743-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2244	〃	佐波(6743-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2245	〃	佐波(6743-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2246	丸之内一丁目	東小屋(3472-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2247	佐波町	佐波(6743)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2248	〃	佐波(2107)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2249	〃	明王台下(5411)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2250	箕島町	箕島町(2803)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年5月31日広島県告示第476号
2251	〃	釜屋A(3476)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2252	〃	箕島町(3763)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2253	〃	六平谷(1434)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2254	〃	釜屋(2061)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2255	〃	箕島町(2804-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2256	〃	箕島町(3763-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2257	〃	栗ノ木(10722)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2258	〃	箕島町(2805)	急傾斜地の崩壊	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
2259	〃	栗ノ栖(2661-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2260	〃	栗ノ栖(2661)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2261	〃	釣ヶ端(3478-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2262	〃	栗ノ栖(2661-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2263	〃	栗ノ栖(2661-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2264	〃	箕島(2062-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2265	〃	箕島町(6872-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2266	〃	箕島町(6872-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2267	〃	箕島町(6872-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2268	〃	箕島(2062)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2269	〃	箕島町(6872)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2270	〃	箕島町(6872-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2271	〃	瀬戸(3479)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2272	〃	瀬戸(3479-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2273	〃	箕島町(3764)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2274	明王台四丁目	佐波町(3734-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年5月31日広島県告示第477号
2275	明王台五丁目	長和(10926-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2276	明王台四丁目	佐波(6743-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2277	明王台五丁目	長和(10926-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2278	明王台一丁目	草戸町(3731-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2279	〃	草戸町(3731-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2280	明王台五丁目	宮近西ヶ迫(3494-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2281	東明王台	山地B(3489-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2282	明王台五丁目	高浦(8186隣)	土石流	○	○	平成30年6月28日広島県告示第527号
2283	山手町	矢田川(16)	土石流	○	○	
2284	郷分町	草木川(17a)	土石流	○	○	
2285	〃	草木川(17b)	土石流	○	○	
2286	〃	草木川(17隣)	土石流	○	○	
2287	〃	境川(18a)	土石流	○	○	
2288	〃	境川(18b)	土石流	○	○	
2289	〃	境川(18c)	土石流	○	○	
2290	〃	境川(18d)	土石流	○	○	
2291	〃	境川(18e)	土石流	○	○	
2292	〃	境川(18f)	土石流	○	○	
2293	〃	横路川(18隣)	土石流	○	○	
2294	〃	石原川(20a)	土石流	○	○	
2295	〃	石原川(20b)	土石流	○	○	
2296	〃	石原川(20隣)	土石流	○	○	
2297	山手町	桜川(83a)	土石流	○	○	
2298	〃	桜川(83b)	土石流	○	○	
2299	〃	矢田川(8162)	土石流	○	○	
2300	〃	矢田川(8162隣b)	土石流	○	○	
2301	草戸町	草戸町(3730)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年11月15日広島県告示第810号
2302	〃	草戸町(3730-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2303	〃	草戸町(10924)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2304	〃	山地A(3844)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2305	〃	山地B(3489)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2306	〃	草戸町(6789-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2307	〃	下山地A(3491)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2308	〃	半坂(2663-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2309	〃	半坂(10719)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2310	〃	草戸(2109)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2311	〃	上組(8187隣)	土石流	○	○	
2312	〃	上組(8187)	土石流	○	○	
2313	〃	上組(8188)	土石流	○	○	
2314	〃	法音寺川(15)	土石流	○	○	
2315	〃	半坂(8189隣)	土石流	○	○	
2316	〃	半坂(8189)	土石流	○	○	
2317	〃	半坂(8197)	土石流	○	○	
2318	〃	半坂川(13b)	土石流	○	○	
2319	〃	半坂川(13a)	土石流	○	○	
2320	〃	上山地川(14)	土石流	○	○	
2321	本郷町	槇原(3603)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年12月13日広島県告示第870号
2322	〃	本郷(3604)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2323	〃	本郷(3651)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2324	〃	本郷(3652)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2325	〃	本郷(3653-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
2326	〃	本郷町(3720)	急傾斜地の崩壊	○	○	(R2. 3. 19解除・指定)
2327	〃	本郷町(3720-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2328	〃	本郷町(3721)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2329	〃	本郷町(3722)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2330	〃	盛岡(6784)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2331	〃	本郷(6785)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2332	〃	本郷(2716)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2333	〃	本郷町(2760)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2334	〃	神村一二区(5215-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2335	〃	尾越(5244)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2336	〃	今津(10710-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2337	〃	本郷町(10919)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2338	〃	御領(10920)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2339	〃	横山(2209)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2340	〃	横山(2212)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2341	〃	横山(2213-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2342	〃	横山(2216)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2343	〃	二ノ宮(2245-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2344	〃	二ノ宮(2245-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2345	〃	二ノ宮(2245-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2346	〃	立神奥川(5)	土石流	○	○	
2347	〃	住尾迫川(6)	土石流	○	○	
2348	〃	山手川(8)	土石流	○	○	
2349	〃	山手川(8隣a)	土石流	○	○	
2350	〃	本郷川右支川(5002)	土石流	○	○	
2351	〃	吉田上川(30)	土石流	○	○	
2352	〃	吉田下川(31隣a)	土石流	○	○	
2353	〃	吉田下川(31)	土石流	○	○	
2354	〃	中野川(10)	土石流	○	○	
2355	〃	中野川(10隣a)	土石流	○	○	
2356	〃	中野川(10隣b)	土石流	○	○	
2357	〃	横山川(32)	土石流	○	○	
2358	〃	納屋川(13)	土石流	○	○	
2359	〃	大迫川(14)	土石流	○	○	
2360	〃	本郷(31)	地滑り	○	○	
2361	〃	御領(33)	地滑り	○	○	
2362	〃	槇原(79)	地滑り	○	○	
2363	加茂町字北山	菅町(10659-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成30年12月13日広島県告示第871号
2364	〃	菅町(10659)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2365	〃	菅町(10659-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2366	〃	菅町(10659-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2367	〃	菅町(10659-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2368	〃	菅町(2229-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2369	〃	菅町(2229-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2370	〃	菅町(2229)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2371	〃	菅町(2229-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2372	〃	菅町(2229-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2373	〃	菅町(2229-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2374	〃	菅町(2229-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2375	〃	菅町(10659-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2376	〃	菅町(10659-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2377	〃	楠田(1878-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2378	〃	楠田(1878-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2379	〃	楠田(1878-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2380	〃	楠田(1878-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2381	〃	楠田(1878-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2382	〃	楠田(1878)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2383	〃	楠田(1878-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2384	〃	楠田(1878-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2385	〃	楠田(1878-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2386	〃	楠田(1878-9)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2387	〃	楠田(1878-10)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2388	〃	楠田(1878-11)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2389	〃	楠田(1878-12)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2390	〃	北山(1884-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2391	〃	北山(1884-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2392	〃	北山(1884-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号	
2393	〃	瀧王橋(1883-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2394	〃	瀧王橋(1883-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2395	〃	瀧王橋(1883-3)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2396	〃	瀧王橋(1883)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2397	〃	瀧王橋(1883-4)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2398	〃	瀧王橋(1883-5)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2399	〃	北山(1884)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2400	〃	北山(1884-4)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2401	〃	北山(1884-5)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2402	〃	北山(1884-6)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2403	〃	北山(1884-7)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2404	〃	北山(1884-8)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2405	〃	北山(1884-9)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2406	〃	瀧王橋(1883-6)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2407	〃	瀧王橋(1883-7)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2408	〃	瀧王橋(1883-8)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2409	〃	瀧王橋(1883-9)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2410	〃	瀧王橋(1883-10)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2411	〃	瀧王橋(1883-11)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2412	〃	瀧王橋(1883-12)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2413	〃	深山川(153隣)	土石流	○	○		
2414	〃	種(5120)	土石流	○	○		
2415	〃	種(5120隣a)	土石流	○	○		
2416	〃	種(5120隣e)	土石流	○	○		
2417	〃	種(5120隣g)	土石流	○	△		
2418	〃	種(5120隣f)	土石流	○	△		
2419	〃	種(5120隣b)	土石流	○	○		
2420	〃	種(5120隣d)	土石流	○	○		
2421	〃	種(5120隣c)	土石流	○	○		
2422	〃	刈光(5122隣)	土石流	○	○		
2423	新市町大字藤尾	西門木(2464-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		平成30年12月27日広島県告示第929号
2424	〃	西門木(2462-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2425	〃	西門木(2465-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2426	〃	西門木(2466)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2427	〃	西門木(2466-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2428	〃	瀬原(14322)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2429	〃	板橋(14323)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2430	〃	白曾根(2470-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2431	〃	藤尾(2486-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2432	〃	藤尾(2486-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2433	〃	藤尾(2471-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2434	〃	苔原(2473-2)	急傾斜地の崩壊	○	△		
2435	〃	苔原(2473-1)	急傾斜地の崩壊	○	△		
2436	新市町大字金丸	山形(14321)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2437	〃	山形二(6772-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2438	〃	山形(2918)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2439	〃	山形(2484-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2440	〃	奥見谷(2488)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2441	〃	奥見谷金丸(14326)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2442	〃	奥見谷(2488-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2443	〃	奥見谷(2489)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2444	〃	金丸(2925)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2445	〃	金丸(4021-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2446	〃	金丸(4021)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2447	〃	金丸(3983-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2448	新市町大字藤尾	金丸(3983)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2449	〃	川井(2494-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2450	〃	臼原(14317)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2451	〃	臼原(14319)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2452	〃	臼原(14320-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2453	〃	臼原(14320)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2454	〃	臼原(3999)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2455	〃	臼原(3999-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2456	新市町大字金丸	厚山(2495-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2457	〃	金丸(2924)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2458	〃	花屋(10822)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2459	〃	金丸(4019)	急傾斜地の崩壊	○	○		

(R2.2.13解除・指定)

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
2460	"	金丸(4023)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2461	"	金丸(3984)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2462	"	金丸(2497)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2463	"	金丸二(10823)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2464	新市町大字常	金丸(3985-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2465	"	金丸(3985-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2466	"	金丸(3985-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2467	"	金名(2500-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2468	"	金名(2500-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2469	"	金名(2500-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2470	"	前金名(5375)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2471	"	金名(2500)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2472	"	金名(2501)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2473	"	常(5176)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2474	新市町大字金丸	厚山(2496-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2475	"	厚山(2496-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2476	"	金丸(5177)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2477	"	砂原(4018)	急傾斜地の崩壊	○	○	(R3.6.24解除・指定)
2478	新市町大字常	砂原(2499-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2479	"	志和井(3998)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2480	"	芦浦(2508-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2481	"	志和井(4022)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2482	"	常(10825-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2483	"	常(2928-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2484	"	常(4016)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2485	"	芦浦二(10826)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2486	"	芦浦(2507)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2487	"	芦浦(14325)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2488	"	芦浦(2506)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2489	"	常(2929)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2490	"	畑谷(2505)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2491	"	畑谷(2504-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2492	新市町大字藤尾	川井(2502-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2493	"	川井(2502)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2494	"	父尾(2503-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2495	"	藤尾(10820-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2496	"	藤尾(10820)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2497	"	父尾(14318)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2498	"	藤尾(10820-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2499	新市町大字金丸	見谷川(264-1)	土石流	○	○	
2500	"	見谷川(264-2)	土石流	○	○	
2501	"	金丸川(472)	土石流	○	○	
2502	"	金丸(5072)	土石流	○	○	
2503	"	宮宅谷川(263)	土石流	○	○	
2504	新市町大字藤尾	宮宅谷川(263隣)	土石流	○	○	
2505	"	赤奴川(8292)	土石流	○	○	
2506	"	板橋(5073)	土石流	○	○	
2507	"	龍王川(265)	土石流	○	○	
2508	"	龍王川(265隣)	土石流	○	○	
2509	"	父尾(5075)	土石流	○	○	
2510	"	父尾(5075隣)	土石流	○	○	
2511	"	父尾(5076a)	土石流	○	○	
2512	"	父尾(5076b)	土石流	○	○	
2513	"	父尾(5076隣)	土石流	○	○	
2514	新市町大字金丸	向金丸川(473-1)	土石流	○	○	
2515	"	向金丸川(473-2)	土石流	○	○	
2516	"	向金丸川(473-3)	土石流	○	○	
2517	"	向金丸川(473-4)	土石流	○	○	
2518	"	向金丸川(473-5)	土石流	○	○	
2519	"	向金丸川(473隣a)	土石流	○	○	
2520	"	向金丸川(473隣b)	土石流	○	○	
2521	新市町大字常	砂原川(247-1)	土石流	○	○	
2522	"	砂原川(247-2)	土石流	○	○	
2523	"	志和井川(246)	土石流	○	○	
2524	"	芦浦川(8282)	土石流	○	○	
2525	"	芦浦川(8282隣a)	土石流	○	○	
2526	"	芦浦川(8282隣b)	土石流	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号	
2527	〃	芦浦川(8282隣c)	土石流	○	〃		
2528	〃	芦浦川(8282隣d)	土石流	○	〃		
2529	〃	芦浦川(8281)	土石流	○	○		
2530	〃	芦浦二(5078)	土石流	○	〃		
2531	〃	畑谷川(474-1)	土石流	○	○		
2532	〃	畑谷川(474-2)	土石流	○	○		
2533	〃	畑谷川(474-3)	土石流	○	○		
2534	〃	畑谷川(242-1a)	土石流	○	○		
2535	〃	畑谷川(242-1b)	土石流	○	○		
2536	〃	畑谷川(242-2)	土石流	○	〃		
2537	〃	畑谷川(242-3)	土石流	○	〃		
2538	〃	畑谷川(242-4)	土石流	○	○		
2539	〃	畑谷(5080a)	土石流	○	〃		
2540	〃	畑谷(5080b)	土石流	○	〃		
2541	〃	岡谷川(241-1)	土石流	○	○		
2542	〃	岡谷川(241-2)	土石流	○	○		
2543	〃	光明寺川(240-1)	土石流	○	○		
2544	〃	光明寺川(240-2)	土石流	○	○		
2545	〃	常川(476)	土石流	○	○		
2546	〃	常川(476隣)	土石流	○	○		
2547	新市町大字金丸	徳見谷(8293)	土石流	○	○		
2548	〃	徳見谷(8293隣)	土石流	○	○		
2549	〃	徳見谷(5071)	土石流	○	○		
2550	〃	徳見谷(5070)	土石流	○	○		
2551	〃	花屋(5069)	土石流	○	○		
2552	〃	宇藤木川(262)	土石流	○	○		
2553	〃	梅本川(249-1)	土石流	○	〃		
2554	〃	梅本川(249-2)	土石流	○	〃		
2555	〃	梅本川(249隣a)	土石流	○	〃		
2556	〃	梅本川(249隣b)	土石流	○	○		
2557	〃	金丸(5068)	土石流	○	○		
2558	〃	金丸(5068隣a)	土石流	○	○		
2559	〃	金丸(5068隣b)	土石流	○	○		
2560	〃	森の上川(248)	土石流	○	○		
2561	〃	南迫川(261-1)	土石流	○	○		
2562	〃	南迫川(261-2)	土石流	○	〃		
2563	新市町大字常	常川(471)	土石流	○	○		
2564	〃	杭地川(260)	土石流	○	○		
2565	〃	杭地川(260隣)	土石流	○	〃		
2566	〃	権現川(259)	土石流	○	○		
2567	〃	権現川(259隣a)	土石流	○	○		
2568	〃	権現川(259隣b)	土石流	○	○		
2569	〃	金黒川(243)	土石流	○	○		
2570	〃	金黒川(243隣a-1)	土石流	○	○		
2571	〃	金黒川(243隣a-2)	土石流	○	○		
2572	〃	金黒川(243隣a-3)	土石流	○	○		
2573	〃	金黒川(243隣b)	土石流	○	〃		
2574	〃	金黒川(243隣c-1)	土石流	○	○		
2575	〃	金黒川(243隣c-2)	土石流	○	○		
2576	〃	大久保川(257)	土石流	○	○		
2577	〃	大久保川(257隣)	土石流	○	○		
2578	〃	神仁久上川(245)	土石流	○	○		
2579	〃	神仁久上川(245隣)	土石流	○	〃		
2580	東村町	東村町(3726)	急傾斜地の崩壊	○	○		平成31年1月31日広島県告示第74号
2581	〃	東村町(3727)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2582	〃	東村町(3728)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2583	〃	東村町(3729)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2584	〃	宗政(5420)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2585	〃	盛岡(6784-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2586	〃	盛岡(6784-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2587	〃	延江(10711)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2588	〃	延江(10711-1)	急傾斜地の崩壊	○	〃		
2589	〃	延江(10712-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2590	〃	横谷(10922)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2591	〃	宇根(2173-4)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2592	〃	横谷(2219-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
2593	〃	横谷(2219-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
2594	"	宗金(2221)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2595	"	松永古墳(2222-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2596	"	瀬儀(2244)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2597	"	瀬儀(2244-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2598	"	木之迫川(3)	土石流	○	○	
2599	"	木之迫川(3隣a)	土石流	○	○	
2600	"	高畑川(4)	土石流	○	○	
2601	"	瀬儀川(26)	土石流	○	○	
2602	"	大谷川(27)	土石流	○	○	
2603	"	横谷(5002)	土石流	○	○	
2604	"	小原(32)	地滑り	○	○	
2605	東村町	延江(10712-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年1月31日広島県告示第75号
2606	"	青垣(2174-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2607	山野町大字山野	島串(2686-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年3月7日広島県告示第157号
2608	"	島串(2686-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2609	"	島串(2686-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2610	"	島串(2686-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2611	"	島串(2686-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2612	"	島串(2686)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2613	"	田原(10621)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2614	"	田原B(3535)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2615	"	竜頭(5391-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2616	"	田原(10622)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2617	"	竜頭(5391)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2618	"	竜頭(5391-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2619	"	下原谷(1825)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2620	"	田原(3630)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2621	"	田原(10623)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2622	"	下原谷(1825-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2623	"	下原谷(10870)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2624	"	原谷B(3537)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2625	"	山野(10888)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2626	"	中原谷(10624)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2627	"	中原谷(1831)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2628	"	中原谷(1831-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2629	"	中原谷(10626)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2630	"	矢川(10887)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2631	山野町大字矢川	矢川(10627-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2632	"	矢川(10627)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2633	"	矢川(1838-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2634	"	矢川(10629)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2635	"	矢川(10629-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2636	"	矢川(1838)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2637	"	矢川(10628)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2638	"	矢川(10628-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2639	山野町大字山野	中原谷(10624-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2640	"	池尻(10630)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2641	"	池尻(3632)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2642	"	池尻(1847)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2643	"	池尻(3632-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2644	"	池尻(3632-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2645	"	池尻(3632-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2646	"	池尻(3632-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2647	"	小迫(10635)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2648	"	山野東免(2685-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2649	"	山野東免(2685-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2650	"	山野東免(2685)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2651	"	江谷(10640)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2652	"	江谷(10640-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2653	"	江谷(10639)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2654	"	江谷(10640-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2655	"	江谷(10640-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2656	"	小迫(10644)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2657	"	東免(5195)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2658	"	大正(10633)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2659	"	大正(10632)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2660	"	大正(1850)	急傾斜地の崩壊	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
2661	〃	殿川内(10642)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2662	〃	町組(10643)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2663	〃	下市(1853)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2664	〃	町組(1854)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2665	〃	高尾(6731-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2666	〃	高尾(6731-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2667	〃	高尾(6731)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2668	〃	高尾(6731-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2669	〃	高尾(10637-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2670	〃	高尾(10637)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2671	〃	大正(1850-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2672	〃	大正(1850-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2673	〃	大正(10634-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2674	〃	大正(10634)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2675	〃	高尾(10637-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2676	〃	高尾(10637-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2677	〃	大谷(10645)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2678	〃	大谷(10646)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2679	〃	大谷(10647)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2680	〃	山野(10896)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2681	〃	大谷(10646-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2682	〃	大谷(10648)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2683	〃	大谷(10649)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2684	〃	大谷(10651)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2685	〃	大谷(10652)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2686	〃	大谷(10653)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2687	〃	大谷(10654)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2688	〃	大谷(10655)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2689	〃	大谷(10653-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2690	〃	大谷(10653-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2691	〃	大谷(10653-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2692	〃	大谷(10657-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2693	〃	大谷(10657-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2694	〃	大谷(1863-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2695	〃	大谷(1863-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2696	〃	大谷(1863-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2697	〃	大谷(10657)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2698	〃	大谷(1864-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2699	〃	大谷(1864)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2700	〃	大谷(1863)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2701	〃	大谷(1863-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2702	〃	中原谷(10624-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2703	〃	東免川(3)	土石流	○	○	
2704	〃	東免一(5029)	土石流	○	○	
2705	〃	東免二(59)	土石流	○	○	
2706	〃	東免二(59隣a)	土石流	○	○	
2707	〃	東免二(59隣b)	土石流	○	○	
2708	〃	江谷川(2)	土石流	○	○	
2709	〃	下市川(60隣b)	土石流	○	○	
2710	〃	下市川(60隣a)	土石流	○	○	
2711	〃	下市川(60)	土石流	○	○	
2712	〃	殿川内(57)	土石流	○	○	
2713	〃	大原川(1)	土石流	○	○	
2714	〃	大原川(1隣)	土石流	○	○	
2715	〃	高尾(5019)	土石流	○	○	
2716	〃	高尾(5019隣a)	土石流	○	○	
2717	〃	高尾(5019隣b)	土石流	○	○	
2718	〃	高尾(5019隣c)	土石流	○	○	
2719	〃	高尾(5019隣d)	土石流	○	○	
2720	〃	高尾川(5001)	土石流	○	○	
2721	〃	角屋川(8-1)	土石流	○	○	
2722	〃	角屋川(8-2)	土石流	○	○	
2723	〃	角屋川(8隣)	土石流	○	○	
2724	〃	山野(5002)	土石流	○	○	
2725	〃	竹の丸(9)	土石流	○	○	
2726	〃	山野(5003)	土石流	○	○	
2727	〃	大谷上(5004)	土石流	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
2728	"	山野一(5005隣c)	土石流	○	○	
2729	"	山野一(5005-1)	土石流	○	○	
2730	"	山野一(5005-2)	土石流	○	○	
2731	"	山野二(5006)	土石流	○	○	
2732	"	山野三(5007)	土石流	○	○	
2733	"	山野四(5008)	土石流	○	○	
2734	"	山野四(5009)	土石流	○	○	
2735	"	山野四(5009隣)	土石流	○	○	
2736	"	山野四(5012隣)	土石流	○	○	
2737	"	山野四(5010隣a)	土石流	○	○	
2738	"	山野四(5010隣b)	土石流	○	○	
2739	"	山野(5011隣a)	土石流	○	○	
2740	"	山野(5011)	土石流	○	○	
2741	"	山野四(5010隣c)	土石流	○	○	
2742	"	山野(5010)	土石流	○	○	
2743	"	山野四(5012)	土石流	○	○	
2744	"	山野(5013隣)	土石流	○	○	
2745	"	山野(5013)	土石流	○	○	
2746	"	大正(5017隣b)	土石流	○	○	
2747	"	山野(5014)	土石流	○	○	
2748	"	大正(5015)	土石流	○	○	
2749	"	大正(5016)	土石流	○	○	
2750	"	大正(5017)	土石流	○	○	
2751	"	大正(5017隣a)	土石流	○	○	
2752	"	大正(5018-1)	土石流	○	○	
2753	"	大正(5018-2)	土石流	○	○	
2754	"	大正(5018隣)	土石流	○	○	
2755	"	田原(5020)	土石流	○	○	
2756	"	中原谷(5021隣a-1)	土石流	○	○	
2757	"	中原谷(5021隣a-2)	土石流	○	○	
2758	"	中原谷(5021)	土石流	○	○	
2759	"	矢川下(5022)	土石流	○	○	
2760	山野町大字矢川	矢川(5023)	土石流	○	○	
2761	"	矢川(5023隣)	土石流	○	○	
2762	"	矢川四(5026)	土石流	○	○	
2763	山野町大字山野	下原谷(5028)	土石流	○	○	
2764	"	下原谷川(58)	土石流	○	○	
2765	"	下原谷川(58隣a)	土石流	○	○	
2766	"	下原谷川(58隣b)	土石流	○	○	
2767	"	山野(5011隣b)	土石流	○	○	
2768	山野町大字山野	島串(2686-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年3月7日広島県告示第158号
2769	神村町	高屋(3607-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年3月18日広島県告示第208号
2770	"	矢捨(3608)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2771	"	神村町(3715)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2772	"	神村町(3716)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2773	"	神村町(3716-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2774	"	神村町(3716-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2775	"	神村町(3716-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2776	"	神村町(3717)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2777	"	神村町一区(3754)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2778	"	神村町(3755)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2779	"	神村町(3756)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2780	"	神村二区(5410)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2781	"	七区(6740)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2782	"	今津(6741-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2783	"	神村町(1178)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2784	"	神村町(773)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2785	"	神村町(773-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2786	"	十四区(10692-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2787	"	十四区(10693-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2788	"	十四区(10694)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2789	"	長者ヶ原(10700)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2790	"	神村(10873)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2791	"	神村(10873-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2792	"	神村八(10883-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2793	"	神村町(10916)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2794	"	神村町(10917-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
2795	〃	神村町(2753)	急傾斜地の崩壊	○	○	(R2.5.28解除・指定)
2796	〃	神村町(2754)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2797	〃	神村町(2754-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2798	〃	神村町(2754-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2799	〃	神村町(2792-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2800	〃	神村町(2794)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2801	〃	神村町(2795)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2802	〃	神村一二区(5215)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2803	〃	木ノ原(5241)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2804	〃	木ノ原(5241-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2805	〃	神村町(1438)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2806	〃	十三区(2166-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2807	〃	十三区(2169)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2808	〃	十三区(2169-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2809	〃	十三区(2171-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2810	〃	十三区(2171-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2811	〃	十三区(2171-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2812	〃	十三区(2172-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2813	〃	四区(2178-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2814	〃	四区(2179-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2815	〃	二区(2182-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2816	〃	二区(2182-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2817	〃	二区(2184-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2818	〃	二区(2186-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2819	〃	大野ヶ原川(1隣a)	土石流	○	○	
2820	〃	大野ヶ原川(1)	土石流	○	○	
2821	〃	大野ヶ原川(1隣b)	土石流	○	○	
2822	〃	奥田西平川(3)	土石流	○	○	
2823	〃	奥田西平川(4)	土石流	○	○	
2824	〃	十三区(8104)	土石流	○	○	
2825	〃	奥田西平川(5)	土石流	○	○	
2826	〃	奥田西平川(5隣a)	土石流	○	○	
2827	〃	十三区(8100)	土石流	○	○	
2828	〃	奥田西平川(6)	土石流	○	○	
2829	〃	奥田西平川(6隣a)	土石流	○	○	
2830	〃	奥田川(11)	土石流	○	○	
2831	〃	奥田川(11隣a)	土石流	○	○	
2832	〃	十一区(8107隣a)	土石流	○	○	
2833	〃	二区川(13)	土石流	○	○	
2834	〃	二区川(13隣a)	土石流	○	○	
2835	〃	八区川(14)	土石流	○	○	
2836	〃	西山(34)	地滑り	○	○	
2837	柳津町	西組(3617-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年3月25日広島県告示第246号
2838	〃	中岡(3620-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2839	〃	市場組(3621-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2840	〃	市場組(3621-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2841	〃	柳津(6745-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2842	〃	柳津(6745-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2843	〃	柳津(6745-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2844	〃	東組川(2隣a)	土石流	○	○	
2845	〃	柳井津(35)	地滑り	○	○	
2846	金江町藁江	平田(3602)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年3月25日広島県告示第247号
2847	〃	平田(3602-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2848	金江町金見	堤(3623-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2849	〃	堤(3623-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2850	〃	本谷(3772)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2851	〃	近居(3773)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2852	金江町藁江	近居(3773-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2853	金江町金見	近居(3773-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2854	〃	近居(3773-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2855	金江町藁江	奈良木(3774)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2856	金江町金見	野島(5413)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2857	金江町藁江	奈良木(5423)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2858	〃	山庄(6744)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2859	〃	山庄(6744-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2860	金江町金見	金江町(774)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2861	〃	金江町(774-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
2862	〃	幸田(10717)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2863	金江町藁江	幸田(10717-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2864	〃	金江(10885)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2865	金江町金見	金江町(10937)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2866	〃	本谷(10943)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2867	金江町藁江	二区(2186-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2868	〃	藁江(2189-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2869	〃	藁江(2189-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2870	〃	藁江(2190)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2871	〃	藁江(2190-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2872	〃	藁江(2190-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2873	〃	藁江(2190-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2874	〃	藁江(2193-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2875	金江町金見	本谷(2195-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2876	〃	本谷(2195-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2877	〃	本谷(2195-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2878	〃	本谷(2198-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2879	〃	金見(2199)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2880	〃	金見(2201-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2881	金江町藁江	藁江(2249-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2882	〃	平田(8107)	土石流	○	○	
2883	〃	奈良木(8115)	土石流	○	○	
2884	金江町金見	本谷(5002隣a)	土石流	○	○	
2885	大門町大門	大門(8110)	土石流	○	○	令和元年5月30日広島県告示第405号
2886	〃	大門(8110隣)	土石流	○	○	
2887	引野町長崎	長崎川(366隣2)	土石流	○	○	
2888	沼隈町大字下山南	林崎西平(3885-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年5月30日広島県告示第406号
2889	〃	黒迫(3906-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2890	〃	菅野(3908)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2891	〃	樫隈(三)(3925)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2892	〃	太田(3926)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2893	〃	菅野(一)(3928)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2894	〃	菅野(一)(3928-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2895	〃	矢操(6773)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2896	〃	矢操(6773-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2897	〃	菅野(6774)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2898	〃	樫隈(2888-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2899	〃	矢操(2559-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2900	〃	小坂川(16)	土石流	○	○	
2901	〃	小坂谷川(8368)	土石流	○	○	
2902	〃	宮迫谷川(17)	土石流	○	○	
2903	〃	太田川(18)	土石流	○	○	
2904	〃	太田川(18隣a)	土石流	○	○	
2905	〃	黒迫川(19)	土石流	○	○	
2906	〃	黒迫川(20)	土石流	○	○	
2907	〃	下山南谷川(8379)	土石流	○	○	
2908	走島町	唐船(5425)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年5月30日広島県告示第407号
2909	〃	唐船(10742)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2910	〃	トックリ(2102-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2911	〃	ギボウシ(2102)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2912	〃	上浦(2101)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2913	〃	上浦(10740)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2914	〃	上浦(2099)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2915	〃	神原(3528)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2916	〃	村間堂B(3529)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2917	〃	中村(2094-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2918	〃	中村(2095)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2919	〃	浦友(6748-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2920	〃	浦友(2832)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2921	〃	浦友(2097)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2922	〃	浦友(6748)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2923	〃	奥(3779)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2924	〃	道閉A(3778)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2925	〃	道閉A(3530)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2926	〃	浜(2093)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2927	〃	浜川(1207)	土石流	○	○	
2928	〃	走山(858b)	土石流	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
2929	"	走山(858a)	土石流	○	○	
2930	"	浦友川(857)	土石流	○	○	
2931	"	走山(1206隣c)	土石流	○	○	
2932	"	走山(1206隣b)	土石流	○	○	
2933	"	浦友川(1206隣a)	土石流	○	○	
2934	"	浦友川(1206)	土石流	○	○	
2935	"	ギボシ(5178)	土石流	○	○	
2936	"	ギボウシ(5179b)	土石流	○	○	
2937	"	トックリ(5180)	土石流	○	○	
2938	"	トックリ(5180隣a)	土石流	○	○	
2939	"	トックリ(5180隣b)	土石流	○	○	
2940	芦田町大字上有地	久田谷(1995-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年6月6日広島県告示第415号
2941	幕山台一丁目	幕山台(769-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年6月13日広島県告示第424号
2942	"	幕山台(769-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2943	"	幕山台(769-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2944	幕山台二丁目	幕山台(769-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2945	"	幕山台(769-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2946	幕山台三丁目	幕山台(769)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2947	幕山台四丁目	幕山台(770)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2948	坪生町	仁井(3420)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年6月27日広島県告示第447号
2949	"	坪生町青木(3688)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2950	"	坪生町青木(3687)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2951	坪生町六丁目	仁井(3420-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2952	坪生町	松崎(2050)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2953	"	松崎(3421-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2954	"	松崎(3421)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2955	"	松崎(2738)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2956	"	池平(3422)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2957	"	池平(3422-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2958	"	池平(2739)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2959	"	松崎(3421-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2960	坪生町三丁目	松崎(3421-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2961	坪生町二丁目	西池平(2739-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2962	坪生町一丁目	池平(3422-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2963	坪生町三丁目	南(1179-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2964	"	南(1179-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2965	"	南(1179)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2966	坪生町	南(1179-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2967	坪生町南三丁目	南(1179-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2968	坪生町一丁目	南(1179-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2969	東陽台一丁目	南(1179-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2970	"	青葉台(5406)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2971	"	青葉台(5406-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2972	東陽台二丁目	青葉台(5406-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2973	幕山台一丁目	青葉台(5406-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2974	坪生町	南(1179-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2975	"	池平西川(191-1)	土石流	○	○	
2976	"	池平西川(191-2)	土石流	○	○	
2977	坪生町五丁目	池平下川(190)	土石流	○	○	
2978	"	瀬戸川(8166)	土石流	○	○	
2979	坪生町	仁井(8165隣)	土石流	○	○	
2980	"	仁井川(189)	土石流	○	○	
2981	大谷台一丁目	大谷(3426)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年7月1日広島県告示第477号
2982	"	大谷(3426-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2983	大谷台二丁目	大谷(3426-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2984	幕山台五丁目	大谷(3426-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2985	大門町大門	大谷(3426-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2986	幕山台五丁目	大谷(3426-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2987	藤江町	出店(3622)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年8月29日広島県告示第566号 (R2.3.26解除・指定) (R5.7.31解除・指定)
2988	"	出店(3622-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2989	"	堤(3623)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2990	"	才戸(3624)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2991	"	横木B(3626)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2992	"	横木B(3626-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2993	"	横木B(3626-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2994	"	通畑(3771)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2995	"	長迫(6582-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
2996	"	中組(6875)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2997	"	有立(6879)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2998	"	有立(6879-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
2999	"	有立(6880-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3000	"	上組(10092-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3001	"	郷頭(10726-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3002	"	郷頭(10726-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3003	"	郷頭(10726-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3004	"	瀬丸(10727-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3005	"	八反(10728)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3006	"	八反(10728-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3007	"	八反(10728-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3008	"	八反(10942-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3009	"	小仁五(2681-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3010	"	中組(2817)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3011	"	瀬丸(5221)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3012	"	瀬丸(5221-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3013	"	中組(5222)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3014	"	中組(5222-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3015	"	八反(2204-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3016	"	通畑(2205)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3017	"	通畑(36)	土石流	○	○	
3018	"	通畑(36隣a)	土石流	○	○	
3019	"	通畑(36隣b)	土石流	○	○	
3020	"	瀬丸川(2隣a)	土石流	○	○	
3021	"	瀬丸川(3隣a)	土石流	○	○	
3022	"	藤江(36)	地滑り	○	○	
3023	藤江町	郷頭(10726)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年8月29日広島県告示第567号
3024	引野町	引野町(3712-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年9月26日広島県告示第726号
3025	"	引野町(3712-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	(R2.7.16解除・指定)
3026	"	引野町(3712-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3027	"	引野町(3712-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3028	引野町東	引野町(3712-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3029	引野町	引野町(3712-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3030	"	引野町(3712)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3031	"	引野町(3712-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3032	引野町南一丁目	宅部(3438)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3033	引野町	引野町三丁目(3711-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3034	引野町南一丁目	引野町三丁目(3711)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3035	引野町	梶島山(3439)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3036	引野町五丁目	宅部川(11)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3037	熊野町	高下(3499)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年9月26日広島県告示第727号
3038	"	坂根(3500)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3039	"	金持(3740)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3040	"	上の原(5414)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3041	"	上の原(5414-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3042	"	上の原(5414-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3043	"	土手尻(5426)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3044	"	土城(6883)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3045	"	西之丸ノ上(2666-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3046	"	西之丸ノ上(2666-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3047	"	上諭田B(2674)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3048	"	黒木(2675)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3049	"	槇神(2676)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3050	"	間谷(2677)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3051	"	熊野町(2778)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3052	"	熊野町(2778-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3053	"	甲谷(2779)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3054	"	甲谷(2779-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3055	"	岡之丸(2780)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3056	"	岡之丸(2780-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3057	"	岡之丸(2780-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3058	"	岡之丸(2780-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3059	"	下山田(2781)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3060	"	熊野(2800-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3061	"	熊野(2800-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3062	"	久師(2829)	急傾斜地の崩壊	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
3063	〃	池之内(5223)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3064	〃	間谷(5225)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3065	〃	池之内(10729)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3066	〃	中組(10730)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3067	〃	上ノ原上(10861)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3068	〃	熊野(10881)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3069	〃	熊野(10945)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3070	〃	熊野(10945-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3071	〃	寺迫下(410)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3072	〃	高下(1437)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3073	〃	池之内(1442)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3074	〃	夜打ヶ谷池(2075)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3075	〃	夜打ヶ谷池(2076)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3076	〃	延谷(2128-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3077	〃	延谷(2128-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3078	〃	延谷(2128-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3079	〃	田中(2130)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3080	〃	六本堂(2131-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3081	〃	六本堂(2131-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3082	〃	甲谷(2133)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3083	〃	甲谷(2133-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3084	〃	中山田(2134-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3085	〃	中山田(2134-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3086	〃	中山田(2134-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3087	〃	中山田(2134-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3088	〃	池之内(2135)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3089	〃	寺迫下(2140)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3090	〃	前谷(2144)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3091	〃	寺迫上(2149)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3092	〃	寺迫上(2154)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3093	〃	寺迫上(2154-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3094	〃	寺迫上(2154-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3095	〃	寺迫上(2154-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3096	〃	寺迫上(2155)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3097	〃	鴨尾(2251-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3098	〃	春日(2590)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3099	〃	鴨尾川(103)	土石流	○	○	
3100	〃	鴨尾川(103隣)	土石流	○	○	
3101	〃	木原川(104)	土石流	○	○	
3102	〃	木原川(105)	土石流	○	○	
3103	〃	光林寺川(106)	土石流	○	○	
3104	〃	光林寺川(106隣)	土石流	○	○	
3105	〃	池之内川(107)	土石流	○	○	
3106	〃	夜手谷川(108-1)	土石流	○	○	
3107	〃	夜手谷川(108-2)	土石流	○	○	
3108	〃	畑奥川(109-1)	土石流	○	○	
3109	〃	畑奥川(109-2)	土石流	○	○	
3110	〃	大谷川(115-1)	土石流	○	○	
3111	〃	大谷川(115-2)	土石流	○	○	
3112	〃	大谷川(115-3)	土石流	○	○	
3113	〃	岡山川(119)	土石流	○	○	
3114	〃	池之内川(431)	土石流	○	○	
3115	〃	鴨尾川(8219)	土石流	○	○	
3116	〃	上之原上⑤(8223)	土石流	○	○	
3117	〃	上之原上⑥(8224-1)	土石流	○	○	
3118	〃	上之原上⑥(8224-2)	土石流	○	○	
3119	〃	北浦川(8260)	土石流	○	○	
3120	〃	北浦川(8260隣)	土石流	○	○	
3121	〃	亀ヶ迫川(112)	土石流	○	○	
3122	〃	金山川(113)	土石流	○	○	
3123	〃	北浦川(114)	土石流	○	○	
3124	〃	久師(5003)	土石流	○	○	
3125	〃	久師(5003隣)	土石流	○	○	
3126	〃	中組(5004)	土石流	○	○	
3127	〃	中組(5004隣)	土石流	○	○	
3128	〃	壇原(5005)	土石流	○	○	
3129	〃	金持(5007)	土石流	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
3130	"	坂根(8220)	土石流	○	○	
3131	"	坂根(8220隣)	土石流	○	○	
3132	"	上之原上⑦(8225)	土石流	○	○	
3133	"	上之原上⑦(8225隣)	土石流	○	○	
3134	"	中組2(8233)	土石流	○	○	
3135	"	中組2(8233隣)	土石流	○	○	
3136	"	寺迫上(8235)	土石流	○	○	
3137	"	寺迫上(8235隣)	土石流	○	○	
3138	"	木原川(8244)	土石流	○	○	
3139	"	黒岩川(111)	土石流	○	○	
3140	"	黒木(5006)	土石流	○	○	
3141	"	黒木(5006隣-1)	土石流	○	○	
3142	"	黒木(5006隣-2)	土石流	○	○	
3143	"	池之内(8226)	土石流	○	○	
3144	"	上之原上1(8228)	土石流	○	○	
3145	"	上之原上2(8229)	土石流	○	○	
3146	"	久師3(8236隣)	土石流	○	○	
3147	"	久師2(8237)	土石流	○	○	
3148	"	久師1(8238)	土石流	○	○	
3149	"	北浦(8259)	土石流	○	○	
3150	"	大富西(8101-1)	土石流	○	○	
3151	"	大富西(8101-2)	土石流	○	○	
3152	春日町浦上	宇山(2041)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年9月26日広島県告示第728号
3153	"	宇山(10702)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3154	春日町宇山	宇山(10702-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3155	"	宇山(3425-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3156	"	春日町宇山(3700-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3157	"	春日町宇山(3700-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3158	"	春日町宇山(3700-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3159	"	春日町宇山(3700-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3160	"	春日町宇山(3700-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3161	"	春日町宇山(3700)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3162	"	宇山(3425)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3163	"	宇山(2043)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3164	"	春日町宇山(3700-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3165	"	春日町宇山(3700-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3166	"	春日町宇山(3700-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3167	"	春日町宇山(3700-9)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3168	"	春日町浦上(3695)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3169	"	西平(2045)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3170	春日町浦上	春日町浦上(3695-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3171	"	春日町浦上(3695-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3172	"	鍛冶屋(10913)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3173	"	通以(10856)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3174	"	春日町滝山(3691)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3175	"	春日町浦上(3692)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3176	"	春日町浦上(3692-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3177	"	春日町浦上(3692-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3178	"	春日町浦上(3692-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3179	青葉台二丁目	青葉台(1432)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3180	春日町浦上	春日町浦上(3695-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3181	青葉台一丁目	能島(5405)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3182	春日町四丁目	能島(5405-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3183	春日町三丁目	能島(5417-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3184	能島二丁目	能島(5417)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3185	能島一丁目	能島(5417-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3186	春日町宇山	宇山川(198隣a)	土石流	○	○	
3187	"	宇山川(198隣b)	土石流	○	○	
3188	"	宇山川(198隣c)	土石流	○	○	
3189	"	宇山川(198隣d-1)	土石流	○	○	
3190	"	宇山川(198隣d-2)	土石流	○	○	
3191	"	宇山(5131)	土石流	○	○	
3192	"	宇山川(198隣e-1)	土石流	○	○	
3193	"	宇山川(198隣e-2)	土石流	○	○	
3194	"	宇山川(198隣i)	土石流	○	○	
3195	"	宇山川(198隣j)	土石流	○	○	
3196	"	宇山5(8171)	土石流	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号	
3197	"	浦上(8103隣)	土石流	○	○		
3198	春日町浦上	浦上(8103)	土石流	○	○		
3199	"	浦上(8106隣)	土石流	○	○		
3200	"	上池(8108)	土石流	○	○		
3201	"	竹工川(7)	土石流	○	○		
3202	"	小松川(16)	土石流	○	○		
3203	"	大門(8100隣b)	土石流	○	○		
3204	"	大門(8100隣a)	土石流	○	○		
3205	"	大門(8100)	土石流	○	○		
3206	"	堂砂子側(8)	土石流	○	○		
3207	"	弥ヶ迫川(9)	土石流	○	○		
3208	"	弥ヶ迫川(9隣a)	土石流	○	○		
3209	神村町	新庄南川(102b隣a)	土石流	○	○		令和元年9月26日広島県告示第729号
3210	"	二区川(13隣b)	土石流	○	○		
3211	"	二区川(13隣c)	土石流	○	○		
3212	引野町	引野(2751-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年9月26日広島県告示第730号	
3213	引野町南一丁目	引野(2751-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3214	"	引野(2751-3)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3215	"	引野(2751-4)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3216	"	引野(2751-5)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3217	引野町南二丁目	引野(2751-6)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3218	"	引野(2751)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3219	"	引野(2751-7)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3220	平成台	引野(2751-8)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3221	引野町南二丁目	引野(2751-9)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3222	平成台	引野(2751-10)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3223	引野町南三丁目	引野(5419)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3224	"	引野(5419-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3225	引野町北一丁目	引野(2751-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		令和元年9月26日広島県告示第731号
3226	春日町五丁目	前古屋B(3437)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3227	"	前古屋A(3436)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3228	"	前古屋A(3436-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3229	春日町六丁目	前古屋A(3436-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3230	"	前古屋A(3436-3)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3231	引野町北四丁目	前古屋A(3436-5)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3232	引野町北三丁目	前古屋A(3436-6)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3233	引野町北五丁目	前古屋A(3436-7)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3234	"	前古屋A(3436-8)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3235	内海町	天満(6779)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年9月26日広島県告示第732号	
3236	"	大浦(10852)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3237	"	天満(2616-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3238	"	大浦(2617-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3239	"	大浦(2617-3)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3240	"	賽ノ神(10848-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3241	"	賽ノ神(10848-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3242	"	小番川原(10849-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3243	"	小番川原(10849-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3244	"	天神(3852)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3245	"	番川原(10855-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3246	"	曾根(2877-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3247	"	曾根(2877-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3248	"	平(10850)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3249	"	平(10850-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3250	"	平(10850-4)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3251	"	平(10850-3)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3252	"	江ノ口(3860)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3253	"	志垣(3861)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3254	"	志垣(3861-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3255	"	新道(2604)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3256	"	志垣(3861-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3257	"	江良(3859-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3258	"	新道(2604-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3259	"	餅草(3854)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3260	"	江ノ口(3848)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3261	"	江良(3855)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3262	"	入双(3845-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3263	"	入双2(10847-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
3264	〃	入双2(10847)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3265	〃	入双(3845)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3266	〃	小入僧(2615)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3267	〃	横引(2605-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3268	〃	岩谷(6781)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3269	〃	岩谷(2606-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3270	〃	岩谷(6781-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3271	〃	己ノ浜(2612-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3272	〃	己ノ浜(2612-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3273	〃	己ノ浜(2612-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3274	〃	グイビ(2613-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3275	〃	町平川(834)	土石流	○	○	
3276	〃	大滝川1(836-1)	土石流	○	○	
3277	〃	大滝川1(836-2)	土石流	○	○	
3278	〃	大滝川1(836-3)	土石流	○	○	
3279	〃	大滝川1(836-4)	土石流	○	○	
3280	〃	大滝川1(836隣a)	土石流	○	○	
3281	〃	大滝川1(836隣b)	土石流	○	○	
3282	〃	大滝川1(836隣c)	土石流	○	○	
3283	〃	天満川(837)	土石流	○	○	
3284	〃	天満川(839)	土石流	○	○	
3285	〃	天満川(850)	土石流	○	○	
3286	〃	高山川(851)	土石流	○	○	
3287	〃	南川(852)	土石流	○	○	
3288	〃	平川(5176)	土石流	○	○	
3289	〃	江良川(831)	土石流	○	○	
3290	〃	江良川(831隣a)	土石流	○	○	
3291	〃	江良川(831隣a)	土石流	○	○	
3292	〃	江良川(831隣b-1)	土石流	○	○	
3293	〃	江良川(831隣b-2)	土石流	○	○	
3294	〃	江良川(831隣c)	土石流	○	○	
3295	〃	江良川(831隣d-1)	土石流	○	○	
3296	〃	江良川(831隣d-2)	土石流	○	○	
3297	〃	江良川(831隣d-3)	土石流	○	○	
3298	〃	江良川(831隣e)	土石流	○	○	
3299	〃	奥上川(832)	土石流	○	○	
3300	〃	奥上川(832隣)	土石流	○	○	
3301	〃	入双川(833)	土石流	○	○	
3302	〃	入双川(833隣a)	土石流	○	○	
3303	〃	入双川(833隣b)	土石流	○	○	
3304	〃	入双川(833隣c)	土石流	○	○	
3305	内海町	寺山(10853-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年9月26日広島県告示第733号
3306	〃	馬場崎(10854)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3307	〃	寺山(2626-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3308	〃	寺山(3851)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3309	〃	小箱(3853)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3310	〃	小箱(3853-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3311	〃	箱崎(3849)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3312	〃	箱崎2(6780)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3313	〃	箱崎2(6780-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3314	〃	幸崎(2878-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3315	〃	幸崎(2878)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3316	〃	立畑(3856-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3317	〃	釜谷(3862)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3318	〃	釜谷(2618)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3319	〃	釜谷(2620)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3320	〃	釜谷(2620-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3321	〃	内浦(3850)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3322	〃	内浦(2876-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3323	〃	内浦(2876-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3324	〃	内浦(2876)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3325	〃	新涯(6891)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3326	〃	新涯(2625-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3327	〃	新涯(2625-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3328	〃	古屋(3857-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3329	〃	古屋(3857)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3330	〃	新涯(2624-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号	
3331	〃	新涯(2624-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3332	〃	小用地(2621)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3333	〃	小畑(2622-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3334	〃	小畑(2622-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3335	〃	大畑2(10851)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3336	〃	大畑(2623-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3337	〃	大畑(2623-2)	急傾斜地の崩壊	○	○		
3338	〃	立畑川(840-1)	土石流	○	○		
3339	〃	立畑川(840-2)	土石流	○	○		
3340	〃	釜谷川(841)	土石流	○	○		
3341	〃	内浦川(842-1)	土石流	○	△		
3342	〃	内浦川(842-2)	土石流	○	○		
3343	〃	小箱川(844)	土石流	○	○		
3344	〃	小畑川2(847)	土石流	○	○		
3345	〃	小畑川2(847隣)	土石流	○	○		
3346	〃	大畑川1(849-1)	土石流	○	○		
3347	〃	大畑川1(849-2)	土石流	○	○		
3348	〃	沖川(1205)	土石流	○	○		
3349	〃	寺山川(5175)	土石流	○	○		
3350	〃	寺山川(5175隣)	土石流	○	○		
3351	〃	寺山谷川(8421)	土石流	○	○		
3352	〃	寺山谷川(8421隣)	土石流	○	○		
3353	赤坂町大字赤坂	正明寺川(94)	土石流	○	○		令和元年10月24日広島県告示第823号
3354	〃	正明寺川(94隣a)	土石流	○	○		
3355	〃	正明寺川(94隣b)	土石流	○	○		
3356	〃	正明寺川(94隣c)	土石流	○	○		
3357	〃	大本川(96)	土石流	○	○		
3358	〃	新庄川(100a)	土石流	○	○		
3359	〃	新庄川(100b)	土石流	○	○		
3360	〃	新庄川(100c)	土石流	○	○		
3361	〃	新庄川(100e)	土石流	○	○		
3362	〃	新庄川(100f)	土石流	○	○		
3363	〃	新庄南川(102b)	土石流	○	○		
3364	〃	新庄南川(102b隣)	土石流	○	○		
3365	〃	上組川(436a)	土石流	○	○		
3366	〃	上組川(436e)	土石流	○	△		
3367	〃	鈴谷(5008)	土石流	○	○		
3368	〃	鈴谷(5008隣a)	土石流	○	○		
3369	〃	赤坂(8179)	土石流	○	△		
3370	〃	赤坂(8184)	土石流	○	○		
3371	〃	正田川(8521a)	土石流	○	○		
3372	〃	正田川(8521b)	土石流	○	○		
3373	〃	鈴谷(5009a)	土石流	○	○		
3374	〃	鈴谷(5009a隣)	土石流	○	○		
3375	〃	鈴谷(5009b)	土石流	○	○		
3376	〃	鈴谷(5011)	土石流	○	○		
3377	〃	長者ヶ原(8164)	土石流	○	○		
3378	〃	赤坂(8185)	土石流	○	○		
3379	〃	赤坂(8185隣)	土石流	○	○		
3380	赤坂町大字早戸	早戸(8205)	土石流	○	△		
3381	〃	道上(8221)	土石流	○	○		
3382	赤坂町大字赤坂	小原川(12)	土石流	○	○		
3383	〃	小原川(12隣)	土石流	○	△		
3384	〃	長者ヶ原(8174)	土石流	○	○		
3385	〃	長者ヶ原(8174隣)	土石流	○	○		
3386	〃	長者ヶ原(8175)	土石流	○	○		
3387	〃	赤坂(8180)	土石流	○	○		
3388	〃	赤坂(8180隣)	土石流	○	○		
3389	〃	赤坂(8181)	土石流	○	○		
3390	〃	赤坂(8182)	土石流	○	○		
3391	〃	赤坂(8183a)	土石流	○	○		
3392	〃	赤坂(8183b)	土石流	○	△		
3393	〃	江木(8215)	土石流	○	○		
3394	〃	江木(8215隣)	土石流	○	○		
3395	〃	長者ヶ原(8246)	土石流	○	○		
3396	新市町大字宮内	宮内(5371)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年10月24日広島県告示第824号	
3397	〃	宮内(5371-1)	急傾斜地の崩壊	○	○		

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
3398	"	宮内2(6771)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3399	"	宮内2(6771-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3400	"	宮内(926-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3401	新市町相方	相方下川(32)	土石流	○	○	令和元年10月24日広島県告示第825号
3402	"	相方下川(32隣1)	土石流	○	○	
3403	"	相方中川(33)	土石流	○	○	
3404	"	相方上川(34)	土石流	○	○	
3405	新市町新市	新市川(478)	土石流	○	○	
3406	"	新市川(478隣1)	土石流	○	○	
3407	"	新市川(478隣2)	土石流	○	○	
3408	"	相方(5020)	土石流	○	○	
3409	"	相方2(5021)	土石流	○	○	
3410	"	下組(8283)	土石流	○	○	
3411	新市町戸手	下安井(4006-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年10月24日広島県告示第826号
3412	"	下安井(4006-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3413	"	青目寺池(31隣1)	土石流	○	○	
3414	"	青目寺池(31隣2)	土石流	○	○	
3415	"	戸手川(479)	土石流	○	○	
3416	"	戸手(5083)	土石流	○	○	
3417	"	戸手(5083隣1)	土石流	○	○	
3418	"	戸手(5083隣2)	土石流	○	○	
3419	"	戸手(5083隣3)	土石流	○	○	
3420	沼隈町大字下山南	平迫(3909)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年10月24日広島県告示第827号
3421	"	大迫(3910)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3422	"	大迫(3910-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3423	沼隈町大字中山南	下森迫(3911)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3424	"	下森迫(3911-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3425	"	塚ノ口(3912)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3426	"	勝負迫(3913-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3427	沼隈町大字上山南	勝負迫(3913-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3428	"	勝負迫(3913-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3429	沼隈町大字中山南	上横倉(1)(3916)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3430	"	上横倉(2)(3917)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3431	沼隈町大字上山南	原(3918-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3432	"	寺尾(3919)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3433	"	大池団地(3921)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3434	沼隈町大字中山南	八日谷(3)(3923)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3435	"	上森迫(2)(3924)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3436	沼隈町大字上山南	黒瀬(5362)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3437	"	黒瀬(5362-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3438	"	黒瀬(5362-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3439	"	黒瀬(5362-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3440	沼隈町大字下山南	沖城(6776)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3441	沼隈町大字上山南	北迫(6777)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3442	"	高野迫②(10834)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3443	沼隈町大字中山南	岩竹②(10835)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3444	"	横倉(10839)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3445	沼隈町大字下山南	岩竹(10844)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3446	沼隈町大字上山南	土橋(10845-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3447	"	土橋(10845-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3448	"	岡田(2881)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3449	沼隈町大字中山南	八日谷(1)(2882)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3450	"	八日谷(1)(2882-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3451	"	八日谷(1)(2882-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3452	"	八日谷(1)(2882-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3453	"	八日谷(2)(2883)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3454	"	上森迫(2886)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3455	"	岩竹(2887)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3456	"	下横倉(2891)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3457	沼隈町大字下山南	榎隈(1)(5164)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3458	沼隈町大字中山南	山南(5165)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3459	"	下八日谷(5166)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3460	"	下八日谷(5166-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3461	沼隈町大字上山南	稲木(5168)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3462	"	稲木(5168-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3463	沼隈町大字中山南	稲木(5168-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3464	沼隈町大字上山南	名郷(5169)	急傾斜地の崩壊	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
3465	"	稲木(2134-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3466	"	金見(2196-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3467	"	金見(2203-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3468	"	金見(2203-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3469	"	金見(2203-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3470	"	金見(2203-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3471	沼隈町大字中山南	金見(2203-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3472	沼隈町大字上山南	高野迫(2540)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3473	"	高野迫(2541)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3474	"	高野迫(2542)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3475	"	水落(2544-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3476	沼隈町大字中山南	水落(2544-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3477	沼隈町大字上山南	水落(2546)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3478	"	水落(2546-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3479	"	黒瀬(2548-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3480	沼隈町大字中山南	下森迫(2549)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3481	"	下森迫(2549-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3482	"	下森迫(2550)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3483	沼隈町大字下山南	下森迫(2550-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3484	沼隈町大字中山南	下森迫(2552-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3485	"	下森迫(2553)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3486	"	カジヤ谷(2554)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3487	"	カジヤ谷(2554-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3488	"	カジヤ谷(2555)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3489	沼隈町大字下山南	平迫(2557)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3490	"	平迫(2557-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3491	"	矢操(2558)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3492	沼隈町大字中山南	鷹ノ巣(2576)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3493	"	鷹ノ巣(2576-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3494	"	鷹ノ巣(2576-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3495	"	鷹ノ巣(2576-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3496	"	カジヤ(2577)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3497	"	上八日谷(2579-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3498	"	上八日谷(2580)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3499	"	下横倉(2581-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3500	"	下横倉(2581-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3501	"	平尾(2582-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3502	"	中横倉(2583)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3503	"	中横倉(2583-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3504	"	上横倉(2587)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3505	"	上横倉(2587-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3506	"	上横倉(2588)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3507	"	上横倉(2588-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3508	"	上横倉(2603)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3509	沼隈町大字上山南	菅田川(5004)	土石流	○	○	
3510	"	黒瀬谷川(8375隣a)	土石流	○	○	
3511	"	黒瀬谷川(8375)	土石流	○	○	
3512	沼隈町大字下山南	岩竹谷川(11)	土石流	○	○	
3513	"	平迫池迫川(10)	土石流	○	○	
3514	"	沖城川(5009)	土石流	○	○	
3515	"	銅山川(15)	土石流	○	○	
3516	"	大迫谷川(14隣a)	土石流	○	○	
3517	"	大迫谷川(14)	土石流	○	○	
3518	"	若竹川(5008)	土石流	○	○	
3519	沼隈町大字中山南	若竹川(5008隣a)	土石流	○	○	
3520	"	中山南谷川(8371)	土石流	○	○	
3521	"	中山南川(41)	土石流	○	○	
3522	"	上八日谷谷川(8376隣a)	土石流	○	○	
3523	"	後迫川(5006隣a)	土石流	○	○	
3524	"	後迫川(5006)	土石流	○	○	
3525	"	下横倉川(5005隣a)	土石流	○	○	
3526	"	寺坂川(29隣b)	土石流	○	○	
3527	"	寺坂川(29隣a)	土石流	○	○	
3528	"	寺坂川(29)	土石流	○	○	
3529	"	石亀川(28)	土石流	○	○	
3530	"	石亀川(28隣a)	土石流	○	○	
3531	"	石亀川(49)	土石流	○	○	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
3532	〃	石亀川(39)	土石流	○	○	
3533	〃	中横倉谷川(8381)	土石流	○	○	
3534	〃	上八日谷谷川(8378)	土石流	○	○	
3535	沼隈町大字上山南	黒瀬(39)	地滑り	○	△	
3536	沼隈町大字中山南	中横倉(80)	地滑り	○	△	
3537	東手城町四丁目	引野町(3710)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3538	〃	沖浦(3709)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3539	引野町	引野町(2749-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3540	〃	引野町(2749)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3541	東手城町二丁目	沖浦(3709-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3542	引野町	沖浦(3475)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3543	〃	引野(5419-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3544	〃	長崎(3474-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3545	〃	長崎(3474)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3546	〃	長崎川(366隣a)	土石流	○	○	
3547	〃	長崎川(366)	土石流	○	△	
3548	〃	長崎川(366隣b)	土石流	○	○	
3549	〃	長崎川(366隣c)	土石流	○	○	
3550	〃	長浜川(13隣)	土石流	○	△	
3551	〃	長浜川(12)	土石流	○	○	
3552	春日台	伊勢丘(5407-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年12月12日広島県告示第939号
3553	〃	伊勢丘(5407-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3554	伊勢丘六丁目	伊勢丘(5407-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3555	〃	伊勢丘(5407-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3556	〃	伊勢丘(5407-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3557	伊勢丘八丁目	伊勢丘8丁目(768)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3558	伊勢丘六丁目	伊勢丘(5407)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3559	伊勢丘五丁目	伊勢丘(5407-6)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3560	〃	伊勢丘(5407-7)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3561	伊勢丘三丁目	伊勢丘(5407-8)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3562	〃	伊勢丘(5407-9)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3563	伊勢丘一丁目	伊勢丘(5407-10)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3564	〃	伊勢丘(5407-11)	急傾斜地の崩壊	○	△	
3565	蔵王町	蔵王ハイツ(1173-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年12月12日広島県告示第940号
3566	〃	蔵王ハイツ(1173)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3567	〃	蔵王ハイツ(1173-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3568	〃	蔵王ハイツ(1173-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3569	〃	蔵王町(3698-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3570	〃	蔵王町(3698-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3571	〃	蔵王町(3698)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3572	〃	蔵王町(3698-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3573	日吉台二丁目	日吉台(3696)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3574	〃	日吉台(3697)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3575	日吉台三丁目	日吉台(3696-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3576	〃	日吉台(3696-2)	急傾斜地の崩壊	○	△	
3577	日吉台一丁目	吉田(5404)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3578	日吉台三丁目	吉田(5404-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3579	千田町千田	千田町(3702-9)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年2月13日広島県告示第104号
3580	新市町大字金丸	金丸(4019)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年2月13日広島県告示第105号
3581	沼隈町能登原	桜東(3873)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年2月13日広島県告示第106号
3582	大門町八丁目	石樋(3429)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年2月17日広島県告示第159号
3583	大門町八丁目	石樋(3429-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年2月17日広島県告示第160号 (R3.6.24解除・指定)
3584	沼隈町下山南	広ノ奥(3907)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年2月17日広島県告示第161号
3585	沼隈町草深	横引(2)(5358)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年2月17日広島県告示第162号
3586	沼隈町常石	大越浜(3888)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3587	東深津町七丁目	東深津七丁目(3451-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年3月19日広島県告示第255号
3588	赤坂町大字赤坂	鈴谷(5008隣c)	土石流	○	○	令和2年3月19日広島県告示第256号
3589	水呑町	妙見団地(1180-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年3月19日広島県告示第257号
3590	本郷町	山手川(8)	土石流	○	○	令和2年3月19日広島県告示第258号
3591	沼隈町常石	西迫(742)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年3月26日広島県告示第368号
3592	〃	西迫(6458)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3593	藤江町	才戸(3624)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年3月26日広島県告示第370号
3594	東深津町六丁目	東深津町六丁目(3452)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年5月28日広島県告示第646号 (R4.4.25解除・指定)
3595	熊野町	夜打ヶ谷池(2074)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年5月28日広島県告示第647号
3596	〃	中山田(2134-6)	急傾斜地の崩壊	○	△	

	所在地	地区名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日告示番号
3597	水呑町	小水呑(8211隣)	土石流	○	○	令和2年5月28日広島県告示第648号
3598	大門町大門	鳥居七目(3427)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年5月28日広島県告示第649号
3599	神村町	13区(2167-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年5月28日広島県告示第650号
3600	〃	4区(2179-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3601	東村町	向山(6788-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年5月28日広島県告示第651号
3602	引野町	引野(5419-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年5月28日広島県告示第652号
3603	北本庄四丁目	北本庄四(3656-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年5月28日広島県告示第653号
3604	〃	北本庄(2057-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3605	新市町戸手	戸手(2530-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年5月28日広島県告示第654号
3606	沼隈町大字常石	敷名(3886-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年5月28日広島県告示第655号
3607	神辺町八尋	梨ノ木(3967-4)	急傾斜地の崩壊	○	△	令和2年5月28日広島県告示第656号
3608	神辺町湯野	静方園(5366-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年5月28日広島県告示第657号
3609	神辺町三谷・東中条	阿坂(2895-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年5月28日広島県告示第658号
3610	神辺町三谷・東中条	軒田(2407-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	
3611	神辺町道上	中谷(5367-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年5月28日広島県告示第659号
3612	西深津町七丁目	西深津町七丁目(3449)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年5月28日広島県告示第660号
3613	引野町	宅部(3438)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年7月16日広島県告示第843号
3614	駅家町大字上山守	上郷川(27)	土石流	○	○	令和2年11月12日広島県告示第1148号
3615	鞆町後地	後地(2086)焚場(3524)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年12月24日広島県告示第1284号
3616	田尻町	白茅(3516)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年12月24日広島県告示第1285号
3617	沼隈町大字能登原	岩船(3874隣-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年12月24日広島県告示第1286号
3618	千田町四丁目	横尾c(3441-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和2年12月24日広島県告示第1287号
3619	赤坂町大字赤坂	鹿田(3505b)	急傾斜地の崩壊	○	△	令和2年12月24日広島県告示第1288号
3620	神村町	二区川(13隣c)	土石流	○	△	令和3年4月26日広島県告示第498号
3621	沼隈町大字草深	横引(2)(5528)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和3年4月26日広島県告示第499号
3622	神辺町下竹田	長道(3962)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和3年4月26日広島県告示第500号
3623	沼隈町下山南	矢繰(2558-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和3年5月27日広島県告示第569号
3624	西深津町四丁目	西深津町四丁目(3450-5)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和3年6月24日広島県告示第625号
3625	大門町八丁目	石樋(3429-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和3年6月24日広島県告示第626号
3626	新市町金丸	砂原(4018)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和3年6月24日広島県告示第627号
3627	神辺町八尋	八尋(146)	地滑り	○	△	令和3年7月29日広島県告示第722号
3628	東深津町六丁目	東深津町六丁目(3452)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和4年4月25日広島県告示第341号
3629	神辺町西中条	深水川(178隣a)	土石流	○	○	令和4年9月22日広島県告示第733号
3630	福山市北匠町	平林(5108隣1)	土石流	○	○	令和5年8月24日広島県告示第1037号
3631	福山市北匠町	平林(5108隣2)	土石流	○	○	令和5年8月24日広島県告示第1037号
3632						
3633						
3634						
3635						
3636						
3637						
3638						
3639						

※ 土砂災害警戒区域とは、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合には、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域」

※ 土砂災害特別警戒区域とは、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合には、建築物に損害が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域」

(8) 山地災害危険地区～山腹崩壊危険地区(民有林・国有林)

農林整備課(2024年(令和6年)4月1日現在)

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
1	山腹崩壊	207	001	山野	山野	島串	1.15	民有林
2	"	207	002	山野	山野	蕪谷	0.15	民有林
3	"	207	003	山野	山野	島串	0.68	民有林
4	"	207	004	山野	山野	上田原向	1.15	民有林
5	"	207	005	山野	山野	上田原	0.68	民有林
6	"	207	006	山野	山野	上田原	4.57	民有林
7	"	207	007	山野	山野	下田原向山	1.26	民有林
8	"	207	008	山野	山野	上田原向	1.72	民有林
9	"	207	009	山野	山野	上田原向	1.10	民有林
10	"	207	010	山野	山野	上田原向	1.26	民有林
11	"	207	011	山野	山野	下田原向山	3.47	民有林
12	"	207	012	山野	山野	下田原向山	1.10	民有林
13	"	207	013	山野	山野	下原谷川西	1.78	民有林
14	"	207	014	山野	山野	江谷川東	3.41	民有林
15	"	207	015	山野	山野	江谷川東	1.08	民有林
16	"	207	016	山野	山野	下田原向山	1.78	民有林
17	"	207	017	山野	山野	下原谷川西	2.86	民有林
18	"	207	018	山野	山野	下原谷川西	1.08	民有林
19	"	207	019	山野	山野	下原谷川東	1.28	民有林
20	"	207	020	山野	山野	下原谷川西	2.86	民有林
21	"	207	021	山野	山野	池尻川西	1.29	民有林
22	"	207	022	山野	山野	江谷川東	1.12	民有林
23	"	207	023	山野	山野	米山	3.32	民有林
24	"	207	024	山野	山野	下原谷川東	1.29	民有林
25	"	207	025	山野	山野	下原谷川西	1.12	民有林
26	"	207	026	山野	山野	池尻川東	1.11	民有林
27	"	207	027	山野	山野	江谷川東	2.17	民有林
28	"	207	028	山野	山野	東ノ免	2.23	民有林
29	"	207	029	山野	山野	下原谷川西	1.11	民有林
30	"	207	030	山野	山野	下原谷川東	3.09	民有林
31	"	207	031	山野	山野	下原谷川東	2.28	民有林
32	"	207	032	山野	山野	池尻川西	1.92	民有林
33	"	207	033	山野	山野	米山	6.41	民有林
34	"	207	034	山野	山野	江谷川東	0.92	民有林
35	"	207	035	山野	山野	中山	0.75	民有林
36	"	207	036	山野	山野	池尻川西	0.60	民有林
37	"	207	037	山野	山野	中山	0.75	民有林
38	"	207	038	山野	山野	中山	0.91	民有林
39	"	207	039	山野	山野	押谷川北	0.60	民有林
40	"	207	040	山野	山野	中山	1.00	民有林
41	"	207	041	山野	山野	中山	1.28	民有林
42	"	207	042	山野	山野	上原谷	1.70	民有林
43	"	207	043	山野	矢川	カタヤ	6.96	民有林
44	"	207	044	山野	山野	上原谷	1.28	民有林
45	"	207	045	山野	山野	押谷川北	0.38	民有林
46	"	207	046	山野	山野	下市	1.04	民有林
47	"	207	047	山野	矢川	ノ口矢川	1.04	民有林
48	"	207	048	山野	矢川		0.21	民有林
49	"	207	049	山野	矢川	河北高谷	1.68	民有林
50	"	207	050	山野	矢川	高崎高谷	1.36	民有林
51	"	207	051	山野	山野	押谷川北	0.37	民有林
52	"	207	052	山野	矢川	ノ口矢川	1.68	民有林
53	"	207	053	山野	矢川	高崎高谷	1.97	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
54	山腹崩壊	207	054	山野	山野	大谷	0.38	民有林
55	"	207	055	山野	矢川	西山明後谷	0.85	民有林
56	"	207	056	山野	山野	押谷川北	1.80	民有林
57	"	207	057	山野	山野	上原谷	0.57	民有林
58	"	207	058	山野	山野		1.39	民有林
59	"	207	059	山野	山野	中山	4.34	民有林
60	"	207	060	山野	矢川	川南中曾根	3.17	民有林
61	"	207	061	山野	山野	中山	0.44	民有林
62	"	207	062	山野	山野	押谷川南	0.60	民有林
63	"	207	063	山野	山野	高尾	0.24	民有林
64	"	207	064	山野	山野	高尾	0.60	民有林
65	"	207	065	山野	山野	大谷広間向	1.17	民有林
66	"	207	066	山野	山野	大谷広間向	1.00	民有林
67	"	207	067	山野	山野	大谷	1.05	民有林
68	"	207	068	山野	山野	大谷広間向	0.99	民有林
69	"	207	069	山野	山野	大谷広間向	0.14	民有林
70	"	207	070	加茂	北山		0.26	民有林
71	"	207	071	加茂	北山		0.39	民有林
72	"	207	072	加茂	北山		0.14	民有林
73	"	207	073	山野	北山		1.89	民有林
74	"	207	074	山野	山野	大谷	0.68	民有林
75	"	207	075	加茂	北山		0.48	民有林
76	"	207	076	加茂	百谷		2.07	民有林
77	"	207	077	山野	山野	七谷	1.48	民有林
78	"	207	078	山野	山野	大谷	2.88	民有林
79	"	207	079	加茂	百谷		1.22	民有林
80	"	207	080	山野	山野	七谷	0.36	民有林
81	"	207	081	山野	山野		0.36	民有林
82	"	207	082	加茂	北山		0.83	民有林
83	"	207	083	山野	山野	大谷	1.34	民有林
84	"	207	084	山野	山野	大谷	1.37	民有林
85	"	207	085	加茂	北山		0.76	民有林
86	"	207	086	山野	山野	大谷広間向	1.00	民有林
87	"	207	087	加茂	百谷		0.76	民有林
88	"	207	088	山野	山野	大谷	0.52	民有林
89	"	207	089	駅家	服部本郷		1.00	民有林
90	"	207	090	加茂	百谷		0.45	民有林
91	"	207	091	加茂	百谷		1.25	民有林
92	"	207	092	駅家	服部本郷		1.06	民有林
93	"	207	093	加茂	北山		0.45	民有林
94	"	207	094	加茂	百谷		1.25	民有林
95	"	207	095	加茂	北山		0.59	民有林
96	"	207	096	加茂	百谷		0.47	民有林
97	"	207	097	山野	山野	大谷	2.00	民有林
98	"	207	098	加茂	百谷		0.59	民有林
99	"	207	099	加茂	百谷		0.47	民有林
100	"	207	100	加茂	北山		1.27	民有林
101	"	207	101	山野	山野	大谷	0.68	民有林
102	"	207	102	加茂	北山		0.81	民有林
103	"	207	103	加茂	服部永谷		2.63	民有林
104	"	207	104	加茂	百谷		1.06	民有林
105	"	207	105	加茂	百谷		0.19	民有林
106	"	207	106	加茂	百谷		0.65	民有林
107	"	207	107	駅家	服部永谷		0.65	民有林
108	"	207	108	加茂	北山		0.73	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
109	山腹崩壊	207	109	加茂	北山		0.71	民有林
110	"	207	110	駅家	服部永谷		0.40	民有林
111	"	207	111	加茂	北山		0.71	民有林
112	"	207	112	加茂	北山		0.83	民有林
113	"	207	113	加茂	北山		1.37	民有林
114	"	207	114	駅家	服部本郷		1.04	民有林
115	"	207	115	加茂	北山		3.46	民有林
116	"	207	116	加茂	百谷		0.72	民有林
117	"	207	117	加茂	北山		0.56	民有林
118	"	207	118	駅家	服部本郷		1.93	民有林
119	"	207	119	駅家	服部本郷		1.93	民有林
120	"	207	120	加茂	栗根	深山口	0.31	民有林
121	"	207	121	駅家	服部本郷		1.10	民有林
122	"	207	122	加茂	北山		1.67	民有林
123	"	207	123	加茂	栗根	深山口	1.51	民有林
124	"	207	124	駅家	服部本郷		0.24	民有林
125	"	207	125	駅家	雨木		0.24	民有林
126	"	207	126	加茂	栗根	小谷	4.07	民有林
127	"	207	127	駅家	服部永谷		1.12	民有林
128	"	207	128	加茂	北山		1.27	民有林
129	"	207	129	加茂	百谷		0.27	民有林
130	"	207	130	駅家	服部本郷		4.44	民有林
131	"	207	131	駅家	服部本郷		1.25	民有林
132	"	207	132	駅家	雨木		0.27	民有林
133	"	207	133	加茂	百谷		2.99	民有林
134	"	207	134	駅家	雨木		1.70	民有林
135	"	207	135	駅家	雨木		4.46	民有林
136	"	207	136	加茂	栗根	小池谷	0.30	民有林
137	"	207	137	加茂	栗根	小谷	3.46	民有林
138	"	207	138	駅家	雨木		1.04	民有林
139	"	207	139	駅家	服部本郷		3.15	民有林
140	"	207	140	駅家	服部本郷		3.46	民有林
141	"	207	141	駅家	雨木		1.04	民有林
142	"	207	142	加茂	北山		1.33	民有林
143	"	207	143	駅家	服部本郷		1.49	民有林
144	"	207	144	加茂	栗根	小池谷	0.49	民有林
145	"	207	145	加茂	百谷		3.79	民有林
146	"	207	146	駅家	雨木		3.54	民有林
147	"	207	147	加茂	栗根	四川	1.21	民有林
148	"	207	148	駅家	雨木		0.76	民有林
149	"	207	149	加茂	北山		1.21	民有林
150	"	207	150	駅家	雨木		0.72	民有林
151	"	207	151	駅家	雨木		2.09	民有林
152	"	207	152	駅家	服部永谷		1.00	民有林
153	"	207	153	駅家	雨木		0.63	民有林
154	"	207	154	加茂	栗根	小池谷	2.09	民有林
155	"	207	155	加茂	百谷		0.63	民有林
156	"	207	156	駅家	雨木		2.26	民有林
157	"	207	157	加茂	芦原	鹿熊	5.56	民有林
158	"	207	158	駅家	服部本郷		2.70	民有林
159	"	207	159	駅家	服部永谷		3.85	民有林
160	"	207	160	駅家	雨木		2.70	民有林
161	"	207	161	駅家	雨木		3.07	民有林
162	"	207	162	加茂	芦原	安忠	1.35	民有林
163	"	207	163	駅家	助元		3.30	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
164	山腹崩壊	207	164	加茂	百谷		4.71	民有林
165	"	207	165	駅家	助元		1.35	民有林
166	"	207	166	加茂	百谷		0.42	民有林
167	"	207	167	加茂	百谷		1.36	民有林
168	"	207	168	駅家	雨木		0.42	民有林
169	"	207	169	駅家	服部永谷		0.98	民有林
170	"	207	170	駅家	助元		0.53	民有林
171	"	207	171	駅家	服部本郷		0.98	民有林
172	"	207	172	駅家	雨木		0.75	民有林
173	"	207	173	駅家	服部永谷		0.90	民有林
174	"	207	174	加茂	百谷		1.82	民有林
175	"	207	175	駅家	助元		0.90	民有林
176	"	207	176	駅家	服部本郷		1.25	民有林
177	"	207	177	駅家	助元		1.10	民有林
178	"	207	178	駅家	服部永谷		1.25	民有林
179	"	207	179	駅家	助元		0.53	民有林
180	"	207	180	駅家	助元		0.96	民有林
181	"	207	181	加茂	中野	井上	0.45	民有林
182	"	207	182	駅家	服部永谷		0.96	民有林
183	"	207	183	駅家	服部永谷		0.59	民有林
184	"	207	184	駅家	服部永谷		0.74	民有林
185	"	207	185	駅家	助元		2.75	民有林
186	"	207	186	駅家	服部永谷		2.14	民有林
187	"	207	187	加茂	下加茂		0.48	民有林
188	"	207	188	加茂	中野	井上	1.96	民有林
189	"	207	189	駅家	助元		0.19	民有林
190	"	207	190	加茂	下加茂	吉和	0.76	民有林
191	"	207	191	駅家	服部永谷		0.19	民有林
192	"	207	192	加茂	芦原	安忠	7.07	民有林
193	"	207	193	加茂	中野	井上	1.23	民有林
194	"	207	194	駅家	助元		3.26	民有林
195	"	207	195	加茂	下加茂	東宇代	0.68	民有林
196	"	207	196	駅家	服部永谷		0.40	民有林
197	"	207	197	加茂	下加茂	吉和	2.44	民有林
198	"	207	198	駅家	服部永谷		0.57	民有林
199	"	207	199	駅家	服部永谷		0.21	民有林
200	"	207	200	駅家	助元		0.57	民有林
201	"	207	201	加茂	中野	井上	1.85	民有林
202	"	207	202	加茂	下加茂	吉和	2.57	民有林
203	"	207	203	加茂	下加茂	吉和	1.23	民有林
204	"	207	204	駅家	服部永谷		0.82	民有林
205	"	207	205	駅家	助元		1.21	民有林
206	"	207	206	駅家	服部永谷		1.10	民有林
207	"	207	207	加茂	中野	大惣津	1.21	民有林
208	"	207	208	駅家	助元		1.10	民有林
209	"	207	209	駅家	法成寺		0.83	民有林
210	"	207	210	駅家	服部永谷		0.67	民有林
211	"	207	211	駅家	服部永谷		0.52	民有林
212	"	207	212	駅家	服部永谷		0.36	民有林
213	"	207	213	加茂	中野	大惣津	0.67	民有林
214	"	207	214	駅家	助元		0.36	民有林
215	"	207	215	駅家	服部永谷		0.90	民有林
216	"	207	216	駅家	服部永谷		0.70	民有林
217	"	207	217	加茂	下加茂	吉和	3.92	民有林
218	"	207	218	加茂	下加茂	輪ノ内	0.83	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
219	山腹崩壊	207	219	駅家	助元		1.50	民有林
220	"	207	220	駅家	服部永谷		0.22	民有林
221	"	207	221	加茂	中野	大惣津	1.35	民有林
222	"	207	222	駅家	服部永谷		0.49	民有林
223	"	207	223	駅家	服部永谷		0.61	民有林
224	"	207	224	加茂	下加茂	輪ノ内	0.33	民有林
225	"	207	225	駅家	助元		1.45	民有林
226	"	207	226	駅家	助元		1.59	民有林
227	"	207	227	駅家	服部永谷		1.45	民有林
228	"	207	228	駅家	新山		0.34	民有林
229	"	207	229	加茂	下加茂	輪ノ内	2.53	民有林
230	"	207	230	駅家	新山		1.72	民有林
231	"	207	231	駅家	服部永谷		0.22	民有林
232	"	207	232	駅家	新山		2.11	民有林
233	"	207	233	加茂	上加茂	片側	2.11	民有林
234	"	207	234	駅家	新山		0.11	民有林
235	"	207	235	駅家	新山		0.11	民有林
236	"	207	236	駅家	新山		0.26	民有林
237	"	207	237	駅家	法成寺		0.60	民有林
238	"	207	238	駅家	新山		0.55	民有林
239	"	207	239	駅家	新山		0.60	民有林
240	"	207	240	駅家	新山		1.00	民有林
241	"	207	241	駅家	新山		0.54	民有林
242	"	207	242	加茂	上加茂	片側	0.62	民有林
243	"	207	243	駅家	新山		2.11	民有林
244	"	207	244	駅家	法成寺		0.60	民有林
245	"	207	245	加茂	下加茂	丁	0.47	民有林
246	"	207	246	駅家	法成寺		0.74	民有林
247	"	207	247	駅家	法成寺		0.34	民有林
248	"	207	248	駅家	法成寺		1.79	民有林
249	"	207	249	駅家	法成寺		0.59	民有林
250	"	207	250	駅家	法成寺		0.78	民有林
251	"	207	251	加茂	万能倉		0.89	民有林
252	"	207	252	駅家	新山		0.78	民有林
253	"	207	253	駅家	法成寺		0.89	民有林
254	"	207	254	加茂	下加茂	丁	0.30	民有林
255	"	207	255	駅家	中島		0.64	民有林
256	"	207	256	駅家	中島		0.59	民有林
257	"	207	257	加茂	上岩成	正戸	0.99	民有林
258	"	207	258	駅家	中島		0.27	民有林
259	"	207	259	駅家	新山		0.46	民有林
260	"	207	260	駅家	弥生ヶ丘		0.47	民有林
261	"	207	261	駅家	近田		0.42	民有林
262	"	207	262	芦田	下有地	後谷	1.01	民有林
263	"	207	263	芦田	下有地	後谷	0.07	民有林
264	"	207	264	芦田	福田	サイマチ	1.34	民有林
265	"	207	265	芦田	下有地	久田谷	1.27	民有林
266	"	207	266	芦田	下有地	大坊	1.27	民有林
267	"	207	267	芦田	下有地	曾根田	3.97	民有林
268	"	207	268	芦田	福田	サイマチ	2.13	民有林
269	"	207	269	芦田	福田	才町	3.10	民有林
270	"	207	270	芦田	下有地	大坊	1.38	民有林
271	"	207	271	芦田	福田	割石大宇根	0.62	民有林
272	"	207	272	坪生	池平西		1.06	民有林
273	"	207	273	芦田	上有地	大坊	0.62	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
274	山腹崩壊	207	274	芦田	福田		0.62	民有林
275	"	207	275	芦田	下有地	久田谷	1.06	民有林
276	"	207	276	芦田	福田	割石中	0.21	民有林
277	"	207	277	坪生	池平西		0.46	民有林
278	"	207	278	芦田	下有地	久田谷	0.46	民有林
279	"	207	279	芦田	柞磨	土壁	1.35	民有林
280	"	207	280	芦田	下有地	ヒヨリ	0.94	民有林
281	"	207	281	芦田	下有地	タケマサ	0.27	民有林
282	"	207	282	坪生	池平西		2.90	民有林
283	"	207	283	芦田	上有地	大坊	0.52	民有林
284	"	207	284	芦田	福田		0.27	民有林
285	"	207	285	坪生	池平西		0.52	民有林
286	"	207	286	芦田	下有地	梅木	2.76	民有林
287	"	207	287	駅家	大橋		0.14	民有林
288	"	207	288	芦田	柞磨		3.80	民有林
289	"	207	289	春日	宇山	スネハギ	1.11	民有林
290	"	207	290	坪生	池平西		4.57	民有林
291	"	207	291	芦田	福田	福田地	0.87	民有林
292	"	207	292	芦田	柞磨	土壁竜王	0.59	民有林
293	"	207	293	芦田	下有地	森信	0.14	民有林
294	"	207	294	芦田	下有地	森信	0.59	民有林
295	"	207	295	駅家	向永谷		1.56	民有林
296	"	207	296	駅家	大橋		0.14	民有林
297	"	207	297	芦田	柞磨	観音寺セトヒ	0.29	民有林
298	"	207	298	芦田	柞磨	土壁サイノモト	0.34	民有林
299	"	207	299	芦田	福田	峯	0.20	民有林
300	"	207	300	芦田	福田		0.29	民有林
301	"	207	301	春日	浦上	通奥東平	0.34	民有林
302	"	207	302	芦田	下東之面		0.20	民有林
303	"	207	303	坪生	池平西		3.08	民有林
304	"	207	304	芦田	上有地	土井	0.47	民有林
305	"	207	305	芦田	上有地		0.78	民有林
306	"	207	306	芦田	柞磨		0.16	民有林
307	"	207	307	芦田	上有地	迫奥	1.62	民有林
308	"	207	308	芦田	上有地	中ノ迫	1.30	民有林
309	"	207	309	駅家	今岡		0.62	民有林
310	"	207	310	芦田	上有地	下屋敷	1.30	民有林
311	"	207	311	春日	宇山	スネハギ	0.78	民有林
312	"	207	312	芦田	下有地	岡	1.49	民有林
313	"	207	313	駅家	今岡		1.21	民有林
314	"	207	314	駅家	大橋		0.91	民有林
315	"	207	315	芦田	上有地	下屋敷	0.87	民有林
316	"	207	316	春日	宇山	スネハギ	1.01	民有林
317	"	207	317	芦田	上有地	水行	1.14	民有林
318	"	207	318	駅家	今岡		0.87	民有林
319	"	207	319	芦田	上有地	中村	1.01	民有林
320	"	207	320	坪生	池平西		1.14	民有林
321	"	207	321	駅家	上山守		3.71	民有林
322	"	207	322	芦田	柞磨	土壁サイノモト	1.28	民有林
323	"	207	323	御幸	中津原	羽賀	0.85	民有林
324	"	207	324	芦田	柞磨	ムネサダオク	1.14	民有林
325	"	207	325	横尾町			1.86	民有林
326	"	207	326	駅家	今岡		0.47	民有林
327	"	207	327	春日	宇山	柿迫	1.14	民有林
328	"	207	328	駅家	上山守		1.35	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
329	山腹崩壊	207	329	坪生	池平西		0.47	民有林
330	"	207	330	坪生	池平西		0.27	民有林
331	"	207	331	春日	宇山	大亀	0.07	民有林
332	"	207	332	春日	浦上	堂砂子	0.75	民有林
333	"	207	333	春日	浦上	通奥西平	0.27	民有林
334	"	207	334	芦田	福田	鴻巣	0.89	民有林
335	"	207	335	千田	千田	大迫谷北平	1.16	民有林
336	"	207	336	芦田	上有地	徳市	1.02	民有林
337	"	207	337	芦田	上有地	宇山	2.98	民有林
338	"	207	338	駅家	下山守		0.38	民有林
339	"	207	339	春日	宇山	柿迫	2.04	民有林
340	"	207	340	芦田	福田		0.23	民有林
341	"	207	341	駅家	今岡		0.73	民有林
342	"	207	342	芦田	柞磨	尾日ナカイケオク	2.04	民有林
343	"	207	343	郷分	横路		0.23	民有林
344	"	207	344	春日	浦上	堂砂子	0.73	民有林
345	"	207	345	駅家	今岡		1.29	民有林
346	"	207	346	春日	浦上	堂砂子	1.78	民有林
347	"	207	347	郷分	横路		1.69	民有林
348	"	207	348	春日	浦上	堂砂子	0.60	民有林
349	"	207	349	駅家	大橋		0.73	民有林
350	"	207	350	春日	浦上	堂砂子	2.10	民有林
351	"	207	351	駅家	大橋		0.22	民有林
352	"	207	352	千田	千田		0.73	民有林
353	"	207	353	春日	浦上	竹工	1.46	民有林
354	"	207	354	芦田	柞磨	ナカヤオク	6.84	民有林
355	"	207	355	千田	宇山	柿迫	0.94	民有林
356	"	207	356	千田	千田		1.29	民有林
357	"	207	357	千田	池口		0.82	民有林
358	"	207	358	芦田	柞磨	西久保	0.59	民有林
359	"	207	359	芦田	柞磨	郷迫ムカイク	1.01	民有林
360	"	207	360	芦田	柞磨	湯舟	0.82	民有林
361	"	207	361	駅家	向永谷		0.59	民有林
362	"	207	362	芦田	柞磨	瓢々山	1.01	民有林
363	"	207	363	芦田	柞磨	オロヤマ	1.37	民有林
364	"	207	364	郷分	横路		1.02	民有林
365	"	207	365	駅家	向永谷		0.44	民有林
366	"	207	366	芦田	上有地	堀町	1.37	民有林
367	"	207	367	千田	千田	大迫谷北平	0.70	民有林
368	"	207	368	駅家	大橋		0.44	民有林
369	"	207	369	芦田	柞磨	ボウカタ	0.97	民有林
370	"	207	370	駅家	今岡		0.31	民有林
371	"	207	371	春日	浦上	竹工	0.49	民有林
372	"	207	372	駅家	向永谷		0.54	民有林
373	"	207	373	芦田	福田		0.31	民有林
374	"	207	374	芦田	柞磨	湯舟	0.49	民有林
375	"	207	375	芦田	柞磨	下柞磨	0.45	民有林
376	"	207	376	駅家	向永谷		1.01	民有林
377	"	207	377	蔵王	大山		0.72	民有林
378	"	207	378	芦田	福田		0.45	民有林
379	"	207	379	春日	浦上	竹工	1.01	民有林
380	"	207	380	芦田	柞磨	迫谷	0.69	民有林
381	"	207	381	芦田	柞磨	森ヶ迫奥	1.69	民有林
382	"	207	382	駅家	向永谷		1.18	民有林
383	"	207	383	御幸	中津原	後平	0.69	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
384	山腹崩壊	207	384	芦田	柞磨	湯舟ジョウヤマ	2.12	民有林
385	"	207	385	芦田	上有地	帯	2.04	民有林
386	"	207	386	駅家	向永谷		0.63	民有林
387	"	207	387	千田	千田	大迫谷北平	0.71	民有林
388	"	207	388	春日	浦上	竹工	0.85	民有林
389	"	207	389	蔵王	大山		0.63	民有林
390	"	207	390	芦田	柞磨	湯舟	1.29	民有林
391	"	207	391	芦田	福田	市原	0.85	民有林
392	"	207	392	芦田	柞磨	江原	2.07	民有林
393	"	207	393	芦田	柞磨	谷奥	1.29	民有林
394	"	207	394	芦田	福田	名光	2.65	民有林
395	"	207	395	郷分	横路		5.76	民有林
396	"	207	396	芦田	上有地	末元	0.48	民有林
397	"	207	397	芦田	福田	小丸子	1.42	民有林
398	"	207	398	芦田	上有地	帯	0.83	民有林
399	"	207	399	芦田	柞磨	中柞磨	0.30	民有林
400	"	207	400	坪生南	3丁目		0.16	民有林
401	"	207	401	駅家	向永谷		0.83	民有林
402	"	207	402	郷分	平谷		0.30	民有林
403	"	207	403	春日	浦上	竹工	0.52	民有林
404	"	207	404	春日	浦上	向山	0.34	民有林
405	"	207	405	芦田	福田	別所	0.52	民有林
406	"	207	406	駅家	向永谷		1.86	民有林
407	"	207	407	千田	藪路	小藪路	0.45	民有林
408	"	207	408	春日	浦上		0.80	民有林
409	"	207	409	芦田	福田	新屋平	1.43	民有林
410	"	207	410	千田	藪路		0.45	民有林
411	"	207	411	御幸	中津原	牧	4.21	民有林
412	"	207	412	芦田	柞磨	中柞磨	1.43	民有林
413	"	207	413	芦田	下有地	殿の奥	1.26	民有林
414	"	207	414	郷分	境		1.07	民有林
415	"	207	415	春日	浦上	竹工	0.69	民有林
416	"	207	416	芦田	下有地	殿の奥	1.18	民有林
417	"	207	417	千田	坂田	永谷	0.86	民有林
418	"	207	418	千田	坂田	永谷	0.69	民有林
419	"	207	419	千田	千田	新入	0.14	民有林
420	"	207	420	千田	坂田	永谷	0.86	民有林
421	"	207	421	芦田	福田	別所西奥	0.87	民有林
422	"	207	422	春日	能島	3丁目	0.14	民有林
423	"	207	423	郷分	石掛		0.25	民有林
424	"	207	424	芦田	上有地	大谷	0.85	民有林
425	"	207	425	芦田	上有地	山ノ家市	1.26	民有林
426	"	207	426	東陽台	1丁目		0.25	民有林
427	"	207	427	御幸	中津原	牧	0.60	民有林
428	"	207	428	御幸	中津原	牧	1.26	民有林
429	"	207	429	芦田	福田	別所西奥	1.25	民有林
430	"	207	430	千田	千田	新入	0.60	民有林
431	"	207	431	千田	千田	新入	1.57	民有林
432	"	207	432	芦田	上有地	大谷	1.11	民有林
433	"	207	433	芦田	上有地	宮原	1.17	民有林
434	"	207	434	郷分	石掛		1.11	民有林
435	"	207	435	蔵王	蔵王平		0.50	民有林
436	"	207	436	芦田	柞磨	石ヶ迫奥	0.81	民有林
437	"	207	437	芦田	上有地	大谷	1.18	民有林
438	"	207	438	芦田	上有地	上三斗木	0.24	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
439	山腹崩壊	207	439	千田	藪路	小藪路	0.38	民有林
440	"	207	440	千田	坂田	永谷	1.18	民有林
441	"	207	441	芦田	柞麿	埜	0.38	民有林
442	"	207	442	駅家	向永谷		0.84	民有林
443	"	207	443	郷分	以下		1.13	民有林
444	"	207	444	郷分	中高		0.60	民有林
445	"	207	445	芦田	上有地	上三斗木	0.84	民有林
446	"	207	446	千田	千田	新入	2.13	民有林
447	"	207	447	大門	大照知		0.60	民有林
448	"	207	448	郷分	中高		0.56	民有林
449	"	207	449	千田	千田	新入	1.66	民有林
450	"	207	450	春日	能島	2丁目	0.56	民有林
451	"	207	451	芦田	上有地	三斗木奥	0.97	民有林
452	"	207	452	千田	坂田	永谷	0.22	民有林
453	"	207	453	芦田	上有地	大谷	0.10	民有林
454	"	207	454	蔵王	5丁目		0.97	民有林
455	"	207	455	芦田	下有地		2.73	民有林
456	"	207	456	郷分	草木		2.52	民有林
457	"	207	457	赤坂	赤坂	長者原	1.03	民有林
458	"	207	458	大門	奥坊敷		3.79	民有林
459	"	207	459	奈良津	3丁目		2.52	民有林
460	"	207	460	駅家	向永谷		0.49	民有林
461	"	207	461	芦田	上有地	横内	1.16	民有林
462	"	207	462	北本庄	4丁目		2.26	民有林
463	"	207	463	奈良津	3丁目		0.49	民有林
464	"	207	464	大門	野々浜		1.16	民有林
465	"	207	465	大門			1.84	民有林
466	"	207	466	千田	藪路		1.40	民有林
467	"	207	467	赤坂	赤坂	長者原	0.54	民有林
468	"	207	468	奈良津	3丁目		1.84	民有林
469	"	207	469	水呑	日之出丘		2.11	民有林
470	"	207	470	奈良津	3丁目		1.00	民有林
471	"	207	471	大門	奥坊敷		0.33	民有林
472	"	207	472	北本庄	4丁目		0.77	民有林
473	"	207	473	伊勢丘	8丁目		1.00	民有林
474	"	207	474	奈良津	1丁目		0.18	民有林
475	"	207	475	芦田	上有地	掛平	0.77	民有林
476	"	207	476	山手	矢田		2.88	民有林
477	"	207	477	水呑	日之出丘		0.18	民有林
478	"	207	478	奈良津	3丁目		0.07	民有林
479	"	207	479	芦田	長者ヶ原		2.88	民有林
480	"	207	480	大門	野々浜		0.22	民有林
481	"	207	481	奈良津	3丁目		0.31	民有林
482	"	207	482	奈良津	1丁目		0.22	民有林
483	"	207	483	大門	野々浜	明知	0.38	民有林
484	"	207	484	千田	坂田	永谷	0.40	民有林
485	"	207	485	木之庄	3丁目		0.38	民有林
486	"	207	486	奈良津	1丁目		0.20	民有林
487	"	207	487	春日	大門		0.26	民有林
488	"	207	488	北本庄	4丁目		0.74	民有林
489	"	207	489	南蔵王	6丁目		0.27	民有林
490	"	207	490	赤坂	赤坂	長者原	0.27	民有林
491	"	207	491	山手	柰原		0.35	民有林
492	"	207	492	本郷	大谷		1.11	民有林
493	"	207	493	引野			0.27	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
494	山腹崩壊	207	494	大門	8丁目		0.35	民有林
495	"	207	495	北本庄	四丁目		1.11	民有林
496	"	207	496	山手			0.91	民有林
497	"	207	497	神村	奥田東平		3.41	民有林
498	"	207	498	山手	杓原		1.86	民有林
499	"	207	499	引野	山之上		0.75	民有林
500	"	207	500	山手	杓原		0.87	民有林
501	"	207	501	山手	杓原		0.42	民有林
502	"	207	502	神村	奥田東平		0.58	民有林
503	"	207	503	大門	野々浜	畑	0.87	民有林
504	"	207	504	大門	津之下		0.19	民有林
505	"	207	505	神村	奥田東平		0.58	民有林
506	"	207	506	大門	野々浜	畑	0.21	民有林
507	"	207	507	東深津	6丁目		0.13	民有林
508	"	207	508	大門	野々浜	畑	0.13	民有林
509	"	207	509	東深津	6丁目		0.21	民有林
510	"	207	510	引野			0.13	民有林
511	"	207	511	山手			0.12	民有林
512	"	207	512	神村	奥田東平		2.97	民有林
513	"	207	513	大門	4丁目		0.13	民有林
514	"	207	514	津之郷			0.09	民有林
515	"	207	515	津之郷	願成寺		0.68	民有林
516	"	207	516	本郷	大谷		0.22	民有林
517	"	207	517	引野	宅部		0.68	民有林
518	"	207	518	引野	宅部		0.22	民有林
519	"	207	519	津之郷	願成寺		1.59	民有林
520	"	207	520	本郷	大谷東		3.01	民有林
521	"	207	521	引野	山之上		1.59	民有林
522	"	207	522	大門	津之下	水尻	0.95	民有林
523	"	207	523	赤坂	赤坂	田之迫	1.19	民有林
524	"	207	524	引野	宅部		1.86	民有林
525	"	207	525	津之郷	沢田		0.95	民有林
526	"	207	526	赤坂	赤坂	正田	0.41	民有林
527	"	207	527	神村	奥田東平		0.77	民有林
528	"	207	528	神村			0.31	民有林
529	"	207	529	津之郷			0.41	民有林
530	"	207	530	本郷	盗人		0.77	民有林
531	"	207	531	津之郷	坂部		0.31	民有林
532	"	207	532	本郷	中野		0.78	民有林
533	"	207	533	本郷	盗人		1.91	民有林
534	"	207	534	本郷	盗人		0.23	民有林
535	"	207	535	大門	5丁目		0.99	民有林
536	"	207	536	赤坂	赤坂	正田	1.91	民有林
537	"	207	537	神島			0.23	民有林
538	"	207	538	津之郷	加屋	狸原	0.99	民有林
539	"	207	539	本郷	槇原		0.66	民有林
540	"	207	540	神村	大野ヶ原		0.41	民有林
541	"	207	541	津之郷	坂部		0.41	民有林
542	"	207	542	赤坂	赤坂	田之迫	0.63	民有林
543	"	207	543	引野南	3丁目		0.44	民有林
544	"	207	544	引野			0.41	民有林
545	"	207	545	神村			0.24	民有林
546	"	207	546	神村	大野ヶ原		0.44	民有林
547	"	207	547	大門	津之下	水尻	1.78	民有林
548	"	207	548	赤坂	赤坂	正田	0.24	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
549	山腹崩壊	207	549	津之郷	加屋	小原	0.81	民有林
550	"	207	550	引野	宅部		0.29	民有林
551	"	207	551	本郷	加屋	青木	0.88	民有林
552	"	207	552	引野			0.81	民有林
553	"	207	553	佐波			0.29	民有林
554	"	207	554	神村	奥田西平		0.83	民有林
555	"	207	555	本郷	盗人		0.38	民有林
556	"	207	556	赤坂	赤坂	正田	5.44	民有林
557	"	207	557	大門	津之下		0.83	民有林
558	"	207	558	佐波	瀬谷		0.38	民有林
559	"	207	559	神村	奥田東平		1.21	民有林
560	"	207	560	佐波	瀬谷		0.15	民有林
561	"	207	561	佐波	瀬谷		0.48	民有林
562	"	207	562	本郷	横屋		0.87	民有林
563	"	207	563	津之郷	加屋		0.08	民有林
564	"	207	564	津之郷	加屋	内水越	1.12	民有林
565	"	207	565	赤坂	赤坂	田之迫	0.87	民有林
566	"	207	566	佐波	瀬谷		0.08	民有林
567	"	207	567	津之郷	坂部		0.18	民有林
568	"	207	568	瀬戸	長和	岩室	2.14	民有林
569	"	207	569	大門	津之下		1.05	民有林
570	"	207	570	引野	徳山		0.18	民有林
571	"	207	571	大門	津之下		0.53	民有林
572	"	207	572	本郷	榎原		1.74	民有林
573	"	207	573	草戸	半坂		0.94	民有林
574	"	207	574	引野	徳山		0.53	民有林
575	"	207	575	赤坂	赤坂	正田	1.22	民有林
576	"	207	576	神村	奥田西平		3.71	民有林
577	"	207	577	赤坂	赤坂	田之迫	0.74	民有林
578	"	207	578	本郷	横屋		1.00	民有林
579	"	207	579	草戸	半坂		2.56	民有林
580	"	207	580	津之郷	加屋	内水越	1.69	民有林
581	"	207	581	瀬戸	長和	岩室	0.67	民有林
582	"	207	582	赤坂	赤坂	正田	2.56	民有林
583	"	207	583	佐波	瀬谷		1.69	民有林
584	"	207	584	本郷	横屋		0.67	民有林
585	"	207	585	本郷	盗人		1.05	民有林
586	"	207	586	本郷	住屋迫		1.97	民有林
587	"	207	587	赤坂	赤坂	田之迫	0.40	民有林
588	"	207	588	津之郷	加屋	内水越	1.05	民有林
589	"	207	589	本郷	榎原		1.93	民有林
590	"	207	590	神村			0.40	民有林
591	"	207	591	本郷	榎原		3.16	民有林
592	"	207	592	赤坂	赤坂	正田	1.93	民有林
593	"	207	593	本郷	横屋		0.40	民有林
594	"	207	594	本郷	住屋迫		0.30	民有林
595	"	207	595	瀬戸	長和	岩室	1.26	民有林
596	"	207	596	赤坂	赤坂	加屋平	1.22	民有林
597	"	207	597	瀬戸	長和	岩室	0.30	民有林
598	"	207	598	赤坂	赤坂	正田	1.26	民有林
599	"	207	599	赤坂	赤坂	正明寺	1.22	民有林
600	"	207	600	本郷	榎原		1.19	民有林
601	"	207	601	本郷	榎原		3.54	民有林
602	"	207	602	赤坂	赤坂	正田	2.12	民有林
603	"	207	603	神村	奥田東平		1.19	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
604	山腹崩壊	207	604	草戸	半坂		1.59	民有林
605	"	207	605	瀬戸	長和	西ヶ迫	0.76	民有林
606	"	207	606	瀬戸	地頭分	奥江	1.63	民有林
607	"	207	607	赤坂	赤坂	スベリ石	1.56	民有林
608	"	207	608	神村	奥田東平		0.33	民有林
609	"	207	609	本郷	住屋迫		0.26	民有林
610	"	207	610	赤坂	赤坂	加屋平	1.56	民有林
611	"	207	611	瀬戸	長和	小三郎	0.33	民有林
612	"	207	612	瀬戸	地頭分	奥江	0.26	民有林
613	"	207	613	赤坂	赤坂	加屋平	2.45	民有林
614	"	207	614	草戸			0.45	民有林
615	"	207	615	本郷	住屋迫		0.40	民有林
616	"	207	616	東村	僧都		4.15	民有林
617	"	207	617	神村	東山		1.92	民有林
618	"	207	618	神村	地蔵山		0.40	民有林
619	"	207	619	赤坂	赤坂	スベリ石	0.85	民有林
620	"	207	620	神村	道々平		1.15	民有林
621	"	207	621	瀬戸	地頭分	奥江	0.49	民有林
622	"	207	622	瀬戸	長和	小三郎	1.00	民有林
623	"	207	623	神村	アセビ原		2.13	民有林
624	"	207	624	草戸	半坂		0.49	民有林
625	"	207	625	東村	大濁		1.00	民有林
626	"	207	626	東村	清迫		0.45	民有林
627	"	207	627	草戸	半坂		0.11	民有林
628	"	207	628	赤坂	赤坂	加屋平	1.54	民有林
629	"	207	629	東村	僧都		0.44	民有林
630	"	207	630	水呑	洗谷妙見道西		0.11	民有林
631	"	207	631	東村	大濁		3.15	民有林
632	"	207	632	神村	生田		0.44	民有林
633	"	207	633	東村	大濁		0.65	民有林
634	"	207	634	瀬戸	地頭分	松山	1.47	民有林
635	"	207	635	神村	地蔵山		0.60	民有林
636	"	207	636	赤坂	早戸	和田	0.65	民有林
637	"	207	637	瀬戸	地頭分	小風呂	1.47	民有林
638	"	207	638	瀬戸	長和		0.74	民有林
639	"	207	639	神村	道々平		0.51	民有林
640	"	207	640	東村	大濁		1.56	民有林
641	"	207	641	神村	生田		0.26	民有林
642	"	207	642	瀬戸	長和		0.51	民有林
643	"	207	643	瀬戸	地頭分	松山	1.09	民有林
644	"	207	644	赤坂	早戸	和田	0.26	民有林
645	"	207	645	水呑	洗谷妙見道西		0.56	民有林
646	"	207	646	東村	大濁		1.09	民有林
647	"	207	647	赤坂	早戸	道上	0.80	民有林
648	"	207	648	水呑	洗谷妙見道西		0.37	民有林
649	"	207	649	神村	地蔵山		0.13	民有林
650	"	207	650	東村	向山		0.17	民有林
651	"	207	651	赤坂	早戸	和田	0.37	民有林
652	"	207	652	東村			0.13	民有林
653	"	207	653	水呑			0.17	民有林
654	"	207	654	神村	竹原		0.48	民有林
655	"	207	655	赤坂	早戸	和田	0.07	民有林
656	"	207	656	瀬戸	地頭分	小風呂	2.19	民有林
657	"	207	657	瀬戸	長和	梓田奥	0.48	民有林
658	"	207	658	瀬戸	地頭分	松山	1.15	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
659	山腹崩壊	207	659	瀬戸	長和		1.03	民有林
660	"	207	660	赤坂	早戸	道上	0.61	民有林
661	"	207	661	東村	向山		1.12	民有林
662	"	207	662	神村	道々平		1.03	民有林
663	"	207	663	水呑			0.61	民有林
664	"	207	664	今津	安毛		0.29	民有林
665	"	207	665	瀬戸	地頭分	松山	0.67	民有林
666	"	207	666	神村	竹原		0.22	民有林
667	"	207	667	今津			0.29	民有林
668	"	207	668	赤坂	早戸	道上	0.44	民有林
669	"	207	669	今津	安毛		0.51	民有林
670	"	207	670	水呑	丸山下北		0.44	民有林
671	"	207	671	瀬戸	地頭分	虎	0.91	民有林
672	"	207	672	水呑	洗谷妙見道西		1.64	民有林
673	"	207	673	神村			1.41	民有林
674	"	207	674	本郷	徳正久保		0.91	民有林
675	"	207	675	赤坂	早戸	和田	0.22	民有林
676	"	207	676	赤坂	早戸	道上	0.47	民有林
677	"	207	677	神村	山ノ神		7.20	民有林
678	"	207	678	神村			0.22	民有林
679	"	207	679	水呑	丸山下北		0.47	民有林
680	"	207	680	神村	番田山		7.40	民有林
681	"	207	681	瀬戸	地頭分	別所右	0.88	民有林
682	"	207	682	赤坂	赤坂	勝負	0.97	民有林
683	"	207	683	瀬戸	地頭分	大景	2.32	民有林
684	"	207	684	水呑	丸山下北		0.88	民有林
685	"	207	685	瀬戸	長和	明鹿	0.33	民有林
686	"	207	686	瀬戸	長和	明鹿	3.41	民有林
687	"	207	687	瀬戸	地頭分	高鉢	0.16	民有林
688	"	207	688	瀬戸	長和	岡	0.31	民有林
689	"	207	689	神村			0.16	民有林
690	"	207	690	神村	萩ノ尾		0.37	民有林
691	"	207	691	瀬戸	地頭分	別所右	0.31	民有林
692	"	207	692	水呑	丸山下北		1.52	民有林
693	"	207	693	赤坂	早戸	和田	2.61	民有林
694	"	207	694	今津	安毛		0.95	民有林
695	"	207	695	瀬戸	長和	岡	0.41	民有林
696	"	207	696	赤坂	早戸	道上	0.21	民有林
697	"	207	697	箕島			0.97	民有林
698	"	207	698	神村			0.41	民有林
699	"	207	699	瀬戸	長和		0.21	民有林
700	"	207	700	箕島	寺崎南		0.81	民有林
701	"	207	701	神村	山ノ神		3.72	民有林
702	"	207	702	今津			0.22	民有林
703	"	207	703	瀬戸	長和	栗ヶ谷	0.70	民有林
704	"	207	704	瀬戸	長和	彦山	0.39	民有林
705	"	207	705	今津			0.23	民有林
706	"	207	706	水呑	丸山下北		1.95	民有林
707	"	207	707	神村	萩ノ尾		0.10	民有林
708	"	207	708	箕島			1.19	民有林
709	"	207	709	箕島			1.01	民有林
710	"	207	710	瀬戸	長和	西ヶ谷	0.81	民有林
711	"	207	711	箕島			0.28	民有林
712	"	207	712	熊野	長和	栗ヶ谷	0.71	民有林
713	"	207	713	瀬戸	長和	栗ヶ谷	0.81	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
714	山腹崩壊	207	714	熊野	長和		0.71	民有林
715	"	207	715	熊野	高下		0.09	民有林
716	"	207	716	高西	川尻	苅畑山	0.79	民有林
717	"	207	717	赤坂	早戸	峠	1.55	民有林
718	"	207	718	瀬戸	長和	栗ヶ谷	0.79	民有林
719	"	207	719	神村	天神奥		0.10	民有林
720	"	207	720	熊野	延谷		0.26	民有林
721	"	207	721	箕島	寺崎南		0.10	民有林
722	"	207	722	箕島			1.14	民有林
723	"	207	723	高西	川尻	苅畑山	0.19	民有林
724	"	207	724	熊野	高下		1.62	民有林
725	"	207	725	神村	天神奥		0.19	民有林
726	"	207	726	箕島	寺崎南		0.51	民有林
727	"	207	727	高西	川尻	苅畑山	0.58	民有林
728	"	207	728	水呑	丸山下北		3.80	民有林
729	"	207	729	熊野	掛迫		0.51	民有林
730	"	207	730	熊野	高下		0.98	民有林
731	"	207	731	熊野	延谷		0.55	民有林
732	"	207	732	熊野	延谷		1.57	民有林
733	"	207	733	箕島	寺崎南		0.41	民有林
734	"	207	734	金江	藁江	馬ノ背	0.55	民有林
735	"	207	735	高西	川尻	苅畑山	0.71	民有林
736	"	207	736	箕島	寺崎南		0.40	民有林
737	"	207	737	松永	カミノマチオカ		1.43	民有林
738	"	207	738	金江	藁江	仕官森	0.71	民有林
739	"	207	739	箕島			0.40	民有林
740	"	207	740	金江	藁江	山入道	1.24	民有林
741	"	207	741	金江	藁江	馬ノ背	0.98	民有林
742	"	207	742	水呑	中村奥		0.80	民有林
743	"	207	743	熊野	大神平		1.24	民有林
744	"	207	744	箕島			0.80	民有林
745	"	207	745	金江	藁江	馬ノ背	0.80	民有林
746	"	207	746	水呑	鍛冶屋奥谷東		1.50	民有林
747	"	207	747	箕島			0.80	民有林
748	"	207	748	柳津			1.45	民有林
749	"	207	749	水呑	中村奥		1.00	民有林
750	"	207	750	熊野	掛迫		0.82	民有林
751	"	207	751	柳津			1.45	民有林
752	"	207	752	金江	藁江	仕官森	0.31	民有林
753	"	207	753	水呑	向丘		0.82	民有林
754	"	207	754	金江	藁江	平田	0.21	民有林
755	"	207	755	柳津			0.31	民有林
756	"	207	756	金江	藁江	山入道	0.97	民有林
757	"	207	757	柳津			0.21	民有林
758	"	207	758	箕島			1.06	民有林
759	"	207	759	水呑	竹ヶ端山		0.97	民有林
760	"	207	760	水呑			0.93	民有林
761	"	207	761	水呑	佐寿良谷西		0.47	民有林
762	"	207	762	熊野	矢迫		0.22	民有林
763	"	207	763	金江	藁江	平田	0.36	民有林
764	"	207	764	箕島			0.22	民有林
765	"	207	765	柳津			0.36	民有林
766	"	207	766	金江	藁江	向	0.32	民有林
767	"	207	767	水呑	竹ヶ端山		1.27	民有林
768	"	207	768	金江	金見	四正面	0.94	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
769	山腹崩壊	207	769	熊野	矢迫		0.46	民有林
770	"	207	770	水呑	竹ヶ端山		0.14	民有林
771	"	207	771	熊野	九曜ヶ端		1.49	民有林
772	"	207	772	水呑	竹ヶ端山		1.49	民有林
773	"	207	773	熊野	矢迫		0.30	民有林
774	"	207	774	金江	金見	稲迫	0.31	民有林
775	"	207	775	熊野			0.08	民有林
776	"	207	776	金江	金見	稲迫	0.30	民有林
777	"	207	777	熊野			0.21	民有林
778	"	207	778	水呑	竹ヶ端山		0.59	民有林
779	"	207	779	金江	金見	稲迫	0.73	民有林
780	"	207	780	田尻	佐須良		1.11	民有林
781	"	207	781	沼隈	上山南	高野迫	0.59	民有林
782	"	207	782	熊野			1.57	民有林
783	"	207	783	金江	金見	稲迫	0.54	民有林
784	"	207	784	田尻	久助		0.98	民有林
785	"	207	785	金江	金見	本谷奥	2.22	民有林
786	"	207	786	田尻	佐須良		0.87	民有林
787	"	207	787	藤江	金見	本谷奥	0.87	民有林
788	"	207	788	金江	金見		0.56	民有林
789	"	207	789	田尻	久助		0.38	民有林
790	"	207	790	藤江	金見		0.76	民有林
791	"	207	791	金江	金見	本谷奥	0.59	民有林
792	"	207	792	田尻	東山		1.11	民有林
793	"	207	793	田尻	久助		1.67	民有林
794	"	207	794	金江	金見	由船	0.52	民有林
795	"	207	795	田尻	大常		4.11	民有林
796	"	207	796	金江	金見	本谷奥	0.52	民有林
797	"	207	797	金江	金見		1.10	民有林
798	"	207	798	熊野	丸山		0.31	民有林
799	"	207	799	田尻	久助		1.57	民有林
800	"	207	800	藤江			0.31	民有林
801	"	207	801	藤江	城山		0.90	民有林
802	"	207	802	藤江	小草		0.90	民有林
803	"	207	803	金江	金見	本谷奥	1.25	民有林
804	"	207	804	熊野	丸山		0.90	民有林
805	"	207	805	藤江			0.34	民有林
806	"	207	806	金江	金見	本谷奥	1.25	民有林
807	"	207	807	田尻	大常		1.31	民有林
808	"	207	808	熊野	左北谷		1.12	民有林
809	"	207	809	藤江	小草		1.12	民有林
810	"	207	810	熊野			0.22	民有林
811	"	207	811	熊野	茶畠		1.56	民有林
812	"	207	812	田尻	大常		0.22	民有林
813	"	207	813	藤江			0.15	民有林
814	"	207	814	田尻	大常		0.90	民有林
815	"	207	815	熊野	左北谷		1.23	民有林
816	"	207	816	藤江			0.47	民有林
817	"	207	817	藤江			0.31	民有林
818	"	207	818	藤江	小草		0.82	民有林
819	"	207	819	藤江	北迫		1.34	民有林
820	"	207	820	熊野	道之上		1.34	民有林
821	"	207	821	熊野	茶畠		0.26	民有林
822	"	207	822	熊野	細畑		0.52	民有林
823	"	207	823	田尻	八石		1.05	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
824	山腹崩壊	207	824	田尻			0.40	民有林
825	"	207	825	藤江			0.77	民有林
826	"	207	826	熊野	黒木奥		0.33	民有林
827	"	207	827	熊野	棚迫		0.17	民有林
828	"	207	828	藤江	水溜		0.55	民有林
829	"	207	829	田尻	八石		0.46	民有林
830	"	207	830	田尻			0.58	民有林
831	"	207	831	藤江	水溜		1.22	民有林
832	"	207	832	熊野	槇神		0.29	民有林
833	"	207	833	熊野	棚迫		7.03	民有林
834	"	207	834	藤江	水溜		0.29	民有林
835	"	207	835	田尻	八石		2.63	民有林
836	"	207	836	藤江	梅ノ木		0.81	民有林
837	"	207	837	藤江	梅ノ木		0.81	民有林
838	"	207	838	藤江	高折笠		0.20	民有林
839	"	207	839	藤江	高折笠		0.53	民有林
840	"	207	840	藤江	高折笠		1.08	民有林
841	"	207	841	田尻	八石		0.49	民有林
842	"	207	842	藤江	高折笠		0.51	民有林
843	"	207	843	田尻			1.08	民有林
844	"	207	844	藤江	高折笠		0.49	民有林
845	"	207	845	熊野	野地		1.56	民有林
846	"	207	846	熊野	槇神		1.78	民有林
847	"	207	847	熊野	永迫		3.20	民有林
848	"	207	848	鞆	後地	住吉	2.76	民有林
849	"	207	849	鞆	後地	住吉	0.84	民有林
850	"	207	850	熊野	南北浦		0.67	民有林
851	"	207	851	熊野	永迫		0.38	民有林
852	"	207	852	熊野	南北浦		1.92	民有林
853	"	207	853	鞆	後地	住吉	0.53	民有林
854	"	207	854	鞆	後地	住吉	0.83	民有林
855	"	207	855	鞆	後地	櫛坂	1.58	民有林
856	"	207	856	鞆	鞆		0.26	民有林
857	"	207	857	鞆	後地	櫛坂	0.70	民有林
858	"	207	858	鞆	鞆		0.57	民有林
859	"	207	859	鞆	後地	亀霧	0.86	民有林
860	"	207	860	鞆	後地	亀霧	1.77	民有林
861	"	207	861	鞆	後地		0.33	民有林
862	"	207	862	鞆	後地	亀霧	2.49	民有林
863	"	207	863	鞆	鞆		0.33	民有林
864	"	207	864	鞆	鞆		0.30	民有林
865	"	207	865	鞆	後地	亀霧	1.05	民有林
866	"	207	866	鞆	後地		1.05	民有林
867	"	207	867	鞆	後地		0.25	民有林
868	"	207	868	鞆	後地	亀霧	0.77	民有林
869	"	207	869	鞆	後地		0.44	民有林
870	"	207	870	鞆	後地	亀霧	0.27	民有林
871	"	207	871	鞆	後地	亀霧	1.22	民有林
872	"	207	872	鞆	後地		0.86	民有林
873	"	207	873	鞆	後地	山ノ神	1.22	民有林
874	"	207	874	鞆	後地	山ノ神	2.46	民有林
875	"	207	875	走島	走山		0.73	民有林
876	"	207	876	走島	走山		1.03	民有林
877	"	207	877	走島			1.06	民有林
878	"	207	878	走島			0.20	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
879	山腹崩壊	207	879	走島	走山		0.20	民有林
880	"	207	880	走島			0.20	民有林
881	"	207	881	走島			0.94	民有林
882	"	207	882	走島	走山		0.31	民有林
883	"	207	883	走島			0.11	民有林
884	"	207	884	走島			0.23	民有林
885	"	207	885	走島	走山		0.15	民有林
886	"	207	886	走島			0.23	民有林
887	"	207	887	走島			0.28	民有林
888	"	207	888	走島	走山		0.35	民有林
889	"	207	889	走島	走山		0.44	民有林
890	"	207	890	走島			0.31	民有林
891	"	207	891	走島	走山		0.36	民有林
892	"	207	892	走島			0.44	民有林
893	"	207	893	内海	立畑		1.93	民有林
894	"	207	894	内海	立山		3.72	民有林
895	"	207	895	内海	箱崎		0.59	民有林
896	"	207	896	内海	立畑		3.72	民有林
897	"	207	897	内海			0.59	民有林
898	"	207	898	内海	立山		0.74	民有林
899	"	207	899	内海	白箸		3.00	民有林
900	"	207	900	内海	三場谷		2.38	民有林
901	"	207	901	内海	三場谷		3.00	民有林
902	"	207	902	内海	久保山		2.38	民有林
903	"	207	903	内海	箱崎		2.13	民有林
904	"	207	904	内海	新涯		2.23	民有林
905	"	207	905	内海	三場谷		1.00	民有林
906	"	207	906	内海	立畑		2.13	民有林
907	"	207	907	内海	久保山		2.23	民有林
908	"	207	908	内海			1.00	民有林
909	"	207	909	内海	久保山		2.51	民有林
910	"	207	910	内海	大坂		4.16	民有林
911	"	207	911	内海	箱崎		0.94	民有林
912	"	207	912	内海	久保山		2.51	民有林
913	"	207	913	内海	新涯		5.37	民有林
914	"	207	914	内海			0.94	民有林
915	"	207	915	内海	新涯		2.79	民有林
916	"	207	916	内海	大越シ西		0.50	民有林
917	"	207	917	内海	新涯		0.63	民有林
918	"	207	918	内海	大越シ西		0.66	民有林
919	"	207	919	内海			0.50	民有林
920	"	207	920	内海			0.63	民有林
921	"	207	921	内海	新道		0.10	民有林
922	"	207	922	内海			0.52	民有林
923	"	207	923	内海	大越シ西		0.92	民有林
924	"	207	924	内海			0.10	民有林
925	"	207	925	内海	岩谷北平		0.52	民有林
926	"	207	926	内海			0.61	民有林
927	"	207	927	内海	沖浦山		1.06	民有林
928	"	207	928	内海	沖浦山		0.20	民有林
929	"	207	929	内海	岩谷北平		0.20	民有林
930	"	207	930	内海			0.20	民有林
931	"	207	931	内海	沖浦山		1.10	民有林
932	"	207	932	内海	奥上		0.31	民有林
933	"	207	933	内海	小脇		0.11	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
934	山腹崩壊	207	934	内海	小脇		0.23	民有林
935	"	207	935	内海	奥上		0.23	民有林
936	"	207	936	内海	小脇		0.81	民有林
937	"	207	937	内海	ガイビ		0.75	民有林
938	"	207	938	内海	小脇		2.27	民有林
939	"	207	939	内海	小脇		0.20	民有林
940	"	207	940	沼隈	上山南	向山	2.65	民有林
941	"	207	941	沼隈	上山南	向山	1.28	民有林
942	"	207	942	沼隈	上山南	向山	0.19	民有林
943	"	207	943	沼隈	上山南	向山	0.19	民有林
944	"	207	944	沼隈	上山南	向山	0.08	民有林
945	"	207	945	沼隈	上山南		0.31	民有林
946	"	207	946	沼隈	上山南	高野迫	0.44	民有林
947	"	207	947	沼隈	上山南	高野迫	0.56	民有林
948	"	207	948	沼隈	上山南	高野迫	0.44	民有林
949	"	207	949	沼隈	上山南	高野迫	0.59	民有林
950	"	207	950	沼隈	上山南	高野迫	1.16	民有林
951	"	207	951	沼隈	上山南		1.39	民有林
952	"	207	952	沼隈	上山南	高野迫	0.34	民有林
953	"	207	953	沼隈	上山南	高野迫	0.96	民有林
954	"	207	954	沼隈	上山南	高野迫	0.28	民有林
955	"	207	955	沼隈	中山南	樋ノ迫	0.15	民有林
956	"	207	956	沼隈	上山南	岡田	0.31	民有林
957	"	207	957	沼隈	中山南		0.26	民有林
958	"	207	958	沼隈	中山南	勝負迫	0.86	民有林
959	"	207	959	沼隈	中山南		1.05	民有林
960	"	207	960	沼隈	上山南	岡田	1.20	民有林
961	"	207	961	沼隈	中山南	高鉢	1.03	民有林
962	"	207	962	沼隈	中山南	勝負迫	0.33	民有林
963	"	207	963	沼隈	中山南	勝負迫	0.11	民有林
964	"	207	964	沼隈	中山南		0.33	民有林
965	"	207	965	沼隈	中山南		0.17	民有林
966	"	207	966	沼隈	中山南		0.35	民有林
967	"	207	967	沼隈	中山南	風呂奥	1.22	民有林
968	"	207	968	沼隈	中山南	風呂奥	0.46	民有林
969	"	207	969	沼隈	中山南	風呂奥	0.40	民有林
970	"	207	970	沼隈	中山南	王子平	1.90	民有林
971	"	207	971	沼隈	下山南	中迫	3.34	民有林
972	"	207	972	沼隈	中山南	カシヤ	0.40	民有林
973	"	207	973	沼隈	中山南	西迫	2.22	民有林
974	"	207	974	沼隈	中山南	カシヤ	1.57	民有林
975	"	207	975	沼隈	中山南	西迫	1.57	民有林
976	"	207	976	沼隈	中山南	王子平	0.81	民有林
977	"	207	977	沼隈	中山南	風呂奥	1.03	民有林
978	"	207	978	沼隈	中山南	湯船	2.58	民有林
979	"	207	979	沼隈	下山南	中迫	0.59	民有林
980	"	207	980	沼隈	中山南	風呂奥	0.20	民有林
981	"	207	981	沼隈	下山南	中迫	0.53	民有林
982	"	207	982	沼隈	下山南	提木北谷	0.81	民有林
983	"	207	983	沼隈	中山南	湯船	1.42	民有林
984	"	207	984	沼隈	中山南	石亀	0.51	民有林
985	"	207	985	沼隈	下山南	中迫	1.75	民有林
986	"	207	986	沼隈	下山南	提木北谷	3.60	民有林
987	"	207	987	沼隈	下山南	提木北谷	2.45	民有林
988	"	207	988	沼隈	中山南	喜勢	2.32	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
989	山腹崩壊	207	989	沼隈	中山南	石亀	2.45	民有林
990	"	207	990	沼隈	下山南	上林	1.37	民有林
991	"	207	991	沼隈	中山南	湯船	0.67	民有林
992	"	207	992	沼隈	下山南	中迫	1.80	民有林
993	"	207	993	沼隈	下山南		0.38	民有林
994	"	207	994	沼隈	中山南	喜勢	2.14	民有林
995	"	207	995	沼隈	草深	柏迫東側	0.53	民有林
996	"	207	996	沼隈	下山南	上林	1.55	民有林
997	"	207	997	沼隈	下山南	上林	2.79	民有林
998	"	207	998	沼隈	草深		1.55	民有林
999	"	207	999	沼隈	常石	猶原	3.16	民有林
1000	"	207	1000	沼隈	草深	柏迫東側	0.96	民有林
1001	"	207	1001	沼隈	草深	奥北側	2.69	民有林
1002	"	207	1002	沼隈	草深	柏迫東側	3.16	民有林
1003	"	207	1003	沼隈	常石	中野迫	1.58	民有林
1004	"	207	1004	沼隈	常石	猶原	1.76	民有林
1005	"	207	1005	沼隈	草深	奥北側	0.26	民有林
1006	"	207	1006	沼隈	草深	深道	1.76	民有林
1007	"	207	1007	沼隈	常石	片山	5.50	民有林
1008	"	207	1008	沼隈	草深	双津	0.91	民有林
1009	"	207	1009	沼隈	草深	双津	5.50	民有林
1010	"	207	1010	沼隈	常石	片山	0.57	民有林
1011	"	207	1011	沼隈	常石	東山	2.07	民有林
1012	"	207	1012	沼隈	常石	後山	3.39	民有林
1013	"	207	1013	沼隈	常石	後山	1.91	民有林
1014	"	207	1014	沼隈	常石	敷名	0.48	民有林
1015	"	207	1015	沼隈	常石	東山	6.76	民有林
1016	"	207	1016	沼隈	常石		1.91	民有林
1017	"	207	1017	沼隈	常石	東山	0.48	民有林
1018	"	207	1018	沼隈	草深	双津	4.71	民有林
1019	"	207	1019	沼隈	草深		0.32	民有林
1020	"	207	1020	沼隈	常石	敷名	4.67	民有林
1021	"	207	1021	沼隈	常石		0.32	民有林
1022	"	207	1022	沼隈	常石	敷名	1.38	民有林
1023	"	207	1023	沼隈	常石	敷名	0.58	民有林
1024	"	207	1024	沼隈	能登原	隠迫	1.29	民有林
1025	"	207	1025	沼隈	草深	先阿引	1.31	民有林
1026	"	207	1026	沼隈	常石	敷名	1.29	民有林
1027	"	207	1027	沼隈	能登原	桜西側	1.14	民有林
1028	"	207	1028	沼隈	常石	敷名	1.65	民有林
1029	"	207	1029	沼隈	能登原	谷坂	1.46	民有林
1030	"	207	1030	沼隈	能登原	桜西側	1.14	民有林
1031	"	207	1031	沼隈	草深	先阿引	1.65	民有林
1032	"	207	1032	沼隈	能登原	隠迫	0.30	民有林
1033	"	207	1033	沼隈	常石	敷名	2.71	民有林
1034	"	207	1034	沼隈	能登原	桜西側	5.59	民有林
1035	"	207	1035	沼隈	常石	敷名	4.37	民有林
1036	"	207	1036	沼隈	能登原	谷坂	2.77	民有林
1037	"	207	1037	沼隈	能登原	桜西側	4.89	民有林
1038	"	207	1038	沼隈	常石	敷名	1.09	民有林
1039	"	207	1039	沼隈	能登原	山崎	0.25	民有林
1040	"	207	1040	沼隈	能登原	白浜西側	0.12	民有林
1041	"	207	1041	沼隈	草深		1.09	民有林
1042	"	207	1042	沼隈	能登原		0.12	民有林
1043	"	207	1043	沼隈	能登原	白浜西側	0.11	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
1044	山腹崩壊	207	1044	沼隈	能登原	横立	0.27	民有林
1045	"	207	1045	沼隈	能登原	横立	0.98	民有林
1046	"	207	1046	沼隈	能登原	横立	1.55	民有林
1047	"	207	1047	沼隈	能登原		0.72	民有林
1048	"	207	1048	沼隈	能登原		0.72	民有林
1049	"	207	1049	沼隈	能登原	室間東側	0.86	民有林
1050	"	207	1050	沼隈	能登原	室間東側	1.10	民有林
1051	"	207	1051	神辺	三谷	友定	0.49	民有林
1052	"	207	1052	神辺	三谷	友定	0.48	民有林
1053	"	207	1053	神辺	三谷	友定	2.04	民有林
1054	"	207	1054	神辺	三谷	友定	0.40	民有林
1055	"	207	1055	神辺	三谷	金山	0.83	民有林
1056	"	207	1056	神辺	三谷	友定	1.00	民有林
1057	"	207	1057	神辺	三谷	友定	1.00	民有林
1058	"	207	1058	神辺	三谷	是定	2.10	民有林
1059	"	207	1059	神辺	三谷	友定	2.20	民有林
1060	"	207	1060	神辺	三谷	栗元	1.00	民有林
1061	"	207	1061	神辺	三谷	森安	0.81	民有林
1062	"	207	1062	神辺	三谷	是定	0.96	民有林
1063	"	207	1063	神辺	三谷	森安	0.56	民有林
1064	"	207	1064	神辺	三谷	森安	0.70	民有林
1065	"	207	1065	神辺	三谷	栗元	0.72	民有林
1066	"	207	1066	神辺	三谷	栗元	1.93	民有林
1067	"	207	1067	神辺	三谷	是定	4.67	民有林
1068	"	207	1068	神辺	三谷	森安	1.67	民有林
1069	"	207	1069	神辺	東中条	イノコキ	1.57	民有林
1070	"	207	1070	神辺	東中条	高砂	1.96	民有林
1071	"	207	1071	神辺	三谷	森安	1.20	民有林
1072	"	207	1072	神辺	三谷	足刈	1.81	民有林
1073	"	207	1073	神辺	東中条	イノコキ	2.99	民有林
1074	"	207	1074	神辺	三谷	足刈	0.30	民有林
1075	"	207	1075	神辺	東中条	広山	0.49	民有林
1076	"	207	1076	神辺	東中条	西谷	1.18	民有林
1077	"	207	1077	神辺	東中条	末友	1.14	民有林
1078	"	207	1078	神辺	東中条	栗井	1.17	民有林
1079	"	207	1079	神辺	上御領	奈良原	0.99	民有林
1080	"	207	1080	神辺	上御領	奈良原	0.75	民有林
1081	"	207	1081	神辺	東中条	西谷	0.99	民有林
1082	"	207	1082	神辺	東中条	大倉	0.48	民有林
1083	"	207	1083	神辺	東中条	金晶地	1.62	民有林
1084	"	207	1084	神辺	東中条	金晶地	0.74	民有林
1085	"	207	1085	神辺	東中条	土井	1.23	民有林
1086	"	207	1086	神辺	上御領	宇根	5.22	民有林
1087	"	207	1087	神辺	西中条	藤森	0.68	民有林
1088	"	207	1088	神辺	上御領	宮地	0.72	民有林
1089	"	207	1089	神辺	東中条	土井	0.52	民有林
1090	"	207	1090	神辺	東中条	金晶地	0.70	民有林
1091	"	207	1091	神辺	八尋	横路	1.12	民有林
1092	"	207	1092	神辺	道上	渡瀬	0.83	民有林
1093	"	207	1093	神辺	西中条	深水	1.50	民有林
1094	"	207	1094	神辺	西中条	後谷	0.23	民有林
1095	"	207	1095	神辺	西中条	後谷	1.35	民有林
1096	"	207	1096	神辺	西中条	後谷	0.33	民有林
1097	"	207	1097	神辺	八尋	横路	0.67	民有林
1098	"	207	1098	神辺	道上	渡瀬	0.61	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
1099	山腹崩壊	207	1099	神辺	西中条	山田	1.86	民有林
1100	"	207	1100	神辺	下御領	米道	2.50	民有林
1101	"	207	1101	神辺	西中条	後谷	0.99	民有林
1102	"	207	1102	神辺	八尋	横路	0.70	民有林
1103	"	207	1103	神辺	八尋	横路	0.34	民有林
1104	"	207	1104	神辺	八尋	横路	0.70	民有林
1105	"	207	1105	神辺	西中条	後谷	1.72	民有林
1106	"	207	1106	神辺	八尋	才ノ上	2.46	民有林
1107	"	207	1107	神辺	八尋	才ノ上	0.90	民有林
1108	"	207	1108	神辺	八尋	才ノ上	0.26	民有林
1109	"	207	1109	神辺	西中条	藤森	0.60	民有林
1110	"	207	1110	神辺	西中条	藤森	0.60	民有林
1111	"	207	1111	神辺	八尋	森	0.89	民有林
1112	"	207	1112	神辺	道上	十念東	0.71	民有林
1113	"	207	1113	神辺	八尋	森	1.67	民有林
1114	"	207	1114	神辺	八尋	森	0.74	民有林
1115	"	207	1115	神辺	八尋	森	0.85	民有林
1116	"	207	1116	神辺	八尋	森	0.34	民有林
1117	"	207	1117	神辺	八尋	森	0.61	民有林
1118	"	207	1118	神辺	八尋		0.74	民有林
1119	"	207	1119	神辺	道上	渡瀬	0.61	民有林
1120	"	207	1120	神辺	道上	十念東	0.59	民有林
1121	"	207	1121	神辺	下竹田	大内	0.09	民有林
1122	"	207	1122	神辺	八尋	森	0.30	民有林
1123	"	207	1123	神辺	湯野	中陣	0.18	民有林
1124	"	207	1124	神辺	下竹田	辺木	2.82	民有林
1125	"	207	1125	神辺	上竹田	三田石	0.19	民有林
1126	"	207	1126	神辺	湯野	中陣	0.19	民有林
1127	"	207	1127	神辺	上竹田		0.84	民有林
1128	"	207	1128	神辺	上竹田	三田石	0.99	民有林
1129	"	207	1129	神辺	下竹田	大内	1.06	民有林
1130	"	207	1130	神辺	上竹田	三田石	1.06	民有林
1131	"	207	1131	神辺	平野	観音寺	4.64	民有林
1132	"	207	1132	神辺	下竹田	長坂	0.27	民有林
1133	"	207	1133	神辺	平野	観音寺	0.46	民有林
1134	"	207	1134	神辺	上竹田	三田石	0.49	民有林
1135	"	207	1135	神辺	下竹田	長坂	0.49	民有林
1136	"	207	1136	神辺	上竹田	三田石	3.96	民有林
1137	"	207	1137	神辺	下竹田	辺木	1.06	民有林
1138	"	207	1138	神辺	下竹田	長坂	4.87	民有林
1139	"	207	1139	神辺	上竹田	三田石	2.26	民有林
1140	"	207	1140	神辺	上竹田	泰砂子谷	0.47	民有林
1141	"	207	1141	神辺	下竹田	長坂	1.03	民有林
1142	"	207	1142	神辺	上竹田	川谷	2.26	民有林
1143	"	207	1143	神辺	上竹田	泰砂子谷	0.39	民有林
1144	"	207	1144	神辺	上竹田	泰砂子谷	5.42	民有林
1145	"	207	1145	神辺	平野	名越	0.92	民有林
1146	"	207	1146	神辺	下竹田	狭間	0.39	民有林
1147	"	207	1147	神辺	上竹田	本林	0.64	民有林
1148	"	207	1148	神辺	平野	名越	1.78	民有林
1149	"	207	1149	神辺	下竹田	狭間	0.56	民有林
1150	"	207	1150	神辺	下竹田		1.45	民有林
1151	"	207	1151	神辺	平野	名越	0.59	民有林
1152	"	207	1152	神辺	上竹田	本林	0.75	民有林
1153	"	207	1153	神辺	下竹田		0.42	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
1154	山腹崩壊	207	1154	神辺	上竹田	泰砂子谷	0.95	民有林
1155	"	207	1155	神辺	川北	帰り	0.75	民有林
1156	"	207	1156	神辺	上竹田	鼓大谷	0.42	民有林
1157	"	207	1157	神辺	上竹田	鼓大谷	0.28	民有林
1158	"	207	1158	神辺	上竹田	泰砂子谷	0.52	民有林
1159	"	207	1159	神辺	上竹田	泰砂子谷	0.28	民有林
1160	"	207	1160	神辺	下竹田		0.52	民有林
1161	"	207	1161	神辺	川北	帰り	0.64	民有林
1162	"	207	1162	神辺	川北	帰り	0.64	民有林
1163	"	207	1163	神辺	上竹田	鼓大谷	1.00	民有林
1164	"	207	1164	神辺	下竹田	南轟	1.97	民有林
1165	"	207	1165	神辺	上竹田	内砂子谷	3.10	民有林
1166	"	207	1166	神辺	上南	力カラ山	3.68	民有林
1167	"	207	1167	神辺	上竹田	鼓大谷	0.62	民有林
1168	"	207	1168	神辺	上竹田	内砂子谷	0.49	民有林
1169	"	207	1169	神辺	下竹田	鳥越	0.51	民有林
1170	"	207	1170	神辺	下竹田	鳥越	0.88	民有林
1171	"	207	1171	神辺	上南	丙北側	1.68	民有林
1172	"	207	1172	神辺	下竹田	南轟	0.14	民有林
1173	"	207	1173	神辺	上南	丙北側	5.11	民有林
1174	"	207	1174	神辺	上南	丙北側	0.21	民有林
1175	"	207	1175	神辺	上南	片山	0.35	民有林
1176	"	207	1176	神辺	上南	丙南側	1.62	民有林
1177	"	207	1177	神辺	上南	丙南側	0.78	民有林
1178	"	207	1178	神辺	上南	岩田北側	1.35	民有林
1179	"	207	1179	神辺	上南	片山	2.56	民有林
1180	"	207	1180	神辺	川南		1.05	民有林
1181	"	207	1181	新市	藤尾		0.21	民有林
1182	"	207	1182	新市	藤尾		0.85	民有林
1183	"	207	1183	新市	藤尾		0.44	民有林
1184	"	207	1184	新市	藤尾		1.54	民有林
1185	"	207	1185	新市	藤尾		0.35	民有林
1186	"	207	1186	新市	藤尾		0.75	民有林
1187	"	207	1187	新市	藤尾		0.35	民有林
1188	"	207	1188	新市	藤尾		0.87	民有林
1189	"	207	1189	新市	藤尾		0.60	民有林
1190	"	207	1190	新市	藤尾		0.87	民有林
1191	"	207	1191	新市	藤尾		0.60	民有林
1192	"	207	1192	新市	藤尾		0.26	民有林
1193	"	207	1193	新市	藤尾		0.39	民有林
1194	"	207	1194	新市	藤尾		0.48	民有林
1195	"	207	1195	新市	藤尾		0.32	民有林
1196	"	207	1196	新市	金丸		0.84	民有林
1197	"	207	1197	新市	藤尾		0.83	民有林
1198	"	207	1198	新市	金丸		0.84	民有林
1199	"	207	1199	新市	金丸		2.24	民有林
1200	"	207	1200	新市	金丸		1.18	民有林
1201	"	207	1201	新市	藤尾		5.63	民有林
1202	"	207	1202	新市	藤尾		1.27	民有林
1203	"	207	1203	新市	藤尾		1.06	民有林
1204	"	207	1204	新市	金丸		1.23	民有林
1205	"	207	1205	新市	金丸		0.57	民有林
1206	"	207	1206	新市	金丸		1.42	民有林
1207	"	207	1207	新市	金丸		0.70	民有林
1208	"	207	1208	新市	金丸		1.42	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
1209	山腹崩壊	207	1209	新市	藤尾		0.70	民有林
1210	"	207	1210	新市	金丸		0.49	民有林
1211	"	207	1211	新市	金丸		1.05	民有林
1212	"	207	1212	新市	金丸		2.04	民有林
1213	"	207	1213	新市	金丸		0.48	民有林
1214	"	207	1214	新市	金丸		1.13	民有林
1215	"	207	1215	新市	金丸		0.33	民有林
1216	"	207	1216	新市	常		0.98	民有林
1217	"	207	1217	新市	常		0.33	民有林
1218	"	207	1218	新市	常		0.70	民有林
1219	"	207	1219	新市	常		0.72	民有林
1220	"	207	1220	新市	金丸		2.74	民有林
1221	"	207	1221	新市	金丸		0.96	民有林
1222	"	207	1222	新市	常		0.81	民有林
1223	"	207	1223	新市	金丸		1.01	民有林
1224	"	207	1224	新市	金丸		1.53	民有林
1225	"	207	1225	新市	常		2.43	民有林
1226	"	207	1226	新市	金丸		5.13	民有林
1227	"	207	1227	新市	常		0.32	民有林
1228	"	207	1228	新市	常		0.32	民有林
1229	"	207	1229	新市	常		1.73	民有林
1230	"	207	1230	新市	常		6.93	民有林
1231	"	207	1231	新市	常		1.81	民有林
1232	"	207	1232	新市	常		1.12	民有林
1233	"	207	1233	新市	常		1.20	民有林
1234	"	207	1234	新市	常		2.90	民有林
1235	"	207	1235	新市	常		5.22	民有林
1236	"	207	1236	新市	常		1.25	民有林
1237	"	207	1237	新市	常		0.35	民有林
1238	"	207	1238	新市	常		1.10	民有林
1239	"	207	1239	新市	常		1.70	民有林
1240	"	207	1240	新市	常		1.33	民有林
1241	"	207	1241	新市	上安井		1.49	民有林
1242	"	207	1242	新市	常		1.79	民有林
1243	"	207	1243	新市	常		0.67	民有林
1244	"	207	1244	新市	常		0.76	民有林
1245	"	207	1245	新市	常		0.67	民有林
1246	"	207	1246	新市	常		1.00	民有林
1247	"	207	1247	新市	常		5.56	民有林
1248	"	207	1248	新市	上安井		3.07	民有林
1249	"	207	1249	新市	下安井		0.99	民有林
1250	"	207	1250	新市	宮内		0.79	民有林
1251	"	207	1251	新市	下安井		0.79	民有林
1252	"	207	1252	新市	下安井		0.48	民有林
1253	"	207	1253	新市	下安井		0.73	民有林
1254	"	207	1254	新市	下安井		0.73	民有林
1255	"	207	1255	新市	下安井		1.55	民有林
1256	"	207	1256	新市	宮内		0.59	民有林
1257	"	207	1257	新市	宮内		0.45	民有林
1258	"	207	1258	新市	下安井		0.48	民有林
1259	"	207	1259	新市	宮内		0.40	民有林
1260	"	207	1260	新市	下安井		2.37	民有林
1261	"	207	1261	新市	宮内		0.21	民有林
1262	"	207	1262	新市	宮内		0.72	民有林
1263	"	207	1263	新市	下安井		1.19	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
1264	山腹崩壊	207	1264	新市	宮内		0.60	民有林
1265	"	207	1265	新市	下安井		0.23	民有林
1266	"	207	1266	新市	下安井		0.22	民有林
1267	"	207	1267	新市	宮内		1.70	民有林
1268	"	207	1268	新市	宮内		0.22	民有林
1269	"	207	1269	新市	宮内		0.90	民有林
1270	"	207	1270	新市	宮内		0.54	民有林
1271	"	207	1271	新市	宮内		1.85	民有林
1272	"	207	1272	新市	下安井		0.60	民有林
1273	"	207	1273	新市	新市		4.90	民有林
1274	"	207	1274	新市	新市		1.18	民有林
1275	"	207	1275	新市	新市		0.16	民有林
1276	"	207	1276	新市	戸手		0.59	民有林
1277	"	207	1277	新市	戸手		0.19	民有林
1278	"	207	1278	新市	戸手		0.19	民有林
1279	"	207	1279	新市	新市		2.69	民有林
1280	"	207	1280	新市	戸手		0.58	民有林
1281	"	207	1281	新市	戸手		0.75	民有林
1282	"	207	1282	新市	戸手		0.75	民有林
1283	"	207	1283	新市	戸手		8.60	民有林
1284	"	207	1284	新市	相方		3.51	民有林
1285	"	207	1285	新市	戸手		0.92	民有林
1286	"	207	1286	新市	相方		0.42	民有林
1287	"	207	1287	新市	相方		0.95	民有林
1288	"	207	1288	新市	相方		1.32	民有林
1289	"	207	1289	新市	相方		0.80	民有林
1290	"	207	1290	新市	藤尾		0.69	民有林
1291	"	207	001	靱	後地	後口山702	4.00	国有林
1292	"	207	002	靱	後地	後口山702	5.00	国有林
1293	"	207	003	靱	後地	後口山702	3.00	国有林
1294	"	207	004	山野	山野	櫛ヶ端山768	2.00	国有林
1295	"	207	005	山野	山野	櫛ヶ端山768	3.00	国有林
1296	"	207	006	山野	山野	櫛ヶ端山768	6.00	国有林
1297	"	207	007	山野	山野	櫛ヶ端山768	3.00	国有林
1298	"	207	008	山野	山野	櫛ヶ端山768	5.00	国有林
1299	"	207	009	山野	山野	櫛ヶ端山768	2.00	国有林
1300	"	207	010	山野	山野	櫛ヶ端山768	1.00	国有林
1301	"	207	011	本庄		池阪山713	3.00	国有林
1302	"	207	012	本庄		池阪山713	2.00	国有林
1303	"	207	013	芦田		大谷山715	3.00	国有林
1304	"	207	014	神村		大谷山711	2.00	国有林
1305	"	207	015	神村		大谷山710	4.00	国有林
1306	"	207	016	神村		大谷山710	3.00	国有林
1307	"	207	017	山野	山野	甲山774	3.00	国有林
1308	"	207	018	駅家	服部本郷	笛木山764	3.00	国有林
1309	"	207	019	駅家	服部本郷	笛木山766	2.00	国有林
1310	"	207	020	駅家	服部本郷	笛木山765	4.00	国有林
1311	"	207	021	駅家	服部本郷	蛇円山760	6.00	国有林
1312	"	207	022	駅家	向永谷	高増山714	4.00	国有林
1313	"	207	023	水呑		半坂山709	4.00	国有林
1314	"	207	024	水呑		彦山708	2.00	国有林
1315	"	207	025	山野	山野	後山790	4.00	国有林
1316	"	207	026	山野	山野	久賀山779	3.00	国有林
1317	"	207	027	芦田		大谷山715	1.00	国有林
1318	"	207	028	赤坂	長者原	大谷山711	4.00	国有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
1319	山腹崩壊	207	029	駅家	向永谷	高増山714	2.00	国有林
1320	"	207	030	山野	山野	馬乗山773	2.00	国有林
1321	"	207	031	山野	山野	馬乗山773	2.00	国有林
1322	"	207	032	山野	山野	馬乗山770	4.00	国有林
1323	"	207	033	山野		久賀山778	2.00	国有林
1324	"	207	034	熊野		光林寺奥山705	4.00	国有林
1325	"	207	035	山野	山野	馬乗山770	5.00	国有林
1326	"	207	036	新市	藤尾	川井谷山740	4.00	国有林
1327	"	207	037	新市	藤尾	川井谷山740	6.00	国有林
1328	"	207	038	新市	藤尾	川井谷山742	8.00	国有林
1329	"	207	039	新市	藤尾	川井谷山742	4.00	国有林
1330	"	207	040	新市		川井谷山742	3.00	国有林
1331	"	207	041	新市	藤尾	川井谷山740	6.00	国有林
1332	"	207	042	新市	藤尾	川井谷山742	3.00	国有林
1333	"	207	043	新市	藤尾	川井谷山742	3.00	国有林
1334	"	207	044	新市		火呑山739	3.00	国有林
1335	"	207	045	新市	藤尾	猿ヶ城山751	2.00	国有林

※ 地形、地質、林況からみて山腹崩壊により、人家、公共建物等に被害を与えるおそれのある区域

(8)-2 山地災害危険地区～崩壊土砂流出危険地区(民有林・国有林)

農林整備課(2024年(令和6年)4月1日現在)

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
1	崩壊土砂流出	207	001	山野	山野	池尻ノ内野路	0.75	民有林
2	"	207	002	山野	山野	江谷川西ノ壹	1.70	民有林
3	"	207	003	山野	山野	江谷川西ノ壹	0.02	民有林
4	"	207	004	山野	山野	東ノ免	0.03	民有林
5	"	207	005	山野	山野	下田原向山	0.42	民有林
6	"	207	006	山野	山野	東ノ免	0.78	民有林
7	"	207	007	山野	山野	下原谷川西	1.15	民有林
8	"	207	008	山野	山野	米山	0.50	民有林
9	"	207	009	山野	山野	下原谷川西	0.27	民有林
10	"	207	010	山野	山野	下原谷川西	0.77	民有林
11	"	207	011	山野	矢川	河北高谷	1.51	民有林
12	"	207	012	山野	山野	下市	0.04	民有林
13	"	207	013	山野	山野	押谷川北	0.38	民有林
14	"	207	014	山野	矢川	河北高谷	0.23	民有林
15	"	207	015	山野	山野	下原谷川東	1.70	民有林
16	"	207	016	山野	山野	押谷川北	0.29	民有林
17	"	207	017	山野	矢川	河北高谷	0.41	民有林
18	"	207	018	山野	山野	押谷川北	0.23	民有林
19	"	207	019	山野	山野	中山	0.94	民有林
20	"	207	020	山野	山野	中山	0.66	民有林
21	"	207	021	山野	矢川	川南中曾根	0.14	民有林
22	"	207	022	山野	矢川	川南中曾根	0.53	民有林
23	"	207	023	山野	矢川	川南中曾根	0.50	民有林
24	"	207	024	山野	矢川	西山明神	2.30	民有林
25	"	207	025	山野	山野	高尾	2.30	民有林
26	"	207	026	山野	山野	七谷	0.30	民有林
27	"	207	027	山野	山野	七谷	0.97	民有林
28	"	207	028	山野	山野	大谷	0.31	民有林
29	"	207	029	山野	山野	七谷	0.90	民有林
30	"	207	030	山野	山野	七谷	0.41	民有林
31	"	207	031	山野	山野	七谷	0.82	民有林
32	"	207	032	山野	山野	大谷	0.48	民有林
33	"	207	033	山野	山野	松尾谷	0.72	民有林
34	"	207	034	加茂	北山		0.73	民有林
35	"	207	035	山野	山野	大谷	0.48	民有林
36	"	207	036	山野	山野	大谷	1.38	民有林
37	"	207	037	山野	山野	大谷	0.74	民有林
38	"	207	038	加茂	北山		0.60	民有林
39	"	207	039	山野	山野	大谷広間向	0.63	民有林
40	"	207	040	山野	山野	大谷	2.16	民有林
41	"	207	041	山野	山野	大谷	5.54	民有林
42	"	207	042	山野	山野	大谷	0.72	民有林
43	"	207	043	山野	山野	大谷	0.59	民有林
44	"	207	044	加茂	北山		1.22	民有林
45	"	207	045	山野	山野	大谷	0.15	民有林
46	"	207	046	加茂	北山		0.90	民有林
47	"	207	047	加茂	北山		3.72	民有林
48	"	207	048	加茂	北山		0.50	民有林
49	"	207	049	加茂	北山		0.27	民有林
50	"	207	050	駅家	服部本郷		0.16	民有林
51	"	207	051	駅家	服部本郷		0.03	民有林
52	"	207	052	駅家	雨木		0.65	民有林
53	"	207	053	加茂	百谷		0.63	民有林
54	"	207	054	加茂	栗根	小谷	0.69	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
55	崩壊土砂流出	207	055	駅家	服部本郷		1.95	民有林
56	"	207	056	加茂	栗根	尾ノ上	0.30	民有林
57	"	207	057	駅家	服部本郷		0.83	民有林
58	"	207	058	駅家	雨木		0.21	民有林
59	"	207	059	加茂	百谷		1.34	民有林
60	"	207	060	加茂	百谷		0.21	民有林
61	"	207	061	加茂	百谷		1.03	民有林
62	"	207	062	駅家	服部本郷		0.05	民有林
63	"	207	063	加茂	栗根	小池谷	1.34	民有林
64	"	207	064	駅家	服部本郷		0.30	民有林
65	"	207	065	加茂	栗根	四川	0.34	民有林
66	"	207	066	駅家	服部本郷		0.64	民有林
67	"	207	067	駅家	服部本郷		0.30	民有林
68	"	207	068	加茂	百谷		0.32	民有林
69	"	207	069	加茂	百谷		0.59	民有林
70	"	207	070	加茂	百谷		0.19	民有林
71	"	207	071	加茂	栗根	小池谷	0.25	民有林
72	"	207	072	駅家	服部永谷		0.34	民有林
73	"	207	073	春日	浦上	竹工	0.12	民有林
74	"	207	074	加茂	芦原	鹿熊	1.01	民有林
75	"	207	075	加茂	下加茂	東宇代	0.69	民有林
76	"	207	076	加茂	栗根	小池谷	0.46	民有林
77	"	207	077	駅家	服部本郷		0.32	民有林
78	"	207	078	駅家	服部永谷		0.83	民有林
79	"	207	079	加茂	芦原	安忠	1.04	民有林
80	"	207	080	加茂	芦原	鹿熊	0.70	民有林
81	"	207	081	加茂	芦原	鹿熊	0.32	民有林
82	"	207	082	加茂	芦原	安忠	0.61	民有林
83	"	207	083	加茂	下加茂	東宇代	0.16	民有林
84	"	207	084	加茂	芦原	安忠	0.61	民有林
85	"	207	085	駅家	服部永谷		0.06	民有林
86	"	207	086	駅家	助元		0.31	民有林
87	"	207	087	加茂	中野	井上	2.23	民有林
88	"	207	088	加茂	芦原	安忠	0.47	民有林
89	"	207	089	加茂	下加茂	東宇代	0.23	民有林
90	"	207	090	加茂	下加茂	吉和	0.41	民有林
91	"	207	091	加茂	中野	大惣津	1.76	民有林
92	"	207	092	駅家	服部永谷		0.51	民有林
93	"	207	093	加茂	中野	大惣津	0.39	民有林
94	"	207	094	駅家	服部永谷		0.33	民有林
95	"	207	095	駅家	助元		0.92	民有林
96	"	207	096	加茂	下加茂	輪ノ内	0.45	民有林
97	"	207	097	駅家	法成寺		0.14	民有林
98	"	207	098	駅家	新山		0.31	民有林
99	"	207	099	坪生	池平西		0.53	民有林
100	"	207	100	芦田	福田		0.27	民有林
101	"	207	101	芦田	福田		0.11	民有林
102	"	207	102	神辺	上竹田	鼓大谷	0.18	民有林
103	"	207	103	芦田	上有地		0.69	民有林
104	"	207	104	春日	宇山	スネハギ	0.69	民有林
105	"	207	105	坪生	池平西		0.63	民有林
106	"	207	106	春日	宇山	スネハギ	0.22	民有林
107	"	207	107	春日	浦上	通奥東平	0.32	民有林
108	"	207	108	芦田	柞磨		0.54	民有林
109	"	207	109	春日	宇山	大亀	0.46	民有林
110	"	207	110	春日	宇山	スネハギ	1.50	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
111	崩壊土砂流出	207	111	芦田	柞磨		0.08	民有林
112	"	207	112	坪生	池平西		0.30	民有林
113	"	207	113	芦田	上有地		0.98	民有林
114	"	207	114	春日	浦上	通奥東平	0.81	民有林
115	"	207	115	芦田	柞磨		0.07	民有林
116	"	207	116	春日	浦上	堂砂子	1.22	民有林
117	"	207	117	御幸	中津原	羽賀	0.17	民有林
118	"	207	118	御幸	中津原	羽賀	0.21	民有林
119	"	207	119	駅家	上山守		0.30	民有林
120	"	207	120	芦田	柞磨		0.19	民有林
121	"	207	121	春日	浦上	堂砂子	1.60	民有林
122	"	207	122	駅家	下山守		0.51	民有林
123	"	207	123	駅家	下山守		0.69	民有林
124	"	207	124	芦田	柞磨		0.38	民有林
125	"	207	125	駅家	下山守		0.67	民有林
126	"	207	126	千田	千田	池口	0.68	民有林
127	"	207	127	春日	宇山	大亀	0.51	民有林
128	"	207	128	芦田	柞磨		0.26	民有林
129	"	207	129	芦田	柞磨		0.06	民有林
130	"	207	130	芦田	柞磨		0.11	民有林
131	"	207	131	千田	千田	大迫谷北平	0.55	民有林
132	"	207	132	芦田	柞磨		0.37	民有林
133	"	207	133	駅家	下山守		2.35	民有林
134	"	207	134	芦田	柞磨		0.13	民有林
135	"	207	135	春日	浦上	通奥西平	0.11	民有林
136	"	207	136	駅家	上山守		0.94	民有林
137	"	207	137	千田	千田	池口	0.41	民有林
138	"	207	138	郷分	横路		0.27	民有林
139	"	207	139	芦田	上有地		0.70	民有林
140	"	207	140	駅家	今岡		0.13	民有林
141	"	207	141	芦田	柞磨		0.45	民有林
142	"	207	142	春日	浦上	竹工	0.63	民有林
143	"	207	143	郷分	横路		0.61	民有林
144	"	207	144	芦田	柞磨		0.37	民有林
145	"	207	145	蔵王	大山		3.12	民有林
146	"	207	146	芦田	柞磨		0.30	民有林
147	"	207	147	春日	浦上	竹工	0.38	民有林
148	"	207	148	郷分	境		1.04	民有林
149	"	207	149	郷分	境		2.37	民有林
150	"	207	150	芦田	上有地		0.08	民有林
151	"	207	151	芦田	下有地		0.16	民有林
152	"	207	152	郷分	平谷		0.78	民有林
153	"	207	153	駅家	今岡		1.27	民有林
154	"	207	154	郷分	境		0.32	民有林
155	"	207	155	駅家	向永谷		0.58	民有林
156	"	207	156	芦田	柞磨		0.08	民有林
157	"	207	157	芦田	下有地		0.44	民有林
158	"	207	158	芦田	柞磨		0.30	民有林
159	"	207	159	芦田	下有地		0.20	民有林
160	"	207	160	芦田	柞磨		0.62	民有林
161	"	207	161	駅家	向永谷		0.58	民有林
162	"	207	162	芦田	福田		0.08	民有林
163	"	207	163	芦田	柞磨		0.15	民有林
164	"	207	164	千田	坂田	永谷	1.92	民有林
165	"	207	165	郷分	石掛		1.39	民有林
166	"	207	166	駅家	向永谷		0.55	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
167	崩壊土砂流出	207	167	御幸	中津原	牧	0.59	民有林
168	"	207	168	千田	千田	新入	0.63	民有林
169	"	207	169	千田	千田	新入	0.44	民有林
170	"	207	170	千田	千田	新入	0.66	民有林
171	"	207	171	芦田	下有地		0.47	民有林
172	"	207	172	千田	坂田	永谷	0.60	民有林
173	"	207	173	芦田	柞磨		0.12	民有林
174	"	207	174	芦田	福田		0.78	民有林
175	"	207	175	郷分	石掛		0.02	民有林
176	"	207	176	芦田	福田		1.28	民有林
177	"	207	177	芦田	柞磨		1.36	民有林
178	"	207	178	芦田	柞磨		0.72	民有林
179	"	207	179	芦田	下有地		0.50	民有林
180	"	207	180	郷分	石掛		0.21	民有林
181	"	207	181	千田	藪路	小藪路	0.29	民有林
182	"	207	182	芦田	上有地		0.32	民有林
183	"	207	183	千田	千田	新入	0.45	民有林
184	"	207	184	蔵王	5丁目		0.96	民有林
185	"	207	185	御幸	中津原	牧	0.60	民有林
186	"	207	186	芦田	福田		0.34	民有林
187	"	207	187	芦田	福田		0.20	民有林
188	"	207	188	郷分			6.09	民有林
189	"	207	189	駅家	向永谷		0.15	民有林
190	"	207	190	御幸	中津原	牧	0.66	民有林
191	"	207	191	奈良津	3丁目		0.12	民有林
192	"	207	192	蔵王	蔵王平		1.15	民有林
193	"	207	193	芦田	上有地		0.48	民有林
194	"	207	194	赤坂	赤坂	長者原	1.94	民有林
195	"	207	195	芦田	上有地		0.47	民有林
196	"	207	196	蔵王	蔵王平		0.61	民有林
197	"	207	197	大門	大門	奥坊敷	1.88	民有林
198	"	207	198	赤坂	赤坂	長者原	0.20	民有林
199	"	207	199	奈良津	3丁目		0.34	民有林
200	"	207	200	北本庄	4丁目		0.06	民有林
201	"	207	201	大門	大門	奥坊敷	0.32	民有林
202	"	207	202	芦田	上有地	掛平	0.55	民有林
203	"	207	203	芦田	下有地		1.78	民有林
204	"	207	204	津之郷	津ノ郷	俄山	0.04	民有林
205	"	207	205	山手	矢田		1.78	民有林
206	"	207	206	山手	鉄筒		1.35	民有林
207	"	207	207	芦田	下有地		2.09	民有林
208	"	207	208	芦田	福田		0.54	民有林
209	"	207	209	赤坂	赤坂	長者原	0.06	民有林
210	"	207	210	芦田	福田		0.05	民有林
211	"	207	211	山手	桜		1.04	民有林
212	"	207	212	本郷	奥山		1.90	民有林
213	"	207	213	赤坂	赤坂	長者原	0.47	民有林
214	"	207	214	芦田	福田		1.16	民有林
215	"	207	215	山手	鉄筒		0.27	民有林
216	"	207	216	赤坂	赤坂	長者原	0.23	民有林
217	"	207	217	本郷	奥山		1.53	民有林
218	"	207	218	津之郷	津ノ郷	俄山	0.41	民有林
219	"	207	219	津之郷	津ノ郷	高増	0.02	民有林
220	"	207	220	赤坂	赤坂	長者原	3.38	民有林
221	"	207	221	津之郷	津ノ郷	沢田	0.23	民有林
222	"	207	222	神村	奥田東平		0.44	民有林
223	"	207	223	赤坂	赤坂	長者原	3.98	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
224	崩壊土砂流出	207	224	神村	奥田西平		2.25	民有林
225	"	207	225	赤坂	赤坂	正田	2.59	民有林
226	"	207	226	神村	大野ヶ原		1.05	民有林
227	"	207	227	津之郷	加屋	狸原	0.25	民有林
228	"	207	228	本郷	盗人		0.27	民有林
229	"	207	229	津之郷	加屋	狸原	0.91	民有林
230	"	207	230	神村	奥田東平		0.38	民有林
231	"	207	231	神村	奥田東平		3.67	民有林
232	"	207	232	神村	大野ヶ原		0.65	民有林
233	"	207	233	津之郷	加屋	狸原	0.90	民有林
234	"	207	234	津之郷	加屋	青木	0.02	民有林
235	"	207	235	神村	奥田東平		2.30	民有林
236	"	207	236	神村	奥田東平		0.68	民有林
237	"	207	237	津之郷	加屋	狸原	0.02	民有林
238	"	207	238	神村	大野ヶ原		0.55	民有林
239	"	207	239	本郷	横屋		0.17	民有林
240	"	207	240	赤坂	赤坂	田之迫	1.18	民有林
241	"	207	241	津之郷	加屋	青木	0.27	民有林
242	"	207	242	津之郷	加屋	ノブ谷	0.84	民有林
243	"	207	243	赤坂	赤坂	正田	0.27	民有林
244	"	207	244	本郷	榎原		0.19	民有林
245	"	207	245	赤坂	赤坂	田之迫	0.55	民有林
246	"	207	246	津之郷	加屋	青木	0.36	民有林
247	"	207	247	赤坂	赤坂	正田	0.42	民有林
248	"	207	248	本郷	横屋		0.04	民有林
249	"	207	249	津之郷	津ノ郷	坂部	0.90	民有林
250	"	207	250	本郷	榎原		0.78	民有林
251	"	207	251	津之郷	加屋	身倒	0.98	民有林
252	"	207	252	神村	奥田東平		0.43	民有林
253	"	207	253	赤坂	赤坂	田之迫	0.16	民有林
254	"	207	254	赤坂	赤坂	正田	0.41	民有林
255	"	207	255	本郷	住屋迫		0.47	民有林
256	"	207	256	津之郷	加屋	小原	1.26	民有林
257	"	207	257	赤坂	赤坂	田之迫	0.60	民有林
258	"	207	258	瀬戸	長和	岩室	1.21	民有林
259	"	207	259	赤坂	赤坂	正田	0.30	民有林
260	"	207	260	赤坂	赤坂	田之迫	0.75	民有林
261	"	207	261	本郷	住屋迫		0.33	民有林
262	"	207	262	草戸	半坂		0.20	民有林
263	"	207	263	草戸	半坂		0.69	民有林
264	"	207	264	赤坂	赤坂	田之迫	0.35	民有林
265	"	207	265	本郷	住屋迫		0.58	民有林
266	"	207	266	本郷	住屋迫		0.26	民有林
267	"	207	267	草戸	半坂		1.05	民有林
268	"	207	268	東村	僧都		0.77	民有林
269	"	207	269	草戸	半坂		0.54	民有林
270	"	207	270	神村	奥田東平		0.14	民有林
271	"	207	271	本郷	住屋迫		0.45	民有林
272	"	207	272	本郷	住屋迫		0.30	民有林
273	"	207	273	本郷	住屋迫		0.62	民有林
274	"	207	274	神村	アセビ原		0.38	民有林
275	"	207	275	東村	僧都		0.53	民有林
276	"	207	276	東村	清迫		0.22	民有林
277	"	207	277	神村	地藏山		0.47	民有林
278	"	207	278	草戸	半坂		0.59	民有林
279	"	207	279	瀬戸	長和	小三郎	1.89	民有林
280	"	207	280	瀬戸	長和	王子原奥	0.46	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
281	崩壊土砂流出	207	281	瀬戸	長和	王子原奥	2.77	民有林
282	"	207	282	瀬戸	長和	王子原奥	0.98	民有林
283	"	207	283	水呑	洗谷妙見道西		0.12	民有林
284	"	207	284	瀬戸	地頭分	松山	0.14	民有林
285	"	207	285	瀬戸	長和	明鹿	1.44	民有林
286	"	207	286	瀬戸	長和	梓田奥	0.53	民有林
287	"	207	287	神村	地蔵山		1.01	民有林
288	"	207	288	瀬戸	長和	梓田奥	2.14	民有林
289	"	207	289	瀬戸	地頭分	虎	0.72	民有林
290	"	207	290	瀬戸	長和	梓田奥	0.76	民有林
291	"	207	291	瀬戸	長和	岡	0.17	民有林
292	"	207	292	水呑	丸山下北		0.27	民有林
293	"	207	293	瀬戸	長和	岡	0.36	民有林
294	"	207	294	瀬戸	地頭分	虎	0.16	民有林
295	"	207	295	水呑	丸山下北		0.56	民有林
296	"	207	296	赤坂	早戸	道上	0.23	民有林
297	"	207	297	神村	萩ノ尾		0.32	民有林
298	"	207	298	赤坂	赤坂	勝負	0.42	民有林
299	"	207	299	瀬戸	地頭分	大景	0.11	民有林
300	"	207	300	瀬戸	地頭分	高鉢	0.57	民有林
301	"	207	301	瀬戸	長和	栗ヶ谷	0.07	民有林
302	"	207	302	赤坂	早戸	道上	1.25	民有林
303	"	207	303	瀬戸	地頭分	別所右	1.77	民有林
304	"	207	304	瀬戸	長和	西ヶ谷	0.41	民有林
305	"	207	305	水呑	丸山下北		1.10	民有林
306	"	207	306	瀬戸	地頭分	大景	2.47	民有林
307	"	207	307	赤坂	早戸	峠	0.26	民有林
308	"	207	308	神村	天神奥		1.28	民有林
309	"	207	309	金江	藁江	仕官森	1.32	民有林
310	"	207	310	赤坂	早戸	峠	0.03	民有林
311	"	207	311	瀬戸	長和	栗ヶ谷	0.20	民有林
312	"	207	312	瀬戸	地頭分	大景	0.24	民有林
313	"	207	313	神村	天神奥		0.78	民有林
314	"	207	314	瀬戸	長和	彦山	2.10	民有林
315	"	207	315	瀬戸	長和	西ヶ谷	0.68	民有林
316	"	207	316	瀬戸	長和	西ヶ谷	0.32	民有林
317	"	207	317	金江	藁江	仕官森	0.86	民有林
318	"	207	318	金江	藁江	丸山	0.07	民有林
319	"	207	319	水呑	丸山下北		0.73	民有林
320	"	207	320	高西	川尻	苧畑山	0.42	民有林
321	"	207	321	神村	天神奥		0.27	民有林
322	"	207	322	高西	川尻	苧畑山	0.18	民有林
323	"	207	323	金江	藁江	馬ノ背	0.51	民有林
324	"	207	324	金江	藁江	馬ノ背	0.40	民有林
325	"	207	325	金江	藁江	丸山	1.77	民有林
326	"	207	326	水呑	中村奥		0.41	民有林
327	"	207	327	熊野	池奥		1.41	民有林
328	"	207	328	金江	藁江		0.43	民有林
329	"	207	329	金江	藁江	丸山	1.01	民有林
330	"	207	330	水呑	中村奥		0.36	民有林
331	"	207	331	熊野	掛迫		0.70	民有林
332	"	207	332	熊野	矢迫		0.46	民有林
333	"	207	333	水呑	中村奥		1.43	民有林
334	"	207	334	熊野	西山		0.16	民有林
335	"	207	335	水呑	竹ヶ端山		1.08	民有林
336	"	207	336	水呑	鍛冶屋奥谷東		1.19	民有林
337	"	207	337	水呑	佐寿良谷西		0.81	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
338	崩壊土砂流出	207	338	金江	金見	四正面	0.62	民有林
339	"	207	339	熊野	矢迫		1.37	民有林
340	"	207	340	金江	藁江	向	1.13	民有林
341	"	207	341	熊野	矢迫		0.60	民有林
342	"	207	342	水呑	竹ヶ端山		1.69	民有林
343	"	207	343	水呑	竹ヶ端山		0.42	民有林
344	"	207	344	熊野	熊ヶ峯北		0.03	民有林
345	"	207	345	水呑	竹ヶ端山		0.37	民有林
346	"	207	346	田尻	佐須良		0.63	民有林
347	"	207	347	田尻	久助		0.18	民有林
348	"	207	348	田尻	大迫		1.00	民有林
349	"	207	349	金江	金見	本谷奥	1.01	民有林
350	"	207	350	金江	金見		0.96	民有林
351	"	207	351	熊野	丸山		0.60	民有林
352	"	207	352	熊野	石狒		0.06	民有林
353	"	207	353	熊野	左北谷		1.64	民有林
354	"	207	354	熊野	左北谷		1.13	民有林
355	"	207	355	熊野	道之上		2.88	民有林
356	"	207	356	熊野	道之上		0.49	民有林
357	"	207	357	熊野	道之上		0.34	民有林
358	"	207	358	熊野	狐岩		2.02	民有林
359	"	207	359	田尻	八石		0.12	民有林
360	"	207	360	熊野	道之上		0.35	民有林
361	"	207	361	熊野	地主通り		3.02	民有林
362	"	207	362	熊野	茶畠		0.31	民有林
363	"	207	363	熊野	狐岩		1.73	民有林
364	"	207	364	熊野	地主通り		2.03	民有林
365	"	207	365	熊野	棚迫		3.12	民有林
366	"	207	366	熊野	黒木奥		0.27	民有林
367	"	207	367	藤江	梅ノ木		0.14	民有林
368	"	207	368	田尻	八石		0.10	民有林
369	"	207	369	熊野	禎神		1.30	民有林
370	"	207	370	熊野	黒木奥		0.22	民有林
371	"	207	371	熊野	棚迫		0.05	民有林
372	"	207	372	熊野	棚迫		0.51	民有林
373	"	207	373	田尻	八石		0.34	民有林
374	"	207	374	藤江	高折笠		0.11	民有林
375	"	207	375	熊野	禎神		0.34	民有林
376	"	207	376	藤江	高折笠		0.85	民有林
377	"	207	377	熊野	永迫		1.08	民有林
378	"	207	378	熊野	南北浦		2.88	民有林
379	"	207	379	熊野	永迫		0.63	民有林
380	"	207	380	熊野	永迫		0.72	民有林
381	"	207	381	熊野	永迫		1.35	民有林
382	"	207	382	熊野	永迫		1.44	民有林
383	"	207	383	熊野	永迫		0.31	民有林
384	"	207	384	熊野	段ノ奥		0.81	民有林
385	"	207	385	熊野	南北浦		0.68	民有林
386	"	207	386	鞆	後地	櫛坂	0.02	民有林
387	"	207	387	鞆	後地	亀霧	0.75	民有林
388	"	207	388	鞆	後地	亀霧	0.23	民有林
389	"	207	389	走島	走島	走山	0.32	民有林
390	"	207	390	走島	走島	走山	0.28	民有林
391	"	207	391	走島	走島	走山	0.50	民有林
392	"	207	392	走島	走島	走山	0.24	民有林
393	"	207	393	走島	走島	走山	6.09	民有林
394	"	207	394	内海	立畑		0.12	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
395	崩壊土砂流出	207	395	内海	立山		0.24	民有林
396	"	207	396	内海	白箒		0.25	民有林
397	"	207	397	内海	立山		0.12	民有林
398	"	207	398	内海	白箒		1.19	民有林
399	"	207	399	内海	白箒		0.30	民有林
400	"	207	400	内海	立畑		0.31	民有林
401	"	207	401	内海	箱崎		0.55	民有林
402	"	207	402	内海	大坂		0.23	民有林
403	"	207	403	内海	大坂		0.93	民有林
404	"	207	404	内海	箱崎		0.26	民有林
405	"	207	405	内海	堂之山		0.43	民有林
406	"	207	406	内海	久保山		0.48	民有林
407	"	207	407	内海	大坂		0.49	民有林
408	"	207	408	内海	大越シ西		0.24	民有林
409	"	207	409	内海	乗越		0.34	民有林
410	"	207	410	内海	大越シ西		0.27	民有林
411	"	207	411	内海	沖浦山		0.09	民有林
412	"	207	412	内海	乗越		0.14	民有林
413	"	207	413	内海	沖浦山		0.12	民有林
414	"	207	414	内海	乗越		0.14	民有林
415	"	207	415	内海	沖浦山		0.32	民有林
416	"	207	416	内海	奥上		0.34	民有林
417	"	207	417	内海	奥上		1.02	民有林
418	"	207	418	内海	新道		1.19	民有林
419	"	207	419	内海	明見		0.08	民有林
420	"	207	420	内海	明見		0.54	民有林
421	"	207	421	内海	奥上		0.12	民有林
422	"	207	422	内海	奥上		0.16	民有林
423	"	207	423	内海	小脇		0.63	民有林
424	"	207	424	内海	小脇		0.39	民有林
425	"	207	425	内海	グイビ		0.54	民有林
426	"	207	426	内海	小脇		0.15	民有林
427	"	207	427	沼隈	上山南	向山	0.11	民有林
428	"	207	428	沼隈	上山南	岡田	0.22	民有林
429	"	207	429	沼隈	上山南	岡田	0.22	民有林
430	"	207	430	沼隈	中山南	高鉢	0.30	民有林
431	"	207	431	沼隈	中山南	西迫	0.23	民有林
432	"	207	432	沼隈	中山南	西迫	0.11	民有林
433	"	207	433	沼隈	中山南	風呂奥	0.63	民有林
434	"	207	434	沼隈	中山南	西迫	0.19	民有林
435	"	207	435	沼隈	中山南	王子平	0.36	民有林
436	"	207	436	沼隈	中山南	カシヤ	0.07	民有林
437	"	207	437	沼隈	中山南	風呂奥	4.39	民有林
438	"	207	438	沼隈	下山南	出ノ迫	0.18	民有林
439	"	207	439	沼隈	下山南	出ノ迫	3.50	民有林
440	"	207	440	沼隈	下山南	中迫	0.06	民有林
441	"	207	441	沼隈	下山南	提木北谷	0.90	民有林
442	"	207	442	沼隈	中山南	石亀	1.05	民有林
443	"	207	443	沼隈	中山南	喜勢	0.66	民有林
444	"	207	444	沼隈	下山南	上林	0.06	民有林
445	"	207	445	沼隈	下山南	提木北谷	0.34	民有林
446	"	207	446	沼隈	中山南	谷迫	0.27	民有林
447	"	207	447	沼隈	中山南	湯船	0.99	民有林
448	"	207	448	沼隈	下山南	提木北谷	1.67	民有林
449	"	207	449	沼隈	下山南	上林	0.22	民有林
450	"	207	450	沼隈	中山南	喜勢	0.59	民有林
451	"	207	451	沼隈	草深	柏迫東側	0.28	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
452	崩壊土砂流出	207	452	沼隈	草深	深道	0.71	民有林
453	"	207	453	沼隈	中山南	谷迫	0.86	民有林
454	"	207	454	沼隈	常石	後山	0.16	民有林
455	"	207	455	沼隈	常石	中野迫	0.54	民有林
456	"	207	456	沼隈	常石	中野迫	0.19	民有林
457	"	207	457	沼隈	常石	東山	0.50	民有林
458	"	207	458	沼隈	常石	東山	0.13	民有林
459	"	207	459	沼隈	常石	後山	0.19	民有林
460	"	207	460	沼隈	常石	片山	0.45	民有林
461	"	207	461	沼隈	草深	双津	0.38	民有林
462	"	207	462	沼隈	常石	東山	0.40	民有林
463	"	207	463	沼隈	常石	東山	0.36	民有林
464	"	207	464	沼隈	常石	後山	0.38	民有林
465	"	207	465	沼隈	常石	東山	0.49	民有林
466	"	207	466	沼隈	常石	東山	0.19	民有林
467	"	207	467	沼隈	常石	東山	0.21	民有林
468	"	207	468	沼隈	草深	先阿引	0.15	民有林
469	"	207	469	沼隈	能登原	亀ノ甲	0.19	民有林
470	"	207	470	沼隈	能登原	桜西側	0.20	民有林
471	"	207	471	沼隈	常石	敷名	0.32	民有林
472	"	207	472	沼隈	能登原	桜西側	2.43	民有林
473	"	207	473	沼隈	能登原	桜西側	0.11	民有林
474	"	207	474	沼隈	常石	敷名	0.24	民有林
475	"	207	475	沼隈	能登原	白浜西側	0.29	民有林
476	"	207	476	沼隈	能登原	白浜西側	0.16	民有林
477	"	207	477	沼隈	常石	敷名	0.38	民有林
478	"	207	478	沼隈	能登原	桜西側	0.25	民有林
479	"	207	479	沼隈	能登原	山崎	0.14	民有林
480	"	207	480	沼隈	能登原	谷坂	0.19	民有林
481	"	207	481	沼隈	常石	敷名	0.15	民有林
482	"	207	482	沼隈	能登原	横立	0.26	民有林
483	"	207	483	沼隈	能登原	横立	0.24	民有林
484	"	207	484	沼隈	能登原	横立	0.11	民有林
485	"	207	485	鞆	後地	山ノ神	0.24	民有林
486	"	207	486	沼隈	能登原	室間東側	0.16	民有林
487	"	207	487	山野	山野	大谷	0.27	民有林
488	"	207	488	神辺	山野	大谷	0.02	民有林
489	"	207	489	神辺	三谷	金山	0.02	民有林
490	"	207	490	神辺	三谷	金山	0.02	民有林
491	"	207	491	神辺	三谷	金山	0.29	民有林
492	"	207	492	神辺	三谷	是定	0.23	民有林
493	"	207	493	神辺	三谷	栗元	0.12	民有林
494	"	207	494	神辺	三谷	栗元	0.08	民有林
495	"	207	495	神辺	三谷	栗元	0.43	民有林
496	"	207	496	神辺	東中条	高砂	0.32	民有林
497	"	207	497	神辺	三谷	森安	0.08	民有林
498	"	207	498	神辺	三谷	栗元	0.16	民有林
499	"	207	499	神辺	三谷	栗元	0.33	民有林
500	"	207	500	神辺	三谷	森安	0.06	民有林
501	"	207	501	神辺	三谷	是定	0.47	民有林
502	"	207	502	神辺	三谷	栗元	0.24	民有林
503	"	207	503	神辺	東中条	高砂	0.04	民有林
504	"	207	504	神辺	東中条	高砂	0.30	民有林
505	"	207	505	神辺	三谷	森安	0.14	民有林
506	"	207	506	神辺	三谷	森安	0.05	民有林
507	"	207	507	神辺	三谷	森安	0.11	民有林
508	"	207	508	神辺	三谷	森安	0.64	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
509	崩壊土砂流出	207	509	神辺	東中条	末友	0.27	民有林
510	"	207	510	神辺	東中条	イノコキ	0.28	民有林
511	"	207	511	神辺	三谷	足刈	0.23	民有林
512	"	207	512	神辺	東中条	広山	0.47	民有林
513	"	207	513	神辺	東中条	広山	0.48	民有林
514	"	207	514	神辺	東中条	向山	0.44	民有林
515	"	207	515	神辺	東中条	西谷	0.38	民有林
516	"	207	516	神辺	東中条	大倉	0.24	民有林
517	"	207	517	神辺	上御領	奈良原	0.05	民有林
518	"	207	518	神辺	東中条	西谷	0.32	民有林
519	"	207	519	神辺	東中条	向山	0.11	民有林
520	"	207	520	神辺	東中条	向山	0.12	民有林
521	"	207	521	神辺	東中条	国地	0.45	民有林
522	"	207	522	神辺	東中条	粟井	0.46	民有林
523	"	207	523	神辺	上御領	宇根	0.09	民有林
524	"	207	524	神辺	東中条	国地	0.21	民有林
525	"	207	525	神辺	東中条	金晶地	1.49	民有林
526	"	207	526	神辺	上御領	鳴岩	0.57	民有林
527	"	207	527	神辺	上御領	鳴岩	0.55	民有林
528	"	207	528	神辺	東中条	土井	0.07	民有林
529	"	207	529	神辺	上御領	宮地	0.23	民有林
530	"	207	530	神辺	西中条	深水	0.11	民有林
531	"	207	531	神辺	上御領	城主山	0.05	民有林
532	"	207	532	神辺	西中条	藤森	0.10	民有林
533	"	207	533	神辺	西中条	山田	0.51	民有林
534	"	207	534	神辺	上御領	鳴岩	0.12	民有林
535	"	207	535	神辺	上御領	城主山	0.99	民有林
536	"	207	536	神辺	西中条	貝谷	0.27	民有林
537	"	207	537	神辺	西中条	後谷	0.25	民有林
538	"	207	538	神辺	西中条	山田	0.33	民有林
539	"	207	539	神辺	下御領	米道	0.28	民有林
540	"	207	540	神辺	下御領	米道	0.41	民有林
541	"	207	541	神辺	下御領	米道	0.68	民有林
542	"	207	542	神辺	西中条	貝谷	0.02	民有林
543	"	207	543	神辺	下御領	米道	0.07	民有林
544	"	207	544	神辺	西中条	藤森	0.08	民有林
545	"	207	545	神辺	西中条	藤森	1.04	民有林
546	"	207	546	神辺	道上	渡瀬	0.21	民有林
547	"	207	547	神辺	八尋	森	0.33	民有林
548	"	207	548	神辺	八尋	森	0.22	民有林
549	"	207	549	神辺	下竹田	辺木	0.11	民有林
550	"	207	550	神辺	平野	観音寺	0.08	民有林
551	"	207	551	神辺	下竹田	長坂	0.25	民有林
552	"	207	552	神辺	下竹田	辺木	0.16	民有林
553	"	207	553	神辺	下竹田	辺木	0.33	民有林
554	"	207	554	神辺	平野	道城	0.22	民有林
555	"	207	555	神辺	平野	名越	0.48	民有林
556	"	207	556	神辺	平野	道城	0.11	民有林
557	"	207	557	神辺	下竹田	狭間	0.68	民有林
558	"	207	558	神辺	平野	名越	0.23	民有林
559	"	207	559	神辺	上竹田	泰砂子谷	0.07	民有林
560	"	207	560	神辺	平野	名越	0.32	民有林
561	"	207	561	神辺	下竹田	狭間	0.16	民有林
562	"	207	562	神辺	平野	名越	0.11	民有林
563	"	207	563	神辺	上竹田	本林	0.05	民有林
564	"	207	564	神辺	平野	名越	0.18	民有林
565	"	207	565	神辺	上竹田	泰砂子谷	0.14	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
566	崩壊土砂流出	207	566	神辺	平野	名越	0.44	民有林
567	"	207	567	神辺	下竹田	南轟	0.40	民有林
568	"	207	568	神辺	川北	帰り	0.34	民有林
569	"	207	569	神辺	下竹田	鳥越	0.18	民有林
570	"	207	570	神辺	上竹田	鼓大谷	0.06	民有林
571	"	207	571	神辺	上竹田	泰砂子谷	0.07	民有林
572	"	207	572	神辺	上南	杉谷	0.24	民有林
573	"	207	573	神辺	下竹田	鳥越	0.24	民有林
574	"	207	574	神辺	下竹田	鳥越	0.05	民有林
575	"	207	575	神辺	上南	丙北側	0.15	民有林
576	"	207	576	神辺	下竹田	鳥越	0.07	民有林
577	"	207	577	神辺	上竹田	内砂子谷	0.08	民有林
578	"	207	578	神辺	下竹田	南轟	0.70	民有林
579	"	207	579	神辺	上南	丙南側	0.22	民有林
580	"	207	580	神辺	上南	丙南側	0.41	民有林
581	"	207	581	神辺	上南	岩田北側	0.28	民有林
582	"	207	582	神辺	上南	片山	0.13	民有林
583	"	207	583	新市	藤尾		0.10	民有林
584	"	207	584	新市	藤尾		0.04	民有林
585	"	207	585	新市	奥見谷		0.12	民有林
586	"	207	586	新市	金丸		0.32	民有林
587	"	207	587	新市	藤尾		0.33	民有林
588	"	207	588	新市	藤尾		0.47	民有林
589	"	207	589	新市	藤尾		0.16	民有林
590	"	207	590	新市	金丸		0.09	民有林
591	"	207	591	新市	金丸		0.09	民有林
592	"	207	592	新市	金丸		0.07	民有林
593	"	207	593	新市	金丸		0.12	民有林
594	"	207	594	新市	藤尾		0.17	民有林
595	"	207	595	新市	常		0.65	民有林
596	"	207	596	新市	常		0.08	民有林
597	"	207	597	新市	金丸		0.11	民有林
598	"	207	598	新市	金丸		0.25	民有林
599	"	207	599	新市	金丸		0.11	民有林
600	"	207	600	新市	常		1.04	民有林
601	"	207	601	新市	常		0.03	民有林
602	"	207	602	新市	金丸		0.24	民有林
603	"	207	603	新市	金丸		0.07	民有林
604	"	207	604	新市	常		0.83	民有林
605	"	207	605	新市	常		0.38	民有林
606	"	207	606	新市	常		0.44	民有林
607	"	207	607	新市	金丸		0.08	民有林
608	"	207	608	新市	金丸		0.03	民有林
609	"	207	609	新市	常		0.05	民有林
610	"	207	610	新市	常		1.05	民有林
611	"	207	611	新市	常		0.07	民有林
612	"	207	612	新市	常		0.66	民有林
613	"	207	613	新市	常		0.05	民有林
614	"	207	614	新市	常		0.39	民有林
615	"	207	615	新市	常		0.07	民有林
616	"	207	616	新市	常		0.13	民有林
617	"	207	617	新市	常		0.24	民有林
618	"	207	618	新市	常		0.09	民有林
619	"	207	619	新市	常		0.66	民有林
620	"	207	620	新市	上安井		0.15	民有林
621	"	207	621	新市	常		0.09	民有林
622	"	207	622	新市	下安井		0.38	民有林

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
623	崩壊土砂流出	207	623	新市	宮内		0.16	民有林
624	"	207	624	新市	下安井		0.34	民有林
625	"	207	625	新市	常		0.07	民有林
626	"	207	626	新市	下安井		0.21	民有林
627	"	207	627	新市	下安井		0.93	民有林
628	"	207	628	新市	下安井		0.23	民有林
629	"	207	629	新市	宮内		0.04	民有林
630	"	207	630	新市	下安井		1.20	民有林
631	"	207	631	新市	下安井		0.40	民有林
632	"	207	632	新市	下安井		0.08	民有林
633	"	207	633	新市	宮内		0.11	民有林
634	"	207	634	新市	宮内		0.05	民有林
635	"	207	635	新市	宮内		0.54	民有林
636	"	207	636	新市	下安井		0.46	民有林
637	"	207	637	新市	宮内		0.08	民有林
638	"	207	638	新市	宮内		0.19	民有林
639	"	207	639	新市	宮内		0.27	民有林
640	"	207	640	新市	戸手		0.92	民有林
641	"	207	641	新市	戸手		0.50	民有林
642	"	207	642	新市	相方		0.07	民有林
643	"	207	643	新市	相方		0.06	民有林
644	"	207	644	新市	相方		0.80	民有林
645	"	207	645	新市	相方		0.06	民有林
646	"	207	646	高西	川尻	苅畑山	1.17	民有林
647	"	207	647	神村	奥田西平		1.41	民有林
648	"	207	648	津之郷	津之郷		0.30	民有林
649	"	207	649	駅家	上山守		0.30	民有林
650	"	207	001	鞆	後地	後口山2	1.00	国有林
651	"	207	002	鞆	後地	後口山2	1.80	国有林
652	"	207	003	鞆	後地	後口山2	1.00	国有林
653	"	207	004	山野	山野	馬乗山69	1.20	国有林
654	"	207	005	水呑		鍛冶屋山4	1.60	国有林
655	"	207	006	駅家	服部本郷	笛木山65	1.50	国有林
656	"	207	007	駅家		笛木山65	1.10	国有林
657	"	207	008	山野		川東山67	0.40	国有林
658	"	524	001	新市	藤尾	川井谷山42	0.90	国有林
659	"	524	002	新市	藤尾	赤滝山59	0.60	国有林

※地形、地質、林況からみて山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流失し、人家、公共建物等に被害を与える恐れがある地区

(8) - 3 山地災害危険地区～地すべり危険地区(民有林)

農林整備課(2024年(令和6年)4月1日現在)

	危険崩壊	危険地番号		位置			面積 (ha)	備考
				町	大字	字		
1	地すべり	207	1	内海		箱崎	4.34	民有林

(9) ため池

農林整備課(2024年(令和6年)4月1日現在)

	施設コード	名 称	所 在 地	規 模		防災 重点 ため池
				堤 高 (m)	貯水量 (m ³)	
1	342070001	神 谷 奥 池	坪生町 仁井奥359	5.0	800	○
2	342070004	天 満 池	坪生町 天満652外	4.7	14,300	○
3	342070006	黒 坂 新 池	坪生町 壹本木687外	3.1	500	○
4	342070008	己 の 池	坪生町 原777-3外	3.7	600	○
5	342070009	引 地 新 池	坪生町 石井814外	2.4	500	○
6	342070010	馬 場 池	坪生町 宮ノ前甲186外	4.3	6,300	○
7	342070011	東 垂 池	坪生町 六丁目972-1	3.9	6,400	○
8	342070015	森 ケ 迫 池	坪生町 六丁目921-1外	3.4	800	○
9	342070016	引 地 池	坪生町 引地888	4.4	5,800	○
10	342070020	滑 新 池	坪生町 新池1377-1外	4.0	11,500	○
11	342070021	黒坂夫婦下池	坪生町 小丸883	4.5	10,700	○
12	342070022	黒坂夫婦上池	坪生町 小丸884-1	3.7	1,400	○
13	342070033	滑 池	坪生町 滑池上1552-1	4.8	25,900	○
14	342070044	呑 屋 池	坪生町 野宮奥1859	4.1	100	○
15	342070045	宝 料 田 池	坪生町 宝料田1916外	6.7	800	○
16	342070050	西 の 谷 新 池	坪生町 宗延1983-1外	6.1	12,000	○
17	342070051	川 原 山 池	坪生町 川原山2159	8.2	53,000	○
18	342070064	新 池	大門町 大門奥坊敷277	3.0	700	○
19	342070065	八 迫 池	大門町 大門八坂321	6.6	700	○
20	342070066	宮 池	大門町 大門宮池660	2.6	500	○
21	342070067	南 池	大門町 大門南池613	3.0	300	○
22	342070068	蓮 池	大門町 大門蓮池228	3.6	3,500	○
23	342070069	小 坂 池	大門町 大門小坂183	4.3	4,500	○
24	342070071	か じ や 池	大門町 野々浜カジヤ547	3.0	500	○
25	342070073	す り ば ち 池	大門町 野々浜境840	1.6	100	○
26	342070074	新 池	大門町 野々浜境803	3.3	300	○
27	342070075	河 口 池 (上)	大門町 野々浜河口1052-1	3.0	6,000	○
28	342070077	河 口 池 (下)	大門町 野々浜河口1031-1外	7.8	27,500	○
29	342070080	奥 迫 池	大門町 七丁目1881	6.3	8,300	○
30	342070081	新 池	大門町 七丁目1770	4.5	4,100	○
31	342070083	森 池	大門町 七丁目1761外	7.3	15,800	○
32	342070085	坂 里 池	大門町 五丁目2195	3.2	500	○
33	342070087	殿 迫 池	坪生町 殿迫谷3308外	6.6	3,800	○
34	342070088	下 池	坪生町 殿迫谷3293	1.5	400	○
35	342070091	大 場 池	坪生町 池平西3152外	4.9	5,000	○
36	342070092	古 池 上 池	春日町 浦上粟谷543	4.8	900	○
37	342070093	古 池 下 池	春日町 浦上山峠谷548	7.4	9,200	○
38	342070094	通 り 池	春日町 浦上通り谷甲627	9.0	227,000	○
39	342070100	イヤガサコ上池	春日町 浦上彌ヶ迫34	6.1	4,400	○
40	342070101	イヤガサコ下池	春日町 浦上巖島32外	4.9	5,600	○
41	342070102	滝 山 池	春日町 浦上滝山99-2外	4.2	2,400	○
42	342070103	個 人 池 1	春日町 浦上岡352	1.8	100	○
43	342070107	下 の 池	坪生町 一丁目2820	2.0	50	○
44	342070109	寺 池	坪生町 一丁目95	2.3	200	○
45	342070110	新池(葉座新池)	坪生町 一丁目2780-4外	6.5	11,900	○
46	342070112	円 正 場 池	坪生町 一丁目2702	2.4	200	○
47	342070122	海 雲 寺 上 池	大門町 大門坂本池917-1外	5.8	15,900	○
48	342070123	海雲寺下池(坂本池)	大門町 大門坂本3282外	3.4	5,200	○

	施設コード	名 称	所 在 地	規 模		防災 重点 ため池
				堤 高 (m)	貯水量 (m ³)	
49	342070129	蓮 池	大門町 津之下蓮池217	3.6	8,100	○
50	342070131	清 水 池 (後 池)	大門町 津之下清水526	1.7	200	○
51	342070136	新 池	大門町 津之下大向平675	4.8	12,000	○
52	342070138	仲 富 池	大門町 四丁目9	6.5	18,500	○
53	342070146	田 尻 池	春日町 宇山田ノ尻210	3.6	400	○
54	342070148	保 徳 池	春日町 宇山高尾保徳159	2.0	100	○
55	342070149	新 池	春日町 宇山柳坪420	10.1	8,700	○
56	342070154	み か じ り 池	春日町 宇山三ヶ尻807	9.0	32,000	○
57	342070160	個 人 池 1 9	春日町 宇山迫中屋甲598	1.4	30	○
58	342070163	畠 田 池	春日町 宇山正田636	4.3	400	○
59	342070164	四 十 歩 池	春日町 宇山畠田四拾歩619	5.0	900	○
60	342070165	五 十 歩 池	春日町 宇山畠田四拾歩622	4.6	600	○
61	342070167	大 亀 池	春日町 宇山大亀329	6.4	8,000	○
62	342070168	個 人 池 1	春日町 宇山大亀乙346	2.6	200	○
63	342070174	泉 池	春日町 浦上マヲク2771	10.0	8,200	○
64	342070175	妙 見 池	春日町 浦上妙見谷2657	5.3	4,100	○
65	342070176	古 寺 池	春日町 浦上古寺1807	2.8	100	○
66	342070177	個 人 池 2 1	春日町 浦上丸山乙1794	2.0	50	○
67	342070178	甲 砂 古 池	春日町 浦上甲砂子1639	6.1	700	○
68	342070180	個人池(どんぶり)22	春日町 浦上甲砂子乙1626	2.3	10	○
69	342070182	上 池	春日町 浦上甲砂子1657	4.6	2,800	○
70	342070183	下 池	春日町 浦上甲砂子1659	5.9	2,300	○
71	342070186	春 日 池	春日町 四丁目1外	8.4	396,000	○
72	342070188	前 田 池	春日町 浦上苦崎2380-2	1.4	10	○
73	342070189	小 松 池	春日町 浦上小松谷2810-2外	2.3	1,700	○
74	342070190	桜 木 池	能島 三丁目635-1	2.4	20	○
75	342070191	中 谷 下 池	能島 二丁目364	3.4	100	○
76	342070192	雑 司 池	伊勢丘 五丁目8-4	7.9	21,100	○
77	342070194	鴨 目 池	春日町 五丁目1030-1	3.3	5,800	○
78	342070195	個 人 池 1	引野町北 二丁目2219	2.3	90	○
79	342070196	天 神 池	引野町北 三丁目2338	3.5	40,200	○
80	342070198	個 人 池 3	引野町北 五丁目2250	3.4	300	○
81	342070199	谷 池	引野町北 五丁目2000	2.3	300	○
82	342070203	個 人 池 4	引野町北 五丁目1116-2	2.6	200	○
83	342070207	道 々 池	引野町 道々1047-1外	3.0	3,600	○
84	342070208	個 人 池 1 3	引野町 竹ノ内939	2.3	40	○
85	342070211	個 人 池 1 5	引野町 竹ノ内922	1.4	20	○
86	342070213	個 人 池 1 8	引野町 竹ノ内912-1	1.5	80	○
87	342070216	南 池	引野町東 474外	4.7	3,700	○
88	342070222	個 人 池 2 3	引野町 横宇彌688-2	2.3	60	○
89	342070224	小 砂 子 池	引野町 小砂子573-1	2.4	200	○
90	342070225	個 人 池 2 8	引野町 槇ノ前205	1.8	30	○
91	342070226	個 人 池 2 7	引野町 十郎開地190	1.4	30	○
92	342070229	個人池29(小池)	引野町 藤五郎66	1.6	60	○
93	342070230	谷 地 池	引野町 三丁目438	8.5	81,000	○
94	342070231	天 道 池	引野町 惣久池4013-1	2.7	100	○
95	342070234	四 十 歩 池	引野町 四十分5675	3.9	900	○
96	342070239	長 池	引野町 西ノ谷4781	3.6	800	○
97	342070242	才 ノ 木 池	引野町 サイノ木谷5026	3.8	500	○
98	342070243	個 人 池 5	引野町 江ノ砂子5682	2.4	100	○

	施設コード	名 称	所 在 地	規 模		防災 重点 ため池
				堤 高 (m)	貯水量 (m ³)	
99	342070245	個人池8(下の池)	引野町 長浜5386	4.6	100	○
100	342070249	西ノ谷池	引野町 西ノ谷4792	4.3	800	○
101	342070251	芝ヶ池	蔵王町 築地内3264外	3.2	1,700	○
102	342070252	金原池	蔵王町 金原3447-1	7.0	12,000	○
103	342070254	空の池	千田町 千田小池谷2124-1外	6.6	1,600	○
104	342070255	中の池	千田町 千田小池谷2129-1外	6.3	2,500	○
105	342070256	下の池	千田町 千田小池谷2088-1外	5.1	2,600	○
106	342070257	濱池	千田町 千田大谷迫2361-1外	2.9	1,800	○
107	342070258	川谷池	千田町 千田川谷2434	1.3	400	○
108	342070259	千塚池	千田町 千田千塚池2486-1外	10.0	19,200	○
109	342070260	長池	蔵王町 長池3049-1外	8.1	160,000	○
110	342070261	坂本池	蔵王町 四丁目1683	3.8	8,600	○
111	342070262	前谷池	蔵王町 坂本1299	5.9	1,300	○
112	342070263	綱木池	蔵王町 一丁目1204	3.7	1,300	○
113	342070264	丸池	千田町 千田丸池3200-1外	3.6	2,600	○
114	342070265	後谷池	千田町 千田後谷3694-1外	3.0	500	○
115	342070266	烏山池	千田町 千田烏山3506	3.2	200	○
116	342070267	下池	千田町 千田大谷3500-1	3.2	1,700	○
117	342070268	上池	千田町 千田大谷3499-1外	3.4	1,700	○
118	342070269	小藪路池	千田町 藪路小藪路339-1外	3.1	1,200	○
119	342070270	小藪路西池	千田町 藪路小藪路348-1外	2.7	1,300	○
120	342070271	にぎり池(藪路池)	千田町 藪路池之上920-1外	4.2	5,800	○
121	342070272	荒神谷池	千田町 藪路荒神谷175	2.4	2,300	○
122	342070275	坂田大池	千田町 坂田東谷359外	5.8	11,000	○
123	342070276	大谷池	郷分町 大谷1653	3.5	600	○
124	342070285	開地池(山手開地池)	山手町 開地2764-1外	5.4	12,600	○
125	342070286	谷奥池	山手町 谷奥2759-1外	5.3	1,800	○
126	342070287	南光池	山手町 桜3233外	8.3	4,800	○
127	342070288	桜池	山手町 桜3193-1外	3.6	2,500	○
128	342070291	防坂池	山手町 防坂2644	2.7	70	○
129	342070292	山根池	山手町 山根1100-1外	3.0	1,400	○
130	342070293	清水池	山手町 清水1890-1外	5.3	17,000	○
131	342070294	柰原池(中池)	山手町 柰原1931-1外	5.7	10,400	○
132	342070295	俄池	山手町 俄谷2000-1外	5.9	10,400	○
133	342070296	俄奥池	山手町 柰原7304-2	4.4	500	○
134	342070297	磯山池	山手町 磯山2091-1外	4.7	800	○
135	342070299	花影池	佐波町 土居下468	5.2	2,100	○
136	342070300	下池(下)	佐波町 日和谷593	6.2	3,600	○
137	342070301	下池(上)	佐波町 日和谷593	5.0	900	○
138	342070305	岩井下池	佐波町 岩井神612	3.7	2,400	○
139	342070307	刈山池	佐波町 瀬谷817	2.0	100	○
140	342070313	大谷池	草戸町 替切1803	5.5	1,300	○
141	342070316	新池	草戸町 半坂1790	6.0	500	○
142	342070317	宮迫池上	水呑町 宮坂131	4.0	200	○
143	342070320	新池	水呑町 洗谷奥382	5.0	1,600	○
144	342070323	下池	水呑町 北迫701	5.5	1,600	○
145	342070324	中池	水呑町 北迫702	5.1	1,100	○
146	342070326	清水池下	水呑町 清水池下869	4.5	200	○
147	342070327	清水池上	水呑町 清水池下871	7.5	400	○
148	342070329	妙見池	水呑町 妙見1472	2.5	100	○

	施設コード	名 称	所 在 地	規 模		防災 重点 ため池
				堤 高 (m)	貯水量 (m ³)	
149	342070334	常 泉 寺 池	箕島町 俵新田5250	3.0	900	○
150	342070339	大 管 下 池	箕島町 大管5502-1外	2.0	100	○
151	342070340	大 管 上 池	箕島町 大管5506-1外	3.6	200	○
152	342070344	間 管 下 池	箕島町 間管7466-33	4.8	500	○
153	342070345	間 管 上 池	箕島町 間管7466-32	5.2	300	○
154	342070349	新 池	水呑町 皆口南池尻2158	8.8	4,300	○
155	342070350	鍛 冶 屋 池	水呑町 鍛冶谷奥2189	9.3	6,000	○
156	342070353	石 池	水呑町 鍛冶谷奥2161	2.7	1,900	○
157	342070354	ひょうたん池	水呑町 皆口南池尻2159	8.4	9,700	○
158	342070355	佐 須 良 池	水呑町 大谷3402	6.2	3,400	○
159	342070359	先 大 池	水呑町 先大谷3583	2.8	1,000	○
160	342070363	麦 迫 下 池	田尻町 麦迫2793	3.0	600	○
161	342070364	麦 迫 上 池	田尻町 麦迫2799	4.8	2,400	○
162	342070365	栗 林 池	田尻町 栗林214	5.3	2,300	○
163	342070366	後 池	田尻町 高野奥44	6.4	5,600	○
164	342070367	す り 鉢 池	田尻町 高野奥3	8.0	900	○
165	342070368	砂 池	田尻町 高野奥2	5.2	900	○
166	342070369	上 池	田尻町 高野奥1	3.2	300	○
167	342070370	勘 定 池	田尻町 勘定池1123	6.0	5,200	○
168	342070371	権 現 池	田尻町 奥山1210	6.4	6,900	○
169	342070372	やぶろう池	田尻町 奥山1247	4.6	2,400	○
170	342070374	新 池	田尻町 田ノ迫4080	4.8	500	○
171	342070376	奥 池	走島町 奥324	4.0	900	○
172	342070377	大 畑 池	熊野町 上大畑乙2832	6.6	3,200	○
173	342070379	城 ケ 迫 池	熊野町 城ヶ迫乙2763	6.8	8,700	○
174	342070380	新 池	熊野町 城ヶ迫乙2761	7.6	7,800	○
175	342070381	大 富 池	熊野町 段原乙2740-1外	10.0	3,900	○
176	342070383	御 池	熊野町 土居乙2351-1	1.8	1,900	○
177	342070384	矢 迫 池	熊野町 矢迫乙2414外	6.0	2,400	○
178	342070387	種 池	熊野町 池ノ上乙2055	6.4	9,100	○
179	342070388	蓮 池	熊野町 野田乙2161	2.8	2,100	○
180	342070390	深 田 西 池	熊野町 草田乙1814外	2.5	2,300	○
181	342070391	通 り 池	熊野町 半田乙1881	2.0	140	○
182	342070392	猫 池	熊野町 深田乙1739	2.0	360	○
183	342070393	深 田 東 池	熊野町 深田乙1757	3.8	2,900	○
184	342070394	上 池	熊野町 拾石谷乙2837	8.1	4,900	○
185	342070395	拾 石 谷 池	熊野町 拾石谷乙2838	9.0	7,100	○
186	342070396	深 田 池	熊野町 安田乙1367	6.0	2,300	○
187	342070397	七 ツ 池	熊野町 四辻東乙1593	5.2	24,800	○
188	342070398	松 葉 迫 池	熊野町 松葉迫乙1546	3.4	1,800	○
189	342070399	柳 井 池	熊野町 松葉迫乙1550	2.5	90	○
190	342070400	光 林 寺 池	熊野町 光林寺乙599	19.9	433,000	○
191	342070401	中 の 谷 池	熊野町 火打迫乙611	4.0	1,500	○
192	342070402	保 々 路 谷 池	熊野町 夕免乙584	4.7	2,600	○
193	342070403	宮 前 池	熊野町 火打迫乙646	3.2	600	○
194	342070404	十 線 田 池	熊野町 良甲甲14	3.3	700	○
195	342070405	三 ツ 池	熊野町 原山甲2337	5.4	3,400	○
196	342070406	中 池	熊野町 松葉迫乙1570	3.9	6,600	○
197	342070407	上 池	熊野町 原山甲甲2321	2.1	4,100	○
198	342070411	熊 野 貯 水 池	熊野町 下論田甲1512	29.0	915,000	○

	施設コード	名 称	所 在 地	規 模		防災 重点 ため池
				堤 高 (m)	貯水量 (m ³)	
199	342070412	段ノ奥池	熊野町 奥谷甲1250	1.8	1,100	○
200	342070413	住吉池	熊野町 奥谷甲1248	5.3	2,500	○
201	342070416	北浦池	熊野町 東北浦甲1365	7.0	400	○
202	342070419	山の神先池	熊野町 山之神甲736	7.7	3,200	○
203	342070420	山の神後池	熊野町 山之神甲739	6.2	2,000	○
204	342070421	夜打ヶ谷池	熊野町 北谷甲634外	17.0	7,970	○
205	342070423	山の神池	熊野町 黒木奥甲1403	4.5	600	○
206	342070424	茂浦池	熊野町 茂浦口甲589外	19.2	35,000	○
207	342070425	道の上池	熊野町 道ノ上甲1649	2.8	1,100	○
208	342070426	明賀池	熊野町 道ノ上甲1652	2.5	540	○
209	342070427	先明賀池	熊野町 道ノ上甲1650	5.0	940	○
210	342070428	込山上池	熊野町 込山甲1781	9.0	10,000	○
211	342070429	込山下池	熊野町 込山甲1782	4.7	4,300	○
212	342070430	地主池	熊野町 地主木甲1829	3.5	840	○
213	342070431	達中池	熊野町 達中甲1929	5.2	10,700	○
214	342070432	中山池	熊野町 角木甲2058	4.5	930	○
215	342070433	山本池	熊野町 山本甲225	4.1	350	○
216	342070434	斉の神池	熊野町 原山甲2315	3.0	480	○
217	342070435	稗田池	熊野町 打越甲2374	2.0	390	○
218	342070437	打越池	熊野町 打越甲2396	4.6	3,600	○
219	342070439	善持奄下池	熊野町 善持奄甲2113-1	2.0	180	○
220	342070440	良下池	熊野町 良甲28	5.0	500	○
221	342070441	良上池	熊野町 良甲27	3.2	360	○
222	342070444	小林池	熊野町 奥谷丙252	4.5	3,900	○
223	342070445	奥谷池	熊野町 奥谷丙266	4.0	700	○
224	342070446	一本松池(新池)	熊野町 一本松丙1117	5.2	2,900	○
225	342070447	黒木平池	熊野町 一本松丙1123	4.1	2,400	○
226	342070448	古池	熊野町 一本松丙1114-1外	3.5	800	○
227	342070449	鴨尾池	熊野町 赤羽丙1076	8.4	5,500	○
228	342070452	荒川上池	熊野町 徳永丙554	9.4	2,400	○
229	342070453	荒川下池(尾首前池)	熊野町 徳永甲丙534外	2.0	400	○
230	342070454	おくび池	熊野町 徳永丙557-1	5.1	3,700	○
231	342070455	徳永池	熊野町 徳永丙527	4.1	2,000	○
232	342070456	河内池	熊野町 北迫丙641	4.0	500	○
233	342070457	延谷小池	熊野町 北迫丙694	4.5	200	○
234	342070460	鴨尾奥池	熊野町 鴨尾丙1004	7.0	500	○
235	342070461	鴨尾奥下池	熊野町 鴨尾丙7358	3.8	170	○
236	342070463	延谷上池	熊野町 川内丙790	11.9	15,400	○
237	342070464	延谷下池	熊野町 川内丙785	10.0	3,200	○
238	342070466	隠地下池	熊野町 山之神丙974	6.0	500	○
239	342070467	陰地上池	熊野町 山之神丙976	8.0	500	○
240	342070468	上池	熊野町 鴨尾丙1009	4.7	4,300	○
241	342070469	万能奥池	熊野町 佐鳥丙1233	4.0	780	○
242	342070471	万能下池	熊野町 佐鳥丙1194	2.5	400	○
243	342070474	大池	熊野町 溝ヶ市甲丙2239外	8.0	7,700	○
244	342070475	新池	熊野町 宮之下丙2337-1外	6.7	6,500	○
245	342070478	大門池	熊野町 竹ヶ端丙1871	3.0	360	○
246	342070481	野田池	熊野町 新出丙1681	3.0	360	○
247	342070484	さん広池	熊野町 向七丙291	4.0	840	○
248	342070486	西の上池	熊野町 長通丙2137	3.0	180	○

	施設コード	名 称	所 在 地	規 模		防災 重点 ため池
				堤 高 (m)	貯水量 (m ³)	
249	342070493	後 東 池	熊野町 小林丙71	3.0	360	○
250	342070494	太 田 下 池	赤坂町 早戸大田343	2.6	720	○
251	342070495	太 田 上 池	赤坂町 早戸大田396	3.2	2,100	○
252	342070496	坊 坂 池	赤坂町 早戸坊迫1852	4.5	2,400	○
253	342070497	宮 の 池	赤坂町 早戸坂神1566-2外	4.0	5,100	○
254	342070498	柞 磨 池	赤坂町 早戸柞磨1583	4.7	610	○
255	342070499	高 羅 池	赤坂町 早戸高羅1507	6.0	2,900	○
256	342070500	高 羅 上 池	赤坂町 早戸高羅1504	6.0	780	○
257	342070501	蓮 花 寺 池	赤坂町 早戸字蓮花寺1309	7.5	12,800	○
258	342070502	東 池	赤坂町 早戸岡田1431	3.0	650	○
259	342070503	平 田 池	赤坂町 早戸平田1104	4.4	700	○
260	342070504	松 尾 池	赤坂町 早戸和田1250	5.1	2,140	○
261	342070505	二 瀬 川 池	赤坂町 早戸原1222	6.1	8,900	○
262	342070506	金 尾 手 池	赤坂町 早戸原1242	1.5	130	○
263	342070507	天 上 中 池	赤坂町 早戸原1245	5.0	330	○
264	342070512	大 谷 池	赤坂町 早戸原1199	9.1	14,400	○
265	342070513	道 上 下 池	赤坂町 早戸道上826	8.2	11,000	○
266	342070514	道 上 中 池	赤坂町 早戸道上854	8.1	15,600	○
267	342070515	道 上 小 池	赤坂町 早戸峠972	5.4	3,600	○
268	342070516	峠 奥 池	赤坂町 早戸峠1003	2.0	110	○
269	342070517	峠 上 池	赤坂町 早戸峠996	4.8	400	○
270	342070519	山 の 神 上 池	赤坂町 早戸山之神931	3.0	240	○
271	342070520	ひ や 上 池	赤坂町 早戸山之神919	8.6	980	○
272	342070521	小 林 池	赤坂町 早戸川上689	5.2	930	○
273	342070522	川 上 下 池	赤坂町 早戸川上677	2.8	350	○
274	342070523	川 上 中 池	赤坂町 早戸川上675	5.3	450	○
275	342070524	川 上 奥 池	赤坂町 早戸川上672	5.0	400	○
276	342070525	宇 根 池	赤坂町 赤坂亀井832	2.8	800	○
277	342070526	ひ ら し 池	赤坂町 赤坂南友田405-1外	2.0	360	○
278	342070528	近 江 谷 新 池	赤坂町 赤坂大目508	4.7	2,700	○
279	342070529	近 江 谷 中 池	赤坂町 赤坂大目517外	9.3	6,300	○
280	342070530	大 幡 池	赤坂町 赤坂勝負526	6.95	2,600	○
281	342070537	柳ヶ谷奥池(上)	瀬戸町 長和柳ヶ谷2641-1	6.3	8,600	○
282	342070538	柳ヶ谷中池	瀬戸町 長和柳ヶ谷甲2640	8.2	5,140	○
283	342070539	段 頭 池	瀬戸町 長和柳ヶ谷7691	7.1	5,900	○
284	342070540	柳ヶ谷下池	瀬戸町 長和上内畑2642	5.0	23,000	○
285	342070541	上 平 田 池	瀬戸町 長和平田中通2822	9.1	15,000	○
286	342070542	土 能 池	瀬戸町 長和梅木原2680	2.4	950	○
287	342070544	平 田 池	瀬戸町 長和平田中通2825	9.8	12,640	○
288	342070545	上 西 ヶ 谷 池	瀬戸町 長和西ヶ谷上甲2885	3.5	630	○
289	342070546	下 西 ヶ 谷 池	瀬戸町 長和西ヶ谷上2887外	3.5	230	○
290	342070548	田 渡 池 6 号	瀬戸町 長和田渡り2547	3.6	520	○
291	342070549	田 渡 池 5 号	瀬戸町 長和田渡り2548	1.9	100	○
292	342070550	田 渡 池 4 号	瀬戸町 長和田渡り2551	2.5	80	○
293	342070551	田 渡 池	瀬戸町 長和田渡り2545	2.7	100	○
294	342070555	個 人 池 1	瀬戸町 長和田渡り2520	2.4	190	○
295	342070557	下 内 畑 池	瀬戸町 長和田渡り2527	5.0	4,900	○
296	342070558	明 鹿 池	瀬戸町 長和明鹿3084	4.0	2,500	○
297	342070560	中 細 ヶ 谷 池	瀬戸町 長和梓田奥2407	4.5	610	○
298	342070561	下 細 ヶ 谷 池	瀬戸町 長和梓田奥2406	6.4	5,000	○

	施設コード	名 称	所 在 地	規 模		防災 重点 ため池
				堤 高 (m)	貯水量 (m ³)	
299	342070562	梶ヶ谷池2号	瀬戸町 長和梶ヶ谷2510	3.2	2,300	○
300	342070569	梓田池	瀬戸町 長和梓田2342-1	11.7	42,840	○
301	342070573	上比呂池	瀬戸町 長和藪田3299-1外	8.4	200	○
302	342070574	比呂池	瀬戸町 長和藪田3302	5.2	190	○
303	342070577	虎大池	瀬戸町 地頭分虎甲1916	4.3	4,500	○
304	342070585	五郎迫池	瀬戸町 地頭分小立2758	6.2	5,100	○
305	342070586	東谷池	瀬戸町 地頭分角尾東谷1327	2.8	400	○
306	342070587	下ノ池	瀬戸町 地頭分津之尾西谷1212	2.9	700	○
307	342070589	今屋池	瀬戸町 山北今屋甲879	6.8	14,100	○
308	342070590	おんじ池	瀬戸町 地頭分松山1552-1	2.7	40	○
309	342070591	下池(新珠池)	瀬戸町 地頭分坂之森1703外	5.0	3,800	○
310	342070592	折木池	瀬戸町 地頭分折木1713	2.0	80	○
311	342070595	福成寺池	瀬戸町 地頭分折木1735	3.0	500	○
312	342070605	動音寺池	瀬戸町 地頭分山之奥2302外	7.3	11,500	○
313	342070607	段原池	瀬戸町 地頭分段原2414	5.0	4,700	○
314	342070608	別所新池	瀬戸町 地頭分段原甲2423	8.5	11,000	○
315	342070610	瀬戸池	瀬戸町 地頭分大景1997外	8.7	214,000	○
316	342070611	谷奥池	瀬戸町 長和谷奥1800	4.6	1,700	○
317	342070612	偏義池	瀬戸町 長和扁義1743	2.9	3,200	○
318	342070613	個人池34 猪迫池	瀬戸町 長和石田端甲3399	3.4	540	○
319	342070616	個人池37 粟ヶ谷下池	瀬戸町 長和粟ヶ谷3372	2.8	540	○
320	342070619	個人池40	瀬戸町 長和松池3200	2.6	180	○
321	342070620	個人池41	瀬戸町 長和坂田3264	2.8	540	○
322	342070621	個人池42	瀬戸町 長和坂田乙3266	2.3	360	○
323	342070624	小池	瀬戸町 地頭分高鉢2446外	10.3	9,800	○
324	342070625	個人池45赤才池	瀬戸町 長和赤才1499	3.6	720	○
325	342070627	中前池	瀬戸町 長和中前1600	5.4	500	○
326	342070628	名光池	瀬戸町 長和名光2313	4.0	1,800	○
327	342070629	粟ヶ迫池	瀬戸町 長和粟ヶ迫2286	4.2	2,300	○
328	342070630	矢迫下池	瀬戸町 長和矢迫奥2165	5.0	2,600	○
329	342070631	矢迫上池	瀬戸町 長和矢迫奥2180	3.1	540	○
330	342070633	王子原池	瀬戸町 長和王子原池尻2054	7.9	9,800	○
331	342070634	中池	瀬戸町 長和王子原2088	6.9	18,700	○
332	342070635	上池	瀬戸町 長和王子原2089	7.7	10,000	○
333	342070636	新池	瀬戸町 長和丸池2098	4.3	1,620	○
334	342070637	丸池	瀬戸町 長和丸池2099	3.9	2,980	○
335	342070638	宮近池	瀬戸町 長和宮近甲1973	3.3	2,300	○
336	342070639	昆治屋池	瀬戸町 長和稲葉884	3.0	7,250	○
337	342070640	個人池48	瀬戸町 長和明鹿7603-1	3.0	540	○
338	342070641	身倒池	津之郷町 加屋身倒587	4.45	6,900	○
339	342070642	長池	津之郷町 加屋打平589	5.7	12,000	○
340	342070643	大池(加屋地区)	津之郷町 加屋清水530	10.0	13,500	○
341	342070644	新池(津之郷新池)	津之郷町 加屋奥田越584	5.3	5,900	○
342	342070645	北ヶ坂池	津之郷町 加屋北ヶ坂7043-3	8.3	10,000	○
343	342070646	沢田池	津之郷町 津之郷沢田1992-1外	7.6	72,800	○
344	342070647	新池	津之郷町 津之郷沢田1984-1外	7.9	14,300	○
345	342070648	よし池	津之郷町 津之郷沢田1981外	5.6	10,800	○
346	342070649	金山下池	津之郷町 津之郷沢田1943	3.9	2,300	○
347	342070651	広瀬池	津之郷町 津之郷広瀬1931	6.1	12,200	○
348	342070652	古池(願成寺)	津之郷町 津之郷願成寺1660	11.5	19,000	○

	施設コード	名 称	所 在 地	規 模		防災 重点 ため池
				堤 高 (m)	貯水量 (m ³)	
349	342070653	中池(願成寺)	津之郷町 津之郷高増7366-1地先	10.9	21,900	○
350	342070654	新池(願成寺)	津之郷町 津之郷願成寺1662	8.8	18,300	○
351	342070659	鍋 峠 池	赤坂町 赤坂長者原2495	8.0	3,200	○
352	342070660	エネキダオ1号池	赤坂町 赤坂長者原2462	3.2	1,600	○
353	342070661	エネキダオ2号池	赤坂町 赤坂長者原甲7589-1	3.7	910	○
354	342070662	エネキダオ3号池	赤坂町 赤坂長者原甲7589-1	3.0	390	○
355	342070664	内 曲 り 池	赤坂町 赤坂長者原2394	3.3	840	○
356	342070667	藤 原 2 号 池	赤坂町 赤坂長者原2381	2.7	220	○
357	342070668	藤 原 1 号 池	赤坂町 赤坂長者原2389	3.8	680	○
358	342070669	木 村 1 号 池	赤坂町 赤坂長者原2417	3.0	120	○
359	342070670	木 村 2 号 池	赤坂町 赤坂長者原2416-1	2.7	120	○
360	342070671	藁 峠 1 号 池	赤坂町 赤坂長者原2344	4.3	1,300	○
361	342070673	長 者 ヶ 原 中 池	赤坂町 赤坂長者原2322	4.6	3,460	○
362	342070677	鈴 池	赤坂町 赤坂田之迫2224	19.0	386,000	○
363	342070678	に が き 原 池	赤坂町 赤坂田之迫2223	4.3	2,300	○
364	342070679	神 崎 池	赤坂町 赤坂田之迫2172	3.4	220	○
365	342070681	新 池	赤坂町 赤坂加屋平7808-2外	8.1	8,500	○
366	342070682	下 池	赤坂町 赤坂加屋平1729	6.1	4,100	○
367	342070683	長 久 保 池	赤坂町 赤坂加屋平1730	3.2	1,500	○
368	342070684	平 池	赤坂町 赤坂加屋平1734	3.8	2,660	○
369	342070685	伊 那 佐 古 池	赤坂町 赤坂加屋平1787	5.4	690	○
370	342070687	大 迫 池	赤坂町 赤坂正田2112	7.0	900	○
371	342070688	出 入 合 池	赤坂町 赤坂正明寺1183	5.6	9,000	○
372	342070689	新 池	赤坂町 赤坂正明寺1186	6.8	6,100	○
373	342070690	四 ツ 池	赤坂町 赤坂正明寺1187	4.2	2,900	○
374	342070691	菅 池	赤坂町 赤坂小原194	3.2	2,000	○
375	342070692	小 原 下 池	赤坂町 赤坂小原160-1	6.1	2,500	○
376	342070694	金 原 上 池	蔵王町 築地内3275	3.5	90	○
377	342070695	神 田 池	奈良津町 二丁目847	2.0	400	○
378	342070696	姥 が 池	奈良津町 一丁目137-1	3.0	900	○
379	342070697	本 庄 奥 池	北本庄町 四丁目1911-1外	2.0	1,300	○
380	342070698	奥 の 池	木之庄町 六丁目907	2.8	900	○
381	342070699	麦 田 池	瀬戸町 長和矢迫2203	1.3	400	○
382	342070700	長 迫 池	瀬戸町 長和長迫877	4.0	300	○
383	342070701	岡 本 池	瀬戸町 地頭分東奥江198	3.5	90	○
384	342070703	福 井 池	瀬戸町 長和奥江1191-1	1.5	200	○
385	342070704	中 池	瀬戸町 地頭分東奥江172-1	4.0	100	○
386	342070705	奥 池	瀬戸町 地頭分東奥江192	2.0	200	○
387	342070754	柳 井 下 池	熊野町 松葉迫乙1547-2	3.0	70	○
388	342070765	櫛 川 池	熊野町 城木甲1735	1.0	90	○
389	342070766	谷 本 池	熊野町 城木甲1734	1.5	120	○
390	342070789	村 上 池	瀬戸町 長和岩室827	1.5	100	○
391	342070790	白 川 池	瀬戸町 長和石井平1304	1.2	80	○
392	342070796	に ご り 池	今津町 東坂1168	2.6	2,300	○
393	342070797	葉 粉 池	今津町 長波1788	4.6	3,000	○
394	342070798	戸 田 山 池	東村町 戸田山257	3.1	750	○
395	342070799	奥 戸 田 池	東村町 崎戸田382	5.9	8,000	○
396	342070800	久 保 池	東村町 後戸田524	1.7	1,500	○
397	342070802	末 広 池	東村町 末広585	6.0	25,000	○
398	342070807	三 蔵 池	東村町 三蔵2204-1外	7.0	37,000	○

	施設コード	名 称	所 在 地	規 模		防災 重点 ため池
				堤 高 (m)	貯水量 (m ³)	
399	342070808	持 田 池	東村町 持田池内3328	3.2	16,500	○
400	342070809	こ も 池	東村町 風呂本3399-1	5.5	11,500	○
401	342070810	と び の 子 池	東村町 鳶ノ子3400	7.1	6,700	○
402	342070814	吹 抜 上 池	東村町 谷サコ3778	9.5	1,700	○
403	342070815	大 濁 池	東村町 大濁3832	9.5	5,500	○
404	342070816	大 石 上 池	東村町 笹原3833	7.0	2,100	○
405	342070817	大 畑 池	東村町 大畑2805-1外	9.3	17,470	○
406	342070818	堂 満 池	東村町 木ノ迫2669	6.1	2,100	○
407	342070821	実 正 池	東村町 実正2362	8.0	7,840	○
408	342070822	僧 都 池	東村町 僧都2349	7.3	3,500	○
409	342070824	江 木 池	東村町 江木1456	10.0	22,150	○
410	342070825	江 木 奥 池	東村町 江木1455	9.0	17,200	○
411	342070826	新 池	東村町 放迫1439	5.5	1,100	○
412	342070827	二 ツ 池	本郷町 立神東3981	5.4	19,000	○
413	342070829	平 山 池	本郷町 平山3844	3.4	1,600	○
414	342070830	尾 越 池	本郷町 尾越西3810	5.8	3,000	○
415	342070831	古 屋 池	本郷町 立神東4116	6.9	14,000	○
416	342070833	奥 下 池	本郷町 立神東4101	9.5	15,100	○
417	342070835	盗人池(吉田池)	本郷町 吉田128	7.2	7,700	○
418	342070836	新 池	本郷町 中野345	14.3	48,000	○
419	342070837	が が つ 池	本郷町 横屋859	8.8	3,400	○
420	342070839	昌 源 寺 池	本郷町 山田901	7.0	9,000	○
421	342070840	二 六 池	本郷町 湯女奥7173-2外	8.0	38,500	○
422	342070841	松 永 溜 池	本郷町 湯女奥1318外	23.0	382,000	○
423	342070843	白 土 西 池	本郷町 長草田2315	7.0	8,400	○
424	342070844	長 草 田 上 池	本郷町 長草田2313	4.8	4,300	○
425	342070845	白 土 下 池	本郷町 長草田2308	3.9	4,600	○
426	342070846	白 土 池	本郷町 長草田2323	3.9	3,600	○
427	342070847	梅 の 木 下 池	本郷町 長草田2318	2.5	1,200	○
428	342070848	梅 の 木 中 池	本郷町 長草田2317	3.9	4,600	○
429	342070849	梅 の 木 上 池	本郷町 長草田2316	4.7	6,000	○
430	342070850	ヒ イ ル 池	神村町 若宮原1274	2.3	600	○
431	342070852	清 水 上 池	本郷町 清水2395	6.3	8,100	○
432	342070853	清 水 池	本郷町 清水2396	5.3	18,700	○
433	342070854	長 草 田 池	本郷町 高藪路2244-1	7.5	42,900	○
434	342070856	塚 迫 池	本郷町 天神2031	5.0	12,600	○
435	342070857	天 神 池	本郷町 天神2038	4.8	2,300	○
436	342070858	須 方 池	本郷町 須方1728-1	3.1	10,700	○
437	342070912	ヤ ザ コ 池	神村町 西山1679	2.9	2,500	○
438	342070913	金 毘 羅 池	神村町 大野ヶ原10348	6.2	1,600	○
439	342070916	大 久 保 下 池	神村町 西山1652	4.0	800	○
440	342070917	中 池	神村町 西山1519	6.8	3,100	○
441	342070928	神 原 池	神村町 奥田上2025	4.0	1,400	○
442	342070929	和 田 池	神村町 西山1988	3.1	5,500	○
443	342070930	お 夏 池	神村町 大野ヶ原10416	3.4	1,200	○
444	342070931	大 谷 池	神村町 大田川原1393外	15.0	338,000	○
445	342070932	後 池	神村町 大池西甲10267-1地先	3.9	1,100	○
446	342070935	若 宮 原 中 池	神村町 若宮原1222	3.9	1,200	○
447	342070941	浜 池	神村町 若宮原甲1349	6.2	59,000	○
448	342070945	国 本 池	神村町 奥田西平10564-6地先	4.4	2,100	○

	施設コード	名 称	所 在 地	規 模		防災 重点 ため池
				堤 高 (m)	貯水量 (m ³)	
449	342070950	セ シ 池	神村町 奥田西平10578	3.5	750	○
450	342070952	ハ ス 池	神村町 奥田上2173	4.2	3,800	○
451	342070963	三 馬 下 池	神村町 奥田西平10515	3.0	300	○
452	342070964	三 馬 中 池	神村町 奥田西平甲10512-2	2.5	100	○
453	342070972	七 ツ 池 4 号	神村町 奥田東平10600	5.8	1,800	○
454	342070981	笹 木 池	神村町 奥田東平10714	3.0	300	○
455	342070982	丸 山 池	神村町 奥田下2414	4.0	600	○
456	342070989	草 刈 下 池	神村町 草刈3742	6.7	2,300	○
457	342070991	草 刈 池	神村町 草刈3751	8.2	15,500	○
458	342070992	奥 池	神村町 才ノ峠377-1外	4.9	2,300	○
459	342070993	小 福 池	神村町 道々平10152	1.3	500	○
460	342070994	スリコバチ池	神村町 彌ヶ迫424	2.5	3,800	○
461	342070996	羽 祢 尾 池	神村町 羽祢尾813-1	8.0	61,900	○
462	342070997	生 田 池	神村町 陣貝4390	7.0	8,400	○
463	342071008	山 中 上 池	神村町 大池内5600	9.8	25,000	○
464	342071009	山 中 池	神村町 大池内5666	10.6	53,100	○
465	342071014	宮 本 池	神村町 池上6794	5.7	1,700	○
466	342071016	フ ジ サ コ 池	神村町 亥ノ木堂6744	7.9	6,600	○
467	342071017	に ご り 池	神村町 土俵場11101	6.0	3,800	○
468	342071019	そ う 池	神村町 天神奥12009外	8.4	8,200	○
469	342071020	番 田 池	神村町 番田奥甲6122外	20.4	11,250	○
470	342071021	シ ニ 池	神村町 大谷6145外	13.3	22,800	○
471	342071022	道林寺池(上池)	神村町 大迫5801	4.0	600	○
472	342071023	五 区 下 池	神村町 奥田東平10710	3.3	2,300	○
473	342071027	ア セ ン バ ラ 池	神村町 アセビ原11259	8.2	17,500	○
474	342071028	玉 池	神村町 アセビ原11250	12.4	23,400	○
475	342071035	大 池	神村町 東谷4263	11.0	21,600	○
476	342071036	新 池	神村町 東谷4258	11.0	3,600	○
477	342071037	河 原 池	神村町 東谷4227	12.0	6,400	○
478	342071042	屋 戸 池	金江町 藁江上屋戸292外	6.3	2,100	○
479	342071043	中 屋 戸 池	柳津町 上屋戸440	5.1	2,700	○
480	342071044	上 屋 戸 池	柳津町 上屋戸443	8.0	3,800	○
481	342071051	新池(岡ノ端)	柳津町 岡ノ端360	2.5	16,200	○
482	342071052	力 ノ コ 池	柳津町 鹿子1056	8.0	10,400	○
483	342071054	崎 池	柳津町 東山田甲490	9.7	12,800	○
484	342071056	野 田 奥 池	柳津町 野田奥2142	4.3	1,200	○
485	342071057	山 の 田 池	柳津町 字山ノ田988	5.0	18,700	○
486	342071062	新 屋 戸 池	金江町 藁江字上屋戸280-1外	10.0	12,400	○
487	342071063	石 井 上 池	金江町 金見石井1725	6.0	13,000	○
488	342071064	石 井 池	金江町 金見字石井1812	9.7	31,000	○
489	342071065	北 迫 池	金江町 金見延迫355	5.4	3,600	○
490	342071066	油 舟 池	金江町 金見油船1423	11.8	3,300	○
491	342071067	畑 池	金江町 藁江下屋戸274	4.3	2,300	○
492	342071068	後 浜 池	金江町 金見後浜2250	5.3	16,500	○
493	342071069	本 谷 池	金江町 金見本谷大池1284	11.5	100,000	○
494	342071070	永 道 大 池	金江町 金見永堂1387	7.0	9,000	○
495	342071071	中 津 池	金江町 金見五郎坊921-1	3.8	1,100	○
496	342071072	石 堂 池	金江町 金見石堂290	4.4	1,100	○
497	342071075	新 池	金江町 藁江池内1964	9.6	3,500	○
498	342071076	中 池	金江町 藁江池内1977	11.9	3,800	○

	施設コード	名 称	所 在 地	規 模		防災 重点 ため池
				堤 高 (m)	貯水量 (m ³)	
499	342071077	砂 池	金江町 藁江池内1975	10.9	2,700	○
500	342071079	上 池	金江町 金見永堂1371外	4.5	3,300	○
501	342071082	坊 寺 上 池	金江町 藁江坊寺2044-1	8.4	1,500	○
502	342071083	楠 木 池	金江町 藁江楠木谷甲1061	7.5	37,000	○
503	342071084	梅 木 蛸 池	金江町 藁江字楠木谷1054	11.3	34,000	○
504	342071085	岡 本 池	金江町 藁江坊寺池跡2221外	11.8	24,000	○
505	342071086	寺 屋 敷 池	金江町 藁江寺屋敷2180	15.0	50,000	○
506	342071099	ひ ば り 池	金江町 藁江池口1598	8.7	12,100	○
507	342071100	新 池	金江町 藁中曾根田1557	5.0	2,300	○
508	342071105	折 迫 池	藤江町 折迫1305	4.6	1,500	○
509	342071108	小 森 池	藤江町 前後山2173	3.0	2,400	○
510	342071110	芦 駒 池	藤江町 蘆駒甲3096	4.8	4,100	○
511	342071112	黒 谷 池	藤江町 黒谷3369	13.0	9,600	○
512	342071113	才 戸 池	藤江町 才戸3388	3.6	1,500	○
513	342071114	地 原 池	藤江町 地原3732-2外	2.7	1,800	○
514	342071115	岩 川 池	藤江町 岩川4940-1	7.0	14,400	○
515	342071117	灰 付 池	藤江町 灰付5248	10.5	14,700	○
516	342071118	天 満 池	藤江町 天満5199	0.9	5,800	○
517	342071120	証 文 谷 池	藤江町 高折笠甲6312	4.4	5,000	○
518	342071122	水 溜 下 池	藤江町 水溜甲4228	8.0	12,600	○
519	342071127	庄 田 下 池	神村町 庄田2602	2.0	180	○
520	342071129	奥 の 惣 池	神村町 奥亥ノ木2515	5.5	4,500	○
521	342071142	下 の 惣 池	神村町 下亥木2553	4.5	4,100	○
522	342071143	塚 の 池	神村町 庄田2652外	4.5	1,900	○
523	342071188	四 正 面 池	金江町 金見四正面352	5.5	1,100	○
524	342071203	宇 佐 上 池	金江町 金見先原1792	7.2	2,400	○
525	342071204	宇 佐 下 池	金江町 金見平之奥1944	6.2	3,200	○
526	342071219	柴 迫 池	藤江町 柴迫甲4056	5.4	1,200	○
527	342071237	日 迫 上 池	藤江町 日迫6277	3.9	1,400	○
528	342071247	角 屋 谷 池	駅家町 服部本郷724外	11.15	10,000	○
529	342071249	紺 屋 奥 池	駅家町 服部本郷1103-2	3.5	600	○
530	342071250	竹 の 迫 池	駅家町 服部本郷1144	5.0	1,100	○
531	342071251	清 水 迫 池	駅家町 服部本郷1160外	5.0	2,000	○
532	342071252	官 迫 池	駅家町 服部本郷85-1外	6.8	2,600	○
533	342071253	平 林 池	駅家町 服部永谷1560-1外	5.4	7,000	○
534	342071259	本 奥 池	駅家町 服部永谷1088-1外	9.1	2,600	○
535	342071260	琴 森 新 池	駅家町 服部永谷1096外	8.8	4,800	○
536	342071262	西 ヶ 迫 池 1	駅家町 服部永谷1068	1.8	100	○
537	342071264	東 久 保 池	駅家町 服部永谷1175-1外	7.6	8,000	○
538	342071265	砂 池	駅家町 服部永谷1274外	9.2	12,500	○
539	342071267	伯 母 ヶ 迫 下 池	駅家町 服部永谷714	1.6	200	○
540	342071273	坂 池	駅家町 服部永谷447-1	3.6	300	○
541	342071274	坂 1 号 池	駅家町 服部永谷484	1.2	50	○
542	342071280	馬 路 下 池	駅家町 雨木1046外	6.0	4,000	○
543	342071281	馬 路 中 池	駅家町 雨木1049-3外	7.0	2,200	○
544	342071283	西 奥 池	駅家町 雨木563	4.2	1,900	○
545	342071286	門 前 池	駅家町 雨木469外	15.7	50,000	○
546	342071287	才 之 端 池	駅家町 雨木374外	5.8	7,000	○
547	342071288	雨 木 池	駅家町 雨木115外	15.0	118,000	○
548	342071292	八 ツ 坂 池	駅家町 服部本郷366-1外	4.5	2,000	○

	施設コード	名 称	所 在 地	規 模		防災 重点 ため池
				堤 高 (m)	貯水量 (m ³)	
549	342071293	野 梶 池	駅家町 服部本郷265外	7.7	5,500	○
550	342071294	広 畑 池	駅家町 服部本郷340-2外	4.6	1,300	○
551	342071297	妙 見 新 池	駅家町 助元1050外	8.2	4,700	○
552	342071303	政 有 1 号 池	駅家町 助元248-1	3.9	2,300	○
553	342071304	コトモリヤ池	駅家町 助元349	2.6	300	○
554	342071305	山 の 神 池	駅家町 助元1292-3外	11.1	10,000	○
555	342071306	西 谷 奥 池	駅家町 新山683-1	3.9	3,600	○
556	342071307	西 谷 新 池	駅家町 新山662	5.2	2,600	○
557	342071308	畑 池	駅家町 新山590-1外	4.4	2,200	○
558	342071312	湯 田 池	駅家町 新山1361	3.0	400	○
559	342071315	服 部 大 池	駅家町 法成寺762-1外	15.0	650,000	○
560	342071316	十 四 池	駅家町 新山1330	4.2	2,000	○
561	342071317	権 巢 池	駅家町 新山1251	4.0	300	○
562	342071318	小 山 田 切 池	駅家町 新山1262-1外	7.4	12,500	○
563	342071322	権 現 久 保 池	駅家町 新山975	3.0	300	○
564	342071323	釈 迦 池	駅家町 新山965-1外	5.7	500	○
565	342071325	稔 松 2 号 池	駅家町 新山1151-1外	4.2	2,300	○
566	342071326	稔 松 池	駅家町 新山1152-1外	3.8	4,300	○
567	342071327	新 山 新 池	駅家町 新山440	7.6	5,120	○
568	342071329	草 広 池	駅家町 法成寺1962	4.6	3,600	○
569	342071330	平 の 前 池	駅家町 法成寺2105	4.0	7,600	○
570	342071331	城ヶ谷上池	駅家町 法成寺1878-1外	8.3	20,000	○
571	342071332	城ヶ谷下池	駅家町 法成寺1859-1外	6.0	13,000	○
572	342071333	道 城 谷 池	駅家町 法成寺2503-1	2.4	12,000	○
573	342071334	本 谷 新 池	駅家町 法成寺1571外	10.1	42,000	○
574	342071335	本 谷 池	駅家町 法成寺1826-1外	8.2	17,000	○
575	342071336	上 羽 子 池	駅家町 法成寺979	4.5	11,000	○
576	342071337	下 羽 子 池	駅家町 法成寺976-1外	2.5	1,200	○
577	342071340	亀 原 池	駅家町 法成寺829-1外	7.0	12,000	○
578	342071341	羽 子 原 池	駅家町 法成寺718-1外	3.1	1,100	○
579	342071342	小 豆 田 池	駅家町 万能倉200-1	4.8	40,000	○
580	342071344	最 明 寺 池	駅家町 中島607-1	2.5	100	○
581	342071345	不 動 面 池	駅家町 中島471-1外	3.0	30	○
582	342071346	ス ス ハ キ 池	駅家町 中島370-1外	3.0	1,800	○
583	342071348	山 田 池	駅家町 中島256	2.0	20	○
584	342071349	才 谷 池	駅家町 中島124-1	4.0	3,200	○
585	342071351	大 塚 池	駅家町 中島43-1外	6.6	17,000	○
586	342071353	堂 谷 池	駅家町 向永谷208	2.0	500	○
587	342071355	堂 の 奥 池	駅家町 向永谷398	3.2	2,500	○
588	342071356	石 田 池	駅家町 向永谷1691-1	6.5	22,000	○
589	342071357	大 草 田 池	駅家町 向永谷1346	3.5	1,400	○
590	342071358	力 治 迫 池	駅家町 向永谷1330	3.8	1,400	○
591	342071360	勝 負 迫 池	駅家町 向永谷1387外	5.2	2,680	○
592	342071361	平 池	駅家町 向永谷1474	6.6	10,000	○
593	342071362	奥 池	駅家町 向永谷1523	6.2	800	○
594	342071363	奈 良 鞆 新 池	駅家町 向永谷849	3.9	1,330	○
595	342071365	下 高 倉 池	駅家町 向永谷910	3.5	800	○
596	342071366	塚 堂 池	駅家町 向永谷985	3.3	1,100	○
597	342071367	中 原 池	駅家町 向永谷1156	9.1	24,000	○
598	342071368	中 原 新 池	駅家町 向永谷1050-1外	7.7	12,800	○

	施設コード	名 称	所 在 地	規 模		防災 重点 ため池
				堤 高 (m)	貯水量 (m ³)	
599	342071370	王 子 ケ 迫 池	駅家町 大橋950-1外	2.5	500	○
600	342071371	出 尾 池	駅家町 大橋839	5.5	36,000	○
601	342071372	大 橋 新 池	駅家町 大橋734	5.8	21,000	○
602	342071373	篠 原 池	駅家町 大橋799-1外	3.0	5,300	○
603	342071374	池 の 迫 池	駅家町 大橋669-1外	3.2	2,200	○
604	342071375	池 の 迫 奥 池	駅家町 大橋691-1	3.7	1,000	○
605	342071377	生 池	駅家町 今岡700	2.6	2,800	○
606	342071378	今 岡 新 池	駅家町 今岡704-1外	5.3	8,000	○
607	342071380	俄 池	駅家町 今岡629	8.0	10,000	○
608	342071381	末 谷 池	駅家町 今岡303-1外	9.5	26,500	○
609	342071383	小 池	駅家町 今岡21	3.5	1,400	○
610	342071387	猪 谷 池	芦田町 柞磨1198	7.5	5,500	○
611	342071388	釜 の 口 池	芦田町 柞磨1115-1外	8.4	7,260	○
612	342071393	田 の 迫 下 池	芦田町 柞磨905	6.6	1,900	○
613	342071395	大 谷 池	芦田町 柞磨1730	7.6	7,500	○
614	342071397	畑 奥 大 池	芦田町 柞磨1613-1外	6.0	4,500	○
615	342071398	畑 池	芦田町 柞磨1607	3.5	270	○
616	342071399	久 ヨ シ 池	芦田町 柞磨1660	3.6	300	○
617	342071400	日 々 ケ 谷 池	芦田町 上有地1455-1	3.5	450	○
618	342071405	ミ ノ コ シ 池	芦田町 柞磨492	3.0	320	○
619	342071408	谷 池	芦田町 柞磨632	4.0	500	○
620	342071409	尾 白 池	芦田町 柞磨1731	6.3	3,300	○
621	342071415	龍 王 池	芦田町 柞磨1819-1	5.2	1,500	○
622	342071417	宗 貞 奥 池	芦田町 柞磨38	5.0	270	○
623	342071418	中屋奥ため池	芦田町 柞磨7126-1外	2.5	100	○
624	342071419	大 神 宮 池	芦田町 柞磨220	4.7	680	○
625	342071433	新 池	芦田町 上有地1880	7.0	260	○
626	342071434	中 池	芦田町 上有地1883	3.0	400	○
627	342071437	中 間 池	芦田町 上有地1978-1	3.5	210	○
628	342071438	上 屋 池	芦田町 上有地1998-4	4.0	190	○
629	342071439	東 池	芦田町 上有地2014	2.0	100	○
630	342071445	湯 口 池	芦田町 上有地1920-1外	6.2	2,600	○
631	342071446	梶ケ迫奥下池	芦田町 上有地1536-1外	5.0	480	○
632	342071449	梶ケ迫裏池	芦田町 上有地1530	4.5	360	○
633	342071450	宮 原 前 池	芦田町 上有地1722	2.2	200	○
634	342071454	神 後 池	芦田町 上有地1574-2	1.7	90	○
635	342071456	福 迫 奥 ノ 池	芦田町 上有地1630	4.0	450	○
636	342071458	福 岡 池	芦田町 上有地1664	9.4	18,800	○
637	342071459	し ょ う ぶ 池	芦田町 上有地2135	2.5	300	○
638	342071460	河 村 池	芦田町 上有地2136-3	2.2	150	○
639	342071461	す り 鉢 池	芦田町 上有地2116	3.7	1,300	○
640	342071464	能 宗 池	芦田町 上有地2167-5	3.0	200	○
641	342071466	か じ や 池	芦田町 上有地2197-3	3.0	70	○
642	342071467	上 田 池	芦田町 上有地2207-6	3.0	180	○
643	342071468	は す 池	芦田町 上有地2299外	2.0	340	○
644	342071469	井 能 寺 池	芦田町 上有地2438-1	4.0	390	○
645	342071472	大 谷 池	芦田町 上有地2542	14.5	91,000	○
646	342071473	青 笹 池	芦田町 下有地9外	10.0	9,000	○
647	342071478	長 池	芦田町 上有地1522-1外	5.5	6,070	○
648	342071479	岡 田 池	芦田町 上有地1405	1.6	670	○

	施設コード	名 称	所 在 地	規 模		防災 重点 ため池
				堤 高 (m)	貯水量 (m ³)	
649	342071480	清 水 迫 池	芦田町 上有地1428	6.0	620	○
650	342071484	杖 ケ 迫 池	芦田町 上有地1277-1	4.5	350	○
651	342071486	中 奥 池	芦田町 上有地1323-1	3.0	320	○
652	342071487	地 藏 池	芦田町 上有地1305	5.0	390	○
653	342071489	ヤ ベ 池	芦田町 上有地1247	4.5	590	○
654	342071495	野 呂 池	芦田町 上有地1119	2.0	150	○
655	342071496	稲 付 2 号 池	芦田町 上有地2804	3.0	80	○
656	342071499	後 木 屋 池	芦田町 上有地2862-1	3.5	600	○
657	342071500	戸 黒 池	芦田町 上有地841	4.0	270	○
658	342071505	山 崎 池	芦田町 上有地853	3.0	180	○
659	342071506	水 行 池	芦田町 上有地805	5.5	7,700	○
660	342071507	恵 木 迫 下 池	芦田町 上有地664-1	4.3	2,400	○
661	342071508	恵 木 迫 上 池	芦田町 上有地666-1外	7.0	8,700	○
662	342071509	束 田 池	芦田町 上有地687	6.0	1,700	○
663	342071516	徳 市 池	芦田町 上有地938	4.0	720	○
664	342071517	法 師 庵 下 池	芦田町 上有地172	2.2	180	○
665	342071520	大 迫 池	芦田町 上有地325	3.3	2,300	○
666	342071521	迫 の 奥 池	芦田町 上有地357	3.7	2,400	○
667	342071526	先 大 迫 中 の 池	芦田町 上有地308-2	2.0	100	○
668	342071527	先 大 迫 奥 の 池	芦田町 上有地309-2	1.3	20	○
669	342071532	有 郷 池	芦田町 上有地3104	4.2	830	○
670	342071533	森 脇 池	芦田町 上有地138	4.5	4,300	○
671	342071535	明 法 寺 谷 池	芦田町 上有地70	2.2	90	○
672	342071536	峠 池	芦田町 上有地43	1.8	80	○
673	342071539	新 屋 奥 池	芦田町 下有地1615	2.0	200	○
674	342071551	新 池	芦田町 下有地1983	12.7	40,500	○
675	342071552	三 郎 池	芦田町 下有地1784	3.5	800	○
676	342071558	大 坊 池	芦田町 下有地1970	6.5	5,100	○
677	342071559	同 道 池	芦田町 下有地1941	10.1	42,500	○
678	342071563	王 子 迫 池	芦田町 下有地1885	3.0	150	○
679	342071564	力 ギ メ 下 池	芦田町 下有地1827	1.5	90	○
680	342071566	日 和 西 奥 池	芦田町 下有地1487	4.0	250	○
681	342071569	日 和 池	芦田町 下有地1484	4.1	10,700	○
682	342071570	野 田 上 池	芦田町 下有地1592	1.8	150	○
683	342071571	野 田 池	芦田町 下有地1590	3.1	780	○
684	342071572	矢 部 池	芦田町 下有地1576	3.7	1,200	○
685	342071576	松 尾 池	芦田町 下有地1465	3.0	140	○
686	342071577	久 保 池	芦田町 下有地1193	1.8	130	○
687	342071578	平 野 屋 池	芦田町 下有地1241	2.4	250	○
688	342071582	岩 神 池	芦田町 下有地1357	3.2	3,200	○
689	342071586	梅 の 木 池	芦田町 下有地1299	3.0	400	○
690	342071588	仁 川 池	芦田町 下有地974	1.8	80	○
691	342071589	免 仏 面 池	芦田町 下有地884	3.0	540	○
692	342071590	山 之 上 池	芦田町 下有地848	4.4	5,100	○
693	342071591	上 迫 池	芦田町 下有地844	4.5	5,100	○
694	342071594	岩 谷 池	芦田町 下有地1136	4.5	450	○
695	342071595	荒 神 池	芦田町 下有地566	3.5	920	○
696	342071599	山 の 田 池	芦田町 下有地730	8.0	7,000	○
697	342071603	瓦 山 上 池	芦田町 下有地635-1外	6.4	6,800	○
698	342071604	瓦 山 下 池	芦田町 下有地652-1外	3.8	1,600	○

	施設コード	名 称	所 在 地	規 模		防災 重点 ため池
				堤 高 (m)	貯水量 (m ³)	
699	342071607	同 道 池	芦田町 下有地643	5.46	6,100	○
700	342071610	石 場 池	芦田町 下有地379-1	2.0	250	○
701	342071614	梶 屋 池	芦田町 下有地459	4.1	8,300	○
702	342071615	山 方 新 池	芦田町 下有地162-1外	9.7	16,400	○
703	342071616	殿 の 奥 池	芦田町 下有地103	8.3	42,500	○
704	342071617	松 山 池	芦田町 下有地311	3.2	2,400	○
705	342071618	与 助 池	芦田町 下有地318	3.5	2,100	○
706	342071619	峠 池	芦田町 福田911	4.7	7,400	○
707	342071620	宝 田 池	芦田町 福田854	3.7	1,400	○
708	342071622	中 谷 池	芦田町 福田789外	3.0	180	○
709	342071625	小 池 奥 池	芦田町 福田663	4.3	600	○
710	342071626	小 池	芦田町 福田642	5.0	1,900	○
711	342071627	大池(芦田大池)	芦田町 福田584-1外	5.1	9,800	○
712	342071630	岸 迫 池	芦田町 福田506	3.7	420	○
713	342071631	岸 迫 東 池	芦田町 福田7484	3.1	600	○
714	342071633	清 水 谷 下 池	芦田町 福田258	3.4	800	○
715	342071634	宇 佐 池	芦田町 福田2731	2.5	220	○
716	342071635	七 ツ 池	芦田町 福田2706	7.5	8,000	○
717	342071636	寺 池 下 池	芦田町 福田2716	2.8	800	○
718	342071641	迫 下 池	芦田町 福田2425	2.5	120	○
719	342071642	倉 背 池	芦田町 福田2410	2.6	500	○
720	342071643	オ ク ビ 池	芦田町 福田鴻巣7633	1.2	10	○
721	342071645	迫 池	芦田町 福田2423	4.0	770	○
722	342071646	上 迫 池	芦田町 福田2399-1	1.6	80	○
723	342071647	小 迫 た め 池	芦田町 福田2131	2.0	80	○
724	342071648	富 谷 池	芦田町 福田1165-1外	7.2	100,000	○
725	342071653	榊 池	芦田町 福田1415	4.8	12,400	○
726	342071654	西 奥 池	芦田町 福田1441	5.5	3,200	○
727	342071655	古 屋 ケ 谷 古 池	芦田町 福田1468	3.2	3,300	○
728	342071656	古 屋 ケ 谷 池	芦田町 福田1482	9.2	14,400	○
729	342071660	魚 之 面 池	芦田町 福田1664	4.7	7,800	○
730	342071661	名 工 神 池	芦田町 福田1735	2.3	200	○
731	342071662	奥 池	芦田町 福田1738	3.0	320	○
732	342071663	佐 藤 池	芦田町 福田2123	2.0	120	○
733	342071664	宮 窪 池	芦田町 福田2038	4.0	1,200	○
734	342071665	観 音 堂 池	芦田町 福田1769外	5.7	8,000	○
735	342071672	井 上 池	芦田町 福田1898	4.3	1,400	○
736	342071673	是 来 下 池	芦田町 福田1816	10.1	18,500	○
737	342071674	是 来 上 池	芦田町 福田1817	7.2	7,100	○
738	342071675	青 ケ 谷 池	芦田町 福田新庄南平7375-1外	6.5	2,500	○
739	342071676	下 宮 上 池	赤坂町 赤坂長者原8381	2.5	400	○
740	342071677	下 宮 下 池	赤坂町 赤坂長者原8382	4.0	2,500	○
741	342071678	池 田 池	赤坂町 赤坂長者原8387-40	4.0	450	○
742	342071679	村 池	赤坂町 赤坂長者原8387-42外	3.5	450	○
743	342071680	大 ぞ ら の 小 池	赤坂町 赤坂長者原8387-116	3.0	150	○
744	342071681	大 ぞ ら 池	赤坂町 赤坂長者原8389	3.0	520	○
745	342071682	落 葉 池	赤坂町 赤坂長者原8387-113	3.0	90	○
746	342071683	長者ヶ原5号池 (小 五 池)	赤坂町 赤坂長者原8388	5.0	630	○
747	342071685	神 原 池	赤坂町 赤坂長者原8390-1	2.7	180	○
748	342071687	長者ヶ原7号池	赤坂町 赤坂長者原8734	4.0	70	○

	施設コード	名 称	所 在 地		規 模		防災 重点 ため池
					堤 高 (m)	貯水量 (m ³)	
749	342071688	長者ヶ原9号池	赤坂町	赤坂長者原2980	2.5	150	○
750	342071689	蓮池	赤坂町	赤坂長者原2991-1	2.0	90	○
751	342071690	八丁下池	赤坂町	赤坂長者原3005	3.0	240	○
752	342071691	いそ松下池(11号池)	赤坂町	赤坂長者原8391-1	2.5	180	○
753	342071693	いそ松池	赤坂町	赤坂長者原8391-3	3.5	600	○
754	342071694	八丁上池	赤坂町	赤坂長者原3007外	4.5	300	○
755	342071696	小明池	加茂町	下加茂輪ノ内802-1外	2.1	1,000	○
756	342071699	菱原池	加茂町	上加茂木立場831外	5.6	28,000	○
757	342071700	大惣津池	加茂町	中野大惣津1122	6.1	21,800	○
758	342071701	岩屋池	加茂町	中野岩ヤ1213-1外	7.5	6,000	○
759	342071702	倉田池	加茂町	下加茂倉田1303-1外	8.8	25,000	○
760	342071703	中池	加茂町	下加茂鶴居峠1375	7.6	11,000	○
761	342071704	鶴居峠新池	加茂町	下加茂鶴居峠1389-1	5.2	4,900	○
762	342071709	内山池	加茂町	下加茂内山1541	2.0	200	○
763	342071710	内山上池	加茂町	下加茂内山1543	2.0	60	○
764	342071713	吉和新池	加茂町	下加茂木曾根1586	3.7	2,300	○
765	342071719	泊縄下池	加茂町	下加茂岩ノ中2096	2.6	800	○
766	342071722	芦原池	加茂町	芦原妙言132	1.6	90	○
767	342071723	明言池	加茂町	芦原妙言104-1外	4.2	600	○
768	342071724	鹿熊池	加茂町	芦原カクマ64	3.3	1,100	○
769	342071725	鹿熊下池	加茂町	芦原カクマ63	4.5	1,500	○
770	342071727	小池谷中池	加茂町	栗根小池谷7305-1	1.5	80	○
771	342071729	小池谷池	加茂町	栗根小池谷1154-1	3.2	800	○
772	342071730	本谷池	加茂町	栗根栗井1061-2	3.0	600	○
773	342071731	池ノ窪池	加茂町	栗根池ノ窪919-1外	3.0	500	○
774	342071732	鼓田池	加茂町	栗根鼓田837	4.1	1,400	○
775	342071734	井ノ扱池	加茂町	栗根稲コギ691	2.9	700	○
776	342071737	中屋池	加茂町	北山2555	3.5	600	○
777	342071739	長沢田池	加茂町	北山2426	6.1	4,300	○
778	342071743	広加池	加茂町	下加茂東宇代7384-2外	11.7	28,000	○
779	342071745	野山池	加茂町	百谷2193-21	5.0	1,200	○
780	342071746	フイゴ下池	加茂町	百谷1148	3.6	2,100	○
781	342071747	フイゴ上池	加茂町	百谷2193-20	4.2	2,600	○
782	342071750	真無池	加茂町	百谷1147	4.0	420	○
783	342071752	城福池	加茂町	百谷491	5.6	700	○
784	342071753	高山新池	加茂町	百谷647-1	5.0	900	○
785	342071754	高山濁池	加茂町	百谷641外	9.0	15,000	○
786	342071756	大谷池	加茂町	百谷2193-14	27.3	891,000	○
787	342071762	小津和池	加茂町	北山321-1外	5.0	300	○
788	342071764	下田池	加茂町	北山598-1外	6.5	600	○
789	342071772	細田池	加茂町	北山744-1外	8.5	38,000	○
790	342071773	七社池	加茂町	北山955外	12.5	71,000	○
791	342071774	姫谷池	加茂町	百谷1036-2	11.7	96,000	○
792	342071800	昭十九池	芦田町	柞磨1789外	6.8	5,800	○
793	342072000	幸田新池	金江町	金見幸田259	4.0	2,300	○
794	342072009	出所池	藤江町	出所4511	3.0	500	○
795	342072010	ハス池	神村町	一ノ谷6457	5.0	9,000	○
796	342072105	二ツ川池	千田町	千田寺西下1879-1外	2.6	400	○
797	342072106	王子原北池	瀬戸町	長和王子原池尻2056	3.0	800	○
798	342072108	永谷池	千田町	坂田永谷664-1	4.0	600	○

	施設コード	名 称	所 在 地	規 模		防災 重点 ため池
				堤 高 (m)	貯水量 (m ³)	
799	342072206	じゅんさい池	神村町 大谷6138	5.0	1,500	○
800	342072207	中池	神村町 大谷6139	6.0	4,000	○
801	342072208	しょうぶ池	神村町 天神面6453-1	2.7	500	○
802	344820003	西明池	沼隈町 登能原本谷奥18	11.9	45,000	○
803	344820007	丸池	沼隈町 能登原寺下475	5.8	20,000	○
804	344820008	鞆路池	沼隈町 能登原鞆路615-1	6.2	6,800	○
805	344820010	横立池	沼隈町 能登原鞆路657	3.6	1,600	○
806	344820011	立河内池	沼隈町 能登原立河内1555	4.9	4,400	○
807	344820012	田ノ浜東池	沼隈町 能登原田ノ浜1617	2.0	60	○
808	344820013	田ノ浜池	沼隈町 能登原田ノ浜1621	2.5	200	○
809	344820014	白浜池	沼隈町 能登原白浜1734	7.0	4,000	○
810	344820015	深山池	沼隈町 能登原桜深山2116	5.6	900	○
811	344820016	庵の下池	沼隈町 能登原桜西側甲2154	2.7	1,400	○
812	344820017	鍋迫池	沼隈町 能登原鍋迫甲2273-2	4.0	60	○
813	344820018	鉄光池	沼隈町 草深鉄光781	3.2	700	○
814	344820019	中土井池	沼隈町 草深池ノ奥893	3.5	1,100	○
815	344820020	柏迫池	沼隈町 草深柏迫916	6.0	63,800	○
816	344820024	塚田池	沼隈町 草深塚田1597	3.5	200	○
817	344820025	双津池	沼隈町 草深双津2367	5.0	3,000	○
818	344820026	柿木迫池	沼隈町 草深柿木迫2437	3.5	900	○
819	344820027	先阿引奥池	沼隈町 草深庵ノ下2602	3.9	1,600	○
820	344820028	稲荷奥池	沼隈町 常石堂尾89	3.0	160	○
821	344820029	堂尾池	沼隈町 常石開谷檜原106-1	6.2	13,000	○
822	344820030	はす池	沼隈町 常石開谷檜原107	4.1	2,500	○
823	344820031	イバ池	沼隈町 常石開谷192	4.4	1,200	○
824	344820032	モチ奥池	沼隈町 常石奥池ノ内198	3.2	1,200	○
825	344820036	常盤池	沼隈町 常石岩平1476	7.5	4,800	○
826	344820040	中池	沼隈町 常石奥池ノ内200	3.6	4,300	○
827	344820041	下池	沼隈町 常石奥池ノ内244	4.6	1,400	○
828	344820042	平迫池	沼隈町 下山南平迫251-1外	6.5	32,000	○
829	344820043	矢操池	沼隈町 下山南矢操沖甲395	3.1	2,900	○
830	344820044	土裕田池	沼隈町 下山南矢操谷甲502	4.4	2,400	○
831	344820048	西ノ迫池	沼隈町 下山南矢操西迫565	5.7	8,900	○
832	344820049	大迫上池	沼隈町 下山南大迫下池882	7.0	1,200	○
833	344820050	大迫下池	沼隈町 下山南大迫上池880	7.0	6,700	○
834	344820051	ナメラ池	沼隈町 下山南大迫谷905	4.6	800	○
835	344820052	宮迫池	沼隈町 下山南宮迫谷甲1192	3.0	500	○
836	344820054	西久保池	沼隈町 下山南菅野西久保1585	4.0	200	○
837	344820056	菅野池	沼隈町 下山南菅野谷池奥1836	9.1	50,000	○
838	344820057	提木池	沼隈町 下山南菅野提木1871	4.9	1,500	○
839	344820058	提木新池	沼隈町 下山南提木北谷7477-1外	8.3	1,900	○
840	344820062	永道大池	沼隈町 中山南永道大池179	3.2	7,100	○
841	344820063	森脇下池	沼隈町 中山南モリ脇548-1	3.5	400	○
842	344820064	森脇上池	沼隈町 中山南モリ脇553	4.9	500	○
843	344820065	五郎丸池	沼隈町 中山南五郎丸866	5.3	2,700	○
844	344820066	小瀬田池	沼隈町 中山南小セダ下池1009	5.3	6,600	○
845	344820068	石本池	沼隈町 中山南石浦ソ子1026	3.4	600	○
846	344820069	カジャ池	沼隈町 中山南カシヤ池1002	5.0	3,900	○
847	344820070	カジャ奥池	沼隈町 中山南カシヤ1138	5.2	2,600	○
848	344820071	カジャ上池	沼隈町 中山南カシヤ1140	4.5	2,100	○

	施設コード	名 称	所 在 地	規 模		防災 重点 ため池
				堤 高 (m)	貯水量 (m ³)	
849	344820072	八 日 谷 溜 池	沼隈町 中山南八日谷池1667外	23.7	361,000	○
850	344820074	万 力 池	沼隈町 中山南万力池2023	6.3	7,600	○
851	344820081	石 亀 下 池	沼隈町 中山南石亀2223	2.0	200	○
852	344820082	西 迫 口 池	沼隈町 中山南西迫口2331	4.3	600	○
853	344820085	楠 木 池	沼隈町 中山南字楠木池2885	7.6	7,600	○
854	344820087	鷹 ノ 巢 池	沼隈町 中山南鷹ノ巢池2837	7.05	5,700	○
855	344820091	長 迫 池	沼隈町 中山南長迫1519	3.5	700	○
856	344820093	地 蔵 堂 池	沼隈町 中山南地藏堂2616	4.2	1,600	○
857	344820095	長 迫 口 池	沼隈町 中山南長迫口池甲1498	3.3	3,300	○
858	344820098	土 橋 池	沼隈町 上山南土橋862	2.3	300	○
859	344820100	黒 瀬 池	沼隈町 上山南黒瀬甲35	5.1	2,600	○
860	344820101	穴 ノ 奥 池	沼隈町 中山南穴ノ奥池2978	3.8	1,400	○
861	344820102	稲 木 池	沼隈町 上山南稲木1014-1	4.8	2,300	○
862	344820103	中 畝 池	沼隈町 上山南中畝1206外	4.8	1,600	○
863	344820104	谷 池	沼隈町 上山南谷池ノ奥1264	2.3	500	○
864	344820108	菅 田 大 池	沼隈町 上山南池内1426	11.9	171,500	○
865	344820111	寺 尾 池	沼隈町 上山南寺尾1646	2.1	650	○
866	344820112	原 池	沼隈町 上山南原1504	3.1	450	○
867	344820113	茅 場 池	沼隈町 上山南原1604	5.6	3,000	○
868	344820114	名 郷 池	沼隈町 上山南名郷2252	3.7	5,500	○
869	344820120	峠 池	沼隈町 上山南峠2120	2.1	400	○
870	344820123	源 迫 下 池	沼隈町 上山南源迫1804-1	8.0	6,600	○
871	345010002	内 砂 子 池	神辺町 上竹田内砂子525-1	6.1	3,700	○
872	345010003	内砂子奥池(内砂子新池)	神辺町 上竹田内砂子552-1	10.7	17,300	○
873	345010004	境 池	神辺町 上竹田境ノ奥707	2.8	1,010	○
874	345010005	境 奥 池	神辺町 上竹田境ノ奥711	4.3	2,300	○
875	345010006	大 田 池	神辺町 上竹田大田725-1	3.7	990	○
876	345010007	鼓 池	神辺町 上竹田鼓谷881-1	6.2	13,000	○
877	345010008	泰 砂 子 池	神辺町 上竹田泰砂子奥301-1	7.0	16,200	○
878	345010011	川 谷 池	神辺町 上竹田川谷1188-1	7.5	55,300	○
879	345010013	長 谷 池	神辺町 上竹田長谷1320	4.3	3,360	○
880	345010016	久 熊 池	神辺町 上竹田クグマ里123	4.0	4,200	○
881	345010017	久 熊 奥 池	神辺町 上竹田クグマ100	3.5	900	○
882	345010018	芥 子 池	神辺町 上竹田二池1496-1	3.8	20,200	○
883	345010019	芥 子 奥 池	神辺町 上竹田字ケシ1589	4.7	6,480	○
884	345010020	三 田 地 池	神辺町 上竹田三田地1649-1	1.3	130	○
885	345010021	沼 迫 池	神辺町 下竹田沼坂2887-1	6.3	20,500	○
886	345010024	長 迫 池	神辺町 下竹田長坂2951-1	4.2	2,630	○
887	345010025	岸 池	神辺町 下竹田鹿キ2731	5.5	2,210	○
888	345010029	八 反 田 池	神辺町 下竹田欠坂2292-1	6.2	6,150	○
889	345010031	狭 間 池	神辺町 下竹田狭間1487-1	5.3	13,620	○
890	345010032	瀬 戸 池	神辺町 下竹田瀬戸1612	7.5	20,000	○
891	345010033	昭 和 池	神辺町 下竹田轟1620外	7.5	21,900	○
892	345010034	轟 池	神辺町 下竹田轟1637	9.5	51,700	○
893	345010036	永 谷 池	神辺町 下竹田轟1745	5.7	1,730	○
894	345010037	永 谷 2 号 池	神辺町 下竹田轟1740	4.7	540	○
895	345010038	永 谷 3 号 池	神辺町 下竹田轟1737-1	2.4	230	○
896	345010039	馬 越 池	神辺町 下竹田長谷7254-12	3.6	470	○
897	345010040	大 梶 池	神辺町 下竹田大梶2068	5.4	2,520	○
898	345010041	大 砂 子 池	神辺町 下竹田大砂子2020-1	6.3	3,650	○

	施設コード	名 称	所 在 地	規 模		防災 重点 ため池
				堤 高 (m)	貯水量 (m ³)	
899	345010042	タ ブ チ 池	神辺町 下竹田大内769	2.3	350	○
900	345010046	森 池	神辺町 八尋森343	2.1	350	○
901	345010047	ぜ ん ご 池	神辺町 八尋森330	3.4	720	○
902	345010048	森 奥 池	神辺町 八尋森7105-3	2.8	400	○
903	345010049	新 根 池	神辺町 八尋狐谷544	5.4	11,870	○
904	345010051	権 田 池	神辺町 八尋権田560-1	6.9	11,000	○
905	345010052	新池(大江池)	神辺町 岡山県井原市大江町字新池5394	7.7	85,900	○
906	345010053	旭 池	神辺町 平野井迫1653	1.6	1,600	○
907	345010054	岡 1 号 池	神辺町 平野岡1570	4.0	860	○
908	345010056	辨 才 池	神辺町 平野観音寺1389-1外	8.8	30,000	○
909	345010057	小池(観音寺小池)	神辺町 平野観音寺1393-1	3.6	700	○
910	345010058	大池(観音寺下池)	神辺町 平野観音寺1394-1	11.7	34,000	○
911	345010059	観音池(観音寺中池)	神辺町 平野観音寺1397-1	9.0	8,000	○
912	345010060	観音寺上池(観音寺新池)	神辺町 平野観音寺1398	5.2	7,800	○
913	345010061	観 音 寺 奥 池	神辺町 平野観音寺1401	4.6	5,630	○
914	345010062	比 治 屋 下 池	神辺町 平野舛田1094	5.5	1,820	○
915	345010063	比 治 屋 上 池	神辺町 平野舛田1095	7.0	7,140	○
916	345010064	道 城 池	神辺町 平野舛田624	2.6	800	○
917	345010065	名 越 里 池	神辺町 平野名越480	5.0	3,360	○
918	345010066	名 越 奥 池	神辺町 平野名越477	11.0	12,140	○
919	345010067	宮 池	神辺町 下御領馬場町763-2	2.0	1,500	○
920	345010068	谷 粗 湖 池	神辺町 下御領米道85	4.4	930	○
921	345010070	小 屋 田 池	神辺町 下御領米道52	6.4	4,230	○
922	345010071	宗 重 池	神辺町 上御領行政1066	3.4	5,200	○
923	345010072	新池(青口新池)	神辺町 上御領井矢谷428-8	8.3	5,760	○
924	345010073	青 口 池	神辺町 上御領井矢谷428-7	3.5	3,740	○
925	345010074	張 田 池	神辺町 上御領張田2117-1	5.1	8,800	○
926	345010076	三 反 田 池	神辺町 上御領三反田2998-1	12.6	117,000	○
927	345010077	大 原 池	神辺町 東中条上池ノ上2545-1	13.0	56,400	○
928	345010078	淀 ケ 池	神辺町 下御領米道98	13.0	66,600	○
929	345010079	平 田 池	神辺町 川北小屋337-1	3.4	4,570	○
930	345010080	豊 田 池	神辺町 川南丁谷2912-1	4.8	45,000	○
931	345010081	丁 中 池	神辺町 川南丁谷2931-1	10.0	4,500	○
932	345010082	丁 奥 池	神辺町 川南杉谷99	10.5	25,000	○
933	345010083	丙 里 池	神辺町 川南丙2598	3.4	15,100	○
934	345010084	丙 奥 池	神辺町 川南小山332	10.8	8,600	○
935	345010085	岩 田 下 池	神辺町 川南岩田2043-1	5.4	5,070	○
936	345010089	蓮 池	千田町 千田粟ヶ池1381	3.2	56,500	○
937	345010091	福 田 池	神辺町 湯野迫山7024	5.5	12,000	○
938	345010092	小 山 池	神辺町 湯野迫山7029-1	3.8	67,000	○
939	345010093	中 陣 池	神辺町 湯野中陣2030-2	3.5	11,700	○
940	345010094	箱 田 池	神辺町 箱田山添町231-1	3.3	30,400	○
941	345010095	箱 田 新 池	神辺町 西中条梶久川西877-1	3.0	12,600	○
942	345010096	堀 池	神辺町 徳田堀池70	3.1	12,000	○
943	345010097	梅 木 池	神辺町 徳田梅木431	3.3	26,000	○
944	345010098	払 殿 池	神辺町 徳田払殿1690	4.4	43,070	○
945	345010099	半 山 池	神辺町 徳田半山1651	4.0	27,140	○
946	345010100	徳 田 下 池	神辺町 徳田下池1337	3.6	29,700	○
947	345010101	砂 原 池	神辺町 徳田砂原2048	3.0	25,650	○
948	345010102	道 上 古 池	神辺町 道上中川1248-1	3.8	28,940	○

	施設コード	名 称	所 在 地	規 模		防災 重点 ため池
				堤 高 (m)	貯水量 (m ³)	
949	345010103	道 上 新 池	神辺町 道上中川1247-1	3.3	23,100	○
950	345010104	才 池	神辺町 道上サヤノ下1140	2.9	10,400	○
951	345010105	雨 宮 池	神辺町 道上中坪2840-1	3.6	3,900	○
952	345010106	十九池(正藤池)	神辺町 道上正藤2809-1	3.6	6,240	○
953	345010107	珠 池	神辺町 道上門前1311	4.7	13,200	○
954	345010108	赤 池	神辺町 道上門前1708	3.0	700	○
955	345010110	天 満 裏 池	神辺町 道上門前1689-2	2.0	140	○
956	345010111	門 前 奥 池	神辺町 道上門前1762	3.3	900	○
957	345010112	渡 瀬 池	神辺町 道上渡瀬1479-1	5.3	38,480	○
958	345010113	か じ や 窪 池	神辺町 道上渡瀬1653	2.2	480	○
959	345010114	か じ や 池	神辺町 道上渡瀬1625	2.7	280	○
960	345010116	新 池	神辺町 道上渡瀬1550-2	3.9	900	○
961	345010117	大 窪 池	神辺町 道上渡瀬1543	3.0	270	○
962	345010118	す り 八 池	神辺町 道上渡瀬1518	3.6	1,650	○
963	345010119	十 念 池	神辺町 道上十念2277	6.1	11,160	○
964	345010121	西 の 池	神辺町 西中条後谷351	4.8	3,040	○
965	345010122	前 の 池	神辺町 西中条後谷387-2	1.5	300	○
966	345010123	後 谷 池	神辺町 西中条後谷314	1.2	530	○
967	345010124	光円寺池(キレ池)	神辺町 西中条光円寺455	4.6	1,320	○
968	345010125	的 場 池	神辺町 西中条の場490	1.3	300	○
969	345010126	喜 助 池	神辺町 西中条安光229-1	3.7	1,890	○
970	345010127	大 坊 池	神辺町 西中条大坊92	3.5	8,420	○
971	345010131	山田新池(山田大池)	神辺町 西中条山田2028外	8.5	44,800	○
972	345010132	山田奥池(1番池)	神辺町 西中条山田2047	2.5	530	○
973	345010133	山田古池(2番池、3番池)	神辺町 西中条山田2045外	3.1	1,130	○
974	345010134	山田上池(4番池)	神辺町 西中条山田2044	4.3	2,030	○
975	345010135	観 音 寺 池	神辺町 西中条深水1741	2.1	320	○
976	345010137	深 水 村 池	神辺町 西中条深水1763	3.6	3,450	○
977	345010138	深 水 小 屋 池	神辺町 西中条深水1822	2.5	1,320	○
978	345010139	宮 地 1 号 池	神辺町 東中条宮地2350	2.5	450	○
979	345010140	宮 地 2 号 池	神辺町 東中条宮地2344	4.5	740	○
980	345010141	宮 地 大 池	神辺町 東中条宮地2705	4.0	3,150	○
981	345010142	中 組 池	神辺町 東中条土井364-1	5.6	940	○
982	345010143	土 井 池	神辺町 東中条土井419-1	2.5	400	○
983	345010144	池 の 坊 池	神辺町 東中条池ノ坊2143	5.2	11,120	○
984	345010145	軒 田 2 号 池	神辺町 東中条小部573	1.5	200	○
985	345010146	軒 田 1 号 池	神辺町 東中条小部571	2.4	670	○
986	345010147	粟 井 6 号 池	神辺町 東中条粟井615-1	1.5	200	○
987	345010148	粟 井 新 池	神辺町 東中条粟井617	5.5	4,790	○
988	345010149	粟 井 大 池	神辺町 東中条粟井628-1	7.6	11,930	○
989	345010150	木ノ内2号池	神辺町 東中条大末761-1	4.6	930	○
990	345010152	仲 坪 池	神辺町 東中条仲坪805外	7.5	13,500	○
991	345010153	ま ぐ り や 池	神辺町 東中条郷戸854	6.4	1,070	○
992	345010156	海 谷 2 号 池	神辺町 東中条海谷957	3.0	1,350	○
993	345010159	国 地 池	神辺町 東中条国地1956-1	5.8	5,130	○
994	345010161	道々原池(道々原下池)	神辺町 東中条道々原2090	4.5	78,330	○
995	345010162	道々原上池	神辺町 東中条道々原2090	4.4	7,270	○
996	345010163	西 谷 池	神辺町 東中条西谷1269-1	3.5	560	○
997	345010164	佐 光 新 池	神辺町 東中条佐光1393	4.0	1,420	○
998	345010165	佐 光 中 池	神辺町 東中条佐光1395-1	7.5	1,380	○

	施設コード	名 称	所 在 地	規 模		防災 重点 ため池
				堤 高 (m)	貯水量 (m ³)	
999	345010166	金 明 寺 池	神辺町 東中条佐光1396	5.5	1,790	○
1000	345010167	佐 光 大 池	神辺町 東中条佐光1400	6.4	4,310	○
1001	345010169	井 戸 1 号 池	神辺町 東中条井戸1498-1	4.0	5,610	○
1002	345010170	井 戸 2 号 池	神辺町 東中条井戸1507-1	5.1	790	○
1003	345010171	広 山 池	神辺町 東中条広山1647-1	3.0	670	○
1004	345010172	円 通 寺 池	神辺町 東中条広山1661	4.5	800	○
1005	345010175	伊 地 昭 和 池	神辺町 東中条梶久1595-1	6.8	28,310	○
1006	345010178	阿 坂 3 号 池	神辺町 東中条笹ナキ1783	2.0	230	○
1007	345010179	さ さ な ぎ 池	神辺町 東中条阿坂1752	2.5	660	○
1008	345010180	阿 坂 新 池	神辺町 東中条阿坂1767	1.6	4,850	○
1009	345010185	大 倉 新 池	神辺町 東中条観音谷2667	2.7	100	○
1010	345010186	阿 坂 池	神辺町 三谷阿坂164-1	2.0	1,520	○
1011	345010188	ノ 口 池	神辺町 三谷ノ口93-1	4.0	360	○
1012	345010189	六 畝 田 池	神辺町 三谷蘆苺33-1	3.9	1,730	○
1013	345010193	栗 元 新 池	神辺町 三谷栗元9662-9外	9.0	2,210	○
1014	345010200	平 砂 池	神辺町 三谷是定636-1	3.0	600	○
1015	345010204	大 原 新 池	神辺町 三谷大原奥791	11.3	4,590	○
1016	345010205	沼 津 池	神辺町 三谷ヌマズ813-1	8.3	23,630	○
1017	345010206	三 谷 古 池	神辺町 三谷友定954-1	8.0	5,600	○
1018	345010207	三 谷 新 池	神辺町 三谷友定959-1	8.2	9,500	○
1019	345010208	三 谷 小 池	神辺町 三谷友定959-4	5.2	2,400	○
1020	345010210	山 田 中 池	神辺町 西中条山田2006	1.5	400	○
1021	345010211	土 井 2 号 池	神辺町 東中条土井444-1	2.5	400	○
1022	345010220	尾 用 池	神辺町 東中条尾用1191	1.5	300	○
1023	345010225	広 山 下 池	神辺町 東中条広山1702-1	3.5	600	○
1024	345010230	東 小 池	神辺町 下三谷東久保422	2.5	200	○
1025	345010234	カ ジ ヤ 田 池	神辺町 三谷長迫847-2	2.3	400	○
1026	345010238	屋 敷 池	神辺町 三谷森ケ市1029	3.5	120	○
1027	345240004	真 光 寺 池	新市町 宮内1993	12.8	7,910	○
1028	345240007	藤 尾 ダ ム	新市町 藤尾3609-4	32.5	870,000	○
1029	345240008	板 見 堂 池	新市町 金丸3856	12.0	86,000	○
1030	345240010	弥 ケ 迫 池	新市町 宮内1892	2.2	210	○
1031	345240013	宮 内 奥 之 池	新市町 宮内1360	4.4	1,650	○
1032	345240014	大 平 池	新市町 常515-1	8.3	3,400	○
1033	345240015	大 平 下 池	新市町 常519外	4.5	1,490	○
1034	345240021	古 賀 地 池	新市町 常416-5	1.7	300	○
1035	345240023	房 井 池	新市町 常343	7.8	4,700	○
1036	345240024	で お く 池	新市町 金丸47	2.1	180	○
1037	345240025	市 尾 池	新市町 常650	3.1	170	○
1038	345240026	前 岡 池	新市町 常247	2.1	180	○
1039	345240027	黒 川 池	新市町 常246	7.0	1,100	○
1040	345240028	宮 迫 奥 池	新市町 常216-1	6.3	1,470	○
1041	345240029	坂 井 池	新市町 常717	5.8	1,500	○
1042	345240030	宮 内 し ん 池	新市町 宮内1323	3.3	2,060	○
1043	345240033	か が つ 池	新市町 常1077	2.8	120	○
1044	345240034	星 子 は す 池	新市町 常1072	1.6	320	○
1045	345240036	御 池	新市町 常1062-1	2.7	130	○
1046	345240037	城 山 池	新市町 常871	7.4	16,800	○
1047	345240040	花 屋 新 池	新市町 金丸1185外	9.4	3,100	○
1048	345240048	宇 藤 木 池	新市町 金丸4486	8.5	5,480	○

	施設コード	名 称	所 在 地	規 模		防災 重点 ため池
				堤 高 (m)	貯水量 (m ³)	
1049	345240053	支 方 池	新市町 金丸1081	9.6	7,310	○
1050	345240054	良 池	新市町 金丸4468	6.6	4,980	○
1051	345240055	森 新 池	新市町 金丸4469	7.1	3,110	○
1052	345240056	南 迫 池	新市町 金丸4591	7.7	4,900	○
1053	345240058	柳 掛 池	新市町 常3699	16.3	1,200	○
1054	345240059	矢 立 池	新市町 常2030	9.1	2,700	○
1055	345240060	久 保 池	新市町 常2176-1	3.1	360	○
1056	345240061	大 神 原 池	新市町 常2194	8.0	1,500	○
1057	345240063	輪 蔵 池	新市町 宮内1059	3.5	1,120	○
1058	345240065	杭 池	新市町 常2322	9.0	6,340	○
1059	345240069	市 木 池	新市町 常2373	4.5	1,100	○
1060	345240070	切 池	新市町 常3701-2外	7.3	5,700	○
1061	345240072	皆 米 下 池	新市町 常2511	9.7	1,610	○
1062	345240073	皆 米 上 池	新市町 常2512	6.6	1,040	○
1063	345240074	阿 弥 迫 池	新市町 常2513	8.7	970	○
1064	345240075	前 谷 新 池	新市町 常2560	6.2	3,000	○
1065	345240076	大 久 保 下 池	新市町 常1565	5.2	1,920	○
1066	345240077	大 久 保 上 池	新市町 常1566	3.9	1,200	○
1067	345240078	つ つ み 堂 池	新市町 上安井898	5.2	1,400	○
1068	345240079	重 相 賀 池	新市町 上安井562	6.8	2,770	○
1069	345240080	金 黒 池	新市町 上安井535	8.8	10,230	○
1070	345240082	大 森 東 池	新市町 上安井820	2.7	540	○
1071	345240089	長 原 池	新市町 下安井1168	4.1	1,240	○
1072	345240090	池 床 池	新市町 下安井1197	8.2	5,070	○
1073	345240092	紺 屋 池	新市町 下安井1277	7.0	11,290	○
1074	345240095	大 森 下 池	新市町 下安井1808	12.1	9,020	○
1075	345240097	御 池	新市町 宮内420-1	1.7	3,300	○
1076	345240098	別 所 池	新市町 宮内807	6.0	11,400	○
1077	345240101	開 地 池	新市町 下安井1601-2	4.4	5,260	○
1078	345240102	仁 伍 池	新市町 下安井493	3.1	2,440	○
1079	345240105	柏 本 谷 池	新市町 下安井1962	2.4	390	○
1080	345240112	大 佐 池	新市町 戸手1585	10.8	68,000	○
1081	345240114	十 四 池	新市町 戸手1724	8.2	27,500	○
1082	345240117	平 池	新市町 戸手1179	1.8	8,000	○
1083	345240118	青面寺池(青目寺池)	新市町 戸手485-1	5.7	5,600	○
1084	345240119	汐 首 池	新市町 相方24	5.6	4,610	○
1085	345240120	後 谷 池	新市町 相方1162-1	9.3	14,470	○
1086	342070081	新 池	大門町 七丁目1770	4.5	4,100	
1087	342070112	個人池6(円正場池)	坪生町 一丁目2702	2.4	200	
1088	342070114	野 呂 池	春日町 浦上ノ口213	4.2	4,600	
1089	342070277	大 倉 池	郷分町 大倉1807-2	3.0	400	
1090	342070308	城 山 池	佐波町 城山879	3.0	150	
1091	342070309	城 山 上 池	佐波町 城山885	3.0	400	
1092	342070382	段 原 池	熊野町 清水乙2611	3.5	360	
1093	342070385	大 久 保 池	熊野町 矢迫乙2420	3.5	200	
1094	342070419	山ノ神先池	熊野町 山之神甲736	7.7	3,200	
1095	342070795	柚 の 木 池	高西町 川尻柚の木4194	15.5	32,000	
1096	342070825	江 木 奥 池	東村町 江木1455	9.0	0	
1097	342070852	清 水 上 池	本郷町 清水2395	6.3	8,100	
1098	342070905	し げ や ん 池	神村町 西山1774	4.5	800	

	施設コード	名 称	所 在 地	規 模		防災 重点 ため池
				堤 高 (m)	貯水量 (m ³)	
1099	342071031	加 屋 平 池	神村町 東谷4282	4.8	3,000	
1100	342071054	崎 池	柳津町 東山田甲490	9.7	12,800	
1101	342071074	夫 婦 岩 池	金江町 藁江夫婦岩1937	8.9	3,500	
1102	342071671	倉 瀬 池	芦田町 福田1884	3.2	380	
1103	344820002	新 池	沼隈町 能登原1	5.6	3,300	
1104	344820033	新 池	沼隈町 常石奥池の奥199	6.1	3,800	
1105	345240045	後 池	新市町 金丸1169-1	7.7	1,010	
1106	342070078	知 原 池	大門町 旭26	8.6	5,100	
1107	342070105	大 量 院 池	坪生町 一丁目2836-1外	2.0	200	
1108	342070121	羽 堀 池	伊勢丘 六丁目乙1382	4.2	700	
1109	342070181	稗 田 池	春日町 浦上稗田1602-1	2.0	2,700	
1110	342070193	半 田 池	蔵王町 五丁目4473	9.1	31,500	
1111	342070202	個 人 池 5	伊勢丘 四丁目1441	2.5	90	
1112	342070220	あ ま 池	引野町南 二丁目1090	1.5	200	
1113	342070352	奥 池	水呑町 鍛冶谷奥2162	8.8	2,100	
1114	342070358	日 用 出 池	水呑町 日用出3255	7.0	400	
1115	342070556	田 渡 池 3 号	瀬戸町 長和田渡り2538	1.9	600	
1116	342070572	大 谷 池	瀬戸町 長和梓田奥2351	2.2	630	
1117	342070579	大 池	瀬戸町 地頭分小立2720	10.8	5,700	
1118	342070617	個人池38 粟ヶ谷中池	瀬戸町 長和粟ヶ谷3375	2.8	720	
1119	342071257	下 久 保 池 1	駅家町 服部永谷1418-2	3.8	500	
1120	342071279	馬 路 奥 池	駅家町 雨木1052	7.5	500	
1121	342071392	田 の 迫 上 池	芦田町 柞磨906	3.0	260	
1122	342071649	湯 上 池	芦田町 福田1138	2.6	3,000	
1123	342071758	八 田 平 池	加茂町 粟根小谷382	5.3	1,900	
1124	342071759	木 坂 池	加茂町 粟根木坂439	2.9	1,200	
1125	344810005	奥 池	内海町 池ノ上イ甲1704	2.0	2,300	
1126	345010120	相 ト ワ ン 池	神辺町 道上相トワン2535	2.0	250	
1127	345010128	大 坊 新 池	神辺町 西中条大坊26-1	3.0	5,540	
1128	345240005	渡 辺 池	新市町 宮内2030-2	1.2	310	
1129	345240006	宮 の 奥 池	新市町 宮内2020	5.0	1,030	
1130	345240083	大 森 西 池	新市町 上安井829	2.8	790	
1131	345240086	坊 迫 池	新市町 下安井1105	5.0	1,150	
1132	345240116	戸 手 新 池	新市町 戸手2021	1.5	2,000	

※防災重点ため池…決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

(10)小規模崩壊危険区域

農林整備課(2024年(令和6年)4月1日現在)

	町名	地区名	勾配(度)	高さ(m)	戸数(戸)	避難場所・避難所
1	箕島	釜屋	50	15	15	箕島小学校
2	箕島	栗ノ木	50	10	10	箕島小学校
3	佐波	佐波	55	7	13	人権交流センター
4	春日	鍛冶屋	60	6	6	春日小学校
5	瀬戸	地頭分	60	7	10	瀬戸小学校
6	赤坂	早戸	55	10	20	赤坂小学校
7	赤坂	鈴谷	60	10	15	赤坂小学校
8	赤坂	竹之下	55	6	10	赤坂小学校
9	津之郷	加屋	60	9	8	津之郷小学校
10	熊野	下山田	60	8	10	熊野小学校
11	坪生	松崎	55	6	15	坪生小学校
12	大門	東谷	60	8	10	大津野小学校
13	山手	江良	60	10	20	泉小学校
14	郷分	寺山	60	8	10	泉小学校
15	西深津	平山	60	6	15	西深津小学校
16	山手	矢田	65	8	10	泉小学校
17	高西	川尻	60	10	15	高西交流館 高西コミュニティセンター
18	本郷	大谷	65	10	8	本郷小学校
19	本郷	吉田	65	8	10	本郷小学校
20	本郷	長草田	60	8	5	本郷小学校
21	神村	11区	60	7	17	神村小学校
22	神村	13区	60	8	10	神村小学校
23	神村	2区	60	10	20	神村交流館 神村コミュニティセンター
24	東村	瀬儀	65	10	10	本郷小学校
25	東村	小原	65	10	15	本郷小学校
26	東村	向山	65	8	10	本郷小学校
27	金江	田中	60	8	20	金江小学校
28	藤江	中組	60	10	15	藤江小学校
29	芦田	下有地	65	10	20	有磨小学校
30	芦田	福田	65	8	15	福相小学校
31	芦田	才町	65	10	20	福相小学校
32	芦田	土壁	65	15	10	有磨小学校
33	芦田	中村	65	10	15	有磨小学校
34	芦田	柞磨	65	12	20	有磨小学校
35	駅家	雨木	65	12	15	服部旧学校施設
36	駅家	服部永谷	65	10	20	服部旧学校施設
37	駅家	服部本郷	65	15	15	服部旧学校施設
38	駅家	新山	65	8	10	服部旧学校施設
39	加茂	猪之子	60	10	10	加茂小学校
40	加茂	小明	60	8	8	加茂小学校
41	加茂	北山	65	10	30	加茂小学校
42	加茂	粟根	65	12	20	加茂小学校
43	駅家	宜山	60	10	8	宜山小学校
44	駅家	西法成寺	60	8	10	駅家北小学校
45	山野	上組	65	10	20	山野旧学校施設(旧山野中学校)
46	山野	大谷	65	12	15	山野旧学校施設(旧山野中学校)
47	田尻	金崎	55	7	15	高島小学校
48	田尻	本郷	60	7	9	高島小学校
49	熊野	寺迫	60	10	5	熊野小学校
50	瀬戸	長和	45	8	8	瀬戸小学校
51	草戸	上山地	55	8	12	上町会館
52	山手	柰原	55	10	10	山手小学校
53	横尾	岩明神	60	10	3	千田小学校
54	東村	宗政	60	7	5	東村旧学校施設
55	本郷	納屋	45	7	6	本郷小学校
56	神村	奥田	50	7	5	神村小学校

	町名	地区名	勾配(度)	高さ(m)	戸数(戸)	避難場所・避難所
57	神村	須江	55	7	5	神 村 小学校
58	神村	10区	60	10	4	神 村 小学校
59	神村	12区	60	7	8	神 村 小学校
60	金江	藁江	50	7	7	金 江 小学校
61	金江	金見	45	8	5	金 江 小学校
62	藤江	才戸	60	7	3	藤 江 小学校
63	藤江	瀬丸	60	7	3	藤 江 小学校
64	芦田	上有地	60	7	14	有 磨 小学校
65	芦田	久田谷	55	9	10	有 磨 小学校
66	駅家	宜山	60	10	8	宜 山 小学校
67	駅家	法成寺	60	8	10	駅 家 北 小学校
68	駅家	助元	60	8	10	服 部 旧学校施設
69	加茂	百谷	55	7	5	加 茂 小学校
70	山野	下市	65	10	20	山野旧学校施設 (旧山野中学校)
71	神村	14区	45	7	4	神 村 小学校
72	山野	山野	50	10	3	山野旧学校施設 (旧山野中学校)
73	東村	大谷	60	10	13	東 村 旧学校施設
74	千田	小池	60	8	20	千 田 小学校
75	坪生	仁井	55	6	15	坪 生 小学校
76	藤江	植松	60	10	20	藤 江 小学校
77	大門	津之下	60	8	5	大 門 中学校
78	東村	風呂木	65	10	8	東 村 旧学校施設
79	春日	浦上	60	6	10	春 日 小学校
80	千田	坂田	60	8	15	千 田 小学校
81	芦田	上有地	65	10	22	有 磨 小学校
82	鞆	後山	60	8	16	鞆 の 浦 学園
83	鞆	権現堂	60	8	12	鞆 の 浦 学園
84	水呑	竹々端	55	6	5	水 呑 小学校
85	熊野	北迫	60	8	3	熊 野 小学校
86	赤坂	赤坂	60	10	1	赤 坂 小学校
87	神村	2区	60	15	35	神 村 小学校
88	芦田	別所	55	8	6	有 磨 小学校
89	加茂	百谷	60	7	10	加 茂 小学校
90	加茂	下加茂	60	8	13	加 茂 小学校
91	金江	奈良木	60	7	22	金 江 小学校
92	本郷	立神奥	65	10	16	本 郷 小学校
93	熊野	大富西	60	10	10	熊 野 小学校
94	山野	田原山	65	15	25	山野旧学校施設 (旧山野中学校)
95	山野	江谷川東	60	8	5	山野旧学校施設 (旧山野中学校)
96	山野	大谷広間向	55	10	5	山野旧学校施設 (旧山野中学校)
97	加茂	小平	65	10	8	加 茂 小学校
98	加茂	刈光	55	7	17	加 茂 小学校
99	加茂	明言	60	6	10	加 茂 小学校
100	芦田	横内	55	8	7	有 磨 小学校
101	芦田	後谷	65	8	5	有 磨 小学校
102	芦田	山ノ家市	60	10	5	有 磨 小学校
103	芦田	下屋敷	60	8	10	有 磨 小学校
104	芦田	帯	65	7	8	有 磨 小学校
105	駅家	大橋	65	9	20	宜 山 小学校
106	駅家	今岡	65	7	15	宜 山 小学校
107	東村	婦斗	60	7	10	東 村 旧学校施設
108	東村	小迫	60	8	16	東 村 旧学校施設
109	本郷	坊	60	8	6	本 郷 小学校
110	赤坂	坂根	60	6	10	赤 坂 小学校
111	赤坂	馬場	65	7	20	赤 坂 小学校
112	津之郷	北々坂	60	10	5	津 之 郷 小学校
113	津之郷	坂部	60	8	20	津 之 郷 小学校
114	津之郷	山根	65	8	20	津 之 郷 小学校
115	郷分	境	55	6	20	泉 小学校
116	木之庄	三津木	70	6	20	樹 徳 小学校

	町名	地区名	勾配(度)	高さ(m)	戸数(戸)	避難場所・避難所
117	春日	滝山	55	12	15	春日小学校
118	坪生	池平	55	7	15	坪生小学校
119	藤江	瀬丸(内山)	50	7	10	藤江小学校
120	藤江	山庄	50	6	5	金江小学校
121	熊野	上論田	70	8	10	熊野小学校
122	熊野	新出平	65	8	7	熊野小学校
123	熊野	高下	60	6	15	熊野小学校
124	熊野	花咲堂	60	10	5	熊野小学校
125	熊野	下夕免	60	7	10	熊野小学校
126	瀬戸	平木	65	8	20	瀬戸小学校
127	佐波	瀬谷	65	10	20	人権交流センター
128	水呑	洗谷丸山	65	10	25	光小学校
129	柳津	畑	55	6	15	柳津小学校
130	大門	浜	55	10	15	野々浜小学校
131	大門	明地	60	7	10	大津野小学校
132	本郷	大谷東	55	10	5	本郷小学校
133	草戸	下山地	65	13	10	光小学校
134	芦田	福田池	65	15	20	福相小学校
135	芦田	土井	65	15	15	有磨小学校
136	藤江	勝負迫	45	15	5	藤江小学校
137	藤江	小草	50	8	10	藤江小学校
138	瀬戸	坂之森	60	15	2	瀬戸小学校
139	瀬戸	松山	55	10	25	瀬戸小学校
140	北本庄	四丁目	45	10	7	久松台小学校
141	西深津	七丁目	45	7	12	中央中学校
142	赤坂	加屋平	50	6	10	赤坂小学校
143	柳津	宮の前	50	8	15	赤坂小学校
144	芦田	中割石	55	5	12	福相小学校
145	柳津	中組	50	5	15	柳津小学校
146	赤坂	大本	55	5	20	赤坂小学校
147	加茂	輪の内	55	6	10	加茂小学校
148	芦田	大坊	50	10	15	有磨小学校
149	芦田	宇山	55	10	6	有磨小学校
150	熊野	二ツ木	60	6	5	熊野小学校
151	駅家	本郷下	55	8	15	服部旧学校施設
152	箕島	栗ノ木西	50	10	10	箕島小学校
153	本郷	寺尾	60	15	10	本郷小学校
154	赤坂	青木	55	10	8	赤坂小学校
155	山手	人宅	60	6	15	泉小学校
156	芦田	福田	65	14	6	福相小学校
157	草戸	上山地	55	15	10	光小学校
158	草戸	半坂	65	10	6	光小学校
159	奈良津	二丁目	65	12	8	中央中学校
160	水呑	佐須良谷西	55	6	7	向丘中学校
161	芦田	上有地	55	8	8	有磨小学校
162	新市	常	65	10	15	常金丸小学校
163	熊野	石井	55	7	8	熊野小学校
164	御幸	中津原	55	8	10	盈進中等学校
165	藤江	瀬丸	55	9	5	藤江小学校
166	赤坂	早戸	65	7	5	赤坂小学校
167	藤江	池浜	60	8	8	藤江交流館
168	熊野	仁志	65	8	8	熊野小学校
169	熊野	鴨尾	50	10	5	熊野小学校
170	神村	道々平	55	10	8	神村小学校
171	春日	浦上	65	10	10	春日小学校
172	駅家	大橋	60	8	5	宜山小学校
173	鞆	後地	65	10	15	鞆交流館
174	大門	大門	50	8	4	大津野小学校
175	引野	長浜	65	10	10	長浜小学校
176	東村	森宗	65	6	3	東村旧学校施設

	町名	地区名	勾配(度)	高さ(m)	戸数(戸)	避難場所・避難所
177	瀬戸	地頭分	65	8	10	瀬戸小学校
178	金江	田中	60	18	3	金江小学校
179	駅家	雨木下	55	15	5	服部旧学校施設
180	加茂	百谷	60	7	3	加茂小学校
181	東村	大畑	65	10	3	東村旧学校施設
182	駅家	市場上中	60	15	8	服部旧学校施設
183	金江	五郎坊	55	10	10	金江小学校
184	山野	小迫	60	12	6	山野旧学校施設 (旧山野中学校)
185	駅家	本郷中	65	23	7	服部旧学校施設
186	本郷	吉田	55	8	3	本郷小学校
187	本郷	大谷	60	15	6	本郷小学校
188	金江	池之内	60	8	2	金江小学校
189	坪生	西池平	60	10	5	坪生小学校
190	金江	楠木谷	55	12	3	金江小学校
191	金江	士官森	55	10	3	金江小学校
192	神辺	上竹田	65	6	7	竹尋小学校
193	芦田	上本郷	60	8	3	有磨小学校
194	熊野	坂根	55	10	7	熊野小学校
195	芦田	福田	65	10	6	福相小学校
196	芦田	西才町	50	12	4	福相小学校
197	神辺	高迫	50	5	2	中条小学校
198	神辺	元石	40	5	5	中条小学校
199	神辺	紙屋	60	5	1	中条小学校
200	神辺	高田	60	10	5	中条小学校
201	神辺	土井	40	5	2	中条小学校
202	神辺	秀工地	40	5	3	中条小学校
203	神辺	大坊	70	5	4	中条小学校
204	神辺	大両ノ木	45	5	4	中条小学校
205	神辺	ドウドウ谷	45	5	1	中条小学校
206	神辺	光円寺	45	5	1	中条小学校
207	神辺	高井	70	5	7	中条小学校
208	神辺	国成	60	5	2	中条小学校
209	神辺	藤森	60	5	7	中条小学校
210	神辺	渡瀬	45	10	2	道上小学校
211	神辺	十念	65	7	4	道上小学校
212	神辺	山平町	40	5	3	湯田小学校
213	神辺	要害平	40	5	2	湯田小学校
214	神辺	中陣	45	5	3	湯田小学校
215	神辺	東堂砂子	45	5	3	御野小学校
216	神辺	升田	50	5	4	御野小学校
217	神辺	菅野	50	7	5	御野小学校
218	神辺	帰	45	5	6	神辺小学校
219	神辺	江草	40	5	5	竹尋小学校
220	神辺	二重坂	40	5	2	竹尋小学校
221	神辺	岸	45	5	3	竹尋小学校
222	神辺	家元	40	4	6	竹尋小学校
223	神辺	梅谷	45	7	13	竹尋小学校
224	神辺	三田地	45	7	7	竹尋小学校
225	神辺	芥子	50	8	1	竹尋小学校
226	神辺	仁伍	40	5	3	竹尋小学校
227	神辺	川谷向	45	6	6	竹尋小学校
228	神辺	和名木	40	5	2	竹尋小学校
229	神辺	下竹田	60	10	6	竹尋小学校
230	西深津	七丁目	60	50	60	中央中学校
231	新市	前金名	55	6	10	常金丸小学校
232	駅家	向永谷	55	8	5	福田交流館
233	芦田	久田谷	65	10	8	有磨小学校
234	本郷	大谷	60	10	6	本郷小学校
235	駅家	今岡	65	8	5	宜山小学校

	町名	地区名	勾配(度)	高さ(m)	戸数(戸)	避難場所・避難所
236	金江	五郎坊	60	12	5	金江小学校
237	金江	山庄	55	10	7	金江小学校
238	駅家	法成寺	65	10	6	法成寺交流館
239	沼隈	能登原	60	8	6	能登原旧学校施設
240	新市	宮内	55	10	12	新市交流館
241	新市	金丸	60	8	10	常金丸小学校
242	沼隈	常石	50	10	1	常石ともに学園
243	本郷	大谷	60	10	6	本郷小学校
244	沼隈	上山南	60	10	5	県立沼隈特別支援学校
245	芦田	上有地	55	10	10	有磨小学校
246	金江	金見(五郎坊)	60	8	6	金江小学校
247	金江	金見(本谷)	60	9	5	金江小学校
248	新市	戸手	55	9	5	戸手交流館
249	山野	山野	50	9	6	山野交流館
250	本郷		60	8	6	本郷小学校
251	山野	山野(上田原1)	65	8	5	旧山野北小学校
252	沼隈	草深	60	7	1	想青学園
253	今津	長波	60	7	1	遺芳丘小学校
254	沼隈	中山南	60	5	1	県立沼隈特別支援学校
255	神辺	川北	60	3	1	湯田小学校
256	水呑	洗谷	55	8	1	水呑小学校
257	本郷	本郷3	65	9	1	本郷小学校
258	神辺	湯野2	60	5	1	湯田小学校
259	熊野	鴨尾1	65	7	2	熊野小学校
260	熊野	鴨尾2	65	5	2	熊野小学校
261	沼隈	下山南	65	5	2	想青学園
262	芦田	下有地 大坊	70	5	1	有磨小学校
263	沼隈	草深	65	7	1	想青学園
264	神辺	湯野1	45	9	2	湯田小学校
265	神辺	川南	60	5	2	神辺小学校
266	加茂	中野	60	6	2	加茂小学校
267	今津	西坂	55	10	8	遺芳丘小学校
268	金江	金見(近居)	60	8	12	金江小学校
269	内海	田島	50	12	15	内海交流館
270	熊野	池之内	60	8	5	熊野小学校
271	芦田	下本郷	50	15	3	有磨小学校
272	沼隈	下山南	50	18	4	山南小学校
273	引野	引野	40	10	10	引野小学校
274	沼隈	能登原	40	12	3	能登原旧学校施設
275	芦田	久田谷	60	8	7	有磨小学校
276	芦田	堀町	60	17	5	有磨小学校
277	箕島	釜屋	65	18	7	箕島小学校
278	熊野	大富東	50	15	10	熊野小学校
279	箕島	箕島	50	12	5	箕島小学校
280	新市	戸手	65	8	4	新市小学校
281	芦田	築地	65	8	15	下枝広集会所
282	神辺	平野	60	9	3	竹尋小学校
283	奈良津	奈良津	55	7	4	西深津小学校
284	熊野	草田	60	10	3	熊野小学校
285	神辺	上竹田	60	10	3	竹尋小学校
286	芦田	下本郷2	65	10	6	有磨小学校
287	熊野	高下尻	50	12	5	熊野小学校
288	芦田	上本郷2	65	6	3	有磨小学校
289	新市	金丸	70	10	3	常金丸小学校
290	郷分	栗江	70	5	2	泉小学校
291	藤江	藤江	70	10	8	藤江小学校
292	熊野	高下尻	60	10	4	熊野小学校

	町名	地区名	勾配(度)	高さ(m)	戸数(戸)	避難場所・避難所
293	熊野	下山田	60	7	3	熊野小学校
294	内海	大西組	60	6	3	内海交流館
295	藤江	姫戸	60	7	3	藤江小学校
296	熊野	間谷	60	10	3	熊野小学校
297	藤江	浦之浜	60	10	3	藤江小学校
298	千田	千田	70	10	3	千田小学校
299	神辺	東中条	60	7	3	中条小学校
300	今津	安毛	70	7	3	遺芳丘小学校
301	神村	地蔵山	70	6	3	神村小学校
302	草戸	山地	60	10	3	光小学校
303	神村	石井谷	60	10	3	神村小学校
304	水呑	佐須良	60	10	3	水呑小学校
305	郷分	横路	60	10	3	泉小学校
306	赤坂	正田	50	10	3	赤坂小学校
307	千田	千田	50	10	2	千田小学校
308	赤坂	土居	60	10	3	赤坂小学校
309	郷分	千郷	50	7	2	泉小学校
310	赤坂	原	60	10	3	赤坂小学校
311	馱家	今岡	60	8	2	宜山小学校
312	東村	三世	60	8	2	東村旧学校施設
313	柳津	王子	60	10	2	柳津小学校
314	藤江	小仁五	60	10	2	藤江小学校
315	金江	久保	60	10	2	金江小学校
316	今津	長波	60	10	2	遺芳丘小学校
317	金江	桐賀迫	60	10	3	金江小学校
318	神村	坂本	60	10	3	神村小学校
319	神村	若木原	60	10	3	神村小学校
320	高西	刈畑山	60	10	2	遺芳丘小学校
321	沼隈	風呂奥	60	10	2	山南小学校
322	沼隈	根引	60	10	3	常石ともに学園
323	鞆	陰平	60	7	2	鞆小学校
324	奈良津	奈良津	60	10	2	桜丘小学校
325	金江	幸田	60	10	2	金江小学校
326	加茂	出雲	60	10	2	加茂小学校
327	神村	洞林寺	60	10	10	神村小学校
328	東深津	東深津	60	10	3	深津小学校
329	加茂	北山	60	10	3	加茂小学校
330	瀬戸	梓田	60	10	3	瀬戸小学校
331	熊野	鴨尾	60	12	3	熊野小学校
332	柳津	下迫	60	7	3	柳津小学校
333	神辺	岩田	60	10	3	神辺小学校
334	西深津	西深津	70	10	3	西深津小学校
335	藤江	通畑	60	15	3	藤江小学校
336	神辺	丙	60	15	3	神辺小学校
337	加茂	片山	70	7	3	加茂小学校
338	赤坂	鹿田	60	10	3	赤坂小学校
339	千田	天満	60	10	3	千田小学校
340	引野	徳山	60	10	3	引野小学校
341	沼隈	平木越	60	10	3	想青学園
342	新市	宮内	60	10	3	網引小学校
343	瀬戸	西ヶ迫	60	10	3	瀬戸小学校
344	沼隈	安広	60	10	3	想青学園
345	沼隈	根引2	60	10	3	常石ともに学園
346	沼隈	茅原	60	10	3	山南小学校

	町名	地区名	勾配(度)	高さ(m)	戸数(戸)	避難場所・避難所
347	金江	寺尾	60	10	3	金江小学校
348	神村	佐林坊	60	10	2	神村小学校
349	神村	雨堤	60	10	3	神村小学校
350	藤江	坊涯地	60	10	3	藤江小学校
351	神村	仁五	60	10	3	神村小学校
352	神村	中宇根	60	10	3	神村小学校
353	神辺	中谷	60	10	3	道上小学校
354	神辺	門前1	60	10	3	道上小学校
355	神辺	門前2	60	10	3	道上小学校
356	神辺	中陣	60	10	3	湯田小学校
357	神辺	十念	60	10	3	道上小学校
358	神辺	青木	60	10	3	中条小学校
359	神辺	森ヶ市	60	10	3	中条小学校
360	新市	戸手1	60	10	3	戸手小学校
361	新市	戸手2	60	10	3	戸手小学校
362	東深津	東深津2	60	10	2	深津小学校
363	駅家	大橋	60	10	3	宜山小学校
364	芦田	柞磨1	60	10	3	有磨小学校
365	芦田	柞磨2	60	10	3	有磨小学校
366	神村	若木原	60	10	3	神村小学校
367	引野	引野	60	10	3	引野小学校
368	新市	戸手3	60	10	3	戸手小学校
369	新市	金丸	60	15	3	常金丸小学校
370	御幸	後平	60	6	3	盈進学園
371	神辺	山平町	60	10	3	湯田小学校
372	神辺	名越	60	15	3	竹尋小学校
373	新市	常1	60	20	3	常金丸小学校
374	新市	常2	70	10	3	常金丸小学校
375	神辺	大坊	60	10	3	中条小学校
376	柳津	久井平	60	20	3	柳津小学校
377	水呑	西郷	60	10	3	水呑小学校
378	金江	宮ノ前	60	10	3	金江小学校
379	熊野	高下	60	8	2	熊野小学校
380	赤坂	大田	60	7	3	赤坂小学校
381	藤江	瀬丸出所	60	5	2	藤江小学校
382	神辺	岩田	60	10	3	神辺小学校
383	芦田	才町	60	6	3	福相小学校
384	水呑	宮坂	60	5	2	水呑小学校
385	神辺	仁五1	60	5	2	竹尋小学校
386	神辺	仁五2	60	5	2	竹尋小学校
387	駅家	服部永谷	60	6	3	服部旧学校施設
388	神辺	城之端	60	6	3	竹尋小学校
389	奈良津	奈良津2	60	5	4	西深津小学校
390	熊野	北谷	55	7	2	熊野小学校
391	引野	沖浦	50	8	2	引野小学校
392	千田	荒神谷	55	5	2	千田小学校
393	瀬戸	高浦	50	9	2	瀬戸小学校
394	瀬戸	西奥江	65	5	2	瀬戸小学校
395	赤坂	川上	55	6	2	赤坂小学校
396	津之郷	青木	60	7	2	津之郷交流館
397	金江	宮之尾	55	6	2	金江小学校
398	芦田	向陽台	45	6	2	福相小学校
399	熊野	西北浦	50	5	2	熊野小学校
400	熊野	鴨尾	55	7	2	熊野小学校
401	沼隈	風呂奥	45	6	2	沼隈体育センター
402	神辺	十念	55	5	2	道上小学校
403	神辺	瀬戸	45	5	2	神辺東中学校
404	沼隈	向山	65	5	2	常石交流館

	町名	地区名	勾配(度)	高さ(m)	戸数(戸)	避難場所・避難所
405	芦田	山ノ田	60	7	2	芦田ふれあいプラザ
406	芦田	天満筋	45	6	2	有 磨 小学校
407	駅家	今岡	55	5	2	宜 山 小学校
408	春日	野崎	45	6	2	春 日 小学校
409	神村	西谷	55	5	2	元神村12区コミュニティ館
410	神村	西谷	45	6	2	元神村12区コミュニティ館
411	瀬戸	梶ヶ谷	50	5	2	瀬 戸 小学校
412	千田	後谷	45	6	2	千 田 小学校
413	沼隈	ハウソウノ木	55	7	2	下八日谷 集会所
414	藤江	暮町	60	6	2	藤 江 小学校
415	千田	新入	70	3	2	千 田 交流館
416	神村	須江前	45	7	3	元神村12区コミュニティ館
417	神辺	土居	55	6	3	坪 生 交流館
418	神辺	天神ヶ端	70	10	2	中 条 小学校
419	駅家	新山	45	6	2	駅家東 交流館
420	駅家	大橋	45	6	2	宜 山 交流館
421	加茂	出雲	70	6	2	加 茂 交流館
422	神辺	ケシ	70	7	2	竹 尋 小学校
423	芦田	上有地	60	8	2	有 磨 交流館
424	沼隈	北迫	60	7	2	菅田ふれあいプラザ
425	新市	宮内	65	6	2	新市交流館新市コミュニティセンター
426	沼隈	横引	65	7	2	想 青 学園
427	加茂	雨ノ宮	70	4	2	広 瀬 交流館
428	引野	皿山	50	13	2	長 浜 小学校
429	芦田	上有地2	55	7	2	有 磨 小学校
430	瀬戸	梓田	45	9	2	瀬 戸 小学校
431	瀬戸	梓田2	70	3	1	瀬 戸 小学校

※荒廃林地の復旧及び荒廃の恐れがある林地又は、松くい虫被害等のため、倒木により災害を助長する恐れがある箇所であり、主要公共建物・人家等に直接被害を与え、又は与える恐れがある区域

災害備蓄物資・資材保有状況
(1) 備蓄物資

福祉総務課(2024年(令和6年)4月1日現在)

No	品目	合 計	中央				西部		北部						東部		南部				神辺		-	-				
			福山市総合体育館(エフビコアリーナ)	緑町公園(建替中)	福山通運ローズアリーナ	福山すこやかセンター	旧西深津幼稚園	西部市民センター	松永交流館松永コミュニティセンター	北部市民センター	芦田支所	山野旧学校施設(旧山野中学校)	広瀬交流館	駅家福祉センター	しんいち市民交流センター	戸手水防倉庫	東部市民センター	旧幕山幼稚園	南消防署 輛出張所	走島交流館	走島唐船地区老人集会所	ぬまくま市民交流センター	うつみ市民交流センター	かんなべ市民交流センター	中条小学校三谷分校	各避難所(学校・交流館等)	流通備蓄	
食料																												
1	乳幼児用ミルク	408,000 ml	235,200	0	0	0	0	43,200	0	43,200	0	0	0	0	0	0	0	43,200	0	0	0	0	0	0	43,200	0	0	0
1-(1)	液体ミルク	364,800 ml	192,000	0	0	0	0	43,200	0	43,200	0	0	0	0	0	0	0	43,200	0	0	0	0	0	43,200	0	0	0	0
1-(2)	アレルギー対応粉ミルク	43,200 ml	43,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	離乳食	816 食	432	0	0	0	0	96	0	96	0	0	0	0	0	0	96	0	0	0	0	0	0	96	0	0	0	
3	アルファ化米	31,000 食	0	0	0	0	6,400	3,100	0	2,650	0	0	200	0	750	0	4,100	0	0	200	100	1,000	850	3,250	0	8,400	0	
4	クラッカー等	71,616 食	0	0	0	0	6,688	8,496	0	8,928	0	96	480	0	1,824	0	11,040	0	0	384	192	1,728	1,344	7,968	1,728	18,720	2,000	
生活必需品																												
5	毛布	12,830 枚	300	0	0	46	2,479	775	280	1,110	60	20	70	0	1,059	0	0	2,470	200	50	20	576	95	330	270	2,620	0	
6	乳幼児用おむつ	3,376 枚	2,688	0	448	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	成人用おむつ	1,364 枚	640	0	664	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	生理用品	21,396 枚	18,576	0	0	0	0	672	0	672	0	0	0	0	0	0	0	672	0	0	0	24	0	672	0	0	108	
トイレ関係																												
9	簡易トイレ 本体	760 個	0	0	0	0	621	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	1	50	0	0	0	84	0	
10	簡易トイレ 凝固剤・便収袋	424,300 個	0	0	0	0	392,970	0	3,220	0	410	0	200	2,150	40	0	0	7,400	200	200	100	0	10	900	2,700	8,400	5,400	
生活用品																												
11	哺乳瓶	1,720 本	940	0	0	0	0	195	0	195	0	0	0	0	0	0	195	0	0	0	0	0	0	195	0	0	0	0
12	間仕切り	2,289 個	0	0	0	1	1,107	17	53	29	0	0	4	64	32	0	0	85	2	2	0	25	17	12	31	808	0	
12-(1)	ワンタッチタイプ	1,601 個	0	0	0	0	729	17	0	4	0	0	4	9	9	0	0	0	0	0	5	4	6	6	808	0	0	
12-(2)	段ボールタイプ	688 個	0	0	0	1	378	0	53	25	0	0	0	55	23	0	0	85	2	2	0	20	13	6	25	0	0	
13	屋内用ルームテント	150 個	0	0	0	0	73	1	1	2	0	0	1	0	1	0	3	3	0	0	0	1	0	16	6	42	0	
14	小型テント	568 個	0	0	0	0	248	0	0	0	0	0	5	50	5	0	0	0	0	0	0	50	0	0	0	210	0	
15	ベッド・マットレス	2,589 個	0	0	0	0	1,020	97	27	169	0	0	4	41	53	0	194	28	0	3	0	49	21	2	73	808	0	
15-(1)	多目的ベッド(折り畳み)	123 個	0	0	0	0	121	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
15-(2)	段ボールベッド	910 個	0	0	0	0	745	0	27	0	0	0	0	41	10	0	28	28	0	1	0	7	4	2	17	0	0	
15-(3)	マットレス・エアベッド	1,556 個	0	0	0	0	154	97	0	169	0	0	4	0	42	0	166	0	0	1	0	42	17	0	56	808	0	
避難所用資機材																												
16	工場扇	75 個	0	0	0	0	32	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0	
17	コードリール	79 個	3	0	0	1	10	1	0	7	0	0	1	0	0	0	3	8	0	0	0	3	0	0	0	42	0	
18	懐中電灯	797 個	50	0	15	0	139	34	0	22	6	0	10	0	18	0	100	170	7	5	2	10	3	38	0	168	0	
19	安全キャンドル	300 個	0	0	0	0	14	0	100	0	0	0	2	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	84	0	
20	ラジオ	338 個	0	0	20	0	80	0	0	33	2	0	4	0	0	0	50	98	0	5	0	0	2	0	2	42	0	
21	テント(ワンタッチ及びパイプ)	24 個	0	0	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
22	発電機	15 個	4	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	2	0	0	3	0	0	1	1	0	0	0	0	0	
23	投光機及びスタンド	15 個	3	0	0	0	0	1	0	4	0	0	0	0	2	0	0	3	0	1	0	1	0	0	0	0	0	
ペット用品																												
24	ペット用ゲージ	38 個	0	0	0	2	20	2	0	4	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	2	2	2	0	0	0	
25	ペット用シート	432 枚	0	0	0	0	432	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
26	ペット用首輪(S・M・L)	46 個	0	0	0	0	0	6	0	10	0	0	0	0	6	0	6	0	0	0	0	6	6	6	0	0	0	
27	ペット用リード(S・M・L)	23 個	0	0	0	0	0	3	0	5	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	3	3	3	0	0	0	
飲料水																												
28	飲料水	21,619 L	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
28-(1)	490mlアルミボトル	5,712 本	432	0	0	0	216	1,008	0	1,008	0	96	0	0	96	0	1,008	0	0	144	24	96	96	1,008	0	480	0	
28-(2)	490mlアルミボトル	34,032 本	(千田浄水場 20,016本 中津原浄水場 14,016本)																									
28-(3)	500mlペットボトル	4,288 本	(上下水道局 1,012本 中津原浄水場 3,276本)																									

(2) 海上流出油対策資材の保有状況

福山・笠岡地区コンビナート等防災計画より

機関・事業所名 (Tel)	オイルフェンス			油処理剤		油吸着材		作業船等		備考
	製造会社	型式・種類	保有量(m)	品名	保有量(L)	品名	保有量	隻数	総トン数等	
尾道海上保安部 (0848-24-0118)	太田工業(株)	OK-300 B型 A型	60 100	ネオスAB3000 カクタスリーンL-10A セルフミキシングS-7	2088 144 432	タフネルオイルブロッター-BL-65 タフネルオイルブロッター-BL-F タフネルオイルブロッター-S-50	476kg 27kg 40kg	4	巡視船艇等 「PC42みちなみ」64t 「CL173うきかぜ」26t 「CL71からたち」26t 「SS78こめっと」4t	
福山海上保安署 (084-943-5950)	太田工業(株)	OK-300	100	ネオスAB2000 YCCブルークリーン	1188 126	タフネルオイルブロッター-BL-65 タフネルオイルブロッター-BL-F タフネルオイルブロッター-S-50 オイルスネア	204kg 54kg 24kg 11袋		巡視船艇等 「CL45あしかぜ」23t 「CL52ともかぜ」23t	
広島県東部建設事務所 (084-921-1311)	太田工業(株) (株)ブリヂストン (株)ブリヂストン 中村船具工業(株)	B型 不明 B型 A型	500 60 500 100	ネオスAB3000N ネオスAB3000L	342 144	カクイオイルキャチャー-KP-50 タフネルオイルブロッター-BL-F タフネルオイルブロッター-AB-50 スミレイオイルフェンス	50kg 308kg 40kg 40m			
福山地区消防組合消防局 (084-928-1190)				ネオスAB3000 シーグリーン805	144 300	タフネルオイルブロッター-AB-50 タフネルオイルブロッター-FX-10 タフネルオイルブロッター-BL-65	15kg 12kg 34kg		消防艇 ふくやま 19t アルミ製	
福山市上下水道局 (084-928-1142)	太田工業(株)	OK-200型	40	メールクリーン505	162	カクイオイルキャッチャー-K-65シートタイプ タフネルオイルブロッター-AR-50 カクイオイルキャッチャー-KR-65ロールタイプ タフネルオイルブロッター-AR-50 タフネルオイルブロッター-万国旗型	200枚 200枚 50m 1100枚 9箱			
中国地方整備局福山河川国道事務所 芦田川出張所 (084-923-8478)	中村船具工業(株) 太田工業(株) 潤話興業(株) 谷口商会(株)	ナスコA型 ナスコB型 OK-300 KF-3B スミレイオイルフェンス7502	54 20 60 20 40			タフネルオイルブロッター-AB-50 タフネルオイルブロッター-BL-50 マルチゲルライトシートMG-2000S スミレイオイルマット5050c オイルキャチャー-K-50 オイルキャチャー-Kp-6550	30kg 130kg 750枚 18kg 405kg 50m			芦田川出張所水防倉庫、川南水防倉庫、戸手水防倉庫、府中水防倉庫に各々保管
中国地方整備局福山河川国道事務所 芦田川河口堰管理支所 (084-953-8048)	中村船具工業(株)	ナスコB型 スミレイオイルフェンス7502 KF-3B	260 20 180			タフネルオイルブロッター-AB-50 タフネルオイルブロッター-BL-6500 カクイオイルキャチャー-K-50 エコパットEP-50	400枚 33箱 300枚 5箱			芦田川河口堰管理支所水防倉庫、河口堰予備ゲート倉庫に各々保管

(3)防疫用備蓄物資

2024年(令和6年)4月1日現在

業務用

保健予防課・保健部総務課

品名	規格等	数量	呼称	備考
マスク	サージカル	66,560	枚	
発熱外来用テント		3	基	
手指用消毒		75	本	10

4 医療機関

保健部総務課(2024年(令和6年)4月1日現在)

(1) 救急病院指定医療機関

名称	所在地	許可病床	電話番号
神原病院	赤坂町赤坂1313	115	951-1007
楠本病院	曙町三丁目19-18	147	954-3030
小島病院	駅家町上山守203	111	976-1351
脳神経センター大田記念病院	沖野上町三丁目6-28	199	931-8650
福山医療センター	沖野上町四丁目14-17	383	922-0001
亀川病院	神辺町下御領682-1	74	966-0066
福山市民病院	蔵王町五丁目23-1	506	941-5151
寺岡記念病院	新市町新市37	263	0847-52-3140
島谷病院	新涯町二丁目5-8	53	953-5511
住吉ふじい病院	住吉町4-1	81	924-2233
セントラル病院	住吉町1-26	60	(昼)924-4141
日本鋼管福山病院	大門町津之下1844	236	945-3106
福山南病院	水呑町1947番地2	114	920-5050
福山城西病院	西町二丁目11-36	60	926-0606
沼隈病院	沼隈町中山南469-3	118	988-1888
山陽病院	野上町二丁目8-2	82	923-1133
三宅会グッドライフ病院	東町一丁目1-18	110	923-0220
西福山病院	松永町340-1	122	933-2110
福山循環器病院	緑町2-39	80	931-1111
福山記念病院	港町一丁目15-30	99	922-0998
水永リハビリテーション病院	南蔵王町四丁目16-16	73	925-5555
福山第一病院	南蔵王町五丁目14-5	132	943-7171
寺岡整形外科病院	南本庄三丁目1-52	122	923-0516
中国中央病院	御幸町上岩成148-13	243	970-2121

(2) 救急診療所指定医療機関

名称	所在地	許可病床	電話番号
コム・クリニック佐藤	引野町二丁目20-17	19	941-0001
佐藤脳神経外科	松永町五丁目23-23	19	934-9911
中村整形外科	南蔵王町二丁目4-11	19	926-8818
松永脳外科クリニック	宮前町二丁目6-20	19	933-2184

5 本庁及び各支所

施 設 名	所 在 地	T E L
本庁	東桜町3-5	921-2111
松永支所	松永町3-1-29	934-1111
北部支所	駅家町倉光37-1	976-1211
東部支所	伊勢丘6-6-1	940-2580
鞆支所	鞆町鞆423-1	982-2660
芦田支所	芦田町下有地7046-2	958-2511
加茂支所	加茂町芦原387-12	972-3111
内海支所	内海町88-60	986-3111
新市支所	新市町新市1061-1	0847-52-5511
沼隈支所	沼隈町草深1889-6	980-7700
神辺支所	神辺町川北1151-1	962-5000

緊急避難場所・避難所等一覧(2024.5)

- 緊急避難場所 …… 切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所
 避難所 …… 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所
 広域避難場所 …… 地震時の避難場所のほか、災害時に仮設住宅等を設置して避難所とするなど多目的に利用

※ 緊急避難場所は、切迫した災害の危険から緊急的に逃れるための施設で、災害種別に応じて指定しています。
 避難指示を発令した場合には、緊急避難場所の中から必要な施設を開設し、緊急速報メールやテレビ・ラジオなどでお知らせしますので、避難の際は開設状況を確認してください。
 (全ての避難場所が開設されるものではありません。)

番号	地域	名称	住所	緊急避難場所				広域 避難場所	避難所	入所可能人 員(人)	延べ床 面積(m ²)
				土砂 土砂災害警戒区域等の外にある 施設	洪水 浸水想定区域外にある施設又 は想定最大規模の降雨が見 込まれた場合であっても安全 な高さがある施設	津波 浸水想定区域外の広い場所 や浸水想定区域内及び周辺 の浸水深よりも高さのある頑 丈な施設等	地震 地震から身を守ることがで きる広い場所				
1	中部	東小学校	東町3-7-49	●体育館	●校舎(2階以上)	●校舎(2階以上)	●グラウンド		●施設	416	832
2	中部	東交流館	東町3-7-53	●施設					●施設	347	694
3	中部	市民参画センター	本町1-35	●施設		●駐車場					1,982
4	中部	西小学校	西町1-14-17	●体育館	●校舎(3階以上)		●グラウンド		●施設	404	809
5	中部	西交流館	西町1-19-2	●施設					●施設	221	442
6	中部	西交流館本庄コミュニティセンター	南本庄町3-4-15	●施設							
7	中部	東桜町緑地	東桜町23・24の一部				●緑地	●広域			
8	中部	福山城公園	丸之内1丁目・西町2丁目			●公園	●公園	●広域			
9	中部	セブン&エイト立体駐車場	南本庄4-1-3			●施設(立体駐車場)					
10	中部	南小学校	明治町4-1	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(北棟)	●グラウンド		●施設	340	680
11	中部	城南中学校	光南町3-4-1	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(北棟、南棟(西側・東側))	●グラウンド		●施設	444	889
12	中部	南交流館	御門町1-1-30	●施設					●施設	72	144
13	中部	ふくやま芸術文化ホール(リーデンローズ)	松浜町2-1-10	●施設					●施設	410	821
14	中部	緑町公園	緑町9-5				●公園	●広域			
15	中部	中央公園	霞町1丁目				●公園	●広域			
16	中部	まなびの館ローズコム	霞町1-10-1	●施設(台風時)	●施設					359	9,808
17	中部	株式会社ハローズ緑町店立体駐車場	緑町1-30			●施設(立体駐車場)					3,777
18	中部	霞小学校	霞町3-8-1	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(北棟・特別教室棟)	●グラウンド		●施設	642	1,285
19	中部	広島県立福山工業高等学校	野上町3-9-2	●体育館	●校舎(本館除く3階以上)	●施設(本館除く3階以上)	●グラウンド		●施設	661	1,322
20	中部	霞交流館	霞町3-4-13	●施設					●施設	62	125
21	中部	川口小学校	川口町2-2-1	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(中棟)	●グラウンド		●施設	354	709
22	中部	川口交流館	多治米町1-30-4	●施設					●施設	76	152
23	中部	福山医療センター職員宿舎メゾン川口	川口町3-12-28			●施設(共用部分)					389
24	中部	手城小学校	南手城町4-5-10	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(北棟・南棟)	●グラウンド		●施設	369	738
25	中部	手城交流館	南手城町2-10-23	●施設					●施設	74	148
26	中部	日本リコス株式会社手城倉庫屋上	南手城町2-32-14			●施設(倉庫屋上)					150
27	中部	深津小学校	東深津町2-5-1	●体育館	●校舎(2階以上)	●施設(北棟・南棟)	●グラウンド		●施設	738	1,477
28	中部	城東中学校	東深津町3-17-33	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(北棟・南棟(東側・西側))	●グラウンド		●施設	557	1,115
29	中部	深津交流館	東深津町6-7-1	●施設					●施設	71	142
30	中部	グレート・ハリウッド800立体駐車場、800アルファ立体駐車場	東深津町4-15-1			●施設(立体駐車場)					
31	中部	福山通運(株)福山流通センター	東深津町4-20-1	●施設			●施設(敷地内)				
32	中部	株式会社フタバ図書アルティ福山本店立体駐車場	明神町1-14-20			●施設(立体駐車場)					
33	中部	株式会社ラウンドワン福山店立体駐車場	明神町1-9-28			●施設(立体駐車場)					
34	中部	メガガイア福山明神町立体駐車場	明神町2-17-22			●施設(立体駐車場)					
35	中部	樹徳小学校	木之庄町1-1-63	●体育館	●校舎(3階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	380	761

緊急避難場所・避難所等一覧(2024.5)

- 緊急避難場所 …… 切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所
 避難所 …… 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所
 広域避難場所 …… 地震時の避難場所のほか、災害時に仮設住宅等を設置して避難所とするなど多目的に利用

※ 緊急避難場所は、切迫した災害の危険から緊急的に逃れるための施設で、災害種別に応じて指定しています。
 避難指示を発令した場合には、緊急避難場所の中から必要な施設を開設し、緊急速報メールやテレビ・ラジオなどでお知らせしますので、避難の際は開設状況を確認してください。
 (全ての避難場所が開設されるものではありません。)

番号	地域	名称	住所	緊急避難場所				広域 避難場所	避難所	入所可能人 員(人)	延べ床 面積(m ²)
				土砂 土砂災害警戒区域等の外にある 施設	洪水 浸水想定区域外にある施設又 は想定最大規模の降雨が見 込まれた場合であっても安全 な高さがある施設	津波 浸水想定区域外の広い場所 や浸水想定区域内及び周辺 の浸水深よりも高さのある頑 丈な施設等	地震 地震から身を守ることがで きる広い場所				
36	中部	城北中学校	木之庄町4-1-1	●体育館	●校舎(4階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	438	876
37	中部	樹徳交流館	木之庄町3-4-23	●施設					●施設	72	144
38	中部	福山市立大学北本庄キャンパス	北本庄町4-5-2		●体育館	●グラウンド	●グラウンド				
39	中部	旭小学校	入船町1-2-1	●体育館	●校舎(2階以上)	●施設(北棟(東側・西側)、南棟)	●グラウンド		●施設	417	835
40	中部	東中学校	三吉町南2-10-2	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(北棟・南棟)	●グラウンド		●施設	1,654	3,309
41	中部	福山すこやかセンター	三吉町南2-11-22	●施設	●施設(2階以上)	●施設(2階以上)				95	5,785
42	中部	旭交流館	入船町1-6-19	●施設					●施設	65	130
43	中部	福山市立大学	港町2-19-1			●施設					
44	中部	天満屋ハピータウンポートプラザ店立体駐車場	入船町3-1-25			●施設(立体駐車場)					
45	中部	ゆめタウン福山店立体駐車場	入船町3-1-60			●施設(立体駐車場)					
46	中部	株式会社福山臨床検査センター	草戸町1-23-21		●施設(検査棟3階)	●施設(検査棟3階)					72
47	中部	光小学校	草戸町4-14-1	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(中棟(東側・西側)、南棟)	●グラウンド		●施設	407	815
48	中部	鷹取中学校	草戸町4-4-1	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(北棟・南棟)	●グラウンド		●施設	997	1,995
49	中部	光交流館	草戸町4-1-29	●施設					●施設	76	152
50	中部	福山市総合体育館(エフピコアリーナ)	千代田町1-1-2	●施設	●体育館(2階観客席等)	●体育館(2階以上)	●公園		●施設内(剣道場)	300	7,168
51	中部	箕島小学校	箕島町325	●体育館			●グラウンド		●施設	349	699
52	中部	箕島交流館	箕島町329	●施設					●施設	89	179
53	中部	福山テクノ工業団地一帯	箕島町6280-50 外	●事務所	●事務所	●施設(敷地内)					
54	中部	アシードブリュール株式会社	箕島町5725-1			●事務所・倉庫(1階)					1,692
55	中部	曙小学校	曙町5-16-3	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(北棟、南棟)	●グラウンド		●施設	382	765
56	中部	曙交流館	曙町5-16-1	●施設					●施設	71	142
57	中部	有限会社あけぼのスタジオ	曙町3-32-14			●事務所(3階以上)					220
58	中部	株式会社エーディジャパン	曙町4-4-8			●事務所(3階)					30
59	中部	株式会社エスピービー	曙町6-6-8			●事務所(2階以上)					1,080
60	中部	キソメック株式会社	曙町1-14-24			●事務所(3階以上)					650
61	中部	株式会社ミウラ	曙町5-9-36			●事務所(4階、屋上)					330
62	中部	株式会社ケンユウ	曙町4-7-30			●事務所(3階)					35
63	中部	福山共同生コン株式会社	新浜町1-7-23			●事務所(2階)					200
64	中部	福山コロナ立体駐車場	一文字町24-1			●施設(立体駐車場)					
65	中部	多治米小学校	多治米町5-15-15	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(校舎棟)	●グラウンド		●施設	371	743
66	中部	多治米交流館	多治米町5-2-12	●施設					●施設	75	151
67	中部	桜丘小学校	北吉津町5-6-15	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	396	792
68	中部	桜丘交流館	奈良津町1-9-21	●施設	●施設				●施設	75	151
69	中部	桜丘交流館奈良津コミュニティセンター	奈良津町1-9-15	●施設	●施設				●施設	248	496
70	中部	元吉津コミュニティ館	北吉津町3-2-34	●施設					●施設	53	107

緊急避難場所・避難所等一覧(2024.5)

- 緊急避難場所 …… 切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所
 避難所 …… 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所
 広域避難場所 …… 地震時の避難場所のほか、災害時に仮設住宅等を設置して避難所とするなど多目的に利用

※ 緊急避難場所は、切迫した災害の危険から緊急的に逃れるための施設で、災害種別に応じて指定しています。
 避難指示を発令した場合には、緊急避難場所の中から必要な施設を開設し、緊急速報メールやテレビ・ラジオなどでお知らせしますので、避難の際は開設状況を確認してください。
 (全ての避難場所が開設されるものではありません。)

番号	地域	名称	住所	緊急避難場所				広域 避難場所	避難所	入所可能人 員(人)	延べ床 面積(m ²)
				土砂 土砂災害警戒区域等の外にある 施設	洪水 浸水想定区域外にある施設又 は想定最大規模の降雨が見 込まれた場合であっても安全 な高さがある施設	津波 浸水想定区域外の広い場所 や浸水想定区域内及び周辺 の浸水深よりも高さのある頑 丈な施設等	地震 地震から身を守ることがで きる広い場所				
71	中部	西深津小学校	西深津町5-1-1	●体育館	●校舎(2階以上)	●施設(南棟(西側))	●グラウンド		●施設	1,045	2,091
72	中部	福山暁の星学院(小・中・高等学校)	西深津町3-4-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	1,200	2,401
73	中部	中央中学校	西深津町5-22-1	●体育館	●校舎(2階以上)	●施設(特別教室棟、南棟)	●グラウンド		●施設	425	850
74	中部	西深津交流館	西深津町4-1-2	●施設					●施設	78	156
75	中部	西深津交流館深津コミュニティセンター	西深津町1-5-17	●施設					●施設	260	520
76	中部	久松台小学校	久松台1-9-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	404	809
77	中部	広島県立福山誠之館高等学校	木之庄町6-11-1		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	975	1,950
78	中部	広島県立福山葦陽高等学校	久松台3-1-1		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	1,211	2,422
79	中部	広島県立東高等学校	木之庄町6-11-2		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	517	1,034
80	中部	久松台交流館	久松台2-1-1		●施設				●施設	68	136
81	中部	新涯小学校	新涯町3-18-1	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(北棟・南棟(東側・西側))	●グラウンド		●施設	401	803
82	中部	誠之中学校	新涯町6-14-1	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(北棟、南棟)	●グラウンド		●施設	464	929
83	中部	新涯交流館	新涯町3-17-41	●施設					●施設	70	140
84	中部	ガイア新涯店立体駐車場	新涯町1-39-12			●施設(立体駐車場)					
85	中部	ローズ&ピア立体駐車場	新涯町4-1-3			●施設(立体駐車場)					
86	中部	卸センター会館	卸町14-1			●施設(屋上)					
87	中部	川口東小学校	東川口町5-13-46	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(北棟、南棟)	●グラウンド		●施設	393	786
88	中部	川口東交流館	東川口町4-9-34	●施設					●施設	70	141
89	中部	芦田川緑地(火災時等)	芦田川河川敷					●広域			
90	中部	神原ロジスティクス福山物流センター	箕沖町109-5	●施設(第1倉庫2階)	●施設(第1倉庫2階)				●施設(第1倉庫2階)	428	856
91	中部	福山通運(株)福山港流通センター	箕沖町127-11	●施設	●施設	●施設(敷地内)	●施設(敷地内)				
92	東部	引野小学校	引野町4032	●校舎	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	392	784
93	東部	英数学館小・中・高等学校	引野町980-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	1,201	2,403
94	東部	引野交流館	引野町4013-1	●施設	●施設				●施設	78	157
95	東部	蔵王小学校	蔵王町4-16-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	393	786
96	東部	蔵王交流館	蔵王町2-8-45		●施設				●施設	65	130
97	東部	ラフェスタ2立体駐車場	南蔵王町3-1-13			●施設(立体駐車場)					
98	東部	千田小学校	千田町3-16-26	●校舎(南棟3階)	●校舎(南棟3階)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	426	853
99	東部	盈進中・高等学校	千田町千田487-4	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	2,044	4,088
100	東部	千田交流館	千田町3-19-12	●施設					●施設	65	130
101	東部	御幸小学校	御幸町森脇140	●体育館	●校舎(4階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	400	801
102	東部	幸千中学校	御幸町中津原1270	●体育館	●校舎(3階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	344	688
103	東部	福山平成大学	御幸町上岩成117-1	●体育館		●グラウンド	●グラウンド		●施設	1,296	2,593
104	東部	御幸交流館	御幸町森脇181-1	●施設					●施設	65	130
105	東部	芦田川見る見る館	御幸町中津原	●施設					●施設	461	923

緊急避難場所・避難所等一覧(2024.5)

- 緊急避難場所 …… 切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所
 避難所 …… 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所
 広域避難場所 …… 地震時の避難場所のほか、災害時に仮設住宅等を設置して避難所とするなど多目的に利用

※ 緊急避難場所は、切迫した災害の危険から緊急的に逃れるための施設で、災害種別に応じて指定しています。
 避難指示を発令した場合には、緊急避難場所の中から必要な施設を開設し、緊急速報メールやテレビ・ラジオなどでお知らせしますので、避難の際は開設状況を確認してください。
 (全ての避難場所が開設されるものではありません。)

番号	地域	名称	住所	緊急避難場所				広域 避難場所	避難所	入所可能人 員(人)	延べ床 面積(m ²)
				土砂 土砂災害警戒区域等の外にある 施設	洪水 浸水想定区域外にある施設又 は想定最大規模の降雨が見 込まれた場合であっても安全 な高さがある施設	津波 浸水想定区域外の広い場所 や浸水想定区域内及び周辺 の浸水深よりも高さのある頑 丈な施設等	地震 地震から身を守ることがで きる広い場所				
106	東部	大津野小学校	大門町日之出丘3043	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	390	781
107	東部	大門中学校	城興ヶ丘8-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	490	981
108	東部	銀河学院中・高等学校	大門町大門119-8		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	1,617	3,234
109	東部	大門交流館	大門町大門甲60		●施設				●施設	76	152
110	東部	坪生小学校	坪生町1-42-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	382	764
111	東部	坪生交流館	坪生町5-19-17	●施設	●施設				●施設	68	136
112	東部	春日小学校	春日町浦上2002	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	420	840
113	東部	培遠中学校	春日町3-15-18	●体育館	●校舎(2階以上)	●施設(特別教室棟、南棟)	●グラウンド		●施設	608	1,217
114	東部	春日交流館	春日町3-6-17	●施設					●施設	64	129
115	東部	伊勢丘小学校	伊勢丘5-7-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	386	772
116	東部	鳳中学校	伊勢丘6-5-1	●校舎(A棟)	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	523	1,046
117	東部	伊勢丘交流館	伊勢丘4-6-1	●施設	●施設	●施設			●施設	242	484
118	東部	東部市民センター	伊勢丘6-6-1	●施設(台風時)	●施設					205	2,124
119	東部	旭丘小学校	引野町南2-17-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	384	769
120	東部	旭丘交流館	引野町南1-17-46	●施設	●施設				●施設	52	105
121	東部	緑丘小学校	春日町5-15-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	392	784
122	東部	広島大学附属福山中・高等学校	春日町5-14-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	1,053	2,106
123	東部	緑丘交流館	春日町5-16-3	●施設	●施設				●施設	74	149
124	東部	緑丘交流館春日コミュニティ館	春日町5-5-22	●施設					●施設	74	148
125	東部	長浜小学校	引野町5401	●南校舎	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	391	782
126	東部	一ツ橋中学校	東手城町1-4-1	●体育館	●校舎(3階以上)	●施設(南棟)	●グラウンド		●施設	480	961
127	東部	長浜交流館	東手城町2-11-25	●施設					●施設	66	133
128	東部	野々浜小学校	大門町7-13-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	397	794
129	東部	野々浜交流館	大門町4-21-8		●施設				●施設	68	137
130	東部	幕山小学校	幕山台2-17-1	●校舎	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	409	819
131	東部	東朋中学校	幕山台7-24-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	480	961
132	東部	広島県立大門高等学校	幕山台3-1-1		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	615	1,230
133	東部	幕山交流館	幕山台2-24-12	●施設	●施設				●施設	68	137
134	東部	日吉台小学校	日吉台1-15-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	396	793
135	東部	日吉台交流館	日吉台1-16-27	●施設	●施設				●施設	70	141
136	東部	大谷台小学校	大門町大門7580		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	360	720
137	東部	大谷台交流館	大谷台3-13-3	●施設	●施設				●施設	66	132
138	西部	神村小学校	神村町3369	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	356	713
139	西部	大成館中学校	神村町10004		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	470	941
140	西部	広島県立松永高等学校	神村町113		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	983	1,967

緊急避難場所・避難所等一覧(2024.5)

- 緊急避難場所 …… 切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所
- 避難所 …… 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所
- 広域避難場所 …… 地震時の避難場所のほか、災害時に仮設住宅等を設置して避難所とするなど多目的に利用

※ 緊急避難場所は、切迫した災害の危険から緊急的に逃れるための施設で、災害種別に応じて指定しています。
 避難指示を発令した場合には、緊急避難場所の中から必要な施設を開設し、緊急速報メールやテレビ・ラジオなどでお知らせしますので、避難の際は開設状況を確認してください。
 (全ての避難場所が開設されるものではありません。)

番号	地域	名称	住所	緊急避難場所				広域 避難場所	避難所	入所可能人 員(人)	延べ床 面積(m ²)
				土砂 土砂災害警戒区域等の外にある 施設	洪水 浸水想定区域外にある施設又 は想定最大規模の降雨が見 込まれた場合であっても安全 な高さがある施設	津波 浸水想定区域外の広い場所 や浸水想定区域内及び周辺 の浸水深よりも高さのある頑 丈な施設等	地震 地震から身を守ることがで きる広い場所				
141	西部	神村交流館	神村町3257-3	●施設					●施設	73	146
142	西部	神村交流館神村コミュニティセンター	神村町4790-1		●施設				●施設	275	550
143	西部	元神村12区コミュニティ館	神村町1211	●施設	●施設				●施設	56	112
144	西部	本郷小学校	本郷町1040-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	365	731
145	西部	本郷交流館	本郷町1045-1	●施設					●施設	69	138
146	西部	本郷交流館本郷コミュニティセンター	本郷町2850	●施設	●施設				●施設	236	472
147	西部	東村旧学校施設	東村町2543	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	407	814
148	西部	福山大学	東村町三蔵985-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	2,026	4,053
149	西部	東村交流館	東村町2536-1	●施設	●施設				●施設	67	134
150	西部	遺芳丘小学校(旧今津小学校)	今津町1561	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	396	793
151	西部	今津交流館	今津町6-2-38	●施設					●施設	77	154
152	西部	高西交流館	高西町1-12-16	●施設					●施設	63	126
153	西部	高西交流館高西コミュニティセンター	高西町3-3-10	●施設							
154	西部	福山通運(株)尾道支店	高西町南166	●施設	●施設		●施設(敷地内)				
155	西部	松永小学校	松永町6-7-11-8	●体育館	●校舎(北棟、南棟2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	365	731
156	西部	松永中学校	松永町2-24-16	●体育館	●校舎(2階以上)	●施設(南棟、北棟(東側))	●グラウンド		●施設	489	979
157	西部	松永交流館	松永町3-1-29	●施設					●施設	109	218
158	西部	松永交流館松永コミュニティセンター	松永町4-14-1	●施設					●施設	331	663
159	西部	西部市民センター	松永町3-1-29	●施設(台風時)	●施設					612	2,921
160	西部	柳津小学校	柳津町5-2-25	●体育館	●体育館	●施設(北棟、南棟)	●グラウンド		●施設	358	716
161	西部	柳津交流館	柳津町5-7-34	●施設					●施設	64	129
162	西部	柳津ふれあいプラザ	柳津町2-11-12		●施設				●施設	120	264
163	西部	金江小学校	金江町金見3552-1	●体育館	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	358	716
164	西部	精華中学校	金江町金見1921	●施設(武道場)	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	675	1,350
165	西部	金江交流館	金江町藁江184-2	●施設					●施設	67	134
166	西部	藤江小学校	藤江町2894	●校舎	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	356	713
167	西部	藤江交流館	藤江町2720-1		●施設				●施設	65	130
168	南部	近畿大学附属広島高等学校・中学校 福山校	佐波町389		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	1,062	2,124
169	南部	福山市人権交流センター	佐波町262-3	●施設							
170	南部	泉小学校	山手町7-13-63	●体育館	●校舎(4階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	392	784
171	南部	城西中学校	山手町3000		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	497	994
172	南部	郷分幼稚園	郷分町1434			●グラウンド	●グラウンド		●施設	135	271
173	南部	泉交流館	山手町6-37-4	●施設					●施設	75	151
174	南部	津之郷小学校	津之郷町津之郷1322	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	325	651
175	南部	広島県立福山高等技術専門校	山手町6-30-1	●校舎(4階アリーナ)	●校舎(4階アリーナ)				●施設	330	660

緊急避難場所・避難所等一覧(2024.5)

- 緊急避難場所 …… 切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所
 避難所 …… 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所
 広域避難場所 …… 地震時の避難場所のほか、災害時に仮設住宅等を設置して避難所とするなど多目的に利用

※ 緊急避難場所は、切迫した災害の危険から緊急的に逃れるための施設で、災害種別に応じて指定しています。
 避難指示を発令した場合には、緊急避難場所の中から必要な施設を開設し、緊急速報メールやテレビ・ラジオなどでお知らせしますので、避難の際は開設状況を確認してください。
 (全ての避難場所が開設されるものではありません。)

番号	地域	名称	住所	緊急避難場所				広域 避難場所	避難所	入所可能人 員(人)	延べ床 面積(m ²)
				土砂 土砂災害警戒区域等の外にある 施設	洪水 浸水想定区域外にある施設又 は想定最大規模の降雨が見 込まれた場合であっても安全 な高さがある施設	津波 浸水想定区域外の広い場所 や浸水想定区域内及び周辺 の浸水深よりも高さのある頑 丈な施設等	地震 地震から身を守ることがで きる広い場所				
176	南部	津之郷交流館	津之郷町津之郷863-2	●施設	●施設(2階)				●施設	66	133
177	南部	赤坂小学校	赤坂町赤坂312-1	●体育館	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	358	716
178	南部	済美中学校	赤坂町赤坂7267-2		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	485	971
179	南部	福山市立福山中・高等学校	赤坂町赤坂910	●体育館	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	1,339	2,679
180	南部	赤坂交流館	赤坂町赤坂340-1	●施設	●施設(2階)				●施設	85	171
181	南部	瀬戸小学校	瀬戸町地頭分1377	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	330	660
182	南部	瀬戸交流館	瀬戸町地頭分693		●施設				●施設	65	130
183	南部	瀬戸交流館瀬戸コミュニティセンター	瀬戸町地頭分80-1	●施設							
184	南部	熊野小学校	熊野町乙1132	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	350	701
185	南部	熊野交流館	熊野町乙1097-7	●施設	●施設				●施設	70	141
186	南部	竹ヶ端運動公園	水呑町4748			●グラウンド	●グラウンド	●広域			
187	南部	水上スポーツセンター	水呑町4749	●施設							685
188	南部	水呑小学校	水呑町1919		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	311	623
189	南部	向丘中学校	水呑向丘107	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	494	989
190	南部	広島県立福山商業高等学校	水呑町3535		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	647	1,295
191	南部	水呑交流館	水呑町三新田1-557	●施設					●施設	119	238
192	南部	高島小学校	田尻町2248	●体育館	●体育館	●施設(校舎棟)	●グラウンド		●施設	330	660
193	南部	高島交流館	田尻町2333-10	●施設	●施設				●施設	64	129
194	南部	鞆の浦学園(旧鞆小学校)	鞆町後地1240-1		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	415	830
195	南部	鞆の浦学園(旧鞆中学校)	鞆町後地371-1		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	393	786
196	南部	鞆交流館	鞆町鞆423-1	●施設	●施設	●施設(2階以上)			●施設	225	450
197	南部	鞆交流館鞆コミュニティセンター	鞆町後地1208		●施設				●施設	200	400
198	南部	旧走島小学校	走島町49				●グラウンド				
199	南部	走島交流館	走島町58	●施設	●施設	●施設	●グラウンド		●施設	273	547
200	南部	山手小学校	山手町1-5-1	●体育館	●校舎(4階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	396	793
201	南部	山手交流館	山手町1-9-17	●施設					●施設	75	151
202	南部	明王台小学校	明王台1-2-16	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	400	801
203	南部	広島県立福山明王台高等学校	明王台2-4-1	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	1,267	2,534
204	南部	明王台交流館	明王台1-2-15	●施設	●施設				●施設	61	122
205	南部	内浦旧学校施設	内海町イ1780	●体育館	●体育館		●グラウンド		●施設	281	563
206	南部	内浦交流館	内海町イ1973-3	●施設	●施設				●施設	183	366
207	南部	沖集会所	内海町イ349-1		●施設				●施設	68	137
208	南部	箱崎集会所	内海町イ1309	●施設	●施設				●施設	74	149
209	南部	寺山集会所	内海町イ1447-3	●施設	●施設				●施設	64	128
210	南部	釜谷集会所	内海町イ2653	●施設	●施設				●施設	61	123

緊急避難場所・避難所等一覧(2024.5)

- 緊急避難場所 …… 切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所
 避難所 …… 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所
 広域避難場所 …… 地震時の避難場所のほか、災害時に仮設住宅等を設置して避難所とするなど多目的に利用

※ 緊急避難場所は、切迫した災害の危険から緊急的に逃れるための施設で、災害種別に応じて指定しています。
 避難指示を発令した場合には、緊急避難場所の中から必要な施設を開設し、緊急速報メールやテレビ・ラジオなどでお知らせしますので、避難の際は開設状況を確認してください。
 (全ての避難場所が開設されるものではありません。)

番号	地域	名称	住所	緊急避難場所				広域 避難場所	避難所	入所可能人 員(人)	延べ床 面積(m ²)
				土砂 土砂災害警戒区域等の外にある 施設	洪水 浸水想定区域外にある施設又 は想定最大規模の降雨が見 込まれた場合であっても安全 な高さがある施設	津波 浸水想定区域外の広い場所 や浸水想定区域内及び周辺 の浸水深よりも高さのある頑 丈な施設等	地震 地震から身を守ることがで きる広い場所				
211	南部	内海旧学校施設(旧内海中学校)	内海町口925-9	●体育館	●体育館	●施設(北棟)	●グラウンド		●施設	485	970
212	南部	内海交流館	内海町460	●施設	●施設				●施設	489	980
213	南部	やまわり会館	内海町1102-1	●施設	●施設				●施設	130	410
214	南部	横島自治会館	内海町1543-5		●施設				●施設	83	168
215	南部	南地区コミュニティセンター	内海町口3326-1		●施設				●施設	75	150
216	南部	福山市内海生活支援ハウス	内海町口2827		●施設				●施設	179	359
217	南部	内海ふれあいホール	内海町口2424-8		●施設		●駐車場		●施設	397	796
218	南部	うつみ市民交流センター	内海町88-60	●施設(台風時)	●施設	●施設	●駐車場		●施設	136	543
219	南部	山南小学校	沼隈町中山南甲1254	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	277	554
220	南部	至誠中学校	沼隈町上山南7484-2	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	370	741
221	南部	広島県立沼南高等学校	沼隈町下山南4			●グラウンド	●グラウンド		●施設	607	1,214
222	南部	広島県立沼隈特別支援学校	沼隈町上山南736-3	●体育館	●体育館	●グラウンド(南)	●グラウンド(南)		●施設	255	510
223	南部	菅田ふれあいプラザ	沼隈町上山南550	●施設	●施設				●施設	88	177
224	南部	下八日谷集会所	沼隈町中山南577-1	●施設	●施設				●施設	68	136
225	南部	沼隈体育センター	沼隈町中山南18	●施設		●グラウンド	●グラウンド		●施設	191	382
226	南部	清神会館(山南交流館)	沼隈町中山南482	●施設	●施設				●施設	244	488
227	南部	ツネインホールディングス株式会社まなみビレッジセンターハウス	沼隈町中山南26-1		●施設	●施設			●施設	3,072	6,145
228	南部	想青学園(旧千年中学校)	沼隈町草深2058-2	●体育館(校舎内2階)	●体育館(校舎内2階)		●グラウンド		●施設	483	967
	南部	(~2024年7月使用不可)千年交流館	沼隈町草深1889-6	●施設					●施設	81	162
	南部	(~2024年7月使用不可)めまくま市民交流センター	沼隈町草深1889-6	●施設(台風時)	●施設					103	3,085
229	南部	菅野集会所	沼隈町下山南1736-1		●施設				●施設	68	137
230	南部	林崎集会所	沼隈町草深342-1	●施設					●施設	93	187
231	南部	浜組集会所	沼隈町草深1533-3	●施設					●施設	60	120
232	南部	沼隈サンパル	沼隈町草深1890-4	●施設			●駐車場		●施設	714	1,429
233	南部	沼隈体育館	沼隈町下山南1235	●施設		●駐車場	●駐車場		●施設	900	1,801
234	南部	常石ともに学園	沼隈町常石984-1	●体育館	●体育館		●グラウンド		●施設	239	479
235	南部	常石交流館	沼隈町常石213		●施設				●施設	275	550
236	南部	中組集会所	沼隈町常石271	●施設	●施設				●施設	33	68
237	南部	西組集会所	沼隈町常石702-1	●施設	●施設				●施設	87	175
238	南部	新池広場	沼隈町常石199-1			●グラウンド	●グラウンド				
239	南部	能登原旧学校施設	沼隈町能登原1141	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	257	514
240	南部	能登原交流館	沼隈町能登原1589-7	●施設	●施設				●施設	132	265
241	南部	桜集会所	沼隈町能登原1973-1		●施設				●施設	79	159
242	北部	有磨小学校	芦田町上有地388-1	●体育館	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	356	712
243	北部	芦田中学校	芦田町下有地928	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	682	1,364

緊急避難場所・避難所等一覧(2024.5)

- 緊急避難場所 …… 切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所
- 避難所 …… 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所
- 広域避難場所 …… 地震時の避難場所のほか、災害時に仮設住宅等を設置して避難所とするなど多目的に利用

※ 緊急避難場所は、切迫した災害の危険から緊急的に逃れるための施設で、災害種別に応じて指定しています。
 避難指示を発令した場合には、緊急避難場所の中から必要な施設を開設し、緊急速報メールやテレビ・ラジオなどでお知らせしますので、避難の際は開設状況を確認してください。
 (全ての避難場所が開設されるものではありません。)

番号	地域	名称	住所	緊急避難場所				広域 避難場所	避難所	入所可能 人員(人)	延べ床 面積(m ²)
				土砂 土砂災害警戒区域等の外にある 施設	洪水 浸水想定区域外にある施設又 は想定最大規模の降雨が見 込まれた場合であっても安全 な高さがある施設	津波 浸水想定区域外の広い場所 や浸水想定区域内及び周辺 の浸水深よりも高さのある頑 丈な施設等	地震 地震から身を守ることがで きる広い場所				
244	北部	芦田ふれあいプラザ	芦田町下有地7046-2	●施設	●施設				●施設	60	198
245	北部	有磨交流館	芦田町上有地123-3	●施設					●施設	66	132
246	北部	福相小学校	芦田町福田1030	●校舎	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	353	707
247	北部	福田交流館	芦田町福田2479-12	●施設	●施設				●施設	71	143
248	北部	山野旧学校施設(旧山野中学校)	山野町山野3776	●体育館	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	346	693
249	北部	山野交流館	山野町山野3785	●施設					●施設	62	125
250	北部	山野ふれあいプラザ	山野町山野3790-1	●施設					●施設	60	198
251	北部	広瀬学園小・中学校(旧広瀬小学校)	加茂町北山714-2			●グラウンド	●グラウンド				
252	北部	広瀬学園小・中学校(旧広瀬中学校)	加茂町北山1064-1	●校舎	●校舎	●グラウンド	●グラウンド		●施設	175	350
253	北部	広瀬交流館	加茂町北山223-1	●施設	●施設				●施設	53	106
254	北部	加茂小学校	加茂町中野848	●体育館	●校舎(3階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	317	635
255	北部	加茂中学校	加茂町下加茂1190	●体育館	●校舎(校舎棟2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	489	978
256	北部	加茂交流館	加茂町字芦原491-1	●施設		●施設			●施設	349	699
257	北部	加茂交流館体育室	加茂町下加茂379-2	●体育室					●体育室	149	299
258	北部	駅家小学校	駅家町倉光100	●体育館	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	430	860
259	北部	駅家南中学校	駅家町江良247	●体育館	●校舎(3階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	479	959
260	北部	福山通運(株)福山北支店	駅家町江良490	●施設		●施設(敷地内)	●施設(敷地内)				
261	北部	駅家交流館	駅家町倉光37-1	●施設					●施設	103	206
262	北部	駅家公園	駅家町万能倉35-29他			●グラウンド	●グラウンド	●広域			
263	北部	北部市民センター	駅家町倉光37-1	●施設(台風時)	●施設					435	2,742
264	北部	宜山小学校	駅家町今岡424		●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	403	807
265	北部	宜山交流館	駅家町今岡435-7	●施設					●施設	73	147
266	北部	駅家西小学校	駅家町近田205-1	●体育館	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	397	794
267	北部	元駅家西公民館	駅家町近田480	●施設					●施設	110	221
268	北部	駅家西交流館	駅家町近田12-1	●施設					●施設	119	238
269	北部	服部旧学校施設・服部交流館	駅家町助元70	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	292	584
270	北部	駅家北小学校(旧駅家東小学校)	駅家町法成寺67	●体育館	●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	402	804
271	北部	駅家中学校	駅家町法成寺250	●体育館	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	674	1,348
272	北部	駅家東交流館	駅家町法成寺1270	●施設	●施設				●施設	70	141
273	北部	(株)ウダテクノ	駅家町法成寺1575-13		●駐車場						
274	北部	(有)エキヤパッケージ	駅家町法成寺1575-24		●駐車場						
275	北部	こだま食品(株)	駅家町法成寺1575-9		●駐車場						
276	北部	コマツカスタマーサポート(株)中国カンパニー	駅家町法成寺1575-12		●駐車場						
277	北部	(有)サブレ	駅家町法成寺1575-25		●駐車場						
278	北部	(株)ダイフク工業	駅家町法成寺1575-27		●駐車場						

緊急避難場所・避難所等一覧(2024.5)

- 緊急避難場所 …… 切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所
- 避難所 …… 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所
- 広域避難場所 …… 地震時の避難場所のほか、災害時に仮設住宅等を設置して避難所とするなど多目的に利用

※ 緊急避難場所は、切迫した災害の危険から緊急的に逃れるための施設で、災害種別に応じて指定しています。
 避難指示を発令した場合には、緊急避難場所の中から必要な施設を開設し、緊急速報メールやテレビ・ラジオなどでお知らせしますので、避難の際は開設状況を確認してください。
 (全ての避難場所が開設されるものではありません。)

番号	地域	名称	住所	緊急避難場所				広域 避難場所	避難所	入所可能人 員(人)	延べ床 面積(m ²)
				土砂 土砂災害警戒区域等の外にある 施設	洪水 浸水想定区域外にある施設又 は想定最大規模の降雨が見 込まれた場合であっても安全 な高さがある施設	津波 浸水想定区域外の広い場所 や浸水想定区域内及び周辺 の浸水深よりも高さのある頑 丈な施設等	地震 地震から身を守ることがで きる広い場所				
279	北部	(有)ティーエスケー	駅家町法成寺1575-7		●駐車場						
280	北部	トウシヨク(株)	駅家町法成寺1613-54		●駐車場						
281	北部	(株)なかやま牧場	駅家町法成寺1575-16		●駐車場						
282	北部	福山通運(株)福山北流通センター	駅家町法成寺1613-5		●駐車場						
283	北部	(株)富士製作	駅家町法成寺1575-26		●駐車場						
284	北部	富士ペンダーサービス(株)	駅家町法成寺1575-23		●駐車場						
285	北部	ホーコス(株)	駅家町法成寺1613-50		●駐車場						
286	北部	(有)マルエス紙工	駅家町法成寺1575-6		●駐車場						
287	北部	(株)マンセイ	駅家町法成寺1575-17		●駐車場						
288	北部	(株)中国新聞福山制作センター	駅家町法成寺1613-17		●駐車場						
289	北部	広島県立福山北特別支援学校	加茂町下加茂7006		●体育館	●グラウンド	●グラウンド				924
290	北部	戸手小学校	新市町戸手1244	●体育館	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド	●施設	412	824	
291	北部	広島県立芦品まなび学園高等学校	新市町戸手1330	●体育館		●グラウンド	●グラウンド	●施設	540	1,080	
292	北部	広島県立戸手高等学校	新市町相方200	●体育館		●グラウンド	●グラウンド	●施設	651	1,302	
293	北部	戸手交流館	新市町戸手1280	●施設				●施設	131	263	
294	北部	新市小学校	新市町新市852	●体育館	●校舎(3階以上)	●グラウンド	●グラウンド	●施設	476	953	
295	北部	新市中央中学校	新市町新市1305		●体育館	●グラウンド	●グラウンド	●施設	923	1,846	
296	北部	新市交流館	新市町新市820-3	●施設						787	
297	北部	新市交流館新市コミュニティセンター	新市町新市1022	●施設				●施設	118	237	
298	北部	しんいち市民交流センター	新市町新市1061-1	●施設(台風時)	●施設				109	1,587	
299	北部	元相方コミュニティ館	新市町相方415	●施設				●施設	18	37	
300	北部	相方会館	新市町相方854-1	●施設				●施設	120	242	
301	北部	新市スポーツセンター	新市町新市816-3	●施設				●施設	646	1,294	
302	北部	常金丸交流館・常金丸小学校	新市町金丸414	●交流館(1階)	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド	●施設	567	1,134	
303	北部	元常コミュニティ館	新市町常1131-1					●施設	42	85	
304	北部	網引小学校	新市町宮内1240	●体育館	●校舎(北棟、南棟2階以上)	●グラウンド	●グラウンド	●施設	459	919	
305	北部	網引交流館	新市町宮内315	●施設	●施設			●施設	139	278	
306	北部	下安井会館	新市町下安井1340-5	●施設				●施設	85	172	
307	神辺	神辺小学校	神辺町川南2912-12		●校舎(3階以上)	●グラウンド	●グラウンド	●施設	678	1,357	
308	神辺	神辺西中学校	神辺町川北1401-1	●体育館		●グラウンド	●グラウンド	●施設	618	1,236	
309	神辺	広島県立神辺高等学校	神辺町川北375-1		●体育館(2階)	●グラウンド	●グラウンド	●施設	3,247	6,494	
310	神辺	神辺交流館	神辺町川南3088-1					●施設	207	414	
311	神辺	かなべ市民交流センター	神辺町川北1151-1	●施設(台風時)	●施設				957	1,914	
312	神辺	福山市神辺文化会館	神辺町川北1155-1	●施設		●駐車場	●駐車場	●施設	763	1,526	
313	神辺	御野小学校	神辺町下御領28	●体育館	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド	●施設	1,179	2,358	

緊急避難場所・避難所等一覧(2024.5)

- 緊急避難場所 …… 切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所
- 避難所 …… 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所
- 広域避難場所 …… 地震時の避難場所のほか、災害時に仮設住宅等を設置して避難所とするなど多目的に利用

※ 緊急避難場所は、切迫した災害の危険から緊急的に逃れるための施設で、災害種別に応じて指定しています。
 避難指示を発令した場合には、緊急避難場所の中から必要な施設を開設し、緊急速報メールやテレビ・ラジオなどでお知らせしますので、避難の際は開設状況を確認してください。
 (全ての避難場所が開設されるものではありません。)

番号	地域	名称	住所	緊急避難場所				広域 避難場所	避難所	入所可能人 員(人)	延べ床 面積(m ²)
				土砂 土砂災害警戒区域等の外にある 施設	洪水 浸水想定区域外にある施設又 は想定最大規模の降雨が見 込まれた場合であっても安全 な高さがある施設	津波 浸水想定区域外の広い場所 や浸水想定区域内及び周辺 の浸水深よりも高さのある頑 丈な施設等	地震 地震から身を守ることがで きる広い場所				
314	神辺	御野交流館神辺東コミュニティセンター	神辺町上御領195-5	●施設					●施設	151	303
315	神辺	福山通運(株)神辺流通センター	神辺町下御領654	●施設		●施設(敷地内)	●施設(敷地内)				
316	神辺	竹尋小学校	神辺町下竹田85-1	●体育館	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	920	1,840
317	神辺	神辺東中学校	神辺町下竹田959-1	●体育館	●校舎(2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	1,393	2,786
318	神辺	竹尋交流館	神辺町下竹田8-1	●施設	●施設				●施設	119	239
319	神辺	湯田小学校	神辺町川北1113-1	●体育館	●校舎(3階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	503	1,006
320	神辺	神辺中学校	神辺町湯野1313		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	726	1,452
321	神辺	広島県立神辺旭高等学校	神辺町徳田75-1		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	2,489	4,978
322	神辺	湯田交流館	神辺町川北1126-2	●施設					●施設	135	271
323	神辺	中条小学校	神辺町東中条2304-1	●体育館	●校舎(中棟、南棟2階以上)	●グラウンド	●グラウンド		●施設	486	972
324	神辺	中条小学校三谷分校(休校中)	神辺町三谷632-1		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	217	434
325	神辺	中条交流館神辺西コミュニティセンター	神辺町西中条7270-1		●施設				●施設	208	417
326	神辺	中条交流館	神辺町東中条186-1	●施設					●施設	123	247
327	神辺	道上小学校	神辺町道上1923-1		●体育館	●グラウンド	●グラウンド		●施設	358	716
328	神辺	道上交流館	神辺町道上994-5	●施設					●施設	119	238
329	神辺	フジグラン神辺 立体駐車場	神辺町新道上2-10-26	●施設(立体駐車場)	●施設(立体駐車場)	●施設(立体駐車場)					15,869
				232	216	175	155	7	256	101,842	259,310

(2)要配慮者利用施設

※各種情報伝達を行う施設(施設が危険区域や浸水想定範囲に含まれる)

2024年(令和6年)4月

	種別	施設名	住 所	土砂	洪水	津波
1	老人福祉関係施設	沼隈生活支援ハウス	沼隈町草深1889番地10		○	○
2	老人福祉関係施設	鞆ふれあいプラザ	鞆町後地1015番地2	○		
3	老人福祉関係施設	手城ふれあいプラザ	東手城町二丁目11番13号		○	○
4	老人福祉関係施設	柳津ふれあいプラザ	柳津町二丁目11番12号	○		○
5	老人福祉関係施設	山手ふれあいプラザ	山手町六丁目6番10号		○	
6	老人福祉関係施設	鷹取ふれあいプラザ	草戸町三丁目9番3号		○	
7	老人福祉関係施設	城北ふれあいプラザ	木之庄町五丁目1番27号		○	
8	老人福祉関係施設	誠之ふれあいプラザ	新涯町一丁目30番29号		○	○
9	老人福祉関係施設	城南ふれあいプラザ	多治米町二丁目22番7号		○	○
10	老人福祉関係施設	城東ふれあいプラザ	南蔵王町三丁目15番10号		○	○
11	老人福祉関係施設	東ふれあいプラザ	入船町一丁目6番19号		○	○
12	老人福祉関係施設	幸千ふれあいプラザ	御幸町中津原782番地1		○	
13	老人福祉関係施設	やまわり会館	内海町1102番地1			○
14	老人福祉関係施設	とでふれあいプラザ	新市町戸手1280番地	○	○	
15	老人福祉関係施設	瀬戸老人福祉センター	瀬戸町長和8315番地2	○		
16	老人福祉関係施設	大門ふれあいプラザ	大門町五丁目13番14号			○
17	老人福祉関係施設	ぬまくまふれあいプラザ	沼隈町常石209番地	○		
18	老人福祉関係施設	新市老人福祉センター	新市町新市820番地3		○	
19	老人福祉関係施設	生活支援ハウス 瀬戸すみれケア	瀬戸町地頭分2722番地1	○		
20	老人福祉関係施設	新市老人デイサービスセンター	新市町下安井3500番地	○		
21	老人福祉関係施設	新市老人短期入所施設	新市町下安井3500番地	○		
22	老人福祉関係施設	精華ふれあいプラザ	金江町金見2476番地6			○
23	老人福祉関係施設	鳳ふれあいプラザ	幕山台二丁目12番13号	○		
24	介護保険施設	多機能ホーム みんなの家(小規模)	南本庄五丁目5番6号		○	
25	介護保険施設	デイサービスセンター飛鳥苑(デイ)	芦田町大字福田189番地1		○	
26	介護保険施設	芦山荘(特養)	芦田町大字柞磨386番地	○		
27	介護保険施設	デイサービスさくらんぼの郷(密着デイ)	伊勢丘四丁目4番16号	○		
28	介護保険施設	デイサービスありさんの家(密着デイ)	引野町五丁目16番7号		○	○
29	介護保険施設	ベストライフ福山(特定施設(有料))	引野町五丁目22番17号		○	○
30	介護保険施設	ハイトピア・カイセイ(短期療養)	引野町五丁目9番21号		○	○
31	介護保険施設	ハイトピア・カイセイ(通所リハ)	引野町五丁目9番21号		○	○
32	介護保険施設	ハイトピア・カイセイ(老健)	引野町五丁目9番21号		○	○
33	介護保険施設	ニチケアセンター福山東通所介護事業所(デイ)	引野町南一丁目1番24号			○
34	介護保険施設	グループホーム えんじゅ引野(GH)	引野町二丁目11番14号			○
35	介護保険施設	ショートステイえんじゅ引野(短期生活)	引野町二丁目11番14号			○
36	介護保険施設	デイサービスえんじゅ引野(デイ)	引野町二丁目11番14号			○
37	介護保険施設	ツクイ福山引野(デイ)	引野町二丁目24番16号			○

	種別	施設名	住所	土砂	洪水	津波
38	介護保険施設	グループホーム わが家(GH)	引野町北一丁目10番8号			○
39	介護保険施設	デイホームふるさと庵(密着デイ)	駅家町大字近田489番地1		○	
40	介護保険施設	GENKI'X ゲンキックス(デイ)	駅家町大字近田602番地1		○	
41	介護保険施設	GENKI'Xセカンド(デイ)	駅家町大字近田602番地4		○	
42	介護保険施設	デイサービスセンターすまいる(密着デイ)	駅家町大字近田937番地4		○	
43	介護保険施設	小規模多機能型居宅介護事業所 向永谷(小規模)	駅家町大字向永谷72番地1		○	
44	介護保険施設	GENKI' Xジャンプ(デイ)	駅家町大字江良263番地1		○	
45	介護保険施設	小規模多機能ホーム 芦花(小規模)	駅家町大字上山守196番地1		○	
46	介護保険施設	デイサービスむべやま(デイ)	駅家町大字上山守225番地2		○	
47	介護保険施設	オリーブハウス えきや(小規模)	駅家町大字上山守437番地8		○	
48	介護保険施設	デイサービスセンター新山(デイ)	駅家町大字新山3578番地2	○		
49	介護保険施設	地域密着型特別養護老人ホーム新山荘(短期生活)	駅家町大字新山3578番地2	○		
50	介護保険施設	地域密着型特別養護老人ホーム新山荘(密着特養)	駅家町大字新山3578番地2	○		
51	介護保険施設	新山荘(特養)	駅家町大字新山3578番地2	○		
52	介護保険施設	特別養護老人ホーム新山荘(短期生活)	駅家町大字新山3578番地2	○		
53	介護保険施設	デイサービス来んさい家(地密デイ)	駅家町大字倉光110番地4		○	
54	介護保険施設	ケアホームディア・レスト福山(特定施設(有料))	駅家町大字倉光148番地		○	
55	介護保険施設	ニチイケアセンター倉光(GH)	駅家町大字倉光23番地1		○	
56	介護保険施設	ニチイケアセンター倉光(認知デイ)	駅家町大字倉光23番地1		○	
57	介護保険施設	サンキウエルビィ 小規模多機能センター駅家(小規模)	駅家町大字倉光23番地6		○	
58	介護保険施設	リハビリテーション颯福山駅家(密着デイ)	駅家町大字倉光282番地1		○	
59	介護保険施設	小規模多機能ホーム 和楽(小規模)	駅家町大字倉光532番地		○	
60	介護保険施設	宣山荘短期入所生活介護事業所(短期生活)	駅家町大字大橋1036番地3	○		
61	介護保険施設	宣山荘デイサービスセンター通所介護事業所(デイ)	駅家町大字大橋1036番地3	○		
62	介護保険施設	宣山荘(特養)	駅家町大字大橋1036番地3	○		
63	介護保険施設	特別養護老人ホーム宣山荘(短期生活)	駅家町大字大橋1036番地3	○		
64	介護保険施設	コスモスの里(GH)	駅家町大字大橋4番地1		○	
65	介護保険施設	小規模多機能型居宅介護まなぐら南(小規模)	駅家町大字万能倉65番地1		○	
66	介護保険施設	ショートステイまなぐら(短期生活)	駅家町大字万能倉840番地1		○	
67	介護保険施設	デイサービスセンターまなぐら(デイ)	駅家町大字万能倉840番地1		○	
68	介護保険施設	ケアハウス福山(特定施設(ケアハウス))	駅家町大字万能倉96番地1		○	
69	介護保険施設	デイサービスセンター備後の里(デイ)	駅家町大字万能倉96番地1		○	
70	介護保険施設	グループホーム 春(GH)	王子町一丁目4番5号			○
71	介護保険施設	ビーブル春秋苑(短期療養)	王子町一丁目4番5号			○
72	介護保険施設	ビーブル春秋苑(通所リハ)	王子町一丁目4番5号			○
73	介護保険施設	ビーブル春秋苑(老健)	王子町一丁目4番5号			○
74	介護保険施設	愛・サポートセンター愛・燦燦(密着デイ)	王子町二丁目19番18号			○
75	介護保険施設	愛燦燦おうじ(小規模)	王子町二丁目19番18号			○
76	介護保険施設	グループホーム えんじゅ千織り庵(GH)	王子町二丁目4番17号		○	○
77	介護保険施設	小規模多機能ホーム えんじゅ千織り庵(小規模)	王子町二丁目4番17号		○	○
78	介護保険施設	ショートスタイルポあしすと(短期生活)	王子町二丁目4番28号		○	○
79	介護保険施設	デイサービスセンターアルクあしすと(デイ)	王子町二丁目4番28号		○	○

	種別	施設名	住 所	土砂	洪水	津波
80	介護保険施設	介護付有料老人ホームえんじゅ王子(特定施設(有料))	王子町二丁目7番16号		○	○
81	介護保険施設	グループホーム パラの家(GH)	沖野上町一丁目3番11号		○	○
82	介護保険施設	グループホームソラストほのか福山(GH)	沖野上町五丁目6番11号	○	○	○
83	介護保険施設	小規模多機能ホーム スマイル加茂(小規模)	加茂町字粟根606番地1	○		
84	介護保険施設	加茂デイサービス愛(デイ)	加茂町字中野314番地3		○	
85	介護保険施設	小規模多機能ホームイル・マーレ(小規模)	加茂町大字下加茂202番地		○	
86	介護保険施設	デイサービスひより(密着デイ)	加茂町大字下加茂415番地1		○	
87	介護保険施設	デイサービスサテライト松風園(デイ)	加茂町大字下加茂448番地		○	
88	介護保険施設	特別養護老人ホームサテライト松風園(密着特養)	加茂町大字下加茂448番地		○	
89	介護保険施設	グループホーム えんじゅ久松台(GH)	久松台一丁目4番8号	○		
90	介護保険施設	のんびりデイサービス桜の里(認知デイ)	郷分町1554番地	○		
91	介護保険施設	でいほーむさかいの家(密着デイ)	郷分町1595番地	○		
92	介護保険施設	リハビリテーション・ケアなかむら(デイ)	金江町金見2871番地3			○
93	介護保険施設	かなえ(短期療養)	金江町藁江550番地1	○		
94	介護保険施設	かなえ(通所リハ)	金江町藁江550番地1	○		
95	介護保険施設	かなえ(老健)	金江町藁江550番地1	○		
96	介護保険施設	グループホーム わらえ(GH)	金江町藁江553番地	○		
97	介護保険施設	地域密着型特別養護老人ホーム悠芳苑(密着特養)	熊野町乙甲1630番地	○		
98	介護保険施設	悠芳苑(特養)	熊野町乙甲1630番地	○		
99	介護保険施設	特別養護老人ホーム悠芳苑(短期生活)	熊野町乙甲1630番地	○		
100	介護保険施設	悠芳苑ショートステイホーム(短期生活)	熊野町乙甲1630番地	○		
101	介護保険施設	グループホーム 喜望(GH)	御幸町大字下岩成646番地1		○	
102	介護保険施設	デイサービスセンター喜望(デイ)	御幸町大字下岩成646番地1		○	
103	介護保険施設	御幸デイサービス愛(デイ)	御幸町大字下岩成83番地1		○	
104	介護保険施設	デイサービス輝(デイ)	御幸町大字下岩成86番地3		○	
105	介護保険施設	オリーブデイサービス 御幸(認知デイ)	御幸町大字上岩成143番地1		○	
106	介護保険施設	オリーブハウス 御幸(GH)	御幸町大字上岩成143番地1		○	
107	介護保険施設	グループホーム かざぐるま(GH)	御幸町大字上岩成609番地1		○	
108	介護保険施設	デイサービスセンターかざぐるま(デイ)	御幸町大字上岩成609番地1		○	
109	介護保険施設	小規模多機能ホーム かざぐるま(小規模)	御幸町大字上岩成907番地1		○	
110	介護保険施設	藍の家(デイ)	御幸町大字森脇439番地4		○	
111	介護保険施設	デイサービスラ・ヴィータ(デイ)	御幸町大字森脇706番地2		○	
112	介護保険施設	小規模多機能ホーム ひより(小規模)	御幸町大字森脇943番地2		○	
113	介護保険施設	小規模多機能ホームことほぎ(小規模)	御幸町大字森脇975番地1		○	
114	介護保険施設	デイサービスリーベル(密着デイ)	御幸町大字中津原1602番地10		○	
115	介護保険施設	デイサービス「顔晴って」(密着デイ)	御幸町大字中津原1918番地2		○	
116	介護保険施設	小規模多機能ホーム ケア・ガーデン楓(小規模)	御幸町大字中津原440番地1		○	
117	介護保険施設	サービス付き高齢者向け住宅ロイヤルケア港町(特定施設(サ高住))	港町一丁目7番6号			○
118	介護保険施設	ショートステイゆめハウス(短期生活)	港町二丁目12番1号			○
119	介護保険施設	特別養護老人ホーム 夢ハウス(密着特養)	港町二丁目12番1号			○
120	介護保険施設	グループホームゆずっこ高西(GH)	高西町三丁目10番21号		○	○
121	介護保険施設	グループホーム虹色の家(GH)	高西町南100番地1		○	○

	種別	施設名	住 所	土砂	洪水	津波
122	介護保険施設	デイサービスセンターとおり町きなこ(密着デイ)	今町2番9-2号		○	○
123	介護保険施設	グッドライフデイサービス(デイ)	今町3番10号		○	○
124	介護保険施設	グッドライフホーム今町(特定施設(サ高住))	今町3番10号		○	○
125	介護保険施設	グループホーム どんぐり村(GH)	今津町1456番地1		○	
126	介護保険施設	ジョイジョイワークすばる(デイ)	今津町三丁目2番30-5号		○	○
127	介護保険施設	デイサービスセンターサムデイはんなり(デイ)	今津町三丁目7番27号		○	
128	介護保険施設	デイサービスセンターサムデイ(デイ)	今津町六丁目8番29号		○	○
129	介護保険施設	ショートステイあいる三吉(短期生活)	三吉町五丁目3番5号		○	○
130	介護保険施設	小規模多機能あいる三吉(小規模)	三吉町五丁目3番5号		○	○
131	介護保険施設	ふくでんデイサービス(密着デイ)	三吉町五丁目7番19号 徳毛ビル1階		○	○
132	介護保険施設	はびね福山(特定施設(有料))	三吉町三丁目2番6号		○	○
133	介護保険施設	グループホーム 憩(GH)	山手町1385番地1		○	
134	介護保険施設	小規模多機能ホーム 風花(小規模)	山手町1385番地1		○	
135	介護保険施設	サンキウエルビ小規模多機能センター山手(小規模)	山手町一丁目2番21号		○	
136	介護保険施設	コープデイサービス山手くはいから坂(デイ)	山手町二丁目7番16号		○	
137	介護保険施設	ショートステイ憩(短期生活)	山手町六丁目23番1号		○	
138	介護保険施設	小規模多機能ホーム 笑顔てしろ(小規模)	手城町一丁目10番37号			○
139	介護保険施設	手城福助苑(特養)	手城町三丁目10番13号			○
140	介護保険施設	特別養護老人ホーム手城福助苑(短期生活)	手城町三丁目10番13号			○
141	介護保険施設	老人短期入所生活介護事業所手城福助苑(短期生活)	手城町三丁目10番13号			○
142	介護保険施設	老人デイサービスセンター手城福助苑(デイ)	手城町三丁目10番13号			○
143	介護保険施設	リハビリテーション颯福山手城(密着デイ)	手城町四丁目1番4号			○
144	介護保険施設	多機能リハビリセンターありがとうデイサービス(デイ)	春日町浦上1200番地	○		
145	介護保険施設	アクティブワンデイサービス(デイ)	春日町一丁目6番2号			○
146	介護保険施設	アクティブワン小規模多機能(小規模)	春日町一丁目6番2号			○
147	介護保険施設	デイサービスセンターこころ(デイ)	春日町三丁目2番35号			○
148	介護保険施設	サンビレッジ(短期療養)	春日町七丁目6番27号		○	○
149	介護保険施設	サンビレッジ(通所リハ)	春日町七丁目6番27号		○	○
150	介護保険施設	サンビレッジ(老健)	春日町七丁目6番27号		○	○
151	介護保険施設	地域密着型特別養護老人ホーム東光園春日(短期生活)	春日町七丁目9番11号		○	○
152	介護保険施設	地域密着型特別養護老人ホーム東光園春日(密着特養)	春日町七丁目9番11号		○	○
153	介護保険施設	グループホーム あげぼのあゆみホーム(GH)	曙町五丁目5番25号		○	○
154	介護保険施設	デイサービスあいのさと曙(密着デイ)	曙町五丁目5番28号		○	○
155	介護保険施設	小規模多機能ホーム 愛の郷曙(小規模)	曙町五丁目5番4号		○	○
156	介護保険施設	グループホーム やすらぎ(GH)	曙町三丁目17番5号		○	○
157	介護保険施設	佐藤柔道接骨院デイサービス愛ホーム(密着デイ)	曙町四丁目5番20号		○	○
158	介護保険施設	介護付有料老人ホーム里の家あげぼの(特定施設(有料))	曙町四丁目8番10号		○	○
159	介護保険施設	デイサービスセンター帆かけ舟(デイ)	松永町五丁目23番23号			○
160	介護保険施設	生活リハビリ施設ゆ〜とびあ(特定施設(有料))	松永町五丁目23番30号			○
161	介護保険施設	ゆうゆうの家 松永(認知デイ)	松永町五丁目30番22号		○	○
162	介護保険施設	小規模多機能ホームゆうゆう松永(小規模)	松永町五丁目30番22号		○	○
163	介護保険施設	グループホーム 敬愛(GH)	松永町五丁目9番11号		○	

	種別	施設名	住 所	土砂	洪水	津波
164	介護保険施設	デイサービスセンターぼかぼか(デイ)	松永町五丁目9番11号		○	
165	介護保険施設	ニチイケアセンター松永(GH)	松永町三丁目1番22号			○
166	介護保険施設	ニチイケアセンター松永(認知デイ)	松永町三丁目1番22号			○
167	介護保険施設	デイサービスセンターさぼーと(密着デイ)	松永町七丁目2番38号			○
168	介護保険施設	デイサービスよろこび(密着デイ)	松浜町三丁目8番26号		○	○
169	介護保険施設	グループホームぬまくま(GH)	沼隈町大字常石1284番地3			○
170	介護保険施設	デイサービスセンター虹の花つねいし(デイ)	沼隈町大字常石2614番地1			○
171	介護保険施設	デイホーム奥上(密着デイ)	沼隈町大字草深1283番地1	○		
172	介護保険施設	沼隈社会福祉協会デイサービスセンターふくし(デイ)	沼隈町大字草深1889番地26		○	○
173	介護保険施設	沼隈社会福祉協会小規模多機能型居宅介護ふくし(小規模)	沼隈町大字草深1889番地26		○	○
174	介護保険施設	小規模多機能ホームくさぶか(小規模)	沼隈町大字草深2031番地1		○	○
175	介護保険施設	グループホーム ちとせ(GH)	沼隈町大字草深2037番地1		○	○
176	介護保険施設	鳥還荘(特養)	沼隈町大字中山南265番地2	○		
177	介護保険施設	鳥還荘デイサービスセンター(密着デイ)	沼隈町大字中山南265番地2	○		
178	介護保険施設	鳥還荘短期入所生活介護事業所(短期生活)	沼隈町大字中山南265番地2	○		
179	介護保険施設	特別養護老人ホーム鳥還荘(短期生活)	沼隈町大字中山南265番地2	○		
180	介護保険施設	ショートステイまり沼隈(短期生活)	沼隈町大字中山南7469番地3	○		
181	介護保険施設	ぬまくま(短期療養)	沼隈町大字中山南7469番地3	○		
182	介護保険施設	ぬまくま(通所リハ)	沼隈町大字中山南7469番地3	○		
183	介護保険施設	ぬまくま(老健)	沼隈町大字中山南7469番地3	○		
184	介護保険施設	地域密着型特別養護老人ホームまり沼隈(短期生活)	沼隈町大字中山南7469番地3	○		
185	介護保険施設	地域密着型特別養護老人ホームまり沼隈(密着特養)	沼隈町大字中山南7469番地3	○		
186	介護保険施設	創心会リハビリ倶楽部新涯(デイ)	新涯町一丁目15番22号		○	○
187	介護保険施設	グループホーム えんじゅ新涯(GH)	新涯町一丁目23番11号		○	○
188	介護保険施設	デイサービスセンターえんじゅ新涯(密着デイ)	新涯町一丁目23番32号		○	○
189	介護保険施設	デイサービスセンターぼるこ(密着デイ)	新涯町一丁目7番43号		○	○
190	介護保険施設	グッドライフグループホーム新涯(GH)	新涯町三丁目14番7号		○	○
191	介護保険施設	ショートステイしんがい(短期生活)	新涯町三丁目19番27号		○	○
192	介護保険施設	特別養護老人ホームしんがい(短期生活)	新涯町三丁目19番27号		○	○
193	介護保険施設	特別養護老人ホームしんがい(密着特養)	新涯町三丁目19番27号		○	○
194	介護保険施設	デイサービスセンタールピナス港南(デイ)	新涯町二丁目4番21号		○	○
195	介護保険施設	小規模多機能ホーム 愛の郷新涯(小規模)	新涯町二丁目9番12号		○	○
196	介護保険施設	デイサービスセンタークラシカル(密着デイ)	新涯町六丁目10番45号		○	○
197	介護保険施設	ショートステイぬくもり(短期生活)	新涯町六丁目11番21号		○	○
198	介護保険施設	デイサービスセンターぬくもり(デイ)	新涯町六丁目11番21号		○	○
199	介護保険施設	特別養護老人ホームぬくもり(密着特養)	新涯町六丁目11番21号		○	○
200	介護保険施設	デイサービスセンターかがやき(密着デイ)	新市町大字下安井2139番地3		○	
201	介護保険施設	ジョイトピアおおさ(特養)	新市町大字下安井3500番地	○		
202	介護保険施設	短期入所生活介護事業所ジョイトピアおおさ(短期生活)	新市町大字下安井3500番地	○		
203	介護保険施設	通所介護事業所 ジョイトピアおおさ(認知デイ)	新市町大字下安井3500番地	○		
204	介護保険施設	通所介護事業所ジョイトピアおおさ(デイ)	新市町大字下安井3500番地	○		
205	介護保険施設	特別養護老人ホームジョイトピアおおさ(短期生活)	新市町大字下安井3500番地	○		

	種別	施設名	住 所	土砂	洪水	津波
206	介護保険施設	ジョイトピアしんいち(短期療養)	新市町大字下安井3510番地	○		
207	介護保険施設	ジョイトピアしんいち(通所リハ)	新市町大字下安井3510番地	○		
208	介護保険施設	ジョイトピアしんいち(老健)	新市町大字下安井3510番地	○		
209	介護保険施設	いまから(小規模)	新市町大字下安井739番地		○	
210	介護保険施設	デイサービス安井の里(密着デイ)	新市町大字下安井755番地		○	
211	介護保険施設	リハビリセンターゆうゆう戸手(デイ)	新市町大字戸手102番地1		○	
212	介護保険施設	でいさーびす青空(デイ)	新市町大字戸手152番地1		○	
213	介護保険施設	小規模多機能ホーム 愛の郷戸手(小規模)	新市町大字戸手2094番地1		○	
214	介護保険施設	グループホーム 愛の郷戸手(GH)	新市町大字戸手2282番地1		○	
215	介護保険施設	ショートステイリーフ新市(短期生活)	新市町大字戸手2327番地		○	
216	介護保険施設	デイサービスセンターリーフ新市(デイ)	新市町大字戸手2327番地		○	
217	介護保険施設	地域密着型特別養護老人ホーム リーフ新市(密着特養)	新市町大字戸手2327番地		○	
218	介護保険施設	地域密着型特別養護老人ホームリーフ新市(短期生活)	新市町大字戸手2327番地		○	
219	介護保険施設	グループホーム 春里(GH)	新市町大字戸手657番地1		○	
220	介護保険施設	小規模多機能ホーム ケア・ビレッジ春里(小規模)	新市町大字戸手661番地1		○	
221	介護保険施設	グループホーム 和楽(GH)	新市町大字戸手803番地8		○	
222	介護保険施設	小規模多機能ホーム和楽戸手(小規模)	新市町大字戸手934番地2		○	
223	介護保険施設	小規模多機能ホーム ゆうゆう神谷川せせらぎ(小規模)	新市町大字新市258番地1		○	
224	介護保険施設	グループホーム ゆうゆう神谷川(GH)	新市町大字新市258番地2		○	
225	介護保険施設	小規模多機能ホーム ゆうゆう神谷川(小規模)	新市町大字新市258番地2		○	
226	介護保険施設	ローカルコモンズ・ホットルーム(看多機)	新市町大字新市56番地1		○	
227	介護保険施設	ローカルコモンズ・ゆかい(密着デイ)	新市町大字新市56番地1		○	
228	介護保険施設	認知症対応型通所介護事業所ガーデンテラス(認知デイ)	新市町大字新市56番地2		○	
229	介護保険施設	グループホーム ゆうゆう(GH)	新市町大字新市888番地		○	
230	介護保険施設	デイサービスゆうゆう(デイ)	新市町大字新市888番地		○	
231	介護保険施設	ゆうゆうの家 新市(認知デイ)	新市町大字新市888番地		○	
232	介護保険施設	介護医療院みしま(介護医療院)	新市町宮内186番地5		○	
233	介護保険施設	介護医療院みしま(短期療養)	新市町宮内186番地5		○	
234	介護保険施設	介護医療院みしま(通所リハ)	新市町宮内186番地5		○	
235	介護保険施設	小規模多機能ホームさんわあど(小規模)	新市町大字相方327番地1		○	
236	介護保険施設	小規模多機能ホーム おひいさん(小規模)	神辺町字三谷254番地	○		
237	介護保険施設	小規模多機能型居宅介護ようき道上北(小規模)	神辺町字道上1333番地1		○	
238	介護保険施設	小規模多機能ホーム 笑顔(小規模)	神辺町字十三軒屋161番地1		○	
239	介護保険施設	デイサービスゆうゆう神辺(デイ)	神辺町字上御領1444番地1		○	
240	介護保険施設	小規模多機能ホーム ゆうゆう神辺(小規模)	神辺町字上御領1444番地1		○	
241	介護保険施設	グループホーム 愛の郷神辺(GH)	神辺町字上御領391番地1		○	
242	介護保険施設	小規模多機能ホーム 愛の郷神辺(小規模)	神辺町字上御領391番地1		○	
243	介護保険施設	ほっと明日葉(密着デイ)	神辺町字東中条2429番地		○	
244	介護保険施設	ミニ介護ハウスあしたばの家(密着デイ)	神辺町字東中条2429番地		○	
245	介護保険施設	グループホーム サンサンホーム(GH)	神辺町字東中条7610番地16	○		
246	介護保険施設	サンサンホーム(特養)	神辺町字東中条7610番地16	○		
247	介護保険施設	デイサービスセンターサンサンホーム通所介護事業所(デイ)	神辺町字東中条7610番地16	○		

	種別	施設名	住 所	土砂	洪水	津波
248	介護保険施設	ユニット型サンサンホーム(特養)	神辺町字東中条7610番地16	○		
249	介護保険施設	短期入所生活介護事業所サンサンホーム(短期生活)	神辺町字東中条7610番地16	○		
250	介護保険施設	特別養護老人ホームサンサンホーム(短期生活)	神辺町字東中条7610番地16	○		
251	介護保険施設	静方園(特養)	神辺町字湯野30番地9	○		
252	介護保険施設	静方園通所介護事業所(デイ)	神辺町字湯野30番地9	○		
253	介護保険施設	特別養護老人ホーム静方園(短期生活)	神辺町字湯野30番地9	○		
254	介護保険施設	ふぁみりい(短期療養)	神辺町字道上2977番地1		○	
255	介護保険施設	ふぁみりい(通所リハ)	神辺町字道上2977番地1		○	
256	介護保険施設	ふぁみりい(老健)	神辺町字道上2977番地1		○	
257	介護保険施設	メディカル介護センター楽園福山(密着デイ)	神辺町字道上600番地7		○	
258	介護保険施設	デイホーム新徳田(密着デイ)	神辺町大字新徳田559番地		○	
259	介護保険施設	小規模多機能型居宅介護 ようき道上西(小規模)	神辺町字道上1335番地1		○	
260	介護保険施設	デイサービス月うさぎ(密着デイ)	神辺町大字川南2338番地	○		
261	介護保険施設	もみの木通所介護事業所(密着デイ)	神辺町大字川南2338番地	○		
262	介護保険施設	ライフパートナー古都(看多機)	神辺町大字川南294番地9	○	○	
263	介護保険施設	グループホーム 古都 (GH)	神辺町大字川南297番地1	○	○	
264	介護保険施設	多機能ケアサービス白ゆり川南(小規模)	神辺町大字川南3178番地1		○	
265	介護保険施設	ビーブルかなべ(短期療養)	神辺町大字川南547番地7		○	
266	介護保険施設	ビーブルかなべ(通所リハ)	神辺町大字川南547番地7		○	
267	介護保険施設	ビーブルかなべ(老健)	神辺町大字川南547番地7		○	
268	介護保険施設	ショートステイリーフ神辺(短期生活)	神辺町大字川北1482番地		○	
269	介護保険施設	デイサービスセンターリーフ神辺(デイ)	神辺町大字川北1482番地		○	
270	介護保険施設	ユニット型ショートステイリーフ神辺(短期生活)	神辺町大字川北1482番地		○	
271	介護保険施設	ありがとう神辺川北デイサービス(密着デイ)	神辺町大字川北1691番地	○		
272	介護保険施設	領家亀寿通所介護事業所(密着デイ)	神辺町大字川北783番地		○	
273	介護保険施設	グループホーム ようき道上(GH)	神辺町字道上1333番地1		○	
274	介護保険施設	デイサービスセンターよつば みのみ(密着デイ)	水呑町157番地6		○	
275	介護保険施設	アクアメイト沼南通所介護事業所(デイ)	水呑町3311番地4		○	○
276	介護保険施設	サンスクエア沼南(短期療養)	水呑町3332番地1		○	○
277	介護保険施設	サンスクエア沼南(通所リハ)	水呑町3332番地1		○	○
278	介護保険施設	サンスクエア沼南(老健)	水呑町3332番地1		○	○
279	介護保険施設	グループホーム 沼南ひだまり(GH)	水呑町3337番地1		○	○
280	介護保険施設	サンスクエア沼南通所介護事業所(デイ)	水呑町3344番地1	○	○	○
281	介護保険施設	小規模多機能ホーム 愛の郷 芦田川(小規模)	水呑町4015番地1		○	○
282	介護保険施設	ケアハウスエクセル福山(特定施設(ケアハウス))	水呑町三新田二丁目1番地		○	○
283	介護保険施設	ショートステイエクセル福山(短期生活)	水呑町三新田二丁目1番地		○	○
284	介護保険施設	デイサービスセンターエクセル福山(デイ)	水呑町三新田二丁目1番地		○	○
285	介護保険施設	地域密着型特別養護老人ホームエクセル福山(密着特養)	水呑町三新田二丁目1番地		○	○
286	介護保険施設	グループホーム 愛の郷水呑(GH)	水呑町三新田二丁目133番地		○	○
287	介護保険施設	運動デイサービスぶらす(密着デイ)	水呑町三新田二丁目381番地		○	○
288	介護保険施設	デイサービスふれあい水呑(密着デイ)	水呑町631番地1	○		
289	介護保険施設	デイサービス瀬戸の家(デイ)	瀬戸町大字山北411番地3		○	

	種別	施設名	住 所	土砂	洪水	津波
290	介護保険施設	指定特定施設老人ホーム瀬戸の家(特定施設(サ高住))	瀬戸町大字山北411番地3		○	
291	介護保険施設	グループホーム瀬戸すみれホーム(GH)	瀬戸町大字地頭分2721番地	○		
292	介護保険施設	瀬戸すみれ園(特養)	瀬戸町大字地頭分2721番地	○		
293	介護保険施設	短期入所生活介護瀬戸すみれ園(短期生活)	瀬戸町大字地頭分2721番地	○		
294	介護保険施設	瀬戸すみれ園デイサービスセンター(デイ)	瀬戸町大字地頭分2721番地	○		
295	介護保険施設	特別養護老人ホーム瀬戸すみれ園(短期生活)	瀬戸町大字地頭分2721番地	○		
296	介護保険施設	瀬戸寮(特養)	瀬戸町大字長和1194番地3	○		
297	介護保険施設	特別養護老人ホーム瀬戸寮(短期生活)	瀬戸町大字長和1194番地3	○		
298	介護保険施設	ガーデンヴィラ 西新涯(小規模)	西新涯町二丁目20番2号		○	○
299	介護保険施設	シニアフィットイオウ西深津ルーム(密着デイ)	西深津町四丁目5番20号ハイツ葎山1階105号			○
300	介護保険施設	グループホーム 桜並木(GH)	西深津町六丁目6番10号			○
301	介護保険施設	グループホーム桜並木(認知デイ)	西深津町六丁目6番10号			○
302	介護保険施設	デイサービスセンター桜並木(デイ)	西深津町六丁目6番10号			○
303	介護保険施設	有料老人ホーム桜並木(特定施設(有料))	西深津町六丁目6番10号			○
304	介護保険施設	福山東ショートステイそよ風(短期生活)	青葉台一丁目21番4号	○		
305	介護保険施設	サンシティ赤坂デイサービスセンター(デイ)	赤坂町大字赤坂7267番地95	○		
306	介護保険施設	サンシティ赤坂短期入所生活介護事業所(短期生活)	赤坂町大字赤坂7267番地95	○		
307	介護保険施設	福山福寿園(特養)	赤坂町大字早戸1483番地	○		
308	介護保険施設	福山福寿園短期入所生活介護事業所(短期生活)	赤坂町大字早戸1483番地	○		
309	介護保険施設	老人デイサービスセンター福山福寿園(デイ)	赤坂町大字早戸1483番地	○		
310	介護保険施設	特別養護老人ホーム福山福寿園(短期生活)	赤坂町大字早戸1483番地	○		
311	介護保険施設	グループホーム 家族(GH)	千田町三丁目26番13号		○	
312	介護保険施設	小規模多機能ホーム スマイル千田(小規模)	千田町三丁目52番14号		○	
313	介護保険施設	オリーブハウス 千田(小規模)	千田町三丁目6番6号		○	
314	介護保険施設	健幸デイサービスまごころ(密着デイ)	御幸町大字下岩成1295番地1		○	
315	介護保険施設	グループホーム スマイル(GH)	千田町二丁目33番23号		○	
316	介護保険施設	ショートステイアルカディアせんだ(短期生活)	千田町二丁目5番10号		○	
317	介護保険施設	デイサービスアルカディアせんだ(デイ)	千田町二丁目5番10号		○	
318	介護保険施設	介護老人福祉施設 アルカディアせんだ(密着特養)	千田町二丁目5番10号		○	
319	介護保険施設	介護老人福祉施設アルカディアせんだ(短期生活)	千田町二丁目5番10号		○	
320	介護保険施設	せんだの里(短期療養)	千田町二丁目5番5号		○	
321	介護保険施設	せんだの里(通所リハ)	千田町二丁目5番5号		○	
322	介護保険施設	せんだの里(老健)	千田町二丁目5番5号		○	
323	介護保険施設	サービス付き高齢者向け住宅ロイヤルケア川口(特定施設(サ高住))	川口町五丁目13番1号		○	○
324	介護保険施設	愛燦燦かわぐち(密着デイ)	川口町二丁目10番43号		○	○
325	介護保険施設	ホスポさぬき船町店(密着デイ)	船町4番7号さぬきビル1階		○	○
326	介護保険施設	グループホーム プリムローズ草戸(GH)	草戸町五丁目10番11号		○	○
327	介護保険施設	ショートステイクさど(短期生活)	草戸町五丁目8番24号		○	○
328	介護保険施設	デイサービスセンターくさど(デイ)	草戸町五丁目8番24号		○	○
329	介護保険施設	特別養護老人ホーム くさど(密着特養)	草戸町五丁目8番24号		○	○
330	介護保険施設	特別養護老人ホームくさど(短期生活)	草戸町五丁目8番24号		○	○
331	介護保険施設	ふぁみりえ山陽くさど(認知デイ)	草戸町四丁目22番1号		○	○

	種別	施設名	住 所	土砂	洪水	津波
332	介護保険施設	小規模多機能ホームつどおう家(小規模)	草戸町四丁目22番1号		○	○
333	介護保険施設	サービス付き高齢者向け住宅 峰の里 幸楽園(特定施設(サ高住))	蔵王町7159番地14	○		
334	介護保険施設	デイサービスホーム幸楽園(デイ)	蔵王町7159番地14	○		
335	介護保険施設	ユニット型特別養護老人ホーム幸楽園(密着特養)	蔵王町7159番地14	○		
336	介護保険施設	幸楽園(特養)	蔵王町7159番地14	○		
337	介護保険施設	幸楽園短期入所生活介護事業所(短期生活)	蔵王町7159番地14	○		
338	介護保険施設	特別養護老人ホーム幸楽園(短期生活)	蔵王町7159番地14	○		
339	介護保険施設	グループホーム みはらし(GH)	蔵王町7159番地17	○		
340	介護保険施設	福山蔵王ケアハートガーデン グループホーム なごみ(GH)	蔵王町五丁目15番11号	○		○
341	介護保険施設	小規模多機能型居宅介護 パラの家(小規模)	多治米町一丁目28番11号		○	○
342	介護保険施設	グループホーム えんじゅ(GH)	多治米町五丁目16番12号		○	○
343	介護保険施設	デイサービスセンターえんじゅ(デイ)	多治米町五丁目16番12号		○	○
344	介護保険施設	デイサービス長生館(密着デイ)	多治米町五丁目21番17-2号		○	○
345	介護保険施設	あいめいとデイサービスセンター(デイ)	多治米町三丁目29番1号		○	○
346	介護保険施設	アルファデイサービスセンター多治米(デイ)	多治米町二丁目22番10号		○	○
347	介護保険施設	ショートステイ五本松の家(短期生活)	多治米町六丁目14番26号		○	○
348	介護保険施設	デイサービスセンター五本松の家(デイ)	多治米町六丁目14番26号		○	○
349	介護保険施設	地域密着型特別養護老人ホーム五本松の家(密着特養)	多治米町六丁目14番26号		○	○
350	介護保険施設	デイサービス元気の扉(密着デイ)	大門町三丁目22番20号			○
351	介護保険施設	デイサービスくぼた家(デイ)	大門町三丁目35番5号			○
352	介護保険施設	地域密着型特別養護老人ホーム陽のあたる家(密着特養)	大門町三丁目7番10号			○
353	介護保険施設	陽のあたる家ショートステイ(短期生活)	大門町三丁目7番10号			○
354	介護保険施設	陽のあたる家デイサービスセンター(密着デイ)	大門町三丁目7番10号			○
355	介護保険施設	グループホーム ふる里津之郷の家(GH)	津之郷町大字津之郷1085番地1		○	
356	介護保険施設	デイサービスセンターふる里(デイ)	津之郷町大字津之郷1085番地1		○	
357	介護保険施設	エクセル鞆の浦(特養)	田尻町4115番地	○		
358	介護保険施設	グランドホームエクセル鞆の浦(特定施設(有料))	田尻町4115番地	○		
359	介護保険施設	グループホーム エクセル鞆の浦(GH)	田尻町4115番地	○		
360	介護保険施設	ケアハウス鞆の浦(特定施設(ケアハウス))	田尻町4115番地	○		
361	介護保険施設	ショートステイエクセル鞆の浦(短期生活)	田尻町4115番地	○		
362	介護保険施設	デイサービスセンター鞆の浦(デイ)	田尻町4115番地	○		
363	介護保険施設	特別養護老人ホームエクセル鞆の浦(短期生活)	田尻町4115番地	○		
364	介護保険施設	くつろぎ苑(短期療養)	東手城町一丁目28番31号			○
365	介護保険施設	くつろぎ苑(通所リハ)	東手城町一丁目28番31号			○
366	介護保険施設	くつろぎ苑(老健)	東手城町一丁目28番31号			○
367	介護保険施設	サンキ・ウエルビィデイサービスセンター福山(デイ)	東手城町一丁目3番11号			○
368	介護保険施設	デイサービスすずかけ(密着デイ)	東手城町四丁目11番6号			○
369	介護保険施設	デイサービス愛の手(密着デイ)	東深津町四丁目14番16号			○
370	介護保険施設	グループホーム レインボー(GH)	東深津町四丁目15番23号			○
371	介護保険施設	小規模多機能ホーム レインボー(小規模)	東深津町四丁目15番23号			○
372	介護保険施設	グッドライフハウス東町(短期生活)	東町一丁目4番24号		○	○
373	介護保険施設	小規模多機能ホームゆうゆう奈良津(小規模)	奈良津町一丁目2番13号			○

	種別	施設名	住 所	土砂	洪水	津波
374	介護保険施設	生活介護ゆうゆう奈良津(デイ)	奈良津町一丁目2番13号			○
375	介護保険施設	デイサービスあそび(密着デイ)	内海町11949番地			○
376	介護保険施設	まりホーム 内海(GH)	内海町12678番地			○
377	介護保険施設	小規模多機能ホーム ユー・アンド・ミー(小規模)	内海町02421番地			○
378	介護保険施設	グループホーム ユー・アンド・ミー(GH)	内海町02527番地			○
379	介護保険施設	小規模多機能ホームゆみ(小規模)	内海町02552番地			○
380	介護保険施設	むつみ苑(特養)	内海町02825番地3	○		
381	介護保険施設	特別養護老人ホームむつみ苑(短期生活)	内海町02825番地3	○		
382	介護保険施設	まりデイサービス内海(デイ)	内海町02976番地			○
383	介護保険施設	デイサービスセンター虹の花(デイ)	南今津町24番地		○	○
384	介護保険施設	小規模多機能ホーム愛燦燦てしろ・いわせ(小規模)	南手城町四丁目20番8号			○
385	介護保険施設	小規模多機能ホーム めぐみ(小規模)	南手城町三丁目4番30号			○
386	介護保険施設	ともケア南蔵王(密着デイ)	南蔵王町一丁目8番20号			○
387	介護保険施設	花あかりひだまり通所介護事業所(密着デイ)	南蔵王町一丁目9番27号			○
388	介護保険施設	そんぼの家南蔵王(特定施設(有料))	南蔵王町五丁目20番10号		○	○
389	介護保険施設	SOMPOケア南蔵王小規模多機能(小規模)	南蔵王町五丁目20番25号		○	○
390	介護保険施設	そんぼの家GH南蔵王(GH)	南蔵王町五丁目20番25号		○	○
391	介護保険施設	オリーブハウス やまもり(GH)	駅家町大字上山守185番地1		○	
392	介護保険施設	そんぼの家福山城東(特定施設(有料))	南蔵王町三丁目3番31号			○
393	介護保険施設	グループホーム えんじゅ南蔵王(GH)	南蔵王町二丁目23番33号			○
394	介護保険施設	デイサービスセンターえんじゅ南蔵王(密着デイ)	南蔵王町二丁目23番5号			○
395	介護保険施設	のどか小規模多機能ホーム南蔵王(小規模)	南蔵王町六丁目32番3号			○
396	介護保険施設	デイサービスセンターシルバーの家(デイ)	南本庄五丁目5番12号		○	
397	介護保険施設	グリーンハウス宏喜苑(短期療養)	南本庄三丁目8番17号		○	○
398	介護保険施設	グリーンハウス宏喜苑(通所リハ)	南本庄三丁目8番17号		○	○
399	介護保険施設	グリーンハウス宏喜苑(老健)	南本庄三丁目8番17号		○	○
400	介護保険施設	ざおう健生苑短期入所生活介護事業所(短期生活)	日吉台二丁目26番13号	○		
401	介護保険施設	デイサービスセンターいろり(デイ)	北吉津町四丁目11番8号			○
402	介護保険施設	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所北本庄(密着特養)	北本庄二丁目14番6号		○	
403	介護保険施設	ショートステイ城山(短期生活)	本郷町1605番地2		○	
404	介護保険施設	デイサービス城山(デイ)	本郷町1605番地2		○	
405	介護保険施設	小規模多機能ホームチアフル福山西(小規模)	本郷町2880番地1		○	
406	介護保険施設	デイサービスセンタープレジール箕島(デイ)	箕島町7504番地3	○		○
407	介護保険施設	プレジール箕島(特養)	箕島町7504番地3	○		○
408	介護保険施設	ユニット型特別養護老人ホームプレジール箕島(密着特養)	箕島町7504番地3	○		○
409	介護保険施設	特別養護老人ホームプレジール箕島(短期生活)	箕島町7504番地3	○		○
410	介護保険施設	老人短期入所事業所プレジール箕島(短期生活)	箕島町7504番地3	○		○
411	介護保険施設	ユニット型特別養護老人ホームプレジール箕島(短期生活)	箕島町7504番地3	○		○
412	介護保険施設	ショートステイリーフ明神(短期生活)	明神町二丁目6番8号			○
413	介護保険施設	デイサービスセンターリーフ明神(デイ)	明神町二丁目6番8号			○
414	介護保険施設	小規模多機能型居宅介護リーフ明神(小規模)	明神町二丁目6番8号			○
415	介護保険施設	地域密着型特別養護老人ホームリーフ明神(短期生活)	明神町二丁目6番8号			○

	種別	施設名	住 所	土砂	洪水	津波
416	介護保険施設	地域密着型特別養護老人ホームリーフ明神(密着特養)	明神町二丁目6番8号			○
417	介護保険施設	デイサービスセンター憩(密着デイ)	木之庄町五丁目18番22号		○	
418	介護保険施設	小規模多機能ホーム 憩(小規模)	木之庄町五丁目18番22号		○	
419	介護保険施設	ニテイクケアセンター木之庄通所介護事業所(デイ)	木之庄町五丁目6番10号		○	
420	介護保険施設	グループホーム 木之庄(GH)	木之庄町三丁目3番17号		○	
421	介護保険施設	デイサービスセンターロコモティブヒルズ(デイ)	木之庄町三丁目5番14号		○	
422	介護保険施設	福山医療生活協同組合デイサービスすみれ(デイ)	木之庄町三丁目6番10号		○	
423	介護保険施設	福山医療生活協同組合看護小規模多機能しあわせ(看多機)	木之庄町三丁目6番10号		○	
424	介護保険施設	メディケアきのしょうリハビリの里小規模多機能ホーム(小規模)	木之庄町二丁目13番28号		○	
425	介護保険施設	デイサービスさんさん山陽(デイ)	野上町一丁目7番8号		○	○
426	介護保険施設	通所介護施設ふれあい野上(密着デイ)	野上町二丁目10番29号		○	○
427	介護保険施設	野上デイサービス愛(デイ)	野上町二丁目10番40号		○	○
428	介護保険施設	コミュ・ケアいつも(認知デイ)	柳津町98番地			○
429	介護保険施設	沼南医院通所介護事業所(密着デイ)	鞆町後地1296番地2	○		
430	介護保険施設	さくらホーム・原の家(看多機)	鞆町鞆136番地35			○
431	介護保険施設	デイサービスやないづ(密着デイ)	柳津町五丁目3番21号			○
432	介護保険施設	地域密着型特別養護老人ホーム悠芳苑(短期生活)	熊野町乙甲1630番地	○		
433	介護保険施設	老人短期入所事業所オリーブハウス幸千(短期生活)	御幸町大字中津原850番地1		○	
434	介護保険施設	地域密着型特別養護老人ホームオリーブハウス幸千(密着特養)	御幸町大字中津原850番地1		○	
435	介護保険施設	デイサービスゆずっこ高西(密着デイ)	高西町三丁目7番22号		○	○
436	介護保険施設	グループホームおひさま(GH)	地吹町13番28号		○	○
437	介護保険施設	グループホームおひさま(認知デイ)	地吹町13番28号		○	○
438	介護保険施設	のどか小規模多機能ホームⅡ(小規模)	南蔵王町六丁目16番54号		○	○
439	介護保険施設	デイサービス宏喜苑(デイ)	南本庄三丁目8番17号		○	○
440	介護保険施設	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所北本庄(短期生活)	北本庄二丁目14番6号		○	
441	介護保険施設	短期入所生活介護事業所北本庄(短期生活)	北本庄二丁目14番6号		○	
442	介護保険施設	地域密着型通所介護事業所北本庄(密着デイ)	北本庄二丁目14番6号		○	
443	介護保険施設	医療法人ふじえ松山内科(通所リハ)	藤江町1724番地1		○	
444	介護保険施設	永和会多機能看護介護ステーション(看多機)	柳津町98番地			○
445	介護保険施設	特定施設ガーデンハイツ秀(特定施設)	加茂町字中野314番地3		○	
446	介護保険施設	ちっちゃいもみじ(密着デイ)	津之郷町大字津之郷412番地45		○	
447	介護保険施設	ありがとうリハビリショート(短期生活)	春日町浦上1201番地1	○		
448	介護保険施設	はびねすホーム(小規模)	神辺町字上御領651番地1	○	○	
449	介護保険施設	グループホーム ふくし(GH)	沼隈町大字草深2190番地1		○	○
450	介護保険施設	ともケア沖野上(密着デイ)	沖野上町四丁目23番23号		○	○
451	介護保険施設	デイサービスセンターようき(デイ)	駅家町大字万能倉160番地1		○	
452	介護保険施設	看護多機能ケアサービス白樺(看多機)	神辺町大字川南3175番地1		○	
453	介護保険施設	小規模多機能型居宅介護事業所北本庄(小規模)	北本庄三丁目2番31号		○	
454	介護保険施設	Smile Base まつなが(密着デイ)	南松永町二丁目3番48号			○
455	介護保険施設	ショートステイあいる加茂(短期生活)	加茂町大字下加茂394番地1		○	
456	介護保険施設	デイサービスリゾートアロハ神辺(デイ)	神辺町大字新徳田592番地2		○	
457	介護保険施設	小規模多機能あいる加茂(小規模)	加茂町大字下加茂394番地1		○	

	種別	施設名	住 所	土砂	洪水	津波
458	介護保険施設	むつみ苑デイサービスセンター(デイ)	内海町口2827番地	○		
459	老人福祉関係施設	コミュニティーハウス愛の郷曙(有料)	曙町五丁目5番4号		○	○
460	老人福祉関係施設	シェアハウス桜(有料)	赤坂町大字赤坂1313番地	○		
461	老人福祉関係施設	サンシティ赤坂(有料)	赤坂町大字赤坂7267番地95	○		
462	老人福祉関係施設	サービス付き高齢者向け住宅愛の郷曙(サ高住)	曙町五丁目5番28号		○	○
463	老人福祉関係施設	飛鳥苑(軽費(ケアハウス))	芦田町大字福田189番地1		○	
464	老人福祉関係施設	サービス付き高齢者向け住宅 とおり町きなこ(サ高住)	今町2番9-2号		○	○
465	老人福祉関係施設	ゆみシルバーハウス(有料)	内海町口2552番地			○
466	老人福祉関係施設	サービス付き高齢者向け住宅 芦花(サ高住)	駅家町大字上山守196番地1		○	
467	老人福祉関係施設	サービス付き高齢者向け住宅エスポワール(サ高住)	駅家町大字倉光341番地1		○	
468	老人福祉関係施設	備後の里まなぐら南(サ高住)	駅家町大字万能倉65番地1		○	
469	老人福祉関係施設	愛燦燦おうち(有料)	王子町二丁目19番18号			○
470	老人福祉関係施設	ハーモニー(軽費(ケアハウス))	笠岡町1番地25		○	○
471	老人福祉関係施設	ありがとぅりハビリハウス(サ高住)	春日町浦上1201番地	○		
472	老人福祉関係施設	サービスハウスサンビレッジ(サ高住)	春日町七丁目6番27号		○	○
473	老人福祉関係施設	サービスハウス春日(サ高住)	春日町七丁目9番11号		○	○
474	老人福祉関係施設	コスタ・デル・ソル(有料)	加茂町大字下加茂202番地		○	
475	老人福祉関係施設	サービス付き高齢者向け住宅あいる加茂(サ高住)	加茂町下加茂394番地1		○	
476	老人福祉関係施設	スマイル加茂(有料)	加茂町字粟根606番地1	○		
477	老人福祉関係施設	ガーデンハイツ旭(サ高住)	加茂町字中野314番地4		○	
478	老人福祉関係施設	はなみずき(有料)	川口町二丁目10番43号		○	○
479	老人福祉関係施設	白ゆり川南(有料)	神辺町大字川南3178番地1		○	
480	老人福祉関係施設	白ゆり新湯野(有料)	神辺町大字新湯野67番地6		○	
481	老人福祉関係施設	サンサンホーム(軽費(ケアハウス))	神辺町字東中条7610番地16	○		
482	老人福祉関係施設	いいね神辺(有料)	神辺町大字下御領1348番地10		○	
483	老人福祉関係施設	白樺(有料)	神辺町大字川南3175番地1		○	
484	老人福祉関係施設	メディケアきのしょうりハビリの里(サ高住)	木之庄町二丁目13番28号		○	
485	老人福祉関係施設	ピースフル憩(有料)	木之庄町五丁目18番22号		○	
486	老人福祉関係施設	蔵王すみれケア(軽費(ケアハウス))	蔵王町3442番地1	○		
487	老人福祉関係施設	ケアビレッジ春里(サ高住)	新市町大字戸手661番地1		○	
488	老人福祉関係施設	サービス付き高齢者向け住宅セカンドハウス和楽(サ高住)	新市町大字戸手934番地2		○	
489	老人福祉関係施設	コミュニティーハウス愛の郷戸手(有料)	新市町大字戸手2094番地1		○	
490	老人福祉関係施設	サービス付き高齢者向け住宅さんわあど(サ高住)	新市町大字相方327番地1		○	
491	老人福祉関係施設	ローカルコモンズ・ウィル(サ高住)	新市町大字新市56番地1		○	
492	老人福祉関係施設	コミュニティホームゆうゆう神谷川せせらぎ(有料)	新市町大字新市258番地1		○	
493	老人福祉関係施設	白ゆり新市西(有料)	新市町大字新市659番地1		○	
494	老人福祉関係施設	コミュニティホームゆうゆう新市(有料)	新市町大字新市888番地		○	
495	老人福祉関係施設	コーポしんいち(軽費(A型))	新市町大字宮内1316番地1	○		
496	老人福祉関係施設	いまから(有料)	新市町大字下安井739番地		○	
497	老人福祉関係施設	ケアホーム安井の里(サ高住)	新市町大字下安井755番地		○	
498	老人福祉関係施設	おおさ(軽費(ケアハウス))	新市町大字下安井3500番地	○		
499	老人福祉関係施設	Sグラン新涯(サ高住)	新涯町一丁目7番43号		○	○

	種別	施設名	住 所	土砂	洪水	津波
500	老人福祉関係施設	サービス付き高齢者向け住宅ピナス港南(サ高住)	新涯町二丁目4番21号		○	○
501	老人福祉関係施設	アイリス港南(有料)	新涯町二丁目6番14号		○	○
502	老人福祉関係施設	サービス付き高齢者向け住宅さくら荘新涯(サ高住)	新涯町二丁目9番12号		○	○
503	老人福祉関係施設	瀬戸すみれケア(軽費(ケアハウス))	瀬戸町大字地頭分2721番地	○		
504	老人福祉関係施設	アルファリビング福山多治米(有料)	多治米町二丁目22番10号		○	○
505	老人福祉関係施設	サービス付き高齢者向け住宅すまいる千田(サ高住)	千田町三丁目52番14号		○	
506	老人福祉関係施設	オリーブホーム千田(サ高住)	千田町三丁目6番6号		○	
507	老人福祉関係施設	サービス付き高齢者向け住宅バラの家(サ高住)	多治米町一丁目28番11号		○	○
508	老人福祉関係施設	ガーデンヴィラ西新涯(サ高住)	西新涯町二丁目20番2号		○	○
509	老人福祉関係施設	ケアホームさんよう(サ高住)	野上町三丁目10番3号		○	○
510	老人福祉関係施設	花園すみれハイム(サ高住)	花園町一丁目3番12号		○	○
511	老人福祉関係施設	ハートランド福山(サ高住)	東川口町三丁目5番21号		○	○
512	老人福祉関係施設	すずかけ住宅A棟(サ高住)	東手城町四丁目11番6号			○
513	老人福祉関係施設	すずかけ住宅B棟(サ高住)	東手城町四丁目11番6号			○
514	老人福祉関係施設	すずかけ住宅C棟(サ高住)	東手城町四丁目11番6号			○
515	老人福祉関係施設	ケアホームふじえ(サ高住)	藤江町1719番地1		○	
516	老人福祉関係施設	チアフル福山西(有料)	本郷町2880番地1		○	
517	老人福祉関係施設	サービス付き高齢者向け住宅 愛燦燦てしろ・いわせ(サ高住)	南手城町四丁目20番8号			○
518	老人福祉関係施設	みんなの家(有料)	南本庄五丁目5番5号		○	
519	老人福祉関係施設	サービス付き高齢者向け住宅みんなの家(サ高住)	南本庄五丁目10番13号		○	
520	老人福祉関係施設	サービス付き高齢者向け住宅南本庄(サ高住)	南本庄三丁目1番52号		○	○
521	老人福祉関係施設	プレジール箕島(軽費(ケアハウス))	箕島町7504番地3	○		○
522	老人福祉関係施設	清風花苑(サ高住)	水呑町288番地1		○	
523	老人福祉関係施設	コミュニティ水呑(有料)	水呑町3733番地1	○		○
524	老人福祉関係施設	サービス付き高齢者向け住宅愛の郷水呑(サ高住)	水呑町4015番地1		○	○
525	老人福祉関係施設	グランドステイツエクセル福山(有料)	水呑町三新田二丁目1番地		○	○
526	老人福祉関係施設	アモーレかざぐるま(有料)	御幸町大字上岩成907番地1		○	
527	老人福祉関係施設	ガーデンハイツ優(サ高住)	御幸町大字下岩成83番地1		○	
528	老人福祉関係施設	ガーデンハイツ悠(サ高住)	御幸町大字下岩成86番地3		○	
529	老人福祉関係施設	サービス付き住宅[だいじょぶ](サ高住)	御幸町大字中津原1918番地2		○	
530	老人福祉関係施設	サービス付き高齢者向け住宅ケア・ガーデン楓(サ高住)	御幸町大字中津原440番地1		○	
531	老人福祉関係施設	サービス付き高齢者向け住宅ケアビレッジ楓(サ高住)	御幸町大字中津原441番地1		○	
532	老人福祉関係施設	サービス付き高齢者住宅ことほぎ(サ高住)	御幸町大字森脇975番地1		○	
533	老人福祉関係施設	サービス付き高齢者向け住宅リーフ明神(サ高住)	明神町二丁目6番8号			○
534	老人福祉関係施設	あいる三吉(有料)	三吉町五丁目3番5号		○	○
535	介護保険施設	医療法人信英会介護医療院デイジー港南(短期療養)	新涯町二丁目5番8号		○	○
536	介護保険施設	山陽めまぐま腎クリニック(通所リハ)	沼隈町大字草深2031番地1		○	○
537	介護保険施設	看護多機能ケアサービス白ゆり新市西(看多機)	新市町大字新市659番地1		○	
538	介護保険施設	ホントノカンタキのどかⅢ(看多機)	南蔵王町五丁目12番29号		○	○
539	介護保険施設	運動特化型リハビリセンター REHA IRO(リハイロ)(密着デイ)	東深津町二丁目8番5号			○
540	介護保険施設	あんずの家(デイ)	御幸町上岩成845番地1		○	
541	介護保険施設	暮らしのデイサービスねっこ(密着デイ)	新市町大字下安井116番地1		○	

	種別	施設名	住 所	土砂	洪水	津波
542	介護保険施設	ほねつぎデイサービス東深津(密着デイ)	東深津町一丁目23番34号		○	
543	介護保険施設	介護医療院くすもと(介護医療院)	曙町三丁目19番18号		○	○
544	介護保険施設	介護医療院くすもと(短期療養)	曙町三丁目19番18号		○	○
545	介護保険施設	グループホームYOKOSHIMA(GH)	内海町625番地			○
546	介護保険施設	歓多希 とまとの家(看多機)	王子町一丁目6番17号			○
547	介護保険施設	地域密着型特別養護老人ホーム寿の杜(地密特養)	神辺町大字川南1431番地6		○	
548	介護保険施設	ショートステイことぶきの杜(短期生活)	神辺町大字川南1431番地6		○	
549	介護保険施設	デイサービスことぶきのもり(デイ)	神辺町大字川南1431番地6		○	
550	介護保険施設	小規模多機能型居宅介護事業所宮の前(小規模)	木之庄町三丁目10番43-1号		○	
551	老人福祉関係施設	サービス付き高齢者向け住宅すまいる宮の前(サ高住)	木之庄町三丁目10番43-1号		○	
552	介護保険施設	特別養護老人ホームひかり(地密特養)	草戸町三丁目6番1号		○	
553	介護保険施設	小規模多機能ホームひかり(小規模)	草戸町三丁目6番1号		○	
554	介護保険施設	ショートステイひかり(短期生活)	草戸町三丁目6番1号		○	
555	介護保険施設	特別養護老人ホームひかり(短期生活)	草戸町三丁目6番1号		○	
556	介護保険施設	看多機ほーむ桜の里(看多機)	郷分町1554番地	○		
557	介護保険施設	グッドライフデイサービス新涯響(認知デイ)	新涯町三丁目14番7号		○	○
558	介護保険施設	医療法人信英会介護医療院デジール港南(介護医療院)	新涯町二丁目5番8号		○	○
559	介護保険施設	生寿園短期入所生活介護事業所(短期生活)	東村町甲1775番地	○		
560	介護保険施設	生寿園(特養)	東村町甲1775番地	○		
561	介護保険施設	特別養護老人ホーム生寿園(短期生活)	東村町甲1775番地	○		
562	介護保険施設	デイサービスみなみまつなが(密着デイ)	南松永町二丁目17番13号			○
563	介護保険施設	ユニット型特別養護老人ホーム明翠園(地密特養)	柳津町486番地	○		
564	介護保険施設	ユニット型特別養護老人ホーム明翠園(短期生活)	柳津町486番地	○		
565	介護保険施設	明翠園(特養)	柳津町486番地	○		
566	介護保険施設	特別養護老人ホーム明翠園(短期生活)	柳津町486番地	○		
567	老人福祉関係施設	明翠園(軽費(ケアハウス))	柳津町486番地	○		
568	老人福祉関係施設	サービス付き高齢者向け住宅すまいる泉(サ高住)	山手町七丁目6番12号		○	
569	介護保険施設	特別養護老人ホームサテライト松風園(短期生活)	加茂町大字下加茂448番地		○	
570	介護保険施設	介護医療院はな(介護医療院)	野上町二丁目10番29号		○	○
571	介護保険施設	介護医療院はな(短期療養)	野上町二丁目10番29号		○	○
572	障害者支援施設	あゆみ苑成人寮	水呑町7187番地	○		
573	障害者支援施設	指定障害者支援施設「ゼノ」なごみの家	沼隈町大字草深1106番地1	○		
574	障害者支援施設	「ゼノ」やまびこ学園成人部	沼隈町大字草深1212番地	○		
575	障害福祉サービス事業所	広島県立福山若草園福山若草療育園療養介護事業所	水呑町三新田一丁目538番地		○	○
576	障害福祉サービス事業所	あゆみ苑成人寮	水呑町7187番地	○		
577	障害福祉サービス事業所	がまのほ	新市町大字相方1172番地1	○		
578	障害福祉サービス事業所	きずなの里	神辺町大字川北997番地1		○	
579	障害福祉サービス事業所	作業所 あいあい広場	神辺町字徳田1848番地		○	
580	障害福祉サービス事業所	さくら	卸町11番3号		○	○
581	障害福祉サービス事業所	さわらび	水呑町7141番地1	○		
582	障害福祉サービス事業所	さんさん作業所	明神町二丁目16番17号		○	○
583	障害福祉サービス事業所	指定障害福祉サービス生活介護事業所「ゼノ」なごみの家	沼隈町大字草深1106番地1	○		

	種別	施設名	住 所	土砂	洪水	津波
584	障害福祉サービス事業所	重度心身障がい(児)者多機能型事業所はなお	山手町六丁目25番39号		○	
585	障害福祉サービス事業所	ジョイジョイワーク加茂	加茂町大字下加茂414番地7		○	
586	障害福祉サービス事業所	ジョイジョイワークすばる	今津町三丁目2番30-5号		○	○
587	障害福祉サービス事業所	ジョイジョイワークたかにし	高西町四丁目3番69号		○	○
588	障害福祉サービス事業所	障害福祉サービス事業所 風	千田町二丁目15番25号		○	
589	障害福祉サービス事業所	JOBプラスはんど	沼隈町大字草深2133番地1		○	○
590	障害福祉サービス事業所	しんふおにい	三吉町五丁目1番45号		○	○
591	障害福祉サービス事業所	Smile Base かなえ	金江町金見3729番地		○	
592	障害福祉サービス事業所	Smile Base まつなが	南松永町二丁目3番48号		○	○
593	障害福祉サービス事業所	生活介護事業所 ローズ東村	東村町132番地	○	○	
594	障害福祉サービス事業所	生活介護事業所ライフパス	沼隈町大字草深1711番地3		○	○
595	障害福祉サービス事業所	生活介護ゆうゆう奈良津	奈良津町一丁目2番13号		○	○
596	障害福祉サービス事業所	「ゼノ」やまびこ学園成人部	沼隈町大字草深1212番地	○		
597	障害福祉サービス事業所	多機能型事業所アルピナ	千田町三丁目65番6号	○	○	
598	障害福祉サービス事業所	多機能型事業所うきわく	加茂町大字下加茂568番地2		○	
599	障害福祉サービス事業所	多機能型事業所遊	御幸町大字中津原1397番地8		○	
600	障害福祉サービス事業所	多機能型重症児(者)デイ きらめキッズ	水呑町三新田二丁目25番地		○	○
601	障害福祉サービス事業所	多機能型事業所ようきてラス	神辺町字道上1333番地1		○	
602	障害福祉サービス事業所	ひととぎの家	引野町二丁目8番10号			○
603	障害福祉サービス事業所	広島県立福山若草園生活介護事業所	水呑町三新田一丁目538番地		○	○
604	障害福祉サービス事業所	福山共働センター	御幸町大字上岩成731番地		○	
605	障害福祉サービス事業所	みゆき広場	御幸町大字下岩成248番地1		○	
606	障害福祉サービス事業所	ゆめサポート・バク	神辺町字東中条7301番地6	○		
607	障害福祉サービス事業所	ゆめの木・わかば	沼隈町大字草深1694番地1	○	○	○
608	障害福祉サービス事業所	リハビリセンターゆうゆう戸手	新市町大字戸手102番地1		○	
609	障害福祉サービス事業所	神辺育成会短期入所事業所	神辺町大字新徳田二丁目161番地2		○	
610	障害福祉サービス事業所	共同生活援助 青嵐	千田町三丁目65番4号	○	○	
611	障害福祉サービス事業所	みのみの里 I	水呑町189番地2		○	
612	障害福祉サービス事業所	ジョイジョイワークあすか	今津町三丁目7番6号		○	
613	障害福祉サービス事業所	ショートステイ 友愛	水呑町7700番地	○		
614	障害福祉サービス事業所	ショートステイ ゆりの里	水呑町三新田二丁目86番地		○	○
615	障害福祉サービス事業所	生活支援センターほほえみ	沼隈町大字草深1228番地	○		
616	障害福祉サービス事業所	「ゼノ」やまびこ学園児童部短期入所事業所	沼隈町大字草深1212番地	○		
617	障害福祉サービス事業所	「ゼノ」やまびこ学園成人部 短期入所事業所	沼隈町大字草深1212番地	○		
618	障害福祉サービス事業所	短期入所事業所 あいあい広場	神辺町字徳田1848番地		○	
619	障害福祉サービス事業所	短期入所事業所「ゼノ」ホームなごみ	沼隈町大字草深1294番地1	○		
620	障害福祉サービス事業所	チューリップ	御幸町大字森脇474番地5		○	
621	障害福祉サービス事業所	広島県立福山若草園短期入所事業所	水呑町三新田一丁目538番地		○	○
622	障害福祉サービス事業所	福山六方学園	水呑町7187番地	○		
623	障害福祉サービス事業所	ゆうひの里	神辺町大字川南744番地4		○	
624	障害福祉サービス事業所	宿泊型自立訓練施設 友愛の丘	水呑町7700番地	○		
625	障害福祉サービス事業所	就労サポートセンター すたーと	川口町五丁目9番2号		○	○

	種別	施設名	住所	土砂	洪水	津波
626	障害福祉サービス事業所	ルート	高西町三丁目14番35号		○	○
627	障害福祉サービス事業所	障害福祉サービス事業所 Mixsim	今津町72番地1		○	
628	障害福祉サービス事業所	すみれ工房	三吉町南一丁目7番9号		○	○
629	障害福祉サービス事業所	多機能型事業所ココサポ福山	神辺町大字新徳田519番地		○	
630	障害福祉サービス事業所	福山職業リハビリテーションアカデミー	宝町6番18号 新和宝町ビル1階・2階		○	○
631	障害福祉サービス事業所	アスリー	三吉町五丁目1番7号2階		○	○
632	障害福祉サービス事業所	あったか我が家	沖野上町四丁目11番5号 フローレンス202		○	○
633	障害福祉サービス事業所	サポートワークス東福山	引野町7649番地11	○		
634	障害福祉サービス事業所	清風会福山工場	山手町五丁目26番51号		○	
635	障害福祉サービス事業所	たちき	明神町一丁目11番13号		○	○
636	障害福祉サービス事業所	ふくやまクリーンメイト	三吉町南二丁目13番27号		○	○
637	障害福祉サービス事業所	未来コンサルタント	三之丸町8番17号 Kビル5階		○	○
638	障害福祉サービス事業所	ワンダーセンス	霞町一丁目2番3号 グランツビル9階		○	○
639	障害福祉サービス事業所	ASAHI	南本庄二丁目4番1-104号		○	○
640	障害福祉サービス事業所	紙ふうせん	昭和町6番24号		○	○
641	障害福祉サービス事業所	けやき工房	今津町六丁目6番10号		○	○
642	障害福祉サービス事業所	航路	今町2番10号トクナガビル		○	○
643	障害福祉サービス事業所	さをりひろば工房まち	笠岡町1番7号		○	○
644	障害福祉サービス事業所	指定障害福祉サービス事業所 ほっとはうす のぼら	城見町一丁目4番30号		○	○
645	障害福祉サービス事業所	就労継続支援B型事業所 プレシヤスユー	赤坂町大字赤坂1237番地5	○		
646	障害福祉サービス事業所	就労継続支援B型事業所ガーデンテラス	新市町大字新市56番地2		○	
647	障害福祉サービス事業所	ジョイ・ジョイ・ワークあけぼの	曙町四丁目8番12号		○	○
648	障害福祉サービス事業所	ジョイ・ジョイ・ワークかりん	曙町三丁目14番25号		○	○
649	障害福祉サービス事業所	ジョイ・ジョイ・ワークめーる	曙町三丁目2番45号		○	○
650	障害福祉サービス事業所	障害者自立支援センター「ばべの木」作業所	沼隈町大字草深1887番地5		○	○
651	障害福祉サービス事業所	障がい福祉サービス事業所 ゆうあい	沖野上町四丁目11番26号		○	○
652	障害福祉サービス事業所	ステップアップ絆	新涯町二丁目2番21号		○	○
653	障害福祉サービス事業所	集いの広場 すまいる・びんご	松永町一丁目22番地		○	○
654	障害福祉サービス事業所	手をつなぐ福山作業所	新涯町一丁目12番21号		○	○
655	障害福祉サービス事業所	なの花あいプラザ	水呑町3001番地2	○		
656	障害福祉サービス事業所	能力開発アカデミー	春日町七丁目5番28号		○	○
657	障害福祉サービス事業所	ひまわり洗車場	一文字町14番14号 日東製網株式会社内		○	○
658	障害福祉サービス事業所	ふくでん継続B型	千田町三丁目4番22号		○	
659	障害福祉サービス事業所	ホットスペース・ダンケ(暖家)	御門町二丁目8番22号		○	○
660	障害福祉サービス事業所	松永作業所	松永町六丁目13番3号		○	○
661	障害福祉サービス事業所	遊心工房	今町1番18号天尚堂ビル		○	○
662	障害福祉サービス事業所	らんらん作業所	新市町大字戸手1000番地1		○	
663	障害福祉サービス事業所	りひと	神辺町字西中条2290番地1		○	
664	障害福祉サービス事業所	リボン	千田町一丁目7番55号	○		
665	障害福祉サービス事業所	あじさいの里	新市町大字新市876番地5		○	
666	障害福祉サービス事業所	グループホームしおん 短期入所	南松永町二丁目15番8-2号		○	○
667	障害福祉サービス事業所	ホーム・COパール	松浜町三丁目1番18号		○	○

	種別	施設名	住 所	土砂	洪水	津波
668	障害福祉サービス事業所	みのみの里Ⅱ	水呑町178番地16		○	
669	障害福祉サービス事業所	Lana	駅家町大字近田589番地1		○	
670	障害福祉サービス事業所	サポートセンターかなで	水呑町1040番地1	○		
671	障害福祉サービス事業所	ショートステイさぽーと	松永町七丁目2番34号			○
672	障害福祉サービス事業所	瀬戸の里	瀬戸町大字地頭分2517番地1	○		
673	障害福祉サービス事業所	あかねの里(みのみの里Ⅰ)	水呑町189番地2		○	
674	障害福祉サービス事業所	あかねの里(みのみの里Ⅱ)	水呑町178番地16		○	
675	障害福祉サービス事業所	あかねの里(ゆうひの里)	神辺町大字川南744番地4		○	
676	障害福祉サービス事業所	いずみ(いずみ)	山手町七丁目14番54号		○	
677	障害福祉サービス事業所	いずみ(サンリバー山手)	山手町七丁目14番53号		○	
678	障害福祉サービス事業所	いずみ(すまいる)	加茂町字上加茂加茂が丘7063番地101、102	○		
679	障害福祉サービス事業所	いずみ(すまいる2)	加茂町字上加茂加茂が丘7063番地103	○	○	
680	障害福祉サービス事業所	いずみ(はばたき)	神辺町字西中条1812番地1	○		
681	障害福祉サービス事業所	いずみ(よろこび荘)	神辺町字東中条2426番地2	○	○	
682	障害福祉サービス事業所	共同生活援助 青嵐(共同生活援助 青嵐)	千田町三丁目65番4号	○	○	
683	障害福祉サービス事業所	共同生活ほいーる(かねしろ荘)	神辺町大字新湯野72番地1		○	
684	障害福祉サービス事業所	共同生活ほいーる(来いこいハウス)	神辺町字下御領557番地4		○	
685	障害福祉サービス事業所	共同生活ほいーる(さざん荘)	神辺町大字新湯野64番地9		○	
686	障害福祉サービス事業所	共同生活ほいーる(とのまちハウス)	神辺町大字川南1419番地2		○	
687	障害福祉サービス事業所	共同生活ほいーる(ながえ館)	神辺町大字新徳田116番地		○	
688	障害福祉サービス事業所	グループホーム友愛(グループホーム友愛)	水呑町7700番地	○		
689	障害福祉サービス事業所	グループホーム ゆりの里(グループホーム ゆりの里)	水呑町三新田二丁目86番地		○	○
690	障害福祉サービス事業所	ケアホーム カルデア(ケアホーム カルデア2階)	曙町四丁目8番10号		○	○
691	障害福祉サービス事業所	ケアホーム カルデア(ケアホーム カルデア3階)	曙町四丁目8番10号		○	○
692	障害福祉サービス事業所	サポートセンター友の家(ホームあしだ)	水呑町540番地3		○	
693	障害福祉サービス事業所	サポートセンター友の家(ホームかつらぎ)	箕島町5816番地127		○	○
694	障害福祉サービス事業所	サポートセンター友の家(ホームかわせみ)	水呑町三新田一丁目465番地		○	○
695	障害福祉サービス事業所	サポートセンター友の家(ホームさすら)	箕島町5816番地127		○	○
696	障害福祉サービス事業所	サポートセンター友の家(ホーム城陽A)	水呑町540番地3		○	
697	障害福祉サービス事業所	サポートセンター友の家(ホーム城陽B)	水呑町5031番地	○		
698	障害福祉サービス事業所	サポートセンター友の家(ホームたから)	水呑町三新田一丁目465番地		○	○
699	障害福祉サービス事業所	サポートセンター友の家(ホーム彦山寮)	水呑町2157番地	○		
700	障害福祉サービス事業所	サポートセンター友の家(ホーム楨)	水呑町3471番地10		○	○
701	障害福祉サービス事業所	サポートセンターひびきの家(ホームふじ)	水呑町143番地2	○		
702	障害福祉サービス事業所	ジョイジョイワークあすか(ジョイジョイワークあすか)	今津町三丁目7番6号		○	
703	障害福祉サービス事業所	「ゼノ」かなべの杜(「ゼノ」ホームたびあ)	神辺町大字新徳田422番地2		○	
704	障害福祉サービス事業所	「ゼノ」かなべの杜(「ゼノ」ホームひまわり)	神辺町大字川北46番地4	○	○	
705	障害福祉サービス事業所	「ゼノ」ホームなごみ(「ゼノ」ホームなごみ さちの里)	沼隈町大字草深1294番地1	○		
706	障害福祉サービス事業所	「ゼノ」ホームなごみ(「ゼノ」ホームなごみ ふくの里)	沼隈町大字草深1294番地1	○		
707	障害福祉サービス事業所	「ゼノ」Home白雲(「ゼノ」第1ホーム)	沼隈町大字草深1242番地1	○		
708	障害福祉サービス事業所	「ゼノ」Home白雲(「ゼノ」第3ホーム)	沼隈町大字草深1239番地2	○		
709	障害福祉サービス事業所	「ゼノ」Home白雲(「ゼノ」第6ホーム)	沼隈町大字草深1247番地11	○		

	種別	施設名	住 所	土砂	洪水	津波
710	障害福祉サービス事業所	「ゼノ」Home白雲(「ゼノ」Home白雲)	沼隈町大字草深1199番地	○		
711	障害福祉サービス事業所	「ゼノ」Home白雲(「ゼノ」ホームひだまり)	沼隈町大字草深1276番地1	○		
712	障害福祉サービス事業所	「ゼノ」Home未来(「ゼノ」Home翼)	南松永町一丁目26番15号 松浦マンション103号、202号、203号、204号、205号、303号、308号		○	○
713	障害福祉サービス事業所	チューリップ(かすみ草)	神辺町字道上1053番地5		○	
714	障害福祉サービス事業所	チューリップ(チューリップ)	御幸町大字森脇474番地5		○	
715	障害福祉サービス事業所	チューリップ(パンジー)	御幸町大字森脇1030番地22		○	
716	障害福祉サービス事業所	チューリップ(ジャスミン)	駅家町大字倉光136番地3		○	
717	障害福祉サービス事業所	チューリップ(すみれ)	駅家町大字近田282番地12		○	
718	障害福祉サービス事業所	ホーム・COパール(ホーム・COパール)	松浜町三丁目1番18号		○	○
719	障害福祉サービス事業所	ホーム・COパール(ホーム・COパールⅡ)	松浜町三丁目1番18号		○	○
720	障害福祉サービス事業所	ホームグッドフレンズ(ホームグッドフレンズ)	御幸町大字中津原324番地		○	
721	障害福祉サービス事業所	ゆうハウス(ゆうハウス)	御幸町大字下岩成281番地6		○	
722	障害福祉サービス事業所	Lana(Lana)	駅家町大字近田589番地1		○	
723	障害福祉サービス事業所	Lana(Malie)	駅家町大字近田500番地1アール・ド・ヴィーヴルB101		○	
724	障害福祉サービス事業所	わたしの家(わたしの家)	春日町七丁目8番41号		○	○
725	障害福祉サービス事業所	わたしの家(わたしの家東手城)	東手城町四丁目8番10号		○	○
726	障害福祉サービス事業所	わたしの家(わたしの家東深津)	東深津町四丁目3番3号			○
727	障害福祉サービス事業所	グループホーム しおん(グループホームしおん)	南松永町二丁目15番8-2号		○	○
728	障害福祉サービス事業所	グループホーム しおん(グループホームりおん)	南松永町二丁目15番8-3号		○	○
729	障害福祉サービス事業所	サポートセンターかなで(ホームかなで)	水呑町1040番地1	○		
730	障害福祉サービス事業所	グループホームさぼーと(グループホームびすけっと)	今津町三丁目5番39号		○	○
731	障害福祉サービス事業所	グループホームさぼーと(グループホームさぼーと)	松永町七丁目2番34号			○
732	障害福祉サービス事業所	ライフケア草深	沼隈町大字草深1901番地		○	○
733	障害福祉サービス事業所	あんずの家	御幸町大字上岩成845番地1		○	
734	障害福祉サービス事業所	継之助 福山	神辺町大字川北888番地1		○	
735	障害福祉サービス事業所	ソーシャルインクルーホーム福山新市町	新市町大字新市901番地		○	
736	障害福祉サービス事業所	メゾン・ド・マリアージュ	高西町三丁目2番14号		○	○
737	障害福祉サービス事業所	彩の家	山手町七丁目3番28-2号		○	
738	障害福祉サービス事業所	ウェルビー福山三之丸センター	紅葉町1番1号 ちゅうぎんビル3階301号室		○	○
739	障害福祉サービス事業所	就労支援センター「PONO」	大門町一丁目49番6号			○
740	障害福祉サービス事業所	アクティブワン小規模多機能	春日町一丁目6番2号		○	○
741	障害福祉サービス事業所	アクティブワンデイサービス	春日町一丁目6番2号		○	○
742	障害福祉サービス事業所	みのみの里Ⅲ	水呑町178番地16		○	
743	障害福祉サービス事業所	ルートメイクス	引野町一丁目15番8号		○	○
744	障害福祉サービス事業所	就労支援センターAKTIVA(アクティヴァ)	木の庄町五丁目17番14号		○	
745	障害福祉サービス事業所	Kirari	駅家町大字江良266番地1		○	
746	障害福祉サービス事業所	うららかな風	水呑町三新田一丁目781番地		○	○
747	障害福祉サービス事業所	ピリカ	本庄町中四丁目16番4号		○	
748	障害福祉サービス事業所	ジョブタス手城事業所	南手城町四丁目7番16号		○	○
749	障害福祉サービス事業所	ジョイジョイワークあけぼの	曙町四丁目8番12号		○	○
750	障害福祉サービス事業所	福山ジョブcollege	多治米町一丁目2番11号		○	○
751	児童福祉施設	児童発達支援センター ひかり園	草戸町四丁目14番2号		○	○

	種別	施設名	住所	土砂	洪水	津波
752	児童福祉施設	「ゼノ」こぼと園	沼隈町大字草深1852番地1		○	○
753	児童福祉施設	「ゼノ」やまびこ学園児童部	沼隈町大字草深1212番地	○		
754	児童福祉施設	福山東児童発達支援センター	青葉台一丁目21番2号	○		
755	児童福祉施設	福山六方学園	水呑町7187番地	○		
756	児童福祉施設	福山若草育成園	水呑町三新田一丁目538番地		○	○
757	児童福祉施設	福山若草療育園	水呑町三新田一丁目538番地		○	○
758	児童福祉施設	草笛学園	加茂町大字下加茂909番地1	○		
759	障害児通所支援事業の用に供する施設	あしび園	多治米町四丁目16番1号		○	○
760	障害児通所支援事業の用に供する施設	あるふあ 駅家教室	駅家町大字江良779番地3		○	
761	障害児通所支援事業の用に供する施設	神辺育成会通所支援事業所	神辺町大字新徳田二丁目162番地		○	
762	障害児通所支援事業の用に供する施設	こどもアシスト「ぼの」東福山教室	東手城町三丁目21番8号		○	○
763	障害児通所支援事業の用に供する施設	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」福山三吉校	北吉津町四丁目16番13号			○
764	障害児通所支援事業の用に供する施設	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」東福山校	引野町五丁目17番7号		○	○
765	障害児通所支援事業の用に供する施設	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」福山校	西深津町一丁目10番3号		○	○
766	障害児通所支援事業の用に供する施設	コペルプラス福山みどり町教室	松浜町三丁目8番40号		○	○
767	障害児通所支援事業の用に供する施設	コペルプラス福山蔵王教室	南蔵王町五丁目10番6号坂本ビル1階		○	○
768	障害児通所支援事業の用に供する施設	さくらんぼ星の家	鞆町後地1577番地	○		○
769	障害児通所支援事業の用に供する施設	サニーぷれいす	久松台三丁目1番39号	○		
770	障害児通所支援事業の用に供する施設	児童発達支援・放課後等デイサービス じゃんぐる	御幸町大字下岩成317番地1		○	
771	障害児通所支援事業の用に供する施設	児童発達支援・放課後等デイサービス ちあふる	明神町二丁目6番38号		○	○
772	障害児通所支援事業の用に供する施設	児童発達支援・放課後等デイサービス じゃんぐる ぶらは	曙町五丁目1番21号		○	○
773	障害児通所支援事業の用に供する施設	児童発達支援・放課後等デイサービスLino	神辺町大字新徳田267番地		○	
774	障害児通所支援事業の用に供する施設	児童発達支援事業所 あめじすと	東手城町四丁目1番10号		○	○
775	障害児通所支援事業の用に供する施設	児童発達支援ステーション 慧	佐波町296番地1	○	○	
776	障害児通所支援事業の用に供する施設	じゃんぐる学院	駅家町大字近田477番地10		○	
777	障害児通所支援事業の用に供する施設	障害福祉サービス事業所 風	千田町二丁目15番25号		○	
778	障害児通所支援事業の用に供する施設	すてっぷ	卸町11番4号		○	○
779	障害児通所支援事業の用に供する施設	第2こぼと園	沼隈町大字草深1916番地4		○	○
780	障害児通所支援事業の用に供する施設	多機能型事業所 遊	御幸町大字中津原1397番地8		○	
781	障害児通所支援事業の用に供する施設	てらびあぽけっと 福山多治米教室	多治米町二丁目11番10号シティパル101		○	○
782	障害児通所支援事業の用に供する施設	寺子屋三蔵	春日町三丁目10番25号		○	○
783	障害児通所支援事業の用に供する施設	ひまわりルーム	駅家町大字近田621番地1		○	
784	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービス クオレ	南蔵王町四丁目2番36号 ホワイトビレッジB101		○	○
785	障害児通所支援事業の用に供する施設	まなびのひろば瀬戸教室	瀬戸町大字長和2713番地1	○		
786	障害児通所支援事業の用に供する施設	ムジカ音楽学園	南本庄三丁目7番1号		○	○
787	障害児通所支援事業の用に供する施設	ロム	神辺町大字新徳田340番地		○	
788	障害児通所支援事業の用に供する施設	アイリーライフ学習特化型	南蔵王町六丁目32番9号			○
789	障害児通所支援事業の用に供する施設	アイリーライフ南蔵王	南蔵王町六丁目33番36号			○
790	障害児通所支援事業の用に供する施設	アイリーライフWAKABA	南蔵王町六丁目35番39号		○	○
791	障害児通所支援事業の用に供する施設	あゆみん福山新涯2号店	新涯町六丁目1番35号		○	○
792	障害児通所支援事業の用に供する施設	アラジン	神辺町大字川北979番地1		○	
793	障害児通所支援事業の用に供する施設	アリス	神辺町大字十三軒屋157番地4		○	

	種別	施設名	住 所	土砂	洪水	津波
794	障害児通所支援事業の用に供する施設	いちばん星	南手城町二丁目14番23号		○	○
795	障害児通所支援事業の用に供する施設	おひさまきつず 福山引野事業所	引野町四丁目9番36号		○	○
796	障害児通所支援事業の用に供する施設	学校法人 英数学館 EISUみらい塾	吉津町12番27号 A棟1階		○	○
797	障害児通所支援事業の用に供する施設	KID'S-ゆう	本庄町中一丁目28番19-1号		○	
798	障害児通所支援事業の用に供する施設	キラナ	南蔵王町五丁目23番47号		○	○
799	障害児通所支援事業の用に供する施設	さくらんぼ	鞆町後地1576番地1			○
800	障害児通所支援事業の用に供する施設	サンクス運動療育クラブ	沖野上町六丁目3番38号		○	○
801	障害児通所支援事業の用に供する施設	重度心身障がい(児)者多機能型事業所はなお	山手町六丁目25番39号		○	
802	障害児通所支援事業の用に供する施設	「ゼノ」子ども広場まつなが	松永町五丁目2番21号			○
803	障害児通所支援事業の用に供する施設	チャイルドアカデミーMIRAIMA	東深津町二丁目7番6号		○	○
804	障害児通所支援事業の用に供する施設	寺子屋悟空	春日町三丁目10番25号		○	○
805	障害児通所支援事業の用に供する施設	ハッピーテラス沖野上教室	沖野上町六丁目9番24号		○	○
806	障害児通所支援事業の用に供する施設	ハッピーテラス福山教室	西町三丁目25番2号		○	
807	障害児通所支援事業の用に供する施設	ひととき春日	春日町六丁目10番3号		○	○
808	障害児通所支援事業の用に供する施設	ひとときの家	引野町二丁目8番10号		○	○
809	障害児通所支援事業の用に供する施設	ひととき引野	引野町二丁目8番10号		○	○
810	障害児通所支援事業の用に供する施設	広島県立福山若草園放課後等デイサービス事業所	水呑町三新田一丁目538番地		○	○
811	障害児通所支援事業の用に供する施設	ふあ〜すとすてっぷ御門町	御門町三丁目10番8号		○	○
812	障害児通所支援事業の用に供する施設	ふあんたす	卸町11番4号		○	○
813	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後児童デイサービスセンターぷくぷく	沼隈町大字草深1212番地	○		
814	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後デイサービスポコアポコ	西深津町四丁目8番15号 2階		○	○
815	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービスいろは	春日町六丁目10番8号		○	○
816	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービスいろは塾	春日町六丁目5番11号		○	○
817	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービス カイト KANNABE	神辺町字西中条2366番地		○	
818	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービス ウィズ福山新涯	新涯町四丁目7番13号		○	○
819	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービスOHANA	神辺町大字川南511番地25		○	
820	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービスかがやき今津	今津町三丁目7番25号		○	
821	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービスしらゆりハウス	神辺町大字新湯野67番地7		○	
822	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービス月うさぎ	神辺町字徳田343番地		○	
823	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービス月うさぎ西中条	神辺町大字西中条2227番地1		○	
824	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービスなないろCLUB	南今津町23番地			○
825	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービス にじいろ	東深津町一丁目12番29号		○	○
826	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービス にじいろsmile	東深津町三丁目19番5号		○	○
827	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービスNOAH	神辺町大字川南1302番地1 グラミュール川南		○	
828	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービスぽかぽか	駅家町大字江良44番地3		○	
829	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービス マイ・ノート	光南町一丁目1番36号 松本建材第1ビル2階		○	○
830	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービス 未起	曙町三丁目29番28号		○	○
831	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービス みのりの杜	神辺町大字新湯野28番地7		○	
832	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービス 遊	御幸町大字中津原1750番地6		○	
833	障害児通所支援事業の用に供する施設	ぽかぽかホームえがお	松永町五丁目10番24号		○	
834	障害児通所支援事業の用に供する施設	まなびのひろば駅家教室	駅家町大字江良267番地1		○	
835	障害児通所支援事業の用に供する施設	ミライク ふくやま川口教室	川口町五丁目20番6号		○	○

	種別	施設名	住所	土砂	洪水	津波
836	障害児通所支援事業の用に供する施設	夢門塾ゆうゆう今津	今津町三丁目5番18号		○	
837	障害児通所支援事業の用に供する施設	夢門塾ゆうゆう神辺	神辺町大字川南1030番地12		○	
838	障害児通所支援事業の用に供する施設	夢門塾ゆうゆう新市	新市町大字新市888番地		○	
839	障害児通所支援事業の用に供する施設	夢門塾ゆうゆう奈良津	奈良津町一丁目2番13号		○	○
840	障害児通所支援事業の用に供する施設	夢門塾ゆうゆう奈良津2組	奈良津町一丁目2番20号		○	○
841	障害児通所支援事業の用に供する施設	夢門塾ゆうゆう御幸	御幸町大字森脇426番地1		○	
842	障害児通所支援事業の用に供する施設	ゆめの扉	大門町三丁目22番20号			○
843	障害児通所支援事業の用に供する施設	YOUKIチャイルドアカデミー神辺	神辺町大字新徳田519番地		○	
844	障害児通所支援事業の用に供する施設	ライフ 王子	古野上町13番35号		○	○
845	障害児通所支援事業の用に供する施設	ライフ 大門	大門町二丁目20番28号			○
846	障害児通所支援事業の用に供する施設	ライフ松永	柳津町二丁目3番32号北棟		○	○
847	障害児通所支援事業の用に供する施設	ライフ南手城	南手城町一丁目8番23号		○	○
848	障害児通所支援事業の用に供する施設	LINK PLUS	川口町二丁目6番29号		○	○
849	障害児通所支援事業の用に供する施設	ONEーすてっぷ	卸町11番4号		○	○
850	障害児通所支援事業の用に供する施設	ami plus	新涯町一丁目27番6号		○	○
851	障害児通所支援事業の用に供する施設	あゆみん福山新涯	新涯町一丁目5番29号		○	○
852	障害児通所支援事業の用に供する施設	あゆみん福山新涯2号店	新涯町六丁目1番35号		○	○
853	障害児通所支援事業の用に供する施設	くら・らぼ児童発達支援事業所	南蔵王町六丁目16番54号		○	○
854	障害児通所支援事業の用に供する施設	こどもアシスト「ぼの」大門教室	大門町三丁目27番12号			○
855	障害児通所支援事業の用に供する施設	多機能型事業所 うきわく	駅家町大字上山守448番地14		○	
856	障害児通所支援事業の用に供する施設	多機能型事業所重症児デイ きらめキッズ	水呑町三新田二丁目25番地		○	○
857	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービス ウィズ福山川口	川口町一丁目9番3号		○	○
858	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービス バババルーン 福山引野	引野町二丁目28番10号		○	○
859	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービス バババルーン 福山御幸	御幸町大字森脇427番地7		○	
860	障害児通所支援事業の用に供する施設	ライフ瀬戸	瀬戸町大字地頭分131番地3		○	
861	障害児通所支援事業の用に供する施設	れんげ	神辺町字湯野284番地1		○	
862	障害児通所支援事業の用に供する施設	すみくら春日児童発達支援事業所	春日町五丁目3番11号		○	○
863	障害児通所支援事業の用に供する施設	すみくら神辺児童発達支援事業所	神辺町大字川南3150番地1		○	
864	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービスかがやき松永	松永町五丁目15番9号		○	○
865	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービス バババルーン 福山神辺	神辺町字湯野289番地2		○	
866	障害児通所支援事業の用に供する施設	児童発達支援・放課後等デイサービス じゃんぐるHIRO	沖野上町二丁目6番31号		○	○
867	障害児通所支援事業の用に供する施設	ホップスアカデミー	南蔵王町五丁目17番36号		○	○
868	障害児通所支援事業の用に供する施設	多機能型重症児デイきらめキッズ南蔵王	南蔵王町五丁目10番14号		○	○
869	障害児通所支援事業の用に供する施設	音楽療法型 多機能事業所 奏かなで	熊野町乙1181番地1		○	
870	障害児通所支援事業の用に供する施設	メリーピースアカデミー	多治米町五丁目14番9号		○	○
871	障害児通所支援事業の用に供する施設	Hug Hug	川口町四丁目11番16号		○	○
872	障害児通所支援事業の用に供する施設	シーグラス	内海町イ2846番地			○
873	障害児通所支援事業の用に供する施設	3Piece	山手町二丁目15番27号		○	○
874	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービスHEROO(へろーオ)	木之庄町五丁目17番14号		○	
875	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービス ウィズ・ユー福山神辺	神辺町字十九軒屋292番地2		○	
876	障害児通所支援事業の用に供する施設	つよみをのぼす「ぐんぐん」	住吉町7番28号		○	○
877	障害児通所支援事業の用に供する施設	遊でい	御幸町大字中津原1397番地9		○	

	種別	施設名	住 所	土砂	洪水	津波
878	障害児通所支援事業の用に供する施設	夢門塾ゆうゆう湯野	神辺町字湯野376番地1-8		○	
879	障害児通所支援事業の用に供する施設	子どもサポート教室「きらり」神辺校	神辺町字十九軒屋242番地1		○	
880	障害児通所支援事業の用に供する施設	あそび場 りのぼの	千田町大字千田3340番地53	○		
881	障害児通所支援事業の用に供する施設	YOUKIチャイルドアカデミー道上	神辺町字道上1331番地1		○	
882	障害児通所支援事業の用に供する施設	ウェル ギフト	瀬戸町大字地頭分2509番地スマイルWard2階	○		
883	障害児通所支援事業の用に供する施設	すいみい	松永町一丁目7番32号		○	○
884	障害児通所支援事業の用に供する施設	Kirari	駅家町大字江良154番地1		○	
885	障害児通所支援事業の用に供する施設	かがやき川口	川口町四丁目21番30号		○	○
886	障害児通所支援事業の用に供する施設	いちばん星三之丸教室	三之丸町12番2号 志水ビル1階		○	○
887	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービス WEST	西桜町一丁目8番17号		○	○
888	障害児通所支援事業の用に供する施設	すくすく塾 手城	手城町三丁目19番7号		○	○
889	障害児通所支援事業の用に供する施設	すくすく塾 御幸	御幸町大字森脇419番地3		○	
890	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービス Kinoko	駅家町大字法成寺95番地5		○	
891	障害児通所支援事業の用に供する施設	アイリー・らぼ多機能型事業所	南蔵王町五丁目12番29号		○	○
892	障害児通所支援事業の用に供する施設	にこてらす	神辺町字西中条2313番地1		○	
893	障害児通所支援事業の用に供する施設	さるすべり	横尾町二丁目4番22号		○	
894	障害児通所支援事業の用に供する施設	みなみん福山川口	川口町二丁目11番14号		○	○
895	障害児通所支援事業の用に供する施設	みらい創生学園神辺校	神辺町大字川南761番地1		○	
896	障害児通所支援事業の用に供する施設	ひまり園	加茂町大字下加茂926番地2	○	○	
897	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービスNico	野上町二丁目5番12号		○	○
898	その他関連する施設(日中一時支援事業所)	あさか	卸町11番5号		○	○
899	その他関連する施設(日中一時支援事業所)	ASAHI	南本庄二丁目4番1-104号		○	○
900	その他関連する施設(日中一時支援事業所)	あゆみ苑成人寮	水呑町7187番地	○		
901	その他関連する施設(日中一時支援事業所)	オーリーブステイ	駅家町大字上山守437番地1		○	
902	その他関連する施設(日中一時支援事業所)	がまのほ	新市町大字相方1172番地1	○		
903	その他関連する施設(日中一時支援事業所)	神辺育成会日中一時支援事業所	神辺町大字新徳田162番地		○	
904	その他関連する施設(日中一時支援事業所)	きずなの里	神辺町大字川北997番地		○	
905	その他関連する施設(日中一時支援事業所)	健幸デイサービスまごころ	千田町大字千田2193番地1		○	
906	その他関連する施設(日中一時支援事業所)	重度心身障がい(児)者多機能型事業所はなお	山手町六丁目25番39号		○	
907	その他関連する施設(日中一時支援事業所)	しんふおにい	三吉町五丁目1番45号		○	○
908	その他関連する施設(日中一時支援事業所)	Smile Base まつなが	南松永町二丁目3番48号		○	○
909	その他関連する施設(日中一時支援事業所)	「ゼノ」なごみの家日中一時支援事業所	沼隈町大字草深1106番地1	○		
910	その他関連する施設(日中一時支援事業所)	「ゼノ」やまびこ学園児童部日中一時支援事業所	沼隈町大字草深1212番地	○		
911	その他関連する施設(日中一時支援事業所)	「ゼノ」やまびこ学園成人部日中一時支援事業所	沼隈町大字草深1212番地	○		
912	その他関連する施設(日中一時支援事業所)	多機能型事業所遊	御幸町大字中津原1397番地8		○	
913	その他関連する施設(日中一時支援事業所)	なの花あいプラザ	水呑町3001番地2	○		
914	その他関連する施設(日中一時支援事業所)	日中一時支援事業所あいあい広場	神辺町字徳田1848番地		○	
915	その他関連する施設(日中一時支援事業所)	ひまわり	駅家町大字近田621番地1		○	
916	その他関連する施設(日中一時支援事業所)	ひまわりルーム	駅家町大字近田621番地1		○	
917	その他関連する施設(日中一時支援事業所)	広島県立福山若草園短期入所事業所	水呑町三新田一丁目538番地		○	○
918	その他関連する施設(日中一時支援事業所)	ふくでん日中預り	千田町三丁目4番22号		○	
919	その他関連する施設(日中一時支援事業所)	福山東児童発達支援センター	青葉台一丁目21番2号	○		

	種別	施設名	住 所	土砂	洪水	津波
920	その他関連する施設(日中一時支援事業所)	福山六方学園	水呑町7187番地	○		
921	その他関連する施設(日中一時支援事業所)	放課後等デイサービス遊	御幸町大字中津原1750番地6		○	
922	その他関連する施設(日中一時支援事業所)	ぽかぽか	駅家町大字江良44番地3		○	
923	その他関連する施設(日中一時支援事業所)	ゆめの木・わかば日中一時支援事業	沼隈町大字草深1694番地1	○	○	○
924	その他関連する施設(日中一時支援事業所)	あじさいの里	新市町大字新市876番地5		○	
925	医療提供施設	医療法人社団若葉会 蔵王病院	南蔵王町六丁目23番1号	○	○	
926	医療提供施設	光の丘病院	駅家町大字向永谷302番地	○	○	
927	医療提供施設	独立行政法人国立病院機構 福山医療センター	沖野上町四丁目14番17号		○	○
928	医療提供施設	公立学校共済組合 中国中央病院	御幸町大字上岩成148番13		○	
929	医療提供施設	医療法人社団生和会 福山リハビリテーション病院	明神町二丁目15番41号		○	○
930	医療提供施設	医療法人社団健生会 いそだ病院	松浜町一丁目13番38号		○	○
931	医療提供施設	神原病院	赤坂町大字赤坂1313番地	○		
932	医療提供施設	医療法人紅萌会 福山記念病院	港町一丁目15番30号		○	○
933	医療提供施設	医療法人社団玄同会 小島病院	駅家町上山守203番地		○	
934	医療提供施設	松岡病院	宝町5番32号		○	○
935	医療提供施設	医療法人村上会 福山回生病院	引野町五丁目9番21号		○	○
936	医療提供施設	医療法人信英会 島谷病院	新涯町二丁目5番8号		○	○
937	医療提供施設	医療法人社団宏仁会 寺岡整形外科病院	南本庄三丁目1番52号		○	○
938	医療提供施設	医療法人叙叙会 福山第一病院	南蔵王町五丁目14番5号		○	○
939	医療提供施設	脳神経センター大田記念病院	沖野上町三丁目6番28号		○	○
940	医療提供施設	医療法人財団竹政会 セントラル病院	住吉町1番26号		○	○
941	医療提供施設	福山城西病院	西町二丁目11番36号		○	
942	医療提供施設	医療法人秀明会 小池病院	光南町一丁目5番23号		○	○
943	医療提供施設	医療法人徹慈会堀病院	沖野上町三丁目4番13号		○	○
944	医療提供施設	医療法人辰川会 山陽病院	野上町二丁目8番2号		○	○
945	医療提供施設	医療法人東和会 小林病院	春日町七丁目1番18号		○	○
946	医療提供施設	医療法人財団竹政会 福山循環器病院	緑町2番39号		○	○
947	医療提供施設	医療法人慈生会 前原病院	手城町一丁目3番41号		○	○
948	医療提供施設	医療法人社団健照会 住吉ふじい病院	住吉町4番1号		○	○
949	医療提供施設	福山友愛病院	水呑町7302番地2	○		
950	医療提供施設	水永リハビリテーション病院	南蔵王町四丁目16番16号		○	○
951	医療提供施設	西福山病院	松永町340番地1		○	○
952	医療提供施設	大石病院	川口町一丁目7番15号		○	○
953	医療提供施設	楠本病院	曙町三丁目19番18号		○	○
954	医療提供施設	寺岡記念病院	新市町大字新市37番地		○	
955	医療提供施設	井上病院	東深津三丁目23番46号		○	○
956	医療提供施設	医療法人三宅会 三宅会グッドライフ病院	東町一丁目1番18号		○	○
957	医療提供施設	広島県立福山若草園	水呑町三新田一丁目538番地		○	○
958	医療提供施設	医療法人大林会 福山こころの病院	佐波町576番地1	○		
959	医療提供施設	医療法人慈慧会 亀川病院	神辺町下御領682番地1		○	
960	医療提供施設	沼隈病院	沼隈町中山南469番地3	○		
961	医療提供施設	赤木皮膚科泌尿器科医院	明治町12番14号		○	○

	種別	施設名	住 所	土砂	洪水	津波
962	医療提供施設	沼南医院	鞆町後地1296番地2	○		
963	医療提供施設	医療法人社団 白河産婦人科	旭町8番3号		○	○
964	医療提供施設	医療法人まさよし会児玉クリニック	南蔵王町六丁目2番8号		○	○
965	医療提供施設	医療法人社団むつみ会坂田医院	丸之内二丁目12番6号		○	
966	医療提供施設	医療法人社団まこと会 神辺内科医院	野上町二丁目10番29号		○	○
967	医療提供施設	奥坊クリニック	西桜町一丁目6番1号		○	○
968	医療提供施設	医療法人節和会 三好眼科	大黒町2番39号		○	○
969	医療提供施設	医療法人 高橋眼科	野上町二丁目10番24号		○	○
970	医療提供施設	医療法人社団 藤本外科・胃腸科・肛門科クリニック	御門町三丁目9番23号		○	○
971	医療提供施設	後藤泌尿器科医院	駅家町江良427番地1		○	
972	医療提供施設	福山クリニック	南蔵王町六丁目32番12号		○	○
973	医療提供施設	まつなが産科婦人科	三吉町三丁目3番23号		○	○
974	医療提供施設	中村整形外科	南蔵王町二丁目4番11号		○	○
975	医療提供施設	佐藤脳神経外科	松永町五丁目23番23号		○	○
976	医療提供施設	医療法人社団 田中メディカルクリニック	手城町二丁目1番20号		○	○
977	医療提供施設	医療法人静悠会 コム・クリニック佐藤	引野町二丁目20番17号		○	○
978	医療提供施設	医療法人社団 伸寿会 高須クリニック	南蔵王町一丁目7番14号		○	○
979	医療提供施設	医療法人社団幸の鳥レディースクリニック	春日町一丁目7番14号		○	○
980	医療提供施設	松永脳外科クリニック	宮前町二丁目6番20号		○	○
981	医療提供施設	医療法人社団健信会 木下メディカルクリニック	沼隈町草深1711番地		○	○
982	医療提供施設	医療法人社団 柚木外科医院	神辺町川北954番地4		○	
983	医療提供施設	医療法人社団成恵会 やまてクリニック	神辺町大字川南1044番地4		○	
984	医療提供施設	みはら眼科	神辺町大字新徳田二丁目309		○	
985	医療提供施設	よしだレディースクリニック内科・小児科	新涯町三丁目19番36号		○	○
986	医療提供施設	医療法人芳仁会ひとみ眼科	柳津町一丁目2番26号		○	
987	医療提供施設	ゆりかご助産院	南本庄一丁目3番3号		○	○
988	医療提供施設	福山南病院	水呑町1947番地2	○		
989	公立保育所	三吉保育所	三吉町南一丁目1番8号		○	○
990	公立保育所	南部保育所	明治町4番2号		○	○
991	公立保育所	野上保育所	沖野上町五丁目5番23号		○	○
992	公立保育所	多治米保育所	多治米町二丁目4番14号		○	○
993	公立保育所	あけぼの保育所	曙町三丁目12番20号		○	○
994	公立保育所	山手保育所	山手町六丁目23番23号		○	
995	公立保育所	西山手保育所	山手町1718番地1	○	○	
996	公立保育所	引野保育所	引野町4048番地1	○		
997	公立保育所	蔵王保育所	蔵王町二丁目8番50号	○		○
998	公立保育所	樹徳保育所	木之庄町一丁目1番10号		○	
999	公立保育所	西保育所	古野上町15番5号		○	○
1000	公立保育所	西多治米保育所	千代田町一丁目2番42号		○	○
1001	公立保育所	川口保育所	東川口町五丁目15番13号		○	○
1002	公立保育所	水呑立正保育所	水呑町三新田一丁目107番地		○	○
1003	公立保育所	松永西保育所	松永町二丁目10番22号		○	○

	種別	施設名	住 所	土砂	洪水	津波
1004	公立保育所	柳津保育所	柳津町五丁目1番20号		○	○
1005	公立保育所	金江保育所	福山市金江町金見3174番地1		○	
1006	公立保育所	神村保育所	神村町3165番地3		○	
1007	公立保育所	高西保育所	高西町真田143番地1		○	
1008	公立保育所	東神村保育所	神村町4560番地2	○		
1009	公立保育所	神村北保育所	神村町1346番地1		○	
1010	公立保育所	福田保育所	芦田町福田2526番地		○	
1011	公立保育所	有磨保育所	芦田町上有地339番地5		○	
1012	公立保育所	広瀬保育所	加茂町北山718番地4	○		
1013	公立保育所	駅家保育所	駅家町大字中島754番地1		○	
1014	公立保育所	駅家西保育所	駅家町近田480番地		○	
1015	公立保育所	宜山保育所	駅家町今岡470番地1		○	
1016	公立保育所	服部南保育所	駅家町服部永谷9番地5		○	
1017	公立保育所	内海保育所	内海町1080番地2			○
1018	公立保育所	新市保育所	新市町新市867番地5		○	
1019	公立保育所	網引保育所	新市町宮内1442番地1		○	
1020	公立保育所	常金丸保育所	新市町常1284番地2		○	
1021	公立保育所	戸手保育所	新市町戸手1122番地1		○	
1022	公立保育所	湯田保育所	神辺町川北1110番地4		○	
1023	公立保育所	中条保育所	福山市神辺町東中条32番地		○	
1024	公立保育所	神辺保育所	神辺町川南1030番地2		○	
1025	公立保育所	御野保育所	神辺町上御領1310番地		○	
1026	公立幼保連携型認定こども園	福山市立大学附属こども園	福山市三吉町一丁目6番3号		○	○
1027	公立幼稚園	西幼稚園	西町一丁目14番17号		○	○
1028	公立幼稚園	手城幼稚園	南手城町四丁目5番37号		○	○
1029	公立幼稚園	あけぼの幼稚園	曙町五丁目16番2号		○	○
1030	公立幼稚園	緑丘幼稚園	春日町五丁目15番1号	○		
1031	公立幼稚園	新涯幼稚園	新涯町三丁目18番2号		○	○
1032	公立幼稚園	湯田幼稚園	神辺町大字川北1120番地		○	
1033	私立保育所	明浄保育園	北吉津町五丁目5番32号	○		
1034	私立保育所	福山マリヤ保育園	三吉町五丁目3番10号		○	○
1035	私立保育所	くるみ保育園	御船町一丁目4番32号		○	○
1036	私立保育所	まつば保育所	瀬戸町地頭分1724番地1	○		
1037	私立保育所	御幸南保育所	御幸町中津原1582番地1		○	
1038	私立保育所	さくら保育園	桜馬場町9番12号		○	○
1039	私立保育所	つなぎ保育園	南蔵王町一丁目12番30号		○	○
1040	私立保育所	ひまわり保育園	加茂町下加茂433番地2		○	
1041	私立保育所	まこと保育園	新涯町五丁目14番11号		○	○
1042	私立保育所	ひよこ保育園	新涯町一丁目15番35号		○	○
1043	私立保育所	千代保育園 <small>(夜間)</small>	南町14番11号		○	○
1044	私立保育所	東深津保育所	東深津町六丁目7番3号		○	○
1045	私立保育所	宜山ひかり保育園	駅家町上山守450番地128		○	

	種別	施設名	住 所	土砂	洪水	津波
1046	私立保育所	松永東保育所	松永町五丁目2番21号		○	○
1047	私立保育所	いろは保育所	神辺町川北396番地6		○	
1048	私立保育所	太陽保育園	神辺町川南1336番地5		○	
1049	私立保育所	ひらの保育園	神辺町平野785番地24		○	
1050	私立認定こども園	童心園	沼隈町下山南1466番地1	○		
1051	私立認定こども園	ゆめな	沼隈町草深2119番地6		○	○
1052	私立認定こども園	こどもえん つくし	木之庄町五丁目17番36号		○	
1053	私立認定こども園	福山あゆみこども園	青葉台一丁目7番3号	○		
1054	私立認定こども園	水呑こども園	水呑町三新田二丁目15番19号		○	○
1055	私立認定こども園	せんにしの丘	御幸町中津原7054番地4		○	
1056	私立認定こども園	せんだの森	千田町三丁目16番2号		○	
1057	私立認定こども園	春日こども園	春日町二丁目7番33号		○	○
1058	私立認定こども園	ののはまこどもえん	大門町四丁目24番24号	○		○
1059	私立認定こども園	大津野こども園	大門町三丁目10番11号			○
1060	私立認定こども園	今津未来園	今津町六丁目2番5号		○	○
1061	私立認定こども園	大門未来園	大門町大門60番地2	○		
1062	私立認定こども園	ハイロスハイマ	神辺町新道上5番地2		○	
1063	私立認定こども園	こどもえん みどり	神辺町新湯野20番地4		○	
1064	私立認定こども園	若葉園	沼隈町中山南7031番地5	○		
1065	私立認定こども園	たじりこども園	田尻町984番地2	○		
1066	私立認定こども園	瀬戸こども園	瀬戸町長和1379番地2	○		
1067	私立認定こども園	みちのうえ こども園	神辺町道上2922番地9		○	
1068	私立認定こども園	草戸こども園	草戸町二丁目3番1号		○	
1069	私立認定こども園	みなとまちこども園	港町一丁目7番18号		○	○
1070	私立認定こども園	ひなぎくこども園	新市町下安井1番地1		○	
1071	私立認定こども園	こども園 のとはら	沼隈町能登原648番地2	○		
1072	私立認定こども園	かやのみこども園	神辺町西中条2181番地	○		
1073	私立認定こども園	かも・なかよしこども園	加茂町字芦原411番地1		○	
1074	私立認定こども園	わかばこども園	駅家町法成寺51番地1		○	
1075	私立認定こども園	あんずこども園	手城町二丁目4番20号		○	○
1076	私立認定こども園	常石すくすくハウス	沼隈町常石996番地7			○
1077	私立認定こども園	もみじこども園	南本庄一丁目7番7号		○	○
1078	私立認定こども園	みゆき	御幸町森脇535番地		○	
1079	私立認定こども園	とでみなみこども園	新市町戸手88番地1		○	
1080	私立認定こども園	いちご幼稚園	蔵王町1360番地1	○		
1081	私立認定こども園	福山りじょう幼稚園	引野町二丁目7番24号		○	○
1082	私立認定こども園	天使幼稚園	草戸町二丁目21番12号		○	
1083	私立認定こども園	明王台シャローム幼稚園	明王台一丁目2番7号	○		
1084	私立認定こども園	向丘幼稚園	水呑町2915番地1	○		
1085	私立認定こども園	川口西こども園	川口町五丁目14番20号		○	○
1086	私立認定こども園	あおばこども園	駅家町万能倉463番地1		○	
1087	私立認定こども園	赤坂未来園	赤坂町赤坂337番地		○	

	種別	施設名	住 所	土砂	洪水	津波
1088	私立認定こども園	ふかつ	西深津町二丁目1番29号		○	○
1089	私立認定こども園	宮前こども園	今津町三丁目2番7号		○	○
1090	私立認定こども園	せいわこども園	神辺町下竹田54番地3		○	
1091	私立認定こども園	手城こども園	手城町四丁目22番25号		○	○
1092	私立認定こども園	花園こども園	住吉町5番28号		○	○
1093	私立認定こども園	延広幼稚園	本町1番6号		○	
1094	地域型保育事業	やすらぎ保育園	曙町三丁目17番5号		○	○
1095	地域型保育事業	おひさま保育園	地吹町13番地26		○	○
1096	地域型保育事業	御門保育園	御門町一丁目3番24号		○	○
1097	地域型保育事業	にこにこ保育園	春日町七丁目6番27号		○	○
1098	地域型保育事業	ヤクルト保育園□ティットふくやま	川口町一丁目11番37号		○	○
1099	地域型保育事業	のっぴーキッズハウス	今津町三丁目6番35号		○	○
1100	地域型保育事業	わくわくキッズ南蔵王	南蔵王町六丁目32番3号		○	○
1101	地域型保育事業	千鶴保育園	御幸町中津原1012番地6		○	
1102	地域型保育事業	神辺千鶴保育園	神辺町川北1340番地1		○	
1103	地域型保育事業	ちびっこハウス かすが	春日町一丁目2番29号		○	○
1104	地域型保育事業	ヤクルト保育園□ティットふくやま西	柳津町三丁目3番24号		○	○
1105	地域型保育事業	ゆき保育所	延広町8番17号		○	○
1106	地域型保育事業	優保育園	本庄町中一丁目7番7号		○	○
1107	地域型保育事業	しんがい保育所	新涯町二丁目3番15号		○	○
1108	地域型保育事業	福山暁の星保育園	西深津町三丁目4番1号	○	○	
1109	地域型保育事業	ヤクルト保育園□ティットふくやま北	神辺町新徳田三丁目575		○	
1110	地域型保育事業	リーフ神辺保育園	神辺町川北1482番地		○	
1111	地域型保育事業	はごろも保育園	御門町三丁目10番17号		○	○
1112	地域型保育事業	おろしまち保育所	卸町9番15号		○	○
1113	地域型保育事業	のぞみ保育園	手城町四丁目1番16号フィオラ手城1階		○	○
1114	地域型保育事業	ニチイキッズ東手城保育園	東手城町一丁目3番11号		○	○
1115	地域型保育事業	ようき保育園	神辺町道上1330番地1		○	
1116	地域型保育事業	きらめき保育園松永	南今津町107番地		○	○
1117	地域型保育事業	ふくやま愛育保育園	新涯町三丁目31番22号		○	○
1118	地域型保育事業	もりわけ保育所	御幸町森脇443番地1		○	
1119	地域型保育事業	かがやき保育所	神辺町川南1592番地2		○	
1120	地域型保育事業	キッズパークおろしまち	卸町10番2号		○	○
1121	地域型保育事業	ジョイナス保育園神辺	神辺町新湯野54番地12		○	
1122	地域型保育事業	未来園東深津	東深津町三丁目3番14号		○	○
1123	地域型保育事業	かみしま保育所	松永町五丁目10番28号		○	
1124	地域型保育事業	ゆめここ保育所	駅家町近田272番地3		○	
1125	地域型保育事業	すこやか保育園	神辺町道上749番地1		○	
1126	地域型保育事業	おさなごの園よこお	横尾町二丁目4番22号		○	
1127	児童養護施設	こぶしヶ丘学園	加茂町大字下加茂899番地		○	
1128	乳児院	福山乳児院	瀬戸町大字地頭分2504番地2	○		
1129	放課後児童クラブ	東放課後児童クラブ(東小学校校舎1階)	東町三丁目7番49号		○	○

	種別	施設名	住 所	土砂	洪水	津波
1130	放課後児童クラブ	西放課後児童クラブ(西小学校校舎1階)	西町一丁目14番17号		○	○
1131	放課後児童クラブ	南放課後児童クラブ(南小学校校舎1階)	明治町4番1号		○	○
1132	放課後児童クラブ	霞放課後児童クラブ(霞小学校校舎1階)	霞町三丁目8番1号		○	○
1133	放課後児童クラブ	川口放課後児童クラブ(川口小学校プレハブ教室)	川口町二丁目2番1号		○	○
1134	放課後児童クラブ	手城放課後児童クラブ(手城小学校校舎1階)	南手城町四丁目5番10号		○	○
1135	放課後児童クラブ	深津放課後児童クラブ(深津小学校校舎1階)	東深津町二丁目5番1号		○	○
1136	放課後児童クラブ	樹徳放課後児童クラブ(樹徳小学校校舎1階)	木之庄町一丁目1番63号		○	
1137	放課後児童クラブ	泉放課後児童クラブ(泉小学校校舎1階)	山手町七丁目13番63号		○	
1138	放課後児童クラブ	旭放課後児童クラブ(旭小学校校舎1階)	入船町一丁目2番1号		○	○
1139	放課後児童クラブ	光放課後児童クラブ(光小学校校舎1階)	草戸町四丁目14番1号		○	○
1140	放課後児童クラブ	千田放課後児童クラブ(千田小学校プレハブ教室)	千田町三丁目16番26号		○	
1141	放課後児童クラブ	御幸放課後児童クラブ(御幸小学校プレハブ教室)	御幸町大字森脇140番地		○	
1142	放課後児童クラブ	赤坂放課後児童クラブ(赤坂小学校プレハブ教室)	赤坂町大字赤坂312番地1		○	
1143	放課後児童クラブ	水呑放課後児童クラブ(旧立正保育所跡地プレハブ教室)	水呑町1903番地	○		
1144	放課後児童クラブ	箕島放課後児童クラブ(旧箕島幼稚園)	箕島町325番地		○	○
1145	放課後児童クラブ	高島放課後児童クラブ(高島小学校プレハブ教室)	田尻町2248番地			○
1146	放課後児童クラブ	春日放課後児童クラブ(春日小学校校舎1階)	春日町浦上2002番地	○		
1147	放課後児童クラブ	遺芳丘放課後児童クラブ(遺芳丘小学校校舎1階)	今津町1561番地	○		
1148	放課後児童クラブ	松永放課後児童クラブ(松永小学校プレハブ教室)	松永町六丁目7番11-8号		○	○
1149	放課後児童クラブ	柳津放課後児童クラブ(柳津小学校校舎2階)	柳津町五丁目2番25号			○
1150	放課後児童クラブ	金江放課後児童クラブ(金江小学校校舎1階)	金江町金見3552番地1	○		
1151	放課後児童クラブ	伊勢丘放課後児童クラブ(伊勢丘小学校プレハブ教室)	伊勢丘五丁目7番1号	○		
1152	放課後児童クラブ	曙放課後児童クラブ(曙小学校プレハブ教室)	曙町五丁目16番3号		○	○
1153	放課後児童クラブ	多治米放課後児童クラブ(多治米小学校プレハブ教室)	多治米町五丁目15番15号		○	○
1154	放課後児童クラブ	有磨放課後児童クラブ(有磨小学校校舎1階)	芦田町大字上有地388番地1	○	○	
1155	放課後児童クラブ	福相放課後児童クラブ(福相小学校校舎2階)	芦田町大字福田1030番地		○	
1156	放課後児童クラブ	加茂放課後児童クラブ(加茂小学校プレハブ教室)	加茂町字中野848番地		○	
1157	放課後児童クラブ	宜山放課後児童クラブ(宜山小学校プレハブ教室)	駅家町大字今岡424番地		○	
1158	放課後児童クラブ	駅家放課後児童クラブ(駅家小学校プレハブ教室)	駅家町大字倉光100番地		○	
1159	放課後児童クラブ	長浜放課後児童クラブ(長浜小学校校舎2階)	引野町5401番地	○		
1160	放課後児童クラブ	西深津放課後児童クラブ(西深津小学校校舎1階)	西深津町五丁目1番1号		○	○
1161	放課後児童クラブ	野々浜放課後児童クラブ(野々浜小学校校舎1階)	大門町七丁目13番1号	○		
1162	放課後児童クラブ	新涯放課後児童クラブ(新涯小学校プレハブ教室)	新涯町三丁目18番1号		○	○
1163	放課後児童クラブ	山手放課後児童クラブ(山手小学校校舎2階)	山手町一丁目5番1号		○	
1164	放課後児童クラブ	川口東放課後児童クラブ(川口東小学校プレハブ教室)	東川口町五丁目13番46号		○	○
1165	放課後児童クラブ	駅家西放課後児童クラブ(駅家西小学校校舎1階)	駅家町大字近田205番地1		○	
1166	放課後児童クラブ	大谷台放課後児童クラブ(大谷台小学校校舎1階)	大門町大門7580番地	○		
1167	放課後児童クラブ	内海放課後児童クラブ(内海交流館内)	内海町460番地			○
1168	放課後児童クラブ	常金丸放課後児童クラブ(常金丸小学校校舎1階)	新市町大字金丸414684番地	○	○	
1169	放課後児童クラブ	網引放課後児童クラブ(網引小学校校舎1階)	新市町大字宮内1240番地		○	
1170	放課後児童クラブ	新市放課後児童クラブ(新市小学校校舎1階)	新市町大字新市852番地		○	
1171	放課後児童クラブ	戸手放課後児童クラブ(戸手小学校プレハブ教室)	新市町大字戸手1244番地	○	○	

	種別	施設名	住 所	土砂	洪水	津波
1172	放課後児童クラブ	山南放課後児童クラブ(山南小学校校舎1階)	沼隈町大字中山南甲1254番地	○		
1173	放課後児童クラブ	神辺放課後児童クラブ(神辺小学校校舎1階)	神辺町大字川南2912番地11	○	○	
1174	放課後児童クラブ	竹尋放課後児童クラブ(竹尋小学校校舎1階)	神辺町大字下竹田85番地1		○	
1175	放課後児童クラブ	御野放課後児童クラブ(御野小学校校舎1階)	神辺町字下御領28番地		○	
1176	放課後児童クラブ	湯田放課後児童クラブ(湯田小学校プレハブ教室)	神辺町大字川北1113番地1		○	
1177	放課後児童クラブ	中条放課後児童クラブ(中条小学校校舎1階)	神辺町字東中条2304番地1		○	
1178	放課後児童クラブ	のとはらキッズクラブ(こども園 のとはら内)	沼隈町能登原648番地2	○		
1179	放課後児童クラブ	常石放課後児童クラブ(幼保連携型認定こども園 常石すくすくハウス内)	沼隈町常石996番地7			○
1180	放課後児童クラブ	鞆放課後児童クラブ(鞆の浦学園校舎1階)	鞆町後地1240番地1	○		
1181	放課後児童クラブ	想青放課後児童クラブ(想青学園校舎1階)	沼隈町草深2058番地2			
1182	小学校	東小学校	東町三丁目7番49号		○	○
1183	小学校	西小学校	西町一丁目14番17号		○	○
1184	小学校	南小学校	明治町4番1号		○	○
1185	小学校	霞小学校	霞町三丁目8番1号		○	○
1186	小学校	川口小学校	川口町二丁目2番1号		○	○
1187	小学校	手城小学校	南手城町四丁目5番10号		○	○
1188	小学校	深津小学校	東深津町二丁目5番1号		○	○
1189	小学校	樹徳小学校	木之庄町一丁目1番63号		○	
1190	小学校	泉小学校	山手町七丁目13番63号		○	
1191	小学校	旭小学校	入船町一丁目2番1号		○	○
1192	小学校	光小学校	草戸町四丁目14番1号		○	○
1193	小学校	引野小学校	引野町4032番地	○		
1194	小学校	千田小学校	千田町三丁目16番26号	○	○	
1195	小学校	御幸小学校	御幸町大字森脇140番地		○	
1196	小学校	津之郷小学校	津之郷町大字津之郷1322番地		○	
1197	小学校	赤坂小学校	赤坂町大字赤坂312番地1		○	
1198	小学校	瀬戸小学校	瀬戸町大字地頭分1377番地	○		
1199	小学校	熊野小学校	熊野町乙1132番地		○	
1200	小学校	水呑小学校	水呑町1919番地	○		
1201	小学校	箕島小学校	箕島町325番地	○	○	○
1202	小学校	高島小学校	田尻町2248番地			○
1203	小学校	春日小学校	春日町浦上2002番地	○		
1204	小学校	神村小学校	神村町3369番地	○		
1205	小学校	本郷小学校	本郷小1040番地1		○	
1206	小学校	遺芳丘小学校	今津町1561番地	○		
1207	小学校	松永小学校	松永町六丁目7番11-8号		○	○
1208	小学校	柳津小学校	柳津町五丁目2番25号		○	○
1209	小学校	金江小学校	金江町金見3552番地1	○	○	
1210	小学校	藤江小学校	藤江町2894番地	○		
1211	小学校	伊勢丘小学校	伊勢丘五丁目7番1号	○		
1212	小学校	曙小学校	曙町五丁目16番3号		○	○
1213	小学校	多治米小学校	多治米町五丁目15番15号		○	○

	種別	施設名	住 所	土砂	洪水	津波
1214	小学校	旭丘小学校	引野町南二丁目17番1号	○		
1215	小学校	有磨小学校	芦田町大字上有地388番地1	○	○	
1216	小学校	福相小学校	芦田町大字福田1030番地	○	○	
1217	小中学校	広瀬学園小・中学校(旧広瀬小学校利用)	加茂町字北山714番地2	○		
1218	小学校	加茂小学校	加茂町字中野848番地		○	
1219	小学校	宜山小学校	駅家町大字今岡424番地	○	○	
1220	小学校	駅家小学校	駅家町大字倉光100番地		○	
1221	小学校	長浜小学校	引野町5401番地	○		
1222	小学校	西深津小学校	西深津町五丁目1番1号		○	○
1223	小学校	野々浜小学校	大門町七丁目13番1号	○		
1224	小学校	幕山小学校	幕山台二丁目17番1号	○		
1225	小学校	新涯小学校	新涯町三丁目18番1号		○	○
1226	小学校	山手小学校	山手町一丁目5番1号		○	
1227	小学校	日吉台小学校	日吉台一丁目15番1号	○		
1228	小学校	川口東小学校	東川口町五丁目13番46号		○	○
1229	小学校	駅家西小学校	駅家町大字近田205番地1		○	
1230	小学校	大谷台小学校	大門町大門7580番地	○		
1231	小学校	明王台小学校	明王台一丁目2番16号	○		
1232	小学校	常金丸小学校	新市町大字金丸414番地	○	○	
1233	小学校	網引小学校	新市町大字宮内1240番地		○	
1234	小学校	新市小学校	新市町大字新市852番地		○	
1235	小学校	戸手小学校	新市町大字戸手1244番地	○	○	
1236	小学校	常石ともに学園	沼隈町大字常石984番地1			○
1237	小学校	山南小学校	沼隈町大字中山南甲1254番地	○		
1238	小学校	神辺小学校	神辺町大字川南2912番地11	○	○	
1239	小学校	竹尋小学校	神辺町大字下竹田85番地1		○	
1240	小学校	御野小学校	神辺町字下御領28番地		○	
1241	小学校	湯田小学校	神辺町大字川北1113番地1		○	
1242	小学校	中条小学校	神辺町字東中条2304番地1		○	
1243	小学校	道上小学校	神辺町字道上1923番地1	○		
1244	小学校	駅家北小学校	駅家町大字法成寺67番地		○	
1245	中学校	東中学校	三吉町南二丁目10番2号		○	○
1246	中学校	城北中学校	木之庄町四丁目1番1号		○	
1247	中学校	城南中学校	光南町三丁目4番1号		○	○
1248	中学校	鷹取中学校	草戸町四丁目4番1号		○	○
1249	中学校	城東中学校	東深津町三丁目17番33号		○	○
1250	中学校	幸千中学校	御幸町大字中津原1270番地		○	
1251	中学校	済美中学校	赤坂町大字赤坂7267番地2	○		
1252	中学校	向丘中学校	水呑向丘107番地	○		
1253	中学校	鳳中学校	伊勢丘六丁目5番1号	○		
1254	中学校	培遠中学校	春日町三丁目15番18号	○	○	○
1255	中学校	大成館中学校	神村町10004番地	○		

	種別	施設名	住 所	土砂	洪水	津波
1256	中学校	松永中学校	松永町二丁目24番16号		○	○
1257	中学校	精華中学校	金江町金見1921番地	○		
1258	中学校	中央中学校	西深津町五丁目22番1号		○	○
1259	中学校	芦田中学校	芦田町大字下有地928番地	○		
1260	中学校	加茂中学校	加茂町大字下加茂1190番地		○	
1261	中学校	駅家中学校	駅家町大字法成寺250番地		○	
1262	中学校	誠之中学校	新涯町六丁目14番1号		○	○
1263	中学校	城西中学校	山手町3000番地	○		
1264	中学校	一ツ橋中学校	東手城町一丁目4番1号		○	○
1265	中学校	駅家南中学校	駅家町大字江良247番地		○	
1266	中学校	新市中央中学校	新市町大字新市1305番地	○		
1267	義務教育学校	想青学園	沼隈町大字草深2058番地2		○	○
1268	中学校	至誠中学校	沼隈町大字上山南7484番地2	○		
1269	中学校	神辺中学校	神辺町字湯野1313番地	○	○	
1270	中学校	神辺東中学校	神辺町大字下竹田959番地1		○	
1271	中学校	神辺西中学校	神辺町大字川北1401番地1		○	
1272	義務教育学校	鞆の浦学園	鞆町後地1240番地1	○		
1273	市立中・高等学校	福山中・高等学校	赤坂町大字赤坂910番地		○	
1274	私立小・中・高等学校	福山暁の星幼稚園・小学校,福山暁の星女子中・高等学校	西深津町三丁目4番1号	○	○	
1275	私立中・高等学校	近畿大学附属福山中・高等学校	佐波町389番地	○		
1276	私立小・中・高等学校	ぎんがの郷小学校, 銀河学院中・高等学校	大門町大門119番地8	○		
1277	私立幼稚園	聖園幼稚園	昭和町7番26号		○	○
1278	私立幼稚園	かなりや幼稚園	寺町4番24号		○	○
1279	私立幼稚園	松永幼稚園	松永町一丁目31番地		○	○
1280	私立幼稚園	福山いずみ幼稚園	曙町五丁目19番7号		○	○
1281	私立幼稚園	誠信幼稚園	川口町四丁目21番7号		○	○
1282	私立幼稚園	千鶴幼稚園	御幸町大字中津原1012番地6		○	
1283	私立幼稚園	白ゆり幼稚園	加茂町字上加茂166番地1		○	
1284	私立幼稚園	すばる幼稚園	駅家町大字江良640番地1		○	
1285	私立幼稚園	かやのみ幼稚園	神辺町字西中条2187番地	○		
1286	私立幼稚園	延広幼稚園	本町1番6号		○	
1287	私立幼稚園	めばえ幼稚園	西町3丁目26番6号		○	

(3) ヘリポート候補地の状況

自衛隊の災害派遣等により、ヘリコプターによる防災活動を実施する場合のヘリポート候補地の状況は、次のとおりである。

番号	名称	場所	地積 (m)	水利		備考 (管理者電話番号)
				種類	地表面 地質	
1	芦田川河川敷	水呑町地先	20×20	河川	アスファルト	国土交通省中国地方整備局 福山河川国道事務所 923-2620
2	芦田川河川敷	南本庄4丁目	195×58	河川	草地	
3	国土交通省駅家 ヘリポート	駅家町近田地内	45×40	河川	アスファルト	
4	竹ヶ端運動公園	水呑町	107×71	河川	芝生	福山市緑^-ツ協会 927-9910
5	JFE 福山 ヘリポート	大門町津之下乙 1643	103×99	なし	草地	JFE スチール(株)西日本製鉄所 945-3154
6	松永運動場	神村町 237	100×110	なし	まさ土	福山市緑^-ツ協会 927-9910
7	鞆運動公園	鞆町後地 26-96	115×150	海水 消火栓	まさ土	都市計画課 928-1092
8	内海旧学校施設 (旧内海中学校)	内海町口 925-9	115×113	プール	まさ土	南部地域振興課 980-7713
9	新市小学校	新市町 852	70×110	プール 消火栓	まさ土	教育委員会 928-1108
10	大佐山運動公園	新市町 2019-1	160×70	消火栓	まさ土	新市緑^-ツセンター 0847-52-2222
11	駅家東第1公園	駅家町法成寺 1613-9	92×54	消火栓	まさ土	北部建設産業課 976-8807
12	山南小学校	沼隈町中山南 甲 1254	100×75	プール	まさ土	教育委員会 928-1108
13	想青学園	沼隈町草深 2058-2	100×95	プール	まさ土	教育委員会 928-1108
14	至誠中学校	沼隈町上山南 7484-2	100×110	プール	まさ土	教育委員会 928-1108
15	神辺中学校	神辺町湯野 1313	150×112	プール	まさ土	教育委員会 928-1108
16	神辺東中学校	神辺町下竹田 959	150×72	プール	まさ土	教育委員会 928-1108
17	神辺西中学校	神辺町川北 1401-1	100×100	プール	まさ土	教育委員会 928-1108
18	神辺工業団地公園	神辺町旭丘 35	61×50	防火水槽	まさ土	公園緑地課 928-1095
19	福山市山野農村公園	山野町山野 1894	90×87	河川	まさ土	北部建設産業課 976-8807
20	福山市民病院	南蔵王町五丁目 23番1号	38×38	消火栓	コンク リート	福山市民病院 941-5151
21	走島公園	走島町 112-16	40×60	消火栓	まさ土、 草地	農林水産課 928-1032
22	ツネイシ スタジアム	藤江町 637	132×110	なし	芝生、 まさ土	ツネイ LR(株)みろくの里 事業本部 988-0001

※20 福山市民病院・・・2026年(令和8年)6月30日まで工事のため、使用不可

地下街等一覧

	名称	住所
1	福山駅南有料自転車駐車場	三之丸町12番地13号(福山駅西町線路面下)
2	福山市駅南地下送迎場	三之丸町136番地(福山駅箕沖幹線路面下)
3	福山市駅南口駐車場	東桜町129番地(福山駅箕沖幹線路面下)
4	福山駅前北側地下道	三之丸町ほか(福山駅箕沖幹線)
5	福山駅前南側地下道	延広町ほか(福山駅箕沖幹線)
6	松永跨線橋地下道	松永町二丁目及び三丁目(県道鞆松永線)
7	国道486号第1地下道	新市町戸出(一般国道486号)
8	国道486号第2地下道	芦田町福田(一般国道486号)
9	国道486号第3地下道	新市町戸出(一般国道486号)
10	大門駅前地下道	大門町大字大門ほか(大門65号線・大門1号幹線)
11	リーデンローズ北側地下道	入船町三丁目(福山駅南手城幹線)
12	福山市役所地下駐車場	東桜町3番5号(市役所地下)
13	国道2号入船地下道	入船町三丁目(一般国道2号)
14	天満屋福山ポートプラザ店西地下道	入船町三丁目(福山鞆線)

7 変電所及びガス施設の現況

変電所の現況

中国電力ネットワーク株式会社福山ネットワークセンター 2024年(令和6年)4月1日現在

氏名	場所	許可容量	連絡先
中電福山変電所	福山市奈良津町	250MVA	福山ネットワークセンター 新高山事務所変電課 0848-46-5540
〃 東町変電所	〃 東町	55MVA	
〃 松浜変電所	〃 松浜町	60MVA	
〃 本庄変電所	〃 南本庄町	45MVA	
〃 大門変電所	〃 引野町	55MVA	
〃 新涯変電所	〃 新涯町	60MVA	
〃 箕島変電所	〃 箕島町	90MVA	
〃 引野変電所	〃 引野町	30MVA	
〃 御幸変電所	〃 御幸町	55MVA	
〃 駅家変電所	〃 駅家町	10MVA	
〃 瀬戸変電所	〃 瀬戸町	50MVA	
〃 鞆変電所	〃 鞆町	20MVA	
〃 松永変電所	〃 今津町	50MVA	
〃 蔵王変電所	〃 南蔵王町	55MVA	
〃 芦田変電所	〃 芦田町	25MVA	
〃 西町変電所	〃 西町	60MVA	
〃 新市変電所	〃 新市町	140MVA	
〃 沼隈変電所	〃 沼隈町	85MVA	
〃 平野変電所	〃 神辺町	60MVA	
〃 駅家北変電所	〃 駅家町	30MVA	

ガス施設の現況

福山ガス㈱ (2024年(令和6年)4月1日現在)

1	所在及びガス事業者				
	ガス事業者	福山瓦斯株式会社			
	本社	福山市南手城町二丁目26番1号			
	東部第一供給所	福山市鋼管町1番地 (JFEスチール㈱西日本製鉄所内)			
	天然ガス受入基地	福山市鋼管町1番地 (JFEスチール㈱西日本製鉄所内)			
2	天然ガス受入基地整圧器				
	形式: 自力式下流圧制御弁 能力: 40,000N m ³ /h 45 MJ(圧力)4.00MPa				
3	貯蔵能力				
	本社	ガスホルダー	1基	40,000 m ³ × 1基	
	東部第一供給所	ガスホルダー	1基	60,000 m ³ × 1基	
4	導管延長				
	中圧管	145,964m	低圧管	787,759m	
5	供給区域				
	福山市				
6	供給戸数				
	家庭用	43,864戸	商業用	2,444戸	工業用 107戸 その他 747戸
7	ガスの供給熱量				
	45 MJ/N m ³ (10,750kcal/N m ³)				
8	1日当たり供給量				
	夏期	約 2,307 m ³ /1,000MJ/日 (最小)		冬期	約 27,466 m ³ /1,000MJ/日 (最大)
9	主任技術者				
	ガス主任技術者	甲種	10名	乙種	2名

福山市消防計画

1 組 織

平常時の事務機構

(1) 消防局

ア 局に次の課を置く。

総務課

予防課

警防課

救急課

指令課

イ 各課の事務分掌は次のとおりとする。

[総務課]

- (ア) 消防事務の企画、総合調整及び能率化に関する事。
- (イ) 予算その他財政に関する事。
- (ロ) 予算の執行管理に関する事。
- (ハ) 財産の取得、管理及び処分に関する事。
- (ニ) 契約に関する事。
- (ホ) 情報化施策の企画及び総合調整に関する事。
- (ヘ) 服制に関する事。
- (セ) 地球温暖化対策に関する事。
- (ケ) 文書事務に関する事。
- (コ) 公印の管理に関する事。
- (サ) 庶務に関する事。
- (シ) 広報に関する事（他課の所掌する事務に関する事を除く。）
- (ス) 議会及び監査に関する事。
- (セ) 職員の人事及び研修に関する事。
- (ソ) 職員の給与及び福利厚生に関する事。
- (タ) 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- (チ) 消防職員委員会に関する事。
- (ツ) 会計事務に関する事。
- (テ) 公務災害補償に関する事。
- (ト) その他、他の課に属しない事。

[予防課]

- (ア) 火災予防に関する事。
- (イ) 防火思想の普及啓発に関する事。
- (ロ) 危険物取扱者等の指導及び育成に関する事。
- (ハ) 危険物の規制及び許認可に関する事。
- (ニ) 高圧ガス等の規制及び許認可に関する事。
- (ホ) 火薬類の規制及び許認可に関する事。
- (ヘ) 石油コンビナート等特別防災区域の防災組織の指導並びに特定防災施設等の検査及び指導に関する事。
- (セ) 建築物の許可及び確認の同意に関する事。

- (ケ) 消防用設備等の検査及び指導に関すること。
- (コ) 消防設備士等の指導及び育成に関すること。
- (カ) 火災の原因及び損害調査の指導に関すること。
- (シ) 防火対象物及び危険物施設の査察及び違反処理に関すること。
- (ス) 防火、危険物保安等に係る協力団体との連絡及び調整に関すること。
- (セ) 予防統計及び火災統計に関すること。

[警防課]

- (ア) 水火災その他災害の警戒、防御及び救助の業務に関すること。
- (イ) 消防地理水利の把握に関すること。
- (ウ) 車両、船舶、消防機械器具及び救助機械器具の運用に関すること。
- (エ) 国際消防救助隊及び緊急消防援助隊に関すること。
- (オ) 救助技術の指導及び研究に関すること。
- (カ) 消防訓練に関すること。
- (キ) 防災関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (ク) 救助統計に関すること。
- (ケ) 警防本部等の運営に関すること。
- (コ) 消防相互応援協定に関すること。

[救急救助課]

- (ア) 水火災その他災害の救急及び救助の業務に関すること。
- (イ) 救急救命士の教育に関すること。
- (ウ) 応急手当の普及啓発に関すること。
- (エ) 救急技術の指導及び研究に関すること。
- (オ) 救急訓練に関すること。
- (カ) 救急に係る機械器具の運用に関すること。
- (キ) 救急関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (ク) 救急統計に関すること。

[指令課]

- (ア) 消防通信指令業務に関すること。
- (イ) 消防通信指令システム等の運用及び維持管理に関すること。
- (ウ) 消防通信指令システムに係るデータの保護管理に関すること。
- (エ) 消防無線に関すること。

(2) 消防署

ア 消防署に次の係を置く。

庶務係

予防係

警防第1係

警防第2係

救急係（南消防署に限る。）

イ 各係の事務分掌は次のとおりとする。

[庶務係]

- (ア) 署員の服務及び教養に関すること。
- (イ) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- (ウ) 公印の管理に関すること。

- (エ) 庁舎の取締り管理に関する事。
- (オ) その他、他の係に属しない事。

[予防係]

- (ア) 火災の予防に関する事。
- (イ) 防火思想の普及啓発に関する事。
- (ウ) 防火対象物及び危険物施設の査察に関する事。
- (エ) 防火対象物の違反処理に関する事。
- (オ) 建築物の許可及び確認の同意に関する事。
- (カ) 危険物製造所等の指導取締りに関する事。
- (キ) 各種届出等に関する事。

[警防第1係 警防第2係]

- (ア) 水火災その他災害の警戒、防御、救急及び救助の業務に関する事。
- (イ) 船舶及びけい留施設の点検整備及び維持管理に関する事。(水上消防署に限る。)
- (ウ) 防火思想の普及啓発に関する事。
- (エ) 防火対象物及び危険物施設の査察に関する事。
- (オ) 消防地理水利の把握に関する事。
- (カ) 災害の活動報告及び統計に関する事。
- (キ) 警防計画に関する事。
- (ク) 車両及び消防機械器具の点検整備及び管理に関する事。
- (ケ) 消防訓練に関する事。
- (コ) 警報伝達に関する事。
- (サ) 火災の原因及び損害調査に関する事。
- (シ) 各種届出等に関する事。

[救急係]

- (ア) 救急、救助、各種災害の警戒及び防御の業務に関する事。
- (イ) 救急思想の普及啓発に関する事。
- (ウ) 消防地理の把握に関する事。
- (エ) 災害の活動、報告及び統計に関する事。
- (オ) 車両、消防機械器具及び救急資器材の点検整備及び管理に関する事。
- (カ) 救急訓練及び消防訓練に関する事。
- (キ) 警報伝達に関する事。
- (ク) 各種届出等に関する事。

(3) 消防団

ア 消防団本部に次の係を置く。

企画係
警防係
装備係

イ 各係の事務分掌は次のとおりとする。

[企画係]

- (ア) 予算に関する事。
- (イ) 出初式、年末警戒の企画に関する事。
- (ウ) その他庶務一般に関する事。

[警防係]

- (ア) 各種訓練に関する事。

(イ) 警防、防御に関する事。

(ウ) その他警防に関する事。

[装備係]

(ア) 消防団機械器具、水利に関する事。

(イ) その他の施設に関する事。

以上の各係の責任者は副団長をもってこれに充て、事務一切は消防局警防課及び総務課において行うものとする。

非常災害時の事務機構

- (1) 消防局、消防署並びに消防団
次のおりとする。

非常災害時の事務機構

警防本部長 消防局長、副本部長 総務部長 警防部長

	班及び班長	主な所掌事務	班員
消防局隊	情報整理班 (総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各署の人員の動員及び把握に関する事 と。 2 災害状況の取りまとめ及び報告書の作成 に関する事。 3 国及び県との情報連絡に関する事。 4 各市町の災害対策本部との情報連絡に 関する事。 5 関係機関との情報連絡に関する事。 6 報道対応に関する事。(構成市町に災害 対策(警戒)本部が設置されたときを除く。) 7 気象情報の収集及び伝達に関する事。 8 各種信号及び警報に関する事。 9 警防本部内の庶務一般に関する事。 10 給食に関する事。 11 防御資材の調達に関する事。 	総務課全員
	情報収集班 (予防課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各署管内の災害応急活動状況の取りまと めに関する事。 2 各署所の参集状況の情報収集に関する 事。 	予防課全員
	活動調整班 (警防課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各署管内の災害応急活動状況の調整に 関する事。 2 各署管内の救助に関する事。 3 各署管内の避難に関する事。 4 消防団の動員に関する事。 	警防課全員 救急課全員
	通信指令班 (指令課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信による情報の収集と関係各署への指 令伝達に関する事。 	指令課全員
南消防署隊 (南消防署長)	総務・情報班 (署長が指名 した者)	<ol style="list-style-type: none"> 1 人員の動員及び把握に関する事。 2 所属職員又はその家族の安否に関する 事。 3 災害状況、活動状況の取りまとめ及び報 告書の作成に関する事。 4 消防局警防本部との情報連絡に関する 事。 5 福山市災害情報システム入力に関する 事。 6 気象情報の収集及び伝達に関する事。 7 署内の庶務一般に関する事。 8 防御資材、燃料の調達に関する事。 	南消防署 全員
	指揮調整班 (署長が指名 した者)	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査運搬・活動班の出動調整に関する 事。 2 現場指揮本部設置時の運営に関する 事。 	
	調査運搬班 (署長が指名 した者)	<ol style="list-style-type: none"> 1 人的被害情報のない事案の現場調査に 関する事。 2 現場活動人員の送迎に関する事。 3 防御資材、燃料の運搬に関する事。 	

	班及び班長	主 な 所 掌 事 務	班 員
	活動班 (署長が指名した者)	1 広報活動及び避難に関すること 2 一線活動に関すること。 3 調査運搬班の応援に関すること。	
	救急班 (署長が指名した者)	1 救急活動に関すること。	
北消防署隊 (北消防署長)	同上	同上	北消防署 全員
東消防署隊 (東消防署長)	同上	同上	東消防署 全員
西消防署隊 (西消防署長)	同上	同上	西消防署 全員
水上消防署 隊 (水上消防署 長)	同上	同上	水上消防署 全員
芦品消防署 隊 (芦品消防署 長)	同上	同上	芦品消防署 全員
深安消防署 隊 (深安消防署 長)	同上	同上	深安消防署 全員
府中消防署 隊 (府中消防署 長)	同上	同上	府中消防署 全員
消防団 第一方面隊 (第一方面隊 長)	引野班 蔵王班 千田班 御幸班 大津野班 春日班 坪生班 加茂班 広瀬班 山野班	1 一線活動に関すること。 " " " " " " " " " "	引野分団 蔵王 " 千田 " 御幸 " 大津野 " 春日 " 坪生 " 加茂 " 広瀬 " 山野 "
消防団 第二方面隊 (第二方面隊 長)	芦田東班 芦田中央班 芦田西班 駅家班 宜山班 近田班 服部班 法成寺班	1 一線活動に関すること。 " " " " " " "	芦田東 " 芦田中央 " 芦田西 " 駅家 " 宜山 " 近田 " 服部 " 法成寺 "
消防団 第三方面隊 (第三方面隊 長)	東 班 西 班 南 班 霞 班	1 一線活動に関すること。 " " "	東 " 西 " 南 " 霞 "

	班及び班長	主 な 所 掌 事 務	班 員
	樹徳班 川口班 手城班 深津班 箕島班	〃 〃 〃 〃 〃	樹徳〃 川口〃 手城〃 深津〃 箕島〃
消防団 第四方面隊 (第四方面隊長)	山郷班 津之郷班 赤坂班 瀬戸班 熊野班 水呑班 田尻班 鞆 班 走島班	1 一線活動に関すること。 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	山郷〃 津之郷〃 赤坂〃 瀬戸〃 熊野〃 水呑〃 田尻〃 鞆 〃 走島〃
消防団 第五方面隊 (第五方面隊長)	東村班 本郷班 神村班 柳津班 金江班 藤江班 松永班 高西班	1 一線活動に関すること。 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	東村〃 本郷〃 神村〃 柳津〃 金江〃 藤江〃 松永〃 高西〃
消防団 第六方面隊 (第六方面隊長)	内海班 山南班 常石班 千年班 能登原班	1 一線活動に関すること。 〃 〃 〃 〃	内海〃 山南〃 常石〃 千年〃 能登原〃
消防団 第七方面隊 (第七方面隊長)	常金丸班 網引班 新市班 戸手班	1 一線活動に関すること。 〃 〃 〃	常金丸〃 網引 〃 新市 〃 戸手 〃
消防団 第八方面隊 (第八方面隊長)	神辺班 御野班 竹尋班 湯田班 中条班 道上班	1 一線活動に関すること。 〃 〃 〃 〃 〃	神辺〃 御野〃 竹尋〃 湯田〃 中条〃 道上 〃

災害時の消防隊の編成

[通常災害]

- ア 消防局及び消防署の部隊編成
別紙 1 のとおりとする。
- イ 消防団の部隊編成
別紙 2 のとおりとする。

[非常災害]

- ア 消防局及び消防署の部隊編成
別紙 4 のとおりとする。
- イ 消防団の部隊編成
別紙 4 のとおりとする。

2 消防力等の整備

(1) 消防力等の現況

ア 人員

(7) 消防局及び消防署 別紙 1 のとおり

(1) 消防団 別紙 2 のとおり

イ 施設

(7) 消防局及び消防署 別紙 3(1) のとおり

(1) 消防団 別紙 3(2) のとおり

(2) 施設及び資機材の移転改修等

ア 消防局及び消防署

(7) 洪水・津波対策等の観点から、浸水想定区域内の消防庁舎の移転改修等、又は、非常用発電設備の移設等による浸水対策を図る。

(1) 社会情勢の変化に適応した消防施設等の改修・更新を推進する。

イ 消防団

地域の実状に応じた消防施設等の改修・更新を推進する。

(3) 施設及び資機材の整備点検

ア 定期

施設については年 2 回以上、資機材については福山地区消防組合警防規程(令和 2 年訓令第 4 号)による。

イ 災害後

その都度定期整備点検に準じて行うものとする。

3 調査

(1) 消防地理水利調査

福山地区消防組合警防規程により実施するものとする。

(2) 災害危険区域等調査

年 2 回以上調査を実施して対策樹立の資料とするものとする。

(3) 被害想定図

4 教育訓練

都市化・高齢化など社会情勢の急速な進展や変化に伴い、災害態様も複雑多岐を極めている。こうしたなかで、防災活動、消防・救急・救助活動に迅速・的確に対応できるよう、職員(団員)の知識・技能の更なる向上を図るため、次の教育訓練を実施するものとする。

教育

(1) 学校教育

ア 消防職員

(7) 初任教育(6 ヲ月間(新採用者))

(1) 専科教育 1 週間～2 ヲ月間(防災、火災調査、救急、救助等の専科)

(ウ) 幹部教育 消防大学校 1週間～2ヵ月

イ 消防団員

(7) 幹部教養 2日～3日間

初級・中級・上級

(イ) 新入団員教養 1日～2日間

(ウ) 指導員養成講習 3日～5日間

(2) 一般教養

ア 消防職員

年間教養計画を基盤として月間教養計画に基づき幹部により次の教養を行うものとする。

(7) 消防関係法令

(イ) 化学関係法令

(ウ) 原因調査技術

(エ) 火災消防戦術

(オ) 救護救急養成

(カ) 消防機械学

(キ) ポンプ操法

(ク) 梯子操法

(ケ) 結索法

(コ) 図上作戦

(サ) その他消防上必要な事項

イ 消防団

消防団上級幹部、指導員並びに消防職員によって、法令、規律、防ぎよ戦術等の教養を行うものとする。

(3) 委託教養

外来講師を招聘して専門的かつ高度な教養を行うものとする。年2回

訓 練

(1) 基礎訓練

ア 規律訓練 月2回

イ 車両訓練 月1回

ウ 操法訓練 月4回

(2) 火災防ぎよ訓練

ア 基本火災防ぎよ訓練

防ぎよ戦術の研究 月1回(新採用者は随時)

イ 建物火災防ぎよ訓練 月4回

(7) 木造大規模建築物火災防ぎよ訓練

(イ) 危険区域火災防ぎよ訓練

(ウ) 高層建築物 //

ウ 林野火災防ぎよ訓練 年1回

エ 船舶火災防ぎよ訓練 年2回

- オ 車両火災防ぎょ訓練 年 2 回
- カ 放射性同位元素火災防ぎょ訓練 年 1 回

(3) 救助、救急訓練

- ア 救助訓練 年 4 回
- イ 救急訓練 年 4 回

(4) 総合防災訓練 年 1 回

5 災害予防

(1) 災害予防指導

ア 防火管理者

春秋の全国一斉火災予防運動週間その他必要な事項が発生したとき、防火管理についての注意事項の指示、指導をする。

イ 危険物取扱者

危険物安全協会の組織を通じて講習会・研修会等を開催する。

ウ 消防設備士及び点検資格者

防火対象物へ設置する消防用設備等の適正な設置及び維持のための指導をする。

エ 防火協会

(7) 機関紙により会員の啓発指導にあたる。

(4) 支部活動を強力に展開する。

(ウ) 防火座談会、防火映画会等を開催する。

オ 自主防災組織の育成、指導

(2) 火災予防査察

ア 査察対象物の指定

福山地区消防組合火災予防査察規程(平成26年訓令第1号)により指定するものとする。

イ 使用開始検査の実施

(7) 防火対象物の使用開始検査

届出により実施するものとする。

(4) 危険物施設の完成検査

申請により実施するものとする。

ウ 査察の実施

(7) 定期査察

査察計画に基づいて実施するものとする。

(4) 特別査察

定期査察以外の査察で、必要と認めるものに実施するものとする。

(ウ) 緊急査察

緊急に査察を必要とするものについて業態を指定するか、又は特定の対象物を指定して実施するものとする。

(3) 広報活動

ア 広報紙を活用する。

- イ 防火協会機関紙等を活用する。
- ウ 有線放送によるもの。
- エ 広報車によるもの。
- オ 報道機関に協力を依頼するもの。
- カ ホームページを活用する。

6 警報発令伝達

(1) 火災警報

ア 警報発令及び解除

福山地区消防組合火災予防規則(平成2年規則第18号)第4条の規定による。

イ 警報の伝達、周知

(7) 消防法施行規則(昭和36年自治省令第8号)第34条の規定により伝達する。

(4) 関係行政機関、報道機関等に対しては電話による。

(ウ) 住民に対しては登録制メール、広報車等による。

ウ その他の警報伝達、周知

火災信号、水防信号等も火災警報の伝達、周知方法と同様とする。

7 情報

(1) 情報収集

消防用無線機等を活用して災害現場にある責任者は消防局に通報するものとする。
その他、災害に関連する諸情報は細大漏らさず収集するものとする。

(2) 情報報告及び連絡

災害に関連する諸情報は市長に対して報告するものとする。福山市災害対策本部が設置されたときは、この対策本部総務部へ報告するものとする。その他情報の内容を検討し関係方面へ連絡するものとする。

(3) 情報広報

入手した情報のうち広く一般市民へ広報の必要があるときは、各消防署の放送設備、広報車、各農協支店の有線放送設備及び報道関係機関へ依頼して広報活動を行うものとする。

特定の地域、住民に対して広報の必要があるときは、その地域、住民に対して広報車、放送設備を活用して広報を行うものとする。

(4) 情報記録

災害に関する情報はことごとく記録しておき、災害書類作成の資料とするものとする。

8 火災警報

(1) 消防職員及び消防団員の招集

ア 火災警報発令時

(7) 消防職員

電話連絡により非番職員に発令を連絡し、自宅待機とする。また、状況によって、所属局、署、分署、所へ参集するものとする。

(イ) 消防団員

警報発令と同時に電話連絡により各分団長に対し発令を連絡し、状況によって自宅待機と各器具庫待機の２段階とする。

イ 通常火災時

(7) 消防職員

火災を覚知した非番職員は、所属局、署、分署、所へ参集し第２次火災に対し待機して、必要により第１次火災に応援出動するものとする。

(イ) 消防団員

災害現場を管轄する分団員及びこれに隣接する各分団員が事前命令によって出動する。

ウ 非常火災時

(7) 消防職員

「８(1)ア 火災警報発令時」の招集に同じ。

(イ) 消防団員

事前命令によって出動する分団以外の分団は、電話連絡により分団長に対し器具庫待機又は応援出動を指示するものとする。

エ その他の火災時

その規模に応じて前ア、イ、ウを準用するものとする。

(2) 出 動

ア 偵 察

火煙が上昇し火災か否かの判別困難なときは怪煙(炎)偵察を行うものとする。
出動は無線車１台、ポンプ車１台とする。

イ 通常火災

(7) 消防職員は常設消防隊ポンプ車出動区分により出動するものとする。

(イ) 消防団員は火災現場を管轄する分団員及びこれに隣接する分団員が出動するものとする。

ウ 非常火災

(7) 消防職員は、常設消防隊ポンプ車出動区分による特命出動として非番参集分隊が出動するものとする。

(イ) 消防団員は各方面隊の分団のうちから、地理的かつ機械の性能等を勘案し更に火災規模を判断して特命出動するものとする。

(3) 警 戒

ア 火災警報発令時

(7) 不時出動訓練を実施して機械器具の点検を行い、物心両面にわたる警告を与え迅速出動を期するものとする。

(イ) 広報車又は有線放送により火災予防の呼びかけを行うものとする。

(ウ) 状況により非番参集者をして自宅待機とする場合と第一線出動部隊へ編入する場合の２段階とする。

イ 災害時

常設消防隊ポンプ車出動区分による出動とする。

(4) 通 常

ア 平常時の通信体制

火災報知用電話（固定・IP・携帯） 2回線 12ch、衛星回線 2回線

一般加入電話	76回線	自動車電話（FAX）	15
局・南	28回線	南	1
鞆	3回線	鞆	1
瀬戸	3回線	瀬戸	1
北	4回線	北	1
駅家	3回線	駅家	1
東	3回線	東	1
西	4回線	西	1
沼隈内海	3回線	沼隈内海	1
今津	3回線	今津	1
水上	3回線	水上	1
芦品	4回線	芦品	1
深安	5回線	深安	1
安田	3回線	安田	1
府中	4回線	府中	1
小塚	3回線	小塚	1
<ul style="list-style-type: none"> ・内線電話 290台 ・固定局、基地局、陸上移動局、船舶局 ・災害自動案内装置(テレドーム) 1回線(999アクセス)+3回線 ・緊急通報用電話 15台 			

イ 非常時の通信体制

平常時の通信体制を全面的に活用し、更に長距離通信の場合は、警察電話及び同無線機を利用するものとする。

(5) 火災防ぎよ

ア 危険地域

危険区域毎の固有の防ぎよ計画を樹立しておくものとする。

イ 特殊建物

特殊建物毎の固有防ぎよ計画を樹立しておくものとする。

ウ 危険物火災

危険物火災に対しては特殊防火衣、空気呼吸器等の携行を怠らないこと。

化学消防ポンプ自動車の出動により化学消火薬剤の総力をあげて消火にあたりると共に、関係各機関と協力して再爆発の防除、特に危険防止に留意するものとする。

エ 放射性物質

放射線物質を貯蔵する施設の火災、又はその他の理由により放射性物質が放出された場合は、関係者と協力して被害軽減に努めるものとする。

特に消火に使用した水が放射能に汚染されている場合があるので流入方面の配慮が必要である。

オ 林野火災

水利の便の悪い場所は防ぎよの性格上多数の防ぎよ隊員を必要とするので、消防団員の出動連絡を迅速に行うとともに地形的に敏速な行動が阻害され易いので無線機を充分活用するものとする。

カ 船舶火災

特殊防火衣、空気呼吸器等の活用をする。

傭船の手配、隣接船舶の処置、海上保安庁並びに被災船舶側責任者と密接な連携のもとに実施する。

キ 車両火災

タンクローリー火災の場合は危険物火災に準じて行うものとする。

バス、電車、列車等は救助に重点をおき実施するものとする。

9 避難計画

(1) 勧告及び指示の基準

次の場合には、被害が波及すると予想される地域の住民に対して避難の勧告及び指示を行うものとする。

火災の場合

風下方面で火災が波及されると予想される地域の住民に対して行うものとする。

(2) 勧告及び指示の伝達

サイレンの吹鳴、放送設備、口頭連呼等を併用して行うものとする。

(3) 避難所の指定及び誘導方法

災害の規模その他の状況を勘案して(5)の避難所へ避難させるものとする。

避難者は平静を失っているので、誘導に当たっては極めて冷静な態度で臨み、いやくも不安を駆り立てるような言動を慎しむものとする。

(4) 避難所の警戒

市主管課と密接な協力のもとに避難所の警戒を実施するものとする。

避難所内の火災予防及び秩序確保に努めるものとする。

10 活動計画

大規模災害発生時には、災害の規模その他の状況を勘案して次の計画により活動するものとする。

- 水防対策運営要領
- 大規模地震災害対応要領
- 大規模救急事案発生時の救急救護活動計画

11 応援協力計画

(1) 協定機関

ア 近隣市町等との相互応援

- 広島県内広域消防相互応援
- 笠岡地区消防組合、井原地区消防組合、高梁市
- 広島県内航空消防応援
- 広島県防災ヘリコプター応援
- 災害時の医療救護活動相互応援
- 尾道市救急業務応援

イ 海上保安部(署)との相互応援

尾道海上保安部、福山海上保安署

ウ 特定事業者からの応援協力

JFEスチール(株)西日本製鉄所

エ 生コンクリート協同組合からの応援協力

○ 広島県東部生コンクリート協同組合

○ 上下地区生コンクリート協同組合

(2) 関係機関

別紙5のとおりとする

(3) 応援方法

消防応援について、福山市と協定を締結している機関については、この協約事項によって実施するものとする。

(4) 資料の交換

ア 消防施設の配置図

イ 消防機関の組織、構成表

ウ 地理、水利状況図

警防本部(73人) 本部長(消防局長) 副本部長(消防局部長) 総務課 予防課 警防課 救急課 指令課	南大隊 (南消防署) 63人	大隊長(署長) 副長(副署長) (大隊付9人)	第1中隊 (第1係)	第1中隊長 (第1係長)	第1小隊 小隊長以下6人	第2小隊 小隊長以下6人	救助隊 8人	救急隊 5人	輛出張所 (所長) 21人	第3中隊 (第1係)	第3中隊長 (第1係長)	第1小隊 小隊長以下6人	救急隊 3人		
			第2中隊 (第2係)	第2中隊長 (第2係長)	第3小隊 小隊長以下6人	第4小隊 小隊長以下6人	救助隊 8人	救急隊 5人		第4中隊 (第2係)	第4中隊長 (第2係長)	第2小隊 小隊長以下6人	救急隊 3人		
			北大隊 (北消防署) 45人	大隊長(署長) 副長(副署長) (大隊付7人)	第1中隊 (第1係)	第1中隊長 (第1係長)	第1小隊 小隊長以下7人	第2小隊 小隊長以下5人	救急隊 5人	瀬戸出張所 (所長) 19人	第5中隊 (第1係)	第5中隊長 (第1係長)	第1小隊 小隊長以下5人	救急隊 3人	
					第2中隊 (第2係)	第2中隊長 (第2係長)	第3小隊 小隊長以下7人	第4小隊 小隊長以下5人	救急隊 5人		第6中隊 (第2係)	第6中隊長 (第2係長)	第2小隊 小隊長以下5人	救急隊 3人	
				東大隊 (東消防署) 43人	大隊長(署長) 副長(副署長) (大隊付5人)	第1中隊 (第1係)	第1中隊長 (第1係長)	第1小隊 小隊長以下7人	第2小隊 小隊長以下5人	救急隊 5人	駅家分署 (分署長) 25人	第3中隊 (第1係)	第3中隊長 (第1係長)	第1小隊兼救助隊 小隊長以下8人	救急隊 3人
						第2中隊 (第2係)	第2中隊長 (第2係長)	第3小隊 小隊長以下7人	第4小隊 小隊長以下5人	救急隊 5人		第4中隊 (第2係)	第4中隊長 (第2係長)	第2小隊兼救助隊 小隊長以下8人	救急隊 3人
				西大隊 (西消防署) 42人	大隊長(署長) 副長(副署長) (大隊付5人)	第1中隊 (第1係)	第1中隊長 (第1係長)	第1小隊兼救助隊 小隊長以下7人	第2小隊 小隊長以下6人	救急隊 4人	沼隈内海出張所 (所長) 21人	第3中隊 (第1係)	第3中隊長 (第1係長)	第1小隊 小隊長以下6人	救急隊 3人
						第2中隊 (第2係)	第2中隊長 (第2係長)	第3小隊兼救助隊 小隊長以下7人	第4小隊 小隊長以下6人	救急隊 4人		第4中隊 (第2係)	第4中隊長 (第2係長)	第2小隊 小隊長以下6人	救急隊 3人
			水上大隊 (水上消防署) 17人	大隊長(署長)	第1中隊 (第1係)	第1中隊長 (第1係長)	第1小隊 小隊長以下4人	救急隊 3人	今津出張所 (所長) 17人	第5中隊 (第1係)	第5中隊長 (第1係長)	第1小隊 小隊長以下4人	救急隊 3人		
					第2中隊 (第2係)	第2中隊長 (第2係長)	第2小隊 小隊長以下4人	救急隊 3人		第6中隊 (第2係)	第6中隊長 (第2係長)	第2小隊 小隊長以下4人	救急隊 3人		
			芦品大隊 (芦品消防署) 42人	大隊長(署長) 副長(副署長) (大隊付4人)	第1中隊 (第1係)	第1中隊長 (第1係長)	第1小隊兼救助隊 小隊長以下7人	第2小隊 小隊長以下6人	救急隊 4人						
					第2中隊 (第2係)	第2中隊長 (第2係長)	第3小隊兼救助隊 小隊長以下7人	第4小隊 小隊長以下6人	救急隊 4人						
			深安大隊 (深安消防署) 42人	大隊長(署長) 副長(副署長) (大隊付4人)	第1中隊 (第1係)	第1中隊長 (第1係長)	第1小隊兼救助隊 小隊長以下7人	第2小隊 小隊長以下6人	救急隊 4人	安田出張所 (所長) 21人	第3中隊 (第1係)	第3中隊長 (第1係長)	第1小隊 小隊長以下5人	救急隊 3人	
					第2中隊 (第2係)	第2中隊長 (第2係長)	第3小隊兼救助隊 小隊長以下7人	第4小隊 小隊長以下6人	救急隊 4人		第4中隊 (第2係)	第4中隊長 (第2係長)	第2小隊 小隊長以下5人	救急隊 3人	
			府中大隊 (府中消防署) 42人	大隊長(署長) 副長(副署長) (大隊付4人)	第1中隊 (第1係)	第1中隊長 (第1係長)	第1小隊兼救助隊 小隊長以下7人	第2小隊 小隊長以下6人	救急隊 4人	小塚出張所 (所長) 19人	第3中隊 (第1係)	第3中隊長 (第1係長)	第1小隊 中隊長以下6人	救急隊 3人	
					第2中隊 (第2係)	第2中隊長 (第2係長)	第3小隊兼救助隊 小隊長以下7人	第4小隊 小隊長以下6人	救急隊 4人		第4中隊 (第2係)	第4中隊長 (第2係長)	第2小隊 小隊長以下6人	救急隊 3人	

消防力等の現況

2024年（令和6年）4月1日現在

(1) 消防局及び消防署

消防局	1	水上ふくやま船舶局	1
消防署	8	人工蘇生器	21
分署	1	ガス溶断機	1
消防出張所	6	排煙機	9
消火栓	7,581	携帯用発電機	69
プール	126	エンジンカッター	23
防火水槽	20t~40t未満のもの	救助用ボート	13
	40t以上のもの	潜水器具	39
池			381

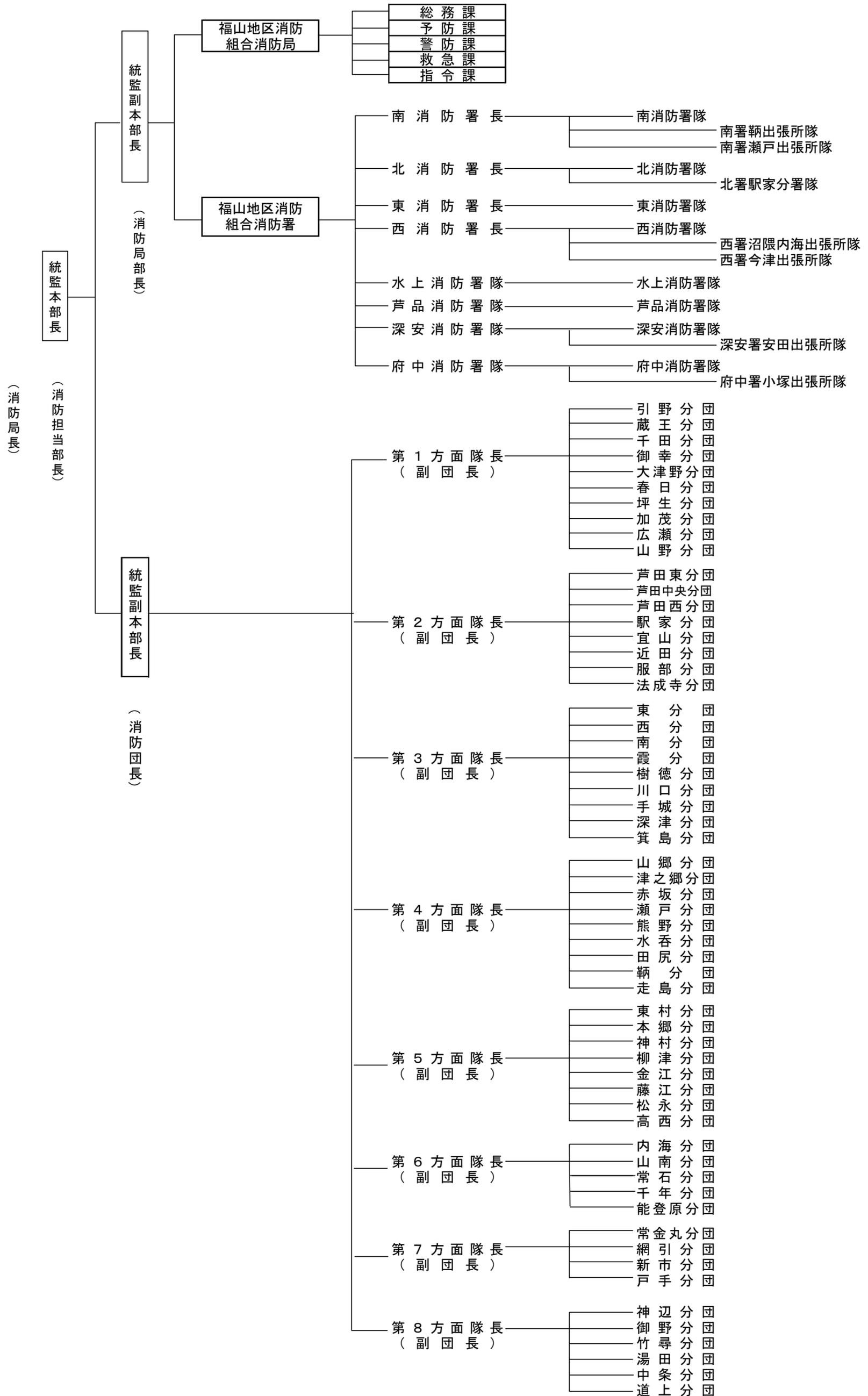
機 種 別 署 別	無線中継車	はしご付消防ポンプ車	化学消防車	水そう付き消防ポンプ車	消防ポンプ車	救助工作車	資器材搬送車	救急車	指揮車	事務連絡車	現場指揮広報車	調査車	人員搬送車	運搬車	小型動力ポンプ積載車	小型動力ポンプ	救助艇	消防艇	支援車	計
	消防局	1							1	1	6	2	1	1	1					1
南消防署		1		1	2	1		2	1	2	1				1					12
南消防署鞆出張所					1			1		1						1				4
南消防署瀬戸出張所					1			1							1	1				4
北消防署			1		2			2		2	1				1	1				10
北消防署駅家分署		1			1	1		1		1	1									6
東消防署		1	1		3		1	2	1	2										11
西消防署					4	1		2		2	1				1	1				12
西消防署今津出張所					1			1		1										3
西消防署沼隈内海出張所					1			1							1	1				4
水上消防署					1			1		1							1	1		5
芦品消防署				1	2			1	1	1	1				1	1				9
深安消防署					3	1		2	1	2					1	1				11
深安消防署安田出張所					1			1		1					1	1				5
府中消防署		1			3	1	1	2	1	1	1				1	1				13
府中消防署小塚出張所					1			1		1					1	1				5
計	1	4	2	2	27	5	2	22	6	24	8	1	1	1	10	10	1	1	1	129

(2) 消防団

機種別 分団別	指揮車 広報車	ポンプ車	小型動力ポンプ	普通積載車	軽四積載車
団本部	2		3	1	
引野分団		1	2	2	
蔵王 "		1	2	2	
千田 "		1	2	2	
御幸 "		1	2	2	
大津野 "		1	2	2	
春日 "		1	1	1	
坪生 "		1	2	2	
加茂 "		2	1	1	
広瀬 "			1	1	
山野 "		1			
芦田東 "		1	3	3	
芦田中央 "		1	2	2	
芦田西 "		1	3	3	
駅家 "		1	3	3	
宜山 "		1	2	2	
近田 "		1			
服部 "		1	2	2	
法成寺 "		1	1	1	
東 "		1			
西 "		1	1	1	
南 "		1			
霞 "			1	1 (半固定)	
樹徳 "		1	1	1	
川口 "		2	1	1	
手城 "		1			
深津 "		1			
箕島 "			2	2	
山郷 "		1	4	4	
津之郷 "		1	1	1	
赤坂 "		1	3	3	
瀬戸 "		1	3	3	
熊野 "		1	4	4	
水呑 "		1	3	2	1
田尻 "			2	2 (半固定)	
鞆 "		1	2	2	
走島 "			3		3
東村 "		1	2	2	
本郷 "		1	2	2	
神村 "		1	5	5	
柳津 "		1	1	1	
金江 "		1	2	1	1
藤江 "		1	3	3	
松永 "		1	4	4	
高西 "		1	1	1	
内海 "		2	2	1	1
山南 "		1	3	3	
常石 "		1	1	1	
千年 "		2	2	2	
能登原 "		1	1	1	
常金丸 "		1	3	3	
網引 "		1	2	2	
新市 "		1	2	2	
戸手 "		1	1	1	
神辺 "		2	1	1	
御野 "		1	2	2	
竹尋 "		1	2	2	
湯田 "		1	1	1	
中条 "		1	2	2	
道上 "		1	1	1	
計	2	59	111	103	6

非常災害部隊編成表

2024年(令和6年)4月1日現在



別紙5 関係機関並びにその他の団体一覧

2024年(令和6年)4月1日現在

名 称	所 在	電 話
福山労働基準監督署	福山市旭町1-7	923-0005
国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所	福山市三吉町四丁目4-13	(代) 923-2620 夜間 923-2621
尾道海上保安部	尾道市古浜町27-13尾道地方合同庁舎	(0848) 22-2108
福山海上保安署	福山市東手城町二丁目18-3	(緊急) 943-5999 943-5950
広島地方气象台	広島市中区上八丁堀6-30 広島地方合同庁舎四号館	(082) 223-3953 50-101-99-160
自衛隊広島地方協力本部福山地域事務所	福山市元町15-16	923-4743
広島県東部建設事務所	// 三吉町一丁目1-1	(代) 921-1311
広島県東部建設事務所三原支所	三原市円一町二丁目1-1	(0848) 64-2322
広島県東部農林水産事務所	福山市三吉町一丁目1-1	(代) 921-1311
広島県東部厚生環境事務所福山支所	// 三吉町一丁目1-1	(代) 921-1311
福山東警察署	// 三吉町南二丁目5-31	(代) 927-0110
福山西警察署	// 神村町3106-1	(代) 933-0110
福山北警察署	// 神辺町新道上三丁目14	962-0110
福山郵便局	// 東桜町3-4	924-1500
福山東郵便局	// 引野町五丁目31-6	943-6013
松永郵便局	// 松永町四丁目12-19	933-3275
西日本電信電話株式会社中国支店	広島市中区基町6-77	(082) 227-2127
西日本高速道路(株)中国支社福山高速道路事務所	福山市蔵王町五丁目24-1	941-9778
中国電力ネットワーク株式会社	// 沖野上町一丁目7-28	(代) 922-7954 夜間・休日0120-511-605
福山瓦斯株式会社	// 南手城町二丁目26-1	(代) 931-3111
福山駅	// 三之丸町30-1	925-3156
大門駅	// 大門町大門	941-1016
松永駅	// 松永町342-10	933-2830
備後赤坂駅	// 赤坂町赤坂1226	951-1011
東福山駅	// 引野町五丁目50	943-8950
せとうち地域鉄道部福山施設管理センター	// 三之丸町30-2	921-2285
福山市農業協同組合 本所	// 花園町二丁目7-1	(代) 924-2211
// 春日支店	// 春日町三丁目2-31	947-0527
// 川口支店	// 川口町二丁目12-7	953-0530
// 草戸支店	// 草戸町四丁目1-2	924-1285
// 蔵王支店	// 蔵王町二丁目12-43	924-0513
// 坪生出張所	// 坪生町五丁目19-22	947-0035
// 手城支店	// 南手城町三丁目9-13	924-2626
// 引野支店	// 引野町四丁目14-7	941-0519
// 深津支店	// 東深津町七丁目3-22	924-0511
// 本庄支店	// 本庄町中四丁目3-5	924-0422
// 山郷支店	// 山手町四丁目18-29	951-0150
福山市農業協同組合 田尻出張所	// 田尻町4496-8	956-1151
// 水呑支店	// 水呑町三新田1-436	956-1135
// 赤坂支店	// 赤坂町赤坂342-2	951-2524
// 瀬戸支店	// 瀬戸町地頭分728-1	951-1017

名 称	所 在	電 話
〃 津之郷支店	〃 津之郷町津之郷1296	951-0383
〃 大津野支店	〃 大門町一丁目38-8	941-1230
〃 伊勢丘出張所	〃 伊勢丘七丁目3-3	947-1388
〃 熊野支店	〃 熊野町乙1068-1	959-0004
〃 千田支店	〃 千田町三丁目35-18	955-1105
〃 御幸支店	〃 御幸町森脇127	955-0026
〃 今津支店	〃 今津町六丁目8-25	933-3127
〃 松永支店	〃 松永町五丁目6-2	933-3137
〃 松永支北支店	〃 本郷町3071-1	939-6400
〃 松永支南支店	〃 金江町南金見2962	939-5858
〃 神村支店	〃 宮前町二丁目4-19	933-3145
〃 駅家支店	〃 駅家町倉光58	976-1161
〃 宜山出張所	〃 〃 今岡88-1	976-2135
〃 加茂支店	〃 加茂町中野12	972-3636
〃 芦田支店	〃 〃 下有地1041-1	983-1131
〃 新市支店	〃 〃 新市417-2	0847-51-2676
〃 網引支店	〃 〃 宮内208-7	0847-51-3377
〃 沼隈支店	〃 沼隈町草深1702-2	987-1234
〃 山南出張所	〃 〃 中山南632	988-0011
〃 神辺出張所	〃 神辺町川南1026-1	963-1141
〃 御野出張所	〃 〃 下御領276-1	966-0300
〃 竹尋出張所	〃 〃 下竹田76	966-2000
〃 神辺中央支店	〃 〃 川北1025-1	963-1151
〃 中条出張所	〃 〃 東中条2386	967-1711
〃 道上出張所	〃 〃 道上1191	963-1161
広島県信用漁業協同組合連合会福山支店	〃 鞆町鞆843-1	982-2386
鞆の浦漁業協同組合	〃 鞆町鞆1003-3	982-2220
田尻あんずの里 〃	〃 田尻町2880-15	956-0333
走島 〃	〃 走島町118	984-2007
浦島漁業協同組合松永支店	〃 柳津町5-3-2	933-4330
田島漁業協同組合	〃 内海町ハ236	986-2304

名 称	所 在	電 話
横島漁業協同組合	福山市内海町1102-1	986-2008
千年漁業協同組合	〃 沼隈町能登原2493-6	987-0423
芦田川漁業協同組合	〃 草戸町四丁目1-2	924-1285
福山地区危険物安全協会	〃 沖野上町五丁目13-8	(代) 928-1192
福山地区防火連絡協議会	〃	(代) 928-1192
福山市防火協会連合会	〃	(代) 928-1191
福山市東防火協会	福山市引野町北四丁目23-9	(代) 941-3868
福山市西防火協会	〃 松永町三丁目21-77	(代) 934-1355
福山市南防火協会	〃 沖野上町五丁目13-8	(代) 928-1200
福山市北防火協会	〃 奈良津町二丁目1-1	(代) 923-3993
福山市深安防火協会	〃 神辺町川北1402-1	(代) 962-1234
福山市芦品防火協会	〃 新市町戸手780-10	(代) (0847) 52-4400
福山市医師会	〃 三吉町南二丁目11-25	(代) 922-0243
松永沼隈地区医師会	〃 南松永町二丁目8-12 (保健福祉センター内)	(代) 933-6299
府中地区医師会	府中市鶴飼町496-1	(代) (0847) 45-3505
深安地区医師会	福山市加茂町下加茂933 (せら医院内)	(代) 972-2814
福山市歯科医師会	〃 南蔵王町六丁目19-34	(代) 941-4444
藤尾ダム操作事務所	〃 新市町藤尾3574-3	(0847) 53-8915
藤尾ダム金丸警報局	〃 〃 金丸224-1	
福山アマチュア無線赤十字奉仕団	〃 神辺町道上2062-5	963-2332

9 自主防災組織の結成状況

(2024年(令和6年)4月1日現在)

	学 区 名		結成年月日
南 署	南・西・霞・泉・川口・光・津之郷・赤坂・瀬戸 熊野・水呑・箕島・高島・鞆・走島・曙・多治米 新涯・山手・川口東・明王台	津之郷	1999. 9. 1
		山手	1999. 10. 2
		南	1999. 11. 11
		赤坂	2000. 3. 1
		瀬戸	2000. 3. 15
		曙	2000. 11. 16
		新涯	2000. 12. 11
		光	2001. 6. 27
		西	2002. 2. 28
		箕島	2002. 10. 18
		川口	2002. 12. 11
		泉	2004. 2. 23
		高島	2004. 3. 25
		川口東	2004. 11. 22
		熊野	2005. 2. 10
		水呑	2005. 3. 15
		鞆	2005. 3. 18
		霞	2005. 10. 1
		多治米	2005. 12. 15
		走島	2006. 2. 1
		明王台	2006. 5. 12
	21学区	21学区	
北 署	東・手城・深津・樹徳・旭・御幸・桜丘・西深津 久松台・蔵王・千田	桜丘	2000. 2. 29
		西深津	2000. 3. 10
		千田	2001. 2. 23
		御幸	2001. 6. 1
		深津	2001. 8. 8
		東	2002. 7. 12
		久松台	2002. 7. 18
		旭	2002. 11. 15
		手城	2002. 11. 20
		蔵王	2002. 12. 2
		樹徳	2004. 2. 23
	11学区	11学区	
東 署	引野・大津野・坪生・春日・伊勢丘・緑丘・長浜 野々浜・幕山・日吉台・大谷台・旭丘	引野	1999. 7. 28
		野々浜	1999. 8. 20
		伊勢丘	1999. 8. 20
		大津野	1999. 11. 9
		旭丘	1999. 11. 30
		坪生	2001. 2. 1
		長浜	2002. 8. 23
		日吉台	2003. 2. 24
		幕山	2004. 2. 21
		春日	2005. 4. 1
		緑丘	2005. 7. 15
		大谷台	2007. 12. 1
			12学区

	学 区 名		結成年月日
西 署	神村・本郷・東村・今津・松永・柳津・金江 藤江・高西・横島・田島西部・田島東部 常石・千年・山南・能登原	神村	2000. 1. 15
		金江	2000. 2. 28
		柳津	2000. 3. 24
		東村	2000. 6. 1
		松永	2000. 7. 15
		今津	2000. 8. 23
		本郷	2000. 8. 28
		藤江	2001. 2. 1
		高西	2001. 8. 18
		田島東部	2004. 6. 5
		田島西部	2005. 1. 30
		横島	2005. 3. 5
		常石	2005. 10. 3
		千年	2006. 4. 6
		山南	2006. 4. 20
		能登原	2006. 7. 11
			16学区
芦品署	駅家・駅家東・駅家西・宜山・服部・有磨・福相 戸手・新市・常金丸・網引	宜山	2001. 1. 24
		有磨	2002. 2. 28
		服部	2002. 3. 29
		網引	2004. 2. 25
		駅家	2004. 2. 27
		駅家西	2004. 9. 17
		福相	2004. 11. 26
		常金丸	2006. 3. 10
		駅家東	2006. 10. 27
		新市	2007. 4. 1
		戸手	2008. 3. 1
	11学区	11学区	
深安署	山野・広瀬・加茂・神辺・竹尋 御野・湯田・中条・道上	加茂	2000. 2. 18
		山野	2000. 12. 19
		広瀬	2001. 1. 21
		神辺	2010. 1. 17
		御野	2010. 1. 17
		湯田	2010. 1. 17
		中条	2010. 1. 17
		道上	2010. 1. 21
		竹尋	2010. 1. 25
	9学区	9学区	
合 計	80学区	80学区	
※ 学区とありますが、ここでは学区あるいは地区です。			結成率 100 %

○福山市防災会議条例

〔昭和41年5月1日〕
〔条例第10号〕

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、福山市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

一部改正〔平成12年条例38号〕

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 福山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項の規定により水防計画を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

一部改正〔平成12年条例38号・17年40号・24年73号〕

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員60人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 広島県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 広島県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が特に任命する者

6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成7年条例20号・24年73号〕

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、広島県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月23日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月14日条例第38号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（福山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 福山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第112号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成17年9月27日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月26日条例第73号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 福山市災害対策本部条例

〔昭和41年5月1日〕
条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、福山市災害対策本部について必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔平成8年条例34号・24年73号〕

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

追加〔平成8年条例34号〕

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部について必要な事項は、災害対策本部長が定める。

一部改正〔平成8年条例34号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年6月25日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月26日条例第73号）

この条例は、公布の日から施行する。

○福山市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例

〔平成 28 年 3 月 16 日〕
〔 条 例 第 8 号 〕

（趣旨）

第 1 条 この条例は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条第 1 項第 4 号ハの規定に基づき、福山市地域防災計画に大規模な工場その他の施設の名称及び所在地を定める場合の当該施設の用途及び規模を定めるものとする。

（用途及び規模）

第 2 条 水防法第 15 条第 1 項第 4 号ハに規定する条例で定める用途及び規模は、工場、作業場又は倉庫であつて、延べ面積が 10,000 平方メートル以上のものであることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福山市防災会議委員名簿

2024年（令和6年）7月1日現在

条 例 区 分	機 関 名 所 在 地 電 話 番 号	職 名	名 前
会 長	福山市 福山市東桜町3番5号 TEL 928-2111	市 長	枝広 直幹
第1号	国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所 福山市三吉町四丁目4番13号 TEL 923-2620 FAX 923-2517	事務所長	久富 浩二
"	広島地方気象台 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎四号館 TEL (082) 223-3953 FAX (082) 223-3968	次 長	片山 桂一
"	福山海上保安署 福山市東手城町二丁目18番3号 TEL 943-5950 FAX 943-5950	署 長	浦 建国
第2号	広島県東部総務事務所 福山市三吉町一丁目1番1号 TEL 921-1311 FAX 921-1364	所 長	上平 毅
"	広島県東部建設事務所 福山市三吉町一丁目1番1号 TEL 921-1311 FAX 931-9236	所 長	秋本 隆彦
第3号	福山東警察署 福山市三吉町南二丁目5番31号 TEL 927-0110 FAX 927-0121	署 長	田坂 健治
"	福山北警察署 福山市神辺町新道上三丁目14番 TEL 962-0110 FAX 963-8011	署 長	結城 好一
"	福山西警察署 福山市神村町3106-1 TEL 933-0110 FAX 933-0145	署 長	中本 悟志
第4号	福山市 福山市東桜町3番5号 TEL 928-2111	副市長	中島 智治
"	福山市 福山市古野上町15番25号 TEL 928-1530 FAX 922-6583	上下水道事業管理者	小川 政彦
"	福山市 福山市蔵王町五丁目23番1号 TEL 941-5151 FAX 941-5159	病院事業管理者	高倉 範尚
"	福山市 福山市蔵王町五丁目23番1号 TEL 941-5151 FAX 941-5159	看護部長	内田 朋子
第5号	福山市教育委員会 福山市東桜町3番5号 TEL 928-1108	教育長	小林 巧平

条 例 区 分	機 関 名 所 在 地 電 話 番 号	職 名	名 前
第6号	福山地区消防組合消防局 福山市沖野上町五丁目13番8号 TEL 928-1191 FAX 924-8474	局 長	濱田 善章
"	福山市消防団 福山市沖野上町五丁目13番8号 TEL 928-1193 FAX 928-1220	団 長	延近 敬弘
第7号	日本郵便株式会社福山郵便局 福山市東桜町3番4号 TEL 924-1500 FAX 931-7029	局 長	小林 和臣
"	西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部倉敷保線区 岡山県倉敷市阿知一丁目1-1 TEL FAX	区 長	坂上 直哉
"	西日本旅客鉄道株式会社福山駅 福山市三之丸町30番1号 TEL 925-3156 FAX 925-2519	駅 長	中川 勉
"	西日本電信電話株式会社中国支店 広島市中区基町6番77号 TEL 082-226-2127	設備部長	大塚 泰士
"	日本放送協会広島拠点放送局 広島市中区大手町二丁目11番10号 TEL 082-504-5282	放送部長	臼井 正徳
"	西日本高速道路株式会社中国支社福山高速道路事務所 福山市蔵王町五丁目24番1号 TEL 941-9778 FAX 941-5392	所 長	並松 歩
"	中国電力ネットワーク株式会社福山ネットワークセンター 福山市沖野上町一丁目7番28号 夜間・休日 0120-511-605 TEL 922-7954 FAX 922-7845	所 長	丸尾 和也
"	福山瓦斯株式会社 福山市南手城町二丁目26番1号 TEL 931-3111 FAX 923-1171	供給本部長	小林 和之
"	株式会社中国バス 福山市多治米町六丁目12番31号 TEL 953-5391 FAX 953-5390	執行役員総務部長	村上 耕規
"	福山通運株式会社 福山市東深津町四丁目20番1号 TEL 924-2000 FAX 931-4865	代表取締役社長	小丸 成洋
"	株式会社中国放送福山放送局 福山市北美台13番13号 TEL 925-1530 FAX 923-8264	放送局長	奥土 順二
"	広島テレビ放送株式会社福山支社 福山市沖野上町五丁目22番8号 TEL 923-4855 FAX 923-4879	支社長	糸永 直美
"	株式会社広島ホームテレビ福山支社 福山市霞町一丁目1番1号 TEL 924-3652 FAX 924-0055	支社長	三浦 正誉
"	株式会社テレビ新広島福山支社 福山市西町二丁目10番1号 TEL 931-3162 FAX 931-1362	営業局次長 兼支社長	山下 雄三

条 例 区 分	機 関 名 所 在 地 電 話 番 号	職 名	名 前
第 8 号	株式会社エフエムふくやま 福山市西町二丁目10番1号 TEL 920-8777 FAX 920-8778	専務取締役局長	田中 宏行
"	福山大学 福山市東村町字三蔵985-1 TEL 936-2111 FAX 936-2023	准教授	津田 将行
"	福山市立大学 福山市港町二丁目19番1号 TEL 999-1111 FAX 928-1248	教 授	向井 厚志
"	(一社) 福山市医師会 福山市三吉町南二丁目11番25号 TEL 922-0243 FAX 926-0573	副会長	平田 教至
"	(一社) 松永沼隈地区医師会 福山市南松永町二丁目8番12号 (保健福祉センター内) TEL 933-6299	理 事	宮地 康夫
"	(一社) 府中地区医師会 府中市鶉飼町496-1 TEL 0847-45-3505	理 事	武田 昌
"	(一社) 深安地区医師会 福山市加茂町下加茂933番地 (せら医院内) TEL 972-2814	理 事	亀川 禎央
"	(公社) 広島県看護協会福山・府中支部 福山市蔵王町五丁目23番1号 TEL 941-5151	支部長	野々平 裕子
"	福山市自治会連合会 福山市本町1番35号 市民参画センター内 TEL 923-9633	副会長	平田 彰
"	福山市女性連絡協議会 福山市本町1番35号 市民参画センター内 TEL 923-9633	事務局長	藤井 眞弓
"	福山市防火協会連合会 福山市沖野上町五丁目13番8号 TEL 928-1191 FAX 924-8474	会 長	篠原 憲二
"	福山市赤十字奉仕団 福山市三吉町南二丁目11番22号 福山すこやかセンター内 TEL 928-1346	委員長	過田 悟
"	福山市連合民生委員児童委員協議会	民生委員	森原 公江
"	福山市男女共同参画審議会 福山市東桜町3番5号 多様性社会推進課 TEL 928-1235	委員	平木 滋子
"	山手学区自主防災協議会	会長	杉原 均

条 例 区 分	機 関 名 所 在 地 電 話 番 号	職 名	名 前
第 8 号	福山建設工業協会	副会長	漆原 隆
"	福山防災リーダー連絡協議会女性部会	会長	宮林 倫子
"	男女共同参画推進委員	委員	佐藤 勢子
"	男女共同参画推進委員	委員	堀家 美智子
"	福山市消防団女性分団 福山市沖野上町五丁目 1 3 番 8 号 TEL 9 2 8 - 1 1 9 3 FAX 9 2 8 - 1 2 2 0	分団長	胃甲 茂美
"	びんご日本語多言語サポートセンター	代表	宮野 宏子
"	深津学区自主防災組織	代表	佐藤 千代子
"	福山市福祉を高める会連合会	幹事	高田 潤子
"	福山明るいまちづくり協議会	委員	三島 多恵子
"	キラキラサポーター (福山子育て支援ボランティア)	会長	三上 貴久美
"	福山市中央青少年育成員協議会	会長	長澤 庸子
"	福山市PTA連合会 福山市霞町1丁目10-1 TEL 9 3 1 - 6 2 1 0	監査	渡辺 丈倫
"	福山大学ボランティアPACE福山支部 福山市東村町字三蔵 9 8 5 - 1 TEL 9 3 6 - 2 1 1 1 FAX 9 3 6 - 2 0 2 3	副代表	中原 晴菜
"	福山市社会福祉協議会 福山市三吉町南二丁目 1 1 番 2 2 号 福山すこやかセンター内 TEL 9 3 6 - 2 1 1 1 FAX 9 3 6 - 2 0 2 3	会長	藤井 徹太
"	福山ボランティア連絡協議会	副会長	坂井 洋子

2023年度（令和5年度）・2024年度（令和6年度）
福山市災害応急対策協力事業者名簿

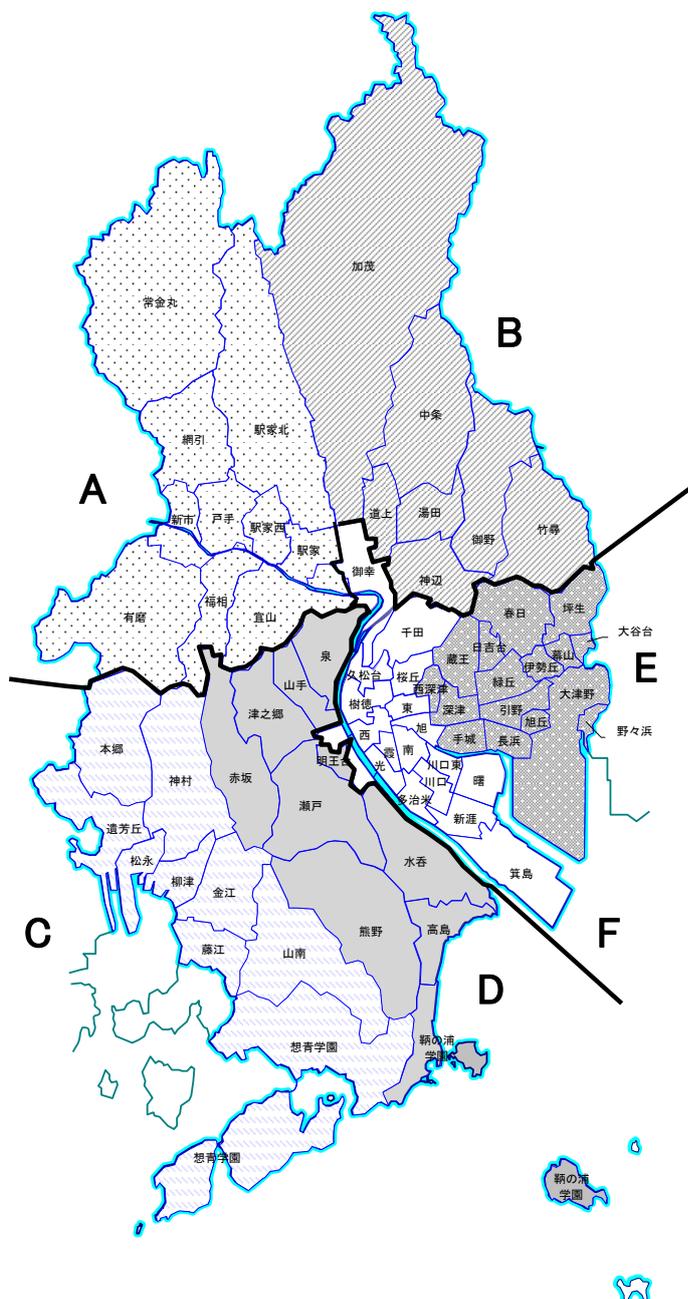
[2024年（令和6年）5月24日時点]

1 登録有効期間

2025年（令和7年）3月31日 まで

2 登録事業者数

地域区分	小学校区等名	登録事業者数
A地域	駅家、駅家北、駅家西、宜山、有磨、福相、常金丸、網引、新市、戸手	26
B地域	加茂、神辺、竹尋、御野、湯田、中条、道上	23
C地域	神村、本郷、遺芳丘、松永、柳津、金江、藤江、山南、想青学園	31
D地域	泉、山手、津之郷、赤坂、瀬戸、熊野、水呑、高島、鞆の浦学園、明王台	28
E地域	手城、深津、引野、蔵王、大津野、坪生、春日、伊勢丘、旭丘、緑丘、長浜、西深津、野々浜、日吉台、幕山、大谷台	31
F地域	東、西、南、霞、川口、樹徳、旭、光、千田、御幸、箕島、曙、新漕、多治米、桜丘、久松台、川口東	65
合 計		204



【A地域】

商号又は名称
井口建設（株）
（株） 駅家工務店
エスロード（株）
大木建設（株）
小川建設（株）
（株） 開真
勝建産業（有）
共伸産業（株）
（有） クリケン
（株） グローバル
小林建設（株）
（有） サクシード
（株） 三光建設
（株） サンスイ
（株） サンテック
（株） スズワ
先納組（有）
（有） 豊藤
（有） 服部建設工業
丸後産業（有）
（株） 丸忠建設
三島産業（株）
（株） みなみ
（株） 山本組
ユーセイ建設（株）
吉元建設（株）

【B地域】

商号又は名称
内山興業（株）
（株） 江種
加茂水道（有）
高陽建設工業（株）
五大産業（株）
シビルプラン（株）
千城土建（有）
（株） 総合建設資材
（株） 大栄組
（株） ダイケン
高見建設（株）
（株） 高森工業
（株） テクノス
東洋建設工業（株）
平賀建設（株）
藤田興業（有）
フタバ建設（株）
（株） マエタ
（有） 丸富建設
山路建設工業（株）
（有） 山善組
（株） 緑陽エンタープライズ
（株） 六共

【C地域】

商号又は名称
(株) アースウイング
(有) アシスト
アマノ企業(株)
(株) 一亘
内海設備工業(有)
大村電気工事(株)
(株) オキ
柏迫建設(有)
桑田電気工事(株)
(有) 小林興業
桜真都市開発(株)
(有) 三和設備
(有) シード
シグマ・コーポレーション(株)
(有) シンエイ
拓翔工業(株)
(有) タクミ建設
津田工業(株)
(株) ティ・エム
(株) 寺岡建設
(有) 都市建設
中根電機工業(株)
日栄土木(株)
ブラザー技研(株)
ホーム(株)
(株) 前田組
(有) 真組
(株) 松永ホームサービス
山脇産業(株)
(株) ユキ建設
(株) ルシア

【D地域】

商号又は名称
(株) 一瓢組
(株) 井上建工
井上建設(株)
(有) オービックス
大山建設(有)
(株) 柿原建設
(有) 川崎建材
くまの建設(有)
(有) 小山組
佐々木建設(株)
サンケイ電気工事(株)
三宝工業(株)
(有) 城西土地開発
角建工業(有)
瀬戸電設工業(株)
(有) 爽風苑
東洋建設(株)
友三建設(株)
(株) 仲心
(株) ニシウラ建設
八興建設(株)
本庄管工事(有)
瑞穂工業(株)
(株) 水本組
三谷建設(株)
(株) メディアテックー心
(有) 山本興業
(有) 横山工務店

【E地域】

商号又は名称
アキ建設（株）
（株）伊予建設
（株）尾熊設備
春日建設（有）
（株）広栄産業
（株）コウセイ
（有）蔵王造園
三東冷熱（株）
山陽ネット工業（株）
（株）松誠園緑地建設
（株）松扇園
昭和舗道建設（株）
新和建設工業（株）
大創アシスト（株）
井上土木（株）
（株）武田組
武田電機工業（株）
ティ・エムケンセツ（株）
東洋プラント（株）
東産業（株）
（有）備三工務店
（株）ビックス
（株）フェイス
福山ユアサ電機（株）
（株）藤原建工
双葉電機（株）
（株）プロテック
（株）松原組
（株）道下工務店
森重建設（株）
（有）吉建

【F地域】

商号又は名称
（有）アイム
朝日環境衛生（有）
旭ハウス工業（株）
石井建材（有）
石黒建設（株）
葦陽設備工業（株）
（株）上野
占部建設工業（株）
（株）エイトコーポレーション
（有）エーアンドエフ
（有）エキスパート
（株）荏原製作所 福山営業所
（有）木村工業所
（株）共栄店舗
（有）協立土建
（株）景松園
甲田建設（株）
光陽（株）
興和建設工業（株）
小畠工業（株）
坂本電気工事（株）
佐戸島建設（株）
（株）三共冷熱
（株）三幸社
（株）山水園緑地建設
山陽土建工業（株）
（株）繁山興業
（株）浄管センター
（株）伸和
スギ建設（有）
（株）鈴木工務店
誠和建設（株）
（有）大真土木
（株）大造産業
（株）タイトー設備工業

【F地域】

商号又は名称
大和建设（株）
タツミ電工（株）
（株）中電工 広島東部支社
塚本興業（株）
（株）土井工業
東光建設（株）
（有）東和建设
（株）西島製作所 福山営業所
中島工業（株）
日本運搬機械（株）
（株）日本エンジニア
馬場工業（株）
（有）広川工業
福樹園建設工業（株）
福山電業（株）
福山メンテナンス（株）
（株）福山冷機
富士建設（株）
平和建設（株）
（株）前石建設
（株）マサキ工務店
松坂産業（株）
（株）村上開発
安建工業（株）
山崎建設（株）
山下産業（株）
大和電気工事（株）
（有）義秀建設
（株）陸正
リッツ（株）

災害報告に係る用語の定義

人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊(半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位とする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公流館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公庁、学校、病院、公流館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共の建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※ 非住家被害は、全壊又は半壊を受けたもののみを記入するものとする。	

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように、建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

公 共 土 木 施 設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道路被害	高速自動車道、一般国道、県道及び市道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋梁被害	市道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。
	河川被害	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	砂防施設被害	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	地すべり防止施設被害	地すべり等防止法にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	港湾施設被害	港湾法にいう港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	漁港施設被害	漁港漁場整備法にいう漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
海岸施設被害	海岸法にいう海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。	
農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設とする。
	田畑の流失埋没	田畑の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田畑の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	溜池・水路決壊	溜池及び水路の堤防の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
そ の 他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	地すべり	地すべりにより負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。

そ の 他	が け 崩 れ	がけ崩れにより負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	鉄 軌 道 被 害	電車等の通行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろ、かいろのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清 掃 施 設 被 害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都 市 施 設 被 害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。(維持管理に属することとなるものを含む。)
	自 然 公 園 施 設 被 害	自然公園法及び自然環境保全法に定める施設の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水 道 (断 水)	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 話 (不 通)	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電 気 (停 電)	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス (停 止)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブ ロ ッ ク 塀 等	崩壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
そ の 他	各項に該当しない被害とする。	
り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
り 災 者	り災世帯の構成員とする。	
被 害 総 額	物的被害の概算額とする。(千円単位)	
火 災 発 生	火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。	



福山市防災会議

事務局

福山市東桜町3番5号

福山市総務局総務部危機管理防災課

電話 084-928-1228

FAX 084-926-0845

E-mail kikikanri-bousai@city.fukuyama.hiroshima.jp